

令和 4 年 6 月

市川市議会定例会会議録

令和 4年 6月 10日 開会
令和 4年 7月 1日 閉会

市 川 市 議 会

目 次

第1日 6月10日（金曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（17件）	1
○出席議員（41名）	2
○欠席議員（1名）	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4
○開会・開議	5
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	5
○会議録署名議員指名	5
○日程第1 議席の一部変更の件	5
○日程第2 議席の指定	5
○日程第3 会期の件	5
○さとうゆきの議員あいさつ	5
○議長報告	
・常任委員の選任	5
・議会運営委員の辞任・選任	5
○日程第4 市長の所信表明	
市 長 田 中 甲	6
○日程第5 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	
日程第6 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第7 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第8 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	
日程第10 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）	
日程第11 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第12 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第13 議案第9号 指定管理者の指定について	
日程第14 議案第10号 市道路線の認定について	
	（一括議題）
・提案説明	
市 長 田 中 甲	10
○日程第15 つかこしたかのり議員の資格決定の件	
・委員長報告	

資格審査特別委員長 加藤 武 央	12
・一身上の弁明	
つかこし たかのり	19
○休憩	24
○開議	24
・討論	
久保川 隆 志 (反対)	24
石原 よしのり (賛成)	26
・投票による表決の方法を無記名投票とすることを可決	29
・議員の資格を有すると決定	30
○休憩	30
○開議	30
・議事進行に関する発言	
小山田 直 人	30
議 長 松 永 修 巳	30
・緊急質問の同意及び日程追加可決	30
○日程追加 緊急質問	
1. 越 川 雅 史	30
財 政 部 長 稲 葉 清 孝	
○鈴木雅斗議員 (会派「緑風会」所属) に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議案提出の動議	
中 山 幸 紀	33
○休憩	33
○開議	33
○会議時間延長	33
○日程追加 発議第1号 鈴木雅斗議員 (会派「緑風会」所属) に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について	
・提案説明	
中 山 幸 紀	33
・討論	
や な ぎ 美 智 子 (賛成)	34
・可決	36
○散会	36

第2日 6月20日 (月曜日)

○議事日程 (第2号)	37
○会議に付した事件 (30件)	37
○出席議員 (41名)	38
○欠席議員 (1名)	39

○説明のため出席した者の職氏名	4 0
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4 0
○開 議	4 2
○6月10日の小山田直人議員の議事進行に関する発言に対する答弁	
議 長 松 永 修 巳	4 2
・発言の取消し（石原よしのり）	4 2
○日程第1 つかこしたかのり議員の資格決定の件	
・資格決定書を議長案のとおりとすることを可決	4 2
○日程第2 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	
日程第3 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第4 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第5 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第6 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	
日程第7 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）	
日程第8 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第9 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第10 議案第9号 指定管理者の指定について	
日程第11 議案第10号 市道路線の認定について	
日程第12 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第13 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第14 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第15 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第16 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第17 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第18 報告第7号 継続費の通次繰越しについて	
日程第19 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて	
日程第20 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて	
日程第21 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて	
日程第22 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて	
日程第23 報告第12号 専決処分の報告について	
日程第24 報告第13号 専決処分の報告について	
日程第25 報告第14号 専決処分の報告について	
日程第26 報告第15号 専決処分の報告について	
日程第27 報告第16号 専決処分の報告について	
日程第28 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について	
日程第29 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について	

日程第30 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

(一括議題)

・代表質問

1. 公 明 党	西 村	敦	4 3
(補 足 質 問 者)	宮 本	均	
市 長	田 中	甲	
教 育 長	田 中	庸 惠	
保 健 部 長	二 宮	賢 司	
危 機 管 理 監	水 野	雅 雄	
企 画 部 長	小 沢	俊 也	
財 政 部 長	稲 葉	清 孝	
街 づ くり 部 長	川 島	俊 介	
道 路 交 通 部 長	藤 田	泰 博	
こ ども 政 策 部 長	秋 本	賢 一	
福 祉 部 長	立 場	久 美 子	
経 済 部 長	小 塚	眞 康	
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
総 務 部 長	植 草	耕 一	
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
市 民 部 長	小 泉	貞 之	
生 涯 学 習 部 長	永 田	治	
○休 憩			6 3
○開 議			6 3
宮 本	均		6 3
市 長	田 中	甲	
総 務 部 長	植 草	耕 一	
企 画 部 長	小 沢	俊 也	
財 政 部 長	稲 葉	清 孝	
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
こ ども 政 策 部 長	秋 本	賢 一	
2. 創 生 市 川	稲 葉	健 二	7 1
市 長	田 中	甲	
危 機 管 理 監	水 野	雅 雄	
福 祉 部 長	立 場	久 美 子	
市 民 部 長	小 泉	貞 之	
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
水 と 緑 の 部 長	高 久	利 明	

街づくり部長	川島俊介	
学校教育部長	藤井義康	
生涯学習部長	永田治	
○休憩		83
○開議		83
・答弁		
財政部長	稲葉清孝	
経済部長	小塚眞康	
稲葉健	二(再)	86
危機管理監	水野雅雄	
福祉部長	立場久美子	
市民部長	小泉貞之	
学校教育部長	藤井義康	
こども政策部長	秋本賢一	
市長	田中甲	
環境部長	根本泰雄	
水と緑の部長	高久利明	
街づくり部長	川島俊介	
生涯学習部長	永田治	
財政部長	稲葉清孝	
経済部長	小塚眞康	
○散会		102

第3日 6月21日(火曜日)

○議事日程(第3号)	103
○会議に付した事件(29件)	103
○出席議員(41名)	104
○欠席議員(1名)	105
○説明のため出席した者の職氏名	106
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	106
○開議	108
○日程第1 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	
日程第2 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第3 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第4 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第5 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	
日程第6 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第2号)	
日程第7 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算(第1号)	

- 日程第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 市道路線の認定について
- 日程第11 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第18 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第19 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 日程第20 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第21 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第22 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第28 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第29 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

(一括議題)

・代表質問

3. 緑	風	会	石	原	み	さ	子	108	
(補	足	質	問	者)	青	山	ひろ	かず		
市		長	田	中				甲		
こ	ど	も	政	策	部	長	秋	本	賢	一
環	境	部	長	根	本	泰	雄			
総	務	部	長	植	草	耕	一			
福	祉	部	長	立	場	久	美	子		
道	路	交	通	部	長	藤	田	泰	博	
保	健	部	長	二	宮	賢	司			
消	防	局	長	本	住			敏		
水	と	緑	の	部	長	高	久	利	明	
青	山	ひろ	かず					121	
消	防	局	長	本	住			敏		

こども政策部長	秋本賢一	
・発言の訂正（水と緑の部長）	……………	124
・答弁		
水と緑の部長	高久利明	
青山ひろかず（再）	……………	124
道路交通部長	藤田泰博	
市長	田中甲	
○休憩	……………	127
○開議	……………	127
4. 無所属の会	越川雅史	127
市長	田中甲	
こども政策部長	秋本賢一	
保健部長	二宮賢司	
福祉部長	立場久美子	
環境部長	根本泰雄	
総務部長	植草耕一	
広報室長	麻生文喜	
危機管理監	水野雅雄	
副市長	大津政雄	
教育長	田中庸惠	
代表監査委員	菅原卓雄	
○散会	……………	147

第4日 6月22日（水曜日）

○議事日程（第4号）	……………	149
○会議に付した事件（29件）	……………	149
○出席議員（41名）	……………	150
○欠席議員（1名）	……………	151
○説明のため出席した者の職氏名	……………	152
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	……………	152
○開議	……………	154
○日程第1 議案第1号	市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	
日程第2 議案第2号	市川市税条例等の一部改正について	
日程第3 議案第3号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第4 議案第4号	市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第5 議案第5号	市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	
日程第6 議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）	
日程第7 議案第7号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	

- 日程第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 市道路線の認定について
- 日程第11 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第18 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第19 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 日程第20 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第21 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第22 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第28 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第29 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

(一括議題)

・代表質問

5. 日本共産党 (補足質問者)	清水 廣田	みな子 徳子	154
市長	田中	甲	
危機管理監	水野	雅雄	
企画部長	小沢	俊也	
街づくり部長	川島	俊介	
環境部長	根本	泰雄	
保健部長	二宮	賢司	
子ども政策部長	秋本	賢一	
学校教育部長	藤井	義康	
財政部長	稲葉	清孝	
広報室長	麻生	文喜	
廣田徳子			170

保 健 部 長 二 宮 賢 司
 こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一
 学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

○休 憩	175
○開 議	175
6. 自 由 民 主 党 細 田 伸 一	175
市 長 田 中 甲	
環 境 部 長 根 本 泰 雄	
企 画 部 長 小 沢 俊 也	
総 務 部 長 植 草 耕 一	
学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
○委員会付託（議案第1～10号）	186
○採決（報告第1～6号）	
・各承認	187
○請願の委員会付託	187
○散 会	187

第5日 6月28日（火曜日）

○議事日程（第5号）	189
○会議に付した事件（12件）	189
○出席議員（41名）	189
○欠席議員（1名）	190
○説明のため出席した者の職氏名	190
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	191
○開 議	193
○議長報告	
・議会運営委員の辞任・選任	193
○日程第1 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	
日程第2 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第3 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第4 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第5 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	
日程第6 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）	
日程第7 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第9 議案第9号 指定管理者の指定について	
日程第10 議案第10号 市道路線の認定について	

（一括議題）

○発言の申出					
	つかこし	たかのり		193
	議	長	松 永 修 巳	193
・議事進行に関する発言					
	松 井	努		193
	議	長	松 永 修 巳	194
・委員長報告					
	健康福祉委員長	石 原	み さ 子	194
	環境文教委員長	宮 本	均	195
	建設経済委員長	大久保	た か し	196
	総務委員長	久保川	隆 志	198
・各可決				199
○日程第11 請願第4-2号 国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願					
・委員長報告					
	建設経済委員長	大久保	た か し	200
・討論					
	高 坂	進 (賛成)		201
・不採択				203
○日程第12 一般質問					
1. 国	松	ひろき		203
	(1)ごみ集積所における指定袋を使用したごみの排出について				
	(2)消防団について				
	(3)幼保小の架け橋プログラムについて				
	環 境 部 長	根 本	泰 雄		
	市 長	田 中	甲		
	消 防 局 長	本 住	敏		
	学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康		
	こ ども 政 策 部 長	秋 本	賢 一		
○休 憩				217
○開 議				217
2. 金 子 貞 作				217
	(1)安全対策（養護老人ホームいこい荘周辺の崖地整備及び周辺歩道の陥没の原因と対策）について				
	(2)防災・減災対策（土砂災害防止法の区域指定後の進捗状況）について				
	(3)道路行政（稲越1丁目～2丁目5番地先（市道0232号）の道路整備）について				
	(4)宮久保6丁目の市民広場など市有地の有効活用について				
	(5)健康寿命の延伸について				
	街 づ くり 部 長	川 島	俊 介		
	水 と 緑 の 部 長	高 久	利 明		
	福 祉 部 長	立 場	久 美 子		

道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博
 財 政 部 長 稲 葉 清 孝
 市 長 田 中 甲

3. 長 友 正 徳…………… 2 2 6

- (1)小塚山公園の拡張部分について
- (2)防災対策の推進について
- (3)食エネ自給のまちづくりの推進について
- (4)認可保育施設等整備事業について
- (5)子育て支援の推進について

水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明
 街 づ くり 部 長 川 島 俊 介
 危 機 管 理 監 水 野 雅 雄
 経 済 部 長 小 塚 眞 康
 環 境 部 長 根 本 泰 雄
 こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一
 学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康
 教 育 長 田 中 庸 惠

○散 会…………… 2 3 7

第6日 6月29日(水曜日)

- 議事日程(第6号)…………… 2 3 9
- 会議に付した事件(2件)…………… 2 3 9
- 出席議員(41名)…………… 2 3 9
- 欠席議員(1名)…………… 2 4 0
- 説明のため出席した者の職氏名…………… 2 4 0
- 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 2 4 1
- 開 議…………… 2 4 2
- 議長報告
- ・行徳臨海部に関連する特別委員及び中核市移行に関する特別委員の辞任・選任…………… 2 4 2
- 議事進行に関する発言
- つかこし たかのり…………… 2 4 2
- 議 長 松 永 修 巳…………… 2 4 3
- 日程第1 一般質問
- 4. や な ぎ 美 智 子…………… 2 4 3

- (1)組織編成に係る新型コロナウイルス対応について
- (2)市内介護事業所への支援について
- (3)市川市手話言語条例について

企 画 部 長 小 沢 俊 也

保 健 部 長 二 宮 賢 司
 危 機 管 理 監 水 野 雅 雄
 福 祉 部 長 立 場 久 美 子

5. 石 原 よしのり…………… 2 4 8

- (1)環境行政（クリーンセンターの建て替え、ごみ減量化及び地球温暖化対策）について
- (2)給食費無償化について
- (3)無電柱化について

環 境 部 長 根 本 泰 雄
 市 長 田 中 甲
 学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康
 道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博

○休 憩…………… 2 5 7

○開 議…………… 2 5 7

○つかこしたかのり議員に対する処分要求の動議

越 川 雅 史…………… 2 5 7

○休 憩…………… 2 5 8

○開 議…………… 2 5 8

○日程追加 つかこしたかのり議員に対する処分要求の件

・提案説明

越 川 雅 史…………… 2 5 8

○懲罰特別委員会の設置、付託及び委員の選任…………… 2 5 9

○休 憩…………… 2 5 9

○開 議…………… 2 5 9

○議長報告

・懲罰特別委員会正副委員長互選結果…………… 2 5 9

6. 堀 越 優…………… 2 5 9

- (1)救急医療について
- (2)献血に対する本市の取組について
- (3)気象防災アドバイザーについて
- (4)高齢者及び障がい者への外出支援施策について

保 健 部 長 二 宮 賢 司
 危 機 管 理 監 水 野 雅 雄
 福 祉 部 長 立 場 久 美 子

7. 小 山 田 直 人…………… 2 6 9

- (1)こども施策（子ども家庭支援センター、待機児童及びプロモーション活動）について
- (2)道路行政（市道0232号、市道2001号及び私道整備助成事業）について

こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一
 広 報 室 長 麻 生 文 喜
 道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博

○休憩	281
○開議	281
8. 久保川 隆 志	281
(1)公共施設の建て替え計画について	
(2)デジタル化推進について	
文化スポーツ部長	森 田 敏 裕
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
こども政策部長	秋 本 賢 一
情報政策部長	佐 藤 敏 和
市 民 部 長	小 泉 貞 之
福祉部長	立 場 久 美 子
○散会	291

第7日 6月30日（木曜日）

○議事日程（第7号）	293
○会議に付した事件（1件）	293
○出席議員（41名）	293
○欠席議員（1名）	294
○説明のため出席した者の職氏名	294
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	295
○開議	296
○発言の訂正（清水みな子）	296
○発言の訂正（やなぎ美智子）	296
○日程第1 一般質問	
9. 浅 野 さ ち	296
(1)生理の貧困といわれる社会的孤立による女性への影響について	
(2)保健、医療（アピアランスケア、带状疱疹ワクチン接種の費用助成、多胎妊産婦と多胎児家庭への支援）について	
(3)産後家庭ホームヘルプサービスについて	
(4)男性個室トイレに、尿漏れパッドを処理する為のサンタリーボックスを設置できないか	
(5)本八幡駅、市役所第1庁舎、第2庁舎を回る循環バスの運行について	
総 務 部 長	植 草 耕 一
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
保 健 部 長	二 宮 賢 司
こども政策部長	秋 本 賢 一
10. 中 町 け い	308
(1)ひょうによる被害について	
(2)いちかわ市民キャンプ場について	
(3)保育施設等における安全管理について	

- (4)保育施設等の給食について
- (5)大規模解体工事における問題について
- (6)地域猫活動への支援について

福 社 部 長	立 場	久 美 子
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田	敏 裕
こ ど も 政 策 部 長	秋 本	賢 一
環 境 部 長	根 本	泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島	俊 介

- 休 憩..... 3 1 9
- 開 議..... 3 1 9
- 11. つ ち や 正 順..... 3 1 9

- (1)市内の精神保健福祉・医療分野（相談支援体制の現状及び今後の取組）について
- (2)風致地区内路地状敷地の大型共同住宅建築計画について
- (3)子どもたちの熱中症予防とマスク着用について

福 社 部 長	立 場	久 美 子
街 づ く り 部 長	川 島	俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田	泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久	利 明
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康
こ ど も 政 策 部 長	秋 本	賢 一

- 12. 中 村 よ し お..... 3 3 2

- (1)カラス被害防止条例について
- (2)通学路の安全対策の現状と課題について
- (3)G I G Aスクールの進捗状況について
- (4)特別教室のエアコン設置について

環 境 部 長	根 本	泰 雄
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康
生 涯 学 習 部 長	永 田	治
市 長	田 中	甲

- 休 憩..... 3 4 4
- 開 議..... 3 4 4
- 6月29日のつかこしたかのり議員の議事進行に関する発言に対する答弁

議 長	松 永	修 巳 3 4 4
-----	-----	-----	-------------

- 13. 石 原 た か ゆ き..... 3 4 5

- (1)学校給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としについて
- (2)学校施設開放事業について
- (3)学校における I C T環境整備について
- (4)市川市におけるシティセールスについて

学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康
-------------	-----	-----

情報政策部長 佐藤敏和
 広報室長 麻生文喜
 市長 田中甲

○散会…………… 357

第8日 7月1日（金曜日）

○議事日程（第8号）…………… 359
 ○会議に付した事件（5件）…………… 359
 ○出席議員（41名）…………… 359
 ○欠席議員（1名）…………… 360
 ○説明のため出席した者の職氏名…………… 360
 ○職務のため議場に出席した事務局職員職氏名…………… 361
 ○開議…………… 362

○日程第1 つかこしたかのり議員に対する処分要求の件

・委員長報告

懲罰特別委員長 細田伸一…………… 362

・つかこしたかのり議員より一身上の弁明の申出（否決）…………… 363

・4日間の出席停止の懲罰を科することを可決…………… 363

・地方自治法第129条第1項の規定による発言取消し命令

議長 松永修巳…………… 363

・会議規則第86条の規定による会議録不掲載

議長 松永修巳…………… 363

・4日間の出席停止の宣告…………… 364

○日程第2 一般質問

14. さとう ゆきの…………… 364

- (1)新型コロナウイルス感染対策に伴う公共施設の利用について
- (2)子どもの権利（保育園での取り組み、子どもの権利条約）について
- (3)ボランティアの受入れ団体が減少している現状及び今後の取組について
- (4)ひきこもりの現状、対応及び今後の取組について

危機管理監 水野雅雄
 こども政策部長 秋本賢一
 市民部長 小泉貞之
 福祉部長 立場久美子

15. かいづ 勉…………… 371

- (1)福祉部内において過重労働ではないかとの職員の声を聞くが、その対策について
- (2)現在の市民マナー条例の浸透度と近隣市との比較及び今後の取組について
- (3)その後の庁舎ルーバーのひび割れや損傷工事の改修計画と具体的な金額及び本件の責任の所在について

福祉部長 立場久美子

	市 民 部 長	小 泉 貞 之	
	街 づ く り 部 長	川 島 俊 介	
○休 憩		3 7 7
○開 議		3 7 7
16. かつまた 竜 大		3 7 7
	(1)特別支援教育について		
	(2)八幡5丁目風致地区の社員寮建設問題について		
	学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
	街 づ く り 部 長	川 島 俊 介	
	水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明	
17. 大 場	論	3 8 7
	(1)地方自治法第150条 内部統制における本市の現状と今後について		
	(2)内部通報制度（内部からの公益通報に関する制度）について		
	(3)道路行政（県道9号船橋松戸線の市川大野駅前から第五中学校入り口間の歩道の安全対策）について		
	財 政 部 長	稲 葉 清 孝	
	総 務 部 長	植 草 耕 一	
	道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博	
○日程第3 発議第2号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について			
・可決		3 9 6
○日程第4 委員会の閉会中継続審査の件		3 9 6
○日程第5 委員会の閉会中継続調査の件		3 9 6
○閉議・閉会		3 9 7
○委員会審査報告書		3 9 8
○閉会中継続審査申し出書		4 0 3
○閉会中継続調査申し出書		4 0 4
○会議録署名議員		4 0 5

第 1 日

令和4年6月10日（金曜日）

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月10日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 議席の指定
- 第3 会期の件
- 第4 市長の所信表明
- 第5 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
- 第6 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について
- 第7 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第8 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第10 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第9号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第10号 市道路線の認定について
- 第15 つかこしたかのり議員の資格決定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
 - 日程第2 議席の指定
 - 日程第3 会期の件
 - 日程第4 市長の所信表明
 - 日程第5 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
 - 日程第6 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について
 - 日程第7 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第9号 指定管理者の指定について
 - 日程第14 議案第10号 市道路線の認定について
 - 日程第15 つかこしたかのり議員の資格決定の件
 - 日程追加 緊急質問
 - 日程追加 発議第1号 鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について
-

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	のり
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆき
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	かず
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	ま	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵
石		原	よ	し	のり
加		藤	武		央
稲		葉	健		二
越		川	雅		史
大		場			諭
堀		越			優
か	い	づ			勉
松		井			努

竹 内 清 海
松 永 修 巳
岩 井 清 郎

欠 席 議 員 1 名

荒 木 詩 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	大 津 政 雄
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓 雄
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
広 報 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	植 草 耕 一
中核市準備担当理事	鹿 倉 信 一
企 画 部 長	小 沢 俊 也
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏 和
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
市 民 部 長	小 泉 貞 之
経 済 部 長	小 塚 眞 康
観 光 部 長	関 武 彦
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
こ だ も 政 策 部 長	秋 本 賢 一
保 健 部 長	二 宮 賢 司
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道 佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	永 田 治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	松	丸	多	一
事務局 次長	六	郷	真	紀子
(議事担当)				
主 幹	米	津	孝	成
副 主 幹	金	子	貴	一
主 査	尾	本		悠
主 任 書 記	北	川	陽	介
主 任 書 記	高	柳	陽	一
(調査担当)				
主 幹	上	原		高
主 査	前	田		悠
主 査	岡	澤	英	康
主 任 書 記	荒	木	智	貴
書 記	福	井	寿	明

会 議

午前10時8分開会・開議

○松永修巳議長 ただいまから令和4年6月市川市議会定例会を開会いたします。

○松永修巳議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○松永修巳議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、鈴木雅斗議員及び加藤武央議員を指名いたします。

○松永修巳議長 日程第1議席の一部変更の件を議題といたします。

令和4年3月27日に執行された市議会議員補欠選挙において当選されましたさとうゆきの議員の議席の指定に関連しまして、金子貞作議員を24番に、石原よしのり議員を32番に、稲葉健二議員を34番に、私、松永修巳を41番に変更することにいたしたいと思っております。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よってただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第2議席の指定を行います。

今回当選されましたさとうゆきの議員の議席は2番に、議長において指定いたします。

○松永修巳議長 日程第3会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から7月5日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって会期は26日間と決定いたしました。

○松永修巳議長 この際、今回当選されましたさとうゆきの議員を御紹介いたします。挨拶をいただきます。

さとう議員。

今回に限り、マスクを外して御挨拶いただきます。

○さとうゆきの議員 無所属の会、さとうゆきのと申します。よろしくお願いたします。

○松永修巳議長 挨拶を終わります。

この際、常任委員の選任について御報告申し上げます。委員会条例第8条第1項の規定により、さとうゆきの議員を建設経済委員に議長において指名いたしましたので、御報告申し上げます。

続いて御報告申し上げます。去る5月16日、つちや正順議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに荒木詩郎議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○松永修巳議長 日程第4市長の所信表明を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 本日、令和4年6月市議会定例会の開催に際し、市長として今後の市政運営について、私の思いを伝えます。

海外では、国同士の争いにより国民の平穏な日常が奪われるという悲劇が連日報じられています。このような軍事行動は東アジア情勢に大きな影響をもたらしかねない深刻な事態であります。私は、暴力、武力、戦争と180度違う立場で平和的に物事を解決することが国際政治で最も大切なことだと思っています。戦禍に見舞われ、住む場所を追われる方々に思いをはせると同時に、遠い国で起きていることが日本国民、市川市民の生活にも大きな影響を及ぼしてくることを痛切に感じております。そして、政治や行政が人々の命や人権に与える影響はいかに大きなものなのかと改めて認識をしているところです。だからこそ、政治や行政に携わる者として、市民の命や暮らしを守り、いつまでも住み続けられる町をつくる、その責任を果たすために市民目線、現場主義で市民のニーズをしっかりと受け止めなければなりません。

私は、3月に行われた市川市長選挙の結果、市民の皆さんから信託を受け、市長に就任いたしました。約50万人の市川市民のために尽力できることを誇りに思うとともに、職責の重さを痛感し、改めて身の引き締まる思いであります。市川市政を預かる者として、為政清明を信条に、市政に対する信頼を回復し、市民の皆さんと一緒に安定した市政をつくることを市川市長としてお約束いたします。

市川市は、東京に隣接しているという良好な立地や交通の利便性によって早くから市街化が進み、現在、人口は50万人に及ぶ町となっています。しかし、都心に進学、あるいは就職する際の居住地として20代前半の若い世代に選ばれている一方で、20代後半から40代前半にわたる、いわゆる子育て世代が多く転出しています。また、65歳以上の人口の割合も年々上昇しています。子育て世代の転出や独り暮らしの高齢者、認知症高齢者も増加傾向にあることから、今後も少子・超高齢社会の進展により社会保障経費の増加が見込まれています。

そこで、本市が持続可能な町であり続けるために、働くお父さん、お母さんが市川なら安心して子育てができると思っていただけるような環境やシステムをつくることで子育て世代の定住促進を図ります。そして、小さな子どもから高齢者まで、誰しもが健やかに暮らし、お互いを支え合う健康寿命日本一の町を目指してまいります。

本市はかねてより文教都市と言われてきました。このインテリジェンスあふれる自然豊かな文教都市の魅力をさらに高めるために、私の政治家としての17年、経済人としての20年の経験と人脈を生かし、全力で取り組んでまいります。

私の選挙公約を実現する前に、まず優先すべき喫緊の課題は新型コロナウイルス対策です。これまでの感染防止対策の徹底やワクチン接種率の向上といった、市民の皆様の御理解と御協力に深く感謝申し上げます。収束が見えたときでも、自らが感染源とならないように気を緩めず、感染防止対策に取り組んでいくことが大切です。そのためには、正しい情報の発信により正しい知識を得ることで感染リスクを適切に抑えていくことが必要です。ウィズコロナ時代の生活様式のスタンダードを市川から発信してまいります。

新型コロナウイルス対策に取り組むことで市民の生活と暮らしを守り、不安な日々を過ごす市民一人一人に寄り添いながら実りある未来を手にするために、これから本市が目指す方向性について申し上げます。

1つ目に、行財政運営についてです。

市民の皆様に寄り添うために、まずタウンミーティングを開催します。一人一人の声に耳を傾ける、聞く市長

として、市民の声と意思を受け止め、様々な施策に反映をしていきます。また、情報公開を徹底し、より透明性を高めることで、市民の皆様からの信頼を取り戻したいというふうに思っています。そして、この公正な市政運営に資するために、自らの政治姿勢として、市長の給料の減額及び退職手当の辞退を決意しました。

本市は、これまで順調な市税収入の確保と堅実な財政運営に努めてまいりました。一方で数多くの行政課題を抱え、その中でも老朽化が進む公共施設の再整備を計画的に実施していく必要があることから、優先順位を正しく判断して実行してまいります。

地域経済の活性化と市の財源確保を両立するために、市役所の調達には市内業者を基本にします。そして、無駄を排するために施策の緊急性や重要性を整理し、必要などころに必要なお金を正しく使う選択と集中をモットーにメリハリある財政運営を実施します。

2つ目に、防災、防犯についてです。

災害時における公助の役割は極めて重要ですが、生死を分けるタイムリミットである72時間を生き延びるためには、自分の身を自分で守る自助や、地域住民が共に協力し合う共助が大きな役割を果たします。そこで、災害の発生直後に地域住民の命を守るため、防災リーダーの育成により地域防災力の向上を図り、さらに国、県との連携を強化して強固な危機管理体制を構築します。

また、災害発生時には速やかに避難所を開設するとともに、配慮を要する方のために、必要に応じて迅速に福祉避難所を開設します。避難所には水や食料だけでなく、トイレや電源を配備するとともに、少しでも安心して避難所生活を送っていただけるように、バリアフリーやプライバシーなどに配慮した環境を整えることで、復興への希望と意欲を抱けるような万全の準備を行ってまいります。

最近では想定を超える規模の災害が発生していることから、地震や大雨に強いまちづくりを早急に実現していかなければなりません。公共施設の耐震化は平成25年に完了しましたが、民間の住宅や建物の耐震化、沿道の危険ブロック塀対策を実施し避難経路を確保するとともに、市民の命を守る強靱なまちづくりを進めます。

台風などで大雨が降ると、下水道や排水路から水があふれる危険性があります。このような内水氾濫に備え、下水道施設の排水能力を強化し、より安全で水害に強い町にします。また、市内55か所の土砂災害警戒区域を中心に、崖地の安全対策についても迅速に取り組んでまいります。

事故や犯罪が起りにくい町にするには、日頃から未然に防ぐための対策を取ることが極めて有効です。町に防犯灯や防犯カメラを増設することで市民の安全と安心を確保していきます。

3つ目に、まちづくりについてです。

東京都に隣接し、利便性が高いという立地を生かし、秩序ある住宅地と、豊かな水と緑の自然環境とが両立した魅力ある町にしていきます。町には無数の電柱や電線、通信ケーブルがあります。これが地上からなくなることで、全ての人にとって安全で快適に利用できる歩行空間が生まれ、景観もよくなります。特に災害時に電柱が倒れたり、電線が垂れ下がる危険性がなくなることで安全な避難にもつながるため、道路や公共施設などを建設するタイミングを逃すことなく無電柱化を進めます。

全国的な課題である空き家対策は、住宅都市である本市においても例外ではありません。空き家の所有者との積極的な連携や本市の宅地建物取引業協会をはじめとする関係団体の協力の下、単に空き家を解体するばかりでなく、地域のニーズに応じた地域の拠点として活用するなど、生活環境を守るため総合的に取り組んでまいります。

市役所のある八幡地域では、本八幡駅北口に2つの再開発計画があります。地域住民としっかり話し合い、市役所や葛飾八幡宮へつながる市川市の顔となるまちづくり計画が前に進むよう努力してまいります。

橋は人と人、町と町をつなぎ、私たちの町や生活に交流の機会を広め、にぎわいをもたらすものです。行徳地

域と江戸川区を結ぶ今井橋に続く第2の橋として、仮称押切橋の計画が動き出しました。橋をきっかけに、行徳駅前の利便性と歴史あふれる旧道の価値を共に向上させ、行徳地域の魅力をさらに高めてまいります。そのためにも一日も早い開通に向け、引き続き東京都や千葉県と連携を図ってまいります。また、市川南地域の住民をはじめ多くの皆様が待ち望んでいる仮称大洲橋についても、早期の事業化に向け、引き続き関係機関に強く働きかけてまいります。

市内の経済を活性化する方法の一つとして、市内のお金の循環を図ることが挙げられます。そこで、市民の元氣な活動への支援と地域経済の活性化を両立させる新たな試みとして、誰もが利用しやすいデジタル地域通貨の仕組みや運用などについて、政策参与を設置して研究を進めてまいります。

また、デジタル社会を支えるスマートフォンなどの携帯端末は、今や私たちの日常に欠かせないものとなっています。日常生活で利便性の向上や災害時の様々な情報の入手のため、全ての市の公共施設などにWi-Fiスポットを順次整備します。

経済を支えることは町の活力を支え、人々の日常を支えることにつながります。経済人としての発想を生かし、地域力を向上させる市政に取り組んでまいります。

4つ目は、環境についてです。

地球温暖化の進行により気候変動の危機は深刻さを増し、そのための対策は待ったなしです。今すぐ行動を起こさなければ、私たちの地球は取り返しのつかないことになってしまいます。環境問題には様々な要因が複雑に関わっています。しかし、重要な視点は自然の摂理を理解し、循環とバランスを保つことです。一人一人の生き方が地球環境につながっていることを意識し、資源やエネルギーを循環させ、バランスよく環境を保つことができるように啓蒙してまいります。

その上で、ごみの問題について一人一人が当事者意識を持って向かい合えるような取組を進めるとともに、クリーンセンターの建て替えに当たっては費用と機能を見極めた計画といたします。そして、市川市として持続可能な地球環境や社会に向けて取り組む責務を果たすため、できることから行動を起こしていかなければなりません。本市はSDGsを推進する都市として、環境に優しいまちづくり、いつまでも住み続けられるまちづくりを市民の皆さんとともに進めてまいります。

その国の道徳心の高さは、その国の動物に対する接し方によって分かるというマハトマ・ガンジーの言葉があります。人間はもちろん、動物も植物も全ての命を貴ぶことが何より大切なことです。ペットを飼うことは1つの命を預かるという認識を改めて周知し、飼い方やしつけ、不妊手術などといった飼い主としてのマナーと責任について啓発を進めるとともに、やむを得ずペットを手放すようなことになった場合でも、里親募集などにより殺処分ゼロを目指してまいります。また、飼い主のいない猫によるトラブルをなくすための地域猫活動への支援を強化し、地域の理解の下、動物との共生社会をつくります。

本市は、中央に江戸川が雄大に流れ、南北に長い地形が特徴です。北部には梨畑や里山風景、また南部には三番瀬や行徳近郊緑地などの水辺環境があり、東京都に隣接する町でありながら恵まれた自然環境が残されています。この豊かで貴重な自然環境を次世代につないでいくために、保全と活用の観点から自然と共生したまちづくりを進めてまいります。

5つ目に、文化、スポーツです。

誰もが自分らしく暮らせる町とは、国籍、年齢、障がい、LGBTQ+など、様々な違いをお互いに受け入れ、認め合うダイバーシティが実現された町です。人権教育の推進や多様な方が文化活動やスポーツに参加できる環境の整備を進めることで、健康で健全な社会の実現を目指してまいります。

若い世代を中心に人気の高いスケートボードやスポーツクライミングなどのアーバンスポーツは、オリンピッ

クの新種目として注目を浴び、そのエンターテインメント性に多くの若者が魅了されています。プロスポーツ選手との交流機会を設けて子どもたちに夢を与え、進化を続けるスポーツの世界を応援し、スポーツ環境を整えてまいります。そして、コロナ禍で縮小していたイベントを充実させることで、地域ににぎわいと活力を創出します。

また、コンピューターゲームの対戦をスポーツ競技として捉えるeスポーツも世界中で競技人口や市場規模を拡大しています。年齢や障がいの垣根を越えて楽しめる新たな競技の魅力を周知し、応援してまいります。

文化財保護の観点では、本市には貝塚などの史跡をはじめ大切に守っていかなければならない歴史的な文化財があります。また、駒形大神社の御奉謝や国府台の辻切り、行徳五ヶ町例大祭などの伝統行事も時代を超えて受け継がれています。これらの地域資源を活用して、市川という地域に親しみや愛着を持ってもらえるように積極的な情報発信を行ってまいります。

文化芸術がいつも私たちのそばにあることで、歴史ある文化を未来へつなぎ、文教都市として発展を続けることができます。新進アーティストの活動拠点や美術館の開設も視野に入れながら、市民の皆さんが市川らしい町の文化を身近に感じられる環境づくりを目指します。

6つ目に、子ども、教育についてです。

子どもたちの未来は市川の未来です。子どもたちの明るい未来のために全力で子育て施策、教育施策に取り組んでまいります。

子育ては初めての連続ですから、自分たちだけでは解決できない問題や不安がつきものです。また、性別にとらわれず、これまで以上に男性が育児参加しやすい社会が必要です。子育て世代が気軽に悩みを相談できる体制を充実させるとともに、安心して子育てできる環境を整えてまいります。

全ての子どもたちがこの市川で心豊かにすくすくと成長できる環境をつくるため、医療的なケアが必要な子どもや発達に課題のある子どもなどへの支援に取り組んでまいります。

子どもたちが進学した際に、新しい環境になじめず、不安な学校生活を送ることがあってはなりません。幼稚園や保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進学する過程で、双方の先生方が相互協力、連携を図ることが重要です。幼、保、小、中と切れ目のない支援体制、クロスフェード化を進めることで、新しい学校生活にうまく受け入れる環境づくりに努めます。

学校生活において、給食の時間は子どもたちを笑顔にする大切な時間です。引き続き地産地消に取り組むほか、食の安全性を維持し、学校給食費の無償化に向けた関係機関との協議を進めます。さらに、子ども食堂の支援など、全ての子どもたちの食の環境を守ります。

教育は子どもたちだけのものではありません。世代にとらわれず、知性を高める機会を市民の皆さんに提供していきます。大学との交流や高齢者の学習機会の確保といった生涯学習環境の充実など、何歳になっても学べる仕組みを整えます。

最後に、保健、福祉についてです。

コロナ禍から脱却し、健康のために活動できる日々を取り戻すためには、年齢や障がいを理由に外出が困難となっはけません。福祉タクシーやシルバーバスなど、個々の状況に適した外出支援を充実させることで、高齢者や障がい者を含め、誰もが分け隔てなく、共に暮らせる町を目指します。

高齢社会が進む中で、認知症支援やその予防はまさに喫緊の課題です。認知症をより身近に捉えられるよう理解を深め、共生と予防の推進を図り、高齢者の心身の健康づくりを進めます。

障がいの有無などを問わず、互いを認め、互いを思いやり、誰もが生きがいを持って過ごすことのできる社会の実現が求められています。そのためには、当事者やその家族だけではなく、事業者と行政が共に取り組む必要

があります。障がい者や高齢者が前向きな気持ちを持って就労ができるよう支援し、社会参加を後押しします。

予防接種の重要性を改めて認識した今、市民の命を守るための環境を整える必要があります。特に子どもは成長に応じ、何種類もの予防接種を計画的に受けることになっているため、正しい情報に基づいて、接種を希望する御家庭のお子さんが確実に受けられるように支援を図ってまいります。

私が最も重視するテーマとして掲げるのは健康寿命日本一です。誰もが健康上の問題で日常生活が制限されることなく、はつらつと元気に暮らし、心の健康と体の健康のバランスが取れた活力あふれる生涯を送れることを願っています。そのためにも生活習慣といった個人の健康管理のみならず、潤いのある人間関係を構築することが大切です。さらに、都市基盤が整備され、環境にも配慮した町の健康も一体的に捉える必要があります。

これまで述べた7つの基本政策を総合的かつ多面的に取り組むことで格差のない町、健康寿命日本一の町を目指します。

加えて、これらの基本政策は世界共通の目標であるSDGsの理念と調和するものであります。この市川市が誰一人取り残さない持続可能な町になるよう全力で邁進してまいります。

市長としての私に託された課題は、信頼と安定の市政を行っていくこととあります。昭和9年11月3日に市制施行して以来、88年にわたり発展し続けてきたこの市川市を市政100年に向け、誰もが安心して充実した日々を過ごすことのできる持続可能な町として、次世代につないでいかなければなりません。そのためにも、今取り組まなければならない基盤整備と施策を掲げ、市民の皆さんとともに歩んでまいります。

結びに、市民の皆様並びに議員各位の御理解、御支援を心よりお願い申し上げまして、私の所信表明といたします。

○松永修巳議長 以上で市長の所信表明は終わりましたが、所信表明に対する代表質問は、議事の都合により6月20日から行うことといたします。

○松永修巳議長 日程第5議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてから日程第14議案第10号市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第1号から議案第10号までにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定については、市政に対する信頼を回復するとともに公正な市政運営に資するため、自らの政治姿勢として、市長の給料を減額するとともに退職手当を支給しないこととする必要があることから提案するものです。

議案第2号市川市税条例等の一部改正については、地方税法の改正に伴い、個人の市民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税における課税方式と一致させる措置を講ずるとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限等を延長するほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第3号市川市国民健康保険税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請期限に関する特例措置を講ずるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第4号市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、クリーンセンター余熱利用施設の指定管理者の候補者が提案した事業等の内容を踏まえ、同施設にトレーニング室、集

会室及び会議室を設置するとともに、その使用料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第5号市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、公務災害補償を受ける権利を担保に供することができる特例を定める規定を削除する必要があることから提案するものです。

議案第6号令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算は、私が市長に就任して間もなく編成作業に着手し、時間的な制限がある中でまとめ上げたものでございます。このため新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応すべきもの、あるいは制度設計が固まっており、すぐに実施が可能なものに限定した内容となっております。したがって、先ほど所信表明をいたしました但し、政策の実現に向けて必要となる予算については、今後できるだけ多くの皆様の御意見をお聞きしながら十分な検討を重ね、制度が整ったものから、9月以降の定例会において順次御提案させていただくことを考えております。

それでは、今回、御提案する補正予算の内容について御説明いたします。

補正予算総額は、歳入歳出それぞれ8億9,126万5,000円の増額を行い、予算総額を1,686億2,290万5,000円とするものです。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス4回目接種に係る経費や物価高騰の影響を受ける学校給食への対応、子ども食堂を運営する団体への補助金など、子どもたちの健やかな健康を支援するための経費を計上するほか、防災、まちづくり、文化、観光、産業振興、地域活性化など、必要となる事業費について増額する一方で、行財政運営の見直しの一環として減額補正を行うものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第2款総務費では、災害等による断水時に備えるために備蓄用の簡易トイレの購入経費や新たに設置するデジタル地域通貨推進参与報酬について計上するほか、市長給与及び企画政策アドバイザー報酬の減額並びに補正予算の財源調整のために財政調整基金積立金の減額について、第3款民生費では、保育の必要があるゼロ歳児から2歳児を定期的に預かる私立幼稚園に対する補助金や、子どもたちの見守り支援を行う子ども食堂を運営する団体に対する補助金などについて、第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費や子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方々に対しワクチン接種を実施するための経費のほか、新たに訪問型の産後ケアサービスを実施する経費、また猫不妊等手術費の助成制度を拡大するための経費について、第6款農林水産業費では、市川漁港における生産性向上のための施設の整備に対する補助金などについて、第7款商工費では、事業の再構築やデジタル化などの経営力の強化を図る中小企業等を支援するための経費などについて、第8款観光費では、観光大使によるプロモーション事業を実施するための経費などについて、第9款土木費では、木造住宅の耐震改修費等に対する補助対象の拡大などについて、第11款教育費では、物価高騰の影響を受ける学校給食の質を維持するため、保護者負担を据え置いた上で食材費を増額するための経費などについて、それぞれ計上するものです。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、国庫支出金から市債までそれぞれ計上するものです。

次に、債務負担行為の補正では、いちかわ情報プラザ冷暖房設備等借上料のほか、3事業の追加を行うものです。

地方債の補正では、農林水産業費及び土木費における限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第7号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正は1,012万9,000円の増額を行い、総額をそれぞれ317億12万9,000円とするものです。補正予算の内容は、フレイル状態にある高齢者に対して効果的な自立支援、介護予防の取組を行うための経費を追加するもので、その財源として国

庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を充てて収支の均衡を図るものです。

次に、議案第8号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）について、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の減額に伴い、業務予定量の補正を行うものです。

次に、資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、市川南ポンプ場の建設事業の継続費の変更に伴う本年度支出額の減額補正を行うほか、公共の下水道啓発事業において、展示用のデザインマンホールを作成するために経費を計上し、合わせて15億4,901万円の減額を行うとともに、資本的収入において、公共下水道整備雨水事業の減額に伴い、その財源である公共下水道事業債及び国庫補助金について15億5,011万7,000円を減額するものです。また、その差額について、当年度の損益勘定留保資金によって補填するものです。

次に、継続費の補正では、先ほど説明したとおり、市川南ポンプ場の建設事業において、工事完了時期の延伸により継続費の期間及び年割額を変更するものです。

最後に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額を変更するものです。

議案第9号指定管理者の指定については、令和4年10月1日から市川市クリーンセンター余熱利用施設クリーンスパ市川を管理する指定管理者を指定するため、提案するものです。

議案第10号市道路線の認定については、昭和55年に市道として認定した路線の一部に私有地が存在していたため、平成3年に当該路線を廃止しました。その後、当該私有地を道路用地として寄附を受けたため、改めて市道として路線の認定をする必要があることから提案するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○松永修巳議長 日程第15つかこしたかのり議員の資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、つかこしたかのり議員の退席を求めます。

[つかこしたかのり議員退席]

○松永修巳議長 本件に関し委員長の報告を求めます。

資格審査特別委員長、加藤武央議員。

[加藤武央資格審査特別委員長登壇]

○加藤武央資格審査特別委員長 ただいま議題となりましたつかこしたかのり議員の資格決定の件につきましては、資格審査特別委員会において、お手元に配付の資格決定書案のとおり決定いたしましたので、本特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、本特別委員会の審査におきましては、議員が議員としてではなく、関係人として記録等を提出し、あるいは発言することがございましたが、本報告におきましては、その呼び方は「議員」に統一させていただきますので、御了承願います。

まず、本特別委員会の設置に至る経緯と審査の趣旨及び概要についてであります。

私たち市議会議員の資格につきましては、地方自治法第127条第1項において、議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失うと規定されております。この被選挙権を有しない者といたしましては、議員に就任後、被選挙権を失い、現在これを有しない者、就任当時から引き続き現在まで被選挙権を有していない者、現在は被選挙権を有しているが、就任当時、またはその後において被選挙権を有しない事実のあった者が該当するとされ、すなわち被選挙権を有することが議員への就任の要件であり、かつ在職の要件でもあると解されております。

また、被選挙権の要件としましては、公職選挙法第9条第2項により、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上、当該市の区域内に住所を有する者であることとされており、この「住所を有する」の意義に

つきましては、最高裁判所の平成9年8月25日の判決において、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当であると示されているところであります。

このことに関し、本特別委員会が設置された経緯は次のとおりであります。

平成25年8月から10月頃、つかこし議員が結婚を機に、宮久保の実家から埼玉県三郷市に転出しました。平成28年2月、つかこし議員に次男が誕生しましたが、次男には生まれつきの持病があったとのことであります。平成29年3月、つかこし議員は三郷市に住居を購入し、住民票を同所に異動しました。平成29年10月頃から、つかこし議員は三郷市と宮久保の実家との間を行き来するようになりました。平成30年2月、つかこし議員は単身で宮久保の実家に転居し、同所に住民票を異動しました。平成31年4月21日、つかこし議員は市川市議会議員一般選挙に当選しました。令和2年12月頃、つかこし議員は、宮久保に新居を購入して同所に住民票を異動し、妻子とともに生活を開始しました。令和3年2月21日、市川市に在住する者から議長及び各会派の代表者宛てに、つかこし議員が三郷市に居住し、市川市には居住実態がないとして、真相を究明してほしいとする文書が送付されました。令和3年3月4日、この文書への対応を協議するため各派代表者会議が開催されました。

令和3年3月8日、つかこし議員は、自らの被選挙権の有無について市民及び議員に疑念を生じさせているとして、この疑念を払拭するため、議会において自らの被選挙権の有無を決定するよう求め、議長に対し資格決定要求書を提出しました。これを受けて本特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき設置され、同年3月11日には、地方自治法第98条第1項及び第100条第1項の規定による調査の権限を委任され、また同年9月11日には、同法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の権限を委任され、これらの権限に基づき、つかこし議員の生活の本拠が、平成31年4月21日執行の市川市議会議員一般選挙の3か月前から本特別委員会における決定に至るまで市川市内に置かれていたか否かの点に着目し、令和3年3月11日から令和4年6月6日までの間、15回にわたり慎重な審査を行いました。

次に、本特別委員会に提出された記録等についてであります。

かいつまんで申し上げますと、まず、つかこし議員が資格決定要求書に添付して提出した資料として、宮久保の実家における水道光熱費の支払い証明書、インターネットショッピングの履歴の写し等。次に、本特別委員会が地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録のうち、つかこし議員が提出した記録として、三郷市の住居における水道光熱費の支払い証明書、三郷市から宮久保に転居した際の転居費用の決済履歴、宮久保の実家の平面図、つかこし議員が使用する自家用車のガソリン代金、ETCカード利用代金の支払い状況に関する記録等。市川市長が提出した記録として、つかこし議員の住民票の写し、戸籍の附票、住宅借入金等特別控除申告書の写し。千葉地方法務局市川支局長が提出した記録として、三郷市の住居の土地及び建物登記に係る登記事項証明書。松永修巳議員が提出した記録として、令和3年2月5日につかこし議員に対し居住の実態について行った聞き取りの記録。次に、つかこし議員が任意で提出した資料として、日用雑貨等の購入にかかる領収書、市川市清掃公社の支給明細書、地域ボランティアイベントの出欠確認用返信はがき等です。次に、本特別委員会より調査の委任を受けた弁護士が収集した資料として、宮久保の新居の不動産登記情報、当該弁護士の照会に対するつかこし議員の代理人弁護士、市川市清掃公社及び京葉瓦斯株式会社などからの回答書。本特別委員会といたしましては、審査において、これらの資料を精査いたしました。

次に、証人尋問についてであります。本特別委員会において、関係者から証言を得る必要があると認め、地方自治法第100条第1項の規定により、令和3年5月10日につかこし議員、令和4年3月14日につかこし議員の妻、父及び母並びに宮久保の実家及び新居の近隣に在住する3名の方に対し証人尋問を行いました。その概要に

ついて申し上げます。

なお、以下、つかこし議員の妻、父及び母につきましては、単に妻、父及び母と、また、宮久保の実家及び新居の近隣に在住する3名の方につきましては、A氏、B氏、C氏とお呼びをいたします。

まず、つかこし議員に対する尋問事項及び主な証言であります。つかこし議員は宮久保の新居における生活状況等について、「新居を購入したのは令和2年12月頃で、同月下旬頃から段階的に生活を始めた。その当時、子どもは三郷市の幼稚園に通わせていた。慌てて住居を買ったわけではなく、当初から市川市で一緒に住みたい気持ちは変わらず、子どもが増え、実家近くに家を購入できる縁があり、ローンも組めた状況で、たまたま私の居住について騒がれるようになった時期が重なった。私の政治活動の本拠地として宮久保の実家を公開しているので、郵便物の宛先の一部は実家のままである」との証言をしました。

また、宮久保の実家における生活状況等について、「平成30年2月に、父の介護のため自分だけ宮久保の実家に転居した。また、父の介護を行う中で、市川市から通勤を繰り返す生活実態に基づいて住民票を異動した。介護サービスは使用せず、母と自分で父をフォローした。父の介護が必要なときに選挙運動を行ったが、父は私に対して問題がないように振る舞っていた。また、選挙期間中、父に手伝ってもらったこともあった。宮久保の実家の水道光熱費の契約が全て父名義になっているのは、土地、建物の所有者は父で、世帯主も父であるからである。水道使用量が少ないという認識はなかったが、当時は仕事や選挙活動等で家を空けることも多く、自分があまり家にいなかった。ガスや水道の使用量がゼロの月があるのは、入浴は主に母屋で済ませ、三郷市の住居で済ませることもあり、また、トイレを外出先で済ませることが多かったからである。プライベートの時間にパソコン作業をすること、父の病状が落ち着いてきたことから、母屋から離れに移った。三郷市の住居に戻るときには、子どもを風呂に入れたり、買物の手伝いをしたり、妊娠中の妻のケアをしたりした。戻る頻度としては、平成30年2月は週1回から2回程度、平成31年は週1回程度、コロナ禍においては週1回以上あった。令和3年1月頃から、私の居住についてインターネット上の告発や誹謗中傷があり、看板を傷つけられる状況などもあって、宮久保の新居の住所を公開するのは得策ではないと考え、現在は宮久保の実家を自分の住所として公開している」との証言をいたしました。

また、三郷市の住居における生活状況等について、「次男の通院の頻度は、手術後は月数回、1歳になった頃は月1回程度、成長するに従って徐々に間隔は広がった。通院の送迎は私か妻が中心に行っていたが、私が市川市に戻ってからは妻が行うことが多くなった。妻の親の協力を仰ぐことも非常に多かった。三郷市の住居は賃貸物件として貸し出している。引き続き、それまでの住宅ローンを継続している」との証言をしました。

また、宮久保の新居、宮久保の実家及び三郷市の住居の行き来の状況等について、「宮久保の実家から三郷市の住居へ通った頻度は週1回程度、宿泊の頻度は月数回だった。その理由としては、市議会議員をしているので市川市に足場を置いて活動したいと考えたからである。軽自動車は、私が三郷市に戻るときと市川市内で使用した。バイクは、私が三郷市に戻るときや次男の病院に行くときに使用した。普通自動車は、妻が三郷市で生活するために使用していた。給油量が多かったとは思わない。私と妻の動線上で流山市の給油所が価格が安かったので、流山市の給油所が一番多かった。三郷市では妻が給油し、市川市では私が給油することが多かった。ETCカードは2台で共有していた。利用頻度は少なく、令和2年11月18日以降利用していない」との証言をしました。

また、その他、審査のため必要な事項について、「住宅ローンに関する銀行の住所変更の手続きは失念していた。市川税務署には届出をした。宮久保の実家では、下着の洗濯は母が行い、ワイシャツやスーツについては地元のクリーニング店を利用した。提出したレシートのうち、駐車場の領収書、勤務先の給与明細、地域ボランティアの返信用はがきが重要である」との証言をしました。

次に、妻に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、つかこし議員が市川市で生活するに至った経緯について、「父の体調不良がきっかけである」との証言をしました。

また、「つかこし議員が市川市で生活することになった際、つかこし議員とはどのような意見を交わしたのか」との質問に対し、「夫婦で話し合った。選挙に立候補することには、最初は反対したが、話し合ってから納得した。子どもの幼稚園の送迎などは、全て私一人で行った」との証言をしました。

また、「なぜつかこし議員と同居しなかったのか」との質問に対し、「次男に持病があり、土地勘のない場所で子育てをすることに不安があったので、私のわがままでつかこし議員だけ市川市に行くことになった。子どものお遊戯会や運動会の日に用事が入っていないときには、つかこし議員も一緒に参加することはあった」との証言をしました。

また、「三郷市に住居があったにもかかわらず宮久保に新居を購入し、移転した理由は」との質問に対し、「以前から市川市で家を探していたところ、次男の持病が安定し、長男の入学のタイミングでもあったことから購入した。宮久保の実家での2世帯同居という話もあったが、子どもが多いので、宮久保の実家近くで家を買うのがよいという話でまとまった」との証言をしました。

次に、父に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、「平成29年2月頃、つかこし議員が宮久保の実家に住むようになった理由は何か」との質問に対し、「私の体調の悪化である。夫婦の片方だけが来ることには反対したが、ありがたい気持ちもあり、了解した」との証言をしました。

また、「具体的にどのようなサポートが必要であったのか」との質問に対し、「歩行が困難であったので息子の力を借りた。介護認定は取らず、介護サービスは全く考えていなかった」との証言をしました。

また、つかこし議員が選挙に立候補することについて、「介護離職する人の力になりたいと聞いて了解した。選挙の際には、事務所で軽作業や来客への挨拶を行った」との証言をしました。

次に、母に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、「平成29年2月頃、つかこし議員が宮久保の実家に住むようになった理由は何か」との質問に対し、「夫の体調が悪化したためである」との証言をしました。

また、「夫へのサポートはどのようなものがあつたか」との質問に対し、「夫には病気の再発による手足のしびれ等があつたので、階段の上り下りや病院への送迎を手伝ってもらった」との証言をしました。

また、つかこし議員が、次男が難病を抱えているにもかかわらず、父の介護のため市川市に単身で転居してきたことについて、「ベストではないが、ベターな選択だったと思う。次男の手術や検査入院のときには、つかこし議員は関わっていたと思う。また、嫁の実家から多大な援助をいただいた。嫁の立場で、しゅうとめを頼るよりは自分の親を頼ったほうが楽で安心なこともある。また、いずれは家族そろって市川市に来る計画であつた」との証言をいたしました。

また、「あなたが、うちの息子は今は市川市に住んでいないですよ。三郷に住んでいます。当選したら引っ越そうと思っていますと発言したのを聞いた者がいる。このことを説明できるか」との質問に対しては、「そのような発言をしたことはない」との証言をしました。

次に、A氏に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、「つかこし議員とはどのような関係か」との質問に対し、「つかこし議員の後援会の会長である」との証言をいたしました。

また、「つかこし議員が早朝の行事以外の時間をどこでどのように過ごしていたか、どこで寝泊まりしていた

か知っているか」との質問に対し、「家族が三郷市にいて、次男が病気を持っているなどの事情は知らなかったが、後援会の会長を引き受けるに当たって、そういう話を聞いた。宮久保と三郷市を通っていたかどうかは分からない。また、つかこし議員は、宮久保の実家には選挙前の平成18年——これは2018年の言い間違いと思われる——10月頃からいて、そこを拠点として活動していたと認識している」との証言をしました。

また、地域の活動についての質問に対し、「平成17年頃——これも2017年の言い間違いだと思います——から、自治会の夏祭りや秋祭りに準備の段階から参加していた。頻繁に帰ってきているという認識である。ほかに朝のラジオ体操と清掃活動が週2回から3回、宮久保3丁目のパトロールを週2回ぐらい行っているのを見た」との証言をしました。

次に、B氏に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、「つかこし議員とはどのような関係か」との質問に対し、「宮久保の実家の道路を挟んだ真ん前に住んでおり、同じ町会で朝しょっちゅう会っている関係である」との証言をしました。

また、「つかこし議員は週何日程度、実家に宿泊したか知っているのか」との質問に対し、「たまに会うだけなので、三郷市の件は知らなかった。父の介護のため宮久保の実家に泊まるようになったことなどは分からない」との証言をしました。

次に、C氏に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、「つかこし議員とはどのような関係か」との質問に対し、「宮久保3丁目の町会長をしており、何年も一緒に自治会活動に取り組んでいる」との証言をしました。

また、「つかこし議員が、自治会活動以外の時間をどこでどのように過ごし、どこで寝泊まりしていたか知っているか」との質問に対し、「宮久保の新居に移る前は実家に住んでいたと記憶している。つかこし議員からは、子どもが通院の関係で三郷市に住んでいると聞いたが、父の体調が悪くて介護が必要な状況になっていることは知らなかった。選挙のために実家に住んでいるのかと思っていた。市川市と三郷市を通っていたことは分からないし、離れに住んでいたことは先ほど初めて聞いた」と訴えております。

次に、委員外議員の発言についてであります。

まず、令和3年4月22日に、つかこし議員の発言を許可しました。その発言の概要を申し上げます。「宮久保の実家における水道光熱費の支払い明細書の名義は、家屋の所有者であり世帯主でもある父となっている。平成30年2月には、実家の母屋で両親と3人で暮らしていたが、同年6月に離れの水道を開栓し、同年12月下旬頃から離れで就寝するようになった。なお、入浴や食事は引き続き母屋で行った。令和元年8月には、シャワーを使うため離れのガスを開栓した。このような理由から、水道とガスの使用量は母屋が多く、離れが少なくなっている。母屋と離れの使用量の合算と3人世帯の平均使用量を比較すると、水道については平均使用水量の誤差範囲内であり、ガスについては平均使用量を大きく超えており、電気については平均使用量の誤差の範囲内である。また、離れの電気量については、市議会議員選挙の3か月前から増加している。以上のとおり、私が市川市宮久保にて選挙の3か月以上前から継続して居住していることは明らかである」との証言をしました。

次に、令和3年5月21日に、つかこし議員から同日に提出した資料について説明したいとの申出があり、発言を許可しました。その発言の概要を申し上げます。

「三郷市の住居に係る税の申告及びローンの手続については、三郷市の納税通知書の所有者住所が市川市宮久保となっている。私は市川市に在住し、税に関する申告を適切に行っている。ETCの利用履歴については、市川市内や近郊を起点に利用したものが多く、市川市に居住していることを示す記録である。母屋の電気、ガス、水道の使用量は私が居住する前後で増えており、私が市川市に居住していたことが分かる。使用量の変動が少ないことは、政治活動等のため、家で過ごす時間が少なかったことが理由である。私が市川市に居住していたとの

証拠が多く存在しているのに対し、居住していないという証拠はネット上の書き込み以外何ら存在しない。私は本特別委員会に約350件もの記録を提出したが、他市の事例と比較しても多い。市川市役所で指摘された疑義については、思い込み以外に根拠はない。家族が市外に生活していた理由も、妻の妊娠及び次男の通院という事情であることは何ら根拠にならない。地方自治法第127条第1項の失職規定が改正された当時の大臣答弁によると、被選挙権の有無については抑制的に行うことが求められている。本件では、私が市川市に住所を有していなかったことの立証は、本特別委員会を通じて議会によって確立しているかという点で判断すべきである」との発言がありました。

次に、松永修巳議員の発言についてであります。松永修巳議員は令和3年2月5日に、つかこし議員に対し居住実態の疑義に関するヒアリングを実施し、その記録を本特別委員会に提出していることから、令和4年3月14日の本特別委員会に出席を求め、意見を聞きました。その発言の概要を申し上げます。

「ヒアリングに際しては、新聞をどこで取っているのかを一番心配したが、はっきりとした答えがなかった。つかみどころのない会話が続き、その内容を解釈するのに非常に苦慮した。子どもが三郷市の幼稚園に通っているにもかかわらず、自分は市川市に住むという家族の在り方と、宮久保に住んだのは親の介護のためであったというが、別の建物に住むのでは何の意味があるのかということに疑義を感じた。一般的な社会常識から考えて理解できず、つかこし議員の言うことが信頼できるのかは甚だ疑問である」との意見が述べられました。

次に、中山幸紀議員の発言についてです。中山幸紀議員は、つかこし議員が所属した会派自由民主党の代表であったことから、令和4年3月14日の本特別委員会に出席を求め、意見を聞きました。その発言の概要を申し上げます。

「会派で視察に行った際、つかこし議員に私の家まで車で朝5時に迎えに来てくれという話をしたが、宮久保から私の家まで車で約5分の距離であるにもかかわらず、4時半に着いてしまい、5時まで車の中で待ってもらったことがあった。このときから、つかこし議員はどこに住んでいるのだろうかと思っていた。令和2年12月頃、つかこし議員が三郷市に住んでいるという話があったので、事情を聞くため、つかこし議員に朝8時45分に会派の控室に来るよう求めたところ、遅刻して9時頃にやってきた。つかこし議員は倫理法人会に行ってきたと説明したが、倫理法人会は7時には終わってしまう。こうした出来事から、つかこし議員の言うことには信憑性がないと思うようになった。令和3年2月5日、当時の松永修巳議長がつかこし議員に行ったヒアリングに同席した。その際につかこし議員が持ってきた資料は、電気、ガス、水道の書類が全て父親の名義であるなど、全く問題にならないものばかりであって、何一つ納得させられるような資料がなかった」との意見が述べられました。

次に、被要求議員による一身上の弁明についてであります。つかこし議員からの申出を受け、令和4年4月11日に本特別委員会において、つかこし議員の一身上の弁明を行いました。その弁明の概要を申し上げます。

「私は、生活の本拠とする主観的意思を持って市川市で生活していた。本特別委員会より調査の委任を受けた弁護士の見解では、調査対象者の住所要件は充足されており、調査対象者の被選挙権または貴議会議員としての地位が否定され得ないものと考えたとされ、また、市川市外で居住していたとの客観的な証拠は何ら示されていない。この状況で被選挙権を否定すると決定された場合には審査請求の提起、裁判所への提訴もいとわれない。地方自治法第127条第1項の失職規定が改正された当時の大臣答弁によると、被選挙権の有無については抑制的に行うことが求められている。本件では、私が市川市に住所を有していなかったことは、本特別委員会を通じて議会によって確立しているかという点で判断すべきである。昭和27年2月11日の行政実例では、選挙権の要件たる住所は、住居の客観的事実及び生活の本拠とする旨の本人の主観的意思により決定すべきものであって、病気療養のため他市町村に滞在する事実のみでは直ちに住所移転したことにはならないから、滞在期間のいかに

により選挙権を失うものではないと解するとされている。私が市外に滞在せざるを得ない理由が妻の妊娠と次男の持病であること、大臣答弁、行政実例、これまでに提出した資料、弁護士の報告書と併せて審議すれば、私が宮久保に選挙の3か月以上前から住所を有していたことは明らかであり、市川市議会議員としての資格は満たされている」との弁明がなされました。

次に、調査を委任した弁護士の報告書についてであります。

本特別委員会はつかこし議員の被選挙権の有無を調査するため、新千代田総合法律事務所代表、村越進弁護士に調査を委任し、同弁護士から調査結果に係る報告書を受領しました。報告書には、調査結果のまとめとして、「高頻度での宮久保の実家での寝起きが推定される一方、住所要件を否定する根拠となり得る証拠が現時点では存在せず、被選挙権または議員としての地位は否定され得ないと考える」との意見が付されております。

次に、審査の過程で述べられた意見についてであります。審査の過程で述べられた主な意見の概要を申し上げます。

まず、つかこし議員は議員資格を有するとする立場から、「電気、ガス、水道の使用状況について、父の入院により宮久保の実家と三郷市の住居との行き来が多くなった平成29年9月、宮久保の実家に住民票を異動した平成30年2月20日、離れの水道を開栓した同年6月の節目に着目して検証する。電気の使用量については、宮久保の実家全体に関しては平成29年から令和2年にかけて増加し、離れに関しては平成30年6月以降増加しており、つかこし議員が宮久保の実家で生活を開始したことによる増加と見てとれる。ガスの使用量については、平成29年から平成31年にかけて年々増加し、令和元年8月に離れのガスを開栓したことによる使用実績も確認でき、つかこし議員が宮久保の実家で生活を開始したことによる増加と見てとれる。上水道の使用量については、平成29年から平成31年にかけて年々増加し、令和元年6月に離れの水道の利用を開始したことによる使用実績も確認でき、つかこし議員が宮久保の実家で生活を開始したことによる増加と見てとれる。父、母、妻の証言から、介護と育児を同時に担うダブルケアに直面する中で、夫婦間、家族間で何度も話し合いながらでき得ることを協力しながらしていたことが明らかとなった。一般的な感覚で疑義が生じるとの意見もあるが、家庭のありようはそれぞれなので、常識論だけで推し進めることには疑問を感じる。弁護士の報告書において、家族と別住所での生活実態について生活の本拠と認めた判例が触れられており、重要である。以上の見解から、つかこし議員の実家での生活実態を否定することができず、つかこし議員は議員の資格を有すると考える」との意見が述べられました。

次に、つかこし議員は議員資格を有しないとする立場から、「妻は、子育てが非常に厳しい家庭状況にあって、つかこし議員が市川市に転居し、選挙に立候補し、市議会議員として働くことに反対だったという。このような中で市議会議員の活動が十分できるのかという疑問が拭えない。父は、介護保険の認定もサービスを受けたこともなく、近所の方は、介護が必要なほど具合が悪かったことは知らなかったとか、選挙の際に選挙事務所で事務作業を行っていたと証言している。父の具合が悪かった点について、納得できる説明はなかった。父、母、妻から、つかこし議員が宮久保の実家に居住し、必要に応じて三郷市の住居に通ったことに関する証言が十分に話されなかった。三郷市に通っていたことの証明はされていない。つかこし議員が子どもの世話や家庭よりも父の世話に重点を置いたことについて、母から、嫁は自分の母親に手伝ってもらえばよい、そのほうが幸せだという証言があり、非常に違和感を覚えた。父の世話を優先させたことについて、納得のいく説明が全くなかった。母は証言の中で、住民票を置いておけば問題はないのではないかと述べていた。住民票の体裁が整っていれば大きな問題にならないと考え、つかこし議員を市議会議員にする計画が進んだのではないかと述べていた。生活の本拠を宮久保に置いて、必要に応じて三郷に行ったということに全く納得がいかない。以上の点を総合的に勘案すると、つかこし議員の主張には無理があり、議員の資格がなかったと考えざるを得ない」との意見が述べられました。

また、「父、母及び妻の証言から、実家での介護が必要な状況は推察できなかった。つかこし議員の兄弟と介護の相談をしていないことも不自然であり、また、近隣の方の証言からも父の介護が必要な状況が確認できなかった。証人尋問において、近隣の方から、つかこし議員が宮久保に転居したのは選挙のためであると思ったとの証言があった。母は、つかこし議員はほとんど市川市宮久保に住んでいたと証言しており、ある程度は三郷市にいたとするつかこし議員の証言と一致しない。ラジオ体操、清掃活動、郵便物等の届け先、駐車場の契約場所では、居住の実態の証明にはならない。また、宮久保の実家の水道光熱費の支払いを父がしていたことも不自然である。つかこし議員がある程度は三郷市で過ごしていたことは確認できる。一方、領収書等によると、ガソリン代は一般的に見て明らかに多く、水道光熱費には不自然な数字が見られ、また、父の介護が必要だったという転居理由を裏づける具体的な証拠は見当たらなかった。つかこし議員は、病気の子どもがいる中で生活と子育てを妻に任せて、緊急を要しない父の介護を優先して宮久保に居住するとは考えづらい。つかこし議員が宮久保に居住していたという裏づけも居住していなかったという裏づけもないが、居住実態があったとは言えないのであって、つかこし議員は被選挙権を有しないと判断する」との意見が述べられました。

本特別委員会といたしましては、以上申し上げたとおり、1年3か月にわたり慎重な審査を重ね、採決の結果、多数をもって、つかこしたかのり議員は議員の資格を有しない、すなわち居住実態がない時期があったものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑ないものと認めます。質疑を終結いたします。

この際、つかこしたかのり議員から、自己の資格に関し弁明したいとの申出がありますので、これを許可いたします。

つかこしたかのり議員の除斥を解除いたします。

[つかこしたかのり議員入場]

○松永修巳議長 つかこしたかのり議員に、自己の資格に関し弁明することを許可いたします。

つかこしたかのり議員。

[つかこしたかのり議員登壇]

○つかこしたかのり議員 市川市を良くする会のつかこしたかのりです。このたびは弁明をさせていただきます機会を賜り、ありがとうございます。

私が居住していないとの疑義が生じておりますことで、市民の方々に対しては御不安や御懸念が生じておりますこと、議員各位におかれては貴重なお時間を頂戴しておりますことに、まずは謝罪申し上げます。申し訳ありません。

しかし、私は、生活の本拠とするとの主観的意思を持って市川市で生活しており、だからこそ、自身の潔白を証明すべく、自ら資格審査決定要求書を市川市議会に提出しました。疑義が持たれている議員自ら資格決定要求書を提出して本件特別委員会が設置されることは全国でも初めてだと聞いております。このようなことを行いましたのも、私が市川市に住んでいるからであります。つきましては、どうか御安心いただきたく思います。

その上で、まずは資格決定書を市川市議会に提出したいきさつにつきまして御説明します。

2020年末に私が市川市役所に年末調整の申請をした際、埼玉県三郷市に所有している住宅控除書類について、金融機関から送られてくる年末残高証明書の送り先が埼玉県三郷市になっていたことから、市川市に居住していないのではないかという疑義が市川市役所の総務部で生じたと、議会事務局職員の方より聞きました。この疑義に対し、なぜか当時の会派代表だった中山幸紀議員が知ることになり、私の居住実態に対する聞き取りが当該議

員により、2020年12月2日午前9時頃に行われました。業務上知り得た個人情報には守秘義務が伴いますが、どういふいきさつかは不明ですが、市川市は私の個人情報を中山議員に漏えいしたばかりか、その確認業務までも移管しています。このことは2021年3月4日の各派代表者会議会議記録、2022年3月14日の資格審査特別委員会にて、御本人も私の居住実態について確認していることを証言されています。

このようないきさつを経て、2021年1月頃からインターネットなどで、私が市川市内に居住していないと、事実と異なる情報が拡散されました。選挙の2年以上前に購入し、次男の持病などの課題から市川市で一緒に暮らすことができずにいた妻子の住所、親しい支援者の方でさえ知らない妻子の住所を誰がどのように入手したかは現在も不明です。

そのような状況の中で、次は松永修巳議長より、議長権限に基づいて、私の居住について調査したいとの連絡が携帯電話でありました。私自身も疑義を払拭したいと考えておりましたので、これを了解したことで、2021年2月5日に市川市役所の議長室にて聞き取り調査が行われました。

なお、このときの会話で、松永修巳議長も私が市外に家屋を所有していると知っていましたので、このような状況では市川市に居住していることは信じがたいので、事実確認を行いたいと強く要請されていました。このことから、私の個人情報がこの時点で複数人に拡散されている事実がお分かりいただけるかと思います。

当日の出席者は松永修巳議長、中山幸紀議員、議会事務局長、私の4人で、1時間程度の聞き取りがされました。この聞き取りでは、事前に弁護士に確認の上、この記録なら私が市川市に居住していると示せる客観的事実を提示するも、松永修巳議長は終始否定的な意見をされていました。例えば電気の使用量から市川市に居住していることを示すも、その名義が父であることを理由に居住の証拠にならないと否定されました。他市の事例でも、一定の因果関係のある人物が公共料金を支払っている場合には居住の証拠として認められており、私が暮らしている土地や建物の所有者である父名義で公共料金が支払われていることは普通のことです。そして、その名義人と親子関係であるならば、住所の記録として有効であるとの弁護士からの見解もあった記録ですが、何ら法的根拠を示すことなく、松永修巳議長は証拠にならないと否定され、妻子が市外にいるから私は市川に居住しないと決めつけるような発言をされており、私からすれば偏った一方的な調査をされました。

さらに、この聞き取り結果については、私に隠匿して作成され、了承していないにもかかわらず、つかこしたかのり議員聞き取り結果と題して本件特別委員会に提出されることとなります。

ここで、つかこしたかのり議員聞き取り結果について少し説明します。2月5日の聞き取りに際して、冒頭、松永修巳議長より、内容は口外しないので正直に話すこと、その発言を念のために録音したいとの要望がありましたので、これを了承し、私は居住に関して第三者の個人的な情報も含めて正直に話しました。口外しないという約束にもかかわらず、3月24日午後4時半ごろ、突然、松永修巳議長より私の携帯に連絡があり、3月26日に開催される本件特別委員会にこのときの会議記録を提出したいから了承してほしいと言われました。第三者の方々に対して情報共有することの了解を得ていないこと、加えて提出する会議記録の内容すら確認していないことから、まずは聞き取り結果を私に提供してほしいこと、その上で弁護士と相談して回答したいと伝えると、その後、このことで松永修巳議長より連絡が来ることはありませんでした。

私としては、本件特別委員会には提出されていないと認識していた記録が隠匿して作成されていた上、私や第三者の方々へ了承を得ることもなく、4月22日の本件特別委員会に提出されていたことを後から知ることになります。このことだけでも違法ですが、この聞き取り結果の開示を議会事務局に口頭や弁護士からの書面をもって求めるも応じてもらえなかったことから、最終的な手段として、市川市個人情報閲覧等請求にて議会事務局へ開示を請求したところ、このヒアリングは実施機関が行ったものではなく、議事録は存在しないと拒否されました。

ちなみに、つかこしたかのり議員聞き取り結果については議会事務局職員が作成したことを、松永修巳議長は私に言われていました。そうであるならば、議会事務局長が就業時間中に同席し、議事を進行しており、議長室にて会話が録音され、この録音データから議会事務局職員が作成した私に関する記録が、実施機関が行っていないとの理由から写しの交付は拒否される、このような信じがたい事実からも、本件については、残念ながら議会事務局の対応は私に対して不当な部分があると言わざるを得ません。しかし、どうして良識のある議会事務局の方々がこのような対応をされたのか、そのことに私は疑問を感じてしまいます。何らかの圧力などはなかったのか、懸念しています。

資格決定要求書を市川市議会に提出しましたいきさつに戻ります。私に対する疑義が払拭できずにいる閉塞感の中、どのように説明責任を果たすか苦心している中、2021年2月24日午後3時頃、今度は越川雅史議員より私の携帯に連絡がありました。越川議員からも、これまでと同様に居住実態を確認された後、私は潔白であることを確認され、当然ですが、潔白であることを伝え、それならば、疑義が生じているこの状況に対して自ら資格審査特別委員会を設置し、そこで市川市に住んでいることを証明したほうがよい旨のアドバイスをいただきました。この越川議員とのやり取りの後、会派内で中山議員からも積極的に、潔白ならば資格審査特別委員会の設置を自らしたほうがよいとの提案があり、同じく会派先輩だった細田伸一議員からも、消極的ながら、会派代表者の中山議員が設置したほうがよいと言われているから、それに従ったほうがよいとのアドバイスもありました。

その後、3月4日の各派代表者会議にて、私の居住に関する疑義が議題に上がりました。当日の各派代表者会議では、先ほどのアドバイスに関する発言も確認できますので、会議記録を引用して説明します。ある会派代表者の方が、やはり議員の身分に関することなので慎重に審議することが必要であると発言された後、中山議員は、私の居住に関する疑義に関して次のように発言しています。本人に議員辞職しろと言った。証明しないと非常にまずいと。握り潰すことなどできない、隠せないと言った。委員会を立ち上げて、市議会としての対応はきちんと取るべきである。次に、松永修巳議長はこのように発言しています。中山幸紀議員の言われるとおりである。ツイッターなどにも文書の画像がアップされている。次に、越川議員はこのように発言しています。私たちが本人に事情を伺った。本人は市内に居住していると言っている。資格審査特別委員会を開くと議会から言うのではなく、本人から資格審査会を開いていただきたいと発言してもらわないと、誰に対しても資格審査会ができることになってしまう。もしそれで居住が市内にあった場合、議会に全責任が来てしまう。次に、松永修巳議長がこのように発言しています。今すぐ結論を出すわけにはいかない。今日は10時から常任委員会が開かれる。一応、その時点でもう一度考えて検討していただきたいと考えている。我々が行った事情聴取の結果は判断しがたいが、おおむね厳しい状況である。このように、松永修巳議長は客観的な事実や証拠を示すことなく、各派代表者会議にて、つかこしたかのり議員聞き取り結果の総評を、おおむね厳しい状況であると個人的見解で発言され、一旦休憩となり、私の議題は継続審議となりました。

3月4日の各派代表者会議の後、当時所属していた会派代表者の中山議員より、当日は満場一致で私の居住について真相を究明することが合意されたと聞きました。また、議会事務局職員にも当日の内容を口頭で確認したところ、中山議員と同様に、真相を究明することで合意されたとの回答がありました。

各派代表者会議にて、満場一致で私の居住について真相を究明することで合意されていないことは会議記録からも明らかであり、恣意的に事実と異なる情報が私にされていました。しかしながら、当時は会議記録も存在せず、会派代表者及び議会事務局の方々より事実と異なる情報提供をされた際、これに対抗する手段はなかったことも申し添えます。

事実と異なる情報提供を受けたことは、3月11日に本会議場で行いました一身上の弁明にて、次のように発言

していることからもお分かりいただけたと思います。松永修巳議長をはじめ各派代表者の方宛てに、市民の方より私の居住実態の確認を求める御要望があり、この御要望に基づいて各派代表者会議が開かれ、その場で真相を究明することで合意されたと聞きました。この合意に対して、自ら潔白を証明させていただきたく、資格決定要求書を議会事務局に提出し、本日弁明する機会を賜りました。もちろん政治家として、説明責任を果たさなくては行けないと考えておりましたので、だまされて資格審査請求書を提示したと言うつもりはありません。しかしながら、事実と異なる情報提供がされ、それに基づいて、誠意ある対応を市民の皆様を示すべく本件特別委員会の設置を要望したことは、ここでしっかり申し上げたいと思います。

次に、疑義の一因である妻子と一緒に暮らさなかったことについて説明します。私は、結婚を機に妻の実家である埼玉県三郷市に移住し、2017年3月、妻の実家近くに家屋を購入しました。市議会議員選挙の約2年前です。この頃は市川市で市議会議員になりたいと考えておりませんでしたので、子育てをするのに、妻が実家からの支援を受けやすい場所に家屋を購入した次第です。しかし、2017年夏頃から父が体調を崩し、市川市内の病院で入院、退院を繰り返すようになり、私も父に寄り添う形で市川市に戻る頻度が多くなりました。病床の父より、将来的には市川市の家屋を長男として引き継ぎ、私の妻子を含めて市川市内で一緒に暮らしたいとの願いから、父の意向に沿う形で妻と話し合い、妻も了承してくれましたので、市川市に家族で移住する準備を進めていました。

しかし、次男には厚生労働省が難病としている持病があり、この次男を受け入れてもらえる病院を当時、市川市内で見つけることはできませんでした。2018年1月頃、父の体調不良と次男の持病、また、当時は妻が第3子を妊娠していることなどを踏まえて家族で話し合い、結果として私は市川市で両親と同居し、妻子は埼玉県三郷市で妻の実家からの支援を受けながら暮らすことを選択しました。このようないきさつから、私の住民票と生活実態につきましては、市川市議会議員選挙が行われる1年以上前、2018年2月より市川市へ移しております。このことは、2018年1月、この時期から継続して近隣の駐車場を借りている領収書があること、さらに、領収書にある駐車場に行き来する姿の目撃証言があることからもお分かりいただけたと思います。目撃証言につきましては、議員各位に配付されている資格決定書21ページ、B氏の証言にて次の発言があります。

宮久保実家の道路を挟んだ真ん前に住んでおり、同じ町会で朝、しょっちゅう会っている関係である。この生活実態に基づいて住民票を市川市へ移し、それに伴って、前職会社の通勤費も三郷市から市川市に変更しています。この事実は、本件特別委員会が委任した弁護士による調査報告においても、重要な参考事実として位置づけられるべきと評価されています。このほかにも多数、私は本件特別委員会に居住に関する記録を提出しています。件数の数え方は議会事務局や他市の資格審査と異なることもありますが、自身が提出したもの及び本件特別委員会から請求されたものを含めて、その数は最終的に約1,500件にも及びます。この件数は他市と比較しても非常に多いものだと考えます。

一例ですが、一般的な水道光熱費においても、私の居住は立証されています。資格決定書30ページ、ライフライン関係の項目でも、宮久保実家での生活実態を裏づける内容となっていると評価されています。また、証人尋問にて多く質問されていた次男や父の病状に関する記録も多数提出しており、医師による診断結果などからも、私たちの証言が真実であることは立証されています。

このほか、多くの客観的事実や証拠から、調査結果のまとめとして、次にこのように述べられています。高頻度での宮久保実家での寝起きが推定される一方、住所要件を否定する根拠となり得る証拠は現時点で存在せず、被選挙権または議員としての地位は否定され得ない。このことから、私が市川市に居住している客観的証拠は整っています。

他方、市川市外で居住していたとの客観的証拠は何ら示されておらず、本件の原因である第三者からの通報

も、どなたがどのような資料を基に述べているかも明らかにされておらず、その根拠となり得るものではありません。資格決定書31から33ページにて、つかこしたかのり議員は議員の資格を有しないとす意見が述べられていますが、これらの意見は個人的見解や憶測が多く、説明不足との意見におきましても、証人尋問における証言において、証人は質問されたことにしか回答できません。そのような状況において説明不足となるならば、尋問した委員の方の聞き方にこそ問題があるのではないのでしょうか。いずれにしても、本特別委員会が委任した弁護士調査結果を覆せるような意見とは私は考えません。

しかしながら、1点、しっかり弁明したいことがあります。それは資格決定書31ページ、第10、1の(1)及び33ページ、3の(3)において、私は子どもよりも父の介助を優先したとされる意見です。この意見の前提には、2022年3月14日の資格審査特別委員会における細田伸一議員による証人尋問があると考えます。当日、細田議員は私の妻及び両親に対し、介助が必要であった息子と父が二者択一であるように捉える尋問を行い、そのような状況で父を選択することは非常識であるかのような発言をされています。このことにおいては、当時いろいろな状況から父を介助するという選択になっただけであり、多様な価値観を許容すべき現代において、自身の価値観に基づいて、他者に同様の価値観を押しつける発言だったと考えます。

加えて、意見を求める尋問は厳しく慎むよう、委員長より説明を受けていたにもかかわらず、息子と父、どちらを優先するのか意見を聞きたいなど、意見を求める質問を度々行っていたことからすれば、本来は必要でない尋問を行っていたこととなります。これは家族の名誉を著しく侵害することになるのではないのでしょうか。また、事実として、この尋問によって妻は傷ついていました。そして、本来行ってはいけない尋問から、私が議員としての資格を有しないと意見されていることについて憤りを感じます。

議員としての資格を有しないと意見をされている方々におかれては、本件特別委員会が委任した弁護士による調査結果を覆せるだけの客観的事実や証拠に基づいて資格を有していないと立証しているのでしょうか。この調査は市川市議会として提案され、私以外の議員各位が満場一致で議決され、300万円もの経費が計上されています。この経費は、他市と比較しても非常に高額な経費です。私が調べた限りでは、全国の資格審査特別委員会が一番高額だった経費は、滋賀県野洲市で123万6,000円、次いで埼玉県草加市で80万4,508円でした。弁護士による調査報告書を否定されるのであれば、この経費は必要なかったものとなります。そうなった際、市民の方々に対して、証拠能力のない報告書に多額の税金を投入した責任は一体誰が取るのでしょうか。

調査にて、私の被選挙権または議員としての地位は否定されてないとの結果が出ているにもかかわらず、私の被選挙権を否定することは、議員としての資格を不当に剝奪するものです。このように、市川市へ居住の実態が明らかにあるにもかかわらず、仮に市川市議会において被選挙権を否定するとの決議がされた場合には、私は千葉県への審査請求、ひいては地方裁判所へ提訴することもいとわぬ所存です。

地方自治法第172条1項に基づく失職の規定について、改正時の大臣答弁では次のように述べられています。この制度が政治的目的に利用され、多数党が少数党に所属する議員を失格させるために、これを濫用するおそれはないかという点であるものとするが、その点、これを考慮し、被選挙権の有無の認定の場合と同様、出席議員の3分の2以上の特別多数議決によらなければ決定ができないことにした。この大臣答弁からも、被選挙権の有無の認定については抑止的、つまりは本件審査において、私が市川市に居住していなかったこと、さらに三郷市に居住していることが確立しているかどうかという観点において、被選挙権の有無を判断すべきです。

なぜなら、地方自治法において、住所は1か所であると定められており、市川市の住所を否定するのであれば、同時に私の住所がどこなのかを特定する必要があるからです。これらのことを立証せず被選挙権を否定することは、私だけでなく、証人尋問にて宣誓し、虚偽があれば告発される緊張感の中で、私が市川市に居住していることを証言した家族や近隣の方々に対しても違法な採決です。なぜなら、宣誓している以上、この証言は正し

いものとして評価しなくてはなりません。また、証言を否定するのであれば、明確な証拠をもって立件しなければならず、さらに虚偽の証言をしたことに対して告発しなければいけないからです。私も家族も近隣の方々も誰一人告発されていないことから、私たちは正直に証言していること、そして私が被選挙権を有していることは立証されていると言えます。

この被選挙権は、日本国憲法の基本的人権に関わる非常に大事な権利です。市川市には、私と同じく市川市に暮らし、市川市に納税し、市川市の地域活動に携わりつつも、いろいろな事情から妻子が市外にいる方も多いと思います。確たる証拠もなく、妻子が市外にいるということだけで私の被選挙権を否定することは、同時に、こういった方々の立候補する権利や1票を投じる権利がないということ由市川市議会が示すこととなります。なぜなら、市川市議会議員として立候補する権利がないということは、同時に1票を投じる権利もないことになるからです。それでも私の被選挙権がないとされるのであれば、どうか被選挙権の有無を決める際は記名投票による方法をお願いします。本件特別委員会は全て公開で行われてきました。これに鑑みれば、私の被選挙権を決めることについても公開していただきたいと考えます。ここに来て、私の被選挙権を決定する方法として無記名投票という、誰がどういう判断をしたか分からない案が出てきていることについて、私は疑問を感じます。

最後に、改めて私は市川市に被選挙権を有しており、潔白であること、仮に本日、私の議員資格が不当に剥奪されることになっても、千葉県に審査請求を行い、必ず議員資格を取り戻すことをお約束します。

また、このような疑義が生じているにもかかわらず、温かい声をかけてくださる市民の皆様には改めて感謝申し上げます、私の弁明を終結させていただきます。御清聴くださり、ありがとうございました。

○松永修巳議長 つかこしたかのり議員の退席を求めます。

[つかこしたかのり議員退席]

○松永修巳議長 議事の都合により、この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時45分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

これよりつかこしたかのり議員の資格決定の件の討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

久保川隆志議員。

[久保川隆志議員登壇]

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。ただいま議題となっておりますつかこしたかのり議員の資格決定の件について、公明党を代表して、つかこしたかのり議員に対する被選挙権を有するものであるとの立場から反対討論を行います。

ただいま加藤委員長より報告がありましたように、令和3年3月8日付で、当時の松永修巳議長につかこしたかのり議員から資格決定要求書が提出をされ、資格審査特別委員会が設置されました。令和3年3月11日の審査会冒頭でつかこしたかのり議員からは、自らの潔白を証明させていただきたく資格決定要求書を提出し——中略しますが、御指摘いただいております居住の実態につきましては、資格審査特別委員会にて、どのような要望にも応じ、身の潔白を証明していく所存ですと弁明がされ、審議が開始されました。

これまで証拠物件となる提出された記録の審査や正副委員長による現地調査、弁護士への調査委託、さらには、つかこし議員や御家族等の証人尋問などを行い、資格の要件を1年余りにわたり審理してまいりました。こ

れまでのつかこし議員の弁明や証人尋問を基に整理をしますと、結婚を機に、妻からの強い要望で妻の実家で共同生活を送り、平成29年3月に妻の実家近くである三郷市に家屋を購入、平成29年11月には父に脳梗塞再発の症状が出たことから家族で話し合いをし、つかこし議員は両親と同居をし、父の介護をすることとし、手術を要する次男の持病を抱えながら、3人目を妊娠していた妻は三郷市の実家の支援を受けながら生活することとなりました。妻子とは別居状態となり、三郷市へは週一、二回程度足を運び、宿泊頻度は週に1回程度だったとのことで、年明けとなる平成30年2月20日に実家へ住民票を異動し、6月には平家に水道を開栓、7月には第3子が誕生されました。父の病状が落ち着きを見せた12月からは、母屋から平家に就寝場所を移し、翌年、平成31年4月の市議会議員選挙に挑まれます。

公職選挙法第9条第2項では、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定しており、同法第10条第1項5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定しています。したがって、選挙権の要件である選挙執行3か月前となる平成31年1月21日から議員の職にある現在までの間、つかこしたかのり議員が継続をして市川市に住所を有するか否かが大きな焦点となります。

昭和29年10月20日、最高裁判所大法廷での判決文を引用させていただきますと、公職選挙法10条1項5号及び9条2項によれば、引き続き3か月以上、市町村の区域内に住所を有することが市町村議会議員の被選挙権の要件の一つとされているが、ここに言う住所とは生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当であるとされています。

また、さらには昭和29年10月14日、最高裁判所第一小法廷での判決文では、およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するを相当とするとの裁判例を踏まえ、つかこしたかのり議員は平成30年2月20日に三郷市から実家に住民票を異動して市川市民となっており、令和3年1月には現自宅で妻子と共に生活していることから、継続をして区域内となる市川市に住所を有することは明白であります。しかしながら、住所の決定に関しては、三郷市に一軒家を購入し、1年足らずに住民票を異動したこと、次男の重篤な持病を抱えると同時に、3人目を妊娠していた妻を三郷市に残し、市川市に移り住んだこと、父親の介護への必要度、三郷市に戻る頻度について等々、様々な疑念が生じていたのも事実で、委員会では事実確認に向け尽力をまいりました。

つかこし議員の弁明や証人尋問、さらには妻や御両親等への証人尋問での証言から得た客観的事実から判断するに、次男の病院への送迎や子どものお風呂の世話等は三郷に週一、二回程度足を運び、時には週1日程度、三郷に泊まるも、週の大半は住民票のある市川市の実家に寝泊まりをし、父親の介助をしていたとのことで、宣誓しての証言に信憑性はあり、市川市に生活の本拠たる実体を具備していないとは言い難く、先ほど紹介をした判例を基に判断するに、つかこしたかのり議員が市川市に居住実態がないと言える決定的根拠が見つからないことから、生活実態を否定することはできないものと判断いたします。

その上で、判決文にあるような反対の解釈をなすべき特段の事由が立証できなかったこと、さらには、委員会で調査依頼した村越進弁護士との報告書で紹介をされている、ライフラインの使用状況からは生活の本拠と認められないとしながらも、同住所での起臥は検討対象期間90日間のうち50日程度は認められるとして、最終的には同住所を生活の本拠として認められているとの判例を含め、生活の本拠と解せる判例を基に判断するに、市川市での生活の本拠及び被選挙権を有するものであると解することができ、これまで述べてきた見解からも生活実態を否定することはできません。希望あふれる人生行路の途上に思いもよらない苦難の荒波が幾重にも同時に襲いか

かることを経験した方もいるかとは思いますが、今回のケースも父親の体調悪化から介護を担うこととなり、夫婦間や家族間で話し合いを何度もされながら、お子様のことに関しては、奥様と奥様の家族に育児や送迎支援をお願いし、そのときでできることを協力し合いながら役割分担をしたダブルケアそのもので、現代社会の複合的課題そのものであります。

持病を抱えた次男と妊娠中の妻を三郷に置いて、父親の介護を優先して実家で生活を行う行為について、委員会審議の中で、一般的に考えて、常識的に考えて理解できないとの意見を述べられていた方もいましたが、確固たる証拠を持たずして憶測や常識論で判断をすべきではありません。また、日常生活を送っていたとされている実家での電気、ガス、水道の使用状況においては、父が入院をし、実家と三郷宅を行き来することが多くなったとされるのが平成29年9月、三郷宅から実家に住民票異動したのが平成30年2月20日、実家、平家を自分の部屋として使用するため水道を開栓した平成30年6月、この節目に着目を見ると、平成29年から令和元年に至るまでの実家での光熱利用状況はそれぞれ増加をしており、実家で寝泊まりし、生活していたことを数字の面からもうかがい知れます。

以上のことから、つかこしたかのり議員の資格決定に係る審査申立てに対して、その資格は有するものとの立場からの討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、本件処分は議員の地位を剥奪する重大な処分であることから慎重な判断が求められることを申し伝え、公明党を代表しての委員長報告に対する反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次に、石原よしのり議員。

〔石原よしのり議員登壇〕

○石原よしのり議員 石原よしのりです。ただいま議題となっているつかこしたかのり議員の資格決定について、資格審査特別委員会で被選挙権を有しないということが、採決の結果、賛成多数をもって決したわけですが、その賛成した議員を代表して、賛成の立場から討論いたします。

まず、本件については、昨年の初めに市民の方から議長に、つかこし議員が市川市に住んでいないのに議員をやっているのかという趣旨の投書があったことに端を発します。その後、つかこし議員が実際に住んでいないとの声があちこちから上がり、疑惑が広がりました。当時の議長がつかこし議員を呼んで説明を求めましたが、その際、明確な説明ができず、疑惑が晴れない中でつかこし議員から、市議会に自らの被選挙権の有無を特別委員会を設置して調査して決定してほしい、その中で潔白を証明したいとの申出があったことから本特別委員会が設置され、約1年にわたり審査が行われてきたものです。

つかこし議員は平成25年に結婚後、奥様の実家のある埼玉県三郷市に居住し、その後、子どもも生まれ、三郷市内に一軒家の住宅を取得して、家族でしっかりと生活基盤を築いていました。しかし、4年前に自分だけ住民票を市川市内の本人の実家に移し、3年前の市議会議員選挙に立候補し、当選しました。市議会議員には市内での居住要件があり、名目だけではなく、実際に市川に住んでいることが求められます。選挙の3か月前から市内に居住していないと被選挙権はありませんし、議員就任後も居住要件を失うと議員の資格を失うことが法律で定められています。つかこし議員の場合は三郷市に住宅を所有し、家族は昨年初めまで実際に三郷市にて居住を継続していました。本人が家族と離れて市川に住んでいたと主張する期間、幼い子どもたちの世話はもとより、次男には重い持病があり、そのケアが大変だったことや、3人目、4人目のお子さんが生まれるなど、家族の中で父親としての相当の役割を求められる状況にありました。

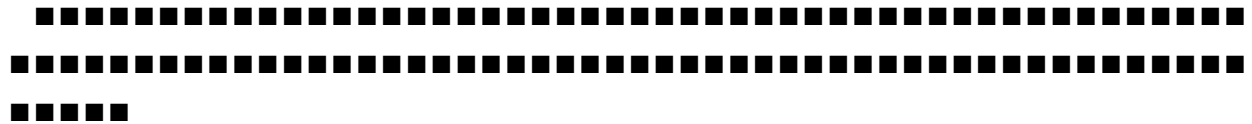
それでも、つかこし議員が幼子2人と妊娠中の妻という家族を置いて1人、市川に住まいを移したと主張しているわけですが、その理由を、つかこし議員の父親が倒れ、介護が必要になったからだと言っています。しかし、今回の特別委員会の調査の過程において、父親がそこまでして介護されなければならなかったという証拠を

示していただくことはできませんでした。父親は介護認定も受けていませんし、何らかの介護サービスを受けた事実も存在しません。つかこし議員の選挙期間中は、選挙事務所で普通に選挙の手伝いをしていた事実が認められますし、つかこし議員側の証人として証言された近隣にお住まいの方3名のどなたも、父親が介護が必要な状況であったことは知らないと言われています。また、つかこし議員には弟がいますが、弟が父の介護を行っていたという事実はなかったとのこと。つかこし議員側が居住の根拠として示してきたものは、それまで空き家であった実家の離れを使っていたということを示す電気、ガス、水道の使用料の明細、駐車場の賃貸契約、市川市と三郷市を行き来するためのガソリン代の領収書、通販など買物の領収書といったものです。これらの証拠は、つかこし議員が市議会議員として市川で活動するために実家の離れを仕事場として使用していたであろうということを示すには十分だと思いますし、私たちが異を唱えるものではありません。しかしながら、どの証拠も証言も、本当にここを自分の居住の本拠としていたということを示すものではありませんでした。

一方、当時、つかこし議員が所属していた会派代表の証言では、市川に居住していたとすれば不自然な事象の数々が示されましたし、当時、事情聴取をした議長からも、つかこし議員の答えが納得のいくものではなく、疑いが深まったとの証言もありました。そういった状況から判断するに、つかこし議員のような家庭状況であれば、多くの方が常識的に考えるであろう、三郷の自宅を居住の本拠としながら住民票を市川市内の実家に移して外見上要件を整えて、この実家の離れを選挙の準備、そして議員活動といった仕事の拠点として、必要に応じて宿泊も含めて使っていたのではないかという蓋然性が非常に高いと確信するに至りました。なるほど資格審査は大変重いものであり、軽々に議員免職を決定するようなものではありません。実際、このようなケースでは、明確に白黒をつけるのは非常に難しいものです。しかしながら、15名の委員が1年かけて数多くの提出資料や証人の証言を総合的に慎重に判断した結果、委員の多数をもって実質的な居住の実態がなかったであろうと判断したものです。

ちなみに、つかこし議員や今賛成討論をした久保川議員がおっしゃっていた、昨年12月3日に委員会が調査依頼をした弁護士事務所の作成した報告書のまとめのところに、確かに、もっともこれまでに既に述べたとおり、調査対象者の住所要件調査において、現状において未確認な部分等もある。特に調査の客観性という観点、事実を一層正確に把握、認識した上で判断するという観点からは、少なくとも調査対象者の家族について、参考人として調査対象者の生活実態や経緯等の聴取を行うのが望ましいと考える。以上により、現時点では未確認な部分等について、今後、議会における聴取、資料、収集等を行う範囲を検討され、これらの結果も踏まえて、調査対象者の住所要件について、議会として最終的な判断を行うことを検討されるべきと考える。なお、既に記述しているところである、参考までに、今後の聴取の対象者として以下のとおりといて、両親の聴取、妻からの聴取、調査対象者などの精緻な行動の調査の実施とは、どのように書かれています。つまり昨年の弁護士の中で、調査対象者の被選挙権は、住所要件を否定するような根拠となり得る確かな証拠は現時点では存在しない。したがって、調査対象者の被選挙権または議員としての地位が否定され得ないものと考えているという結果に、昨年の12月時点では、確かに弁護士からのアドバイス、調査報告書のまとめがあります。しかし、そこには先ほど私が読んだように、未確認な分があるので今後の調査によって判断してくれと、そこにも書いてあるんです。そこで、その後に行われたのが証人尋問であり、その他の調査であるということと考えれば、そのまま昨年12月時点の弁護士の調査報告書のまとめを適用するべきではないと考えています。





○松永修巳議長 以上で通告による討論を終わります。これをもって討論を終結いたします。

これよりつかこしたかのり議員の資格決定の件を採決いたします。

この採決につきましては、西村敦議員ほか5名から記名投票にされたいとの要求と、清水みな子議員ほか4名から無記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがいまして、いずれの方法によるかを会議規則第70条第2項の規定により無記名投票で採決いたします。

この採決は、無記名投票に対して賛成か反対かについて行います。無記名投票に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は無効といたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○松永修巳議長 ただいまの出席議員数は38人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○松永修巳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○松永修巳議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。無記名投票に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、先ほども申し上げたとおり、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は無効といたします。

これより投票に移ります。点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

[氏名点呼・各員投票]

○松永修巳議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○松永修巳議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小山田直人議員、国松ひろき議員、石原みさ子議員及び高坂進議員を指名いたします。よって4名の立会いを願います。

[開票・立会人点検]

○松永修巳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数37票。

そのうち

有効投票37票

無効投票0票

有効投票中

賛成 24票

反対 13票

以上のとおり、賛成が多数であります。よってつかこしたかのり議員の資格決定の件の採決を無記名投票にすることは可決されました。

これよりつかこしたかのり議員の資格決定の件を採決いたします。

この投票は、ただいま決まりましたように無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○松永修巳議長 ただいまの出席議員数は38人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○松永修巳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○松永修巳議長 異状なしと認めます。

この際、申し上げます。本件に対する委員長の報告は、資格決定書案のとおり、議員の資格について被選挙権を有しないとするものであります。議員の資格を有しないとする決定については、地方自治法第127条第1項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。

ただいまの出席議員は38人であり、出席議員の3分の2の数は26人であります。

本件を委員長報告の決定書案のとおり決することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は無効といたします。

これより投票に移ります。点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・各員投票〕

○松永修巳議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○松永修巳議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小山田直人議員、国松ひろき議員、石原みさ子議員及び高坂進議員を指名いたします。よって4名の立会いを願います。

〔開票・立会人点検〕

○松永修巳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数38票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票37票

無効投票1票

有効投票中

賛成 24票

反対 13票

以上のとおり、賛成者が3分の2に達しません。よってつかこしたかのり議員の資格決定の件については、議員の資格を有することに決定いたしました。

ただいま議員の資格決定の件について議決されましたが、決定書については、議員の資格を有とする案を改めて作成し、議決する必要があります。

お諮りいたします。議員の資格を有とする決定書案の作成については議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって議員の資格を有とする決定書案の作成については議長に委任することに決定いたしました。

つかこしたかのり議員の除斥を解除いたします。

〔つかこしたかのり議員入場〕

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後3時15分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、お諮りいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 貴重な時間をお借りしまして申し訳ございません。休憩前に行われました資格審査特別委員長報告に対する石原よしのり議員の賛成討論におきまして、非交渉会派は討論時間が10分以内とされているところ、10分を超えての討論がなされておりました。10分を超えた部分に関しましては議事録への掲載を見送る等、対応が必要ではないかと考えます。議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○松永修巳議長 ただいまの議事進行につきましては、後刻調査の上、報告させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、越川雅史議員から会派控室のセキュリティー確保の件について緊急質問の通告があります。

越川雅史議員の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって越川雅史議員の緊急質問に同意の上、この際、これを日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

発言を許可いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。会派控室のセキュリティーの確保について緊急質問を行います。

令和4年4月10日に会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員——今の緑風会は松井努議員が代表ですが、当時、4月10日ですから旧緑風会第1、竹内清海議員が代表だった緑風会第1に所属していた鈴木雅斗議員が守衛室にて会派自由民主党の控室の鍵を借りたのではないかとことをめぐって、議会の中で不安、動揺が広がっている事実が認められます。

そこで財政部長に伺います。会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員が令和4年4月10日、会派自由民主党の控室の鍵を借り受けたのは事実でしょうか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当日の記録並びに守衛等に確認したところ、鈴木雅斗議員が自由民主党の控室の鍵を解錠したいとの趣旨で来庁されたため、守衛室窓口の鍵貸出表に記入をしていただき、4月10日11時12分に鍵の貸出しを行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 鈴木議員は所属会派は緑風会ということで、当時は旧緑風会第1ですが、いずれにしても、自由民主党の所属議員ではありません。どのような経緯で鈴木議員に対して鍵を貸すことになったのか。また、鍵を借り受けた緑風会に所属する鈴木議員は当該会派の控室で何をしようとしていたのか、御説明を求めます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

鈴木雅斗議員は、当日午前11時過ぎに来庁した際、第1庁舎の守衛室で市議会議員と身分を明かし、会派自由民主党の控室を解錠したいが、以前、鍵を借りて開けなかったことがあったため、誰か同行して解錠してほしいと依頼されました。守衛は、鈴木議員が自由民主党の議員だと思い込み、警備員に議員に同行し、解錠するよう指示しました。警備員によりますと、自由民主党の控室を解錠したところ、鈴木議員は入室せず、部屋の外から内部をスマートフォンで記録しているようだったとのことでございます。その後、警備員は壁の掲示物の文面を読み上げるよう依頼されたため、文面を音読いたしました。警備員が音読途中で、なぜこのようなことをしなければならないのかと質問すると、鈴木議員からは、控室に入ると犯罪になる。告訴のための証拠として写真が必要との回答があり、併せて、もういいですと発言され退庁されました。警備員が当該控室を退室、施錠した後に、守衛から議会事務局に事のてんまつを連絡しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 念のため申し上げますが、これは別に情報漏えいによって私が知るところになった話ではありません。当日、少し時間がたってから、たまたまかいづ議員と鍵を借りるところで一緒になって、私もかいづ議員もそれぞれ会派の鍵を借りようと受付表に書こうとしたところで、私の目にとまって気づいたということで、何か内部から情報漏えいがあったということではないということは、ここに明らかにしたいと思います。

いずれにしても、御答弁を伺いまして、市議会議員と名のって守衛を信じ込ませた。自らは鍵に直接触れることなく、また自らは鍵を開けることなく、特段合理的な理由もないのに警備員の方に同行を求め鍵を開けさせ、掲示物の文面を読み上げさせる。それも、自らやれば犯罪になるとの自覚を持ちながら、表すならば、自らの手を汚さないために断れない立場にある警備の方を利用する。本当にこのようなやり方が許されてよいのか。私たち市議会議員として、これを看過していいのか。それとも、これに対して厳しい判断を示すべきなのか。

個々の議員に何か課題を突きつけられたような気がしております。

質問を続けます。庁舎の管理は管財課が所管していると思いますが、緑風会の議員が勝手に自由民主党の鍵を借りて控室に入るとするのは何らかの条例や規則に抵触する行為ではないのかというのが率直に皆さん疑問を抱くところだと思うんですが、この点、財政部の御見解を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 各会派の控室への入室に関するルールについてお答えいたします。

市川市庁舎等管理規則では、庁舎全体の管理は財政部長、課等が所在する事務室等の管理は課長等と規定されております。さらに議会に関連するエリアにつきましては、市川市議会事務局処務規程において、議場その他関係各室の管理を含め議会事務局庶務課長となっております。このため、市役所開庁日の関係各室の解錠は庶務課が行い、閉庁日のみ管財課所管の守衛室にて鍵の貸出しを行っております。閉庁日に鍵を貸し出す際には、議員の方々におかれても、他の来庁者と同様に鍵貸出表へ所属、氏名、連絡先、借りたい鍵の名称を記入いただき、鍵をお渡ししております。

なお、外部から来られる方に関しては、事前に鍵貸出しの可否を受けているかを確認いたしますが、議員の方々につきましては、他の会派の控室の解錠を同会派に断りなく行うことは想定しておりませんので、特にルールは設けておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 一言で言うと、想定していない事態が起きたということであります。市川市議会には80有余年の歴史があるかと思いますが、過去にそのような行為を働いた者はいなかった。前代未聞の事件であることを確認させていただきました。

ここまで聞いていると、合理的な判断能力を有する一般人であれば、これは建造物侵入と受け取る方もいるのではないかと、こうした行為は建造物侵入罪に該当するのではないかと疑義が生じるところであります。今、私たち市議会議員として、これを看過してよいものなのかどうか、それとも厳しく律していく必要があるのか、本当に逡巡するところではあります。財政部におかれましては、この想定外、今回の事案について、どのような認識をし、また何か対策を講じる必要性などを感じているのか、御説明、御答弁を求めます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

初めに、先ほど建造物侵入罪というようなことがございましたので、そうしたことを含めて、他市の事案について少しか御説明をさせていただきます。あくまでも、このたびの事案とは少々質が異なりますが、富山市議会において、議会事務局の執務室に無断で入室した議員が職員の机を物色した行為をめぐり建造物侵入罪に問われ、辞職勧告にまで至った事案を承知しております。このたびの事案は直接的に建造物侵入罪には当たらないものと認識をさせていただきますが、そうした疑念を持たれかねない重大な行為であり、想定を超える事態と受け止めております。これまで市民の代表である議員の皆様の良識に委ねて対応をまいりましたが、今後は今回の事案を重く受け止め、セキュリティーについて関係部署等と調整してまいります。

以上でございます。

〔越川雅史議員「終わります」と呼ぶ〕

○松永修巳議長 よろしいですね。

〔越川雅史議員「はい」と呼ぶ〕

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 中山議員。

○中山幸紀議員 今、部長の答弁を聞きまして、重大な行為だと。看過できないということです、鈴木雅斗議員に対して議員辞職勧告決議案を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 ただいまの動議につきまして賛成者がおりますので、成立しております。

中山議員にお願いします。早速、速やかに文書にて提出を願いたいと思います。

〔中山幸紀議員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○松永修巳議長 よろしいですね。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 27 分休憩

午後 4 時 50 分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○松永修巳議長 お諮りいたします。この際、発議第 1 号鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よってこの際、発議第 1 号鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

発議第 1 号鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

中山幸紀議員。

〔中山幸紀議員登壇〕

○中山幸紀議員 会派自由民主党の中山幸紀でございます。鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議。

市川市議会会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員については、去る令和 4 年 4 月 10 日、あたかも会派自由民主党所属議員であるかのように守衛を欺き、会派自由民主党の控室の鍵を不正に入手し、警備員をして同控室の鍵を開けさせ、室内を無許可で撮影した事実が本日 6 月 10 日の緊急質問にて明らかになった。念のため強調しておくが、会派自由民主党が会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員に対し、会派控室の鍵の借受けを承認した事実もなければ、会派所属議員の不在時に控室への立入りを許可した事実もない。ましてや、控室内の様子を撮影することなどは一切認めていない。市民を代表する立場の市議会議員がその立場を悪用して守衛を欺き、他会派の控室の鍵を不正に入手し、多くの市議会議員と職員が不在となる日曜日に当該会派に無断で警備員をして、その控室の

鍵を開けさせ、室内の様子を撮影するなど前代未聞のことであり、悪質性が極めて高い。

言うまでもないことではあるが、各会派の所属議員の引き出しやロッカーには、議員個人の貴重品のほか、陳情や相談に訪れた市民の個人情報を含む重要な資料などが数多く保管されている。現時点において、個人情報の漏えいや悪用などは確認されていないことは不幸中の幸いだが、もしかしたら各会派が管理する市民の個人情報が不正に持ち出されたのではないかと、過去にも同様のことがあったのではないかと。そうであるならば、それは一体何が目的であろうかと、底知れぬ不安を拭い去ることは到底できない。さらに言えば、女性議員の中にはバッグの中身や携帯電話を見られること、他の議員の不在時に侵入してくる可能性を否定できない状況に心身ともに不安を感じている者もいる次第である。

守衛を欺き、会派自由民主党の控室の鍵を不正に入手し、控室内を無断で撮影した事実が明らかになったばかりか、事、ここに至っても、鈴木雅斗議員には反省した様子が一切見受けられない。また、5月19日の各派代表者会議において決定した、議長による鈴木雅斗議員への聴取にも応じることなく独自の言い訳に終始し、2度も拒否するという態度を考えると、事の重大さを理解しているとは到底思えない。断腸の思いで厳しい判断を下さざるを得ない。

よって、本市議会は会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員に対し、同議員の行為は本市議会及び本市議会議員に寄せられた市民の信頼を裏切る許されざるものであり、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

以上。

○松永修巳議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

やなぎ議員。

〔やなぎ美智子議員登壇〕

○やなぎ美智子議員 日本共産党のやなぎ美智子でございます。ただいま議題となっております発議第1号鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議に賛成の立場から討論を行います。

市川市議会会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員については、去る令和4年4月10日、あたかも会派自由民主党所属議員であるかのように振る舞うことで守衛を欺き、会派自由民主党の控室の鍵を不正に借り受け、警備員をして同控室の鍵を開けさせ、室内を無許可で撮影した事実が本日6月10日の緊急質問にて明らかになりました。念のために申し添えますと、会派自由民主党は、会派緑風会に所属する鈴木議員に対して、会派控室の鍵の借受けを承認した事実もなければ、会派所属議員の不在時に控室への立入りを許可した事実もないとのことであります。ましてや控室内の様子を撮影することなど、一切認めていないとのことであります。市民を代表する立場の市議会議員がその立場を悪用して守衛を欺き、他会派の控室の鍵を不正に借り受け、多くの市議会議員と議会事務局の職員が不在となる日曜日に、当該会派に無断で警備員をして、その控室の鍵を開けさせ、室内の様子を撮影することは前代未聞のことであり、開いた口が塞がりません。

議員控室は議会事務局、守衛室や議会関係者の努力で、議員が安心して活動することができるセキュリティー

対策が講じられていると、誰も疑うことはなかったかと思います。各会派の所属議員の引き出しやロッカーには議員個人の貴重品のほか、陳情や相談に訪れた市民の個人情報を含む重要な資料などが数多く保管されていることから、無断で立ち入ってはならないということは誰にでも分かることです。私も慎重に取り扱わなければならない書類やデータなどは、一番安全だと思ふ控室に保管してきました。鈴木議員の行動は想定外であるばかりか、常軌を逸するものです。関係者の努力を踏みにじり、議員の活動環境を壊し市民の信頼を裏切るもので、断じて許すことができないものです。

辞職に値すると考える鈴木雅斗議員の具体的行為は次の4つです。

1つ目、守衛を欺いたことです。市役所の維持管理は、守衛はじめ数多くの職員などによって支えられています。市政に貢献している方々を欺くことは、議員としてあるまじき行為です。

2つ目、警備員に控室ドアを解錠させたことです。議員がドアを解錠するよう要求すれば、職員はこれを拒むことは容易ではなかったと思います。そのような優越的地位を濫用し、警備員を共犯者に仕立て上げる行為は極めて悪質です。もちろん室内を無許可で撮影することは犯罪行為に値します。

3つ目、極めて計画的に行われていることです。行為が多くの市議会議員と職員が不在となる日曜日でありました。

4つ目、反省の姿勢が全く見られないことです。鈴木雅斗議員の辞職勧告決議を全会一致で可決することは、他市の例からしても市川市議会の責任と考えます。

松戸市議会議員であった桜井秀三氏は、議会事務局職員の机の引き出しからマスターキーを無断で持ち出し、他会派の控室に許可なく侵入し、コピー機を無断で使用し、自らの広報活動用のビラを大量に印刷し、さらに他会派にも侵入し、備品を無断使用しました。2014年12月8日、松戸市議会は議員提出議案第29号桜井秀三議員に対する辞職勧告決議を全会一致で可決しました。決議の概要は、この事態は全議員に疑心暗鬼の念を起こさせ、議会事務局との関係を大きく毀損するものであり、市民の信頼を裏切ることになった。自らが行った行為の責任を負うとともに社会的・道義的責任の重さを深く受け止め、速やかに議員の職を辞するよう勧告するとのものです。この決議を受けて桜井氏は議員辞職しました。

富山市議会議員であった木下章広氏は、2019年に市議会事務局女性職員の机を物色した建造物侵入罪で罰金の略式命令を受けました。その後、年4回の定例市議会で毎回辞職勧告決議が可決されていました。2020年12月1日、市議会が6回目の辞職勧告決議を全会一致で可決しました。木下氏は辞職を否定し、2021年4月の市議選に立候補し、最下位にて落選されたそうです。当たり前のことです。ちなみに申し上げますと、木下氏は日本維新の会から立候補した方です。

さきの財政部長の御答弁では、会派緑風会に所属する鈴木議員自ら、控室に入ると犯罪になると発言していたそうです。罪の意識を持ちながらも、警備員を巧みに操って自らの手を汚さずに悪事を働いた点は何よりも悪質で許し難きことだと思います。もう多くの言葉は要りません。本市議会は、会派緑風会に所属する鈴木雅斗議員に対して、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告すべきです。

以上です。

○松永修巳議長 他に討論の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号鈴木雅斗議員（会派「緑風会」所属）に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありません。

せんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

鈴木雅斗議員に対する除斥を解除いたします。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。議事の都合により、明6月11日から6月19日まで9日間休会することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明6月11日から6月19日まで9日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時6分散会

第 2 日

令和 4 年 6 月 20 日（月曜日）

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月20日（月曜日）午前10時開議

- 第1 つかこしたかのり議員の資格決定の件
- 第2 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
- 第3 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について
- 第4 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第5 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第7 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第9号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第10号 市道路線の認定について
- 第12 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 第18 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 第19 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 第20 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 第21 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 第22 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 第23 報告第12号 専決処分の報告について
- 第24 報告第13号 専決処分の報告について
- 第25 報告第14号 専決処分の報告について
- 第26 報告第15号 専決処分の報告について
- 第27 報告第16号 専決処分の報告について
- 第28 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 第29 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 第30 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

（代表質問） 公 明 党 西村 敦議員、宮本 均議員
創 生 市 川 稲葉健二議員

本日の会議に付した事件

日程第1 つかこしたかのり議員の資格決定の件

- 日程第2 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第9号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第10号 市道路線の認定について
- 日程第12 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第19 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第20 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 日程第21 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第22 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第23 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第29 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第30 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

(代表質問) 公 明 党 西村 敦議員、宮本 均議員
 創 生 市 川 稲葉健二議員

出席議員 41 名

や な ぎ 美 智 子
 さ と う ゆ き の
 長 友 正 徳
 佐 直 友 樹

つ	ち	や	正	順
小	山	田	直	人
つ	か	こ	た	か
鈴		木	雅	斗
国		松	ひ	ろ
石		原	た	か
清		水	み	な
廣		田	徳	子
増		田	好	秀
中		町	け	い
久	保	川	隆	志
浅		野	さ	ち
中		村	よ	し
細		田	伸	一
石		原	み	さ
青		山	ひ	ろ
大	久	保	た	か
小		泉	文	人
高		坂		進
金		子	貞	作
秋		本	の	り
か	つ	ま	竜	大
西		村		敦
宮		本		均
中		山	幸	紀
松		永	鉄	兵
石		原	よ	し
加		藤	武	央
稲		葉	健	二
越		川	雅	史
大		場		諭
堀		越		優
か	い	づ		勉
松		井		努
竹		内	清	海
松		永	修	巳
岩		井	清	郎

荒 木 詩 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中	甲
副 市 長	大 津 政	雄
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓	雄
教 育 長	田 中 庸	惠
危 機 管 理 監	水 野 雅	雄
広 報 室 長	麻 生 文	喜
総 務 部 長	植 草 耕	一
中核市準備担当理事	鹿 倉 信	一
企 画 部 長	小 沢 俊	也
財 政 部 長	稲 葉 清	孝
情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏	和
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏	裕
市 民 部 長	小 泉 貞	之
経 済 部 長	小 塚 眞	康
観 光 部 長	関 武	彦
福 祉 部 長	立 場 久 美	子
こ ども 政 策 部 長	秋 本 賢	一
保 健 部 長	二 宮 賢	司
環 境 部 長	根 本 泰	雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊	介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰	博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利	明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋	也
消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	小 倉 貴	志
生 涯 学 習 部 長	永 田	治
学 校 教 育 部 長	藤 井 義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	松 丸 多 一
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子

(議事担当)

主		幹	米	津	孝	成
副	主	幹	金	子	貴	一
主		査	尾	本		悠
主	任	記	北	川	陽	介
主	任	記	高	柳	陽	一
(調査担当)						
主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	記	荒	木	智	貴
書		記	福	井	寿	明

○松永修巳議長 日程第2議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてから日程第30報告第19号公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第1号から報告第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって報告第1号から報告第6号については、提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、西村敦議員。

〔西村 敦議員登壇〕

○西村 敦議員 おはようございます。公明党の西村敦です。会派公明党の代表質問を行います。初回総括2回目以降一問一答で行い、補足質問者は宮本均議員になりますので、よろしく申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略という衝撃的なニュースから、はや4か月がたとうとしています。連日流される悲惨なニュースに心を痛めている方も多いかと思っております。改めて犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げます。また、多くの避難民の皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早く戦闘をなくし停戦させ、平和な世界の再構築に向けて、全世界が一丸となって進んでいくことを願っております。

新型コロナウイルス感染症による社会生活の影響が始まり既に2年が経過しています。市民の皆様の多大な御協力により、感染防止対策を進めながら今日まで来ました。今後は経済の立て直しを図りつつ、通常な生活が送れるよう、力を合わせ取組を前に進めていきたいと考えます。

私たち公明党は、8名、日々困り事など市民相談を受け、市に要望や提言をするなど、常に市民に寄り添いながら活動しています。今定例会に当たり、田中新市長から所信表明が出されました。市民の思いを背中に感じながら、その他重点課題も含めて代表質問に入ります。

まず、大項目の所信表明についてからです。

(1)「はじめに」、「為政清明を信条に、市政に対する信頼を回復し、市民の皆様と一緒に安定した市政をつくる」とありますが、その具体的な市政の内容について、どのように市民からの信頼を取り戻しながら市政運営を行っていくのか、その決意を伺います。

(2)「公約として取り組む施策」から、ア、「まず優先すべき喫緊の課題は、新型コロナウイルス対策です」とありますが、本市の現状と4回目ワクチン接種の状況について、イ、「Withコロナ時代の生活様式のスタンダードを、市川から発信していきます」とありますが、その具体的な内容について、それぞれお聞きます。

(3)「行財政運営」から、アとして「また、情報公開を徹底し」～「と思っています。そして、この公正な市政運営に資するため」～「を決意しました」とありますが、何について具体的に何をするのか伺います。

イとして、「市長の給料の減額及び退職手当の辞退を決意」とありますが、その決断に至った経緯について、また、そのことが他の職員や特別職に影響を及ぼすことはないのか伺います。

ウとして、「公共施設の再整備」～「優先順位を正しく判断し、実行してまいります」とありますが、公共施設再整備の何を指して、どのようにするのか伺います。

エとして、「必要などころに必要なお金を正しく使う『選択と集中』をモットーに、メリハリのある財政運営を実施します」とありますが、どのような視点に基づき、何を選択し、予算配分など、どこに集中するのか伺い

ます。

(4)「防災・防犯」から、「市内55箇所の土砂災害警戒区域を中心に、崖地の安全対策についても迅速に取り組んでまいります」とありますが、崖地の安全対策に対し、具体的にどのように進めていくのか伺います。

(5)「まちづくり」から、アとして、「無電柱化を進めます」とありますが、今後どのように無電柱化を進めていくのか、具体的な内容とその工程について伺います。

イとして、「空家を解体するばかりでなく、地域のニーズに応じた地域の拠点として活用する」とありますが、その具体的な内容について伺います。

ウとして、「本八幡駅北口に2つの再開発計画があります」とありますが、その範囲と現在までの状況、今後の進捗について伺います。

エとして、「デジタル地域通貨の仕組みや運用などについて、政策参与を設置して研究を進めてまいります」とありますが、補正予算に報酬が計上されていますが、その事業内容と進め方について伺います。

(6)「環境」から、アとして、「資源やエネルギーを循環させ、バランスよく環境を保つ」とありますが、その具体的な内容と進め方について伺います。

イとして、「クリーンセンターの建て替えにあたっては費用と機能を見極めた計画といたします」とありますが、次期クリーンセンターの施設整備事業について、費用と機能を見極めるとは具体的にどのように進めていくのか伺います。

(7)「子ども・教育」から、アとして、「学校給食費の無償化に向けた関係機関との協議を進めます」とありますが、初回質問として、まず具体的な考え方からお聞きいたします。

イとして、「子ども食堂の支援など、すべての子どもたちの食の環境を守ります」とありますが、補正予算に計上された子どもの居場所づくり支援事業補助金を含めた具体的な支援内容について伺います。

(8)「保健・福祉」から、「福祉タクシーやシルバーパスなど、個々の状況に適した外出支援を充実させる」とありますが、具体的な支援内容と交通不便地域での取組をどう考えているのかについて伺います。

次の大項目、地方創生臨時交付金を活用した市の取組について伺います。

公明党は、3月に国民生活総点検事業を全国で展開し、物価高騰から国民生活を守る新たな経済対策に向けた提言を政府に提出しました。その後、公明党の主張が随所に反映された政府の緊急経済対策で地方創生臨時交付金が拡充され、1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分という新たな枠が盛り込まれました。本市の枠として約9億4,000万あるこの今回の交付金は、各自治体の判断によって様々な事業に充てることが可能であり、市民の暮らしや事業者を守る手だてとして、早急に対策を実施すべきと考え、市議会公明党は5月30日に市長に9項目にわたる要望書を提出しました。その中から4点に絞って本市の考え方を伺ってまいります。

(1)光熱費や物価高騰により市民生活が脅かされており、市として負担を軽減する取組や施策を講ずるべきと思いますが、市の考え方を伺います。

燃料費高騰や物価上昇のため、大変苦勞している市内事業者に対して、支援する取組が必要と考えますが、見解を伺います。

(3)市内経済活性化と市民生活負担軽減のため、プレミアム付商品券の発行やオンライン決済によるポイント付与事業を早急を実施すべきと考えますが、市の考えを伺います。

(4)子ども医療費の助成対象を高校3年生まで拡充すべきと考えますが、市の考えを伺います。

次に、議案第4号及び議案第9号についてです。

議案第4号では、クリーンセンター余熱利用施設の指定管理者の候補者が提案した事業内容を踏まえた条例改正を、議案第9号では、その候補者の指定管理者の指定について提案されています。質問として、その候補者が

ら出されている事業提案の内容とその効果について伺います。

次に、議案第6号令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）について伺います。

コロナ禍の中、女性の孤独や孤立、また困窮、そして生理の貧困など、様々深刻な社会問題となっています。SOSを出したくても、そのハードルが高く声が上げられない方々も多くいると思います。その中、SNSを使って少しでも気軽に窓口ができるというのは大変心強いと感じています。

(1)として、歳出、多様性社会推進費、SNS活用女性相談委託料の事業内容と期待される効果についてお聞きします。

妊娠、出産など女性に対する切れ目のない様々なフォローやケア、また女性特有の病気に対する予防は欠かせません。公明党が推進してきた政策が予算化されているようですので、(2)として、保健衛生費の産後ケア委託料、多胎妊婦健康診査交付金及び子宮頸がん予防接種委託料を補正予算に計上するに至った経緯と具体的な事業内容、そして今後の進め方について、それぞれお聞きいたします。

先ほど取り上げた地方創生臨時交付金の活用法として、政府は真っ先に学校給食における食材の高騰分を自治体が負担し、なるべく保護者に転嫁しない旨の考え方が示されています。本市においても、まず取り組んでいただいたようで安心しましたが、(3)として、学校給食費、賄材料費の計上に至る経緯と詳細について伺います。

次に、ひょう被害についてです。

去る6月3日、ひょうが降り、市内各所で多くの被害が発生しました。ひょうの大きさも、大きいものではゴルフボールを超えるものもあり、ガラスの破損や車の破損が出てしまいました。また、農家では、市川の梨や野菜などで被害が出ました。今回のようなひょうによる被害は過去にもあまり例がないと思われませんが、ひょう被害に対し、市ではどのような危機管理体制をしき、どのように情報を収集し、どのような対応を行ったのか。また、今回の対応をどのように検証し、今後に生かしていくのか伺います。

次に、マイナポイントです。

マイナンバーカードの普及とデジタル社会の実現に向けて、国はマイナポイント事業を展開しています。現在、第2弾を実施しているところです。待ち望んでいる市民も多いとは思いますが、よく分からないという方も多くいます。そこで、本事業の内容と本市におけるマイナポイントに係る事業について、補正予算の内容も含めて伺います。

次に、殺処分ゼロの取組についてです。

市長の所信表明には、ペットを飼うマナー啓発や地域猫活動への支援とともに「殺処分ゼロを目指してまいります」とうたっています。殺処分ゼロへ向けての具体的な進め方並びに補正予算に計上された猫不妊手術費等助成金の内容及び6月から義務化されたマイクロチップ装着について、市の認識や現状をお聞きいたします。

次に、ヤングケアラーについてです。

千葉市は先月末、家族の介護や世話を日常的に担う18歳未満のヤングケアラーに関する市独自の実態調査の結果を公表しました。小学校5年生では7.3%、中学2年生では6.8%、おおよそ15人に1人が家族の世話をしていると答えています。また、県でも現在、実態調査を行う予定と聞いています。実態が分かれば、それに応じた対策が取れるものと考えますが、まず(1)として、学校教育現場でヤングケアラーに対する本市の実態調査を行う考えについてお聞きいたします。

次に(2)ですが、ヤングケアラーへの支援は、学校だけで解決することは難しく、福祉や子ども支援と連携し、相談待ちではなく、より積極的なアウトリーチで解決していくことが大切です。支援を望む家族も大事ですが、そのような問題を抱えた子どもの学ぶ権利や遊ぶ権利、子どもの生活を守るための支援や心のケアにスポットを当てた独自の支援策が重要であり、必要であると考えます。そこで本市の考え方を伺います。

次に、シェアサイクルについてです。

このシェアサイクルについては、平成30年、そして最近では、昨年の6月の代表質問でも取り上げました。昨年の質問では、引き続き調査研究していくとの答弁をいただきましたが、私のほうからも、事業者の意見なども参考に進めてほしいと要望させていただきました。このシェアサイクルですが、その後もますます普及が進んでおりまして、都内の区部ではほぼ利用できるようになっており、特に湾岸部でも利用範囲が拡大し、今年度は隣の船橋市でも事業を開始したということでもあります。そこで質問しますが、本市でも調査研究を進めるとのことでしたが、その後の検討状況はどうなっているのか伺います。

次に、体育館へのエアコン設置です。

この学校施設へのエアコン設置は、以前から公明党が国と一体になって進めてきた経緯があります。一般教室から始まり、特別教室、そして災害時、避難所となる小中学校体育館へのエアコン設置については、平成30年9月定例会で取り上げ、その後、令和2年に事業化され、毎年6校ずつ設置する計画でスタートいたしました。ところが、初年度の3校の設置が終わった時点で、なぜか急遽、事業の見直しが指示されました。しかしながら、いつ大災害が発生するか分からず、体育館のエアコン設置は必須の事業と考え、重ねて要望してまいりました。そこで、改めて本市の対応と考え方を伺います。

最後に、リトルベビーハンドブックについてです。

このリトルベビーハンドブックとは、低出生体重児用母子手帳のことで、小さく生まれた赤ちゃんと家族のサポートに効果があります。この動きは全国的に広がりつつあり、千葉県でも検討を始めています。本市としても導入すべきと思っていますが、市の考えをお聞かせください。

以上、所信表明のうち、(1)「はじめに」、(3)「行財政運営」、(6)「環境」、(7)「子ども・教育」、地方創生臨時交付金を活用した市の取組のうち(4)子ども医療費の助成拡充、大項目殺処分ゼロの取組については、補足質問者、宮本均議員が再質問を行います。質問が多岐にわたりますが、簡潔明瞭な答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 西村教議員による公明党の代表質問にお答えします。

初めに、市政に対する意気込みについてです。為政清明とは、政治をする者は、自ら心も態度も清く、明るくなければならないという心情を表し、大久保利通の言葉です。私は市川市政をあずかるに当たり、為政清明の言葉のとおり、誠実、丁寧で開かれた市政運営を心がけていかなければならないと考えております。しかし、最近の市政では、そうした心がけが忘れられてしまったのではないか、そのように感じていたところです。私には、これからの4年間で市民の皆様からの信頼を取り戻し、安定した市政運営を行っていく責務があります。そのためにはまず、市民目線、現場主義を掲げ、様々な人と対話することから始めなければならないと考えております。

そこで、市長就任以来、私は連日、関係団体や他の自治体の関係者、また日頃から本市に御協力をいただいている企業の方々とお会いして、幅広く声を聞かせていただいております。また、現場に近い職員の声を聞く場として、部長級以上の職員との朝礼を毎朝欠かさず実施し、様々な課題や目標などの情報や意識の共有に努めてきたところであります。さらに、今後はタウンミーティングを開催し、市長として自ら市民の皆様と直接対話する機会を設けてまいります。こうして皆様からいただいた声を踏まえた誠実な行財政運営を行うことで、信頼

と安定の市政をつくっていく所存です。

次に、情報公開の徹底についてです。市民の皆さんから市政に対して信頼を取り戻すためには、徹底した情報公開が大切と考えております。市が何を考え、何をしようとしているのかを迅速かつ的確に市民の皆様にご伝えることこそが、情報公開として重要であると考えております。中でも、報道に対しては、テレビ、新聞、ラジオやインターネットなどメディアを選ばず広がっていくため、市民の皆様への情報公開の手段として有効であると捉えています。

そこで、信頼と安定の市政を行っていくため、報道機関を通じて市政に関する情報を公開する機会を増やし、市政の透明性を高めていきたいと考えております。具体的に申し上げますと、これまでの定例記者会見は、定例会の告示日に年4回開催していましたが、今後は年8回程度開催し、積極的な情報発信を行ってまいりたいと思います。これからも様々な方法を用いて市民の皆様に分かりやすく、丁寧な情報発信を努めてまいります。

次に、私の給料の減額及び退職手当の辞退を決意するに至った経緯についてであります。これまでの市政は、市民から見ると、税金の使い方などで市民に受け入れられないことがあったというふうに思っております。市民だけではなく、市外にお住まいの方からも、市川市がマイナスのイメージで捉えられている出来事があり、市政に対する信頼が失われたものと思っておりました。私は、その失われた市政の信頼を回復するように、為政清明を信条に、市民目線、現場主義を掲げ、市民と向き合った公正で安定した市政運営を行ってまいりたいと考えています。今回の条例は、私がこの選挙において市政の信頼回復を託され、選ばれた首長として、その政治責任を果たすものであり、前任者から引き継いで、その上で、これまでの経緯をしっかりと踏まえ判断し、提出するに至ったものであります。

また、私の決意が他の特別職等に及ぼす影響についてであります。ただいま申し上げましたとおり、私の政治姿勢を表すものであることから、他の特別職や一般職に影響を及ぼすものではございません。また、4年間の市政をあくまで当たっての市長選挙における私の公約であることから、市議会議員の皆様にも影響が及ぶことはないものであり、その点はこの場をお借りして、市民の皆様にはっきりとお伝えさせていただきたいと思っております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、資源やエネルギーを循環させ、バランスよく環境を保つための具体的な内容と進め方についてです。地球温暖化対策は待ったなしです。今、私たちは何億年も時間をかけてつくられた資源を、僅か数百年で使い切ろうとしています。今こそ一人一人の生き方が地球環境につながっていることを意識して、持続可能な地球環境をつくれるように取り組む必要があります。自然の摂理を理解し、資源やエネルギーを循環させ、バランスよく環境を保った社会をつくっていきます。

例えば、エネルギー循環の解決策として、自然エネルギーの活用が挙げられます。太陽光や風力、地熱などの自然エネルギーは利用し続けることができます。さらに、化石燃料は産出場所が偏っているのに対し、自然エネルギーはどこでも得ることができ、かつ全ての人々が利用できるという非常にバランスの取れたエネルギーと考えられます。本市では、市川市地球温暖化対策実行計画や市川市地域エネルギー計画に基づいて資源やエネルギーの循環に取り組み、地球温暖化対策を講じてまいります。

また、今後は資源を循環させる取組として、分別の徹底によるごみの焼却量の削減、ごみのエネルギーへの転換について検討してまいります。さらにエネルギーの循環の取組として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの電源を増やしていくとともに、水素としてエネルギー資源を貯蔵し、地域の公共施設や災害時に電力を供給できるエネルギーステーションの整備など、検討を進めてまいります。

次に、クリーンセンターの建て替えについてです。全ての市民が文化的で衛生的な生活を送るためには、ごみの処理を安定して行うこと、このことは欠かすことのできないものであります。現在のクリーンセンターは平成

6年の竣工から既に28年経過し、老朽化が進んでいます。クリーンセンターの建て替えに向け、平成26年度から検討を進めてきましたが、平成30年度に建築費の高騰を受け、計画を一旦停止しています。その後も建設費の上昇傾向は続いています。老朽化が進むクリーンセンターの建て替えに向け、早急に検討を進めなければなりません。さらに、建て替えに当たっては、適正にごみを処理することができる機能と規模、それに伴う建設費用を適切なものとする必要があります。ごみとして焼却処分するものをできるだけ減らしていくことは、世界的な課題となっている地球温暖化対策の一つとなります。また、貴重な資源を活用するために減量、資源化を進めることは、持続可能な町としていくための必要なものです。そのために、例えば飲食店や学校給食で発生する事業系生ごみを活用したバイオマス発電の検討など、コストパフォーマンスを踏まえた実現可能な取組、ごみの減量、資源化を始めるとともに、効率的な機能を取り入れた市川らしいクリーンセンターの整備を行っていきたくと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 私からは学校給食費の無償化の考え方についてお答えをいたします。

初めに、教育委員会としましては、市長が所信表明で掲げた給食費の無償化に共感し、計画的に進めていく考えでございます。子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、子どもは社会の宝です。子どもたちの成長を社会全体で支え、健やかな体を育むためにも、食は必要であり、将来にわたって健康であり続けるための礎の一つとなるものであります。学校給食は、子どもの心身の健全な発達をはじめ、食を通じて伝統や文化、自然や社会についての理解を深めるといった学校生活においてとても重要な教育的役割を担うものと理解しております。教育委員会としましても、学校給食費の無償化を推進することは、本市が社会全体で子どもの成長を支えるための重要な施策となるとともに、心と体の健康のバランスが取れ、活力あふれる生涯を送れる健康寿命日本一につながるものと考えております。

私からは以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは所信表明についての(2)のア、議案第6号の(2)及びリトルベビーハンドブックについてお答えいたします。

初めに、所信表明についての(2)のア、新型コロナウイルス対策についてです。新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養されている方への支援でございますが、千葉県では療養者本人への配食サービス、医師によるオンライン健康相談、パルスオキシメーターの貸出しサービスがあります。加えて、本市では陽性と診断された希望者に対し、除菌スプレーやマスクなどの衛生用品セットの支給や、濃厚接触者のうち外出が困難でほかからの支援が受けられない方に、食料品や日用品などの生活応援セットの支援を実施しております。

次に、感染症対策についてです。現在、新型コロナウイルス感染症に対し効果が確認されているワクチン接種を進めています。6月17日現在で、本市のワクチン接種率は、1回目84.9%、2回目84%、3回目64.4%となっております。本市の新規感染者数は、2月4日の584人をピークに、その後減少している状況です。

続きまして、ワクチンの4回目接種です。対象者は、3回目のワクチン接種から5か月が経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方です。本市では、5月23日に4回目のワクチン接種券を送付し、6月1日から接種を実施しております。この接種券の送付と同時に接種の予約も開始し、6月17日現在の4回目接種の予約人数は、60歳以上の方が約3万人、59歳以下で基礎疾患のある方が約1,000人、合わせて約3万1,000の方が既に予約をされています。今後も感染症対策としてワクチン接種

を進めていきたいと考えております。

続きまして、議案第6号、産後ケア、多胎妊婦健康診査、子宮頸がん予防接種の3事業についてお答えいたします。この3事業につきましては、女性の心身の健康を推進するため、6月補正に計上したものです。具体的な内容といたしましては、訪問型産後ケアは、自宅での支援を希望される産婦を対象に、助産師などの専門職が家庭訪問にて健康や育児に関する相談、授乳や育児の方法などの指導を行うものです。

次に、多胎妊婦健康診査につきましては、単体妊娠の場合、妊婦1人当たり14回までの健診費用の一部を助成いたしますが、多胎を妊娠している方には健診回数も増えることから、さらに5回分を上乗せし、合計19回分の健診費用の一部を助成するものです。

次に、子宮頸がん予防接種についてです。子宮頸がんワクチンの接種は、副反応により厚生労働省が接種の積極的な勧奨を控えておりましたが、厚生労働省の厚生科学審議会及び薬事・食品衛生審議会において、副反応のリスクより接種による有効性が上回ると認められ、接種の積極的な勧奨を再開することとなりました。この再開に伴い、積極的勧奨を差し控えている間に接種対象となっていた平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方も接種が可能となりました。なお、接種の費用につきましては、医療機関から請求を受け、本市が負担するものでございます。

今後の進め方になりますが、補正予算成立後、訪問型産後ケアについては10月頃から、多胎妊婦健康診査については8月頃からの実施を予定しております。また、子宮頸がん予防接種につきましては、7月頃に予診票などの個別送付を予定しております。

次に、リトルベビーハンドブックについてです。低出生体重児とは、生まれたときの体重が2,500g未満の乳児のことをいいます。出産後3か月未満の家庭訪問などで、本市が把握している昨年度の低出生体重児は333人です。低体重で生まれた子の両親は不安を感じることもあると考えますが、リトルベビーハンドブックは、その不安を軽くすることを目的に作成されたものと認識しております。母子手帳は、月齢ごとに体重や身長などを記録し、子どもの成長を見守りますが、リトルベビーハンドブックは、子どもの成長に合わせ、月齢にとらわれない発育の状況が記録できるよう工夫されているものです。リトルベビーハンドブックの導入につきましては、今後も調査を継続するとともに、千葉県との動向も注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは所信表明のウィズコロナとひょう被害についてです。

ウィズコロナ時代の生活様式は、今では当たり前となった感染防止対策であり、厚生労働省が示している3密の回避やマスクの着用、換気など基本的な対策を実践することだと考えます。また、本年5月にはマスクの着用について、2m以上の距離の確保や会話の有無などの状況に応じた考え方や、ランニングや徒歩での通勤などでは着用の必要がなしといった具体的な事例が示されています。このような新しい考え方と、コロナ禍で当然となった対策を今後も日常生活の一部として定着させるための取組が重要です。そして新たなウイルスが発生した場合でも、行動の抑制か社会生活の維持かという選択肢ではなく、両立した感染症対策を継続していけるような取組を準備しておくことも大切です。今後これらの対策により、東京に隣接する本市の新規感染者が激減していけば、それが他市からも評価される市川モデルとして広がっていくものと考えています。

次に、ひょう被害に対する検証についてです。当日は雷注意報の発表がされていましたが、気象会社からの情報では、1時間程度で強い雨雲は抜けるとの見解であったため、危機管理室による緊急的な情報収集体制を取りました。雷が発生し鉄道が運休しているとの情報があったことから、帰宅困難者の発生に備え、停電情報を確認するとともに、鉄道の運行状況や警察への被害状況の確認など、関係機関からの聞き取りを行いました。その

後、道路冠水の情報があつたことから、道路交通部と危機管理室でパトロールを実施したところ、主に市川駅周辺で多くの街路灯が破損し、割れたガラス片が路上に散らばっているところを確認しました。場所によっては割れた状態で頭上の器具に残っているものもあり、既に暗くなってきている状況ではありましたが、まずは通行者の安全を確保することを最優先に対応に当たりました。この対応は、協定事業者や契約事業者に協力を依頼するとともに、消防局とも連携しながら、割れたガラス片などの撤去を行いました。翌日以降、再度、市内全域のパトロールを実施し、公共施設も含め徐々に被害が明らかになっている状況です。幸いにも命に関わる人的被害は現時点で報告されていません。

また、主な被害としては、屋根や窓ガラスの破損などの建物被害のほか、エアコンの室外機の破損、そして車両のへこみなどの被害が多く確認されています。また、農業についても、梨を含む露地野菜で多くの被害が確認されています。今後、被害状況が明らかになった段階で検証を実施しますが、どのような災害でも、常に人の命を第一に考え、今後も引き続き関係機関とも連携しながら迅速な対応を行ってまいります。

特に検証というのは非常に大切であつて、私も長きにわたり災害対応に従事しています。その中で、自分の出した指示内容や、そのタイミング、これが適正であつたのかということを経験が終わった後に自問自答していく、そういうことがやっぱり災害対応では必要でありますので、このひょう被害についても、必ず検証はし、必要であればマニュアルを作成したり、修正したりしていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、所信表明についてのうち(3)「行財政運営」のウについてと(5)「まちづくり」のエについて、大項目、地方創生臨時交付金を活用した市の取組についてのうち(1)と(2)についてお答えいたします。

初めに、(3)のウ、公共施設の再整備についてです。日本のインフラ整備は高度経済成長期に大きく進展し、本市におきましても昭和40年代後半から50年代後半にかけて、学校をはじめとして様々な公共施設の整備を集中的に行つてまいりました。整備から40年以上が経過し、老朽化した公共施設の安全性の確保や施設の更新、それに伴う費用負担の軽減などに取り組んでいく必要があります。本市にとって大きな課題であつたと認識しております。このような中、平成25年11月、国でインフラ長寿命化基本計画が策定され、平成26年4月には、総務大臣通知により各自治体へ公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がありました。これを受け、安全対策、ニーズへの対応、財政対策を基本方針とした市川市公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定いたしました。今後、公共施設は少子・高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化により利用の形態も変わっていくことが想定されます。そのため、これからの計画では、長期的な視点を持ち、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減と平準化をしていくとともに、最適な公共施設の配置を実現していくことが求められています。

公共施設の再整備を総合的かつ計画的に実施することは、地域の実情に合った持続可能なまちづくりにつながり、将来を見据えたシティマネジメントの面からも重要なことであると考えております。今年度、現在の市川市公共施設等総合管理計画の改定を行う予定でございますが、その際には、国が示す指針を踏まえ、市民ニーズの変化を把握し、社会状況を捉え、優先順位を正しく判断するための計画にしたいと考えております。

次に、(5)のエ、デジタル地域通貨の事業内容と進め方についてです。デジタル地域通貨は、特定の地域やコミュニティで流通する通貨を電子的に発行する仕組みです。デジタル地域通貨の仕組みづくりや運用に当たっては、経済、金融、デジタル技術などの分野の知識をはじめ、利用促進や経済効果を生み出すためのノウハウも必要であると考えております。このため、知見と実績がある方を本市の政策参与として登用し、意見や助言を求

め、デジタル地域通貨の導入に向けて研究をしております。また、庁内におきましても、10名程度のメンバーから構成されますプロジェクトチームを立ち上げ、各部署の知識や経験を生かし、事業内容と今後の進め方について多面的な視点から検討しております。

次に、地方創生臨時交付金を活用した市の取組のうち、(1)と(2)についてです。コロナ禍における資源価格や物価の上昇により、市民生活や市内事業者の経済的負担が大きくなっていることは、本市としても重要な課題であると認識しております。こうした状況を受け、国は新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰の対応分としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、これには総額1兆円の予算が組まれております。国からの限度額は9億4,214万9,000円と示されており、本市としても、この交付金を有効に活用したいと考えております。

具体的な活用策でございますが、子どもたちの食の環境を守るという観点から、まずは学校給食費における物価高騰分による食材費の負担上昇分に充てる予定でございます。そのほかの事業につきましては、現在、庁内各部署からの事業提案を精査しているところではございますが、特に子育て世帯や燃料費高騰の影響が直撃するような市内事業者への支援策に充ててまいりたいと考えております。今後、早急に各部署からの事業を取りまとめ、この交付金が市民や市内事業者の負担軽減に資するよう、効果的に活用してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは所信表明についての(3)「行財政運営」に関するエ、選択と集中による財政運営についてお答えいたします。

企業の経営戦略の一つとして、複数の事業の中から核となる特定の事業を選択し、そこに人材や資金などの経営資源を集中させる選択と集中という考え方がございます。国や地方自治体の財政運営においても、最少の経費で最大の効果を上げることが求められており、限られた財源を効果的に配分し、活用を図るため、同様の考え方が取り入れられております。本市においても、どの事業を選択し、どの程度財源を投入するかについては、中期的な財政推計により財源の見通しを立てた上で、事業ごとに緊急性や重要性を整理し、判断することとなりますが、あわせて費用対効果を見極めることも重要と考えております。なお、これまでの新規事業を行う際には、枠配分方式やスクラップ・アンド・ビルドなどの考え方を取り入れ、財源の捻出を求めてまいりましたが、選択と集中を実践する上においても何らかの手法を取る必要があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からは(4)「防災・防犯」と、(5)「まちづくり」のイ及びウについてお答えいたします。

初めに、(4)「防災・防犯」についてです。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法により、危険の周知や避難誘導区域として55か所の崖地が県により土砂災害警戒区域の指定を受けております。例年、梅雨前に危機管理部門と連携して、指定された崖地付近にお住まいの家庭約2,900世帯に大雨などの災害時に警戒レベルによる避難を示したものと、崖地の整備に関する補助金や貸付金の案内を配布しております。今年度からは、土砂災害警戒区域55か所の地域ごとに土砂災害警戒区域図を示した案内を配布しており、よりお住まいの警戒区域が実感しやすい工夫を重ねたところでございます。

次に、工事等により崖地を整備していく手法といたしましては、所有者自ら安全対策をする方法と、急傾斜地崩壊対策事業として、崖地を含む影響範囲の土地所有者から分担金を徴収し、県もしくは市が工事を施工する方法がございます。従前は、相談または要望があった崖地の土地所有者に対して、市は適切な安全管理及び安全対

策の推進についてお知らせ等でお伝えしておりましたが、今後は土砂災害警戒区域に指定された55か所に対し、積極的に土地所有者の方から意見をお聞きして、対策に向けての意向確認などを行ってまいります。さらに、崖地の危険性や安全対策の方法、対策費用に関することなど技術的な助言を含め、説明の場を設けてまいります。

続きまして、(5)「まちづくり」のイ、空き家対策についてです。本市の空き家対策事業については、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行される2年ほど前より市独自の条例、空き家等の適切な管理に関する条例により、いち早く空き家対策に取り組んできたところでございます。また、本年4月からは4年前に策定した実施計画の見直しを行った第二次市川市空き家等対策実施計画を策定し、より一層空き家の予防対策を進めてまいりました。これまでは空き家対策の対象としては、市民からの相談のほか、周辺住民からの情報提供による空き家を主に対象として対策を行ってまいりました。しかしながら、外観からは良好な状態ではあるものの、実態として長く住まわれていなく管理不全な空き家に陥る可能性が高い空き家予備軍も潜在的に多く存在すると考えております。

そこで、今後は管理不全に陥る前の潜在的な空き家について、市内全域において実態調査を行うことが重要と考えております。この調査を行うことにより、管理状態が良好な空き家数の実態把握も可能となりますので、売買の成立取引がしやすくなるなど、管理不全に陥る空き家への未然防止対策が期待されます。

また、適切に管理されている空き家は、地域の拠点とした利活用も図ってまいります。利活用に際しては、地域のニーズに応じた集会施設や活動の拠点となる施設への転用に取り組んでまいります。今後は、他市町村での事例も参考にしながら、鎌ヶ谷市などで取組実績のある宅地建物取引業協会等の関係団体の協力を得ながら、空き家の活用促進に向けた検討を行ってまいります。

最後に、(5)「まちづくり」のウ、本八幡駅北口の再開発計画についてお答えします。千葉県が決定している都市再開発の方針において、本八幡は重要な中心市街地として再開発を促進すべき地区に位置づけられているところでございます。本市は平成30年度にJR本八幡駅や京成八幡駅から市役所第1庁舎や葛飾八幡宮へのつながりを軸としたまちづくりとして、本八幡駅北口再開発基本構想を策定しております。現在、国道14号の北側でスクランブル交差点の東側の約1.4haを本八幡E地区として、平成30年11月に地元権利者を中心とした再開発の準備組合が設立されました。また、国道14号の南側で駅前ロータリー東側の約1.1haを本八幡駅北口駅前地区として、令和3年3月に再開発準備組合が設立され、同じく事業の実現に向けて事業計画の検討がされているところでございます。本市としましては、どちらの準備組合も基本構想に沿った事業計画となるよう、計画段階から適切に助言や指導を行っているところでございます。

現在、当該2地区の準備組合は、事業区域や道路、歩行者空間、緑地など都市の基盤となる施設を定める都市計画決定の手続に向けて、関係機関との協議を行っております。今後は、本地区の再開発事業が一日でも早く実現するよう、また、市川の顔にふさわしいまちづくりとなるよう、本市としましても権利者の方々や再開発事業者と協力して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは所信表明の(5)「まちづくり」のア、無電柱化についてと大項目のシェアサイクルについてお答えします。

初めに、無電柱化につきましては、平成28年に施行された無電柱化の推進に関する法律において、県及び市町村による無電柱化推進計画の策定が努力義務とされ、これに基づいた推進が求められており、千葉県においても、令和2年3月に千葉県無電柱化推進計画が策定されております。本市におきましても、今後の計画的な実施に向け、現在、同法に基づき優先度の高い路線などを定める市川市無電柱化推進計画の策定作業を進めていると

ころでございます。

計画の策定状況につきましては、現在、取りまとめました市川市無電柱化推進計画の案に対するパブリックコメントを7月4日まで実施しているところでございます。パブリックコメント終了後、御意見等を考慮した上で、本年8月頃に市川市無電柱化推進計画を策定する予定であります。

今後につきましては、計画において選定した優先整備路線について、計画期間である令和4年度から令和13年度までの間に事業着手することを目標として、予備設計等の作業を進めたいと考えております。また、新たに道路整備事業や再開発等の大規模開発事業が実施される道路につきましては、優先整備路線以外であっても、できる限り無電柱化を進めていきたいと考えております。

具体的な工程につきましては、優先度の高い路線について、まず路線ごとに予備設計を実施し、道路幅員全体の幅員構成や電線共同溝を含めた埋設物及び電線共同溝に関わる地上機等の施設の設置位置など詳細を検討し、事業の実施可否を決定してまいります。実施の決定した路線につきましては、事業概要を地元関係者等に対し説明を行い、地元の御意見を踏まえた整備計画とした後に事業に着手いたします。事業工程に入りますと、最初に工事に必要な詳細設計や電線共同溝を敷設するのに支障となる既存の水道管やガス管の移設作業を行い、その後に電線共同溝本体等の整備工事を進めることとなります。なお、路線によっては、用地買収や水路の移設が必要となるものもあり、整備期間は大きく異なる場合がございます。

今後、市内の早急に無電柱化が必要な路線について、積極的に無電柱化を進めていきたいと考えておりますが、国道や県道など千葉県で管理する路線については、千葉県が無電柱化を進めていくことから、本市といたしましては、市で管理する道路について、策定した計画に沿って無電柱化を推進していきたいと考えております。

続きまして、シェアサイクルについてお答えいたします。近年、シェアサイクルは新型コロナウイルス対策の中で、3密を避ける移動手段として注目され、利用者が増加したことから、サイクルポートが増設、あるいは新設されるなど利用範囲が拡大されてきております。県内の動向を見ましても、千葉市、習志野市に続き、本年5月からは船橋市でも令和9年3月までの期間で実証実験が開始されたところです。また、浦安市域でも一部エリアで民間のサイクルポートが整備されており、都内から千葉市までの県内湾岸部における利用ネットワークが構築されてきております。

導入している各市の実証実験結果からは、岡山市では生活利便性の向上や地域の活性化、東京都中央区では環境負荷の低減、品川区や広島市などでは災害時における交通機能の維持などが、このほかにも健康増進など様々な効果が確認されております。

このような動向を踏まえ、本市における実証実験実施の考えとしましては、シェアサイクルにより市内外への移動手段の多様化による利便性の向上が図れることや、これに加え各市で実施されているシェアサイクルネットワークとの連携を図る観点などを総合的に検討した結果、まずは実証実験として実施する方向で検討を進めているところです。

現在までの検討状況としましては、サイクルポートを設置する公共施設数や配備する自転車数などの実、施規模と、これと併せて実施手法について、先進市の実態を確認するとともに、庁内調整等を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは子ども政策に係る3点の質問にお答えいたします。

初めに、所信表明の(7)「子ども・教育」のうちイ、子どもの居場所づくり支援事業補助金を含めた具体的な内容についてお答えをいたします。子ども食堂の活動に対しましては、これまでもパンフレットを学校や公共施

設へ配布するほか、地域からの食材等の寄附申出につきましては、取次ぎを行うなどの支援を行ってまいりました。また、会場の確保につきましては、公民館などの公共施設を使用する際に使用料の減免を行っており、スタッフの確保につきましては、特段、運営団体からの支援の要望はございませんが、市民からのボランティアの申出があった際、団体を紹介した例がございます。

このような支援に加えまして、補正予算に計上いたしました子どもの居場所づくり支援事業補助金により、資金面での支援を行ってまいります。その内容といたしましては、子ども食堂が安全で安定した運営を継続していけるよう、食材費や会場使用料、人件費といった開催に伴う経費のほか、備品購入費用や食品衛生に係る講習会の受講料などの助成を予定しているところであります。

次に、地方創生臨時交付金を活用した取組のうち、(4)子ども医療費の助成対象の拡充についてです。子ども医療費助成制度につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図る重要な子育て支援策と位置づけ、千葉県の制度に本市独自の取組を加え、拡充を進めてまいりました。具体的には、県は保護者の所得制限を設けて、補助対象を通院は小学3年生まで、入院は中学3年生までとしているのに対し、本市は保護者の所得制限を設けず、県の補助対象に加え通院、入院ともに中学3年生まで拡充をしております。地方創生臨時交付金を活用し子ども医療費の助成対象を高校3年生まで拡充することにつきましては、県及び関係機関との調整や一定の自己負担のみで診療が受けられる現物給付方式に対応するためのシステム改修などに半年以上の時間を要することや、事業を継続するには翌年度以降の予算の確保が必要といった課題があることから、既に実施している自治体の状況を調査しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、ヤングケアラーについてのうち(2)本市独自の支援策を行う考えについてお答えをいたします。これまでヤングケアラーの支援につきましては、訪問介護、デイサービスなどの福祉サービスをケアされる側である家族に対して活用し、問題の解消を図ってまいりましたが、家族のケアを担う子どもの負担軽減に十分な支援となっていない状況も生じております。国会におきましても、この問題は審議されており、本年6月に成立した改正児童福祉法において、支援スタッフが子育て家庭等を訪問して家事や子育てをサポートする新しい事業が決まりました。この新しい事業をヤングケアラーへのさらなる支援として活用することができるかどうかを、今後検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは所信表明についての(8)の外出支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、不要不急の外出自粛などで家に閉じ籠もりがちになるなどの状況となり、高齢者の虚弱化、いわゆるフレイル化の心配や多くの社会参加の機会を喪失するなどの懸念を生じております。コロナ禍の影響なども踏まえ、今後、加齢による体力の衰えや障がいなどによって、日常生活の制限などのないよう、積極的に外出支援策を講じていくことは大変重要と考えております。具体的な外出支援の内容につきましては、福祉タクシーや福祉有償運送事業者との連携など、既存の制度の拡充や、一部の自治体で導入している高齢者バスや回数券の交付などの施策の情報収集と効果的な実施について検討を重ねている状況でございます。また、交通不便地域での取組につきましては、コミュニティバス運行事業や他市で実施している予約により運行する乗合型の交通サービス、いわゆるデマンド交通などの施策がございます。これらのことを総合的に勘案しながら、高齢者や障がいをお持ちの方など個々の生活や暮らしに合わせた外出支援について検討し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、地方創生臨時交付金を活用した市の取組についてのうち(3)についてお答えいたします。

令和4年4月の消費者物価指数は前年同月比で2.5%上昇し、8か月連続でプラスとなっております。その背景には、食料品や生活必需品などの値上がりも起因しており、このため御家庭の負担が増えてきていることを認識しております。ポイント付与などの事業につきましては、本市では、コロナ禍の令和2年8月から5か月間、市内経済を喚起させつつ、新しい生活様式を定着させることを目的としたキャッシュレス決済普及促進事業を行いました。その内容は、市内対象店でQRコード・バーコード決済を行うと購入額の最大10%をポイントとして付与するもので、総決済額は約97億7,000万円、期間中の利用者の方に還元されたポイント付与額は約8億4,000万円でありました。事業終了後のアンケート調査結果から、コロナ禍における市内のキャッシュレス決済の普及促進と消費喚起は十分に行われたものと認識しております。

一方で、課題といたしまして、キャッシュレス決済に必要なスマートフォンなどを利用していない方への対応、手数料などお店の負担が挙がっております。昨今の物価高騰による消費喚起につきましては、千葉県が令和4年度6月の補正予算案で、地方創生臨時交付金を活用し県内消費を喚起するキャッシュレス決済によるポイント還元キャンペーンを行うと報道されたところであります。その内容につきましては、キャンペーン期間は本年10月頃から連続する30日以上、対象店舗は、県内の小売店、飲食店、サービス事業者など、ポイント還元率は10%で、1人当たりの上限が1万円、1回当たりの上限が5,000円を想定し、今後、公募型プロポーザルによる企画提案により決定するとのことでした。

本市における消費喚起につきましては、その方法や実施時期などについて、県事業の動向を注視した上で、本市にとって有効な消費喚起が図れるよう、デジタル地域通貨の仕組みや運用などの研究のために設置を予定している政策参与との調整を行うとともに、他市の事例などを引き続き研究し、実現に向けて検討したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは議案第4号及び議案第9号についてと殺処分ゼロの取組についてお答えいたします。

まず、議案第4号及び議案第9号についてです。平成19年からPFI事業で運営しているクリーンセンター余熱利用施設クリーンスパ市川は、令和4年8月31日に事業期間が終了し、施設が市に譲渡されます。施設譲渡後の次期事業における指定管理者の公募に当たり、温水プール、温浴施設、レストランは引き続き営業を行うことを条件とし、それ以外のスペースについて事業者からの提案を求めました。指定管理者の候補者からの提案は、トレーニング室、スタジオ、集会室、ゲームコーナー、休憩コーナーについては現状と変わらず設けるほか、新たに会議室を設置するものです。新設する会議室では、大人向けのカルチャー教室や親子工作教室等を開催する提案がありました。また、スタジオレッスンプログラムでは、女性に人気のヨガ、ピラティス等の新規講座の増設や、高齢者向け教室、介護予防教室を開催するほか、トレーニング室への体組成測定器の導入などの提案がありました。なお、利用料金はおおむね現在と同程度とし、例えばヨガレッスンと温浴施設を利用した場合、これまでと同様にセット割引を実施すると聞いております。3年間という短期の指定期間であることから、大きな改修は行わないものの、新設する会議室を利用した各種教室の開催により、多世代の触れ合い、交流の場となるものと期待をしております。また、スタジオレッスンプログラムの充実は、利用者満足度の向上に寄与するものと考えております。

次に、殺処分ゼロの取組についてです。飼い主がいない犬や猫は、千葉縣市川健康福祉センター、市川保健所

で引き取られた後、千葉県動物愛護センターへ送られます。千葉県動物愛護センターで里親を募集し、最終的に引取り手がない犬や猫が殺処分されている状況であります。

本市では、殺処分ゼロにつながる川上対策として、市川保健所へ引き取られる犬や猫がゼロとなることを目標としています。そのため、第1として、市民に対し、ペットの購入に当たり終生飼養することへの意識を高めること、第2に、不幸な命を増やさないため、飼い主に対しペットに関するマナー向上や不妊手術実施に関する啓発を推進すること、第3に、やむを得ず手放す場合の里親募集を推進することなどの対策を講じてまいります。

次に、補正予算として計上した猫不妊手術費等助成金についてです。猫不妊手術助成金は、平成24年12月定例会において、猫不妊等手術費助成金交付制度に関する請願が採択されたことから、段階的に制度の見直しと拡充に努めてまいりました。現行制度は地域猫活動団体が管理する猫の不妊手術を行った際に助成をしております。今回の補正予算では、飼い主のいない猫を個人で管理している方も助成の対象として拡大し、不妊手術費を助成するものです。

次に、マイクロチップ装着への市の認識についてです。マイクロチップ装着につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、本年6月1日以降に販売する犬と猫にマイクロチップを装着し、その情報を国が指定する登録機関に登録することが販売業者の義務となりました。また、今回の改正では、犬や猫を購入した際などペットの所有者が変更になった場合に、新たな飼い主に登録情報の変更を義務づけていることから、マイクロチップの情報から現在の飼い主を特定することが可能となります。これにより、例えば大規模災害時などに飼い主とペットが離れ離れになってしまった場合でも、ペットが飼い主のもとに帰ることができます。また、飼い主による遺棄の防止につながる効果も期待できるものと認識をしております。今回の法改正では、既に飼われている犬や猫につきましては、マイクロチップの装着を努力義務としております。こうした方々にもマイクロチップ装着のメリットを御理解いただけるよう、マイクロチップを装着した場合の効果などについて周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは議案第6号の(1)多様性社会推進費のSNS活用女性相談委託料に関する御質問にお答えいたします。

今回委託する事業は、現在、男女共同参画センターで実施をしております電話や対面による女性相談に加え、さらなる相談体制の充実を目的として、より身近で手軽に利用できるSNSを活用した相談支援を実施するものです。財源といたしましては、国の地域女性活躍推進交付金の寄り添い支援型プラスを活用いたします。この交付金は、様々な困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援や、その一環としての生理用品の提供を実施する場合に交付をされるものであり、補助率は事業費の2分の1であります。業務につきましては、SNSを活用した相談支援の実績のあるNPO法人に委託し、相談の受付は週3日程度で、日中の時間帯を考えております。SNSを活用した相談支援は、これまで電話や対面での相談にちゅうちょし、第一歩が踏み出せないでいた困難や不安を抱える女性が、使い慣れたスマートフォンなどから気軽に悩みなどを打ち明け、助言を得られることから、相談への心理的負担は大きく軽減するものと考えております。また、これまで相談に至らなかった多くの女性がこの相談支援につながり、これをきっかけに社会との絆やつながりを回復することができるようになるものと考えております。あわせて、相談につながった女性が生理の貧困に陥っていた場合には、生理用品の提供を行うことで、一層寄り添った支援になると考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私の方からは議案第6号、(3)学校給食費、賄材料費を計上するに至った経緯及びその詳細についてとヤングケアラーについての(1)学校現場でヤングケアラーに対する本市の実態調査を行う考えについてお答えいたします。

初めに、補正予算による学校給食の賄材料費の計上経緯と詳細についてお答えいたします。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等によって、原油価格や物価の高騰が深刻化しており、食用油や一部食材が急激に値上がりしております。これにより学校給食の現場では、これまでどおり必要な栄養バランス、食事量を確保した給食を続けていくことが困難な状況が続いていました。このような状況の中、国では、本年4月にコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一つとして、これまでどおりの学校給食が実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充していくことが取りまとめられたものです。本市においては、これまでも独自施策として、食材費が高騰した際には、この保護者負担額は値上げせず、学校給食費の負担軽減を行ってまいりましたが、今回の補正予算案では、さらに補助額を小学生で10円、中学生で13円を上乗せし、合計で小学生で297円、中学生で382円の食材費により給食1食が提供できるようにしたものです。この上乗せを行うため、賄材料費として総額4,880万4,000円を今回の補正予算にて要望しており、その財源として、先ほどの地方創生臨時交付金を活用するものであります。

なお、4月の消費者物価指数では食料が2.9%上昇しておりますが、今回の補正により、給食費を約3.5%値上げできることから、昨今の物価変動におおむね対応できることを確認しております。

続きまして、学校教育現場におけるヤングケアラーの実態調査の考えについてお答えいたします。学校は児童生徒の変化に気づきやすい場であります。ヤングケアラーにつきましては、いじめや虐待と同様に、日々の観察や教育相談アンケート等により早期発見に努めているところです。しかし、病気の家族に代わる家事、兄弟の世話といったヤングケアラーの行為の大半は家庭内での行為のため、正確な把握が難しいという側面があることも実感しております。教育委員会としましては、今後、ヤングケアラーに関連した実態調査を行っていくことの必要性を認識していることから、調査の実施につきまして検討してまいります。実態調査を行う際には、家庭内の極めてプライベートな情報を扱うことから、保護者と学校との信頼関係を損なうことがないように、調査方法については慎重に検討する必要があります。また、今年度中には県において実態調査が行われる予定であることから、その動向についても注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 私からは国のマイナポイント事業に関する御質問にお答えいたします。

初めに、マイナポイント事業とは、マイナンバーカード普及の促進やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ、消費を喚起し、さらには健康保険証利用や公金受け取り口座の登録も促進することで、デジタル社会の実現を図ることを目的とした事業であります。本年1月から始まったマイナポイント事業の第2弾は、マイナンバーカードを新規に取得した方や既に取得している方で、これまでにポイントの付与の申込みをされていない方を対象に、最大で5,000円相当のポイントが付与するものであります。具体的には、マイナンバーカードを使って予約や申込みを行い、クレジットカードや電子マネーなど御自身が選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買物をする、利用金額に応じてポイントなどがもらえる仕組みとなっており、取得したポイントは買物などで使うことができます。また、今月30日からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みをする方や、公金受け取りのための銀行口座等の登録を行う方に対しても、それぞれ7,500円相当のポイントが付与されることとなっております。

ポイントの申込期間は、どの場合でも令和5年2月末までとなっておりますが、ポイント付与の前提となるマ

マイナンバーカードの新規取得に係る申請期限は本年9月末までとなっております。なお、6月から始まるポイントの付与の方法については、現状では直接付与方式ということだけしか情報がございませんので、今後、国から詳細が示されましたら、市公式ウェブサイト等で案内を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市での事業の進め方でございますが、スマートフォンやパソコンをお持ちでない方や、御自身で手続を行うことが難しい方のために、市川情報プラザ1階に設置したマイナンバーカードセンターをはじめ、行徳支所や大柏出張所など市内5か所の窓口において、既にマイナポイントの手続のサポートをしております。これらの窓口では、国から貸与された端末を使用し、御本人と一緒に申込みを行うなど、ポイント付与に係る手続の支援を行っておりますが、貸与期限が7月の末までとなるため、これらの機器一式を賃借するための経費を今定例会に補正予算として提案いたしております。なお、これらの経費については全額国の補助の対象となります。

本市といたしましては、デジタル機器の操作が苦手な方でも取り残すことのないよう、引き続きポイント付与の手続がスムーズに行えるよう支援を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは小中学校体育館へのエアコンの設置についてお答えいたします。

初めに、これまでの整備状況を申し上げますと、令和4年6月現在、小学校3校に停電対応型のガス式エアコンを、義務教育学校1校にガス式エアコンを、計4校にエアコンを設置しております。

次に、今後の体育館エアコンの整備の考え方でございます。設置するエアコンの方式につきましては、これまで災害時に避難所として使用されることを考慮して停電対応型を前提とし、再生可能エネルギーの活用も視野に入れて、電気式エアコン、地中熱利用電気式エアコン、ガス式エアコンの3つの方式について、設置費用、ランニングコスト、CO₂排出量などについて検討してまいりました。地中熱利用電気式エアコンは、CO₂排出量の抑制の効果が一番大きいものの、既存の体育館に地中熱利用設備の設置が大変困難であること、また、電気式エアコンは停電対応型とするために高額な太陽光発電設備と蓄電池設備を設置する必要があることから、設置費用及びランニングコストに優れ、これまでの災害時においても安定した稼働実績のあるガス式エアコンを設置することとしたものでございます。今後は、小中学校のうち災害時に早期に避難所が開設される小学校を優先して、計画的に設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

西村議員。

○西村 敦議員 それぞれに御答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、所信表明についてでございます。(2)「公約として取り組む施策」で、あのコロナ対策ですが、感染者への支援、ワクチンの接種状況、4回目の接種が6月からスタートして、現在、予約が入っている状況など、現状を確認しました。今のところ感染者は減少しておりますが、引き続き様々な準備をお願いしたいと思います。

また、今のウィズコロナ時代の生活ですが、マスクの着用についても新たな専門家の見解が出ておまして、認識しているところです。次の感染拡大の波が来るのか、来るとしたらいつ来るのか、それによってどう対処するのか。いずれにしろ、それらを両立した感染対策について、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

次に、(4)「防災・防犯」の崖地の安全対策です。梅雨の前の時期に崖地付近にお住まいの2,900世帯に災害時の避難情報と崖地整備の補助金の貸付金案内を配布しているということがありました。55か所の崖地に、相談待ちではなく積極的に意見を聞くということで行動されている旨、理解しました。今後も引き続き対応をよろしくお願いいたします。

次に、(5)「まちづくり」のア、無電柱化です。本年8月頃に市川市無電柱化推進計画を策定ということで、やっと本格的にスタートするといったことに感謝しております。やはり災害時のニュースの映像で電柱がなぎ倒されている光景を見ますと、本当に心配してしまいますので、時間と費用がかかることは十分に承知はしておりますが、速やかに計画が軌道に乗るよう、進捗管理をお願いしたいと思います。

次に、イの空き家についてです。私も以前、空き家を解体して更地にして、ベンチなどを設置してポケットパークにするという、そういった事例がありまして、非常に関心を持ちましたが、今回は健全な空き家を集会施設や活動拠点に転用するという発想であります。良好な空き家の実態調査をまず市内全域で行うということですので、今後その結果を注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ウの本八幡駅北口再開発です。かなり広範囲の2つの再開発であります。権利者と事業者の調整はかなり大変だということが想像できますが、市川市の将来を見据えた大事業ですので、市の積極的な関わりと調整を今後も引き続きよろしくお願いいたします。

エのデジタル地域通貨です。政策参与として知見と実績を有する方1名を登用。そして市内に10名程度のプロジェクトチームを立ち上げるということでありました。すばらしい、そして市民のためになるような事業提案を期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、(8)「保健・福祉」の外出支援です。今後、この課題はより重要になってくると思っています。以前、市川市を区域に分けてシェアサイクル、コミュニティバス、デマンドタクシーなどを連携させて市内の外出支援をカバーしていったらどうかという提案をしたことがありましたが、今回は高齢者パスや回数券の交付などの情報収集、効果的な施策の検討を重ねるということですので、ぜひ市民の誰もが外出するのに優しいまちづくりというのを進めていただくようお願いします。

次に、地方創生臨時交付金を活用した市の取組についてです。まず、(1)は市民生活を対象に、(2)は市内事業者を対象に、燃料費や物価の高騰に対する負担軽減や支援策を求めています。特に光熱費の値上げが大変顕著だと。電気代、ガス代ですね。そういった報道も多くされています。国の活用例としては、それ以外も水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減や、タクシーやバスなどの地域公共交通の経営支援というのも例示として挙げられています。それぞれに一長一短があるとは思いますが、ぜひ市川版の支援の取組、いいものを提案していただきたく、早急に検討をお願いしたいと思います。

次に、(3)の経済の活性化です。令和2年のキャッシュレス決済普及促進事業、私も本当に市民の方からは好評だったというふう聞いております。次はいつやるのというような声も聞かれます。また、県でも同様の事業を検討しているということですので、それとコラボしてやるのか、別途市で行うのか。デジタル地域通貨の研究と併せて政策参与との調整を行うというような答弁もありましたけれども、できればプレミアム付デジタル商品券みたいなものが望ましいのではないかなというふう考えています。ぜひ市民の経済負担が少しでも軽減できる施策の提案をお願いしたいと思います。

次に、議案第4号及び第9号のクリーンセンターの指定管理者です。新設する会議室で大人向けのカルチャー教室や親子工作教室の開催提案があったと。また、スタジオレッスンプログラムでは、女性に人気のヨガやピラティスの新期講座増設、トレーニング室への体組成測定器の導入など、提案が多数あったということで理解をいたしました。今後、市の憩いの場として、また健康増進の場として、利用者の増加と満足度の向上を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号の補正予算ですが、まず(1)のSNS活用女性相談委託料について伺いました。財源は国の地域女性活躍推進交付金の寄り添い支援型プラスで補助率2分の1ということです。様々な困難を抱える女性に寄り添う、その一環として、公明党が取り組んできた生理の貧困への支援にもつなげると、そういったことが確

認できました。市として手を挙げていただき、ありがとうございました。

次に、(2)の保健衛生費です。産後ケアは訪問型が追加され10月から、多胎妊婦健康診査については5回分上乘せで8月から、それぞれに拡充され、実施されることが確認できました。子宮頸がんの予防接種については積極的な勧奨を控えた期間の対象者も含めて対象とし、7月に予診票を個別発送するということが確認できました。補正予算成立後速やかな対応のほど、よろしくお願いします。

次に、(3)学校給食費、賄材料費です。地方創生臨時交付金を活用して速やかに対応していただいたことに、まずは感謝をいたします。今回の補正で給食費の値上げ分を3.5%まで対応できているということですので、引き続き物価高騰に注力しながら、給食費無償化の議論を前に進めるべく頑張っていたいただきたいというふうに考えております。

次に、大項目、ひょうの被害です。答弁をいただきまして、鉄道、警察との情報共有、市内パトロール、街路灯、ガラス破損の対応、あと消防署との連携、協定事業者、契約事業者への依頼など迅速に対応していただいたということが分かりました。結果的に人的な被害はほとんどないものの、公共施設を含め民間においても屋根や窓ガラス、あと車ですね。この中にもかなり車をやられたという方がおられると思いますけれども、そういった破損が多数出てしまいました。このようなひょうが降ること自体、大変珍しいことですし、降っても局地的なのですが、今回は市川で発生してしまいました。

そこで再質問しますが、ひょうについてはハザードマップにもあまり記載されていないというふうに思います。台風や地震などと同じように、今後はひょうに対する記載や周知、こういったことがちょっと必要になってくるのかなというふうに考えているんですが、ぜひ管理監の見解を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今後はひょうに関しましても、被害を受ける気象現象の一つとして、様々な媒体で周知していきたいと、そういうふうに思います。具体的には、気象庁が出している気象情報というのは特別警報であったり、警報であったり、注意報であったりします。今回のひょうの場合には、雷注意報というのがあります。この雷注意報というのは、落雷だけじゃなくて、突風、それから急な雨、そして降ひょう——ひょうが降るということも想定されているので、そういったことを分かりやすく周知することが何より大切なんじゃないかなと、今そのように思っています。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 管理監に御答弁いただきました。ありがとうございます。その点については了解いたしましたので、ぜひ分かりやすいこれからの対策をよろしくお願いします。

次の大項目がマイナポイントについてです。ポイント付与の方法が直接付与方式という情報だけで、まだ国からあまり詳細が出ていないよということなんですけど、これは実は今月の30日のスタートですから、かなりタイトに感じます。スマートフォンやパソコンに不慣れな方もおられますので、今後、問合せや申込みが殺到するということも予想されます。行徳支所や大柏出張所も含めて、市内5か所で手続のサポートをしているということですので、改めてその辺も強調して、広報等を使って市民に丁寧な周知をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、ヤングケアラーについてです。まず、(1)で学校の実態調査について伺いました。全国的にもこの調査は進んでいまして、結果的には、この比率はあまり変わってなくて、ほぼ同等な数字が出ています。通常のアンケートではなかなか言い出しづらいということですか、声がなかなか上がってこない、吸い上げ切れないというのが実情のようです。いずれにしろ、県が近々に調査を実施するという報道を先日されましたので、まずは

その動向を注目しながら、もし市のほうでそういった調査依頼が来たときには、積極的な協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、(2)で本市の独自支援策ということなのですが、2月定例会では高崎市の取組を通してプッシュ型のヘルパー派遣事業、これを取り上げていただきましたが、これは私も非常に同感しているところです。先ほどの答弁でも、改正児童福祉法で支援スタッフが家庭訪問をしてサポートする新たな事業の設置というのが決まったということの答弁がありましたけれども、市でもぜひ活用していただきたいなと思っているんですね。このヤングケアラーについては、基本的に早期発見、早期対応しかないというふうに思っていますので、今後の市の取組を見守ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、シェアサイクルについてです。検討状況をお聞きしました。前向きな非常にすばらしい答弁をいただいたというふうに思っております。総合的に検討した結果、まずは実証実験として実施する方向で検討を進めて取り組んでいきますということでございます。このシェアサイクルについて私が調査したところ、埼玉県の朝霞市では、昨年9月から、市民の交通手段としてだけでなく公務上の移動手段として事業者と提携し、利用しているということでありまして、その結果、公用車の利用低減が図られ、環境面や財政面でも効果が得られているということであります。さらに、昨年10月7日に発生した千葉県北西部地震の際には、鉄道が一時不通となりました。鉄道を利用できない人たちの帰宅の足として、サイクルポートに設置された自転車がなくなるほどの利用があったという報道もされています。このように、シェアサイクルには単なる移動手段としてだけではなく、防災面なども含めて様々な効果が得られることが実証されております。

そこで再質問させていただきますが、本市ではどのような形で実証実験を実施しようとしているのか、現時点で考えている範囲で結構ですので、お聞かせください。また、今後の予定についても伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

実証実験の実施方針としましては、先進市で実施されている手法に倣いながらシェアサイクルを運営する事業者を選定し、その事業者との間で事業協定等を結び、主に市民等が移動する際の利便性の向上を図る目的で実施していくことを考えております。実際の運営方法につきましては、事業主体はあくまでも民間のシェアサイクル事業者となりますことから、事業者がサイクルポートの整備や自転車を配備し、これにスマートフォンアプリを連動させて、利用料金の収受等の事業運営を行っていくものとなります。

なお、サイクルポート等の設備の配置は、当初段階では、本市の公共施設への設置からスタートさせ、次に利用者動向を踏まえ、商業施設等の民間事業者への設置協力を得ながら、利用範囲を段階的に拡大していくことを考えております。

一方、本市の役割としましては、サイクルポートを設置する公共施設の場所を事業者へ貸与、使用許可をすることともに、事業の促進等に係る協力を行うものとなります。

今後の予定としましては、早期に事業者の選定を行い、9月を目標に供用開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。事業者を選定後、協定を結ぶということと、民間事業者が料金徴収も含めて運営していったら、市としてはサイクルポートを設置する場所を貸与するということですので、そのことも理解しました。比較的費用はかかっていないかなというふうに私も認識しております。スケジュール感としては、9月を目標に供用するというだけでも話がありました。よく分かりました。スムーズに事業開始ができるよ

う見守ってまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、体育館へのエアコン設置です。事業が中断してからは、地中熱を含めて再生可能エネルギーを活用した方法を検討してきたが、実現性と高額費用を考えると、やはり当初予定の停電対応型ガス式エアコンを設置していくという回答でした。私もそれでいいと思っています。大災害がいつ発生するか分からない中、少しでも早く準備を進めたほうがいいと考えています。

そこで再質問しますが、体育館エアコン設置の今後のスケジュール、この点について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 今後のスケジュールについてお答えいたします。

設置に際しては、機器製造に3か月程度、さらに工事により体育館を使えなくなる期間が2か月程度発生いたしますことなどから、学校や関係各課と協議して工事時期などを検討し、できるだけ早い時期に稼働できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 学校の通常の授業がありますので、その辺の調整は大変だと思いますけど、なるべく早く実施計画を立てていただいて市民に開示していただくよう、皆さんに開示していただくよう要望して、次に移ります。

最後に、リトルベビーハンドブックです。通常の母子手帳には成長していく赤ちゃんの身長や体重をグラフにつけていって、その成長を見守るという欄があるんですが、その下限より下で生まれた赤ちゃんの数値というのは欄外になってしましまして、印さえつけられない。そのことでお母さんが物すごくダメージを受けまして、自分の責任を感じて落ち込んでしまうんですね。少しでも気持ちに寄り添い支えていくということは、やはり必要なんではないでしょうか。答弁では、県の動向を注視するということでした。県議会では、昨年9月にこのことが取り上げられ、手帳の作成について検討するというふうに答弁をしています。また、12月には県のホームページに低出生体重児への助成や支援の情報の掲載がされたということもありました。さらに、県の本年2月の定例会の委員会でも、現在、県内の当事者団体や医療機関等と協議するための原案を作成している、当事者団体の声や医療機関等々の意見を伺いながら、着実に進めてまいりたいと考えているというような答弁を県がしているそうです。本市でも何かできる手だてがあるのかなというふうに考えますけれども、そこで再質問しますが、市として低出生体重児を支援するに当たりどのような取組ができるのかについて伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

低出生体重児とその家族への支援といたしましては、保健師が行う定期的な家庭訪問、面接、電話による子育てや健康相談などがあるほか、産後ケア事業では期間を延長し、退院後も利用できるようにしております。リトルベビーハンドブックにつきましては、千葉県の動向を注視しながら、導入について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 定期的な家庭訪問ですとか子育て・健康相談、そして産後ケア拡大、そういったことでフォローしていくというような答弁だったというふうに思います。いずれにしても、県の動向を注視しながら、導入について市と県と協力して、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

以上で私からの代表質問は終わらせていただきます。残りの質問につきましては、補足質問者である宮本均議員に引き継ぎますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○松永修巳議長 宮本均議員に申し上げますが、補足質問につきましては休憩後にお願いしたいと思いますよろしいですね。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を継続いたします。

補足質問者、宮本均議員。

○宮本 均議員 公明党、宮本均です。補足質問を一問一答で行わせていただきます。

まず初めに、所信表明について(1)でございます。ここに市長の信条、そう書かれておるわけですが、市長が考える市川市政が大方は所信表明で分かりましたが、さらに、その背景にある市長の物の見方、考え方についてはどのようなものなのか。そこが少しでも理解が進めば、市政に対する市長の提案というの、これからよく理解ができるのではないかと考えております。

私が初めて田中市長のお名前を知ったのは、もう随分昔です。20代の頃でございます。選挙のときです。そのとき、ポスターの前で市長のキャッチフレーズを数人の小学生が合唱をして歩いていると、そういった状況がいろいろなところで見受けられました。すごい候補がいるもんだな、市川市にこういった候補の方がいるのか、本当にすごいと思ったのと同時に、この方と選挙をやることになったら、これはもう大変なことになる、そんな記憶が今も鮮明に残っております。そういった方が、今、市長と私議員という立場で、この距離で対面しているのも、何か感慨深いものもでございます。とはいいましても、市長と会う機会、また話す機会もなく、市長がどういった人物なのか、その思想、考え方、分からないことも多くございます。そこで、人となりを知るための一つとして伺いいたします。市長の尊敬する人物についてお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 公明党の代表質問の関連で宮本均議員より補足質問をいただきました。緊張しているこの議場の中で、ふっと和ませていただいた、そういう質問でございまして、私の尊敬する人は、何人かおりますけれども、その1人は自分の父親であります。自分をここまで育ててくれた父に対する尊敬の念は、まず最初にお話しすべきと思いました。その中でも1人挙げるとするならば、千葉県、旧の上総、佐原出身の伊能忠敬ではないかというふうに思っております。伊能忠敬氏は大日本沿海輿地全図を作り上げたということで特に世に知られておりますけれども、50歳を目の前にして隠居されまして、そこから暦学を学んだ末に、56歳から約4万Km、地球一周を自分の足で歩いてその地図を完成させた。また、当時、国防上からも、政府から依頼を受けて全国の海岸を測量して歩いたと。この方は第2の人生を最も輝かせた、そして千葉県の輝かしい尊敬すべき方ではないかというふうに思っているところです。その伊能忠敬の向上心、あるいは向学心、国を思う気持ちということを考えますと、私もこれから市政を担っていく立場、4年間の任期をいただいたわけでありまして、その精神等を見習いながら、勇気やバイタリティーというものを持って、自分の年齢――65歳であります、年齢には全く、健康状態を管理しつつ、しっかりと市民の皆さん方の信頼される市政を議員の皆さんとともにつくっていきたい。そんな思いを持つ中で、伊能忠敬氏の名前を挙げさせていただきたいと思っております。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。予想が外れました。所信表明にある為政清明、大久保利通の言葉です。すから、てっきりそちらかと思ったんですけども、恐れ入ります。伊能忠敬、いわゆる信念の人。才能にも恵ま

れて、おっしゃるとおり、当時50過ぎといえ、もう高齢です。その中から実地調査を始めた。一面、非常に頑固であったとも言われております。それぐらい強い信念を持って仕事をされた方と記憶しております。こういう姿が、多分、市長御自身と重なる部分も含めて、いよいよこれからの気概で市政に臨む、そういった市長の決意かなとも考えております。

特に所信表明の冒頭で、信条という言葉が使われているんですが、ここのところこういった信条、あるときには信念になるかもしれません。そして、ある方は矜持、そういったところに触れる場がなかったものですから、ある意味、この冒頭の言葉、私は非常に新鮮に感じました。当然市政を担う市川市の行政の長であり、最高の権力者でもございます。そういった方が、信念も信条もない、感情に左右される判断で市政を行わないということは、この場で確認をさせていただきました。そうしなければ、理解も進みません。私どもは常々、歴代の市長に対しては是々非々で臨んでおりました。信条を持つ方とであれば共通理解を持つことも可能ではないかと思えます。ベクトルは違っても、メンタルの部分では一致するところもあるかと思えます。その上で、今後も是々非々で臨んでいきたいと考えております。この点に関しましては、市長のほうも御協力いただければと考えております。

それでは、次の質問に移ります。2の(3)の「行財政運営」のAについてです。「情報公開を徹底」とございます。これは先ほどの答弁で、市の情報発信の機会、必然的に量も多くなると思えます。そうなりますと、市民の側は今まで以上にたくさんの市の情報を得ることになり、新たに興味を持つ方も増えてくるものと思えます。そして、さらに情報が多くなるに従って、さらに情報を知りたい、そういった要求も多くなるのではないかと思います。今後、情報公開請求、場合によっては監査請求も私は多くなるのではないかと考えております。

一方、市では、こういった請求に関して拒否することができます。情報公開の徹底をするということは、住民の権利である情報公開請求、住民監査請求も比例して多くなる可能性がございます。一方で、市は明らかに逸脱した内容、度重なる請求に対しては拒否することができます。知る権利の行き過ぎた請求、あるいは拒否を続ける市の対応、双方が持つ権利の濫用になりはしないか、市川市の関連する条例を見ますと、まだ不備部分があるのではないかと思います。この際、何らかの権利濫用防止規定を設けることも必要ではないかと考えますが、この点について市の見解をお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市では、開かれた市政の実現に資するため、公文書公開条例により市民の知る権利を保障し、誰もが請求理由を問わずに情報公開の請求をすることができるようにしており、個人情報などの非公開情報を除き公開をしているところであります。しかしながら、開かれた市政の実現に資するという条例の目的から見て、これを著しく逸脱し、正当な権利行使として認められない公開請求に対しましては、権利の濫用としてこれを拒否する考えであります。本市では、これまで権利の濫用と認められるような公開請求はございませんでしたが、他の自治体では特定の部署が保有する全ての公文書を公開請求されたり、請求対象の文書量が膨大で公開決定に1年以上を要するような請求などについては、権利の濫用として拒否することとしている例もございます。本市におきましても、万一同様の事例があった場合には、他の自治体の基準や考え方を踏まえ、適切に判断をしまいたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。おっしゃるとおりなんですけども、要は、これから市は情報発信の部分では今までと状況が大きく変わってまいります。実際になってから対応するというよりも、その準備は同時

にしっかりと行っていただきたいと思います。

次の質問です。イについては了解をいたしました。ウの公共施設の再整備についてお伺いいたします。市川市公共施設等総合管理計画、この計画に関しましては、私が執拗に議会質問を繰り返してまいりました。当時、室長でありました大津副市長のところは何度も足を運んで、質問、要望をずっと繰り返してきました。ある意味、生みの親ではございませんが、頓挫しないように見守ってきた親戚程度には思い入れのある計画でもございます。実施計画である公共施設個別計画、こちらは予定にない整備、実施されなかったものもございます。本来、再整備を含めた計画が、ここに来まして再度再整備をうたっている。これはもう一度総合管理計画をつくり上げるのか、そのようにも思われます。実施計画としての個別計画の在り方についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

令和元年度に策定いたしました公共施設個別計画は、市川市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な計画として再編、整備の実施方針や手法を定めたものでございます。この計画は、令和元年度から令和12年度までを1期を4年として3期に分けており、第1期が終了する令和4年度は計画の見直しの年となっております。市役所第1庁舎や野鳥観察舎あいねすとの新設、文化会館の改修などは計画どおり整備することができましたが、中には予定した改修等を見送った施設もございます。また、当初の整備計画で予定されていなかったものの、老朽化の進捗により安全性を確保するため、緊急的に計画を前倒しして整備した施設もございます。市川市公共施設等総合管理計画を改定する際には、国が示す指針を踏まえ、安全対策、ニーズへの対応、財政対策を引き続き基本方針といたします。また、公共施設個別計画の見直しでも、この基本方針に基づき第1期の整備状況を反映するなど、整備計画を改めて検討してまいります。

なお、この改定に合わせて将来想定される改修などの費用やスケジュール、施設の修繕記録などの情報を見える化することを考えております。これらの情報を各施設や関係部署と共有することで、計画的な整備と財源の平準化につなげてまいります。今後の人口の推移や利用者の様々なニーズ、本市を取り巻く環境の変化などに注視しながら計画の改定を行い、これからも適切な進捗管理に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。今、答弁でありました修繕記録の更新ですが、こちらはしっかりやっていたいただきたいと同時に、修繕ではあっても、一部資産に回る部分もございます。これは随分前ですが、そこも指摘させていただきました。この辺、漏れのないようにやっていただきたいと思います。

それと同時に、この計画ですべきとした目標、いわゆる総延べ床面積の削減、12万㎡でしたかね。それと160億円、この効果も今後計画を見直す上で、これはもう当然引き継ぐとは思いますが、この2点についても当初予定をしていたものでございますので、こちらが落ちることのないような再整備の計画をお願いしたいと思いません。

それでは、次の質問に移ります。エの集中と選択です。こちらに関しましては、集中と選択、これは予算編成のときによく使われることなんですけれども、質問としては4点お伺いをいたします。

まず、予算編成の手法として、市川市は、過去には枠配分方式を使っていた時期がございます。現在ではこれを廃止。査定方式、それも一番時間と手間暇がかかる一件審査方式と聞いております。枠配分を廃止するに至った経緯についてお伺いをいたします。

2点目、新たな事業を優先的に実施。これは選択と集中の結果なんですけど、そうしますと、同じ部局内の既存事業の見直しにより財源を捻出する、こういった条件が付されているときもございます。新たな市民サービスが

生まれる一方で既存の事業費が削減される、全体として市民サービスが低下するのではないかと、そういった懸念を感じております。この点についてどのような方法で見直しを行い、その考えについてお伺いをいたします。

3点目、選択と集中。この考え方は先ほど述べましたが、予算編成においては当然のことでございます。あえて今回、所信表明で打ち出した、その理由についてお伺いをいたします。

4点目、さきの質問で情報公開を徹底することについて御答弁いただきましたが、予算編成過程における情報公開を積極的に行っていく、そのような認識でいいのか。予算編成における情報公開の現状と併せてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

初めに枠配分方式についてです。本市では、庁内分権の一環として、平成17年度の予算編成から各部局に予算の編成権を委譲する枠配分方式を取り入れてまいりました。この枠配分方式のメリットは、各所管部が自らの判断により責任を持って事業を取捨選択するとともに、財源確保を行うことで、限られた財源の効果的かつ効率的な活用につながることでございます。一方、事業の緊急性や必要性、さらに効果などについて財政部門のチェックが及ばず、統一的な視点からの予算計上とならないとの懸念もございます。こうした中、平成20年度のリーマン・ショックや東日本大震災による大幅な景気悪化を受け、市税収入が激減し、厳しい予算編成を強いられる状況となったことから、平成22年度をもって枠配分方式を廃止し、全ての事業を個別に審査する一件審査方式に改めたところでございます。

次に、既存サービスの低下への懸念についてです。枠配分方式の廃止以降も新規事業のための財源捻出に努めてまいりました。具体的には、新規拡大事業の実施に当たり、既存事業の見直しを前提とするスクラップ・アンド・ビルドや、新たな事業と同程度の既存事業の廃止、縮小、凍結、さらに歳入増などによる財源確保を求めるペイアズユーゴー、継続して予算措置されている事業について、真に必要な事業であるかを検証するレビュー・フロム・ワンなどの考え方を取り入れてまいりました。もとより地方自治体には、住民の福祉の増進という目的の下、幅広い行政サービスが求められていることから、事業の選択と集中の実施に当たり、これまでと同様の手法により財源捻出を行いつつも、引き続き必要なサービスを低下させることのないよう留意してまいります。

次に、選択と集中についてです。増加し続ける社会保障関係経費への対応や公共施設の再整備など、数多くの行政課題を抱える中、新型コロナウイルス感染症対策やウィズコロナ時代の生活様式への対応、さらに子育て世代の定住促進など、新たな課題が次々と生じ、対応を迫られております。そこで、限られた財源の中でこうした新たな行政課題に対応していくためには、どの事業を優先的に実施するのかや、そのための財源をどう確保するのかなど、これまで以上に厳しい判断が求められており、改めて選択と集中を予算編成における基本としたものでございます。

最後に、予算編成過程における情報公開についてです。これまで予算編成のスタート時に合わせ、中期財政見通しや予算編成方針を公表しているほか、各所管部における予算要求から最終予算案に至る経緯を、要求状況、財政部長査定状況、最終予算案などの各段階において公表しております。予算編成における情報公開につきましては、市民の皆様へ予算編成の流れをお伝えする大切な機会と捉えておりますことから、今後も分かりやすい情報の発信に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。まず、①の予算編成の手法なんですが、市川市と同じく枠配分方式をやめたところが、ちょうど浜松市がでございます。実はこの枠配分、財政的状況が厳しい市が多いですから、枠

配分を取っている市も多いんですけども、市川市の場合は、むしろ枠配分を撤して、1件1件、ある意味丁寧に行っていく。これは財政部の負担がかなり大きい方式ですので、財政部大丈夫かなという心配もあるんですけども、部長の答弁を聞く限りは全然オーケーと思いましたが、大変ですが、頑張ってください。

③の集中と選択でございます。私は所信表明でこの言葉を見たとき、もしかしたら、これから市長が、あっと驚くような予算編成を提案されるのではないかなと、その前触れかとも一瞬思っていました。先ほど財政部長から予算編成の仕組みについてはお伺いしました。財政状況と優先度等も考慮。それ以外にもう1個、いわゆる市長による政策的判断による予算編成というのもございます。そういった意味からも、政策的判断による予算編成が、もし今後提案された場合、私どもは、ちょっと傾き過ぎだなと思った場合は、その辺はしっかりと議論をさせていただきたいと思えます。また、しっかりとしたものであれば、当然賛成。これはこれからの話ですから、質問は行いませんが、本当に選択と集中が最も大事な時期に来たと感じております。

4番目の質問です。こちらにつきましては、実は今までも、例えば財務諸表について、こちらも当初はいろいろ問題もありましたが、今は時期的にも決算の前に公表される。これは時間的にかなり大変かと思いましたが、それもできております。また、さらに今年予算案の説明の際に配られました当初予算案説明、こちらは大変に分かりやすい、視覚的にも見やすい、大変に優れたものと思えます。理事者の皆さんは他市の予算説明の資料というのを目にすることはあまりないかもしれませんが、市川市の予算説明のときの資料、これは非常にいいものが多いです。今回の当初予算案説明に関しては、実は市民に対しても、その予算書を持って説明に動くと、皆さん、話よりもそちらのほうに気を取られる。それぐらい興味を持っていただく大切なツールとしても非常に好評であります。これは、ぜひこれからも続けていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。(6)の「環境」、アは了解をいたしました。イについて質問いたします。クリーンセンターの建て替えについてですが、今までの経緯を簡単に言いますと、記憶の限りですが、最初に延命措置が取られました。そのときには建て替えは決まったものの、明確に次期クリーンセンターについてどうする、青写真のものがなかったのかな。その後で建て替えの費用、計画の見直しが行われました。新たな建て替え計画中に市長が交代しまして、ここに来て、再度、市長の意向を盛り込んだ新たな計画。計画が次々と行われておるんですが、本当に建て替えできるのかなという心配もございます。次期クリーンセンターの整備の方向性、進め方、さらに詳細にお伺いをいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

次期クリーンセンターの施設整備につきましては、平成28年1月に策定いたしました次期クリーンセンター施設整備基本構想におきまして、1点目として、効率的に熱エネルギーを回収する施設とすること、2点目として、安全性、安定性に優れた施設とすること、3点目として、災害に対して強靱な施設とすること、4点目として、市民への情報発信の拠点となる施設とすること、5点目として、経済性に優れた施設とすることという5つの基本方針を定めました。そして、この基本構想を踏まえ平成29年3月に策定した施設整備基本計画に基づき施設整備を進めていくこととしています。

次に、事業の進め方ですが、事業方式については、市が資金を調達し、設計、建設と運営までを民間事業者に一括発注するデザイン・ビルド・オペレートの頭文字を取ったDBO方式とすることとしています。そして、事業者の選定については、廃棄物処理施設の事業者選定支援業務に実績があり、多くの知見を有するコンサルタントと事業者選定のアドバイザー業務委託契約を結び、事務を進めていきたいと考えています。本市が求めるクリーンセンターの規模や設備に関する要求水準書の精査や法的確認など、事業者選定作業全般にわたってコンサルタントの支援を受けながら、次期事業者の選定事務を進める計画です。

次に、次期クリーンセンターの完成時期についてです。事業者が選定されるまで2年程度、建設の工期は5年半を想定しており、事業の再開から完成まで8年を要すると見込んでおります。施設の老朽化が進むことで設備の故障リスクが高まり、あわせて修繕費用も多額になることが想定されますので、早期の建て替えに向けた準備を進めるとともに、次期クリーンセンター完成までは適切な予防保全や修繕を行い、現クリーンセンターを安定稼働させてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 私としては、ようやく計画の実施にこぎ着けてきたのかなという感想でございます。今まで本場にクリーンセンターはどうなる、どうなるという議論ばかりが行われてきたので、今回を最後にとというか、時期的にもうタイムリミットかなという気がします。しっかりと実施までこぎ着けていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問です。学校給食の無償化についてお伺いをいたします。まず、無償化の目的なのですが、無償化に向けてのスケジュールのうち、一部無償化、次に完全無償化、または一気に完全無償化、いろいろなプロセスはあるかと思うんですが、現状、学校給食に係る費用、未納の状況、これらについてお伺いをいたします。

滞納の状況については、ゼロなのかそうなのか、ここはちょっと聞かせていただきたいと思います。また、学校給食の無償化について財政負担、また無償化がもたらす効果についても併せてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食に係る費用及び給食費の滞納の状況についてお答えいたします。

学校給食を提供するために必要となる経費としましては、令和4年度当初予算で食材費に約19億6,000万円、調理委託に約17億6,000万円、光熱水費に約8,000万円、合計約38億円となっております。このうち学校給食費として市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例に基づき、1食当たり小学生で263円、年間で約4万8,000円、中学生で339円、年額で約6万2,000円を保護者負担とし、食材費の一部財源としております。

保護者負担の学校給食費の徴収や管理については、令和3年度より公会計化へ移行しており、この公会計化により、公金の管理に係る透明性の向上と適正化、収納及び支払い等の事務に係る教職員の負担軽減等を図っております。公会計化に伴い、学校給食費は保護者からの申出により口座振替、または納付書払いにより、年間を9回の納期限に分けて徴収しておりますが、令和4年5月末現在、令和3年度実績での収納率は約99.3%となっております。残りの約0.7%は滞納となりますが、その額は1,054万9,303円となっております。引き続き収納率の向上に向け、滞納者への督促等を着実にやっていく考えであります。

学校給食費の無償化について、実現に向けたスケジュール、財政負担及び無償化がもたらす効果についてお答えいたします。学校給食費の無償化につきましては、公立小中学校等に通う全児童生徒を対象とした完全無償化を目標として取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、現在の物価高騰が続く不安定な社会情勢、また、保護者への周知や実現に向けた諸手続等もあることから、できるだけ早期に実現するための方策として、無償化を段階的に進めていく考えであります。その後、社会情勢や実施状況を見定めながら、全児童生徒を対象とした完全無償化へ、できるだけ速やかに移行できるよう準備を進めてまいります。

全児童生徒を対象とした完全無償化を実現した場合の財政負担ですが、保護者からの学校給食費収入がなくなることから、約16億円の歳入減が見込まれます。しかし、学校給食費の無償化を実現することで、この施策の目的である未来の日本を支える子どもたちが健やかに成長することを社会全体で支え、育んでいけること、子育てに係る経済的負担の軽減と、それにより期待される子育て支援の推進、子どもの貧困対策など子育てに係る社会的課題への対応といった本市の未来に向けた様々な効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。私個人ですけれども、学校給食の無償化で一番メリットを感じているのは、給食費に関しての学校の先生と保護者のトラブル解消ではないかと思えます。今、滞納率を聞きました。0.7%残っています。引き続き滞納率どうこうという答弁でございましたが、私は、もう既にできる手は全て打った上でのこの0.7%が残っていると思っております。これはもう解決不可能な数字です。これ以上手だてがないと思うんですね。そういった観点からも、給食費に関しての件は、メリットとして学校の先生のトラブル解消で負担軽減にはなると私は思っております。児童生徒からの徴収分が約16億円とお聞きしました。これを段階的にと答弁でございましたが、確かに学校給食無償化を行っている市町村はまだまだ少ないです。その多くの原因は、継続的な予算の確保が困難、こういった現状から、なかなか給食費の無償化というのには踏み切れない市がたくさんございます。ただ、その中でも明石市、これは中核市レベルでは初めて給食の無償化を行いました。また、大阪市ですが、これは最近です。令和2年、3年、4年、これはあくまでも単年度予算の繰り返しでございますが、コロナ禍の影響を鑑み、単年度ごとに給食費の無償化を実施。3年経過しております。

再度伺いますが、市川市、自治体が学校給食も含めて子育て支援の一環で手厚い支援をすることは、住民の流出を食い止める、新住民を呼び込む、こういったことができるのではないかとと思えますが、この点について、市はどのようにお考えでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

学校給食費を無償化することで、子どもたちの健康増進や子育て支援に力を入れている本市の姿勢が、お子様を持つ御家庭にも伝わることで、本市の課題の一つである子育て世代の流出の抑制につながっていくことに期待できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 やっぱりそういうふうな考えになりますよね。具体的に子育て世代の移動というのは確かにございます。それを食い止める1つの歯止めになればと思えます。これに関しては、さらに後の質問で行わせていただきますので、次の子ども食堂の質問に移ります。

子ども食堂の目的についてですが、これは貧困対策と思われがちですが、居場所づくりであったり、交流の場の役割もあると聞いております。市川市がこの事業の目的をどう考えているのかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

食事を通して学習や遊びの場を提供する子ども食堂は、安心、安全で、家でも学校でもない子どもの居場所となり、地域の人々とのつながりや交流の機会を得られる場として大切なものであると考えております。さらに、子ども食堂は自ら助けを求められない支援が必要な子どもに周囲の大人が気づく場にもなります。貧困や養育困難などで支援が必要な子どもの状況を把握し、相談支援につなげ、地域の見守り体制を強化するため、関係団体と連携しながら子ども食堂の活動を支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。今回は経済的支援ということですが、今回も予算を組んでいるわけですけれども、使い方としては、人の場合も、場所の場合も、非常に使いやすいとは聞いております。今回の支

援をきっかけに、一層の子ども食堂の充実に期待をいたします。

次に、(8)「保健・福祉」の子ども医療費の助成についてお伺いをいたします。まず、高校3年生まで拡充した場合の予算額についてお伺いをいたし、また、近隣市の状況も併せてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

拡充に必要な予算額につきましては、令和3年度の中学1年生から3年生までの助成額を参考として試算した場合、1年度につき約2億5,000万円となります。また、このほかにシステム改修費や事務的経費が必要となります。

次に、近隣市の状況につきましては、本年4月から松戸市と鎌ヶ谷市で高校3年生まで拡充をされております。また、東京都では、令和5年度から高校3年生まで拡充する方針が示されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 予算については、当初思っていたよりはちょっと少ない感じはするんです。ただ、私がかかなり深刻に思っているのは、実施しているところ、また、実施が決まったところ、市川市の北の松戸、西の東京ですね。東京は来年度から始めると聞いております。東京都のほうは今年システム改修のための予算を7億円ほど今年の補正で組んで、来年度の実施に向けて今取り組んでいると聞いております。市川市の北と西が固められてしまった状況です。そうなりますと、当然、交流がたくさんある地域でもございますから、市川市はいつですか、まだやらないんですか、そういった声が、実はもう今も始まっております。私は、これは個人の思いなんですけれども、松戸でやっていて市川市でやっていないなんていう状況はあってはならないと思っております。逆はたくさんあるんです。市川だけでやっていて、松戸がまだやっていないというのはありますけど、松戸がやっていて市川市がないというのは、市川市に住んでいて我慢ならないことでございます。ここは市長の決断を期待するところではございますが、先ほど給食費のほうでも聞きましたが、ここでも同じ質問をさせていただきます。助成制度の充実、これが人口の流出抑制につながるのではないかと思います、市はどのようにお考えでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。子ども医療費の助成対象を高校3年生まで拡充することにつきましても、学校給食費の無償化と同様に、子育て世帯の流出を抑制する効果があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 今答弁のあったように、市長もたしかこういった人口流出に対しては特に心を砕いているところかと思えます。こうなりますと、あとは市長の決断次第と私は思っておりますので、ぜひいい結果が出るように考えていただきたいと思えます。

最後の質問です。殺処分ゼロの取組についてです。猫の保護団体、私の近隣でも多く行われておりますが、この日常行われている保護団体による地域猫の保護活動、これは場合によっては地域の理解が得られない、場合によっては地域住民とのトラブル、対立をしてしまう場合もございます。私の家の近くの喫茶店の方が、長年、地域猫の保護活動をされており、私もよく知っている方です。何かあると、誰々さんにこう言われました、市のほうで対応していただけますか、そういった話もたくさんございました。そういった中で、市のほうとして保護活動の宣伝と現状を見れば、この保護団体、個人のボランティアの方も含めて、地域猫に関してはそれ以外手だがございません。こういった方々を活動しやすいようにするためにも、保護活動の宣伝等を行うことが必要か

と思いますが、市川市は現状どのような状態でしょうか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

地域猫活動団体であることを周辺住民に認知してもらうため、団体の要望に応じ、ベストや缶バッジを支給しております。また、地域猫活動を開始するに当たり、市が作成した案内文を参考に、活動前に団体が必要項目を記入し、地域猫活動を行う周辺住民へ配布して理解を求めています。市でも公式ウェブサイトや市広報紙、イベントなど様々な機会を通じて市民への周知を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 今まで市のほうも要望の折に答弁にありましたベストを作っていたり缶バッジも作っていただいて、一部でそれによって理解ができたというところもでございます。昨年、これは警察も来ましたが、江戸川の放水路の近くで猫の惨殺死体が何体も出たという事件が起きました。あの地域は猫の保護団体、個人の方に提供する場所が1か所もない場所で行われた結果です。要は、目が行き届いていないがために犯罪の起こる場所になってしまいました。一方で、猫の保護活動をしようとしたところ、近隣の方に止められて、結局そこは手が入らないまま、今では地域猫の数がかかなり多くなってしまいました。これは、やったところ、やらないところは明確に差が出てまいります。そうなったときに、行政でも、議員でも、何とかしてくれと要望があっても、もう手遅れな状態になります。より一層市民の理解を得るための宣伝、また、その他の活動も含めてしっかりとお願いをしたいと思います。

以上で公明党代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上で公明党の代表質問を終わります。

次の質問者、創生市川、稲葉健二議員。

[稲葉健二議員登壇]

○稲葉健二議員 創生市川の稲葉健二でございます。創生市川の代表質問を通告に従いまして行わせていただきます。

初めに、防災対策についてお聞きします。

防災対策は市民の安全、安心につながる重要な施策であり、時代に合わせた防災対策は常に必要であり、市民の命や生活を守るために日々進めるべきであると思います。田中市長の所信表明にもあるように、防災対策を進め、市民の安全、安心をグレードアップしてほしいと思います。

それでは、避難所の在り方についてお聞きします。避難所という言葉は1つでも、台風などで開設されるときや地震災害で開設されるときで、システムや運営などが違うことを知っている方が市民の中にどのくらいいるのでしょうか。避難所にも種類があり、市民の方がどのような場合に利用すべきか改めて周知し、継続的に啓発していく必要があると思いますが、市の考え方をお聞かせください。

次に、小学校区防災拠点協議会の在り方についてお聞きします。コロナ禍の中、協議会は2年以上開催できずにいました。協議会の防災訓練もできず、不安を感じることもありました。市は防災拠点対象者に通信を発行して情報の共有をしていましたが、この間に地域の自治会などでは、担当者や役員の変更などもあり、継続的に理解をしている方が減ってきているように思います。前段の避難所の運営と小学校区防災拠点の運営の違いや市の職員と情報共有、市域を大きくした防災訓練など、止まっていたものを動き出さなければなりません。

昨日、石川県能登地方で震度6弱の地震があり、また、今日も5弱の地震がありました。全国では規模は様々ですが、地震も多く発生している中、約50万人の市川市民のために進まなければいけないと感じます。

そこでお聞きしますが、避難所と小学校区防災拠点では役目や運営、対象など、改めて整理し、市民の方へ理解を進めるべきであると思いますが、市の考えをお聞きします。

次に、避難行動要支援者名簿の取扱いの市の考え方をお聞きします。この名簿は、災害対策基本法に基づき市町村に作成が義務づけられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難と思われる方を登録しています。この名簿は、災害時の避難支援や安否確認などに利用します。この名簿はどのように登録を進めて取りまとめ、どのような方に名簿の活用を依頼し、どのように活用をお願いするものでしょうか。加えて、その災害時に利用する際に、市の職員以外の方の活動に保険などのサポートはできているものでしょうか。また、登録を希望しない方たちや意見、今後の登録に向けて市の考え方をお聞きします。

次に、市民の方と協働で行う活動における保険やサポートについてお聞きします。名簿の部分でも一部触れました。市川市を動かしていくためには、市の職員だけではできません。多くの市民の方と協働で進めていく必要があります。自治会や各種団体などをはじめ、本当に多くの方たちに協力をいただいています。その市民の方に協力をお願いする中で、何かあったときの保険やサポートは当然必要なものであります。通常の活動はもちろんですが、災害時にも大きな力を発揮していただく市民の方に保険やサポートなどはどのように考えているのか、具体的な保険や内容、サポートなどがあればお聞かせください。

次に、地震や大雨に対しての危険箇所への対応についてお聞きします。災害はある程度予測できるもの、全く予測できないものなど様々です。また、あらかじめ準備や対応が可能なこともあります。大雨などで冠水箇所、崖地などの整備、倒壊などの危険が予想される部分など数多くあります。市の組織上、それぞれ各部に分かれて日頃より対応を図っているわけですが、その箇所の把握や整備などの進捗状況を取りまとめて把握し、サポートするセクションをつくる必要がないか、市の考え方をお聞かせください。

次に、ペットの飼養についてお聞きします。

まず、所信表明でいう殺処分ゼロの考え方をお聞きします。具体的な進め方は、先順位者の答弁で理解いたしました。基本的には、市川保健所に引き取られる犬や猫がゼロになることを目標に施策を進めるということを理解いたしました。殺処分ゼロを目指すには、ペットを飼養する飼い主に起因することが多いと思っています。終生飼養は当たり前ですが、一部の心ない飼い主から起因する事例を多く見たり聞いたりしています。

他市の動物愛護センターに視察に行った際に大変驚きました。その内容を一部紹介します。飼養できないと引取りを依頼する飼い主に、できる限り自分で譲渡先を探させ、センターで去勢手術を行う。譲渡会の定期的開催以外にも、情報発信、定期的な犬猫よろず相談、犬猫等販売業者を犬猫パートナーシップ店として認定し、基準を満たした販売が適切になされることで、人とペットがずっと一緒に暮らせるまちづくりを協働で目指す。メールマガジンの配信、ボランティアと一緒に数々の事業など、本当に多岐にわたるものでした。市川市は動物愛護センターを持っていませんが、でき得る施策は進めてほしいと思います。市としてできることをお答えください。

次に、猫不妊等手術費用助成の考え方をお聞きします。手術費用助成の内容や補正予算の内容などは先順位者の方の答弁で理解いたしました。団体だけでなく個人の活動も支援することができるようになったことは評価いたします。現在、市川市は飼い主のいない猫が対象となっていますが、他市では、望まない繁殖や飼い主のいない不幸な猫を増やさないために、飼い猫と飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部助成をしています。獣医師の方たちと話す中で、飼い主のいない猫も、もともと飼い猫だったところから起因することも多いので、飼い主に啓発も大事だけれど、不妊手術を受けやすい環境をつくるために、飼い猫も対象にすることも必要ではないかという意見をいただきました。飼い猫の不妊助成に対する市の考え方をお聞かせください。

続いて、マイクロチップ装着の啓発や助成についてお聞きします。マイクロチップ装着の市の認識や状況は、

先順位者の答弁で理解いたしました。法律の改正で、6月1日以降に販売する犬と猫にはマイクロチップを装着し、その情報を国が指定する登録機関に登録をすることが販売業者の義務になりました。一步進んだという気持ちと、本来、このマイクロチップを進めるのであれば、現在の飼い主も対象としなければ、現実的な効果は期待できないと考えます。今まで議会で何回もマイクロチップ装着に市として助成できないかお聞きしましたが、予算がつきませんでした。先順位者の答弁でもありましたが、マイクロチップ装着の効果は、災害時にペットと離れた場合でも飼い主のもとに戻る可能性が高まること、マイクロチップを装着することで、一度飼った犬や猫を責任を持って最後まで面倒を見ることを促し、確実に殺処分を減らすことを目的としています。マイクロチップは飼い主を特定することができるため、虐待や遺棄が抑止される効果も期待されています。他市では、犬や猫の飼い主にマイクロチップ装着助成金を出しているところも多くあります。市の考え方をお聞きします。

次に、飼い主のマナー向上の取組、考え方をお聞きします。市川市はマナー条例などで犬のふんの放置を禁止しています。過料などの対象にもなります。本来、マナーは過料などで抑止するものではなく、市民がお互いに気持ちよく住めるものであれば、このような条例は要らないものでしょう。しかし、現実に苦情や要望も多くあるのが飼い主のマナーです。犬のふんを同じ場所に毎日させる、地域猫や飼い猫が来て大小便を毎日同じ場所でするなど多く聞きます。私のところに届いた手紙では、猫の苦情が多く書かれていました。マナー条例のステッカーの猫版を作ってほしい、猫のマナーも啓発してほしいなど、要望を受けました。市の考え方をお聞きします。

次に、まちづくりについてお聞きします。

市川市は「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を目指して市川市みどりの基本計画を作成しています。市民や事業者の私有地における緑化に加えて、緑化意識の高揚や普及啓発なども含めた緑全般に関する幅広い計画としています。その中で、今回は主に樹林地保全協定による保全、風致地区の維持、緑地保全地区の維持、社寺や文化財と一体となった緑の保持などをお聞きします。今挙げた部分の市の現状をお聞かせください。その中で、市が施策として維持するために、民間に補助しているものや考え方をお聞かせください。特に民間所有地の樹木に関しての現在の状況と、今後進めていく上での課題などがありましたらお聞かせください。

次に、風致地区の在り方、条例の見直しへの考え方をお聞きします。風致地区には調和の取れた町の景観を維持していくために、特定の地域を指定し、土地の利用を制限しています。これは都市の良好な自然的環境に富んでいる地域を都市計画の中で風致地区に指定し、別に定める風致地区条例によって地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど、各種の開発行為に対して一定の規制をすることによって、緑あふれた秩序ある町並みを維持しようとするものであります。市川市の中では5地区指定されています。本来、このような土地の利用を制限して良好な環境を維持するべきはずの地域で、建築基準法はクリアしているということで条例を遵守せず、半ば強引に進められている新築工事があります。この八幡5丁目で進められている共同住宅工事について、市の見解をお聞きします。

この工事に関しては、市長宛てに600人以上の大変多くの署名が寄せられており、説明会にも多くの方が参加しています。最近の2回の説明会に参加をして、事業者と地域の皆さんとの話を聞かせていただきました。目立つのは、事業者側の準備不足や説明不足、そして説明会での発言が二転三転して、住民の方たちの信用を得られない状態が続いています。その中で気になる部分は、事業者の方の説明や一部の市民の方たちの声の中に、市がしっかりと指導していないような発言や、市が事業者に有利な提案を行ったり、市の体制が事業者寄りであるような発言も見られました。この一部の発言に対して、市の見解や指導を含めて、事業者側とどのような形で進めているのかお答えください。

現在の市川市の条例を基に考えた場合、この工事は条例上どのような問題があり、指導状況や、今後、市とし

てどのように対応する必要があるのか、お答えください。その際に、風致地区条例と宅地開発条例に分けた形でお答えください。

加えて、今後、条例を見直す必要があるのか。あるとすれば、どのような部分を考えるべきなのか、お答えください。

次に、今後このようなケースに対抗できる手法として、地区計画、協定などで良好な住環境を保全することはできるものなのかお聞かせください。また、その際のメリット、デメリットなどをお願いします。

続いて、小学校、中学校についてお聞きします。

言うまでもなく、小学校、中学は義務教育段階です。人格が形成される義務教育段階において、豊かな人間力の形成に資する教育を行う必要があります。そのためには、様々な角度からその期間を社会で支援していくことであると思います。

まず、学校給食の考え方をお聞きします。学校給食の無償化の目的、スケジュールなどについては、先順位者の答弁で理解いたしました。また、食材の高騰に対する補正予算での支援や、予算の詳細も理解いたしました。その上で他市の無償化の状況をお聞きします。国会では、国が学校給食無償化を進めることへの議論も行われています。文部科学省が2017年度に行った給食費無償化実施状況調査では、全国1,740自治体のうち、小中学校両方で無償化を実施している自治体は76でした。また、令和4年6月定例千葉県議会では、2日、代表質問が始まり、熊谷知事は学校給食無償化について、子どもの多い世帯を対象に、年度内に実施できるように速やかに準備を進めると表明し、県内市町村と連携し、無償化にする世帯の要件などを取りまとめ、年度内の実施を目指すと答えました。子どもたちのために給食の無償化を進めることは大切ですが、現在の食材高騰状況、継続的な予算を含め、実施には段階的な実施を含め慎重な対応も考える必要があると思います。

また、同時に考えていかなければならないことは、自校給食を主とした市川市の給食文化です。安心、安全な給食を提供することは全ての基本です。食材の高騰で原価の質を下げることのないように、また、調理なども安心、安全を担保した給食提供をしっかりと継続できることを維持できるシステムを再確認し、急がず進めることも大切であると思います。市の見解をお聞きします。

次に、給食食材の地産地消の考え方をお聞きします。学校給食は、給食の提供も教育の一環です。食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。その給食を通じて地産地消の大切さを教えていくことは重要です。例えばお米ですが、千葉県のお米は、ふさこがねが主流ですが、現在は新品種、粒すけを進めています。このように、給食食材のお米一つでも地産地消に選択肢があります。また、給食を通じた他市や他県との交流事業や、復興などを応援するために給食を通じて子どもたちに教えていくことも必要です。今後の市の地産地消の考え方をお聞きします。

次に、トイレの洋式化の今後の方向性をお聞きします。小学校に入学した1年生に和式トイレの使い方を教える時間があると聞き、保護者の方から、家庭で教えることもできないと御意見をいただきました。また、ある保護者の方からは、うちの子は和式ではできない、洋式が空いていないときは我慢しているなどの話もお聞きしました。市川市は市川市公共施設等総合管理計画で、学校も含め将来の計画を進めています。学校も建て替えれば解決できますが、現在、和式トイレの洋式化が満足な状況とは思えません。現在の状況と今後の計画や考え方をお聞かせください。

特に、学校は災害時に避難所として使用されることになると、高齢者の方たちが利用する際に不便であると想像できます。加えて、トイレの臭いなどの要望も聞くことも多くあります。優先順位も含めてお答えください。

次に、小破修繕費や修繕費の考え方についてお聞きします。学校には小破修繕費や原材料費として一定の額が

予算化されています。一定規模以上の修繕以外は、この予算範囲で執行されています。簡単な修繕などは問題がないと聞いていますが、少し大きい修繕となると教育施設課を通した形になり、修繕実行までに少し時間がかかることもあり、困ったときもあったという声をお聞きしました。現在の小破修繕費枠を変えて使える裁量金額を増やしていくことはできるものなのかお聞かせください。また、学校規模によって予算配分などは検討できないかお聞かせください。

次に、マスク着用についての考え方をお聞きします。文部科学省は5月25日、学校生活における児童生徒等のマスク着用の留意点をまとめ、関係者に通知し、基本的な感染症対策としてのマスク着用の位置づけは変更しないとしつつ、着用を推奨、または不要とする各場面の考え方を整理しました。夏場を迎え、熱中症の危険性が懸念されることから、登下校時はマスクを外すように指導するなど、適切な対応を求めました。これから熱中症が懸念される中、子どもたちをコロナからも熱中症からも守ることが必要です。市の考え方についてお聞きします。

その反面、何人かの方からは、自分の子どもは感染症対策としてマスクを外させたくないという声もいただきました。マスクを外したくない子どもに対してはどのように対応していくものなのか、お聞かせください。

次に、仮称八幡市民複合施設（八幡分庁舎・中央公民館建て替え）についてお聞きします。長年葛飾八幡宮にあった市の施設が建て替えとなり、地域の方たちや、今まで中央公民館の利用者の方たちは期待をしています。この複合施設の事業目的、内容についてお聞きします。

今回の建て替えは、公民館が建て替えというものではなく、多くの方が交流することができるように検討されているようですが、現実的に市民の方が利用しやすく、多くの世代の方も利用できるように進めていただきたいと思います。目的だけが独り歩きをして、無駄なスペースや市民の方たちが使いづらいことがないようにお願いします。

続いて、市民の方の声、地域の方の声についてお聞きします。今まで説明会などで出た意見や要望、つい先日行われたワークショップなど、市民の方から出た声をどのように反映するものか。ハード的に対応するもの、運営、運用などで対応するものなど様々です。多くの意見を取り入れることも大切ですが、芯にある部分を基本的に考えて進めていってほしいと思います。現在市が捉えている意見や要望などをお聞かせください。

次に、基本計画、実施計画の方向性についてお聞きします。決定ではないと思いますが、この複合施設に対して、車で荷下ろしする場所などはあるようですが、駐車場は3台分しか確保されていないようです。部屋数を多く確保する必要と駐車場は密接に関連するものであると思います。このようなことも含め、基本計画、実施計画での市の見解をお聞かせください。

最後に、市内商工業、農業の活性化及び支援についてお聞きします。コロナ禍で多くの市内商工業の方は影響を受けています。また、農業、特に市川市は梨などの農家の方などは、先日のひょうで大きな損害を受けているようです。市川市として考える市内商工業、農業の活性化及び支援は、今後の市川市を支えることにもつながると思っています。

そこでお聞きします。平成20年3月24日に全会一致で入札制度見直しに関する決議が採択されました。その中の一つが、市内業者育成の視点をさらに考慮することとあります。市として市内業者を育成することは、経済活動の活性化だけではなく、関連する市民の活性化にもつながると効果が期待できます。加えて、令和3年2月定例会の創生市川の代表質問で岩井議員は、この決議を踏まえた形で市内業者育成に対する市の取組をお聞きしました。この質問から1年3か月が経過した中、改めてお聞きします。まず、入札、発注の市内業者への支援を聞かせてください。特に前回の質問から改善された部分や課題として捉えている部分など、具体的をお願いします。特に市が発注する少額の案件や消耗品などに対して、どのように取組をされているのかを含めてお聞かせく

ださい。

次に、市内業者の育成に対する市の考え方をお聞かせください。育成の施策は多岐にあると思います。売上げに関わるもの、経営に関わるものなど、市独自ではなく市川商工会議所などとも連携する部分もあると思います。また、コロナ禍の中、事業の方向転換なども考えて、事業の体制を変更したりするところもあると思います。市が考えるこれからの市内業者育成についての考えをお聞かせください。

次に、農産物ひょう被害についての市の考え方をお聞きします。6月3日のひょうによって、多くの農家の方が被害を受けたと報道がありました。もちろん住宅なども多くの方が被害を受けていることも理解をしています。今回のひょうによる市川市の農産物被害の状況と、今後考えている支援のスタイルや施策などがありましたらお聞かせください。

今回のような被害を受けた農産物などの支援方法などの一つに、市の公共施設や敷地を使って支援する方法はできないかお聞かせください。

次に、フードロスへの市の施策、考え方をお聞きします。フードロスはいろいろな取組が行われていることは理解しております。以前の定例会の質問でも取り上げましたが、飲食店や流通業などの消費期限が近い食品や商品の対応に、市がマッチングをして必要な方につなげたり、市の場所を貸して流通させる場所を提供したりすることはできないか。また、以前コロナで営業制限がかかった飲食店の皆さんが、共同でパティオの裏などで弁当の販売をしたりしていました。飲食店も徐々に活気を取り戻してきているところもあるようですが、仕入れた食材が使い切れずにいるところもあると聞いています。飲食店が食材を無駄にしないために、弁当などを販売する。その販売する場所を市が提供する仕組みなどはできないでしょうか。現在、第1庁舎ではキッチンカーが食事を提供しているようですが、市役所の第2庁舎周辺には、昼食を購入したり、食べに行く店舗などは少なく、職員や地域の方にも喜ばれるのかと思っています。また、市民談話室の前のスペースは、市の関係する物産展なども行われているので、応用も可能かと思っています。利用の仕方などはNPOなどの各種団体に提案してもらって貸すことなども考えられると思います。そして第1庁舎の7階の現在、休憩室のように使われているスペースですが、ここも有効利用できる提案を民間からアイデアを募り、フードロスを出さない施策の一環として使えるようになることはできないか、お聞かせください。

セキュリティもほかのフロアとは一部違い、市の開庁日だけ使えるというわけではなくて、土日でも有効利用できればアイデアも広がると思っています。市民の方が市役所を訪れる機会が増えるようにも思っています。御見解をお願いします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 稲葉健二議員による創生市川の代表質問にお答えします。

初めに、避難所の在り方についてです。避難所は、災害により避難を余儀なくされた方が避難所生活を送る施設であり、災害時に迅速かつ円滑に避難所を開設することが市の重要な役割です。私は市長に就任して以来、市民目線、現場主義を実践し、多くの方の話を聞き、避難所となる小学校や公民館などの施設をいろいろと見てまいりました。その中で避難所の在り方については、大規模地震や台風など災害の種類に応じた、より安全な避難所の開設や避難するタイミング、避難所での過ごし方など、行政側の考え方だけではなく、タウンミーティングなどで市民の皆さんの考えをお聞きすることも大切だと思っています。また、避難所に配慮を要する方への福祉避難所の開設や、他市・区から避難されてきた方々の受入れなど、本市の避難所運営を取り巻く課題に対しても

積極的に取り組んでいきます。そして、誰もが安心して利用できる避難所を市民の皆さんとともにつくっていくことで防災への意識を高め、災害時の避難について理解を深めていただきたいと思います。

次に、ペットの飼い主のマナー向上への取組、考え方についてです。所信表明で引用したマハトマ・ガンジーの言葉を本市に置き換えれば、市川市の道徳心の高さは市川市の動物の接し方によって分かるということになります。私は地域の理解の下、動物との共生社会をつくることの重要性を市内外に示していきたいと考えています。このため、ペットが家族の一員として迎えられ、穏やかな日々を過ごせるよう、飼い主へのマナー向上の取組を進めてまいります。また、たとえ飼い主がいない猫でも、その地域で見守ることができる仕組みづくりも大切と考えています。さらに、地域猫の保護活動をしている団体や獣医師会との連携により、より実効性のあるものにしていきたいと思っております。

心ない飼い主によって遺棄されてしまうことや殺処分されるペットをなくすとともに、飼い主のいない猫によるトラブルをなくすために取組を推進し、地域の理解の下に動物との共生社会を構築してまいりたいと思っております。

次に、仮称八幡市民複合施設についてです。この施設は老朽化が進む八幡分庁舎と中央公民館を取り壊し、旧施設が備えていた機能に加え、誰もが気軽に集える複合施設として、地域とともに子どもの成長を育む、個性をより生かし気軽に集える、人と環境に優しいなどを基本方針とし、建設を進めています。例えば市民の交流や教養を高めるためのスペース、子育て支援のためのスペース、本と触れ合い気軽に集えるスペースなど様々な用途を兼ね備えた施設を考えていきます。建設に当たっては、工事説明会だけではなく、3度にわたるワークショップを開催し、近隣住民や旧施設を利用されていた方々をはじめ、若い方からの意見も伺うために、学生にも参加していただいたところです。今後につきましても様々な意見を伺い、皆様から喜ばれる施設にしていきたいと思います。

次に、入札や発注の市内業者への支援についてです。この件につきましては、過去に貴会派の所属議員から発議で決議をされた経緯があることは承知しています。所信表明で述べたとおり、市で調達するのは可能な限り市内業者に発注することで市内経済の活性化及び市内業者の育成を図り、市税収入の確保という好循環を期待しているところです。このことから、物品購入のみならず、建設工事や業務委託についても、市外の業者との競争性を確保した上で、公平性、透明性に配慮し、地域に精通している市内業者を基本とした発注を積極的に進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは防災対策の(2)と(5)です。

初めに、(2)の避難所と防災拠点の役割などについてです。避難所と防災拠点について、その役割や運営等を整理し、市民の方に理解を深めていただくことは、災害対策を推進する上でも重要と思っております。避難所は、災害が発生し自宅で生活ができない場合に避難生活を送る場所であり、発災当初は行政に協議会の皆さんに支援をいただき運営します。一方、防災拠点は小学校区を単位として、地域の方と協力して情報発信や物資の供給、地域のニーズ把握などの拠点であり、市職員、学校職員、協議会の皆さんの3者が協力し合い、活動をします。このような役割や運営、対象などの違いについて、より多くの市民が理解することで、市民一丸となった災害対応ができ、復旧、復興につながるものと考えています。今後はもう一度精査した上で、協議会の皆さんはもちろんですが、地域の防災訓練や講話、「広報いちかわ」、様々な機会を捉えて市民の皆さんに理解していただくように進めます。

次に、(5)危険箇所への対応についてです。本市では、公共施設の耐震性向上や橋梁の長寿命化、崖地の整備

や斜面对策、河川や排水路の整備など、災害の防止や減災につながる事業を進めています。これらの事業を行うことで災害の被害を減らし、災害から迅速に回復する町とするために、市川市国土強靱化地域計画を取りまとめています。そして、この計画を通じて市民の皆さんに安心して暮らしていただくために、これらの事業を総合的に管理する部門を置くことは大変重要なことと認識しています。今後、計画策定の事務局である危機管理室が取組の報告を所管部署に求め、本市の危険箇所の把握やその整備状況の進捗管理を進めたいと考えています。

以上です。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは大項目、防災対策についての(3)避難行動要支援者名簿の今後の取扱いに関する市の考え方についてお答えします。

初めに、名簿の登録についてでございます。避難行動要支援者の要件は、市川市避難行動要支援者支援プランにより、御自宅で生活されている介護保険制度の要介護3から5の認定を受けている方、身体障害者手帳や療育手帳を所持している方などとしており、要件に該当する方には平成30年10月及び令和3年2月に申請書を送付し、名簿登録を働きかけたところでございます。そのほか市公式ウェブサイトでの御案内や民生委員、ケアマネジャー、自治会、町会などの紹介により、随時希望者からの申請を受け付け、名簿を作成しております。この名簿については、同プランにおいて避難支援等関係者として位置づけている民生委員及び名簿情報の提供に関する覚書を締結している自治会、町会に提供し、活用を依頼しております。令和4年6月1日現在、覚書を締結している自治会、町会は、市内226のうち142自治会、町会で、締結率は約62%となっております。覚書の締結率向上のため、制度改正や運用の見直しなどの際は市川市自治会連合協議会の会議等で説明しており、未締結の自治会、町会に対し、名簿活用の意向確認のほか、自治会、町会から相談があった場合は、随時個別で対応させていただいております。また、民生委員の皆様には名簿の活用の際、自治会、町会との連携を意識した取組をお願いしているところでございます。

名簿の活用に関しては、平常時には要支援者のお住まいの場所などを把握するとともに、災害発生時を意識した見守りや防災訓練への呼びかけ、また、災害発生時にあつては、名簿を活用される方々御自身の安全を確保していただいた上で、可能な範囲での支援活動に用いることを想定しております。なお、災害時において名簿を活用した支援活動に際しては、ふれあい保険の対象になると伺っております。そのほか、支援活動の参考としていただけるよう、避難行動要支援者支援活動の手引きを作成し、活用いただいているところでございます。引き続き避難支援等関係者の方々による実効性のある支援活動を行えるよう、必要に応じて手引きを見直し、名簿の活用方法や名簿の管理、災害発生時の支援体制など、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、名簿への登録を希望しない方についてでございます。令和4年6月現在、名簿登録の要件に該当すると思われる約2万6,000人のうち、実際の名簿登録者は約4,500人とどまっており、その理由としては、名簿登録を希望しない場合や、制度を十分に御理解いただけていないなどを想定しております。名簿登録を希望しない理由として、御自身の情報を地域の方々に知られることの不安や、自身で自立した生活を送っていることから、支援は必要ないといった声をお聞きしているところでございます。このようなことから、本来は支援を要すると思われるものの名簿への登録を希望されない方々については、引き続き関係機関等と連携し制度の周知を図るとともに、理解を求めてまいりたいと考えております。

地域の方々におかれましては、日頃からの御近所付き合いなどのつながりの中で、支援を要すると思われる方に気づかれた際は、必要に応じて制度につなげていただけるよう、市として広報などを活用し、周知を図ってまいります。

災害発生時に迅速な対応をするためには、日頃から地域の方々と要支援者の互いに顔の見える関係を築いてい

くことは大変に重要となります。市として自治会、町会や民生委員・児童委員と協力し、名簿の活用を進めつつ、地域全体で要支援者を支援する体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 私からは防災対策の(4)についてお答えします。

通常時はもちろん、災害時においても自治会など市民の方々の方は大きなものであり、なくてはならない存在だと認識しております。その活動において万一のサポートとして、本市ではふれあい保険に加入しております。このふれあい保険は、自治会などの市民団体が行う活動が対象となるもので、例えば自主防犯組織、小学校区防災拠点協議会への参加及び避難行動要支援者制度に基づく活動の中で起こった事故などが対象となります。具体的な補償内容としては、参加者が死亡、もしくは後遺障がいを負った場合の補償に加え、入通院の場合でも補償されるものとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からはペットの飼養についての(1)から(3)についてと、まちづくりについてのうち(2)についてお答えいたします。

初めに、ペットの飼養についての(1)殺処分ゼロの考え方です。殺処分ゼロに向け、動物愛護センターを持たない本市が今後さらに検討すべきものとして、定期的開催をしている譲渡会の回数を増やすこと、里親を募集している犬や猫の情報を市公式ウェブサイト等に掲載し、新たな飼い主が見つかる機会を増やすこと、一部のペットショップとの共同で行っている災害時の協力協定や飼い主のマナー周知のチラシ配布などについて、市内全体に拡大することなどが考えられます。動物愛護センターを持たない本市でも、殺処分ゼロを目指す取組ができる手法について、ボランティア団体や獣医師会、関係機関の意見を伺い、検討してまいります。

次に、(2)の猫不妊等手術費用助成の考え方についてです。猫不妊等手術費用助成につきましては、平成19年度より飼い主のいない猫を対象に事業を開始いたしました。飼い猫に対しては平成21年度から実施してまいりましたが、平成24年度の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、飼い主に対し終生飼養や繁殖に関する適切な措置を講ずることなどが努力義務とされたことから、助成の対象外といたしました。そのため、飼い主に対してはペットとして飼われている猫の室内飼育の徹底と併せ、室外での予期せぬ繁殖を防ぐため、不妊手術の必要性を呼びかけております。

次に、(3)のマイクロチップ装着についてです。令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、本年6月1日から新たに購入する犬や猫にはマイクロチップが装着されることとなりました。既に飼われている犬や猫へのマイクロチップの装着は努力義務とされ、飼い主の中には、愛犬や愛猫の体内に異物を埋め込むことに抵抗のある方もいるものと認識をしております。こういった方に対しても、災害などにおいてペットとはぐれてしまった際の有用性など、マイクロチップ装着のメリットを啓発してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについての(2)民間の樹木管理への市の支援方法の考え方についてお答えします。初めに、民間所有の樹林地の保全への支援でございます。本市は、法令により指定された保存樹林や特別緑地保全地区のほか、保全協定を締結した緑地など合わせて約37haについて、緑地保全に対する補助金の支給や、万が一の対応のための山林保険の加入などの支援を行っております。市内の貴重な緑地を保全していくため、引き続き山林所有者に協力してもらう必要があることから、これらの取組は今後も継続する必要があるものと考えております。

次に、民間所有地の樹木についてです。市と所有者の間で保存協定を結んでいる巨木の本数は、令和3年度末現在、169本となっております。樹木剪定のための補助については、直近3年間の合計で樹木27本分の剪定に対

し81万円の補助を行っております。巨木の場合、広範囲での剪定を行おうとすると、それだけ費用がかかることもあり、所有者の維持管理の負担が大きくなってしまふことが課題と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からはまちづくりについての(1)と(3)のうちの風致地区条例についてお答えいたします。

初めに、(1)のみどりの基本計画に定めている施策についてであります。まず、樹林地保全協定による保全でございますが、この協定は、良好な自然環境の保全に向けて山林所有者と協定を締結するもので、補助金の支給等により保全を図っております。

次に、風致地区の維持でございますが、風致地区とは、都市における良好な自然的景観を維持するために都市計画法により定められた地区であり、市内には昭和13年に国府台風致地区、八幡風致地区、法華経寺風致地区の3地区が指定され、その後、昭和48年に大町風致地区、梨風苑風致地区の2地区を追加指定し、現在5地区、約769haが指定されております。風致地区は緑あふれた秩序ある町並みを維持するため、条例において風致地区内での建築物や宅地造成などを規制しています。

続いて、緑地保全地区の維持でございますが、これは都市における良好な自然環境となる緑地を維持するために緑地保全地区として指定し、補助金の支給や建築行為など一定の行為制限を行っております。現在は平田緑地保全地区、子の神緑地保全地区、宮久保緑地保全地区の3か所が指定されています。

最後に、社寺や文化財と一体となった緑の保持でございますが、これは身近な社寺や文化財と一体となった樹木や樹林地を歴史と文化が学べる場として保全、活用するため、協定を結ぶことにより補助金の支給を行い保持に努めているものであります。

次に、(3)の風致地区条例でございますが、風致地区条例は、基本的には事業を停止させたり、止めたりするものではなく、地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど一定の制限をかけるものであります。その制限内容は、建築物の建築については建物の建蔽率や最高高さ、道路や隣地からの壁面後退、宅地の造成については切土や盛土後の高さや建築物の敷地に対する植栽の割合等がございます。八幡5丁目で進められている工事につきましては、建築物の建築であり、基準に適合しており、風致地区条例上問題がないことから、許可書を交付しております。市内における風致地区内の制限は、当初昭和45年に公布された千葉県風致地区条例に基づき行われておりましたが、地方分権が進み、平成16年からは10ha未満の風致地区につきましても、本市において条例を定めることとなり、平成24年には10ha以上につきましても市条例となりました。これに伴い、各風致地区における規制に係る基準の検討を行いました。居住しているそれぞれの風致地区の状況には差がないことから、千葉県と同様の規制をしていくことが妥当と整理したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からはまちづくりについての(3)条例の見直しへの考え方について、(4)良好な住環境を保全するための地区計画、協定などを利用したまちづくりについてお答えいたします。

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例は、事業実施に係る事前協議及び事業者が行う手続等について定めたものでございます。現在進められている八幡5丁目の工事につきましても、この条例に基づく手続により事業が進められております。この条例の手続の事前協議において、一部の住民より駐車場の整備台数について、あたかも市が緩和措置を誘導したかのような声が寄せられておりますが、そのような事実は一切ございません。本市としましては、本事業に対して、他の事業と同様、公正な立場の下、条例手続を行うよう事業者を

適正に、かつ毅然とした態度で指導しているところでございます。

次に、この条例におけます問題としましては、建築基準法等の法令に違反しない限り工事の停止命令等といった強制力を要していないという点と認識しております。また、事業者への指導状況としましては、近隣説明等の条例に規定する手続が終了していないことから、再三にわたり説明会の開催による丁寧な説明を行う旨の指導をしているところでございます。今後も事業者に対しましては継続的な指導をしてまいります。

なお、宅地開発条例の改正につきましては、新たな指導項目等を追加する等の見直しは可能ではありますが、本条例により工事を停止させるなどといった強制力という点においては限界があるため、地域の状況に応じた適切な手法による良好な住環境の形成を図ることが必要と考えているところでございます。

次に、(4)具体的なまちづくりの手法として、住民主体によるルールである地区計画等を活用したまちづくりについてお答えいたします。今回の計画地が位置します八幡5丁目は、本市のまちづくりの指針である都市計画マスタープランにおいて、良好な環境と調和する低層を主とした住宅地の形成を図るものと位置づけております。この良好な低層住宅地の形成を図るため、土地利用の根幹を担う用途地域は第一種低層住居専用地域と定めているほか、良好な自然的景観の維持、保全を図る風紀地区も併せて都市計画決定しております。これらのことから、地域内での建築に際しましては、都市計画の規制により建物の用途、規模、高さ等がコントロールされているところでございます。地域の環境を独自で守る手法として、地区の特性を生かし、きめ細やかなまちづくりを進める制度といたしまして、住民が主体となって策定する独自のルールである都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定などがございます。これらは既存の都市計画の規制への上乗せルールということから、住民の合意形成が前提となる中で、建物の用途制限の細分化、建蔽率、容積率の最高限度、緑化率等を定めることが可能となっております。また、これら住民主体による制度の活用は、地域住民の求めるまちづくりの実現は図られるものとなりますが、一方で土地利用の自由度が低下するといった側面も有しております。このため、地域の合意形成が制度活用への大きな課題と認識しております。

本市といたしましては、現在決定している都市計画により一定の土地利用はコントロールされているものと認識しておりますが、地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりを進めるには、住民が主体となって策定する地区計画や建築協定等の制度活用は有用なものと認識しているところでございます。これらの活用の際しましては、制度の趣旨を踏まえ、地域の声を丁寧に聞きながら、制度の活用について地域住民と話し合いを行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私のほうからは小学校、中学校についての(1)、(2)、(5)の3点についてお答えいたします。

初めに、学校給食の考え方についてお答えいたします。学校給食は学校給食法に基づき、適切な栄養の摂取による心身の健全な発達、食育の推進、社交性や協調性の醸成などを目的とした教育活動の一つであります。本市では、46校に栄養士を配置して自校給食を実施、その他の学校については、近隣の学校で調理して配送する親子方式によって給食を提供しております。これにより栄養士と教職員が連携して食育の推進を図るなど学校給食の目的を実現するとともに、温かくておいしい給食の提供を心がけているところです。また、本市では安定して給食を提供するため、学校給食費の一部無償化や保護者負担の軽減を独自に行ってまいりました。具体的には、同一世帯の児童生徒3人以上が同時に義務教育課程に在籍している期間に限り、3人目以降の児童生徒の学校給食費を免除する第3子以降の給食費無償化を平成24年度より実施しております。また、平成21年度より全ての保護者に対し学校給食費の値上げを抑えるための補助を行い、学校給食費の負担軽減を図っております。そのほか、

生活困窮世帯に対しては、生活保護制度及び就学援助制度により学校給食費を市が負担しております。

次に、他市における学校給食費無償化の取組の状況についてお答えいたします。本市同様、第3子の無償化については、県内では千葉市、浦安市、成田市などで行われております。このうち浦安市については、今年度より小学校6年生及び中学校3年生の無償化を開始しております。また、全児童生徒を対象とした完全無償化については、勝浦市をはじめ県内の1市8町で行われております。そのほか東京都の世田谷区では、就学援助制度における所得制限を見直し、子育て世帯が広く無償化の対象となるよう制度の拡充を図っております。

続きまして、安心、安全を担保した給食提供を継続できるシステムについてお答えいたします。本市では、安心、安全な給食を提供するため、学校給食法に規定された学校給食衛生管理基準及び同解説書等に準じた市川市学校給食衛生管理マニュアルを策定し、これにのっとり衛生管理を行っております。このマニュアルに基づき、日々の調理においては、食材の納品は必ず当日とし、加熱調理時の中心温度測定をはじめ、食材及び料理の温度管理を徹底しております。また、学校長による検食を経て、調理後おおむね2時間以内に給食が食べられるように努めるなど、食中毒の防止をはじめ安全な給食の提供に取り組んでいるところです。

食の安全性を維持することは学校給食の運営において最も重要な事項の一つであると認識しております。学校給食が学校生活を豊かにするものであり、食を通じて様々な学びを深めるものであることから、引き続き安心、安全で良質な給食の提供を前提に、無償化についても実現に向けて検討を進めていく考えであります。

続きまして、学校給食で使用する食材の地産地消の考え方についてお答えいたします。学校給食で取り扱う食材につきましては、基本的に国産のものを使用しております。特に野菜等はできる限り市川市産、千葉県産の食材を取り入れております。また、9月には市川の梨、冬場にはノリを提供するほか、県民の日や11月の地産地消デー等では、特に市川市産、千葉県産の食材を多く取り入れた献立とし、子どもたちやその保護者に地場産物について知っていただく機会を設けております。

次に、今後の本市における地産地消の考え方についてお答えいたします。千葉県では、今年度より第4次食育推進計画がスタートし、栄養士等による地場産物に係る食に関する指導の回数、金額ベースによる学校給食における地場産物の使用割合の維持向上を目標に掲げ、食育の推進に取り組んでおります。本市におきましても、千葉県の計画にのっとり、さらに地場産物の使用する割合を増やせるよう取り組んでまいりたいと考えております。一方、平成30年9月に締結された市川市と福島県喜多方市、西会津町、北塩原村、それぞれとの相互交流に関する協定に基づき、学校給食食育交流事業として、会津産コシヒカリを本市の学校給食で提供し、食を通じて各市町村が相互に交流し、学び、育む機会といたしました。この事業により、年間を通じて学校給食において福島県産米を導入することで、被災地復興の一助にさせていただくとともに、市川からは梨を福島県の給食で提供することや、お互いの郷土レシピを交換して給食で提供するなど、食を通じた交流を行っているところです。

今後につきましては、地場産物への理解及び他県との交流といった本市独自の食育の推進を目指すとともに、千葉県の食育推進計画の目標達成に向け、今まで以上に千葉県産米の利用を促進して、地場産物の使用割合を進めていく考えであります。あわせて、協定を結んでいる市町村と福島県産米の割合について協議を前向きに進めていく予定としています。

3点目、(5)マスク着用の考え方についてお答えいたします。市川市の公立学校では、作成しました新たな学校生活スタイルガイドラインを基に感染拡大防止に努めております。現在、学校教育活動においては、身体的距離が十分に取れないときには、基本的にマスクを着用することとしていますが、マスクを必要としない場合については、国や県の通知を踏まえ、具体的な場面を示して周知しております。これからの夏場にかけては、登下校を含めてマスクをつけていることによる熱中症が懸念される場面が増えますことから、積極的にマスクを外すよう繰り返し周知しております。また、マスクを外すことに不安や恥ずかしさを感じるなど、個々の事情によりマ

スクが外せない児童生徒もいます。マスクの着脱につきましては、本人の意に反して無理強いをすることなく、児童生徒や保護者から話を聞き、個別に丁寧に対応していくこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からはトイレの洋式化と小破修繕についてお答えします。

現在、住居環境の変化により、多くの児童が和式トイレに慣れていないという状況がございます。また、ふだん学校を使っている児童生徒はもちろん、近隣住民の皆様にとっても、災害時など学校のトイレが衛生的であることは大変意義があることでございます。しかしながら、校舎の老朽化に伴い、衛生面で課題があるトイレも残念ながらございます。このような問題を解決するため、本市では、これまで計画的にトイレの改修を進めてきたところでございます。

小中学校のトイレの洋式化の整備状況でございますが、平成20年度から平成27年度までに第1次トイレ改修工事を行い、全小中学校1系統のトイレの洋式化を終えております。その後、28年度から第2次トイレ改修工事に着手し、令和8年度までの計画で2系統目を整備中でございます。今年度は小学校2校、中学校1校の計3校の整備を行う予定でございます。改修工事の内容といたしましては、便器、ブース、給排水設備、電気設備などトイレ内の全ての施設を改修するとともに、床についても湿式から衛生的な乾式に変更しております。

改修を行う学校を決める際の視点でございますが、10年以内に建て替えが計画されている学校を除き、トイレの老朽化が著しい、系統数が多い、改修すべきトイレの系統が普通教室に近いなど、これらの点を総合的に考慮して、整備の順番を決めているところでございます。

次に、小中学校の小破修繕等の現状についてお答えをいたします。現在、学校の小破修繕については、1校当たり年間50万円を目安に、窓ガラスの破損、トイレの詰まり、水道の水漏れ、照明器具の交換などの定期的な修繕を中心に、修繕内容、金額、緊急性等の事情を考慮した上で、学校長の裁量で発注をしています。なお、この目安を超えるものや、その範囲内にあっても技術的な判断を要するものにつきましては教育施設課で対応しております。

学校の裁量額の執行状況でございます。令和3年度では65.7%で、また、学校の規模と裁量額の執行率には顕著な相関関係が見られない状況でございます。しかしながら、裁量額を多く残す学校がある現状は、学校にとって必ずしも使いやすい仕組みとなっていない状況を反映しているものとも考えられます。また、裁量額の増額は、学校にとって、より機動的な修繕が可能となることにつながるものとも考えております。したがって、今後、裁量額について学校の意向を確認する機会を設け、学校が裁量を持って、より修繕しやすい環境を整えられるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員にお願いします。残余の答弁につきましては、時間の配分上、休憩後にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

答弁を求めます。

稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは仮称八幡市民複合施設についての(2)及び(3)並びに市内商工業、農業の活性化及び支援についての(1)及び(4)のうち第1庁舎7階の有効利用についてお答えいたします。

初めに、仮称八幡市民複合施設に関する市民の声、地域の声についてです。これまで近隣への説明会や意見聴取会、幅広い世代の方に御参加いただいたワークショップなどを通し、関係者をはじめ多くの方々から意見を伺ってまいりました。その主なものは、近隣住民に配慮した施設としてほしい、貸し出す部屋を多くつくってほしい、多世代の交流が行える運用としてほしい、目的を持って利用する人を大切にしてほしいなど多種多様な内容となっております。

次に、基本計画並びに実施計画の方向性についてです。令和3年7月、子どもから大人まで多様な人が集まり交流することにより、支え合い高め合うことのできる活気ある地域社会の実現に向け施設を整備するとした基本計画を公表いたしました。現在、これまで市民の方々からいただいた御意見や御要望を踏まえ、庁内における関係部署による協議を経て、基本設計の最終段階となっております。今後は、この基本設計を広く周知し、さらに市民の方々の御意見を伺うとともに、施設の運用面についても関係部署などと協議を進め、活気ある地域社会に寄与する施設を目指してまいります。なお、併設する駐車場につきましては、スペース的な制約はございますが、運用面を含め、引き続き検討してまいります。

次に、市内業者育成に対する考え方についてです。平成20年2月定例会において可決された入札制度見直しに関する決議を受け、市内業者育成の観点から入札制度の見直しを行いました。具体的には市内業者のみで入札環境が整うよう、入札成立のための業者数を見直しております。また、市内業者の入札保証金の免除対象を拡大したほか、総合評価一般競争入札においては地域に貢献している市内業者に加点する地域精通度に関する事項を評価項目に設けております。さらに、令和3年4月からは建設業法改正に基づき監理技術者補佐制度を導入しており、同年6月発注分からは建築一式工事に限り特定建設業の許可を要する金額を引き上げることで、一般建設業の許可業者が入札に参加しやすい環境とし、市内業者への間口を広げております。加えて、いずれの落札業者に対しても、下請施工時における市内業者の積極的な活用をお願いしているところです。少額案件の随意契約については、市内業者優先で選定するよう庁内に通知しているほか、市川市物品マニュアルにおいて、担当課で購入する少額案件は市内業者から購入するよう指導しております。なお、難易度が高く、かつ大型の工事案件を受注することのできる市内業者が限られてしまう点や、工事案件以外の各入札における市内要件の付記について明確な基準がないことなどが課題と考えております。

次に、市内業者の割合についてです。決算審査済みの令和2年度と令和元年度と比較しますと、建設工事に関しては令和2年度の全契約金額に占める市内業者の割合は35%で、元年度比48ポイントの減となり、令和2年度の市内業者による随意契約の割合は10%で、元年度比29ポイントの減となっております。業務委託では、令和2年度の全契約金額に占める市内業者の割合は43%で、元年度比6ポイントの減となり、令和2年度の市内業者による随意契約の割合は47%で、元年度比9ポイントの減となっております。物品調達では、令和2年度の全契約金額に占める市内業者の割合は46%で、元年度比3ポイントの増となっており、令和2年度の市内業者による随意契約の割合は42%で、元年度比10ポイントの減となっております。このように市内業者への配慮として制度等を見直してまいりましたが、物品調達を除き、令和2年度実績では元年度を下回る結果となっております。

最後に、第1庁舎7階の活用についてです。7階にはキッチンを備えたスペースとテーブルと椅子が置かれた休憩スペースがあり、キッチンスペースは料理、食育等の動画の作成に、休憩スペースは市民の待合の場として利用していただくほか、職員の休憩場所として使用しております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、土日、祝日の閉庁日は小児用ワクチンの接種会場に活用しております。今後は御指摘の点なども踏まえ、よ

り有効な活用方法などについて関係部署と検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、市内商工業、農業の活性化及び支援についてのうち(2)から(4)についてお答えいたします。

初めに、(2)市内業者育成についての市の考え方についてでございます。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く中、エネルギーや原材料の物価上昇など、本市を取り巻く社会経済状況はますます激しく変化してきております。令和3年度に実施いたしました中小法人等事業継続支援金の検証として行ったアンケートでは、何らかの形で事業の再構築を検討していると回答した事業者が全体の3分の1に当たる約400社あった一方、ノウハウがない、あるいは資金不足といった事情から単独での対応が難しいと考える事業者も多くいらっしゃる事が分かりました。また、起業・経営支援事業におきましても、コロナ禍の令和2年度以降、延べ相談者数はこれまで以上に伸びを示しております。これらのことから、本市でもコロナ禍を経た新しい生活様式の浸透に伴い、事業活動の新たな形を模索するニーズが高まっているものと考えられます。また、国におきましては、コロナ禍における事業継続に向けた臨時給付金などの施策から、経済活動の強靱化に向け、業種転換や生産性向上など、中小企業等の思い切った事業再構築の取組を支援する補助制度を整備し、多彩なメニューで運営しております。市内事業者の育成は、地域の産業振興の促進を図る観点からも重要であります。さらに、以上のような現状を踏まえますと、これからの市内業者育成におきましては、ウィズコロナ、アフターコロナと言われる経営環境の変化に対し、起業を志す方、あるいは自社の課題を見詰め、改善に努力する経営者の方が経営に関する専門家に相談できる環境を用意することが必要であると考えております。

そこで、今回の補正予算案において、経営力強化支援補助金事業を創設することといたしました。業種転換や生産性向上、販路拡大など事業の再構築を実現するためには、計画的に進めることが重要であります。専門家の適切な助言を得ながら、実効性のある事業計画を策定することで、事業者は実現に向け、着実に前に進むことができます。また、実効性のある事業計画は、国が用意している事業再構築補助金などの各種補助金を申請し、採択されるためにも必要とされております。今回創設いたしました経営力強化支援補助金は、この事業計画の策定等に当たり、市内の中小企業経営者や個人事業主が中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた専門家の指導や助言等を受ける際にかかる費用の3分の2、最大15万円を補助することで、中小企業等の経営力強化を支援しようとするものであります。今後も市内経済の強靱化、活性化に向け、市内で起業を志す方や中小企業経営者の取組について、商工会議所などの関係機関と連携して支援し、市内業者の育成に努めてまいります。

次に、(3)農産物ひょう被害への市の支援についてでございます。令和4年6月3日夕刻に発生した降ひょうによる農作物被害状況につきましては、翌日の6月4日に千葉県東葛飾農業事務所、JAいちかわ及び本市の合同で被害を受けた農地を視察いたしました。視察の結果、梨のほかキャベツや枝豆などの露地栽培の野菜も被害を受けていることを確認しております。被害の全容につきましては、降ひょうによる被害が多かった場所、被害が少なかった場所があるなど、場所により被害状況が異なることから、詳細な被害状況を把握するため、現在、JAいちかわと協力し、市内各農家に対して被害状況の調査を行っております。なお、新聞等の報道で、市川市における梨の被害額は13億円以上などと報じられております。この被害額につきましては、JAいちかわが被害を受けた梨は全て出荷できないものとして試算したものであります。

被害を受けた農家への支援につきましては、まずは令和元年の台風被害を受けた農家に対しお見舞金を支給した事例を踏まえまして、同様にお見舞金の支給を検討しております。その他の支援策につきましては、国や県の動向を注視し、JAいちかわと連携しながら検討してまいります。

一般的に傷ができた梨は、その傷が原因で腐ってしまうこともあるため、やむを得ず廃棄することがあります。JAいちかわによりますと、今回の降ひょうにより傷を受けた多くの梨につきましては、その状態から食味に影響が出ないものも多いと考えられるとのこと。このことから、JAいちかわでは、可能な限り実を落とさず、出荷時期を迎えるまで残しておくよう生産者に呼びかけております。本市といたしましても、傷などがあっても食味に影響の出ない梨につきましては、JAいちかわと協力して、道の駅や市庁舎など公共施設を活用した販売方法や、加工品としての活用方法などについて検討を進めてまいります。

次に、(4)フードロスへの市の施策についてのうち飲食店や流通業のマッチングについてなどがございます。フードロス削減の取組といたしましては、余った食品等の提供を受け、必要な方に配付するフードバンクや小売店舗等で消費期限まで期間が短くなった食品等を値引きして販売するなど、様々な形で行われております。一方で、フードロスの削減に取り組みたいのだが、現在のお店の人手では対応できない、販売する手段が見つからない、また、消費者にどのように情報を届けていいかわからないなどの声も聞いております。フードロスの削減につきましては、全国で公民それぞれが取り組んでおりますが、お店などの声から、削減に取り組みたい事業者やお店と消費者をどのようにつなげるかがポイントであり、その可能性の一つとして、例えば両者を新たな流通で結ぶ、あるいはコーディネートする仕組みがあるのではないかと考えております。このような可能性は、既にフードロスの削減に取り組んでいる事業者やNPO法人などへのヒアリングや、事業者などからアイデアを募集することでヒントを得られるものと考えております。フードロスの削減は継続的に取り組んでいくことが重要であります。今後、関係部署と協力してマッチングなどの仕組みづくりについての検討を始めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

稲葉議員。

○稲葉健二議員 それぞれ答弁ありがとうございました。それでは、順に再質問させていただきたいと思いません。

まず、防災対策についてお伺いいたします。市長におかれましては、就任2か月以内にいろいろな箇所を回られたり、または庁内で訓令をされたり、積極的に動いていらっしゃることは大変ありがたいんですが、市川市の特性として、北部、中央部、南部とやっぱり課題が違うところがあります。避難所も同じような課題を背負うわけですね。やはり中央部だと人口の密度が高かったり、火災の危険性があったり、避難所のいろいろな備蓄品の数も当然違ってくる。逆に言うと、北部は北部のアクセスの部分があったりとか、そういう部分をぜひ時間があるときに視察していただければ大変ありがたいと思っています。

それでは、質問させていただきます。現況、台風とか地震があった後は、頑張ろうとか、何かしなくちゃという皆さんの意識がすごく高まるわけですが、やはりちょっと落ち着いた時期だと、なかなか皆さんの意識が高まっていかないところがあります。そういうときに、やはり市は継続的に、例えば「広報いちかわ」にぼんと1回出せばいいんじゃないかと、毎月、毎週、部分的なところにはそういう避難所の案内が出ていたり、そういうものをいつでも見られるような形を取るとか、あと、例えば自治会の掲示板とかでも、印刷物をラミネートして、それはある程度の長い期間貼ってもらうようにするとか、逆に言うと、避難場所に指定されている小学校の外のところ、そういう掲示物、看板みたいなものを設けて、ここの避難所はこういうときにはこういう形になりますとか、日頃でもそういうものを市民の方に何かの折に啓蒙する必要があると思っておりますが、それについての考え方をお聞かせください。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 広報紙の関係はやりたいところですが、担当部署とちょっと相談をしていきたいなど、

そういうふうに思っています。

それから、ラミネートの関係もいろいろ手段はあると思いますので、それはそれでちょっと時間をいただいて考えていきたいと思えます。

また、コロナ禍も大分収まってきたので、せっかくです顔の見える関係、そういうのもあるので、直接お会いして、協議会とか防災講話も始まりますので、その中でも併せてお話をしていければいいかなと、そういうふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。ぜひお願いします。また、広報のやり方であったとして、今「広報いちかわ」が一番後ろのページを切り取り線に残るように少しずつ改善をし、ああいうところもコロナのときもあるし、そこに例えば避難所の案内が1週置きに出ていたり、やはりそういう工夫というのは、日頃何気なく見るときに、何か取っておこうとか、そういう気持ちにさせることが大事だと思うんですね。改めて特集をするのは非常にありがたいんですけど、特集号を見なかった人にとっては何も役に立たなかったりする。だから、何気ない中にもいつもそういう意識を市民の方に持ってもらうということを啓蒙する。それは、ですから危機管理も大事だけど広報も大事だし、逆に掲示板だったら市民部もやっていかなきゃいけない。そういうふうにみんなが連携しないと、どっかの部署がやってくれるのではなくて、オール市川の部署が連携する。そういう形を取らないと、やはりこれだけの大きい地域、例えばもう少し小さい市だと、やっぱり末端まで回っていきやすくなるにしても、大きい市というのは、例えば区制を取ったり、そういう形を取らないと、1個で全部を見るというのは見落とし、末端まで回り切らないものが大変出てきます。そういうところは、例えばどっかが頭を取って、そういうコーディネートをするという部署をぜひつくってください。

続いて、小学校の避難所もぜひ分かってもらいたい。どっちが何なのか。まず避難所って何なのか。拠点協議会は何をするものか。先ほど答弁はいただきましたけど、私は少し理解ができるんですけど、やはり皆さんが分かるものにしていかなきゃいけない。これはお願いします。

続いて、避難行動要支援者名簿の取扱い。これは現実的に、自治会は半分ちょっとの取扱いをしています。なおかつ、一番問題点があるのは、その自治会が半分以上しか取り扱っていないというよりは、本来だったら2万何千人の対象者のうち、登録を依頼している方が6人に1人ぐらいしか現状でない。そのぐらい自分から手を挙げていない。だけど、その人にも要支援の手を差し伸べなきゃいけないのであれば、やはりそれは行政がどういうふうに市民とタイアップするか。それを行政の手で回るということは現実的に不可能だと思います。ですから、逆に自治会の協力を得るのであれば、自治会の自治会員全員が要支援者の対象をみんなで回ることであれば、誰隔てなくみんなでそれを応援することも可能である。ただ、そこに行き着くまでには当然ハードルが高いので、それを頑張るためには、まず福祉部として、この要支援者名簿を、どうやったら入ってもらえるかということに対して一番考えないと、やはり災害が起きたときに、その方たちが助けてもらおうと思われても困っちゃうわけですね。安否の確認とか最低限度の動きを要望している。ところが、自治会のほうとしては、それをすごく重たく思っちゃうわけですね。助けないといけないとか、そうすると、この名簿を預かるのは、ちょっとうちは遠慮するか、そうになってしまうんですよ。でも、それには、今度、何かあったときは、最低、保険とか掛けてありますかという、こういう基準でこういうふうにやらないと保険は掛からないんですと言われてしまったら、また二の足を踏んでしまう。今こういう現状にあると思っています。これについての市の見解をお願いします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

避難行動要支援者への支援に当たっては、平常時のうちに対象者の把握に努めていただき、災害の発生した際は、御自身、御家族の安全を確保した上で、可能な範囲で安否確認等の活動に当たっていただくこととしております。あらかじめ対象者の支援を担う避難支援者を定めておくことを効果的と考えておりまして、登録の際に個別支援シートにその記載を求めています。避難支援者としては、日頃から交流がある近隣住民を想定しておりまして、個人の設定を困難とする場合は、自治会など団体として登録することを推奨しております。御指摘のとおり、名簿登録者の中には自治会に加入されていない対象者も含まれます。未加入者に対しては、情報の提供先を自治会等及び民生委員であること、また、災害時には自治会等が主となって安否確認等、気にかけていただくことになることと説明し、自治会への積極的な加入を勧めています。災害時における共助の取組につなげられるよう、引き続き自治会等への加入促進をはじめ、地域におけるつながりや日頃の交流促進など、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 言っていることはそのとおりなんですけど、現実的に、例えば自治会が自治会の会員を助けようというのは理にかなっていき。例えば要支援者名簿をもらって、自治会の会員でなくてよく知らない人、その方と日頃も交流のない方を安否確認に行くにしても、接触の仕方を含めて、やはり日頃からのどうしたらいいだろうかをもう少し研究しないと、自治会のその名簿の預かっている率も6割ぐらいでしたか、それと先ほど言ったように名簿対象者で自分からお願いしている方が6人に1人ぐらいしかいない。現実にはもっといるわけですよ。あれは規定があって、例えばそういう形で登録の必要な1つのクリアをしている人の数であって、それ以外にも必要な方が大勢いる。だったらオール市川を守るためには地域として考えたり、それには、くどいようですが、自治会の方たちの力はすごく必要である。それには保険は入っていないとか、掛かるか分からないとか何とか、そういう議論で名簿に登載しなければいけないとか、要は事業計画に載せなきゃいけないとか、保険のハードルがすごく高いように感じています。それについて、ふれあい保険を所管している市民部の意見を求めます。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

本市が自治会としての活動内容をあらかじめ把握している限りにおいては、保険が使える範囲というのは幅広く捉えようと考えておりますけれども、若干私どものほうでも補償額、この点では課題はあると考えております。今後とも自治会に安心して活動していただくためには、使える範囲、金額を考えていく必要はあるものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 要するに、行政とか自治会にはふれあい保険とか市町村の保険とかいろんな形があります。それは私も勉強させていただきましたけど、ただ、どれも例えば災害時にはなかなか不向きだったり、ちょっとこれには掛からないとか、これは対象にならないとか、そういう規定が結構あったり、そういう部分があると思います。でも、それだったら、逆に言うと民間の保険を利用して市川市が独自に保険をつくって、それを例えば市民を対象とした災害時でも対象になるような、要するに任意の民間の保険をつくって、それを市川市独自で掛けるという手法も全くないわけではないと思います。それができれば、いろんな災害時に対して、こういう形で最低限でも市民の方を守る市川市の姿勢を見せることができるように思います。その民間の保険をつくることに対

して検討する必要があるかどうか、市民部の御意見をいただきます。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

保険を引き受ける保険会社との協議は必要とはなっておりませんが、近年、災害の様相も大きく変わってきていることから、保険の内容を見直す考えも持っております。研究した上で検討を始めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願いします。市長に要望なんです、やっぱり既成のものでできないものは、新しい市長の新しい考えでぜひ前向きに進めるには、これを何とかするということがなかなかできないのであれば、新しいものをつくることによって解決できることがあれば、それをぜひ進めていただきたい。これに関しては、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。先ほど答弁では、ぜひそういうふうに行きたいと。危険箇所とか、やはり市川市というのは、嫌な言い方をすると縦割り。そうすると、この崖地は何々が所管している、この河川はどこどこが所管している、この道路の危険区域はどこどこ、道路管理が所管だ。そういうふうになってしまうと、やっぱり災害時にももちろん全体が集まるのは当たり前なんです、それをいつもトータルで管理しながら、進捗状況を必ず把握しておく。それを把握しておくことによって、ここのところに行っていないなといったら、やっぱりみんながそれを共有できるようなシステム、そして、それを一歩上の、もちろん副市長、市長たちの、例えばそこで判断ができるような、その上へのラインが必ず必要だと思います。そのほうがそういうときの判断が早くなると思います。それについての考えはどうでしょうか。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 まず仕組みづくりだと思っています。平時においては市長が進捗管理を把握できる仕組み、そして、災害時には災害対策本部長として何かこの計画を役立てる仕組み、そういった仕組みはつくっていきます。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。やはり私たちは、災害のときにいかに情報を早くもらえるか、そして、いかに市役所が発信してもらえるか。それによって地域の安全を確保することもできたり、ここは避けたりとか、やっぱりそういう動きが、その情報がいかに早く動くかによって完成するわけですね。先日のひょうのときも、消防局の方が冠水区域にいち早く現地を確認に来てくれたり、これはやっぱりどこどこを守るというんじゃなくて、やっぱり危険区域を知っているから行かせた、そこを回った、パトロールに行かせた。やはりこういうことがどこでも、どのところでも動いていなければいけないと思います、これはぜひよろしくお願いします。

それでは、次はペットの飼養について移ります。殺処分ゼロ、市長の考えは非常にいいというか、大変なことなんです、現実これを進めることになることで、やはりペットの団体、市民の意識、そしていろんな形でそれを巻き込んでいくスタイルを取らないと、単に殺処分というか、処分する猫や犬が増えるか、ただゼロになるかを待っているわけではなくて、それには飼主をいろいろ啓蒙したり啓発することはすごく大事なことです。でも、もう大人の人に分かっていてやっていることに対してというのは、なかなかそこは止められないと思っています。そこで学校教育部にお聞きしますが、学校教育部は、現在、市川浦安地域獣医師会さんとの協力で学校飼育動物管理指導委託料として、例えばペットの命の大切さとか、またはキャリア教育などを行って子ども

たちと直接その命に触れ合う形で活動を続け、そこどころにペットの殺処分ゼロへの、そういう形でもう少し応援することはできないかお聞きします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校では獣医師の先生が子どもたちに責任を持ってペットを育てる大切さを授業で教える学校飼育動物管理指導がございまして。この授業ですけれども、子どもたちにとって動物の命の大切さを考える機会となっており、将来、ペットの飼育を安易に放棄しない大人に育てることにつながると考えております。現状、この事業は希望する全ての学校で実施することができております。今後も希望する全ての学校において実施できるよう、この事業を継続してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いしたいと思います。本当は理想どおり全校回っていただく。これには予算も足りないし、多分獣医師会の人手も足りないんだと思いますが、やはりそれは現状をもっと拡大することの意義をもう少し獣医師会さんとお話をしたり、予算もこういう金額ではなくて、幾らつければいいのかというのは私から言うことではないんですけれども、ぜひお願いをして、例えばその学校でやれば何十人とか、そういう子どもたちが将来動いていくときに、そういう意識をちゃんと啓蒙すれば、やはりその段階で殺処分ゼロの一步が始まっていると、僕はそういうふうを考えています。ですから、こういうのは駄目だよという教育をするんじゃなくて、動物飼育のちょっと一部を僕は見せてもらったことがあるんですけれども、やっぱり獣医師さんが教えているのは、飼うんじゃない。飼うとこれだけ大変なことを背負う、これだけかわいいことを感じる、だけど、別れるときの悲しさも得られる。いろんなことを教える。すごく勉強になる。だから、それでも安易に飼いたいとか欲しいということは大変なことなんだよと教えている。やっぱりそういうところからスタートさせないと、大人の人にペットを飼うとか、飼ったらこうなるんだ。今さらという感じになってしまうところもあるのかなと思います。ですから、そういう子どもからの教育というのは非常に重要だと思いますので、ぜひ拡大をお願いしたいと思います。

ということは、幼稚園や保育園でもこのような啓発活動を当然すれば、例えば難しい話は要らないんですけど、そこに対して子どもたちに命の大切さを教えていくことは決して不可能ではない。それについてお聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

幼稚園教育要領や保育所保育指針では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を10の項目で整理しております。その1つとして、自然との関わり、生命尊重が示されております。これを踏まえまして、教育、保育の現場では、カブトムシやメダカ、ザリガニなどの飼育を通じて子どもたちが命の貴さや不思議さに気づき、生き物を大切にすることを育むことができるよう取り組んでおります。今後につきましても、子どもたちが楽しみながら命の貴さを学べるよう、生き物と実際に触れ合う機会の拡充や専門家を招いての身近な動物の観察会など、新たな取組を実現可能なものから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。例えば教材にしても、今、幼稚園に対して教材費が出ていたり、そういうところを少し膨らませてあげたり、決して予算を立ててこうしなくちゃいけないという、そういうもの

ではなくて、現状のものをちょっと工夫すればできるように、そういう教育が必要だと思います。市長ここで何か市長の意見を聞かせていただければありがたいんですが。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 稲葉議員の発言内容をうなずきながら、現在聞いておりました。私はマイクロチップのことでお答えしようかなというふうに思っていたんですが、この場をお借りして、ちょっとそれを……。よろしいですか。(稲葉健二議員「市長がよければ」と呼ぶ) 全くそのとおりだと思います。それではまた。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 失礼をいたしました。マイクロチップのときに、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、猫の不妊手術費の助成のほうに移らせていただきますけれども、市川市ももともと飼い猫にも一部助成をしておりました。それも県の獣医師会の補助金で、それが一部重複するということになかったり、いろいろなそのときそのときの状況がありました。ただ、やはり獣医師会の先生と話をしていると、川上の施策、要するにそれが発生しているのは、こういうことから生まれてきているということを抑制しないと、ただ先の部分、要するに不妊だけをやることじゃなくて、もともと生まれないようにすることも大事だというふうに聞いています。ですから、猫の不妊手術を飼い猫に対しても、今後ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、マイクロチップの装着啓蒙に移ります。マイクロチップも同じなんですけれども、やはり意見があるんです。小さい動物に埋め込むことに対してすごく不安があるとか、かわいそうとか、すごくありました。ただ、このマイクロチップがもともとこういう形で生まれてきたのは、阪神・淡路大震災のときにペットがかなり多く手元を離れたことから、そのペットをどうやって飼い主のところに戻すかということから議論が始まった経緯であります。それに関しては、どのように進めていくかも含めて、やはりお金をもらったから入れる、こういう議論をしているわけではなくて、1つのそれを仕掛ける、ペット全員に埋めるということはまず想定にはないんです。ただ、じゃあやってみようかなとか、そういうところで、入り口を広く求める必要があるかと思っています。マイクロチップについて市長の見解をお聞きます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 既に家族の一員として飼われているペットにマイクロチップを装着させるという、これは現在、努力義務でありますけれども、一部の飼い主さんの中には、装着させることに対して不安を覚えるという方もおられるようです。しかし、一方で装着するに当たって、費用を行政がどのぐらい見ることができるのかというところを少し調べてみました。他市の事例というものを挙げてみますと、横浜市では上限1頭当たり1,500円、鎌倉市でも同額であります。町田市では上限が1頭当たり2,000円と。この他市の事例を参考にしながら、決して遜色のない形で、早い段階で、稲葉議員からこの定例会で御指摘がありましたので、次の補正予算のときには充当していきたいというふうに考えております。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いいたします。

それでは、マナーに関してに移らせていただきます。これは先ほど危機管理のときにもお話ししましたように、掲示板なんかで例えば1週間貼るんじゃなくて、ある程度長期掲示をしようとか、要するに日頃目につきやすいところに、いかに猫も犬もマナーを守るということを、マナー条例のこのぐらいのステッカーみたいのをそこらじゅうに貼ってありますけれども、そういう形をべたべた増やせというよりも、やはり自治会の掲示板というのはすごくありがたい部分があって、そういうところにラミネートしたり、少し長期掲示ができるような形で、そういう啓蒙をしていただきたいなと思いますが、これに対する御意見をお願いします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 1点、猫につきましては、リードをつけて散歩などを行っている犬とは少し捉え方が違ってくるものというふうに思います。その一方で、無責任な餌やりなどでいろいろと問題もあるといったこともありますので、飼い猫の室内飼育といった点を促すポスターなどについて、自治会の掲示板をはじめ、広く市民の目に触れる場所に掲示することが効果的であるというふうに考えております。それぞれの内容に応じた掲示場所を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。私のほうに届いている手紙の中には、やはりそういうのを地域の人が猫とか犬のそういうことをその人たちに言うと、その地域に住んでいづらい。やっぱりお互いの関係で言いづらい。でも、思っているわけなんです。やっぱりそこにそういう掲示物によって少し抑止効果じゃないですけども、やっていただけたらありがたい。私のところの手紙の方は、猫の臭いを消す薬品をホームセンターで買ったり、やっぱり自腹を切っている状態なわけですね。そうすると、要するに自分のところで関係ないものにそういう費用がずっと継続的にかかってしまう。だから、猫とか犬を大事にされる方も十分分かりますけど、マナーとかそういうルールを守らないと、やっぱり多くの方が迷惑するというので、ぜひ啓蒙をよろしくお願いいたします。

続いて、まちづくりについて伺います。まず、みどりの基本計画については理解をいたしました。現在、市が補助している巨木や樹林地などの対象とか金額とか、この辺が私のほうに聞こえてくる金額でいうと、不足とかという表立った言い方ではないんですけれども、例えば1木当たり3万円をもらったときに、その木がとても大きければ、例えばユニック車を持ってきたり、そういう行動になってしまうと、3万円をもらっても最初から足が出ている状態にある。こうなったときに、どうやったらそれを判断していいのか。それも毎年なのか。例えばそう判断したときに、やっぱり費用負担とか、今後考えていかなきゃいけないなと思うところはあると思います。それについての御意見を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 民間所有地の樹木に関する課題は、所有者にとって多大な剪定費用がかかることであると認識しております。そのため、現在、森林環境譲与税を活用して現行の補助制度を拡大することについて検討しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 この金額がいいとか、そういう議論はもうお任せしますので、少し改定したり見直したりして、現実にとどのぐらい本当に必要なかというところも少し見ていただければありがたいと思います。

加えて、樹木を維持するために、やはり今度関わってくるのが落ち葉の苦情とか意見を非常にいただいています。それはどういうことかという、やはり秋とか春に落ち葉、落葉します。そのときに、それを掃除する。じゃ、掃除した葉っぱはどうするか。例えば足立区とかだと、春秋に際して落ち葉収集を応援する事業があったりします。市川ではそれはやっていないと思いますが、例えば例で挙げると、地元の葛飾八幡宮があったとき、あそこの参道がずっとぐるっと回るところ、あれは市道、市の道路として管理されています。そこにイチョウとか落ち葉がすごくぐるっと集まります。そこに今建築している公共施設とか全日警ホールとか、そこに行く方のために道路を掃除したり空けたり、地元の方も協力したりやっています。じゃあ、それは神社の敷地だから、その葉っぱは神社のお金で処分するものなのか。そういう落ち葉を市として、例えば補助金が欲しいというんじゃない

くて、市のパッカー車でそれを定期的に回収したり、協定を結んで回収したり、応援したりすることはできないかお聞かせください。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 八幡神社の道路部分につきましては、公園や全日警ホールなど公共施設を使用する方々も利用しておりますので、落ち葉の収集や落ち葉の回収等について、分担して行えるよう各施設の関係者と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。毎日ではないんですけど、やはりシーズンになるとかなりの量が出て、本当にそれこそごみ袋が何十袋とか、こういう状況になります。ですから、それを回収だけでもお願いができればありがたいと思っていますので、検討をよろしくお願いします。

それでは、続いて風致地区の在り方、条例の見直しについて移らせていただきます。これは先ほど言ったように、地域で1年以上、もうこういう形でいろいろ整理がつかない状態です。私も2回ほど参加をしましたけれども、やはり事業者がもう少ししっかりとしてほしい。例えば、今現況で言うと説明者、説明をする人間が、ちょっと私たちから見ても、この人でいいのかなという状況は、やはり目の当たりにしています。ですから、こういう状態の中で、市はやはり先ほどの答弁にあったように公平公正の立場で、それをちゃんと整理する必要性はあると思います。かといって、答弁にあったように罰則規定や強制的に中止させるのは、条例上、法令違反でない限りはないというのも現実だと思います。このような中で、もう少し市として毅然とした態度で、例えば事業者に対しての出席も、結構トップの方に出席するように依頼をしたりしていることは聞いています。でも、現実的にそこが皆のところまで届いていなければ、市は何やってんだという声になることも間違いない。そうすると、今現況、部長たちがどのようなことでこの指導に対して強い意志を持ってやっているということを表明すべきだと思います。これに対して御意見をお願いします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えします。

前回の説明会でも事業者の施主の代表者が出席されないことで、その事業者に対する市民の方々の不信感が強くなっていることは承知しております。市としましても、事業者側がきちっと説明して不信感の払拭に向けて行えるよう、市は事業者に対して強く要求して指導してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。市民の方にとっては、やはりそこに家が建ってしまえば、そこから何十年、その場所で付き合っていかなきゃならない。それも法律で規制というか、要するに、造ることは認められているものであれば、それは看過できない。そのときに言っているように、説明会もちゃんとしなきゃ。ちゃんとして何だろうかというところに、例えば代理の人が委任状を持ってくればいいのかというだけの議論ではなくて、やはりちゃんと納得をするような形で、それも見えるように、例えば市はこういう指導をしています、こういうふうに動いているんだということを市民の方に分かるようなことも私は必要だと思います。何か見えないところでこしょこしょしているんじゃないかと、やはりここまで言って、そしてちゃんとした住民説明会をやる。そういう形で進めるべきだと思います。これに対しては、ぜひよろしくお願いします。

そして、それも含めて、今度、住環境を守るためにはどうしたらいいか。地区計画とか、例えば景観協定とか、いろいろ縛るルールは確かにあるわけですね。でも、それをやれば、当然住民の方たちは自分たちの土地と

か地域を守ることができたとしても、それは逆に縛ることで、今度は財産的な価値や自由度が消えてしまう。そうすると、例えば風致地区条例で壁面後退の部分を縛ってどんどんどんどんやれば、当然ながら自分たちが建てる場所が減ってきたり、そういうマイナスも増える。地区計画も全員の合意ができれば確かに縛ることはすごくできるとしても、今後そこで土地の売買をしたときに、そういう制限がかかるにはデメリットになります。ですから、いろんな形で条例も見直さなきゃいけない。そして地区計画とか、こういう形もできるという提案、今の事例の今後のことも当然考えていかなきゃいけない。これに対して市長の考えがあればお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 稲葉市議会議員から大変重要な御指摘をいただいているという思いで、一言一言、間違えることのないように答弁しなければいけないという今意識しております。八幡風致地区の問題ですが、葛飾八幡神社とその周辺の住宅地で構成され、本市の中でも緑が豊か、閑静な住宅地、本当に大切な地域だというふうに私も認識しております。実際に建築現場を就任して直後すぐに見に参りました。また、近隣のお住まいの方々ともお話を直接させていただいたところで、地域に対する強い思いを受け止めさせていただいております。5月の初旬に建設業者に工事停止を要請するという市長の文書を出しました。これは、しっかりとした地域住民との話し合いがまだ持たれていない、十分ではないという判断をいたしましたので、そのような対応を取らせていただいたところです。今後は、もちろんこのような建築問題が起きないようにしっかりとした行政からの指示、あるいはアドバイスが不可欠だというふうに思っておりますが、それは今後の話でありまして、現在の八幡5丁目のこの問題に対して、稲葉市議会議員はじめ、かつまた市議会議員、つちや市議会議員、市民サイドに立って問題をしっかりと受け止めていく、共有していくという努力をしてくださっていることも認識をしています。

私が今ここで申し上げられることは、建設を進めていく業者と、また、その本体になっている会社と住民の皆さん方が理解し合える、そういう話し合いの場を持たせた後に、市川市との協定というものも、法律に沿って建設する側の立場というものも理解していかなければいけないのかというふうに思っています。しかし、冒頭申し上げましたように、大変に素晴らしい地域、そこにお住まいの皆さん方の地域に対する愛着の深さというものを認識しておりますから、この辺は決して建設業者が建設の再開を急ぐということに対しては、それはしっかりとした話し合いが行われ、住民が理解されていない状況では認められないということになると思います。

先ほど街づくり部長から答弁がありましたとおり、それぞれの地区の特性に応じて一帯に良好な環境を整備、維持、保全するためには、地域の方々の御理解、御協力の下で地区計画や建築協定といった制度を活用することが有効だと認識しています。また、地区計画については都市計画決定後の条例化も見据えて、地域にお住まいの方々の思いに寄り添えるまちづくりのルールをこれからつくっていかねばならないというふうに思っています。一方で、お住まいになっている方々の世代交代が進むようなやむを得ない状況も正直考えられるというふうに思っています。地域の良好な住環境を守るためには、地域にお住まいの方々の強い気持ちも必要不可欠だというふうに思っています。本市としても、地域への愛着心が一層醸成されるよう、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願ひいたします。また、見直しとか、そういう形をやるときは、やはりいろんなその地域にいられる住民の方とか、ワークショップとか、いろんな公聴会とか、そういうところで参加しやすい体制を取って、決して現況の批判だけに没頭するような意見だけではなくて、やはりこれから前向きに市川市をどうしていく、その地域をどうしていくという議論ができる公聴会をぜひ進めていただきたいと思います。

す。ぜひよろしくお願いをいたします。

では、続いて小学校、中学校に移ります。先ほど部長の答弁で、非常に安心して進んでいただけていると思っています。ただ、市川市は自校給食をしている分、逆に言うと、今現況は委託業者がかなりの量というか、ほとんど委託業者だと思っています。完全に自分たちだけの職員でやっているところは5校ぐらいかなと思っています。それ以外は委託業者を信頼して、委託業者から子どもの小学校に行ったりしています。これに対して、栄養士さんたちの研修なんかは当然分かりますけれども、そういう委託業者の方たちなんかを研修したり、安全教育とかいろんな形でやっていく考えはあるかどうかお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

安心、安全な給食を提供するために、栄養士、市調理員及び委託業者の全ての調理従事者に対し、年1回の調理従事者研修会を実施しております。また、委託業者に対しましては、業務委託契約の仕様書に基づき、中間検査、年一、二回の栄養士による事業所ヒアリング、これらをまとめた年一、二回の書類検査など、委託者の履行状況をチェックする体制ができています。今後も引き続き子どもたちに安心、安全な給食を提供できるよう、委託業者のほうには研修等、実施してまいる予定であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願います。給食を安心、安全に提供するという事は本当に大事なことだと思いますし、先ほどから言われている学校給食の無償化というのは、子どもたちの分、親が払っている食材費が16億円を見るというのが今の考え方だと思いますが、それ以外に調理委託料を今みたいな業者の方に年間17億ぐらい払っていらっしゃるのと、あと光熱費で8,500万ぐらい、市川市の給食は全体で38億ぐらいで動いていることになっていると思います。給食の無償化は、先ほど答弁でもあったように段階的なやり方もある。今現況、第3子無償化の対象になっている方がもう1,000人いらっしゃるというふうにも聞いています。やはりそれ以外に生活保護制度に400人、就学援助制度で2,000人、特別支援教育就学奨励費制度で100人ぐらい、それ以外に給食を希望していない生徒、要するにアレルギーがあるとか宗教上の理由とか長欠とかで現状450人ぐらい。そうすると、こういう子たちでほぼ4,000人ぐらい、今現況、給食の支給を受けていない。要するに給食費の対象外ということになっている。ですから、例えば急いで応援しなきゃ、もう現状、市川市は第3子無償化をやっているわけですから、これによって次の段階はどういうところから行こう、そのうち国がこういう制度をかけたときに、一気に全学年を対象にしようとか、やり方とか、決して焦らないで、その段階を踏みながらやっていかないと、さっきの16億だけをターゲットよりも、総額でもっとかかっても大事なことと、逆に言うと、もう少し整理すればよくなるというやり方もあると思います。これについて御意見をいただきたいと思っています。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食の無償化の進め方につきましては、現状を加味した上で各機関と調整をしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。

それでは、地産地消についてももう少し聞かせていただきますけれども、先ほど答弁の中では、千葉県地産地消をもう少し目指していきたいと。今までは会津米とかいろいろな形で応援したりやっていました。今後の考え方としては、千葉県産米の割合というのはどのぐらいを考えて進む方向で検討しているか教えていただけます

か。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 千葉県産米の割合ですが、今後、福島県との細かい協議等も必要になるとは思いますけれども、現状から考えている数字としては、割合的には、現在よりも半分以上の割合で千葉県産米を取り入れるような方向で検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 半分以上ですか。もう少し欲しいなと思ったんですが、ぜひよろしく願いいたします。この地産地消を進めるときに、やはり子どもたちにどう教えていくかというのはすごく重要なことだと思います。ですから、地産地消で千葉米を買いましたとって、ただ給食でやるのではなくて、例えば給食の献立メニューとかが1週間書いてあったり、よく小学校に貼ってあったりしますが、ああいう中で、お米は千葉産何とか米、ホウレンソウは何とかでとかという一覧リストをやったり、それが間に合わないときは、例えば校内放送で、今日の給食はこういう目的のこういう地産地消をやっていますとか、特定の期間、例えば復興支援週間とか月間があったならば、こういう意図でやっているということ子どもたちに分からせる教育というのが必要だと思います。これについての見解をお願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

地産地消の大切さを教えるためには、目的や大切さを児童生徒が理解しているかどうかが必要であると考えます。学校現場では、児童生徒に対し、各学校の栄養士が季節や行事に合わせ、市川市や千葉県で取れる野菜等を使えるよう献立を作成し、その食材を使う日には各クラスへ毎日配布する給食メモや給食時間に流すお昼の校内放送で知らせています。低学年に対しては、担任の教師が分かりやすく説明するなど、発達段階を踏まえながら、地産地消について進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく願いします。今言われたように、高学年と低学年で、やっぱり教え方も違うし、伝え方も違うし、そこを意図した上で、やはり地産地消って何が大事なんだろうかということもちゃんと教えながら、その給食を食べていくということによって、日々がちゃんと勉強になっていくような形、教育の一つであるというふうに理解していますので、よろしく願いします。

続いて、トイレの洋式化なんですけど、令和8年度までの計画で2レーンが完成するというのはお聞きしました。ただ、私たちが聞いているのは、やはり現況五十何%とか、令和8年度の段階で61%とか、そういう数字だけを見せちゃうとこうなってしまう。そうすると、一般市民の概念からいくと、何でこんなに遅いんだろうか。お金がないのかとか、やっぱりこんな議論になってしまうんです。ですから、もちろん工事の期間が夏休みとか特殊性を持ったり、例えば市川市の業者を指定したり、いろいろそこでの事情はあるにしても、やっぱりスピードアップして、それだけ多くの子どもたちがそういう環境でトイレが使えるようにするべきじゃないかと思いません。これに対して御意見ををお願いします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えをいたします。

まず、トイレ改修の速度は加速することはできないかという御質問でございますが、これにつきましては、私どももスピード感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。特に現在では建て替え計画が10年

以内にある学校につきましては、トイレ改修の計画の対象外というふうにしておりますので、今後はそのような学校につきまして、改修の方法などを従来のものとは異なる方法等、対象とできるかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 一時的な本当にプラスチックみたいのをはめるような、あれでは改修にならないと思うので、ちゃんと今お話があったように、長期的に使うのであればこういうきっちりとしたレーンをしっかりした造り方をすべきでしょうけど、例えばそのところを便器の取り替えで改修が済むような手法があれば、例えば10年以内に施設の建て替え計画があれば、その期間はこれでやろうとか、やはりそういうのをいろんな形で考えていただいて、1つでも多くとか、1レーンでも多くできる。レーンが多いところは、当然子どもの人数も多いわけですから、そうすると、そのレーンの割合が、要するに増える、減ることによって子どもたちの使える数字も変わってくるので、そこはぜひお願いしたいと思います。

あと、修繕費の考えなんですけど、私が聞いている部分においては、もちろん毎年足りていないかというんじゃないくて、足りているときと多いときとか、逆に要らないときもあったり、そういうときに少しフレキシブルな、例えばそういうのが今年あまり要らない学校のは、逆に少しほかに回せるようなシステムがあったり、3か月に1回ちょっと調整をして、ここで今年は要らなそうだからとか、もちろんゼロにする必要性はないです。何が起こるか分からないとしても、その小破修繕費をもう少し有効的に欲しいところに回せるようなシステムがあったらいいのかなと思っています。これについて御見解をお願いします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えをいたします。

まず、現行の小破修繕費の運用方法でございます。学校裁量額の50万円については、毎年度12月末で一旦学校からの執行はストップし、各学校の裁量額のうち未執行金額につきましては教育施設課で残額を集計いたします。その上で、緊急を要する修繕を含め、年度末まで教育施設課で執行しているという状況でございます。今後は学校の意向を、まず確認をする機会を設け、裁量額の未執行分についてどのように取り扱えば学校にとって修繕がしやすくなるのか、どういうシステムがよいのかということを検討してまいりたいと考えております。

また、各学校が裁量額の範囲内で発注する場合に、スピード感を持って修繕を行うということが前提になりますけれども、現在は市の財務に関するルール上、最も簡便な方法を採用しておりますが、修繕執行までの期間をより短縮するために、生涯学習部として学校とどのような協力ができるか、先ほど申しあげました意向確認をする機会の中で研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 急いで何かしたいときに時間がかかったり、教育施設課を通じてやるとちょっと時間がかかったりとか、そういうことのないように、現場がなるべくスピード感を持って対応できるようにお願いします。

続いて、マスクに移ります。マスクは、先ほどお話しあったように、子どもたちの安全を考慮して、いろんな意味の安全ですね。熱中症もそうだし、コロナの感染症にも対応できるようなスタイル。ただし、子どもが、やはり私はマスクをしたいという子は、してほっぽっておくわけにいかないですから、そういう子が、例えば熱中症とか、そういうことが起きないように、やはり大人が見ていかなきゃいけない。または、子どもたちの中でみんなで見ていかなきゃいけない。こういう管理はぜひよろしくをお願いします。これは答弁は結構です。

生涯学習部にもお願いしたいのは、やはりこれから子ども会なんか夏行事が始まっていきます。ここ2年

間、ほとんど行事が今ストップしていましたが、今年は何となく動き出していきそうな状況が見えてきました。そのときに、やはりマスクについては無理をさせないような形とか、そういう指導を委員会のほうから下ろしてあげて、その現場が独自の判断だけでやるのではなくて、指針を示したことによって現場がやりやすいような指導を、ぜひよろしくをお願いします。これは要望で結構です。

次に移ります。八幡市民複合施設について移ります。ここの建物を、大体の計画がだんだん煮詰まってきたことは理解しています。ですから、決して全否定しているわけでも何でもありませんけど、ただ、えてしてここに求めているものが、これもやれる、これもできる、これもあるよみたいなものをいっぱい多目的に求め過ぎてしまうと、そのスペースが本当に生きていくスペースなのか。例えば多年代の交流スペースがあるとかといったとしても、ふだんそこに誰もいなかったら空いているスペースにしかならない。カフェを大きくつくったとしても、そこに、要するに多年代の方が来なければ、いつも固定したお客さんだけが1人そこでコーヒーを飲んでいく。これではあまり意味がない。それは施策的な進め方でも対応できる。例えばイベント的なものとか、高校生を交えた形とか、1階の子どもたちの場所に、お姉ちゃん、お兄ちゃんたちが、今度その子たちの面倒を見るような仕組みをつくってあげる。だから、施設としてここに何とかをつくるというよりも、運用で対応できるものと、施設としては、こういう建物とか、こういうスペースが欲しいというところに少し整理しないと、カフェはある、子どもの図書館はある、こういうスペースはある、それでいてここにこういうもの。それは理想ですけど、あの狭いというか、総面積が限られている中で行うには、やっぱりどこかを精査して、これはイベントとか、そういうどっちかというソフトで対応しよう、これはハードでちゃんと造っておかなくちゃいけない。こういう精査をしないと、例えば気持ちは分かります。ここに図書館があったらいいね、ここに何とかがあって、ここに高齢者が来て、ここに子どもたちと一緒に、それは仕組みづくりであって、そこにスペースがあれば来るわけではないので、そこら辺について、市はもう少し整理すべきだと思いますが、御意見をいただきます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

広く市民からいただいた御要望については、建築に関するもの、運用に関するもの、こうした視点から分け、基本計画を踏まえ、可能な限り取り入れるよう検討しております。また、地域からの要望については、近隣と地域全体とに分け、対応を協議しております。少し具体的に紹介をいたしますと、近隣からは、建物による日影や圧迫感、窓の位置、さらに騒音などへの懸念が挙げられております。一方、地域全体からは、落ち葉の清掃などの景観を守るための維持管理や防犯対策などが挙げられております。さらに、先般行われたワークショップ、特に第3回のワークショップでございましたが、市内の高校に通う学生さんが非常に多く参加をいただきました。そうした学生さんからは、学生が将来を考える上で人生の先輩と交流する場としてほしいというような御意見もいただいているところでございます。これらを踏まえて、多様な人が集まり交流することを基本に、周囲の景観に配慮したデザインとできるよう、また、加えて安心、安全な運用としていけるよう、引き続き協議を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 いろいろ視点はあると思うので、いろんな視点、いろんな意見があってももちろんいいことだと思いますけど、ただ、あればいいとか、あったら何とかではなくて、例えばカフェスペースにしても、人が売るカフェ、自動販売機的なカフェ、そういうテーブルとか椅子はどういう配置だと人が寄りやすいのかとか、広さとか物をつくってしまうと、やっぱりその後は動かしづらくなってしまいますので、そういうところをもう少し最終の煮詰める段階だと思いますので、そういうことを考えていただきたいと思います。私のほうで個人的に聞いて

いる意見としては、子どもたちの居場所が充実して、もう少し利用できる子どもの年齢層やスペースが欲しい、今までのように晴れていれば公園で遊び、室内での居場所も遊具を含めて期待をしたい、あとは、遊んでいる中で子どもに関する相談などが気軽に話せるスペースやスタッフの対応があれば、そのときにすごく安心することができるんじゃないか、あと貸室も部屋が多くあれば使いやすい、音がある程度出ても大丈夫な場所があればありがたい、休憩スペースは飲物や簡単な軽食も取れるようであればありがたい、このような意見を聞いています。ですから、できないものは全然ないと思います。ただ、そのつくり方やそこから先の運用でどのようにしていくかとか、これがやっぱり一番重要であって、向かい側にある全日警にあるものをもう1個、ここにつくってもしようがないと思っています。例えば会議室のみを幾つもつくってもしようがない。こっちは、この新しい複合施設では、こういう形で部屋が使えるんだとか、そういう形であれば全日警とも線引きができて、こっちはこっちのよさがあったりします。ただ、部屋数がどっちにもあればというよりも、やっぱり使い方を目指した形でぜひお願いします。

これは以上で結構です。

次は、市内の商工業の活性化を含めてに入ります。先ほど答弁を聞いていると、入札、発注に関しては一部ちょっとプラスポイントがあった以外はほとんどマイナス状態。決してこれは責めているわけではなくて、やはりどっか仕組みを考えることが必要じゃないかというふうな形で思っています。ですから、どういう原因があってここがマイナスなんだろうか、どうしてここが増えないんだろうかというのを考えて、次に施策を打たないと、今現況、もちろん調達とかそこら辺に関しては結構数字が上がって、要するに物品調達、この辺は結構市内で購入しているのかなと思っています。でも、例えば工事にしても、超大型工事に関してはちょっと難しいかもしれないし、技術的なプレゼンが必要なものはちょっと難しいでしょうけど、ただ、増えない理由をもう少しいろんな角度から検討しないと、毎年僕がこれを質問したとしても、依然として変わらずということより、どうやったらこういうところの仕組みは変えられるのかということを検討する必要があると思いますが、これについて見解を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

先ほど答弁をいたしました。令和2年度に対して元年度比でほとんどの項目につきましてマイナスのポイントとなっております。その要因を少し御説明いたしますと、まず、難易度が高く、かつ大型の案件、こういった工事でございますが、こういったものが令和2年度はあったということが1点挙げられます。また、加えて新型コロナウイルス感染症への対応として緊急経済対策を実行した、こうしたことも挙げられるというふうにご考えております。こうしたものに対して現時点での今後の対応でございますけれども、まず、大型の工事におきましては、工事の種類ごとに発注することで、可能な限り市内業者が対象要件を満たすよう配慮したいというふうにご考えております。加えて随意契約が認められる範囲におきましては、市内業者への積極的な発注について、改めて周知をしてみたいというふうにご考えております。先ほどの御指摘に関連するかと思いますが、進捗管理、こういったことも非常に重要だというふうにご感じておりますので、講ずる対応策ごとに、その効果をしっかりと検証してみたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 やはりいつもこうだから、例えば役所さんを悪く言うわけではないんですけど、前年踏襲した見方みたいなものが主軸になるよりは、ぜひいろんな角度から、こういう概念からちょっと物を見たり、判断したり、こういう形で挑戦をしたりしていただければ、少しまた違ってくるのかも期待はしていますので、よろ

しくお願いいたします。

続いて、市内業者の育成についてなんですが、これはちょっと4番のフードロスとも一部関わってしまいますので、その辺はお許しいただきたいと思うんですが、やはり市の施設を、先ほど7階の有効利用もありました。市長が言われているように、もっと生かして、もっと市として使えるものとか、提供したりして収益を上げられるものとか、それは当然市民に還元されることになるわけですから、例えば7階の利用の仕方もそうだし、第2庁舎のフリースペースのところ——フリースペースとは言わないですね。空いているところで物販をさせてあげて、それは庁舎の職員の昼のお弁当にもつながったり、その地域の方にも食事の提供ができる。あの周りにコンビニがないですね。そういう状況の中でいろんな形で、それは単なる出店をどこどこのお店に頼むのではなくて、地域の商店会やそういうNPOがそこをまとめてくれた段階が、これは経済部も協力しなきゃいけないですけど、そういうところに市がどんどん積極的に場所を提供してくれる。これがまず前提なわけですね。それを答えていただければ、その先をやってもらうのは、経済部がぜひ応援しなきゃいけないというふうにつながりたいわけですが、その施設をいろんな形で提供することに対して財政部の意見をお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 先ほどこの第1庁舎の7階につきましてもお話を申し上げました。また、第2庁舎に関しましては、御指摘のとおり周囲にコンビニエンスストア、あるいは飲食店がないという現状もございます。ですので、我々はルールというものが1つございますので、そういったものにのっとった形ということにはなりますが、やはり来庁者の方、あるいは市民の方、そして、加えてまた市内の事業者の方の少しでも支援になる形で考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 いろいろ考えてほしいと思います。本当にコロナ禍のときに飲食店さんが一生懸命弁当を売って売上げをつくろうとしているときに、やはり市が何ができるんだという考え方をしたときに、駅前の十字路の談話室の道路で売れというんでなくて、あそこの手前にはタクシースペースがありますね。あそこで売らせてもらえないかと提案したときに全然認めてもらえず、市役所の第1庁舎の角のちょうどミニポケットパークみたいなところで、ここでもちょっとテントで売る、それから7階のところでお弁当を売って、そういう形で来てもらったらどうだろうか。ことごとく却下されまして、全然前に進むことができませんでした。それはどうしてかという、地元のお弁当とかそういう形に市は協力ができている。何も市が経営しろということではなくて、やっぱりそういう場所を市としての資産を有効利用したり、そこから先は民間が動いていけばいい話であって、ただ、その間に、それでいて突然後ろにキッチンカーが到達して、キッチンカーが食事を販売している。これも何かちぐはぐな施策であるというふうに感じています。今後ぜひそういう形で貸出しをしていただくことでお願いしたいと思います。

それでは、経済部に移りますが、そういう形をコーディネートしたり、そういう形で取りまとめたり、そういう相談というか、いろんな形でマッチングすることに対して、経済部の意見を聞きます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

新たにマッチング等につきましては、市内業者育成の観点からも、多くの方にお話やアイデアを伺い、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。それで、今ちょっと戻るんですけど、ひょう被害のところでも1問だけお願いします。ひょう被害が、先ほど見舞金を出すとかいろいろな形で支援したいと。そこが先ほど言ったような公共の施設、今言ったように談話室のところでも売ったり、第2庁舎のところでも売ったり、第1庁舎の7階でも販売したり、いろいろな形で市の施設で、そういう場所を使って、梨の傷があるけど味は大丈夫なものをぜひなるべく、要するにマイナスの少ない形で売っていきこう、そういう形でも利用できると思っています。そういうのは、やはりJAの方とかいろいろ農家の方たちを取りまとめている経済部が主体となって、そういう方にぜひ応援をして、本当に見舞金だけではなくて、もし経営環境が非常に厳しくなったら、そういう支援は、要するに経営安定にどうしたらいいか、こういうところも含めて検討するようにしてほしいと思います。これについてはどうでしょうか。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

今後の農家の経営安定に向けた施策としましては、現在でも施設園芸支援事業など都市農業振興の支援事業は様々なものを行っております。これに加えまして、今回、降ひょうによる被害を受けた方に対しましては、被害の軽減を図るための多目的防災網の設置に係る費用などの一部を補助する事業を行っておりますので、それらについて周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。

最後の質問なんですけれども、やはり市民の方とか市民の商売をしていらっしゃる方、そういう方たちは、例えばいろんな層があって、何でも分かる、ある程度理解できる方と、ちょっと高齢で営業しているお店とか、時代に対応できなかつたり、よく分からない人たちも多分いらっしゃると思っています。そうすると、来年から始まるインボイス制度とか、例えば経営相談とか、今のコロナの例の経営安定資金とか、いろいろなそういう相談が本当に、もちろん市役所にかけて、まずどこにかけていいか分からない。経営何とかとか、経済何とかか商工何とか、それさえが分からない人がいっぱいいると理解しています。そういう方たちのために、例えば1本の回線を何とか相談だけに、もうよろず相談じゃないんですけども、そういう経営とか何でもそれに関して、この番号にかければ取りあえず入り口にはなる。そこから先、振り分けるのは皆さんたちの仕事だとして、そういう形の特定の相談窓口というか、1本の回線でもいいんですけど、そういう形をつくっていくことはできないかお聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 議員がおっしゃられましたことに関しましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。やはり大きく会社をやられたり商店をやられている方と、本当に小さくても一生懸命やっていたらいらっしゃる方がどう相談していいか分からない。インボイスって何だから始まる場所もあつたり、そういう方は対象になるかならないかという議論から、まずいろんな新しい社会情勢についていけない方もやっぱりいらっしゃるのを、簡単に相談ができるようなことを進めていただければありがたいと思います。

以上をもって創生市川の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上で創生市川の代表質問を終わります。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時54分散会

第 3 日

令和 4 年 6 月 21 日 (火曜日)

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月21日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
- 第2 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について
- 第3 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第4 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第6 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第9号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第10号 市道路線の認定について
- 第11 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 第18 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 第19 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 第20 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 第21 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 第22 報告第12号 専決処分の報告について
- 第23 報告第13号 専決処分の報告について
- 第24 報告第14号 専決処分の報告について
- 第25 報告第15号 専決処分の報告について
- 第26 報告第16号 専決処分の報告について
- 第27 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 第28 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 第29 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

（代表質問） 緑 風 会 石原みさ子議員、青山ひろかず議員
無 所 属 の 会 越川雅史議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について

- 日程第3 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第9号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 市道路線の認定について
- 日程第11 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第18 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第19 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 日程第20 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第21 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第22 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第28 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第29 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

（代表質問） 緑 風 会 石原みさ子議員、青山ひろかず議員
無 所 属 の 会 越川雅史議員

出席議員 41 名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人

つ	か	こ	し	た	か	の	り
鈴			木	雅			斗
国			松	ひ	ろ		き
石			原	た	か	ゆ	き
清			水	み	な		子
廣			田	徳			子
増			田	好			秀
中			町	け			い
久	保		川	隆			志
浅			野	さ			ち
中			村	よ	し		お
細			田	伸			一
石			原	み	さ		子
青			山	ひ	ろ	か	ず
大	久		保	た	か		し
小			泉	文			人
高			坂				進
金			子	貞			作
秋			本	の	り		子
か	つ	ま	た	竜			大
西			村				敦
宮			本				均
中			山	幸			紀
松			永	鉄			兵
石			原	よ	し	の	り
加			藤	武			央
稻			葉	健			二
越			川	雅			史
大			場				諭
堀			越				優
か	い		づ				勉
松			井				努
竹			内	清			海
松			永	修			巳
岩			井	清			郎

欠 席 議 員

1 名

荒 木 詩 郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市長	大	津	政雄
代表	監査委員	菅	原	卓雄
教	育長	田	中	庸惠
危	機管理監	水	野	雅雄
広	報室長	麻	生	文喜
総	務部長	植	草	耕一
中核市	準備担当理事	鹿	倉	信一
企	画部長	小	沢	俊也
財	政部長	稲	葉	清孝
情	報政策部長	佐	藤	敏和
文	化スポーツ部長	森	田	敏裕
市	民部長	小	泉	貞之
経	済部長	小	塚	眞康
観	光部長	関		武彦
福	祉部長	立	場	久美子
こ	ども政策部長	秋	本	賢一
保	健部長	二	宮	賢司
環	境部長	根	本	泰雄
街	づくり部長	川	島	俊介
道	路交通部長	藤	田	泰博
水	と緑の部長	高	久	利明
行	徳支所長	菊	田	滋也
消	防局長	本	住	
選	挙管理委員会	小	林	茂雄
事	務局長	藤	城	久保
農	業委員会事務局	板	垣	道佳
会	計管理者	小	倉	貴志
教	育次長	永	田	
生	涯学習部長	藤	井	義治
学	校教育部長			康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務局長	松	丸	多	一
事	務局次長	六	郷	真	紀子
	(議事担当)				
主	幹	米	津	孝	成
副	主幹	金	子	貴	一

主 主 主	任 任	書 書	查 記 記	尾 北 高	本 川 柳	陽 陽	悠 介 一
-------------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------

(調査担当)

主 主 主 主 書	任 任	書 書	幹 查 查 記 記	上 前 岡 荒 福	原 田 澤 木 井	英 智 寿	高 悠 康 貴 明
-----------------------	--------	--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてから日程第29報告第19号公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

質問者、緑風会、石原みさ子議員。

〔石原みさ子議員登壇〕

○石原みさ子議員 おはようございます。緑風会の石原みさ子でございます。会派を代表しまして代表質問を行います。補足質問者は青山ひろかず議員です。

まず、質問の冒頭、本日初めて質問させていただくことになりました田中甲市長へエールを送りたいと思います。市長におかれましては、所信表明にございましたお言葉のとおり、市長として清く明るく、そして真摯に市民の幸せを願って市川のために全力で働いてほしいと御期待申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をまいります。

まず、市長所信表明より4点お伺いいたします。

1として、「子育て世代の定住促進を図ります」についてです。この質問は、市川市が成長、発展し続けていくために大変重要であると考えます。なぜなら、市の成長を止めないためには人口を減らしてはいけないと思うからです。本市は都心の郊外に位置し、利便性がよく、生活環境は空気のきれいさ、物価の安さなど都内よりも暮らしやすく、大学生や新社会人など一人暮らしを始められる若年層が多いという特徴があります。その一方で、結婚し、子どもが生まれ、家を購入しようというタイミングで近隣市へ転出してしまいう子育て世代の方が多いという現状があります。なぜ引越したのか尋ねると、市川は好きだったんだけどマイホームは高くても無理だった、土地が高くて仕方なく転居したという声を随分聞きます。30代、40代の方々が市川で子育てをし住み続けてもらうために、どのように定住促進を図っていくのかお伺いします。

令和元年まで実施しておりました同居、近居支援による効果と今後の課題についても併せてお答えください。

次に、「地域猫活動への支援を強化」についてお尋ねします。令和3年6月定例会一般質問において、緑風会所属の荒木詩郎議員が、飼い主のいない猫を減らすための方法として次のような提案をいたしました。「私は、一気に総がかりで繁殖を抑え込むという必要があると思っています。例えば、野良猫ゼロ作戦3か年計画とでも銘打って、3年間の間に市川市が部局を超えて、市民やボランティア団体、そして自治会にも強く働きかけて、総がかりでこの問題解決の実現を目指すという姿勢を示すことが必要」です。この提案、要望に対しての検討はどうなっているのでしょうか。野良猫を生まない、トラブルを減らすための解決策について見解をお伺いします。

次は、「学校給食費の無償化」についてですが、通告内容は先順位者への昨日の御答弁で理解いたしました。2019年国民生活基礎調査によれば、我が国の子どもの貧困率は13.5%で、18歳以下の約7人に1人が相対的貧困の状態にあるということです。安全な食によって、日本の宝である子どもたちの健やかな成長を支えることができると考えます。早期実現に向けて、関係者の皆さんの御尽力をお願いいたします。

4番目の質問は、「子ども食堂の支援」についてです。概要、目的、対象者、スケジュールについて御説明く

ださい。また、今回補正で300万円が計上されていますが、その内訳や補助額の上限などもお答えください。

次に、本市男性職員の育児参加について、男女共同参画の視点からお伺いします。市長の所信表明の中にも男性の育児参加の推進について述べられていました。現況と課題についてお答えください。

次の大項目は、福祉行政についてです。

私は4月、船橋市の保健所内にごさいます船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーとを視察いたしました。その際に様々お聞きした取組の中で、船橋市ひまわりネットワークに大変関心を持ちました。

そこで質問いたします。市川市では救急医療情報キットと呼びますが、このキットの活用状況と課題について伺います。

次の質問は、道路行政についてです。市内の都市計画道路の見直しと整備計画について伺います。

令和2年9月定例会での御答弁で、見直しを行い、整備の優先順位についても検討していくとのことでした。基本的な考え方と詳細についてお伺いします。

次に、斎場再整備について質問いたします。

建設から40年以上がたち老朽化しており、早期の建て替えが望まれます。基本計画の概要と進捗について御説明ください。

最後の大項目は、行徳地域のまちづくりについてです。3点お尋ねいたします。

1点目として、南消防署の建て替えについてお伺いします。現在の消防、救急の活動状況及び建て替える際に備える南消防署の機能と考えられる効果について御説明ください。

2点目として、地域コミュニティゾーンについてお伺いします。今春開設されました保育園、児童発達支援センターの利用状況及び子ども施設の建築に向けた進捗状況、活用についてお答えください。また、隣接する公園でプレオープンした少年野球場の整備状況と今後の予定、そして公園施設の進捗と活用、オープンの予定時期などについても御説明ください。

3点目として、コミュニティバス、わくわくバスについてお伺いします。南部ルートの実況と課題についてお尋ねします。

以上を1回目の質問とし、御答弁の後、再質問いたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 石原みさ子議員による緑風会の代表質問にお答えします。

初めに、子育て世代の定住促進についてです。

これまでの本市の人口は、全国的な人口減少が進む中でも増加し続けていました。主に20代前半の若い世代が本市を選んでくれていることは大変喜ばしいことですが、一方で、およそ30代から40代の世代は子どもとともに転出してしまいう傾向が顕著であり、このことは本市の大きな課題の一つであると考えています。子育て家庭への支援については、長年にわたる課題であった保育園の待機児童の解消など一定の成果はあったと認識をしています。しかしながら、このような子育て世代の流出傾向を踏まれば、まだまだ十分ではなく、道半ばであることも事実であります。子どもたちの未来は市川市の未来です。市川市なら安心して子育てができると感じていただけるまちづくりを進めることは、最も重要な施策の一つであると認識をしております。子育て世代の定住の促進には、子育てがしやすい環境はもとより、様々な要素が深く絡み合っており、所信表明でもお示ししている7つの基本政策を中心とした重層的、多面的な取組により、本市に暮らす全ての子どもたちがすくすくと健やかに成長できる環境を整え、子育て世代の方へいつまでも住み続けていただけるようなまちづくりを進めてまい

りたいと思っております。

次に、都市計画道路の見直しと整備計画についてですが、私からは、まちづくりを進める上での都市計画道路に対する基本的な考え方をお答えさせていただきます。

都市計画道路は、町の活力や日常の生活を支え、まさに市の骨格と言える重要なインフラです。外郭環状道路の開通に伴って都市計画道路の整備も進められ、市民生活の利便性が向上しました。特に、重要な都市計画道路の整備はこれまでも計画的に進めてまいりましたが、様々な社会的状況の変化が生じております。真に必要な道路を迅速に整備するためには、市民の利便性や安全性といった暮らしに直結する様々な視点を考慮し、優先度を判断する必要があります。道路は私たちの生活の基盤であり、魅力あるまちづくりには不可欠であることから、今後もスピード感を持ってめり張りのある道路整備を進めてまいります。詳細につきましては道路交通部長より御答弁をさせていただきます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは市長所信表明よりの(1)と(4)及び行徳のまちづくりについての(2)のうち、保育園、児童発達支援センターをはじめとする子ども施設の現況についてお答えをいたします。

初めに、市長所信表明の(1)子育て世代の定住促進、ア、同居、近居支援による効果についてであります。平成28年度から令和元年度まで実施しておりました子育て世帯同居・近居スタート応援補助金は、子育て世帯の定住促進や親族による子育て支援の推進などを目的として、子育て世帯とその祖父母世帯が同居または近居を開始するため住宅の購入等をする場合、その費用の一部を助成するものでございました。実施した4年間で補助金を交付した合計件数は、同居が128件、近居が102件になっております。この補助金を交付された世帯へのアンケートによれば、子育て世帯が住宅を所有した例が約9割を占めており、子育て世帯が定住し、その転出を抑制する効果があったと考えております。

続きまして、イ、今後の課題についてであります。この同居、近居の補助金は、市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和元年度までであったことに伴い終了をいたしました。その後の定住促進を図る施策といたしましては、待機児童対策をはじめとする子育て支援の充実を推進してきたところでございます。しかしながら、子育て世代の転出が多い現状に対して、持ち家の取得が定住促進に直接的な効果をもたらすことから、今後、子育て世帯の住宅取得に何らかの優遇措置を講ずることが可能かを検討してまいります。

次に、(4)子ども食堂の支援についてであります。子ども食堂の支援として補正予算に計上いたしました子どもの居場所づくり支援事業補助金は、市内で食事とともに学習や遊びの場を提供する子ども食堂を運営する団体に対し、その運営経費の一部を補助するものでございます。その目的といたしましては、地域の多様な人々と子どもの交流の場を創出するとともに、支援が必要な子どもを把握し、相談機関につなげる地域の見守り体制を強化するものであります。補助金の対象は、市内で子ども食堂を実施する団体とし、要件として月1回程度の継続的な開催ができることや、地域に開かれた運営がされることなどを予定しております。補助金の額といたしましては、開催1回につき1万円程度の運営助成を想定しているほか、備品の購入や食品衛生に関する講習会の受講費用を含めて、1団体当たりの上限額は1年度につき42万円ほどになると見込んでおります。今後のスケジュールといたしましては、補正予算をお認めいただけましたら、速やかに補助金交付要綱を制定し、夏頃を目途に申請受付を開始したいと考えております。

最後に、行徳のまちづくり、(2)コミュニティゾーンのうち、保育園、児童発達支援センター、子ども施設の現況についてお答えをいたします。保育園と児童発達支援センターは、令和4年4月1日にオープンいたしました。本年6月1日現在の保育園は、90名の定員に対しまして44名の児童が入園しております。児童発達支援セン

ターにつきましては、40名の定員に対して32名の児童が在籍しております。また、子ども施設は、令和3年度に開始した基本設計が間もなく完了し、施設が持つ機能を盛り込んだ平面図や完成イメージができ上がるところでございます。今後は、実際の工事にかかるための施工図を作成する実施設計を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは、市長所信表明のうち、地域猫活動への支援を強化についてお答えいたします。

本市は、飼い主のいない猫を減らすために令和元年度から継続的に地域猫活動団体との意見交換を行ってまいりました。令和3年6月定例会で御要望をいただいた後、ボランティア団体等と協働するための取組として、昨年12月に市内部の部局の垣根を越え、関係部署と行徳地区のボランティア団体との協議を行いました。ボランティア団体からは、自治会への啓発活動や不妊手術費の助成など、飼い主のいない猫を減らすための方策について多方面にわたる意見が出され、それぞれの対応について関係する部署が検討を行ってまいりました。このうち、猫の不妊手術の助成につきましては、今定例会において新たに個人の活動家を補助対象とするための補正予算を計上させていただいているところでございます。飼い主のいない猫を減らすための短期集中的な取組につきましては、引き続きボランティア団体等との意見交換を重ね、さらに効果的な手法となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは本市男性職員の育児参加についてお答えをいたします。

本市男性職員の育児参加制度といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づくものとして、1つ目として、子が3歳に達するまで取得することができる育児休業、2つ目として、子が小学校に就学する前まで2時間の範囲内で30分を単位として取得することができる部分休業、3つ目として、子が小学校に就学する前までについて、1週間当たりの勤務時間を週5日で1日当たり3時間55分を勤務する場合や、週5日で1日当たり4時間55分を勤務する場合などの複数の勤務形態から選択することができる、勤務時間を短縮することができる育児短時間勤務の制度がございます。また、特別休暇といたしまして、配偶者の出産時の付添い等に利用することができる配偶者の出産に係る休暇と、配偶者の出産時に小学校就学前の子等を養育するために利用することができる男性の育児参加休暇がございます。

これらの育児参加制度のうち、令和3年度の育児休業の取得率は、女性職員が100%でありましたのに対し、男性職員は約29.3%となっております。これは全国の自治体の令和2年度の平均取得率13.2%を上回ってはいるものの、国の第5次男女共同参画基本計画における令和7年度の目標である30%には僅かに達していない状況であります。なお、男性職員の育児休業の取得率は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の取組により、令和元年度は約15.4%でありましたものが、令和2年度は約18.2%に、令和3年度は、先ほど申し上げました約29.3%に上昇しております。

ただいま申し上げましたとおり、男性職員の育児休業取得率は着実に増加をしておりますが、女性職員と比べ、まだまだ低い水準にあり、休業期間も短い傾向にございます。今後も引き続き妊娠や出産を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知や育児休業を取得する意向の確認など、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することにより、男性職員の育児参加の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは福祉行政についての救急医療情報キットについてお答えいたします。

救急医療情報キットとは、在宅医療を受けている方などが救急搬送を要請した際、意識のない状況でも御本人の医療情報や緊急連絡先などを伝えることのできるよう準備しておくツールとなっております。キットは、まず、専用の透明な円柱の容器に本人の医療情報などを記載した書類、具体的には、かかりつけ医や緊急連絡先、持病など、御本人の情報を記載しておく救急医療情報シート、服用している薬や効能などが記載されている薬剤情報提供書、終末期を迎えたときの医療の選択について事前に意思表示しておくための私のリビングウィルを入れ、自宅の冷蔵庫に保管していただきます。また、救急隊にキットの存在を発見してもらいやすくするため、キット利用者であることを伝えるステッカーを玄関及び冷蔵庫に貼っておき、救急隊が迅速に対応できるようにしております。

キットの中に入れる救急医療情報シートや薬剤情報提供書は、ケアマネジャーや訪問看護師により定期的に見直しを行い、掲載内容に変更のあった場合は更新をしていただくなど、常に最新の情報を保管いただけるようにしております。キットの配付対象者は、在宅医療を受けている方、一人暮らしの方、同居家族の障がいや疾病などで救急時の対応に不安を抱える方などとなります。令和元年10月より、居宅介護事業所、訪問看護ステーション、高齢者サポートセンターにキットを配付し、対象となる方には訪問看護師、ケアマネジャー、高齢者サポートセンター職員などからキットの内容や使用方法について説明を行った上で、利用を希望される場合は申請をしていただき、御利用をいただいております。このキットを活用することで、救急隊は御本人の状況を早期に確認することとなり、迅速な救急活動を行えるだけでなく、搬送先となる医療機関へも的確な情報を伝えられます。そのほかにも、かかりつけ医や訪問看護師、ケアマネジャーなど、在宅医療・介護を支える関係機関との連絡調整をスムーズに行うものとなっております。キットの利用実績は、令和4年3月31日時点で事業所に1,125セットを配付しており、うち利用者数は206名となっております。また、救急隊員が実際に救急搬送する際にキットを活用した件数は、令和2年は4件、令和3年は1件となっております。

次に、課題でございます。キットの活用状況を把握するため、令和4年3月にキットを配付している居宅介護事業所、訪問看護ステーション、高齢者サポートセンターに対しアンケート調査を実施いたしました。このアンケートでは、一人暮らしの方の救急搬送時にとても役立っている、対象者のいた際には活用を進めていきたいという回答のある一方、キットは知っているが活用していないという回答もありました。その理由を伺ったところ、キット対象者の認識を誤っていた、市公式ウェブサイトにはキットに関する情報がないため対象となる方や家族に知られておらず、利用を勧めても理解を得られないといった御意見や、キットの中に入れておく薬剤情報提供書などを定期的にチェックし最新の情報にしておくことが難しいなどの御意見をいただき、キットの周知や管理方法に関しての課題を認識したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは道路行政についての都市計画道路の見直し及び整備計画の詳細についてと、行徳地域のまちづくりについての(3)コミュニティバス、わくわくバスの御質問にお答えいたします。

初めに、都市計画道路についてです。本市の都市計画道路は、現在42路線、延長約120kmが都市計画決定されており、整備済延長は約60%となっております。また、未整備である約40%の中には未整備の区間がある路線が21路線あり、都市計画決定から20年以上の長期にわたり、全線未整備の路線が6路線ございます。このような未整備区間を有する都市計画道路につきましては、社会情勢等の変化により整備の必要性に変化が生じていることから、都市計画道路の見直しと併せて、今後の整備に向けて優先順位などを定める整備計画を策定することとしたものです。見直しにつきましては、外環道路などの開通により市内の交通状況が大きく変化することが見込まれたことなどから、開通後の状況も加味するため、令和2年から3年の2か年で千葉県都市計画道路見直しガイ

ドラインに基づき検討を実施してまいりました。見直しに当たりましては、必要性等の評価、路線を廃止した場合の影響を評価し、都市計画道路3・4・22号二俣二俣新町線と、都市計画道路3・6・30号市川菅野線の2路線の一部区間を廃止候補としました。なお、この廃止候補案につきましては、令和3年11月から12月にかけてウェブ説明会とパブリックコメントを実施し、方針案の変更につながる意見がなかったことから、本年2月に廃止案として決定したところです。今年度におきましては、この2区間の廃止について都市計画変更を行う手続を開始し、5月に都市計画審議会に報告してまいりました。

また、今後の予定としましては、12月頃に都市計画道路の変更案の縦覧などを行った後、都市計画審議会への付議を進め、今年度内の変更決定に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路整備計画についてでございますが、現在取りまとめを行っており、今後パブリックコメントを実施し、本年9月頃に計画を策定する予定としております。整備計画の対象路線につきましては、未整備の区間がある21路線から、今後整備完了が見込まれる4路線、都市計画道路の見直しにより未整備区間を廃止とする2路線を除いた15路線を対象としております。路線の評価につきましては、都市計画道路の整備効果を勘案し、都市構造上の位置づけ、防災機能、交通要因等を軸として評価指標を設定し、それぞれ駅や商業地域等へのアクセス機能の有無、災害避難路や緊急輸送道路等の指定の有無、通学路やバス路線に該当するかなどから評価を行うものとししました。このほか、将来交通量の推計を基に、混雑が予想される路線や費用便益比等による評価も行っております。

優先整備路線の選定につきましては現在作業を進めているところでございますが、本市が整備を進めていく路線と千葉県が整備を進めていくものとした路線に分け、本市が整備を進めていく路線につきましては、原則として優先順位の高い路線から整備を推進してまいります。また、千葉県が整備を進めていくものとした路線につきましては、整備中の路線については早期完成を、未着手の路線については早期の事業化を要望してまいります。

続きまして、行徳地域のまちづくりについての(3)コミュニティバス、わくわくバスについてお答えします。

初めに、わくわくバスと呼ばれる南部ルートは、東京ベイ医療センターから現代産業科学館、メディアパークを往復するルートであります。この南部ルートの現況でございますが、利用者数の推移は、令和元年度が約33万2000人、2年度はコロナ禍の影響により約24万人に減少しましたが、3年度は約28万7,000人に持ち直したところです。3年度の採算率でございますが約45%で、市川市コミュニティバス運行指針における運行継続基準の採算率40%を上回る結果となっております。また、昨年10月に利用者の利用実態を調査したところ、妙典駅、行徳駅、南行徳駅の駅のバス停や、駅以外では現代産業科学館及び東京ベイ医療センターなどの利用が多い状況でありました。利用目的としましては、平日は通勤通学等が多く、次いで買物となっており、休日については買物が多い傾向となっております。

このように、多くの方々がそれぞれの目的に沿った利用をされているところですが、その一方で南部ルートの課題としましては、運行計画面において運行距離、運行時間が長いため渋滞の影響を受けやすいことや、柔軟なダイヤの作成が難しい点が挙げられます。また、社会情勢的な面からは、北東部ルートのコミュニティバスを含め共通する課題として、燃料油脂費の高騰により経費が増大することや、新型コロナウイルス感染症の影響から利用者離れが進むことなども挙げられます。

このような課題への対応と、より安定した事業運営を図るため、現在はルート変更などの運行計画の見直しに着手しているところです。この見直しの中では、9月いっぱいでも実証実験を終了する方針としているあいねすと循環ルートも含めた見直しを行うものとし、行徳地域全体で利用の多い施設、例えば、病院等を多く通るルート案なども検討しているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは斎場再整備についてお答えいたします。

斎場は、昭和55年の開設から40年以上が経過し建物や設備の老朽化が進行していること、また、バリアフリーが不十分であることにより不都合が生じています。今後、本市においては高齢者人口が増加し、それにより死亡者数も増加すると想定されているところから、現在の火葬設備では能力が不足することが見込まれています。そこで、令和2年3月に市川市斎場再整備基本方針を定め、バリアフリーや環境への配慮、災害時への対応など5項目の基本方針を定めるとともに、再整備後の運営方法として指定管理者制度の導入が望ましいとしたところです。この基本方針に基づき、斎場再整備基本計画案を策定しております。この計画案では、建物の配置は現在と同様に敷地の東側に配置することとなっております。設備としては、火葬炉数を現在より2基増やし12基とし、最後のお別れの場である告別室を6室、火葬中に家族が利用する待合室を12室設置するもので、建物面積は約6,900㎡を予定しています。また、エレベーターを整備するなどバリアフリーを前提とした設備としています。

進捗状況につきましては、令和4年2月19日から3月22日まで基本計画案のパブリックコメントを実施し、現在は、地域の自治会長をはじめ近隣住民や地権者などに対し個別に説明しているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 私からは行徳地域のまちづくりについてから、(1)の南消防署の建て替えについての御質問にお答えします。

初めに、昨日20日までの消防救急の出動状況につきましては、火災件数が38件で、昨年と比較し1件の増、救急件数が1万1,804件で1,634件の増、救助件数が208件で26件の増と、いずれも前年と比較して増加傾向となっております。そのうち行徳地域の出動割合は市全体の約3割を占めており、引き続き高い水準が続いていることから、行徳地域の特性を踏まえると消防体制を強化することが消防局の重要課題となっております。これらの課題を解決するため、老朽化した南消防署の建て替えに合わせ、拠点機能と防災機能を兼ね備えた南部地区消防防災施設整備事業として計画を進めることについて、本年1月に庁内合意を得たところであります。

次に、新たな南消防署の機能としましては、従来の消防署機能のほか、行徳地域の災害発生状況や災害発生リスクなどを踏まえた消防防災拠点施設としての機能を備えることとしております。また、その効果としましては、南消防署の建て替えや出張所を新設することにより、行徳地域における警備体制がさらに強化され災害対応能力が向上するなど、地域住民の安全、安心につながるのと同時に、ひいては本市全体の消防力の強化が図られるものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは行徳地域のまちづくりについての(2)地域コミュニティゾーンについての少年野球場をはじめとする公園施設の現状についてお答えいたします。

初めに、少年野球場の整備状況と今後の整備予定についてでございます。少年野球場につきましては、昨年6月から工事に着手し、これまでに内外野グラウンド、防球ネット、ダッグアウト、本部席、観覧席が完成し、令和4年4月にプレオープンいたしました。今後は、照明設備や電光式のスコアボード、芝生スタンドの整備を進め、令和4年10月の完成を目指してまいります。

次に、少年野球場以外の公園施設の工事進捗状況と完成予定時期についてでございます。公園には、外周を散策することができる調整池や、四季折々の変化が楽しめる落葉樹の並木、そのほかに園路、芝生広場、約40台駐

車できる駐車場、プレーパーク、遊具広場、カフェを併設した管理棟、バーベキューのできるウッドデッキ等を整備する計画であり、現在は管理棟とウッドデッキを除く施設につきまして工事を進めており、これらは令和4年11月の完成を予定しております。なお、芝生広場につきましては、工事完成後、芝生の養生期間が必要なため、令和5年8月頃まで立ち入りを禁止し、生育状況を確認した上で開放することとなります。また、カフェを併設した管理棟とバーベキューデッキにつきましては、今月末に工事の入札を予定しており、令和5年5月のオープンを目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁それぞれお伺いいたしました。では、ここからは再質問いたします。一問一答で行います。

まず初めに、子育て世代の定住促進について。先ほどの部長の御答弁で、4年間の交付実績は同居が128件、近居102件、転出を抑制する効果があったと考えているという御答弁がございました。効果があったにもかかわらず、どうして令和元年度でやめてしまったのでしょうか。今後の方向性についてお伺いします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子育て世帯同居・近居スタート応援補助金は、対象となった世帯には一定の効果が見られましたが、一方で、対象が限定的であることなどの課題も見られたため、計画期間に合わせて一旦終了したものでございます。しかしながら、子育て世代の定住促進が本市の大きな課題であることに変わりがないことから、今後も有効な施策について様々な角度から検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 ぜひ、この政策は先ほども申し上げましたように非常に市川市にとって重要な課題であると思うんですね。市長も先ほど御答弁いただきましたけれども、いかに若い子育て世代の方が市川にとどまって子育てをしながら定住していくかということが今後の市川市の人口増加につながるわけなんです。今現在微増の状態ですけれども、その30代、40代の方々、その層の人たちが定住していけば、もっともっと人口は増えていくと思うんですね。ぜひスピード感を持って、この定住促進について次の手を打っていただきたい、そのように要望いたします。

では、次の質問に移ります。地域猫活動への支援についてです。地域猫活動の支援についてお伺いしました。部局の垣根を越えて協議しているということ、1年前よりも今、一歩進んだんだなということを理解いたしました。では、市として短期集中的に取り組むという姿勢についてはいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現在は、地域猫活動の取組を着実に進めている段階であります。短期集中的な取組の実施につきましては、市民やボランティア団体、自治会の声を聞きながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁を伺いました。今はまだ自治会の方やボランティア団体の皆さんとの協議の段階で、短期集中的に取り組むスタートは切っていないと理解しました。やはり荒木議員も昨年お話しされていますけれ

ども、やはりちょびちょびと、だらだらとやってもなかなか効果は上がらないと思うんですね。ですので、地域猫活動への支援というのは、これはいかに飼い主のいない猫をなくすかということですので、その目的のために今まで以上に検討していただいて、効果的な方法をぜひ探ってそれに着手していただきたい、そのように強く要望いたします。

では、次に移ります。子ども食堂の支援についてです。子ども食堂の支援、御答弁を伺いました。要件としては、月1回程度の継続的な運営ができていて、また開催1回につき1万円程度の運営助成を想定している、また備品の購入、食品衛生に関する講習会の受講費も含む、そして1団体当たりの1年度の上限額は42万円ぐらいだという御答弁でございました。夏頃を目途に申請受付を始めたいということだったんですけども、この子ども食堂の支援について、私自身2つ懸念がございます。

1つは、市川市の場合、ネットワークに加入している団体が8団体ぐらいございますが、実際ネットワークに入っていない団体もたくさんあるんですね。果たして全ての子ども食堂を市は把握しているのかどうか、把握しているのでしたらいいんですが、把握していない場合、その情報が漏れてしまうのではないかとのおそれがあります。審査、申請に関しては、ネットワークにするのではなく個々の団体ごとの申請というふうに理解しましたので、そこはネットワークに入っている、入っていないで差はつかないというふうに思いますけれども、ぜひ十分な周知を行っていただきたいというふうに思います。

もう一つの懸念について再質問いたします。今回のこのシステムが、本当に食事の提供が必要な貧困家庭の子どもにつながるシステムになるのかどうかという点です。私も何箇所かこれまで視察をしてまいりましたが、子ども食堂という名前でも中身はそれぞれ本当に多岐にわたります。貧困の家庭の子どもが1人もいないという団体もございましたし、そういう団体の場合は食を提供しながらのコミュニケーションづくりということを重点にしているんだと思うんですけども、ただ実際、本当はそういった本来対象になるべき子どもたちに来てほしいんですけども、そこがなかなか課題だという団体もございました。

今回の市川市の取組が、真に必要な子どもたちを救うシステムになっていくのかお伺いします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子ども食堂は、食事を通して多くの人々が交流できる子どもの居場所づくりとしても重要であります。困窮家庭の子どもに限らず地域の子どものたちも広く対象とすることで、支援を必要とする子どもたちも気兼ねなく訪れることができる場所となり、貧困対策としての機能を持つものと考えております。さらに、食事を通じた支援の手が届くよう、補助要件に食事以外にも学習支援、遊び場の提供や生活指導等を実施し、子どもの状況把握を行うことなどを加え、支援が必要な子どもを早期に把握し、適切に支援機関につなぐことができるシステムとなるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。私が想像していたよりも間口がちょっと広いようでございます。対象者は、困窮家庭の子どもに限らず地域の子どものたちを広く対象とするということでございましたので、その辺の考え方は分かりました。今回、子ども食堂の支援ということですが、実際子ども食堂という名前じゃない団体もございますし、子ども食堂という内容的には子どもを救うというものなんですけれども名称が違っている団体も見受けられますので、その辺は臨機応変に対応していただきたいと思います。

また、要望ですが、せっかく市が支援するのであれば、ぜひ、何か食べるもの、お弁当を配って終わりということではなくて、先ほど御答弁にもございましたけれども、遊び場の提供とか学習の提供とかを考えているとい

うことだったのですが、その相談体制につなげるというよりも、相談体制をその子ども食堂の団体が持つというような取組ができると一歩進むんじゃないかと思うんです。その集まっている方々の中には相談したい方が必ずいると思うんですね。ですので、例えば保健師による子育て相談ですとか、介護福祉士による介護の相談ですとか、若年層の今仕事を探している、そういう若者に対する就職相談、そういった相談ができるような子ども食堂に成長して行ってほしいと願っています。

本市としましては、ただお金を助成するというだけではなくて、そういった支援の内容に関しても少し協力して支援して差し上げて、その子ども食堂に行けば食だけではなくて就職の相談もできたとか、子育てでいろいろしていたけれどもちょっと気持ちが軽くなったというようなひとり親のお母様がいてもいいと思うんですね。そういう視点での支援というのもぜひ頭に置いてやっていていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。次は、本市男性職員の育児参加について、現況と課題についてお伺いしました。女性職員の場合100%取っていますが、男性職員は29%、逆に言うと男性職員の70%の方が育児休業を取得できていないということだと思うんですね。国の指針では、令和7年に30%以上ですからそれは超えるだろうと思われるんですけども、市川市の場合、具体的にどのような取組をして男性職員の育児参加を促進しているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

まず、男性職員の育児参加を促進するために実施しております具体的な取組につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の取組といたしまして、パンフレットによる出産、育児に関する制度の周知や、管理職と、妊娠、出産等を申出た職員との育児休業の取得意向などを確認するシートを使用しての面談などを実施しております。このほか、男性職員に対しましてはイクメン応援リーフレットにより男性職員の育児参加を推奨しているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。本市の男性職員の70%が育児休業を取得できていないのですが、その要因というのはどういうことなんでしょうか、お答えください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市の男性職員の、ただいまお話がございましたように約70%が育児休業を取得できていない、その要因でございますが、次年度以後の行動計画の策定に向けて、仕事と生活の両立に関する意識や実態を把握するため、令和4年3月に全職員を対象にアンケート調査を実施し、その中で、子どもが生まれたときに育児休業を取得しなかった理由を尋ねましたところ、配偶者等が育児に専念できるため必要性を感じなかった、また、職場に迷惑をかけるため、あるいは業務が繁忙であったためなどの回答が上位を占めました。このアンケートは男性職員のみを対象としたものではございませんが、男性職員が育児休業を取得できていない主な要因は勤務環境にあると考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 今、男性職員が育児休業を取れていない原因は勤務環境にあるという、主な要因が勤務環境にあるということでした。では、この勤務環境にあるということまで分かっているので、その改善策としてはどのように考えているのでしょうか。アンケート結果の分析を踏まえて、どのように改善していくのかお伺いし

ます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

男性職員が育児休業を取得できない主な要因と考えられます勤務環境の改善につきましては、今後総務部の職員が配偶者の出産あるいは妊娠を申し出た男性職員が、その管理職に対しまして育児参加制度等に関する必要な助言を積極的に行うことで、男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境へと改善を図ってまいりたいと考えております。また、男性職員の育児休業の取得率の向上に対する認識につきましては、育児の負担は依然として女性に偏っている状況でございます。男性の育児を推進することは、男性のワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、女性の活躍促進のためにも重要であると認識をしております。本年10月には、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数がこれまでの1回から2回に緩和され、夫婦交代での育児休業の取得が可能となるなど、男性職員の育児休業の取得がしやすくなるところであります。

このような状況の中、先ほども御答弁をいたしましたとおり、男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することによりまして、さらなる取得率の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。最初に、市川市の29.33%の取得率と聞いたときは、国の平均13%よりはるかに上回っておりますし、令和7年に30%は軽く超えるだろうというふうに見込んだのでいいのかなと思ったんですが、実は調査しましたところ、船橋市は令和3年度取得率54.2%、江戸川区は66.6%、柏市33.3%、隣の浦安市も34.6%と、市川市よりもはるかに高い取得率となっております。近隣市に対してちょっと後れを取っているというような感じですので、男性職員の方々が気兼ねなくお休みが取れるように、そして育児参加ができるような環境を、管理職の皆さんをはじめ、ぜひ御理解いただいて促進していただきたいと思っております。

令和3年版の少子化社会対策白書によりますと、6歳未満の子どもを持つ夫婦の夫の家事時間は1時間23分です。そのうち育児は49分です。対して、妻の家事時間は7時間34分、そのうち育児にかけている時間が3時間45分です。それほど差があります。また、出産、子育てをめぐる意識調査の中で、出産に対する意識を国立社会保障・人口問題研究所が調べましたところ、直近の調査は2015年なんですけれども、2015年で夫婦が実際に持つつもりの子どもの数、平均予定子ども数というんですが、それは過去最低で2.01人となっております。ますます少子化という状況ですね。やはり女性が仕事を辞めてしまう理由の主な原因のところにも育児との両立ができなかったというものが挙げられています。男性が育児参加をすることは、女性が働き続けることにもつながりますし、それがひいては日本の経済の活性化にもつながるわけですね。ですので、これは大変大きな課題だと思いますので、総務部をはじめ管理職の皆さんには御理解いただき、市川市の職員の取得率が船橋市や浦安市よりも高くなるように願っておりますので、関係者の皆さん、御尽力をお願いいたします。

では、次に福祉行政について再質問いたします。

救急医療情報キットですけれども、皆さんどんなものか知っていますか。これは見たことがありますか。実は私、4月に船橋市の、船橋市は中核市なので独自で保健所を持っているわけですが、そちらに行ってお話を聞いて、やはり船橋市にもこういう似たものがあるんですね。これはいいと、市川市でもやりたいと思って帰ってきて福祉部に聞いたところ市川市でもやっていますと言われてびっくりしました。全く知らなかったです。実は、うちの会派でもほかの議員の皆さんにも聞いたんですが、知っているのは6人中1人でした。そのお1人は、介護に関わるお仕事をされていたので知っていたんだと思うんですけれども、皆さんこれ何と言いました。これが

市川市の救急医療情報キットと呼ばれているもので、初回の答弁で部長がお話しされたように、この中に情報を入れるんですね。電話番号、緊急連絡先ですとか、あとはお薬の情報ですとか主治医の情報ですとか、そういうものを入れて冷蔵庫に入れるということになっています。一人暮らしの高齢者の場合など、救急隊員が駆けつけて、まず冷蔵庫にあるであろうこれを見つけて、ここから情報を取って、ああ、この人はこういう薬を飲んでいて、こういう持病を持っていて、過去にこういう手術をしている、そういう情報を持った上で救急で運ぶわけですね。

ところが、市川市の先ほどの御答弁ですごく気になったのが件数なんですけれども、市川市の場合1,125件に配付しているというふうにあったんですが、配付しているというのは、それは市民に配付しているのではなくて、これはケアマネさんとか訪問介護をしてくださっている方に市が渡して、それが実際の市民に行くんです。だから、ケアマネさんに渡している分は1,125件あるけれども、実際に受け取った市民は200人程度しかいないということが今回の質問で分かりました。それで果たして機能していると言えるのかなと思うんですけれども、もっともこれは周知をしなくちゃいけないんじゃないかと思います。

また、多分そのケアマネ、また介護に関わって訪問してくださっている方っていろんなことを抱えていて、これもやらなきゃいけない、あれも伝えなきゃいけない、そういう状況の中で、市川市のこの救急医療キットのこともやってくださいって言われちゃうと、多分なかなか積極的にできないと思うんですね。ですので、もっと市のほうでその辺の周知の支援をするべきだと思います。どのようにお考えでしょうか、解決策についてお答えください。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

救急医療情報キットの活用を広めるため、その周知とキットに掲載されている情報の管理の改善に取り組んでまいります。まず、周知につきましては、今後市公式ウェブサイトへキットに関する情報を掲載し、対象となる市民やその家族への理解を進めるとともに、ケアマネジャーや訪問看護師、あるいは救急隊員への研修会などを利用し、キットの活用についてさらなる周知啓発を図ってまいります。

キットに掲載されている情報の管理の改善については、ケアマネジャーや訪問看護師をはじめ、医師、薬剤師など多職種の参加する在宅医療・介護連携推進に関する会議において活用方法も含めて検討を重ね、より多くの市民の方に利用しやすいキットとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。ぜひ早急にやってください。もうすぐ市公式ウェブサイトには載せられると思いますし、逆にこういうのがありますよと言われた御家族の方が、一応皆さんネットで調べるんですね、市で本当にこれはやっているのかな、どうなのかなって。それで、載っていないとなると信頼性がなくなってしまう、そういうことも見受けられますので、ぜひあらゆる方法で周知を行ってほしいと思いますし、例えば、広報で特集を組んでお知らせするというのも1つの方法ではないかと思います。

ケアマネジャーや訪問看護師の方々は研修のときにお願ひするというような御答弁だったんですけれども、ただ上からやってくださいというのではなくて、どうしたらそういう医療従事者の皆さんが直接介護が必要な方に渡しやすいのかというあたりをもうちょっと研究して、よい方法を探してほしいと思います。

ただいまの御答弁の中で在宅医療・介護連携推進に関する会議という言葉がありました。ちょっとこれは初めて聞く会議の名前だったんですけれども、どういった内容で、どういう方々がいらっしゃるのかお伺いします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

在宅医療・介護連携推進に関する会議は、介護保険法に基づき医療と介護の両方を必要とする高齢者などが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることのできる地域づくりを目指し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制を構築するため開催しているものです。会議の構成は、市川市医師会から8名、市川市介護保険事業者連絡協議会から2名、市川市リハビリテーション協議会、市川市歯科医師会、市川市薬剤師会、市川市介護支援専門員協議会からそれぞれ1名、それに加え、市内の医療福祉に関係する部署から5名、合わせて19名となっており、市を事務局として年2回程度開催しております。この会議では、本市の在宅医療に関する課題の分析、多職種を対象とした研修会の企画、普及啓発など、積極的な御意見をいただきながら、在宅医療・介護連携を促進するため幅広い協議を重ねております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 大変結構な、この会議のメンバーには医師会の先生、それから歯科医師会、薬剤師会、また介護支援専門員協議会からも入っていらっしゃるって、関係者がそろっているわけですね。私が船橋市の保健所で学んだことの1つに、医師とケアマネ、訪問看護師、歯科医師会、そういった皆さんが1つのネットワークを構築していて、連携が非常にスムーズになっているということでした。とかく医療の世界では医師が一番上にいらっしゃるって、ほかの職種の方と差があるらしいんですけども、船橋市の場合はそうではなく、皆さんが同じ土俵の中で緩やかなネットワークでつながっていて協力し合える、連携し合える体制になっておりました。市川市もそのようになってほしいなと思います。この課題を話し合う在宅医療・介護連携推進に関する会議は非常に重要だと思います。これからも活発に活動していただきたいと思います。

では、次に道路行政について再質問いたします。

まず、2路線の一部区間を廃止候補区間とした理由についてお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

1 路線目の都市計画道路3・4・22号二俣二俣新町線につきましては、未整備区間である国道357号から南側の終点までの約180mの区間を廃止候補区間といたしました。この区間の廃止の理由としましては、当初の都市計画決定の目的である湾岸道路への接続が実現していること、二俣新町地区、東浜地区へのアクセスは東側に計画された都市計画道路3・1・6号京葉港線により確保されていること、また、この区間を廃止しても、周辺道路の混雑度は将来交通量の推計では悪化しないことによるものです。

2 路線目の都市計画道路3・6・30号市川菅野線につきましては、未整備区間である国道14号から県道市川松戸線までの約70mの区間を廃止候補区間としました。この理由としましては、国道14号に接続する県道市川松戸線が機能を代替する道路となっていること、また、整備をしても地盤高の関係から道路構造令に適合した縦断勾配が保てないことなどによるものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 理解いたしました。

では、もう一つ再質問いたします。計画道路の見直し及び整備計画の整備計画のほうなんですけれども、大体9月ぐらいをめどに今つくっているということで、15路線が対象ということが分かりました。これは、優先順位がもうはっきりと示されるものなのか、それとも、まずこの路線をやります、その次にはこの辺をやりますというグループごとに示されるものなのか、どのようなふうに示されるのでしょうか。また、整備計画と現在事業を

行っている路線の整備スケジュールとの兼ね合いについても併せてお答えください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

対象路線15路線における評価結果に基づく整備優先度につきましては、本市が整備を進めるものと千葉県が整備を進めるものに区分けし、それぞれにおける優先順位づけを行ったものを整備計画の中で示す予定です。また、整備計画と現在実施している事業との兼ね合いですが、市で事業を行っている都市計画道路3・6・32号の外環道路接続部から南八幡の保健センター前までの区間は令和7年度末の完成を予定していることから、遅くとも令和8年度から整備計画における優先順位の高い路線の整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 理解いたしました。ちゃんと道路の名称が優先順位づけで示されるということ、そして遅くとも令和8年度からはそちらに着工する、整備を進めていきたいということでした。予定よりも少し遅れておりますよね、この整備計画は非常に気にしている市民が多いので、しっかりと着々と進めていただきたいと思えます。これはまた9月定例会以降で続きの質問をいたします。

では、次に移ります。斎場の再整備について御答弁を伺いました。計画案の建物面積が約6,900㎡ということで、現状よりかなり大きくなるようですが、その理由について教えてください。

それからもう1点、パブリックコメント、また近隣住民からのヒアリングを行った中でどのような意見があったのか、併せてお答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えいたします。

現在の斎場の建物面積は約4,200㎡であり、基本計画案との差は約2,700㎡となっております。この差につきましては、火葬炉を2基増やすことにより、火葬炉室や告別室、収骨室の面積が増えること、現在不足している待合室を5部屋から12部屋に増やし、キッズコーナーや授乳室など子育て関連設備を設置するなど利便性の向上を図ったこと、また、有害物質の飛散を防止するためフィルターなどの設備を充実させることに伴い、火葬炉機械室の面積が増えることが主な理由となっております。

次に、パブリックコメントや近隣住民説明などでいただいた御意見につきましては、建て替えは喜ばしいという御意見や、建物の外観あるいは植栽の外構に関する御意見をいただいております。これらの御意見は、今後事業を進めていく際の参考としてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。これまでにないキッズコーナー、授乳室などでもできるということで非常に期待しております。こちらも予定よりも少し遅れておりますけれども、新しい斎場、市川にとっても必要な施設ですし、今の場所にまた造るということで今後期待したいと思います。御答弁ありがとうございます。

では、私の質問はここまでとしまして、補足質問者の青山ひろかず議員にバトンタッチいたします。

○松永修巳議長 次に、補足質問者、青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 おはようございます。緑風会の青山ひろかずでございます。通告に従いまして、何点か補足質問をさせていただきます。

先ほどの消防局長の答弁にありましたように、最近災害件数、救急件数が増えているところでありま

す。行徳においても全体の3割ということで高い比率を占めているということを認識しました。火災が38件でプラス1、救急件数が1万1,804件で1,634件の増、救助が208件でプラス26ということであります。そういうことを踏まえて、これからできる南消防署建て替えの新たな機能についてお伺いいたします。

南消防署の機能については、様々な状況を考慮した機能を備える必要があると思われま。液状化等の甚大な被害を考慮して対応する必要があることから、備蓄倉庫や避難所機能などのほか、総合防災センターとしての機能を持つべきと考える。

そこで、市消防署にどの程度の防災機能を付加するのかお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

初めに、消防署における機能についてですが、行徳地域の特性や災害リスクを考慮し、高層住宅における火災に対応するためのはしご車の配置や、高速道路における火災や事故に対応するため5,000ℓの水を積載する水槽つき消防ポンプ自動車などの配置に加え、石油コンビナート災害に対応するための大型科学高所放水車や泡原液搬送車の配置、さらにはあらゆる救助要請に対応するため、次年度新たに高度救助隊を南消防署に配置するなど、様々な災害リスクに対応する車両や部隊の配置を検討しております。

また、消防防災拠点としての機能も備えた施設として、災害時の給油を可能とする自家給油所施設、太陽光発電を利用した蓄電池設備、ほかにも耐震性防火水槽や防災備蓄倉庫などの設置を計画し、さらには本市が被災した場合に緊急消防援助隊など応援部隊の待機場所や宿営場所の確保や、ヘリコプターの離着陸場の確保についても計画しております。併せて、震災時においても消防・防災拠点施設としての機能を維持できるよう、耐震性や機能性に優れた行徳地域の要となる拠点施設として検討しているところでございます。つきましては、引き続き庁内の関係部署と情報共有を図り、様々な課題を整理するとともに、本計画の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。施設の有効な活用方法や地域住民との連携などコミュニティー機能も必要と思われるが、この点についてはどのように考えているのかお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

基本的な施設の利用方法につきましては、施設見学をはじめ、救命講習会や地域の消防訓練の会場としての活用のほか、地域住民、特に子どもたちにより消防を身近に感じていただけるようなイベントの開催などを考えております。今後、地域住民の皆さんが利用しやすい、また親しみの持てる施設として、皆さんとの連携やコミュニティー機能などについて将来を見据えた様々な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。

次は、大規模病院との連携についてでございますが、消防と病院は平素から円滑な受入れ体制が図られているものと認識しています。大規模災害時においては、さらに密接に連携を図り対応する必要があると思われるが、消防防災拠点施設を設置した場合における大規模病院との連携についてお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

消防機関と医療機関は迅速な傷病者の搬送をはじめ、医療機関への適切な受入れ体制など、日頃から連携し救急医療体制の確保に努めております。一方、千葉県では災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するため、高度な診療機能や被災地からの重症傷病者の受入れなどに対応するため、地域災害拠点病院を指定しております。そのため、大規模災害発生時には災害拠点病院を中心として連携を図り、医療救護に関する地域の状況を把握、整理し、医療活動に当たる必要がございます。これらを踏まえ、消防局におきましては、消防・防災拠点施設における役割や連携機能など、大規模災害発生時においても平常時と同様に適切な対応が図られるよう、医療機関との連携体制をより強固なものとし、有事に備え万全な体制を構築してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 それぞれありがとうございます。最近、石川県の地震とか豪雨とか、そういった災害が多発しております。そういったことを踏まえて、やはり行徳の地形を考えると、早急にこの消防署の建設を進めていただきたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

続きまして、地域コミュニティゾーンに開設された保育園と児童発達支援センター、子ども施設及び少年野球場をはじめとする公園施設について、現在の状況を理解しました。同じ敷地内に保育園、児童発達支援センター、子ども施設という子どもに関する施設が並ぶこととなりますが、これらを今後どのように活用していくのかお伺いします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育園と児童発達支援センターは同一の建物内にあり、児童が相互に行き来できる施設となっていることから、発達に課題のある児童は保育園に通いながら児童発達支援センターで療育を受けることができます。この点を生かしまして、児童の年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持つ児童を受け入れ、全ての児童が個々に必要な援助を受けながら共に成長していくインクルーシブ保育を進めていきたいと考えております。また、児童発達支援センターは、今後地域支援として、在園児以外の子どもたちや保護者への相談支援、近隣保育園との交流などを実施いたします。こうした事業につきましては、実施体制が整い次第、順次ウェブサイトなどで周知を図る予定でございます。

最後に、子ども施設につきましては、実施設計が終わり次第、建設工事の入札を行い、議会において工事請負契約の御承認をいただきましてから着工し、令和6年度中のオープンを目指しております。この施設の機能といたしましては、雨の日も体を動かせる屋内運動場や、子どもが登って遊べるネット遊具、美術や木工などの創作や音楽が楽しめるスペース、乳幼児と保護者が安心して過ごせる遊び場、静かに勉強や読書ができる部屋や地域の方も使用できるスペースなどを予定しております。完成後は、子どもが楽しく集い、遊び、学ぶことができ、子どもを中心に多世代の人々が交流する場として活用してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。保育園や児童発達支援センター、子ども施設の活用方法はおおむね理解いたしました。

では、隣接する公園には、子ども関連施設に通う子どもたちをはじめ御家族など多くの方が訪れると思いますが、公園施設を皆様にどのように活用していただく予定なのかお伺いします。また、隣接する江戸川堤防には多くの方が散歩に訪れると思います。公園施設と江戸川堤防との連携についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの緑風会、石原みさ子議員の代表質問中、地域コミュニティゾーンの少年野球場の質問に対する答弁におきまして、令和4年3月のプレオープンと令和3年4月のプレオープンと申し上げましたが、正しくは令和4年3月のプレオープンでありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの訂正につきまして、発言のとおり許可いたします。

○高久利明水と緑の部長 補足質問にお答えいたします。

初めに、公園施設の活用についてでございます。少年野球場につきましては、小学生軟式野球の公式試合ができるサイズのグラウンドとして整備いたしました。仕様としては、内野は黒土、外野は人工芝で整備しております。このようなことから、少年野球場としての利用のほか、この人工芝を保育園や児童発達支援センターの子どもたちの遊び場としても活用していきたいと考えております。また、プレーパークには、泥んこ遊びや水遊びなど子どもたちが自由に遊べる空間を整備し、遊具広場には障がいがある子どももいない子どもと一緒に遊べるインクルーシブ遊具を設置いたします。さらに、管理棟には飲み物や軽食を提供するカフェや、管理棟の横には手ぶらでも利用できるバーベキュー場を整備する計画であり、御家族や御友人同士など様々な方に御利用いただけるものと考えております。

次に、公園施設と江戸川堤防との連携性についてでございます。地域コミュニティゾーン内の公園につきましては、川の部分だけを高くする通常の堤防とは異なり、堤防が町側に向けて長くなだらかな傾斜となっている高規格堤防、いわゆるスーパー堤防を国土交通省が整備した上部にプレーパークや遊具広場、管理棟、バーベキュー場などを整備するものであります。したがって、江戸川堤防と公園は段差なくアクセスできるようになり、江戸川を散策する途中で公園内のカフェ等で休憩していただくなど一体的に利用することができます。また、スーパー堤防には高さ約12mのモミの木をシンボルツリーとして植栽し、クリスマス時期にはイルミネーションの設置も考えております。このシンボルツリーが江戸川の新たなランドマークとなり、人々が集う場所として多くの方に利用されることを期待しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 公園施設の活用方法はおおむね理解いたしました。もう間もなくこれらの施設が完成することであり、子どもたちもわくわく待ち望んでいると思われま。そして、江戸川堤防には12mのモミの木のツリーを設置するということでもあります。12mというかなり高いモミの木ですよね。これがクリスマスの時期になってイルミネーション等がつくと、この地域のさっき言ったようにシンボルとなって、行徳のまちづくりに大いに活気づくというふうにも思われます。ぜひともこれは完成させて、お願いしたいと思います。

今もうこのコミュニティゾーンの外周の道路もほぼ完成してまいりまして、また、この道路が延伸されるともつといい環境になるのかというふうにも思っております。これからこういうものをどんどん造っていただき、行徳の活性化に役立ててほしいというふうにも思います。

続きまして、私が毎回質問のたびにしていますコミュニティバスについてであります。

南部ルートの実況については初回の答弁で分かりました。採算率も、本格運行基準を上回っているということです。今後はさらなる利用促進を目指し、あいねすと循環ルートを含め見直すということですので、私が考えるコミュニティバスは、鉄道やバス路線だけでは十分でない、言わば交通不便地域にお住まいの方々の日常の交通手段として重要な役割を果たしており、地域の活性化、市民の健康な生活に大いに寄与していると思っております。特に、あいねすと循環ルートは福栄地域の方にとってコミュニティバスは必要であり、今後も運行の継続をお願いしますが、できないのであれば南部ルート全体を見直す中で福栄地域も組み込んで検討していただければ

たいと思います。

では、再質問をしますが、私はこれまでも現在の南部ルート、わくわくバスのルート上の妙典地区、新井・島尻地区は道路が狭く、中型バスでは危ないということを度々質問してまいりました。私が調べたところによりますと、平成27年に行ったアンケートでは、車両の小型化について前向きな意見が20%あったと思います。道路幅員の狭い箇所を円滑に通行できるよう小型バスに変更すべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

バスの導入の考え方としましては、南部ルートにおいて、以前は小型バスを採用した時期もございましたが、雨天運行時に満車となり、バス停で待っている方が乗車できない状況が見られていたことなどから、地域の代表、運行事業者、本市で構成される実行委員会で検討した結果、中型バスに変更した経緯がございます。一方で、現在運行している中型バスでは、道路幅員の狭い箇所などにおいて路上駐車や道路工事等があった場合には通行が困難になる懸念なども考慮する必要がございます。このような点を踏まえた上で、今後、南部ルートの見直しに当たりましては、走行ルートの道路幅員や現在の利用状況を踏まえながら、小型バスの導入についても実行委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。小さいバスにしてもらえると細い道を走れるし、僕も度々島尻とか妙典とかを走っていますと、中型バスですと擦れ違えなくて、たまに行徳小学校のところの角なんかはバックしていますからね。やはり安全を優先するのか、乗客の乗りこぼしを優先するのか、これは難しいところではありますが、ひとつ路線を増やして本数を増やしてコミュニティバスの充実を図っていただきたいというふうに思います。今言ったように、南部ルートの小型バスの利用について検討していただきたいと思います。

もう1点再質問しますが、公共交通の利便性向上に向けては、他の交通手段も検討していく必要があるのではないのでしょうか。国土交通省は、脱炭素型地域交通モデル構築事業として、グリーンスローモビリティの普及を推進しています。これは、電動車両を用い時速20km未満で公道を走行するもので、主に高齢者の移動手段の確保と観光客の利便性を考えたものであります。松戸市や東京都の豊島区等で実証実験が行われていますが、本市では導入する予定はあるのか、また実証実験について検討する予定があるのかお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

国土交通省では、経済と環境の好循環を生み出すグリーン社会の実現に向けた具体的な取組の一環として、時速20km未満で公道を走ることができる環境に優しい電動車を活用した小さな移動サービスであるグリーンスローモビリティの導入を推進しております。この移動サービスでございますが、鉄道やバスといった従来の公共交通ではカバーできなかった、自宅からバス停までといった短距離のきめ細かなもので、ゆっくりと余裕を持って近くまでの移動を支援するもので、小型の電動車を利用することでコミュニティバスが通行できない幅員が狭い道路でも活用が可能となっております。

松戸市における実証実験の事例でございますが、7人乗りのカートタイプの車両を使用し、令和元年に19日間、1日当たり4から5便の運行を行っております。この調査では、松戸市が総合調整を行い、自治会の老人クラブが実施主体となって運転手、利用者の調整、車両の管理をし、各種調査や実施環境の整備を千葉大学予防医学センターが行ったものです。実証調査の効果として、利用者は、道路が狭隘な地域での手段として有効に機能し、満足度や必要性が高い結果が出ていると評価をしております。その一方、課題としましては、未就学児の利

用を想定した安全設備など装備に対する不安や、乗車中の寒暖に対する不満、冬季の積雪時の運行への不安などがありました。

本市としましては、実証調査の実施を希望する自治会等がございましたら、地域課題の解決に向け、自治会等に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。これは実証実験ということで、時速20kmですから乗る乗車定員もそんなに多くありません。これを、これから廃止になっちゃいますかもめ自治会のつなぎとして利用するといいのかなと思います。この辺は自治会と協力しながら、もしそういう要望があれば推進していくということですので、よろしく願いいたします。

今、あいねすとで運行しているトヨタのハイエース、あれは何か分からないという人がいるんですよ。ガラスが真っ黒で、バスというんじゃなくて、何かミニバンですよ。そういったことを踏まえて、やっぱり最初からちゃんとしたバスで運行すれば、もう少し実証実験の数字が上がったのかというふうに思います。これからもよろしく願いします。

コミュニティバスはこれからの行徳地域のまちづくりや交通不便地域にお住まいの方々の交通手段として重要な役割を担っている、あいねすと循環ルートは実証実験を終了することだが、南部ルート全体でバスの小型化を含めた見直しをしてもらいたいが、市長、よろしく願いします。お伺いします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 青山ひろかず議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、高齢化が進む中で交通手段の確保、利便性の向上が求められております。市民が暮らしやすい町にするためには、公共交通の持つ役割がますます重要になってきております。このような中で、コミュニティバス南部ルートは行徳地域のまちづくりの一翼を担っております。このルートの継続を図るためには利用率をまず高める工夫が必要になることから、駅、病院、公共施設などの利用動線を考えた新しいルートや、利用状況に応じた小型バスの導入を検討した上で、再度状況を見守りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。コミュニティバスは、今市長がおっしゃったように行徳地域の活性化、そしてひいては前にも質問しましたけれども塩浜学園のスクールバスとして利用されるともっといいのかなど。ということは、もっと路線を増やして、そういうルートを増やして塩浜学園に行く生徒を乗せるルートとかをつくってもらえるとありがたいと思います。

また、行徳にはいろんな施設があります。行徳神輿ミュージアム、常夜灯、あいねすとを含め、いろんな生活のルートをこれから構築してもらいたいと思います。今、従来の東京ベイ・浦安市川医療センターだけではなく、行徳総合病院や——今東西線の行徳と南行徳は走っているんだね——京葉線の塩浜駅のほうに回るルートとか、商業施設を含めたそういったルートを見直して、そのルートの増設を見直していただければ利用者も増加し、もっと利便性がよくなるというふうに思います。ぜひともこの行徳地域の活性化及び住みやすいまちづくりのために、特にこれからは外出困難である高齢者の足として利用できるように、いろいろ福祉との連携をよろしく願いいたします。

これで私の補足質問を終わりとします。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上で緑風会の代表質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時15分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を継続いたします。

質問者、無所属の会、越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。会派を代表して代表質問を行いますが、その前に一言申し述べさせていただきます。

まずは田中甲市長、改めまして御当選と御就任おめでとうございます。可能であるならば全て忘れ去りたい悪夢ではありますが、前市長が市政を担った4年間、特に後半の3年間は、本市政始まって以来、80有余年の歴史の中で最も市民感覚とはかけ離れた独善的な市政運営であり、最も危機的で憂慮すべき状況でした。およそ政策議論、政策立案といったプロセスは機能不全に陥ったばかりか、マネジメント能力が著しく欠落している、スーパーシティや中核市、社会実証実験、定額給付金、ワクチン接種、こどもたちの未来支援基金、どれ一つ取っても当初想定や市民への説明どおりに進むことなく、お約束のように大混乱に陥り、職員と市民には不安ばかりが広がっていく。その一方では、税金を取り扱うという緊張感や責任感がみじんも感じられることなく、事あるごとに、あたかもポケットマネーであるかのように自らの趣味を入り混ぜて税金を無駄遣いするさまばかりが目立っておりましたが、その象徴が高級電気自動車テスラであり、市長室のガラス張りシャワールームであり、あの机と椅子だったことは今さら申し上げるまでもないことです。単なる多少の税金の無駄遣いだけであれば、まだ目をつむることができたかもしれません。ただ単に仕事ができないだけ、マネジメント能力が著しく欠落していただけだったのであれば、やり方次第で改善を図れる部分もあったのかもしれませんが。私が前市政をワンズオンリーで終わらせなければならぬと考えた最大の理由は、行政にとって最も重要な要素の一つであるコンプライアンスまでも崩壊状態にしたことです。市長室に我が物顔で出入りしていたとされる、市政にも関与していたとされる市長の私設秘書と称される人物が逮捕され、副市長以下、延べ何十人もの本市職員が連日事情聴取を受け、重要な書類は押収されて戻ってきていない、これでは真つ当な市政運営などできるはずがありません。

そんな前市政を抜本的に転換すべく、いち早く市長選へ名乗りを上げ、前市政に憤りを感じていた良識ある市民の方々からの御期待を最も多く集められたのが田中市長でした。実は、田中市長と私との関係は、もう32年前、私が高校1年生だった頃にまで遡ります。当時の田中市長は市川市議会最年少議員として市民の人気を一身に集め、将来を囑望された存在であることは一目瞭然でした。将来は政治家になることを夢見ていた16歳の少年にとって、圧倒的な存在感を放ち光り輝いていた田中甲さんはまぶし過ぎる存在でした。それから32年の時を経て、田中市長とこうして議場で一緒に仕事ができる日が来るとは、当時の越川少年は想像だにしておりませんでした。

本日は、市川市の未来について活発な議論を交わすことはもちろんのこと、16歳だった少年が少しは成長した姿をお見せできるよう質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初の質問は、所信表明のうち防災についてです。

所信表明において田中市長は、災害発生時には、少しでも安心して避難所生活を送っていただけるよう環境を整える旨うたっておられます。だとするならば、小中学校体育館をはじめとする市内体育施設及び避難所に対し、冷暖房完備を早期に実現すべきと考えますが、この点、田中市長の御見解を伺います。

次に、食事の支援を必要とする方々に対する食の環境の整備について伺います。所信表明では、子どもに関連し、全ての子どもたちの食の環境を守る旨うたわれています。また、所信表明にはうたわれていないものの、高齢者や障がい者、要介護者、コロナ自宅療養者の方々にとっても過度な負担なく食事を取れる環境を整えることは重要なことであると我が会派は考えます。本市においては、食の自立支援事業として一部の方々を対象に配食サービスを実施していることは承知しておりますが、我が会派としては現状こうした配食サービスの対象者が限定され過ぎているものと認識しており、この拡大を求めるものであります。例えば、介護関連で言えば昨今ヤングケアラーの問題が指摘されておりますが、現行の制度の中であってヤングケアラーが利用できる配食サービスは見当たりません。また、単身世帯が主な対象であって、同居の方がいるだけで、その方の状況にかかわらず対象外になってしまうケースがあることも課題と言えるでしょう。そのほかにも、子ども関連で言えば、ひとり親家庭の子どもが日々安心して栄養を取れるような配食サービスも存在しません。保健分野においても、コロナ自宅療養者は発熱してから検査で陽性と判明するまで、私の場合は6日を要しましたが、その間、外出を控えながらも高熱と闘うためのエネルギーを摂取していかなければコロナに打ちかつことはできないにもかかわらず、生活応援セットが宅配されるのは陽性と診断されてからです。さらに言えば、良質なたんぱく質やビタミンを摂取しなければならないところ、レトルト食品では食欲が湧かないという方もいらっしゃるでしょう。このあたりにも過度な負担なく利用できる配食サービスのニーズを見出すことができるのではないのでしょうか。

いずれにしても、食の環境整備は多角的にニーズを検証していく必要があるかと考えますので、こども政策部、保健部、福祉部の順で、当該3部に御答弁を求めます。

続いての質問は、個々の状況に適した外出支援についてです。所信表明では、福祉に関連し、「コロナ禍から脱却し、健康のために活動できる日々を取り戻すためには、年齢や障がいを理由に外出が困難となつてはいけません」、「個々の状況に適した外出支援を充実させる」との記述が認められます。我が会派は、前市政におけるデイサービスによる外出での活動に関する指導の在り方に甚だ疑問を抱いてまいりましたが、このたび所信表明において外出支援が打ち出されましたので、田中市長にはどうしても改善していただきたい点があることをお伝えしたいと思います。それは、デイサービスにおいても機能訓練を目的とした外出での活動は介護保険法等によって認められているはずであるにもかかわらず、本市においては現状、デイサービスでの外出活動が相当程度制限されているということです。

そこで、まずは市内事業所のデイサービスでの外出状況を本市は把握しているのかどうか、また、その状況につきどのような認識を有しているのか伺います。

次は、動物との共生社会の在り方についてです。所信表明では、環境に関連し、「飼い主のいない猫によるトラブルをなくすための地域猫活動への支援を強化し、地域の理解のもとに動物との共生社会をつくりまします」とうたわれております。人と動物との共生という考え方に基づけば、一人でも多くの方が動物に慣れ親しむことが重要であり、野良猫や遺棄された犬などに新たな飼い主を見つけることは非常に重要な取組だと考えます。この観点に照らせば、ここ数年、前市政において保護猫の譲渡会が実施されていなかったことは非常に大きな問題です。コロナ禍であっても野良猫は生まれるわけで、それを誰かが保護し、別の方が引き取るといったプロセスが回り続けていかなければ、人と動物との共生社会など成り立つはずがありません。

そこで、我が会派としては譲渡会の開催に注力していただきたいと考えますが、今年度どのような取組を行う予定があるのか、環境部長に御答弁を求めます。

5番目の市政の信頼の回復については、質問の順序を入れ替えまして最後にいたします。

次は、理事者による議会答弁についてです。ちまたには、「どんな場面も切り抜ける！公務員の議会答弁術」なる本が存在するそうです。例えば、検討しますという言葉には行政として将来何らかの結論を出すという意味

合いが含まれるが、研究は結論を出すことが前提になっていない、最近はいよいよ言い逃れで研究が使われるなどといった解説が展開されているとのこと。世の自治体ではこうしたテクニックを駆使しながら、時に議員からの質問をかわしたりはぐらかしたりしているのかもしれませんが。そのためなのか、私が市議会議員として現実に質問の場に立つようになってからも、少なからず理事者による議会答弁に疑問を持つことがありました。誰のこととは申し上げませんが、議員を小ばかにしたかのような、あたかも議会を軽視しているかのような尊大な態度を示す企画部長や総務部長、副市長を何人か見てまいりました。

そこで、私が市議会議員に就任してから3年目の平成25年6月定例会に際し、当時の総務部長に対しこの点質問をぶつけ、議会というのは最上位の会議体であり、そこにある答弁は極めて最上位の重要性を持つものとの答弁を引き出しました。また、その後も同様の質問を繰り返し、確かな根拠に基づいて正確に、また適切に答弁すべきものであることを確認するとともに、誤った答弁をしてしまった場合の対応としては、誤りに気づいた段階で速やかに発言を訂正すべきものであることを確認してまいりました。大津副市長も総務部長と副市長を歴任されてこられました、一貫して私どもの議会の答弁は適切に正確に答弁しているとの御発言を繰り返しておられました。

そこで、本日も改めて確認させていただきますが、他市はともかくとして、少なくとも本市の理事者は議会における答弁に際し、うそや偽り、明確な根拠に基づかない発言や意図的なはぐらかし、誤解を招くような答弁をしてはならないと理解して間違いないのでしょうか。

次は、コンプライアンスについてです。

地方自治法や地方公務員法、市川市職員服務規程をひもどくまでもなく、本市の職員には法令、条例、規則その他規定を遵守することにより公務に対する市民の信頼を確保することが求められています。また、市川市職員倫理規則第3条第2項は、職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を私的利益のために用いてはならない旨定めております。こうした諸規定に鑑みれば、本市の職員は市民の信頼を確保するため、業務遂行に当たっては公正かつ公平を旨とし、うそや偽りを言うてはならないのはもちろんのこと、公的な立場を私事のために流用してはならないのだと考えますが、この点、本市の御見解を伺います。

続いての質問は、令和3年8月24日の本市定例記者会見における村越前市長の御発言に端を発した私自身に関するパワハラ疑惑についてです。田中市長には直接関係しない話ではありますが、私のみならず、多くの議会関係者の方々並びに市民の皆様のためにも、今日ここで決着をつけなければならないこととございますので、しばしの間御辛抱をいただければ幸いです。

さて、村越市長は同日の記者会見において唐突に私の実名を挙げて、長年にわたり越川雅史から職員に対し悪質なパワーハラスメントがあったことや、それによって病気を患い、薬の服用を余儀なくされた挙げ句、退職や休職に追い込まれた職員が複数名いるなどと発言されました。この唐突な報道発表に対して、多くの報道機関は証拠なき一方的な発言として報道を見送る姿勢を示した中、たった1社東京新聞だけが、あたかも前市長と示し合わせたかのように、私に取材することもなければ私のコメントを一切掲載することなく、保母記者という方の署名入りで、市川市議職員にパワハラ、市長が議長に申入れへ、業務に支障などと、疑問符すら付すことなく、あたかも確定した事実であるかのように一方的に報じました。そして、東京新聞はさらにこの記事をウェブ版にも掲載し、それが全国に拡散されたことから、私の下には新聞各紙やワイドショー、報道番組などから取材が相次いで対応を迫られたほか、見知らぬ人からも議員の資質がない、議員を辞めろなどとメッセージが届き、仕事先でも事実確認を求められるなど、平穏な日常生活が一変してしまったことは、私の人生において最も衝撃的な出来事の一つとして今でも鮮明に記憶が蘇るところです。

いずれにしても、これは当初より申し上げておりますが、私は自ら優越的地位に立ち、立場の弱い者に対

して繰り返し執拗に攻撃を加える、そして病気を患わせ、薬の服用を余儀なくさせた挙げ句、休職や退職に追い込む、そのようなパワーハラスメントは絶対にしておりません。もちろん、私はこの11年間常に非の打ちどころのない品行方正な人物だったかと問われれば、自分にも至らない点、反省すべき点があったことを自覚しておりますので、被害を訴えられる職員の方がいらっしゃるのであれば、損害賠償を含めて私は話し合いに応じる用意があることも繰り返し申し上げてまいりました。また、テレビ、新聞などマスコミ各機関からの取材が相次いだ際には、取材には全て対応し、テレビカメラの前にも立ち、逃げ回ったなどということもございませんでした。その証拠に、私はほとぼりが冷めるまで仮病を使って逃げ回る、あるいは定例会を欠席するなどということは一日たりともせず、こうして我が身を白日の下にさらし続けております。さらに言えば、令和3年12月7日に松井努議員が御発言されたような、私がみんなの会派へ行って守ってくださいと発言したなどということは絶対に真実ではないと誓います。

そこで、改めて確認させていただきますが、このパワハラ事案とは一体何だったのでしょうか。公表に至った事実関係と経緯を御説明ください。また、平成31年以前は私によるパワハラ被害の申告は皆無であったにもかかわらず、シャワー事件追及以降、なぜ急浮上したのか御説明ください。

次は、生活保護制度並びに生活保護費の不正受給に関する本市の認識についてです。

念のため申し上げますと、私は生まれ育った家庭環境のため、質の高い幼児教育を受けたことはありません。しかしながら、独立自尊を旨とし、時の権力者におもねることも迎合することもなく、自立心を持って無所属の立場にて政治活動を展開しております。そんな私をめぐり、昨年来家族ぐるみの生活保護費の不正受給という疑惑がこの議場において取り沙汰されております。昨年の12月定例会において、松井努議員は、私が生活保護費の不正受給に関与していたとの趣旨で発言し、「確たる証拠はございます」と御発言されました。また、松井努議員、竹内清海議員は、私の不正受給疑惑を調査する必要がある、百条委員会を設置する必要があるなどとして、お2人の責任の下、発議第39号を御提出されました。そして、この発議第39号に松永鉄兵議員、石原みさ子議員、荒木詩郎議員、鈴木雅斗議員、青山ひろかず議員、つかこしたかのり議員の6名が、それぞれの責任の下、賛成の意思表示をされました。もし仮に私が家族ぐるみで生活保護費の不正受給をしていることが真実であるのであれば、生活保護費の不正受給は詐欺罪に当たるわけですから、本市は詐欺事案の被害者となるわけです。この場合、生活保護に係る資料は全て生活支援課にそろっているわけですから、本市は誰をはばかることなく不正受給の証拠を押さえることができるばかりか、刑事訴訟法第239条第2項は公務員に対する告発義務を定めているわけですから、本市はすぐに事実を調査し、調査結果に基づき、犯人をかくまうことなく刑事告発しなければなりません。しかしながら、不思議なことに、松井努議員が私の不正受給に関与していたことにつき「確たる証拠はございます」と、御自身の責任の下、正義感あふれる告発をしてから既に半年以上が経過した今日に至ってもなお、本市は私に対する調査に一切着手しておりません。当時の福祉部長は昨年12月定例会において、鈴木雅斗議員から、これは調査すべき案件じゃないですか、怠慢だとお叱りを受けていました。会派緑風会に所属する議員の方々と私は、1人の人間としての価値観や倫理観はもちろん、何から何まで対極に位置する存在であるのかもしれませんが、こと生活保護費の不正受給に限ってみれば、この真相を明らかにしなければならない、不正受給犯がいるのであれば見逃すわけにはいかないといった点について、全く異論がございません。生活保護費の不正受給は詐欺事案ですから、どこかの部屋をこっそり開けて写真を撮ったなどといった破廉恥極まりない行為にも匹敵する悪質で重大な事案であることは私も同感です。

そこで福祉部長に確認させていただきますが、市議会議員初当選の平成23年以前においても、以後においても、私、越川雅史が48年間の人生を通じて生活保護費の不正受給に関与した事実を御承知されていますでしょうか、御答弁を求めます。

続いての質問は、令和3年5月24日、村越前市長の私設秘書とされる人物が法務局にその書類を提出したなどとして、千葉県警に電磁的公正証書原本不実記録・同供用容疑で逮捕されたことに関連し、翌日以降延べ数十名に及ぶ本市職員が連日事情聴取を受け、関連資料が押収された事件についてです。

本事件について真相を究明するべく、私は村越前市長に対して本会議にて繰り返し質問を試みてまいりました。しかしながら、私が本件事案について質問すると、ほとんどのケースで広報室長が答弁に立ち、市政に関係ないことであるからお答えできないといった旨の発言を繰り返すばかりでした。また、ごくまれに前市長が答弁に立ったかと思うと、なぜか本事件と無関係な私のパワハラ事案について延々と発言し続けるというありさまでした。これでは、私のみならず市民の皆さんにとっても何が何だか一切分かりません。

そこで、改めて確認させていただきます。村越前市長の私設秘書とされる人物が逮捕されて以降、延べ数十名に及ぶ本市職員が連日事情聴取を受け、関連する資料が押収されていたのは過去のことであって、前市長が強調されていたように既に決着がついた、捜査はもう終了しているという認識でよいのでしょうか。少なくとも、本年4月以降は職員が警察から事情聴取されているなどという事実はなく、過去に警察へ提出した資料は全て返却されていると理解してよいのでしょうか。

最後は、市政の信頼回復についてです。

所信表明において田中市長は、「為政清明を信条に、市政に対する信頼を回復し、市民の皆様と一緒に安定した市政をつくる」、「自らの政治姿勢として、市長の給料の減額及び退職手当の辞退を決意しました」と述べられました。これは、前市政下において市政に対する信頼が失墜し、再選を目指した前市長が供託金没収となった事実を重く受け止めて、信頼回復へ向けた決意と覚悟を示されたものと理解しております。ただ、市政に対する信頼を回復するためには、大津副市長、田中教育長、菅原代表監査委員ら他の特別職においてもそうした姿勢を示していく必要があるのではないかと考えます。

そこで、まずは市政の信頼回復に向けたそれぞれの決意と覚悟について伺います。

以上が1回目の質問となります。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 越川雅史議員による無所属の会、代表質問にお答えいたします。

初めに、避難所の環境整備についての考えであります。

過去の災害を見ますと、阪神・淡路大震災、東日本大震災では多くの方が避難所生活を余儀なくされました。中でも、東日本大震災の際には原発事故により2年9か月もの間避難所生活を強いられた方もいらっしゃいます。大難は小難へ、小難は無難へと常に願うものでありますけれども、避難所は住まいを失い絶望感にさいなまれた方が先行きの見えない中で生活をする場です。避難所の生活では、衛生面や防犯面でも注意が必要です。また、喪失感など避難されている方の精神的なダメージなど多くの課題があります。私は、そのような中で少しでも安心して生活を送っていただきたいとの思いから、避難所で過ごす被災者が復興への希望を早く抱けるよう万全の準備を進めていくと強い決意を所信表明で申し上げました。まずは、市ができることとして、夏の暑さや冬の寒さ対策になくてはならない空調設備の整備などを進め、避難所の環境を向上させてまいります。

次に、私の給料を減額させていただくとともに、今任期中の退職手当を辞退する条例案を提出するに至った背景についてです。

今回の条例は、この選挙において市政の信頼回復を託され選ばれた市長としての、その政治責任を果たすものであり、前任者から引き継ぐ上で、これまでの経緯を踏まえて判断し提出するに至ったものであります。先順位

に御答弁を申し上げましたとおり、私の政治姿勢を示すものであり、4年間の市政を預かるに当たっての市長選挙における私の公約であることから、繰り返し申し上げることになりますが、他の特別職や一般職、市議会議員の皆様に影響があるものではございません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは、所信表明のうち、子どもたちの食に関する御質問についてお答えをいたします。

ひとり親家庭の子どもを対象とした配食サービスにつきましては、現在のところ実施しておりません。しかしながら、ひとり親家庭などの事情や支援の必要がある子どもたちに対しましては、食事の提供に加え、孤独に食事を取る孤食を防いで地域の多様な人々と交流できる機会や、支援を要する子どもの状況に周囲が気づき、見守りや相談につなげることが重要と考えております。そこで、こうした子どもたちの居場所や気づきの場となる子ども食堂等に対しまして運営費の一部を補助する子どもの居場所づくり支援事業を補正予算にて計上いたしました。まずは、子ども食堂等の支援により地域での子どもの居場所づくりを進め、その後、さらに配食の必要がある子どもの対応について運営団体と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは所信表明のうちコロナ自宅療養者の食事環境を整えることについてお答えいたします。

発熱などの症状を感じた場合には、身近な医療機関に連絡をし、受診の相談をすることとなっております。千葉県では、陽性者に対し自己負担がない配食サービスを実施しておりますが、発熱から陽性の有無が判明するまでには2日から6日程度の時間が必要となっております。感染拡大防止の観点から、この間の食事や食材の調達には課題があると考えております。一方で、陽性と診断されるまでの配食サービスの提供については、発熱の症状だけでは新型コロナウイルス感染症であるかどうか判断できないため、公費負担の観点からの整理が必要であると考えております。まずは民間事業者が行っている配食サービスについて、スムーズな利用ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは、大項目2つ目のうち高齢者や障がい者、要介護者の食の環境を整えることについてと、大項目3つ目の個々の状況に適した外出支援について、大項目9つ目の生活保護制度並びに生活保護費の不正受給に関する市の認識についてお答えいたします。

初めに、食の環境を整えることについてでございます。食の自立支援事業として、在宅一人暮らし高齢者等配食サービスを実施しております。市内在住で65歳以上の一人暮らしの高齢者、障がいのある方、高齢者のみの世帯、65歳未満でも介護保険制度において要支援以上の認定を受けている方などを対象に実施しており、業務は社会福祉法人に委託し、要介護度等により週1回から3回の夕食の提供を行っております。利用者の負担は、食材料費及び調理費相当分として500円となっております。令和3年度の実績は、利用者数は約400人、配食数は約2万3,000食でございます。

配食サービスでは、安全、安心な食事の提供はもちろんのこと、高齢者等の見守りにつながる安否確認や生活相談に応じることを内容としております。このため、配食サービスの対象とならない同居者のいる場合は、現在は対象としておりません。しかしながら、同居者のいる場合でも何らかの理由により安全、安心な食の提供や見

守りを必要とする世帯は実態としてあるものと考えられます。例えば、同居者は仕事のため高齢者などが日中独りになってしまう、同居者も病気を患い見守り困難となっている、ヤングケアラーと言われる未成年者による介護などがあります。今後は、支援を必要とする状況を把握し、対象者の拡大について検討してまいりたいと考えております。

次に、個々の状況に適した外出支援についてでございます。通所介護、いわゆるデイサービスは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅に籠もりきりの利用者の孤立感解消や心身機能の維持、家族の介護負担軽減などを目的として行われます。介護保険法等において自宅から施設までの送迎を行い、施設において入浴や食事等の介護のほか、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことと定められており、施設内でサービスを提供することを基本としておりますが、機能訓練を目的とした外出での活動を行う場合もございます。平成30年6月に市内のデイサービス事業者の行った外出の際に御利用者の行方不明という事案が発生しました。当日は御本人を発見できず、幸いにして翌日無事に帰宅し大事には至りませんでした。これは大変憂慮すべき出来事でございます。また、同年9月、厚生労働省は介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて、通知により、外出の目的や内容によっては介護保険の対象とならない事例を明示しました。この通知とさきの出来事の発生と併せ、本市では令和元年8月に市内の介護事業所の管理者を対象とした指導、いわゆる集団指導を実施し、安全確認の重要性や介護保険サービス内で外出を行う場合の注意事項を周知いたしました。この集団指導において、単なる娯楽としての外出は介護保険の対象とならない等の注意喚起に加え、温泉施設や理髪店等への外出は介護保険対象外となり不正請求の可能性となること等を示した屋外サービス適正チェックリストを他市の集団指導の資料を参考に作成し配付いたしました。なお、他市の指導状況につきましては、近隣6市に照会したところ、1市は同様の指導を行っているとの回答を得ております。また、市内事業所のデイサービスでの外出状況については、全てを把握しておりません。

次に、生活保護制度に関する御質問にお答えいたします。

不正受給に関与した事実は認識しておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは、所信表明に関する項目のうち、環境に関連する動物との共生の在り方についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、猫や犬の譲渡会の実施に大きな影響を及ぼしています。市が主催する猫の譲渡会は行徳文化ホールⅠ&Ⅱなどを会場にして開催しておりますが、令和2年度と3年度は対面での開催を見送りました。そのため、令和3年度は「広報いちかわ」に里親の募集記事を掲載し、応募のあった方に譲渡希望の猫の写真やプロフィールを掲載した書面を送付する形で譲渡会を実施いたしました。しかしながら、対面による譲渡会ほどの効果は得られませんでした。現在は、新型コロナウイルスの感染者数に減少傾向が見られることから、感染リスクへの配慮をしつつ、対面による譲渡会の再開に向け準備を進めております。犬の譲渡会につきましては、ボランティア団体を中心となり塩浜ドッグランで開催をしております。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は開催回数を減らすなどの影響がございました。令和3年度は、感染リスクに配慮しながら10回開催し、過去8年で最高の100人の来場者がございました。

猫や犬の譲渡会はボランティア団体との協働により開催していることから、今後もその活性化策について団体と意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは、6項目めの理事者による議会答弁の在り方について、7項目めの法令等の遵守や倫理規則について及び8項目めのパワーハラスメントを行ったとして公表に至った事実関係と経緯等についての3点の御質問お答えいたします。

初めに、6項目めの理事者による議会答弁の在り方についてであります。理事者による議会答弁の在り方につきましては、これまでの認識に変更はございません。

次に、7項目めの法令等の遵守や倫理規則についてであります。法令等の遵守や倫理規則につきましては、職員は全体の奉仕者でありますので、公正かつ公平に職務を遂行する上でこれらは当然遵守をしなければならない基本的な事項であると考えております。改めて申し上げるまでもなく、うそをつくことや、公的な立場を私的な事柄のために用いることはしてはならないことであると認識をしております。

最後に8項目めの越川議員がパワーハラスメントを行ったとして公表に至った事実関係と経緯等についてであります。昨年の9月定例会で御答弁を申し上げましたとおり、本市では、ハラスメントの発生防止のため様々な施策を講じてまいりました。その一環として、2年に1度、全職員に対してハラスメントに関するアンケート調査を実施しており、令和3年3月の調査ではパワーハラスメントがあるとの回答の割合が増加しておりましたことから、より詳細な実態の把握を目的として、同年4月にパワーハラスメントに特化したアンケートを改めて実施いたしました。ただし、このアンケートでは、定例会における越川議員からの市政運営に関する厳しい質問や追及に関連して、越川議員と職員との間における答弁調整時等のやり取りや出来事のみを議員のパワーハラスメントとして申告するよう理事者側から求めたものであります。その結果、自発的ではない形で、当初7人、その後2人の計9人の職員から申告がなされ、この申告に基づき、越川議員のパワーハラスメントを断定し、令和3年8月24日の記者会見において公表するとともに、同年8月30日付の申入書により、市川市議会議長に対して厳格な調査と厳正な対処を求めたものであります。

以上であります。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 私からは前市長の後援会関係者に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、捜査の継続についてでございますが、本年4月下旬に千葉県警察より連絡がございまして、改めて捜査に協力していただきたいとの要請がございました。その後、複数の職員が任意で聴取を受けており、警察へ提出している資料につきましても、まだ返却されていないものもございまして、捜査はいまだ終了していないものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

越川議員。

○越川雅史議員 それでは、順次再質問いたします。

まずは防災ですが、夏の暑さ対策や冬の寒さ対策になくてはならない空調設備の整備を進めてくださるとのことでしたが、前市政で遅々として進まなかったことを巻き戻すのは大変なことだと思います。

そこで、避難所における空調設備の整備状況、現状について御説明を求めます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 避難所の空調設備は、公共施設の避難所74か所のうち、おおむね23か所で整備されています。整備できていない施設は、小学校35校、中学校15校のほか、信篤市民体育館、勤労福祉センター本館の体育館などです。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 公共施設の避難所となっている箇所は74あると。そのうち、おおむね30%、23か所程度しか空調設備が整っていないことを確認いたしました。未整備約50か所のうち、私が特に気にしているのは信篤市民体育館と勤労福祉センター本館の体育館です。前市政において、新型コロナワクチン接種をめぐる不手際のエピソードは多々ありますが、その中でも信篤市民体育館を接種会場とした際の混乱は忘れることができません。昨年、信篤市民体育館が接種会場として選定されましたが、冷房設備がないことから、真夏の接種会場として機能するのかどうか当初より疑問を抱いておりました。しかしながら、前市長は大型扇風機や冷風機などを設置すれば足りると考えたのか、この会場での接種を強行したわけですが、案の定、順番を待っている間に体調不良を訴える方や、暑さに耐えられないとクレームを訴える方が続出し、たった1週間で会場の変更を余儀なくされました。当時、私はたまたまこの様子を間近で見る機会に恵まれましたが、猛暑の中、大変な思いをして設置したにもかかわらず、数日後に撤去を命じられた職員の方々がふびんでなりませんでした。

もう一つ、勤労福祉センター本館は、日常的に市民がスポーツに親しむ場所であり、災害時には避難場所になるばかりか、水防班なり災害班の拠点にもなる施設であります。普通に考えれば、真っ先に空調設備が整っていてもよいはずであるにもかかわらず、前市政においては壊れたシャワーが1年超も直されずに放置されていたなど、事あるごとに施設の整備が後回しにされている印象です。我が会派は、この勤労福祉センター本館こそ真っ先に空調設備を整えるべきであり、また、信篤市民体育館もしかりと考えておりますことをお伝えしておきます。御答弁は結構です。

この質問を締めくくるに当たり、小学校35校と中学校15校について私からさらなる提案をさせていただきたいと思っております。それは、小中学校の体育館に対する空調設備の整備とは、必ずしも災害時のみに必要となるものではなく、日常的な学校運営の観点からも必要不可欠なものであり、特に生徒児童のスポーツ環境の整備という観点からも必須なものであるということです。学校において体育館を使用するのは必ずしも体育の時間に限ったことではなく、朝礼や全校集会等で使用する学校もあるでしょうし、文化祭や音楽祭で使用することもあるはずです。また、市内の中学校の総体では市川市と浦安市が1つの地区となっておりますが、浦安市の小中学校は全校空調設備が整備されている一方で、本市内を見渡すと、小学校のみ、たった4校にとどまっているということはさきにも確認したとおりです。つまり、災害時はもちろんのこと、日常的な学校運営においても、小中学校におけるスポーツ振興の観点からも空調設備の整備は不可欠であると言えるにもかかわらず、本市では前市政下において小中学校に対する空調設備の整備が遅々として進まなかったことから、深刻とも言える状況が顕在化していることに危機感を覚える次第です。

ということで、小中学校における空調設備の整備は、単に災害対応の観点から進めていけばよいといった話ではなく、日常的な学校運営の観点からも、生徒児童のスポーツ環境の整備という観点からも、予算の確保に努め、利用できる補助金等を積極的に活用していくことが、ひいては災害対応にもつながると御提案申し上げまして次に進みます。

食の環境について、こども政策部の御答弁を伺いました。子どもの居場所づくり支援事業を実施していくとのことであり、子ども食堂への支援が強化されるとのことで理解しましたが、我が会派の問題意識としてはそれだけで十分なのではないかという点にあります。子ども食堂は、全ての小学校区をカバーしていません。それどころか、市内全域で10団体程度と極めて限定的です。開催頻度もほとんどが月に一、二回程度なのではないでしょうか。さらに言えば、雨の日もあれば猛暑の日もあるでしょう。心身の不調によって外出できない日もあるでしょう。それに、そもそもひきこもりがちなお子さんにとってみたら、子ども食堂に行けばよいと言われてもなかなか足を運ぶことが難しいのではないのでしょうか。食事は毎日のことでもありますし、1食だけ提供されればよい

というものではないはずです。全ての子どもの健全な発育のために、さらに踏み込んだ取組が求められるかと思えます。

成長過程にある子どもにとっての日々はかけがえのない貴重な時間であり、一刻も早い取組が必要です。行政の都合に合わせ、課題に1つずつ取り組んでいくのではなく、9月補正に間に合わせるよう全力で対応すべきとお伝えをいたします。再質問は結構です。

次に保健部ですが、発熱の症状だけでは新型コロナウイルス感染症であるかどうか判断できないとの御答弁がありました。私は病院の領収書など一定の証票があれば、結果的に陰性だった方々にも食事の提供を行うことにためらう必要はないかと思えます。私自身1月にコロナに感染しましたが、陽性と判明するまでに6日を要しました。最初の抗原検査では陰性と診断されました。ただ、当然その間は一貫して高熱にうなされていて、買物に行くことや食事をつくることなど考えられない状況でした。当時と違って最近では多少の発熱でも外出すること自体は禁止されていないのかもしれませんが、いずれにしても、たとえ陰性であったとしても、高熱にうなされていれば食事の準備どころではないはずです。税金を使う以上制度設計をしっかりとしたいという心構えは理解いたしますが、たとえどれだけ時間をかけようとも完璧な制度設計など難しいはずですから、我が会派としてはやはりコロナに限らなくとも、インフルエンザであったとしても、ただの39度の風邪だったとしても、外出が困難、買物や調理が困難なときには病院の領収書などを提示すること等により過度な負担なく気軽に利用できる配食サービスを実現すべきとお伝え申し上げて、再質問は結構です。

最後に福祉部ですが、同居者がいたとしても仕事などにより十分な介護や看護ができないケースや、同居者自身が病気を患ってしまうケースがあることを踏まえて、対象者の拡大を検討していただけるものと理解いたしました。また、ヤングケアラーにも言及していただきました。ただ、ヤングケアラーへの対応については特に緊急を要するものだと強く訴えたいと思えます。これも同様に、制度設計のために行政の都合に合わせて時間をかけてしまえば、ヤングケアラーは日々の食事の準備で心身が疲弊してしまうかもしれません。買物や調理、後片づけなどに追われて勉強時間の確保ができなくなってしまうと、就学や進学を諦めてしまうかもしれません。やはりここは検討などと悠長なことを言うのではなく、肉づけ予算を積極的に充当し、9月補正に間に合うよう全力での対応をお願いして、次に進みます。

次は、デイサービスでの外出支援についてですが、市内事業所のデイサービスでの外出状況について全てを把握しておりませんという御答弁でした。ただ、私からは、御答弁にあった屋外サービス適正チェックリストが事業者を萎縮させており、市内事業所が運営するデイサービスでは、他市に比して外出が厳しく制限されている実態を指摘したいと思えます。なぜならば、当該チェックリストは一定の要件に合致しない外出については不正請求等の可能性があります、発見者は福祉政策課に通報願いますなどと刺激的な表現で求めているからです。たとえばケアプラン、あるいは通所介護計画に位置づけられた屋外でのサービス提供であったとしても、それは、はたから見れば、第三者から見れば適正な外出なのかどうか、不正請求等に当たるのかどうか分からないわけですから、外出している現場を見た第三者から誤解され福祉政策課に通報されるなどといった事態が生じないとも限りません。だとすると、事業者はこうしたトラブル、リスクを回避するために外出を事実上制限せざるを得なくなるという理屈はすぐにイメージできるのではないのでしょうか。

そこで、この屋外サービス適正チェックリストを見直すとともに、外出時の安全性を確保することは当然の前提として、一定の要件が整えば屋外でのサービス提供は可能であることにつき、事業所に対し周知を図っていく必要があるかと考えますが、この点御答弁を求めます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

さきに御説明しました集団指導で配付した屋外サービス適正チェックリストにおいて不正請求の可能性に係る通報を促したのは、不正請求の防止に重点を置いたものでございました。しかしながら、この内容は各事業所に誤解や萎縮をさせてしまいかねない表現であることを今回認識しているところでございます。これまでの屋外サービス適正チェックリストを見直し、併せて屋外でのサービス提供はケアプラン及び通所介護計画に位置づけられていれば可能であることをはじめ、外出時の安全確保等を市内事業所に対しさらに周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 市内にはきれいなお花がたくさん咲いています。じゅんさい池であれば梅ですとか、里見公園で桜ですとかバラですとか、ほかにもいろいろあったかと思えます。デイサービスで外出活動ができるとなると、昔はカメラが趣味だったけれども最近はカメラに触っていないみたいな方が、ああ、梅のきれいな季節ですからじゅんさい池に行きましょうと、そういう事業者が提案をして、利用者の方も一緒に外出をします。そこで久しぶりにカメラを手にし、お花の写真を撮って家族に見せると、こうしたことができれば、より多くの笑顔がこの市内で生まれていくのだと思います。これが私の勝手なものではなく、そう思ったので何人かのデイサービスで働く方々にこの話をしてみたら、私たちもうれしいですと、私たちは利用者の方々が笑顔になれる、それを見ることがやりがいですとおっしゃっていました。ぜひとも早期にこの実現に努めていただければと思います。

次は、動物との共生社会の在り方ですが、保護猫の譲渡会を開催していただけるとのことでした。私も1度譲渡会に参加したことがあり、その場で我が家の3匹の保護猫は3匹とも譲渡が決まったという思い出がありますが、保護猫団体の皆さんも譲渡会の開催は歓迎されると思います。ただ、この動物との共生社会を実現していくためにはほかにも課題はあるわけで、ペットアイテムバンクについても取り上げていかなければなりません。この制度は、はっきり言って制度設計が稚拙だったこともあり、制度の目的が曖昧になっているのみならず、多くの市民にも誤解が生じており、結果として保護猫団体が必要としないキャリーケージや猫砂など不要なものが多く集まり過ぎてしまい、保管スペースに苦慮していた事実が認められます。この制度にはそのほかにも課題が山積しているものと認識しておりますが、環境部長の御見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

ペットアイテムバンクにつきまして、本市では、災害時のペット同行同伴避難所で活用すること及びボランティア団体へのペット用品の配布を目的として、市民の方から不要となったペットの飼育ケージやペット用品、未開封のペットフードなどの寄附を募っております。飼育ケージやペット用品につきましては、組み立てや持ち運びが大変な大型のケージなど、災害時の活用が困難な物品の寄附の申出もあり、保管スペースに限りもあることから、物品の受付を制限し募集をしております。災害時の避難所で必要となるペット用品につきましては飼い主が用意することを原則としておりますが、飼い主が用意できない物品の把握や、市が備蓄しているペット用品を各避難所へどのように配送するか課題を整理しております。また、ペットフードにつきましては、賞味期限の残りが2か月以上あり未開封のものに限定して募集をしておりますが、保管中に賞味期限が迫ってきたものはボランティア団体へ配布をしております。この配布につきましては、希望する団体の調整に時間を要し、迅速な配布が困難な場合がございます。必要な方に必要な物を速やかに届ける手法の検討が課題であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 このペットアイテムバンクの制度設計が稚拙であったことはさきに述べたとおりですが、具体

的にはペット用品のリユースと災害時の活用が混在しているという点に疑問が湧きます。そもそも災害時の活用といったところで、今の御答弁にもあったかと思いますが、ペット同行避難を常日頃から考える飼い主であれば、それに必要な資材は既に手元に有しているはずですので、災害時になってから本市に対してそれらの提供を求めるケースは極めてまれかと思われます。また、ペットフードのリユースといったところで、何もそれを市に備蓄する必要性は皆無であり、必要とする団体に対し、市を介さずともタイムリーに提供される仕組みこそ望まれています。制度発足以来、すっかり負のイメージが染みついてしまったペットアイテムバンクという名称は廃止すべきです。

その上で、このたび新たに打ち出された理念である人と動物との共生に基づき制度を見直した上で、人と動物との共生社会を実現するにふさわしい名称を子どもたちから募るなどの仕切り直しが必要と考えますが、この点御見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現状における諸課題を踏まえて、ボランティア団体の意見もお聞きしながら、これまでの制度の内容を見直し、名称変更を含め、よりよいものとなるよう在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ぜひ、子どもたちが名前をつけるというのは教育的意義もあると思います。新しい理念の啓蒙に最も有効な手段だと思っておりますので、その取組の実現に期待して次に進みます。

コンプライアンスについてです。市川職員服務規程や職員倫理規則といったものは、必ずしも市長をはじめとする特別職に直接的に適用されるものではありませんが、業務遂行に当たっては、公正かつ公平を旨とし、うそや偽り、ごまかしなど言うてはならないことはもちろんのこと、公的な立場を私事のために流用してはならないという考え方は特別職にも当然求められるものだと理解いたしましたので、再質問は結構です。

次がパワーハラについてです。御答弁を確認させていただきました。私にとっては非常に重大なことをかなりあっさりとお答弁されましたが、要するに、私と職員との間におけるやり取りをパワーハラスメントとして申告するよう理事者側から求めたということだと理解しました。忘れもしない令和3年9月7日、村越前市長が、私から職員に対して何か申し出てくれとか、問題にしたいからどこかに出てきてくれとか、そんなことを一度たりとも頼んだことはありませんなどこの議場において御発言されていましたが、あの発言は一体何だったのでしょうか。いずれにしても、理事者側から私との間におけるやり取りをパワーハラスメントとして申告するよう求めたことは分かりましたが、パワーハラスメントであると認定するための手続はどのように行ったのでしょうか。必要十分な証拠はどのように確保されたのでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

今般、越川議員からの御質問を受け、改めてパワーハラスメントの判断に至る経緯等について検証を行いました。まず、アンケートに対する9人の職員からの申告は、先ほども御答弁をいたしましたとおり自発的な形ではございませんでしたが、その内容は、個々の職員の言葉で述べられていると私は受け止めました。また、答弁調整時等に強い口調で言われたり、厳しい質問を浴びせられたり、回答を拒否されたことによって職員が不快な思いをしたり不安な思いに駆られたり、あるいは心理的な負担を感じたとの申告につきましては、越川議員の市政運営に対する厳しい追及姿勢から見てあったのだと思われました。

一方で、パワーハラスメントの認定に当たっては明確な証拠に基づくことが不可欠であり、職員からの単なる

申告や職員に対する確認だけでなく、録音データや録画データ、あるいは日時を記したその都度のメモや記録などの詳細な証拠が求められるものですが、裏づけとなる客観的な証拠はございませんでした。また、執行機関と議事機関という二元代表制から手法について議論はあるものの、越川議員に対する事実確認や越川議員による弁明や反論の機会の確保という手続保証をすることも事柄の性質上必須であったと考えますが、行いませんでした。このようなことから、証拠や手続保証の点から見てパワーハラスメントがあったと判断するのは難しい中で、職員の申告とその確認のみをもってパワーハラスメントがあったと公表をしたものであります。

公選の市議会議員に対して十分な証拠や手続に基づかずに記者会見で公表したり、この公の議場で発言をいたしましたことは極めて不適切でございました。改めておわびを申し上げます。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 令和3年8月30日付の議長宛て申入書や、同年9月2日の各派代表者会議に配付された文書には、私のパワーハラスメントによって退職した職員、病気休暇を取得した職員、不眠や高血圧などの薬を服用している職員もいと記載されております。また、先ほどの御答弁では、申告内容は職員の言葉で述べられているとのことでしたが、申告した職員は本当に私のパワーハラスメントが原因で休職した、退職した、あるいは病気を患い薬の服用を余儀なくされているなどと記載していたのでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

そのような申告はございませんでした。また、そのような職員がいたことは承知をしておりません。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 3回御答弁を伺いましたが、私が行ったとするパワーハラスメントとは、理事者側から職員に申告するよう求めたものであること。また、申告内容がそのまま公表されたのではなく、例えるならば膨らまし粉でもつけたかのように、私の行為が原因で休職した、退職した、あるいは病気を患い薬の服用を余儀なくされているなどと誇張されたものであることを確認いたしました。村越前市長は、非常に悪質な事例として脅迫、恫喝、強要があったとおっしゃっていて、各派代表者会議に配付された資料にもこうした記載がありました。だとすると、これらも申告すらされていない理事者側における誇張、でっち上げだったのではないのでしょうか。紛れもない事実であるにもかかわらず証拠を保全できなかったとか、証拠が不十分だったという話ではなく、そもそも事実がねじ曲げられていた、また、職員が純粋にアンケートを通じて申告したのではなく、理事者側から職員を指名して申告するよう求め、さらにそれを誇張した内容に仕立て上げて、私がパワハラをしていると一方的に報道発表したということですが、一步間違えれば、私は議員辞職に追い込まれて既にこの議場を去っていたのかもしれない。

また、私は企業のコンプライアンスに関わる仕事もしておりますが、刑事事件にも該当する悪質なパワハラの常習犯だと誤解されていれば、コンサルティング契約を解除されていたとしてもおかしくない話です。実際に東京新聞の記事を見せられて、越川さん一応確認しますと事実確認を求められました。さらに言えば、私にも当時中学2年生だった息子がいるわけですが、事実に基づかない東京新聞の報道によって学校でいじめに遭うなんていうことがあったかもしれません。いや、もしかしたら私が把握していないだけで、実際にそうした事態が生じていた可能性も否定できません。

この前市長による報道発表と東京新聞の記事によって、私が職を失う、家庭が崩壊する、一家が離散する、親子関係が断絶するなどといった事態に発展していたとしてもおかしくない状況だったと言えるのではないでしょ

うか。これは人権侵害と評してもよい性質の事柄であり、報道発表以来既に10か月が経過しておりますが、大津副市長はこの一連の事実をどのように受け止められているのでしょうか。

○松永修巳議長 大津副市長。

○大津政雄副市長 今、御質問者おっしゃられたような誇張されていることについてお答えいたします。

先ほども総務部長が御答弁申し上げたとおり、退職した職員、病気休暇を取得した職員、不眠や高血圧などの薬を服用している職員はおりませんでした。また、刑事事件として告訴するような言動も承知しておりません。このような誇張のあったことについては、訂正することに時間をかけてしまい御迷惑をおかけしてしまいました。おわび申し上げます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 幸か不幸か、私のことを見知っている支持者の方々、会派を同じくするメンバー、そして良識ある同僚議員の方々が真実を見抜いてくださっていたことで、私は百条委員会や調査委員会で一方的に断罪されるということはおそらく免れることができましたが、事実に基づかず情報操作した内容で一方的に私がパワハラをしていると報道発表されたことについては、ここに厳重に抗議をしたいと思います。市川市の未来を担う後輩議員がここにはたくさんいます。まだ見ぬ将来の議員の方々のためにも、もう二度とこのような汚点を市川市政に刻まないでいただきたいと思います。

今回のことは、客観的に見れば村越前市長や笠原前副市長こそ加害者であって、私が被害者であるにもかかわらず、忘れもしない令和3年9月13日、この最高位の会議体といわれる本会議において、公明党の中村よしお議員と緑風会の松井努議員から、加害者、加害議員と私の名誉を毀損するような表現で非難され、耐え難い屈辱を味わうこととなりました。また、私のみならず、調査委員会設置に反対した会派の皆様、議員各位の方々に対しても、村越前市長からは誹謗や中傷があり、秋本議員、増田議員、長友議員に至ってはパワハラ黙認議員だとされ、無所属の会はパワハラ容認集団だと称されました。高坂議員に至っては不当な議事進行を受け、議長から無用に注意を受けることとなりました。今、私はこの場であししてください、こうしてくださいと一々申し上げませんが、大津副市長におかれましては、副市長として知らぬ存ぜぬという立場ではないと思います。前市政が犯した罪の責任を連帯して負う立場にあったわけですから、大津副市長の責任において、私以外の方々に対して誠実な対応を求めたいと思います。

次に進みます。生活保護です。

初回の御答弁を伺いましたが、福祉部長は市議会議員初当選の平成23年以前においても、以後においても、私、越川雅史が48年間、人生を通じて生活保護費の不正受給に関与した事実を御認識されていない旨の御答弁でした。もしかしたら福祉部長は私に付度してそのような御答弁をされたのかもしれませんが、その答弁は間違っているかもしれません。なぜならば、昨年12月定例会において松井努議員は、越川雅史が生活保護の不正受給に関与したことにつき「確たる証拠はございます」と御発言されていたからです。生活保護行政を担っているのは生活支援課ですから、生活支援課の資料を徹底的に検証すれば、生活保護の不正受給に関与したかどうか事実が判明するのだと思います。松井努議員が私に対して特段の根拠もなく、ただ単に私の政治活動を妨害し、あるいは専ら私の名誉を毀損する目的で、市川市議会本会議という最高位の会議体において白昼堂々言いがかりをつけてきたのであれば話は別ですが、市民を代表する立場の市議会議員が、市川市議会本会議という品格が求められる最高位の会議体において、市議会議員のみに許された発言権を利用して「確たる証拠はございます」と御発言されているわけですから、私はてっきり生活支援課には私が生活保護不正受給に関与したことに係る確固たる証拠があって、それを生活支援課が松井努議員に提供したからこそ、同議員は白昼堂々と「確たる証拠はございます」と自信を持って、勇気ある、正義感にあふれる御発言をされたのだと理解しておりました。

そこで、念のため確認させていただきますが、生活支援課は、私が不正受給に関与したことに關する証拠を保持して、それを松井議員に提供したということによろしいでしょうか。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

証拠は持っておりませんし、地方公務員法上の守秘義務がございますので、情報の提供や資料の提供は行っておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 もう一方いらっしゃいました。昨年の12月定例会において鈴木雅斗議員は、手紙2通と証拠になるような携帯画面などを提出しているのではないですかと御発言されておりました。また、この方は法律にお詳しいのでしょうか、「民法の扶養義務、民法に関しては全く触れていない。それに対して不法行為というふうに言っている」などと発言したばかりか、松井議員同様に、ちゃんと証拠に基づいていますからねと御発言されていらっしゃいました。さすが市川市議会きっての頭脳集団とも評される緑風会の方々だけあって、ちゃんと証拠に基づいていますからねと自らの御主張の正当性を強調されていらっしゃいました。正義感と使命感あふれる、政治生命をかけた覚悟ある御発言だと私は受け止めた次第です。御承知のとおり私は頭のよくない人間ですから、民法上の扶養義務などと言われると難しく何のことだかよく分かりませんし、証拠という言葉こそ聞知していても、どういうものだったら確たる証拠でちゃんと証拠に基づいているなどと胸を張れるのかよく分からないのですが、いずれにしても、生活保護に係る民法上の扶養義務の件であれば生活支援課が所管のはずです。

そこで確認させていただきますが、生活支援課は私、越川雅史が生活保護に係る民法上の扶養義務を果たしていないと御認識されているのでしょうか。また、生活支援課は私が生活保護に係る民法上の扶養義務を果たしていないことに関する確たる証拠を保持して、それを鈴木議員に提供したということで間違いはないでしょうか。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

認識しておりません。また、証拠は持っておりませんし、地方公務員法上の守秘義務がございますので、提供は行っておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ちょっと僕も腑に落ちません。生活保護に係る民法上の扶養義務を果たしているかどうかは、生活支援課しか知り得ない情報なんだと思います。生活支援課がそうした情報の存在、証拠を承知していなければ、私が扶養義務を果たしていないなどという証拠は一体どこにあるのでしょうか。なぜ鈴木雅斗議員が自信満々に、手紙2通と証拠になるような携帯画面などを提出しているなどと言えるのでしょうか。これでは鈴木議員が私に対して特段の根拠もなく、ただ単に私の政治活動を妨害し、あるいは専ら私の名誉を毀損する目的で市川市議会本会議という最高位の会議体において、白昼堂々言いがかりをつけてきたという話になってしまいます。そればかりか、松井努議員、竹内清海議員、松永鉄兵議員、石原みさ子議員、荒木詩郎議員、鈴木雅斗議員、青山ひろかず議員、つかこしたかのり議員の8名は、私の不正受給疑惑を調査する必要がある、百条委員会を設置する必要があるなどと発議第39号の意義を強調し賛成されていらっしゃいましたが、証拠が一切ないというのに一体何を調査されるおつもりだったのでしょうか。また、それだけにとどまらず、発議第39号の提案理由では、越川雅史議員への生活保護に関する質問状を提出したが、令和3年12月13日現在においてもいまだ回答が

されていないなどと虚偽の事実まで記して、私が生活保護の不正受給犯であると印象づけてくださいました。松井努議員と竹内清海議員のこうした御配慮、記憶力の悪い私でも生涯忘れることはないかと思います。

念のため申し上げますと、私は金子正前議長を通じて、令和3年11月29日、議会最終日をめどに回答すると当該会派にお伝えしておりますし、12月9日にも当時の金子議長を通じて松井努議員ら7名の議員に対し文書にて回答しており、その証拠として、金子議長が押印された12月9日付文書のコピーもございます。必要に応じて開示することも可能です。さらに言えば、12月13日、私はこの本会議場において松井努議員に対し、証拠の一切を持って今すぐにでも警察に駆け込んでいただき、不正受給犯逮捕に全力を挙げていただきたいと思います。議事録にも残る形で回答しております。この議場にいらっしゃる皆さんも聞き覚えがあるフレーズだったのではないのでしょうか。

いずれにしても、松井努議員や竹内清海議員、松永鉄兵議員、石原みさ子議員、荒木詩郎議員、鈴木雅斗議員、青山ひろかず議員の7名は、会派の広報誌緑風会だよりも同様の虚偽記載をし、市内に広く配布されたようですが、これでは家族ぐるみの不正受給ならぬ、緑風会という会派ぐるみで、私に対して特段の根拠もなく、ただ単に私の政治活動を妨害し、あるいは専ら私の名誉を毀損する目的で言いがかりをつけてきたという話になってしまいます。最近、議員が議員を提訴するというのはやっているみたいですので、議場ではこのあたりでやめておきますが、松井努議員におかれましては、あれからもう半年が経過しております。どうか一刻も早く確たる証拠を持って今すぐ警察に駆け込んでいただき、不正受給犯逮捕という分かりやすい結論を市民の方々にお示しくくださいますよう、心より切にお願い申し上げます、次に進みます。

次は、前市長の私設秘書とされる人物の逮捕事案についてです。

捜査はいまだ終了していないとの御答弁でした。だとすると、もう一度確認しなければなりません。前市長は、これは単に千葉県警が嫌がらせのような捜査を繰り返してきただけのことであって、贈収賄があったとか入札に不正があったとか、そういうことは一切ない、ほこり一つ、ちり一つ出ないと強調していたかと思いますが、その点は安心してよろしいのでしょうか。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

御質問者のおっしゃったことも含めまして、捜査の内容に関わることにつきましてはこの場での答弁を控えさせていただきますと思いますが、捜査が継続していることにつきましては先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 前市長は千葉県警から嫌がらせのような捜査を受けたなどと言って、市長名で抗議文書を提出していたかと思いますが。しかしながら、民間人の逮捕をきっかけに、一自治体に対する捜査が1年以上も継続して行われているということは異常な事態であると思います。警察から引き続き捜査に協力してほしいとの連絡が入ったとのことでありますが、本市は捜査当局に対して全面的に協力するという姿勢で臨むということで間違いないのでしょうか、大津副市長に御答弁を求めます。

○松永修巳議長 大津副市長。

○大津政雄副市長 警察の捜査につきましては、これまでも全面的に協力してまいりました。これからも捜査に協力していくという姿勢は変わりございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 とにかく、まだ私たちは何もこのことについて真相が分かっておりません。市民の方々も心配をしておりますし、私たちも説明のしようがなく困っている状態が1年以上続いています。どうか捜査機関の方々におかれましては、この際徹底的に捜査をしていただきまして、市民に対して真相を明らかにしていただきますようお願いを申し上げます、最後の質問に進みます。

最後の質問は、市政の信頼回復に向けた決意と覚悟についてです。

市長の御答弁を伺いました。給料の減額、退職金の返上といったことは政治的な判断であって一身に限られるということで、そういうお話は理解いたしました。私も、何も副市長や教育長、代表監査委員の給料や退職手当に手をつけよう、これを減額しなければいけないなどという気持ちはございません。その点は御安心していただければと思います。ただ、前市政において市民からの市政に対する信頼が失墜してしまった。それを踏まえて、市長だけ身を削ればよいということかというのではないのでしょうか。ほかの観点でも、市長の目線に合わせた行動を取る、市民目線、現場主義を心がけて特別職も行動している、そういった姿勢が職員に影響を及ぼし、結果として市民目線、現場主義といったものが徹底していくのかなと思います。

そこで、まずは田中教育長に伺います。市政に対する信頼を回復するためには、給料や退職金の減額というのが求められるケースもあるかもしれませんが、今回はそうではありませんが、それをさておいたとしても、教育長におかれても一定の取組、信頼回復へ向けた決意と覚悟を行動で示す必要があるかと思います。

そこで伺いますが、現在あなたには公用車、専用車と専属ドライバーが与えられており、朝夕、登退庁時には自宅までの送迎が行われています。もちろん毎回必ず使っているかというところではなくて、別の場面があるとか、そういうことは承知しておりますが、いずれにしましても、専属公用車、専属ドライバー、朝夕の登退庁時の自宅までの送迎、こういうものについては、市長であれば、例えば一歩外に出れば市民から話しかけられてしまうとかいろいろあると思うんですが、教育長の場合はそこまでではないのではないかと、市民目線に照らせばちょっと時代遅れの発想であって理解が得られないような無用な厚遇と私は考える次第なんですが、この3点につき、即座に見直しをする姿勢をお示しになれるのかどうか、その決意と覚悟を伺います。

○松永修巳議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

まず初めに教育長の公用車ですね。教育長車についてお話をしたいと思います。まず、現状でございますけれども、確かに年間を通して使用している割合が高いのは私だというふうに思っています。しかしながら、教育次長以下、例えば第1庁舎あるいは遠方に出張等の会議ですね。あるいは会合等もございます。そうした場合には、私の車でメンバーが便乗できる人数であれば一緒に行くというようなこともしておりますし、また、私の車は常に使っているわけじゃありませんので、空いているときは使いたい職員が使えるような、ある程度自由度の高い、そういう状況にもございますし、それから教育委員、あるいは講師の方ですね、それで、雨が強かったり風が強かったりで、御高齢の方で初めていらっしゃる方にはJR本八幡駅から第2庁舎まで送迎をしたりとか、そういうことはございました。

それから2つ目は私個人的なことになりますけれども、まず冒頭に申し上げるのは、教育長という職に照らして、今御指摘がございましたけれども、自宅への送迎ということでございますけれども、これも今後考えて、いわゆる見直す1つの対象ということで考えていく必要があるかと。これによって、例えば浮いた時間、その浮いた時間がほかの職員の車の活用に反映できるのであれば、これはよろしいことかなというふうにも思っております。

それから3点目はたしか運転手ですけれども、これは私の専用の運転手ということになっておりますけれども、うちのいわゆる教育委員会事務局の職員が必要に応じて活用したいときには活用していただいて、その運転

手さんにいろんなところに運行していただく、これはもう結構だと思います。

ただいま申しました事柄を踏まえまして、今後このことにつきましては十分に、ちょっと時間をかけさせていただきますながら吟味、そして協議をしてみたいと、かように考えている次第でございます。

私からは以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 誤解をしないでいただきたいのは、公用車を廃止しろと言っているわけではなくて、専用車である必要はないですよ。専用車である必要がないことは、今そうやって運用できているわけですから。ただ、制度として専用車が残っていると、次の教育長は、何だ、これは俺の車だとなってしまって、今までの取組が無になってしまう、それを私は懸念しています。田中教育長だからこそ決断できることであり、それは田中市政に符合するものであると私は申し上げたいと思います。また、専属ドライバーについて、その雇用を心配されていると思うんですが、これも同じです。実態としてほかの方も運転をお願いできるのであればどんどんやっってくださいと。

ちょっと自分の経験に照らしますと、実は私も社会人1年目、会社に入って経理の仕事をしていました。当時二十三、四歳ですけども、当時の支店長からは、銀行に行くときはお前、車を使えと。いいんですかと。ハイブリッドではないですけどもクラウンで、専属のドライバーの方がいると。だけれども、それを使っていいぞと言われることによって、それだけ大切な現金を預かっているんだとか、寄り道しないで直行直帰にもなるわけで、そういう使い方があるんだと自分の実体験として持っています。また、そういうことができれば、支店長のスケジュールなんて新入社員は確認する必要がないにもかかわらず、いつだったら支店長の車が使えるのかなとか、支店長は今どちらに行っているのかなとか、そういうことを通じて全部会社の重要なイベントがどこで行われ、誰がどう動いているみたいなのができてきたことが自分にとって非常に大きな経験となっています。また、そういうドライバーの方々の会話とかもしながら、社会人としていろんな話に触れたりですとかそういうのもあったということで、教育委員会においても教育長の車だから使えないとか、誰か運転を頼みたいと、須和田の丘支援学校で、例えばそういうところでトラブルがあった、若い職員が直行しないといけない、その間も連絡を取らないといけない。そのときに、ドライバーがいて車があるのに遠慮して使えない、これで教育委員会はいいんですかと、私が言いたいのはそういうことです。ですから、ドライバーの方の雇用は守っていただいて構いませんし、公用車をなくせとは一言も言っていません。専用である必要があるんですか、専属である必要があるんですか、この点を問題にしているのと、朝夕の送迎というものが、他の特別職に与える影響を気にされているのかもしれませんが、実態として絶対に必要不可欠と言い続けることは厳しいと思いますので、この点もお伝えして次に移ります。

では、大津副市長にも伺いたいと思います。私も最初は大津副市長も当然給料減額じゃないかみたいなふう思ったんですが、田中市長のお話を聞いて、確かに部下を守る姿勢を示す、また自分の選挙公約であるから他に影響を与えたくない、そういうお話で、私も不肖ではございますが政治家の端くれとしてそうした思いは理解できます、尊重しなければいけないと思いました。ただ、この専用車、専属ドライバー、朝夕、登退庁時の自宅までの送迎、この3点については大津副市長におかれても市民目線、現場目線に照らせばやっぱり時代遅れであり、市民から理解が得られない無用の厚遇のように感じてしまいますが、まず率直にこの3点、お考えをお聞かせいただけますか。

○松永修巳議長 大津副市長。

○大津政雄副市長 公用車に関する3点の御質問にお答えいたします。

朝晩の送迎につきましては、公務の円滑な運営に当たり必要なものであるというふうと考えております。た

だ、運転手あるいは公用車につきましては、御指摘のとおり専用車である必要はないというふうに思っております。運転手につきましては、例えば私以外の職員、一般職が出張する場合などそういうことも、業務に従事させる場合に使うことも可能であるというふうに考えております。また、公用車につきましても、使用していないときに必要に応じて職員が使用するなど効率的な活用が図られる、こういったことは配慮していきたいと。やはり専用という言葉をつけるとなかなか使いづらい面があるということをお指摘いただきました。専用ということを意識することなく使えるような雰囲気づくり、仕組み、こういったことはしっかり進めてまいりたいと思っております。

その上で、やっぱり私の最も重要な責務というのは、市政の信頼回復を目指す田中市長を支えて政策が円滑に推進していけるように尽力することであるというふうに考えておりますので、今後もそのことを胸に刻んで職務に当たってまいりたいと思っております。

以上でございます

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ここから先は人それぞれ考え方が違うのかもしれませんが、私は副市長になれるほどの資質を持った人間ではございませんが、もし仮に私が副市長であって、そちらの立場であれば何をやるかなといったときに、あくまで私の感覚ですと、専属ドライバーが運転する専用車で朝夕、登退庁し、4階の副市長室に籠もりがちになるということでは、市民目線がなかなか養えないのではないかなと懸念してしまいます。やはり電車やバスで通勤すると、もちろん朝迎えに来る必要があるときはためらうことなく頼むべきです。朝一で県庁に行くですとか何かあれば、朝一で何かイベントに出席する、必要に応じてやればいいことであって、たまには電車を使って通勤してみる、あるいはふだん乗らないバスを使って通勤してみる、あるいはルートを変えて行ってみる、あるいは徒歩での通勤をしてみる。そして、出勤の過程において実際に町を歩く。そうすると、ごみ出しの様子、水たまりの状況、道路の傷み具合、子どもたちの登下校の様子、こういうものを確認してこそ市民目線、現場主義という感覚が養われていくのではないかなと私はイメージしているわけですし、私がそちらの立場であれば、田中市長を支えていくということであれば、朝夕の送迎の必要性にこだわるよりも、そうしたことのほうがよほど重要だと思うのですが、今言ったことをひっくり返せとはなかなか言いにくいことなんです、ちょっとこの話を受けて御感想を伺えればと思います。

○松永修巳議長 大津副市長。

○大津政雄副市長 御指摘のとおり、町をつぶさに見て回るということは重要です。そこに課題がある、課題を拾い上げるという意味で通勤あるいは休みのときに、私は積極的に町を歩くようにしていますけれども、やはり課題、問題というのは見えてくるものです。

そこで、通勤、朝晩の送迎に公用車を使うことについてですけれども、現在の時点においてはリスクの低減あるいは定時性、こういったことで必要というふうに考えておりますけれども、特に私もこだわりを持っておりませんので、田中市長と相談しながらこの点については活用について、運用について決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 これも同じことです。私は、大津副市長はこだわりがないと思っているので提案しています。ただし、ここで見直さないと、今副市長はお1人で新たにどなたかが選任されると。専属ドライバーがあって専用車があって、朝晩の送迎があるから俺は副市長を受けたんだと、話が違うじゃないかみたいにかじれると見直しする機会がございません。田中市長と田中教育長、大津副市長、この組合せであるからこそ、私は今ならでき

るし、今を逃したら難しくなるんじゃないかなと思ってしつこくちょっと言っている点だけは御理解いただければと思います。

ちなみに申し上げますと、西の市川と称される鎌倉市に確認をいたしました。すると、副市長には専属ドライバーはおらず、朝夕の登退庁時の送迎も行っていないとのことでした。流山市も副市長、教育長の登退庁時の送迎はございません。また、私の記憶が確かならば、過去の本市の副市長のうち、少なくともあの方とあの方は朝夕の送迎などなく、電車で通っていたかと思います。そう考えると、その時と今で何が違うのか、その方と大津副市長で何が違うのか。もっと言えば、宴席があってお酒が入ると、こういうときには当然車を待機させて家まで送らせるわけではなく、車は先に帰すと思うんですね。お酒が入れば1人で帰れる、しらふだと車が必要となると。こうしたことが何か市民から理解が得られないのではないかという点を心配しているとお伝えをしまして、これについて、次に進みます。

最後は、代表監査委員に市への信頼回復のための決意と覚悟を伺います。

代表監査委員におかれましては、以前ちょっとね、答弁が何をおっしゃりたいんだかよく分からなかったことがありますので、ここは最高位の会議体で、市民の方も聞いています。インターネット中継もされていますので、聞かれたことに対しては正直に誠実に、くれぐれもはぐらかしたり、ごまかしているかのような誤解が生じないよう、分かりやすい御答弁をお願いします。

これも間違っていたら指摘していただきたいんですが、監査人たるもの、市長が誰であろうが執行機関からの独立性を保ち客観的な証拠に基づいて監査意見を述べていく責務があり、それこそが監査委員に課せられた使命であると私は考えます。

そこで、念のため確認いたしますが、あなたは前市政においても市長や執行機関からの独立性を保ち、自らの良心と監査人としての倫理観に従って業務を遂行してきたと胸を張って言えるでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 菅原代表監査委員。

○菅原卓雄代表監査委員 はい、そのように職務に当たってまいりました。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 予算執行において、地方自治体、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を上げているかという点が問われます。監査に当たってはこの点を検証し、効率的あるいは効果的な予算執行の観点から、問題がある支出があればこれを監査委員は的確に指摘されてきたのでしょうか。それとも、前市長に対する付度や遠慮、保身に走る気持ちなど、何かの要因があって無駄遣いを無駄遣いと指摘できずに見過ごしてきた、見て見ぬふりをしてきたことはあったのでしょうか。なければないと答えていただいて構いませんので、御答弁を求めます。

○松永修巳議長 菅原代表監査委員。

○菅原卓雄代表監査委員 私は、監査委員として全力で監査に当たってまいりました。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ちょっとこだわりたいんですけども、指摘、予算執行の観点から問題がある支出を検出すれば、これは的確に指摘をしてきたと、何も付度をしたことはない、何らかの影響、他の影響を受けたことはない、そういうことでよろしいですか。もう一度お願いします。

○松永修巳議長 菅原代表監査委員。

○菅原卓雄代表監査委員 監査委員として監査してまいったことにつきましては、そのとおりでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は、令和2年度市川市決算審査意見書を隅から隅まで精読いたしました。ここを読んでいくと、皆さんも読めるものですが、令和2年度ですね、村越市政下における令和2年度、的確な予算編成と効率的な予算執行、健全な行政運営、大いに評価するなどといった前市政を称賛する記述はすぐに多数見つかりましたが、監査意見にはガラス張りシャワーについても高級家具についても言及はございませんでした。無駄遣い、ぜいたく、高額といった表現はなかったかと思います。

そこで、念のため確認いたしますが、令和2年度の本市の支出は的確な予算編成と予算執行が行われたものであって、税金で市長の趣味が入ったぜいたくな高額なものを購入していた事実などはないということでしょうか。

○松永修巳議長 菅原代表監査委員。

○菅原卓雄代表監査委員 決算報告の審査といたしましては、主として計算に誤りがないか、実際の収支が支出命令に符合しているかといった点につきまして、収支が違法でない等の点に注意をして決算の審査をしてみました。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 決算審査特別委員会で、私はガラス張りシャワーや高級家具について無駄遣いだと、不当に高いんじゃないか、最少の経費で最大の効果じゃないんじゃないかという観点から繰り返し代表監査委員に答弁を求めましたが、その際にいただいた答弁は、シャワーの件について議会でさんざん議論があった、市長はそれなりの説明をしているなどと、監査人とは思えない、独立性に欠ける前市長擁護発言を繰り返していた事実を指摘して、無所属の会の代表質問を終わります。

○松永修巳議長 以上で無所属の会の代表質問を終わります。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時56分散会

第 4 日

令和 4 年 6 月 22 日 (水曜日)

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年6月22日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
 - 第2 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について
 - 第3 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 第4 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 第5 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 第6 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
 - 第7 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第9 議案第9号 指定管理者の指定について
 - 第10 議案第10号 市道路線の認定について
 - 第11 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第12 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第13 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第14 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第15 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第16 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第17 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
 - 第18 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
 - 第19 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
 - 第20 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
 - 第21 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
 - 第22 報告第12号 専決処分の報告について
 - 第23 報告第13号 専決処分の報告について
 - 第24 報告第14号 専決処分の報告について
 - 第25 報告第15号 専決処分の報告について
 - 第26 報告第16号 専決処分の報告について
 - 第27 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
 - 第28 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
 - 第29 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- （代表質問） 日本共産党 清水みな子議員、廣田徳子議員
自由民主党 細田伸一議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 市川市税条例等の一部改正について

- 日程第3 議案第3号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第7号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第8号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第9号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 市道路線の認定について
- 日程第11 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第7号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第18 報告第8号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第19 報告第9号 事故繰越しの繰越しについて
- 日程第20 報告第10号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第21 報告第11号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第22 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第17号 市川市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第28 報告第18号 公益財団法人市川市清掃公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について
- 日程第29 報告第19号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告について

（代表質問） 日本共産党 清水みな子議員、廣田徳子議員
自由民主党 細田伸一議員

出席議員 41名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人

つ	か	こ	し	た	か	の	り
鈴			木	雅			斗
国			松	ひ	ろ		き
石			原	た	か	ゆ	き
清			水	み	な		子
廣			田	徳			子
増			田	好			秀
中			町	け			い
久	保		川	隆			志
浅			野	さ			ち
中			村	よ	し		お
細			田	伸			一
石			原	み	さ		子
青			山	ひ	ろ	か	ず
大	久		保	た	か		し
小			泉	文			人
高			坂				進
金			子	貞			作
秋			本	の	り		子
か	つ	ま	た	竜			大
西			村				敦
宮			本				均
中			山	幸			紀
松			永	鉄			兵
石			原	よ	し	の	り
加			藤	武			央
稲			葉	健			二
越			川	雅			史
大			場				諭
堀			越				優
か	い		づ				勉
松			井				努
竹			内	清			海
松			永	修			巳
岩			井	清			郎

欠 席 議 員

1 名

荒 木 詩 郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市長	大	津	政	雄
代表	監査委員	菅	原	卓	雄
教	育長	田	中	庸	惠
危	機管理監	水	野	雅	雄
広	報室長	麻	生	文	喜
総	務部長	植	草	耕	一
中核市	準備担当理事	鹿	倉	信	一
企	画部長	小	沢	俊	也
財	政部長	稲	葉	清	孝
情	報政策部長	佐	藤	敏	和
文	化スポーツ部長	森	田	敏	裕
市	民部長	小	泉	貞	之
経	済部長	小	塚	眞	康
観	光部長	関		武	彦
福	祉部長	立	場	久	美子
こ	ども政策部長	秋	本	賢	一
保	健部長	二	宮	賢	司
環	境部長	根	本	泰	雄
街	づくり部長	川	島	俊	介
道	路交通部長	藤	田	泰	博
水	と緑の部長	高	久	利	明
行	徳支所長	菊	田	滋	也
消	防局長	本	住		敏
選	挙管理委員会	小	林	茂	雄
事	務局長	藤	城	久	保
農	業委員会事務局	小	倉	貴	志
教	育次長	小	田		治
生	涯学習部長	永	井	義	康
学	校教育部長	藤			

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務局長	松	丸	多	一
事	務局次長	六	郷	真	紀子
	(議事担当)				
主	幹	米	津	孝	成
副	主幹	金	子	貴	一
主	査	尾	本		悠

主 任 書 記 北 川 陽 介
主 任 書 記 高 柳 陽 一

(調査担当)

主 幹 上 原 高
主 査 前 田 悠
主 査 岡 澤 英 康
主 任 書 記 荒 木 智 貴
書 記 福 井 寿 明

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてから日程第29報告第19号公益財団法人市川市文化振興財団の令和3年度決算及び令和4年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

発言者、日本共産党、清水みな子議員。

[清水みな子議員登壇]

○清水みな子議員 おはようございます。日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして代表質問を行います。補足は廣田徳子議員が行います。

まず初めに、田中市長に替わりまして、所信表明も聞かせていただきました。これから4年間の市川市政のかじを取るわけですが、市民感情からかけ離れた方向に進まないようにくれぐれもお願いいたします。前市長が行ってきました市民や議会を無視した市政運営、テスラ車の導入、中央階段の設置、市長室のシャワーの設置、移動に多額の税金が使われたことなど、今後明らかにしていただきたいと思います。市長室にあった机と椅子はオークションにかけられ、全国放送された日には市外の皆さんから、どうということという電話が何件かありました。このように、何かにつけ市川市は注目されています。昨日の議会での越川議員へのパワハラ疑惑でも、早速、夕方、早朝のワイドショーで放映されました。よいことで注目されるような施策をお願いして質問に入ります。

6月3日、ひょう、大雨による被害についてです。

(1)被害状況についてです。

6月3日午後4時頃、空が急に真っ暗になり、大粒のひょうが降りました。私は、市役所を出たところで軒下に雨宿りをして難を逃れました。しかし、翌朝、近所では街灯が外れて粉々になっていたり、自動車の屋根のサンルーフが粉々に飛び散っていたり、何か所も目にしました。このような、こんな大きなひょうを見たことがないという年配の方の話も聞きました。それぐらい、3日夕方のひょうと横殴りの大雨は大変な被害をもたらしました。工業高校の窓ガラスが50枚割れたという報道もされていました。市川の梨を含め、農業被害も深刻です。令和元年の台風被害に続いての被害です。

まず、市内の被害状況を伺います。

(2)として、特に農作物に対する対応と対策についてです。

代表質問で先順位者への答弁がありました。被害を受けた農家への支援として、令和元年の台風被害を受けた農家に対して見舞金を支給したこともあり、同様の見舞金の支給を検討しているということでした。ほかの支援策も検討していくということですが、20日の月曜日、日本共産党千葉県委員会と県議団、そして被害に遭った地域の市議団、県知事に農作物への降ひょう被害に対する支援を求める緊急要請を行いました。早期に見舞金を支給すること、多少の傷があっても県が積極的に買い上げ、学校給食の食材やフードバンク、子ども食堂などに無償提供すること、農家の負担軽減のための補充を拡充すること、再生産に必要な無利子の資金を確保できるようにすることなど4項目を要請しました。それに対する県の答えは大変冷たいもので、お見舞金すら考えていないということでした。必要な対策は、国に対しても県に対してもぜひ市川市も要望していただきたいと思います。

答弁は結構です。

次に、大項目、行財政運営についてです。

(1)タウンミーティングの今後の進め方についてです。

田中市長は6月3日の記者会見と所信表明演説で、地域の方々の意見を聞き、施策に反映させるため、7月よりタウンミーティングを実施する方針を発表しました。広報にも掲載されています。前市長も1年ほどタウンミーティングに取り組みましたが、大勢を集めてのタウンミーティングは意見交換にはあまりならないと記憶しています。田中市長がタウンミーティングを実施しようとする背景や意気込みを伺います。

次に、(2)として、公共施設の再整備計画の見直しについてです。

所信表明演説の中で、「老朽化が進む公共施設の再整備を計画的に実施していく必要があることから、優先順位を正しく判断し、実行してまいります」とありますが、今後の公共施設の再整備について、本市はどのような方針を持って取り組むのか伺います。

次の大項目、防災、防犯についてです。

(1)小学校区防災拠点協議会の規約の見直しについてです。

先日、市が発行しています小学校区防災拠点協議会通信第6号を見ました。協議会の規約の見直しについての記事が掲載されていましたが、どのような経過でこの規約の見直しを行うことになったのか伺います。

(2)として、防災リーダーの育成についてです。

平成31年2月定例会で金子貞作議員より地域防災リーダーの育成について質問をした際に、危機管理監より、目標数について、小学校区防災拠点協議会の方1,000人程度とするという答弁をいただきました。現在の本市の防災リーダー育成はどのような考えを持って進めているのか伺います。

次に、まちづくりについてです。

(1)空き家対策の現状及び今後の取組についてです。

私が初めて放置されている空き家問題について議会で取り上げたのは1期目のときで、15年ほど前になります。地域を訪問していますと空き家がどんどんと増えている、このように思います。老朽化した空き家も見かけます。特に暴風雨など、激しいときに崩れるのではないかという心配の声も多数寄せられています。市内の空き家の現状と課題について、まず伺います。

次に、(2)として、デジタル地域通貨に対する市の考え方についてです。

本市はデジタル地域通貨について研究を進めていくということで補正予算がつけました。現在、全国ではどのようなデジタル地域通貨が発行されているのか伺います。

次に、環境についてです。地域猫活動への支援について。

所信表明で、動物の殺処分ゼロを目指し地域猫活動への支援を強化し、地域の理解の下、動物との共生社会をつくりますと演説されました。6月定例会で165万円の補正予算がつけました。これまでの地域猫不妊手術費用助成金との制度の違いについて伺います。

また、地域猫活動団体の皆さんからの御意見や御要望などを伺っていましたら、その内容についても伺います。

次に、子ども、教育についてです。

(1)として、所信表明にある幼、保、小、中と切れ目のない支援体制とクロスフェード化に対する市の考え方についてです。

クロスフェード化とは聞きなれない言葉ですが、まず初めに市の考えを伺います。

次に、(2)給食費の無償化の進め方についてです。

給食費の無償化については、多くの会派が質問し、一般質問でも多くの議員が取り上げていますので、ここでは答弁は求めません。コロナ禍の中で給食だけが唯一、栄養を取れる機会であるという子どもたちが少なくないという報道も耳にします。一刻も早い無償化が必要だと思います。教育長さんの答弁にもありました。社会の宝である子どもたちが心身ともに健全な発達をはじめ、食を通して伝統や文化、自然や社会について理解を深めるもの。そのためにも給食費の無償化を進めていくということでした。

6月9日に兵庫県議会が学校給食の無償化を求める意見書を採択いたしました。憲法26条で、教育基本法は4条で、学校教育法は6条で義務教育の無償を定めています。しかし、実際には教材費、制服、体操着、学用品、修学旅行の積立金、そして教育費など、家庭が負担をしています。中でも給食費の負担が大きくなっているわけです。全国1,740の自治体のうち、完全無償化はたったの4%です。市川市も国へ要望するとともに、市独自の取組として給食費の無償化を進めていただきたいと要望します。

次に、(3)生後4か月のあかちゃん講座の現状と今後についてです。

母子保健法で決められている健診は1歳6か月児健診と3歳児健診、生後4か月の健診は市町村の判断だということです。我が子の成長に一喜一憂するのもこの頃かと思います。本市の4か月あかちゃん講座の開催状況はコロナ前、コロナ禍、そして現在ではどのような違いがあるのか伺います。

次に、(4)発達に課題のある子どもへの支援についてです。

所信表明で、全ての子どもたちがこの市川で心豊かにすくすくと成長できる環境をつくるために、発達に課題のある子どもたちなど、支援に取り組んでまいりますとあります。市長は、障がいを持った子どもたちのミュージカルを御覧になったと思います。あの子たちは一人一人が主役で、生き生きと楽しんで演じていました。どのような支援を考えているのか、まず伺います。

(5)公立保育園の民営化の進捗と今後についてです。

2月定例会でも、廣田議員が代表質問で公立保育園を残すべきという立場で質問いたしました。建て替えを早急に行わなければならない木造7園の民営化について、2月以降の進捗状況について伺います。

次に、(6)公立小中学校の教員欠員への対応についてです。

令和4年、始業式現在の講師未配置状況を県からお聞きしました。市川市を含む葛南教育事務所の管轄内は、県内では比較的少ないようですが、加配となっているところでも未配置のところがあります。承知されているとは思いますが、現状及び課題について伺います。

次に、保健、福祉についてです。

(1)子どものインフルエンザ予防接種費用助成についてです。

昨シーズン、生後6か月から小学校6年生までの子どもに対して、接種後、償還払いにより接種費用を助成しました。1回当たり3,000円を上限とし、助成回数は1人2回まででした。まず、実績を伺います。

(2)として、带状疱疹ワクチンの費用助成に対する市の考えについてです。

带状疱疹はこれまで中高年の男性に多く発症すると言われていましたが、昨今では年齢、性別を問わず発症しているようです。疲労、ストレスなどで免疫力が低下して発症するようです。私も1年半前に脇腹に带状疱疹ができて、布に触れると大変痛い思いをしました。治った後にワクチンを1回打ちました。もちろん自己負担です。1万円弱かかりますので、結構痛い出費です。带状疱疹ワクチンの費用助成を行っている自治体もあるようです。带状疱疹ワクチンとはどのようなものか、まず伺います。

この間、テレビでも、带状疱疹ワクチンは50歳以上からの方がワクチンが打てますというCMが流れてびっくりしました。それだけ患者さんが多くなっているのかなというふうに思いました。

次に、コロナ禍における貧困対策についてです。

(1)児童虐待の現状と課題についてです。

報道では児童虐待が後を絶ちません。幼い命を落としています。残虐な事件ばかりで心が張り裂けそうです。特にコロナ禍での影響があるのかと思われます。市川市では、この3年間の児童虐待の件数はどのように推移をしているのか伺います。

また、児童虐待の通報はどのように市に入り、どのような対応をされているのか。本市ではDX児童虐待対策システムを導入していますが、どのように活用されているのか伺います。

次に、(2)子どもの貧困対策事業の内容と今後のスケジュールについてです。

子どもの貧困対策事業として300万円の補正予算がつけました。この補正予算は貧困対策に係る計画策定のための調査をするということですが、調査の内容と計画策定までのスケジュールを伺います。

次に、(3)生理の貧困対策の進捗と今後の取組についてです。

昨年6月定例会で、小中学校のトイレに生理用品を置くことについて質問しました。そのときはコロナ禍で生理の貧困がクローズアップされ、防災備蓄であった生理用品を各学校に720個ずつ配布し、その活用方法などを聞きました。その後、県の教育委員会で4か月間、モデル校での生理用品配布状況を調査し、今年4月から全ての県立高校で生理用品の無償提供を始めました。本市の取組状況を伺います。

最後の大項目、第1庁舎のレイアウトの見直しについてです。

(1)生活支援課を第1庁舎へ移転することについてです。

市長が記者会見で市長室のレイアウト変更を報告されました。その際に職員からも聞き取り調査し、見直しを行っていくということでした。1、2階のフロアレイアウトもぜひ見直しをしてほしいと思います。以前から日本共産党は、生活支援課を第1庁舎に移転してほしいと要望しています。今、市民アンケートを取っておりますが、その返信でも生活支援課を第1庁舎にしてほしいという声が寄せられています。生活支援課に相談する方は高齢者や病気の方なども多くいます。また、担当のケースワーカーに用事のある場合、わざわざ第2庁舎まで行くことは大変です。生活支援課を第1庁舎に配置する予定について伺います。

(2)正面玄関入り口の植栽柱についてです。

第1庁舎正面玄関の脇に2本の柱が立っております。そこに植栽が植えられている柱です。時期によって、葉が枯れたり、また今は伸び放題に伸びている、そういう状態です。本当に見栄えがよくないというふうに思います。見直しは考えられないのかどうか、伺います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 清水みな子議員による日本共産党の代表質問にお答えいたします。

初めに、タウンミーティングの今後の進め方についてです。私は、これからの市川市政は何よりも市民に寄り添って行くことが大切だと考えています。前任者もタウンミーティングを開催していましたが、コロナ禍で十分にその活動が継続できなかつたように思います。市民の方から、生活に密着した現場の声を直接お聞きする機会は重要であることから、私が選挙中からお約束していた市民目線、現場主義を実現するために地域の方々の御意見を伺う場としてタウンミーティングを開催いたします。私は、人と人が触れ合う、意見を交換する機会から信頼が生まれると信じています。開催に当たっては、肩の力を入れず、まずは聞く市長として、自治会を対象として市内全域を回り、皆様とお会いして御意見を広く聞かせていただくことを最初の目標にしたいと思っていま

す。その中で地域の課題を謙虚に受け止め、改善できるところは改善するなど、適切に対応してまいりたいと思います。今年度のタウンミーティングは自治会の地区連合会ごとに開催し、7月より14回の開催を予定しているところであります。

次に、幼、保、小、中と切れ目のない支援体制とクロスフェード化に対する市の考え方についてです。子どもが希望を胸に抱き、小学校や中学校に進学する際、新しい環境になじめず、不安な学校生活を送るようなことがあってはなりません。そのためには、就学前の子どもたちが通う施設から小学校へ、また小学校から中学校へ進学する過程において、双方の先生方が協力、連携を図り、切れ目のない支援体制を築いていく必要があります。つまり進学前の教育に新たな教育を切れ目なく重ねていくクロスフェード化を進めることにより、子どもが安心して学校で学んでもらえるものと期待をしているところであります。

次に、発達に課題のある子どもへの支援についてであります。御質問者は福祉や保育の分野に精通されておりますから、子どもたちの発達を支援する重要性や課題についての的確に御指摘されているものと思います。発達に課題のある子どもが自信を持って成長していくためには、それぞれの子どもの特性に合った支援をできるだけ早く提供し、社会参加をサポートしていくことが重要と考えています。そこで、子どもたちの発達について心配を抱えながら子育てに向き合う保護者の方々が悩みを相談でき、子どもたちの成長や個性に合わせた支援を身近な地域で受けられる体制を整備することが必要です。また、幼児期から小学校、中学校、高校へと成長する過程においても、子どもの特性が周囲の人に正しく理解され、必要な支援を受けられるように、切れ目のない支援体制の整備に取り組んでまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からはひょうの被害状況と防災、防犯についてです。

初めに、ひょうの被害状況です。主な被害は6月14日現在で、公共施設では、庁舎を含め小中学校や保育園、幼稚園、公民館など合計61の施設で屋根やひさしの破損18施設、窓ガラスの破損21施設、エアコンの室外機の破損11施設などです。公用車は117台に車両のへこみなどが確認されました。また、市が道路に設置している街路灯や商店街が設置している商店街灯も多くの被害を受けており、市川駅周辺や南八幡で約170本の破損が確認されました。一般家庭における被害は、70件の罹災証明の申請がありました。この主な内容は、窓ガラスや雨どい、サンルーフや屋根の破損などです。農業については、梨を含め露地野菜などで多くの被害が確認されています。現在、JAと連携しながら詳細を調査しているところです。雨による被害は、一時的な降雨の強まりによって12か所で一時的な道路冠水が確認されました。

次に、小学校区防災拠点協議会の規約についてです。この協議会の取組が始まり、既に10年が経過しました。この間、規約の見直しは行っておらず、内容を見ると、市の職員が行うべきことと協議会の皆さんに支援していただきたい内容が混在し、しっかり整理されていませんでした。このことから、協議会活動に参加している方ともお話をし、今回、市と地域の皆さんの役割を明確にするために見直そうとしているところです。

最後に、防災リーダーの育成についてです。地域防災リーダーについては、より多くの方々にリーダーになっていただくことで地域の共助力を向上させることができると考えています。このことから、平成31年2月定例会で協議会の皆さんが地域防災リーダーになっていただくことを前提に、また、若い人たちにも目を向ける必要性があることについても私が答弁しました。コロナ禍で2年間、協議会の活動はできませんでした。本年度はようやく活動を再開すべくスタートを切ったところです。まずは、お約束したことをしっかり実行します。そして、小学校区単位で共助力を上げていけるよう取り組んでいきます。

以上です。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、行財政運営についてのうち(2)についてと大項目、まちづくりについてのうち(2)について、大項目、第1庁舎レイアウトの見直しについてのうち(1)についてお答えいたします。

初めに、公共施設の再整備計画の見直しについてです。市川市公共施設等総合管理計画は、本市における公共施設の将来の在り方や基本方針を示したものであり、市が保有する全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理するものとして平成27年度に策定いたしました。この計画では、計画期間の最終年度に当たる令和12年度末までに公共施設の全延べ床面積を12万㎡削減することを目標としており、令和3年度末でリハビリテーション病院や保育園の民営化などにより、公共施設全体でおよそ2万5,000㎡を削減しております。市川市公共施設等総合管理計画は策定から6年が経過していることから、市役所第1庁舎や第2庁舎、塩浜学園など、計画の策定以降に整備された施設を更新することや、国からの改定指針などに対応する必要があるがございます。

国の改定指針の内容については、多様性社会に即した多目的トイレの整備やバリアフリーに配慮したスロープの整備などのユニバーサルデザインの推進、太陽光発電の設置やLED照明の導入など、地球温暖化対策に基づく脱炭素の方針を盛り込んでいくことが求められています。今後、さらに施設の老朽化が予測されることから市川市公共施設等総合管理計画を見直し、優先順位を正しく判断して計画的な整備を行うことで、これから整備される公共施設などが将来を見据えたまちづくりの重要な役割を担う施設となるよう考えてまいります。

次に、デジタル地域通貨についてです。デジタル地域通貨は、特定の地域やコミュニティで流通する通貨を電子的に発行する仕組みです。デジタル地域通貨を導入する目的は地域経済や地域コミュニティの活性化のほか、市民活動への支援、市政への市民参画の促進が主な目的となっておりますが、最近ではSDGsの推進を目的にするものも多くなってきています。また、デジタル地域通貨を発行する主な主体としては、地方自治体や地域の金融機関のほか、商工会議所や商店街などが連携した事例が見受けられます。代表的なものとしては、埼玉県深谷市が発行しているネギー、木更津市で君津信用組合が発行しているアクアコイン、岐阜県高山市、飛騨市、白川村で飛騨信用組合が発行しているさるぼぼコイン、神奈川県鎌倉市が発行しているクルッポなどがございます。

次に、生活支援課を第1庁舎へ移転することについてです。生活支援課で受けている相談は、内容によっては関係機関と連携して支援していく必要があるがございます。生活支援課が配置されている第2庁舎の近くには、自立支援などの相談を行っている生活サポートセンターそらや福祉資金の貸付事業を行っている社会福祉協議会があります。生活保護をはじめとする生活困窮に関する相談は、これらの機関との迅速な連携による対応が必要なことから、このことは第2庁舎に生活支援課を配置した大きな理由の一つとなっております。基本的には、生活保護などの相談は第2庁舎の生活支援課で対応しておりますが、第2庁舎までお越しいただくことが難しい方には、生活支援課の職員が第1庁舎に出向いて1階の相談ブースなどで相談を受けております。現状では生活支援課を第1庁舎へ移転することは難しいと考えておりますが、今後も関係する部署と連携し、相談者に御負担をかけないような市民サービスを心がけてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からはまちづくりについての(1)空き家対策の現状及び今後の取組についてお答えします。

本市で把握している空き家の件数は令和4年5月末時点で598件あり、そのうち管理が不全な空き家の件数は389件でございます。市では、これらの空き家の対策を図るため、空家対策等の推進に関する特別措置法に基づき、本年4月より新たに第二次市川市空家等対策実施計画による空き家対策に取り組んでいるところでござい

す。この実施計画では、空家化の予防、空家等の適切な管理・活用促進、管理不全な状態の解消の3つを柱とした施策として位置づけております。1つ目の空家化の予防については、居住中の段階から将来の管理や活用方法を所有者自身が意識してもらうため、自治会の回覧や掲示板を活用した啓発を行っております。2つ目の空家等の適切な管理・活用促進については、除却された空き家跡地を公共施設等の用地として市に10年間無償で貸与することを条件に、解体費用の一部を補助する施策などがございます。最後に、3つ目の管理不全な状態の解消については、管理不全な空き家の所有者に対して、繁茂した樹木の伐採や屋根瓦の落下補修などの助言や指導を行っております。

また、令和2年度には、交通量が多く、学校にも近接した倒壊の危険性がある空き家に対して、建物を除却するよう命令を行った後、改善がなされていないことから、本市の空家等対策協議会の意見も踏まえ、行政代執行により解消を図りました。これらの空き家対策を行ったことにより、年間約100件の空き家が除却されるなど、改善が図られております。しかしながら、除却件数より新たに発生する空き家件数のほうが多く、近年は微増傾向となっております。このような状況により、今後はこれまでの対策も継続しながら、単に空き家を解体するばかりではなく、活用にも重点を置き、宅地建物取引業協会などの関係団体の協力も得ながら、空き家の活用に向け積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは地域猫活動への支援についてお答えいたします。

初めに、地域猫不妊等手術助成金の制度についてです。現行の制度は、地域猫活動団体が管理する猫の不妊等手術費について助成をしております。しかしながら、市内には個人で飼い主のいない猫の不妊等手術費用を負担し、管理されている方もおられます。地域猫活動団体からも、個人を助成の対象とすべきとの意見もありましたことから、今後、個人の方も助成対象とするため、今回、補正予算として計上しております。

次に、地域猫活動団体からの要望や意見につきましては、地域猫活動団体との意見交換会を年2回程度実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降はアンケートにより団体の意見や要望を確認しております。主なものといたしまして、さきに申し上げた猫の不妊等手術費用の助成対象を個人に拡大すべきとの意見に加え、自治会単位での地域猫活動への参加を推進してほしい、地域猫活動について市民へ周知を強化してほしい、飼い主への飼育マナーに関する啓発のため小冊子などを作成してほしいなどの要望が寄せられております。

以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは子ども、教育についての(3)と保健、福祉についてお答えします。

初めに、子ども、教育についての(3)生後4か月のあかちゃん講座についてです。生後4か月の時期は、成長発達の節目としてとても大切な時期であるため、子どもの発達に関する健康教育や育児相談を行う4か月のあかちゃん講座を開催しています。新型コロナウイルス感染症の流行前は、各地域の公民館など複数の会場で講座を開催し、多くの方に参加していただいておりますが、令和2年度以降、感染拡大を防止する目的で開催会場を2か所の保健センターに限定するなど、規模を縮小しながら実施していました。令和4年度につきましては、地域の子育て拠点であるこども館や子育て支援センターを会場として、感染予防対策を講じながら多くの方に参加していただけるよう実施しています。

次に、保健、福祉についての(1)子どものインフルエンザ予防接種費用助成についてです。昨年度は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐため、当時、新型コロナワクチン接種の対象年齢で

はなかった生後6か月から小学校6年生までを対象にインフルエンザの予防接種費用の助成を行ってきました。令和3年度の申請件数は約1万6,000件、交付金は約9,000万円となっています。

続きまして、(2)の帯状疱疹ワクチンの費用助成についてです。帯状疱疹ワクチンは、水ぼうそうにかかったことがある方の帯状疱疹の発症を予防するものです。帯状疱疹を予防するワクチンは、毒性を弱めたウイルスを使用した生ワクチンと、毒性をなくしたウイルスを使用した不活化ワクチンの2種類があります。それぞれのワクチンの接種回数と予防効果につきましては、生ワクチンは接種回数が1回、予防効果は50から60%、不活化ワクチンは接種回数が2回、予防効果は90%以上と言われております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは子ども、教育についての(5)及びコロナ禍における貧困対策についての(1)と(2)についてお答えをいたします。

初めに、子ども、教育についての(5)公立保育園の民営化の進捗と今後についてであります。園舎の建て替えによる民営化計画を公表した木造7園、園名を申し上げますと、東大和田保育園、北方保育園、大和田保育園、大洲保育園、富貴島保育園、若宮保育園及び中国分保育園であります。これらのうち、本年2月以降、進捗がありました東大和田保育園と北方保育園の状況についてお答えをいたします。

東大和田保育園につきましては、移転先を南八幡3丁目の警察寮跡地に決定し、公募を経て令和3年12月に設置運営事業者を選定いたしました。現在は令和4年4月1日から令和5年3月末までの予定で、東大和田保育園の保育内容を設置運営業者に引き継ぐ引継ぎ保育を実施しております。また、7月には新園舎の建設工事に着手し、令和5年4月1日から私立の保育園として運営を開始する予定であります。

次に、北方保育園につきましては、園舎の北側に隣接する北方児童公園の一部に新園舎を建設いたします。新園舎に移転後、現在の園舎を解体して児童公園を再整備する計画となっております。これにより、保育園と児童公園の位置が入れ替わることになります。現在は設置運営事業者の募集を行っているほか、児童公園の遊具等の撤去作業を実施しております。民営化の時期は令和6年4月1日を予定しております。そのほかの5園につきましては、保護者の御意見を伺いながら民営化に向けた準備を進めているところであります。

次に、コロナ禍における貧困対策についてのうち、(1)児童虐待の現状と課題についてであります。児童虐待に対応した実件数といたしましては、令和元年度が969件、令和2年度が1,146件、令和3年度は1,154件と、微増で推移をしております。また、令和3年度に新たに相談を受けた件数は1,118件でありましたが、通報の多くは保育園、幼稚園や学校、保健センターなど、市の関係機関から寄せられております。通報を受けた後の対応といたしましては、まず、対象となる子どもや家庭の現状について情報収集を行い、緊急受理会議を開いて緊急性や調査方法を協議し、家庭訪問や面接により子どもの安全確認を行います。その後、支援が必要な家庭に対しましては支援計画を策定し、訪問や支援サービスの実施などにより継続的に支援を行ってまいります。

なお、緊急性の高いケースにつきましては、児童相談所や警察等の関係機関と協力し、迅速な対応に努めているところでございます。

こうした対応におけるDXの一環として導入した児童虐待対策システムの活用状況でございますが、このシステムは市が保有する子どもや家庭の状況を総合的に分析できることから、児童虐待リスクの高い家庭への早期支援が可能になります。また、通報を受けた際に、これまで子どもや家庭に関する情報を関係する部署にそれぞれ確認しなくてはならなかったところを、このシステムで把握することができるようになり、迅速な対応に役立っております。このように、情報システムを活用しながら関係機関と連携し、必要な支援を実施することで児童虐待の防止や対応に努めております。

次に、(2)子どもの貧困対策事業の内容と今後のスケジュールについてお答えいたします。

この事業は、子どもの貧困対策に係る施策をより効果的に推進するため、子どもの生活状況の実態を把握するアンケート調査を実施するものであります。アンケート方法といたしましては、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者を対象に調査用紙を配布する予定であります。調査項目といたしましては、内閣府から具体的な事例や全国共通で調査することが望ましい項目が提示されており、それらを参考にしながら検討してまいります。この項目には、お金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあったか、教育関連の支出で負担に感じるものは何かといった質問が事例として挙げられております。今後のスケジュールにつきましては、本年10月から11月までアンケート調査を行い、令和5年3月までに調査報告書をまとめ、それを基に、令和5年度に子どもの貧困対策計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは子ども、教育についての(6)公立小中学校教員の欠員への対応についてと、コロナ禍における貧困対策についての(3)生理の貧困対策の進捗と今後の取組のうち小中学校の進捗状況の2点についてお答えいたします。

初めに、令和4年4月以降の公立小中学校教員の欠員の現状及び課題についてお答えいたします。教職員の欠員についてですが、今年度に入り、学校現場では、出産や育児のための休暇及び療養休暇を取得する教職員の増加などにより、複数の学校で欠員が生じております。今年度4月の始業式には、小学校、中学校とも学級担任は全て配置しましたが、担任以外の業務に係る教職員に欠員が生じました。5月に入り、欠員の1枠は講師を配置することで解消されましたが、その後、療養休暇を取得する教職員が増加し、6月1日現在、欠員数は14名となっております。

次に、本市の課題についてお答えいたします。新たな講師登録候補者の情報については、他市教育委員会と共有するとともに本市独自の講師登録会を複数回開催するなど、講師の確保に努めております。しかしながら、講師登録希望者が極めて少ないこと、また、欠員となった職員の勤務条件の多くがフルタイム勤務であり、登録者の勤務条件と合わないことから、欠員後、速やかに講師等を配置することが難しい状況にあります。

続いて、学校教育現場での生理用品配布の進捗についてお答えいたします。昨年5月に各小中学校に配布しました720個の生理用品の活用状況ですが、その後、学校によって違いはありますが、平均しますと、小学校では約180個、中学校では約190個が活用されております。

次に、児童生徒への配布の方法です。基本的には各学校の実情に応じて行っておりますが、昨年末の状況と比較しますと、保健室で手渡す学校が大半だった中、今年度は自由に持ち出しのできるトイレの個室や洗面所付近に置くといった学校が8校から13校へと増加しております。また、周知についてですが、今年度はより広く周知できるよう、保健だよりのほかにトイレに掲示している学校が19校、メールで保護者に周知している学校が2校となっております。このように、各校の実情に合わせてではございますが、児童生徒、保護者に幅広く周知し、対応している状況でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは大項目、第1庁舎レイアウトの見直しについての(2)正面玄関入り口脇の壁面緑化についてお答えいたします。

初めに、設置の経緯についてです。第1庁舎の建設に先立ち、平成25年9月に策定した市川市庁舎整備基本構想において、省エネルギー技術の一つとして屋上緑化や壁面緑化が挙げられたことから、庁舎の屋上、壁面、周

圃、進入路などを活用した緑地の配置を検討いたしました。御指摘の正面玄関入り口脇の壁面緑化は、これらの一環として設置したものでございます。

次に、現状についてです。第1庁舎の植栽については、業務委託により基本的に月2回、巡回による枯れた枝葉の除去などを行っておりますが、御指摘のとおり、巡回の合間に植栽の一部が枯れることや、時期により害虫が発生し、見栄えが悪くなることもございます。そこで今後につきましては、利便性が高く、より快適な庁舎とできるよう、引き続き緑化の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

清水議員。

○清水みな子議員 答弁伺いました。

まず、6月3日のひょう、大雨による被害についてです。農作物の被害があったことはもちろんですが、一般住宅への被害も、総武線沿線を中心にガラス、網戸、雨どい、物置の波板、車両のへこみなど、多岐にわたり被害を受けています。そんな中でこういう話がありました。ある方が市役所に被害の連絡をしたら、市からの補助はありません、保険で対応してくださいとだけ言われ、住所も聞かれなかった。被害の実態を知ってもらいたかっただけなのにというふうに憤慨をしていました。電話口に出た職員から、大変でしたねとか、おげがありませんか、そういうねぎらいの言葉だとか、被災証明書、これは取っておりますかとか、そういう電話があればと思うんですけども、職員の市民への対応では、これまでも税の問題、それからごみの問題など、不満の声をたくさん聞いています。職員の電話対応について、もう一度検証していただきたいというふうに要望します。

市民から信頼される市政について、市長の思いだけでは変わりません。職員が一丸になって、やっぱり行動で示してほしい、このように思います。

次に、(2)の行財政運営の(1)タウンミーティングの今後の進め方について再質問を行います。今年度は自治会の地区連合会ごとに14か所で行い、自治会の役員さんたちを招いて開催するということでした。今後どのような方法で実施をするつもりでいるのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

来年度以降の開催につきましては、これから開催いたします自治会ごとの開催の状況やその中での御意見も参考とさせていただきながら、また、新型コロナウイルスの感染状況をしっかりと捉えた上で場所や人数の調整を図りたいと考えております。開催の手法につきましては、テーマを設定し、その内容について意見交換をする形や一般公募した市民の皆様に参加していただくとたくさんの御意見をいただく形など、現場の声をしっかりと捉えられる実施方法で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 分かりました。1年で終わるということはないと思いますけれども、ぜひ続けていただきたいと思います。来年度以降、タウンミーティング、一般の公募も視野に開催することを検討するということが、例えばボランティア団体やたくさんの市民団体、活動団体がこの市川市にあります。そういう方たちとの、例えば市民団体から要望があったら市長が出向いてお話し合いをする、そういう方法もぜひ検討していただきたいというふうに要望いたします。

次に、(2)の公共施設の再整備計画の見直しについてです。社会状況に対応した計画の見直しをぜひ進めていただきたいと思います。公共施設の再整備の中で特に広大な面積を占めているのが小中学校です。老朽化も進ん

であり、再整備の最優先度は高いと考えますが、今後の再整備の方針について伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

御質問者がおっしゃる、特に小中学校につきましては、耐震改修工事は終了しているものの、その多くは建築後40年以上が経過していることから、建て替えなどが必要であることは認識しております。しかしながら、学校の建て替えに当たりましては、子どもたちの学習環境の確保に配慮するとともに、保護者や地元の声を十分に聞き、反映させていくことが重要でございます。また、将来の児童生徒数に応じた適正な施設規模となるよう、整備手法などにつきましても検討すべき事項でございますので、学校の建て替えに際しましては、様々な要因に配慮した建て替え計画について、関係部署と協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 小中学校の建て替えについては、建て替え期間も長いですし、多様の費用もかかるということは分かりますけれども、すぐに5年、10年というふうになってしまいますので、計画的にぜひ進めていただきたいと思います。

次に、防災、防犯についてです。小学校区の防災拠点協議会の規約の見直しですけれども、10年が経過して見直しを行ったこの規約の主な内容、そして、どのようなスケジュールで正式な規約となっていくのかということをお伺いします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 規約の見直しの主な点は、被災状況の概況把握と災害対策本部への連絡を避難所への参集途上の被害状況の確認と市職員の情報共有に改めたこと、住民への避難指示及び解除の伝達を避難者への情報共有等に改めたこと、また、避難所の開設支援、避難所運営状況の管理を避難所の運営補助としました。以上のように、協議会の皆さんに支援していただくことを分かりやすく整理しました。今後は全ての協議会で内容を確認していただき、御意見なども伺った上で新たな規約として確定していきます。また、先ほどのひょうのことで職員の対応、きちっとやっていくように訓練していきたいと思います。

以上です。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 見直した規約を見ますと、協議会の活動が整理されているというふうにも思われます。また、ある協議会のメンバーの方からは、協議会の前提が大地震が起きたときというふうになっているけれども、これから起こるであろう気候危機の中で、ひょうもそうですけれども、災害も併せて考えていく必要があるのではないかと御意見をいただきました。ですので、ぜひ協議会の在り方というか、含めて今後検討していただきたいというふうにも要望いたします。

次に、防災リーダーの育成についてです。防災リーダーの育成の考え方は理解をいたしました。また、どのような方々を想定しているのか。また、防災リーダーになっていただくためのプロセス、講座など、考えているのかどうか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 地域防災リーダーには、地域で様々な活動をされている方をお願いできればなど、そういうふうにも考えています。小学校区防災拠点協議会の皆さんは自主防災組織や消防団、PTA、民生委員の方、そういった方などが参加されており、既に顔の見える関係ができています。ですので、まずは皆さんにお願いする考えでいます。そして、そのプロセスはあまりハードルを高くせず、必要な講習会、そして訓練を実施した上

で委嘱していきたいと、そのように思っています。

以上です。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 コロナの関係でこの2年間、防災リーダーの養成講座とかは開けていない、訓練なども行われてないというふうに思いますが、今年度から各市でも講座などを開催しています。船橋市では、地域ごとに5か所で開催するとありました。また、愛知県の豊橋市では4日間で11講座を通して行い、防災士の受験資格も得られる、そういう講座を新たに発表して募集をしています。市川市でも養成講座の再開や防災の意識を多くの方に持っていただけるように、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、まちづくりについてです。再質問です。市内の空き家の数は少しずつ増えているということです。今はちゃんと管理されていても、月日がたつにつれて行き届かなくなる場合もあります。空き家の所有者の方は遠方にお住まいの方もいますし、また売却をしようとしたり、貸したりしても市内の不動産屋さんを知らないということで、そのままになっているということがあるかもしれません。

そこで、空き家の活用について宅建協会などにも協力を求めていくということを先ほど答弁で述べられていましたが、どのような協力を具体的に求めていくのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

不動産における豊富な知識やノウハウを有している宅地建物取引業協会などの関係団体とは、空き家の活用を迅速かつ円滑に行えるよう、空き家に関する情報共有が図れる体制の協力を求めてまいります。また、他市の事例なども参考にしながら空家等対策協議会の意見も踏まえ、空き家の活用を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 国は5年ごとに住宅・土地統計調査をしまして、直近では平成30年の調査なんですけれども、そこで千葉県の空き家は約38万戸、その中で問題のある空き家が14万戸と本当に多くなっています。空き家バンクに登録をしたり、移住支援制度で空き家を利用したり、各自治体も様々な取組をしています。この空き家問題、やっぱり全国的な課題ではありますけれども、他市を参考に一日も早く解消できるように取組を進めていただきたいと思います。

次に、デジタル地域通貨に対する市の考えについてです。各地で自治体が発行したり、また、信用組合などと連携したデジタル地域通貨が発行されているということでした。市川市のように、人口の多い都市部において導入されている例はあるのかどうか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市に近い人口規模の自治体では、人口が46万人の兵庫県尼崎市があま咲きコイン、人口が42万人の愛知県豊田市がとよたSDGsポイントを発行しております。また、都市部における駅前の商店街など、特定の商店圏で流通しているデジタル地域通貨としては、東京都千代田区秋葉原のアキコ、東京都世田谷区下北沢のキッタなどがございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 地域通貨の中には、始めたけれども、やめてしまった、地域に根づかなかったもの、また限られた人しか使えないもの、このようなものも見受けられますけれども、本市においては、どのようなデジタル

地域通貨を導入しようと考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

日本の地域通貨は2000年代初頭にブームを迎えたところですが、その中には地域に根づかなかったものも見受けられます。その主な理由として、当初はキャッシュレス決済などのデジタル技術の活用が普及していなかったため、運営や維持管理コストが高額であったことや、地域通貨を利用できる加盟店が限られていたため、当初見込んでいた利用者数に達しなかったことなどが挙げられます。デジタル地域通貨の導入に当たりましては、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう消費行動を踏まえた仕組みとすることや、スマートフォンやデジタルサービスに不慣れな方を取り残さないことも重要であると考えております。今後、市民、市、事業者等が一体となり、誰もが手軽に長く利用できるようなデジタル地域通貨について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 地域通貨ではありませんけれども、これまでもプレミアム商品券、それからP a y P a yのキャッシュレス決済など、市川市でも行ってきました。お金がなければ商品券も買えませんし、スマホを持っていない方、またスマホを持っていても使いこなせない方には全く恩恵がありませんでした。使う方にとってはとても便利ですし、しかも、特殊だという実感が湧くのですが、この点が格差があっては駄目だというふうに思います。ぜひ不慣れな方を取り残さない、それを重視していただきたい、このように考えます。

次に、環境について、地域猫活動への支援について伺います。地域猫活動団体の意見交換の中で出された要望の一つが費用助成を増やしたことだというふうに思いますが、それ以外に先ほど出された要望の中で市ができる取組、これはありませんでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 先ほどもお答えをいたしましたけれども、地域猫活動団体の要望のうち、市が実施できる取組として、猫の不妊等手術費用の助成対象を個人まで拡大するといったために今定例会で補正予算を計上させていただいております。また、そのほかに地域猫活動に関心をお持ちの自治会に対しまして、活動への参加に向けた取組を行うことで地域猫活動全体の活性化を図ってまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 私も地域猫活動をされている方にも話を聞きました。また、個人で保護猫活動をしている方にも話を聞きました。餌やりをしていると、特に女性や高齢者の方は暴言を浴びせられたり、それから腕を引っ張られたりしている経験が多いということです。地域猫活動はボランティアでやっている方が多いし、行政が積極的にボランティア活動をサポートしてほしい、また、地域猫活動への理解を深めるための広報活動がまだまだ弱いと感じている、こういう声を聞きました。地域猫活動に市も積極的に関わっていただき、地域の理解の下に動物との共生社会をつくりますという市長の所信表明にある方向をぜひ目指していただきたい、このように思います。お願いします。

次に、子どもと教育についてです。再質問です。切れ目のない支援体制とはどういうものか、幼、保、小の接続、小、中の接続のクロスフェード化、この具体例について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

子どもが小学校に入学した初期段階においては、落ち着いて席に座ってられないことや登校を渋る等の課題

が生じることがあります。また、中学校入学後は不登校生徒の出現率が高まる傾向があります。他校種等への接続期におけるこれらの課題は、これまでの園や学校での生活が大きく変化することが引き金であると考えられ、幼、保、小の接続と小、中の接続を円滑に行うことで、子どもたちがこの変化を受け入れやすくすることが可能となります。具体的な取組としましては、幼稚園、保育園の遊びから学ぶ教育を小学校1年生の段階では多く取り入れること、小、中の接続に関しては、小学校高学年で教科担任制を取り入れることにより、教科によって担当の先生が替わるという中学校の授業スタイルに慣れることなどが挙げられます。また、中学校においては、小学校で学んだ内容を振り返りながら授業を展開することが考えられます。

本市の取組としましては、幼児期の学びと小学校教育との滑らかな接続を図ることを目的に、幼児教育でのアプローチカリキュラムと小学校教育のスタートカリキュラムを策定しています。これらのカリキュラムにより、幼児教育で目指す幼児の姿が小学校教育で引き継がれるようになっています。また、小学校教育と中学校教育との接続については、義務教育学校である塩浜学園の成果を市内の学校に周知するとともに、今後、小中一貫型小学校・中学校の東国分爽風学園、信篤三つ葉学園の小中一貫教育を推進し、小、中の接続について、その成果を十分に生かせるようにしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。答弁では、公立の幼稚園、保育園と小学校、中学校との接続ということですが、市内にはたくさんの私立の幼稚園、保育園があります。その私立幼稚園、保育園と小学校教育の円滑な接続についてはどのようになっているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

まず、子どもの小学校入学に当たり、私立幼稚園、保育園を含めた市内の幼児教育機関と小学校においては、公立の幼稚園と同様に個々の子どもの教育に必要な情報を共有しております。また、円滑な接続を図るためのアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムに関する研修については、公立幼稚園に限らず、市内の私立幼稚園、保育園にも案内を送付し、参加の機会を設けております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。切れ目のない支援体制ということで、教員の負担が過重にならないか、とても心配です。教員不足は教員の多忙化と合わせて解消していかなければなりません。さらに、休む教員が出てきては本末転倒になります。様々な支援策と合わせて教員の増員、これも強く要望するところです。

次からは廣田議員ですので、私はコロナ禍における貧困対策について再質問いたします。

(1)の児童虐待の現状と課題について伺いました。令和3年度、新たに受け付けた相談件数が1,000件を超えているということです。対応する職員の配置など十分なのか、体制が取れているのかどうか、とても心配になります。対応する職員体制について、まず伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

児童虐待に関する相談に対しましては、保健師や社会福祉士、看護師や心理師などの専門職を含めた20名の職員で対応しております。なお、国が示す児童相談所の児童福祉司の配置基準は、人口3万人に1人以上が基本とされており、これを本市の人口に換算すると17人となります。児童相談所の基準をそのまま市町村に当てはめることはできませんが、おおむね業務に必要な人数が配置されていること、さらにDX児童虐待対策システムを活

用した業務効率化に取り組んできたことにより、通報を受けた際の初期対応につきましては、適切に対応できているものと考えております。一方で、共働き世帯の増加に伴い、夜間や休日の支援ニーズも増えることが予想されるため、支援体制の強化や拡充について今後検討をまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 20人の職員ということですが、とても足りているというふうには思いません。答弁にありましたように、夜間や休日も対応しないと間に合わなくなっている事案も出ているということです。ぜひ支援体制の強化拡充を要望します。

児童虐待対策システムについて伺います。虐待リスクの高い家庭への早期支援が可能になったというふうに答弁されました。具体的にはどのようなことなのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本システムでは、市の関係部署が保有している児童虐待に関する情報を収集、分析して、虐待のリスクが高い児童を抽出できます。その結果を基に、学校や関係機関などに対象児童の状況を依頼して、支援が必要な家庭に対する相談支援につなげております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 このシステムはリスクの高い児童を抽出できるということなんですけれども、今、政府が進めようとしている子どもや家庭に関する情報の連携や利活用を進める子どもデータベースの整備、その先取りではないかというふうに思います。虐待や貧困など、真に支援が必要とみなす家庭や子どもとその予備軍をAI判定で見つけてプッシュ型支援にするため、デジタルデータを活用するということです。専門家からは、行政が子どもや家庭にレッテル貼りをし、必要な支援につながらないといった声が聞かれます。システムに頼るのではなくて、先ほども要望しましたが、専門職の職員の増員、これが大変求められているというふうに思います。ぜひ職員、専門職の増員をお願いいたします。

次に、子どもの貧困対策事業の内容と今後のスケジュールについて再質問いたします。アンケートの小学校5年生とその保護者、そして中学校2年生とその保護者に対して調査用紙を配布するということでしたが、対象者はこれで何人になるのでしょうか。そして、その数は調査の規模として適切なかどうか、これについて伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

調査対象となる人数は、小学5年生とその保護者を約1,000組、中学2年生とその保護者を約1,000組、合計2,000組を予定しております。子どもの貧困実態調査について、内閣府が示す最低基準は回収で1,000組とされておりますので、回収率を勘案しても十分な調査ができるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 県内他市では、既に独自の貧困対策計画が策定されているのではないかとこのように思いますが、なぜ今、こうした調査を行い、計画策定に着手をするのか、その理由を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

これまでも本市は、千葉県の子どもの貧困対策推進計画を踏まえて様々な貧困対策事業を実施するほか、コロナ禍におきましては、独り親家庭への経済的支援などの施策を積極的に推進してまいりました。しかしながら、感染症対策の影響や不安定な国際情勢に関連する物価高騰などにより、子育て世帯の生活困窮が今後さらに進むことが予測されます。そのため、本市の最新の状況を改めて把握し、効果的な施策を展開するための計画が今まさに求められていると考え、策定に取り組むものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 これまでは県の子どもの貧困対策推進計画に基づいて様々な施策に取り組んできたということですが、やはり本市を取り巻く環境も含めて子どもの貧困状況を把握し、独自の施策、計画を立てることはとても大事なことだと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、生理の貧困対策の進捗と今後の取組について再質問いたします。前回質問したときよりも進んでいるということで、大変うれしく思います。配布した生理用品がなくなった後の対応、現在、720個の後、どのように進めていくのか、対応していくのか、伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校での生理用品につきましては、防災備蓄分を配布される以前は、各学校に配当された医薬材料費より必要な分を購入しておりました。今後、生理用品を学校に常備していく取組につきましては継続的に行うこととしていることから、備蓄分がなくなった以降も適切に対応していくこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 5月の連休に、生理の貧困問題に取り組む市民団体が中心になって、J R千葉駅周辺で生理用品を無料で配布したという記事がありました。この取組には、高校生や大学生など50人が街頭に立って生理用品を1個ずつ配布したということです。この市民団体は、ほっとハート。身近に助けてくれる人がいるということを知ってほしいと、今後も駅での配布を検討しているということです。代表の方は、トイレットペーパーと同じで生理用品は絶対に必要なもの、トイレットペーパーと同じように生理用品が無償で使えることが目標ですというふうに語っています。本当にそのとおりです。この間も生理の貧困問題についても取り組んで質問もしてきましたが、学校だけではなくて、公共施設、駅のトイレなどにも生理用品の無償配布をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、第1庁舎のレイアウトの見直しについてです。生活支援課を第1庁舎へ移転することについてです。第1庁舎に移転することは難しいという答弁でしたが、第1庁舎ではもっと対応できる体制を進めてもらいたいと思います。ワンストップサービスと言いながら、まだまだワンストップにはなっていないというのが現状ではないのでしょうか。市長も、新しく職員の皆さんから意見を聞いて第1庁舎の見直しも行っていくということも言っておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに要望いたします。

次に、(2)の正面玄関入り口の壁面緑化ということです。私も、何ていうふうに呼んだらいいのか分からなくて、植栽柱って、柱に植栽が植えられていたのでそういうふうに呼んだんですけども、答弁で壁面緑化の一環だということが分かりました。しかし、枯れたり、伸び放題になっていたり、虫が飛んでいたり、何とかしてほしいという声もたくさん聞かれているところです。市役所の正面玄関ですから、見栄えをよくしてもらいたいという声もあります。ぜひ検討してほしいということをお願いいたしまして、私の代表質問を終わらせて、次、補足質問者の廣田徳子議員に替わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次に、補足質問者、廣田徳子議員。

○廣田徳子議員 廣田徳子でございます。補足質問をさせていただきます。

私からは子ども、教育についての(3)生後4か月あかちゃん講座についてです。コロナ禍で規模を縮小して実施したり、また、参加を控えてきたお母さんもいたことは理解します。参加者を縮小するために、現在の対象者は第1子に限るなどの制限があると聞いたことがあります、そうなのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

生後4か月あかちゃん講座は、生後4か月の子どもとその保護者を対象としています。第1子だけでなく、第2子以降の方にも参加していただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 それはよかったです。子どもが何人いてもそれぞれ違いますので、参加できると伺って安心しました。

しかし、今月対象になっている4か月の赤ちゃんは今年2月生まれの赤ちゃんです。270名います。4か月あかちゃん講座を行っている5か所の定員は合わせて81組です。ホームページを見る限り、市川市の4か月あかちゃん講座は、ママが自分で申し込まないと受けられないものになっているように読み取れますが、初めての方は講座のことを知らない方も多いと思います。どのように周知をされているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

広報に毎月講座の対象となる子どもの生まれ月を掲載し、周知をしております。また、講座の内容など詳細な情報については、市公式ウェブサイトで周知を図っております。今後は市民に分かりやすい周知方法を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 母子保健法に入っていないとしても、生後4か月はとても大切な時期だと思います。今後どのように4か月あかちゃん講座を本市では取り組んでいくのかを伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

コロナ禍においては、感染へのストレスや育児不安を抱えやすい環境にあり、情報共有や相談できる場が少ないことも懸念されます。そこで今年度から新たな取組として、来所者の多い地域にあるこども館などに働きかけ、共同で講座を開催し、育児不安などの軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 お隣の船橋市では4か月児健康相談として、対象者には問診票、日程、場所のお知らせ文を郵送しているそうです。まだコロナの関係で集団はしていないそうですが、個別に来ていただくように案内をしているそうです。さらに、4か月健診と1歳6か月健診後に図書館で絵本を1冊差し上げていて、こちらを目的に来る親御さんもいるとか。保育園に預けている御家庭では保育士さんに相談できますが、家で1人子育てをしていると不安なことも多いと思います。子育て支援センターなどにも話を聞いてほしいというお母さんがたくさん来るそうです。同じ年齢を持つお母さん同士が顔を見合わせて話ができる場所でもあります。1人で悩むことが

ないように周知徹底をさらにお願ひして、次に進みます。

(4)の発達に課題のある子どもなどへの支援についてです。伺いました。こども発達相談室では、相談の申込みから実際に相談ができるまでの期間が以前は約2か月間と長くなっていて、市民の方から何とかならないかとお叱りを受けることも多くありました。その後、この状況は改善をされているのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子どもの発達に関する相談窓口でありますこども発達相談室の電話受付から初回面談までの期間は新型コロナウイルス感染予防対策のため、相談や療育を終了するごとに使用する部屋の消毒と換気を行い、その作業に時間を要したことから、令和3年12月時点で約2か月待ちの状態となっております。この期間を短縮するため、希望する日時に予約が取れなかった場合には、希望の日時に近く、比較的余裕のある曜日、時間帯を御案内する、新たな部屋を確保して初回面談の枠を増やす、相談を受けるケースワーカーを3名増員するなどの取組を行ったところ、本年6月1日時点では、初回面談までの期間は22日から25日程度となっております。今後も子どもの発達に不安を抱えた保護者に少しでも早く寄り添うことができるよう、初回面談までの期間の短縮にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

行徳地域、妙典コミュニティゾーンに児童発達支援センターセレン学園が今年度開園しました。併設されている保育園児が支援センターに通うことも可能です。セレン学園は3歳以上児が通うことができ、40名定員のところ、現在32名が入園をしています。通園は、基本的にはバスで送り迎え、送迎をしているそうです。ここで一般市民を対象とした発達相談ができると聞いていますが、どのように申し込んだらいいのかを伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

令和4年4月1日に開所いたしました児童発達支援センターセレン学園では、お子さんの発達に悩みを抱える地域の保護者を支援するため、専門家による相談を予定しております。具体的には、子どもの発達に不安を抱える保護者に対する発達相談、発達の状態を把握し、必要な支援を検討するための発達検査の実施などがございます。現在は感染症拡大予防のため、地域からの相談に対応できておりませんが、感染状況が改善してきていることから、相談業務開始に向けて準備を進めているところであります。

なお、これらの相談の申込みは、セレン学園において随時電話で受け付ける予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 行徳地域では待望の施設です。ぜひセレン学園と早めに地域からの相談を受けていただけるように協議をして、調いましたら、ぜひ広く周知をしていただきたいと思います。

そして今後は、市長の御答弁にもありましたように、小学生以上の子どもたちの相談できる窓口を拡充していただきたいことをお願いして、次に進みます。

(5)の公立保育園の民営化についてです。木造7園については予定どおり進んでいると認識しました。

そこで、東大和田保育園に引き継ぐ事業所を決めた経緯を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

東大和田保育園の設置運営事業者の募集は、令和3年6月に募集要項を公開し、応募申請を受け付けました。設置運営事業者の選定審査につきましては、外部有識者、保護者代表及び市職員の評価委員によって構成された審査会を開催し、書類審査とヒアリングにより実施いたしました。評価に当たりましては、審査員による恣意性や偏りを排除するため、選定評価に基づいて行っております。また、評価の配点につきましては、申請者からの提案内容が東大和田保育園の保育内容と同等の内容であれば基準点のゼロ点となり、これらを上回る提案であれば加点しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 この間、東大和田保育園の保護者はどのような反応だったのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

これまで保護者説明会の議事録や民営化手続の進捗状況等を保護者に報告する都度、保護者にアンケートを実施し、民営化に対する御意見等をいただいております。東大和田保育園の保護者の反応につきましては、一例を申し上げますと、当初は現在の公立保育園のまま建て直してほしいとの意見をお持ちの方が丁寧な協議を進めることにより民営化を進めるのであれば、公立保育園を上回るすばらしい保育園をつくってもらいたいと発言されるなどの変化があり、民営化された新しい保育園への期待が聞かれるようになりました。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 私は常々、公立保育園の役割を重く受け止めています。民間が公立と同じように、さらに特色を出して保育園ができたとしても、公立保育園があるからこそ基準ができ、比較し、指導ができるのだと思います。コロナ禍、緊急事態宣言下で休園をしなければいけない、そんなときも公立保育園同士でエッセンシャルワーカーで仕事を休めない保護者の子どもの受入れを可能にしました。公立だからできたことです。今後、残りの14園を民営化ありきで進めていくのかを伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

公立保育園につきましては、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の方針において、民間施設の活用や民間移譲する施設とされていることから、建て替え時期を見極めて民営化または統廃合を検討していくこととなります。

なお、先ほど申し上げました7園を除いた14園につきましては、建て替えの目安となる時期が10年以上先の施設もあることから、地域での需給バランス、保護者ニーズへの対応、待機児童の状況などを総合的に勘案して、子どもの利益を最優先に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 これから木造公立7園が民営化すると、そこで働いている方はどうなるのでしょうか。例えば循環保育支援チームをつくり、ここ数年で200か所以上にも増えた民間保育園の保育の質、維持向上のために、保育士という専門知識と経験を生かして担ってもらってはどうか。また、病児・病後児保育や一時預かり保育、医療的支援が必要な子どもたちの保育、親御さんたちへの支援など、行政が手を差し伸べることはたくさんあります。公立保育園の実践があつてこそ、民間保育園の指導もできると考えます。

御答弁の中で子どもの利益を最優先にと言われました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、(6)公立小中学校の教員欠員への対応についてです。6月には14名になっているということです。今年3月末、昨年度は最終的に33名も不足していました。随分増えていきます。それぞれの児童生徒、また保護者の不安は拭い切れません。講師不足の現状に対して、市として具体的な改善策を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

欠員が生じ、代わりの講師が配置できない学校につきましては、学校と協議を進めながら、当該校の担任外の教員が欠員となる教員の業務を行えるよう、校内の支援体制について指導助言を行っています。また、市費で雇用する補助教員を速やかに配置し、児童生徒の学習や生活指導の補助業務を行わせるなど、指導体制の強化に努めています。

一方、講師募集の取組につきましては、従来から行ってきた大学等への訪問や本市広報紙への募集掲載等に加え、講師登録会の回数を増やしました。また、本市のLINEやフェイスブック及びツイッター等のSNSを活用して、広く一般の方から講師登録を募る機会も増やしてまいります。

さらに、7月の法改正により教員免許更新制が見直されることを受けて、免許更新の手続をしていない教員免許状を所有している方も効力が復帰することから、該当する教員免許状を所有する方に対しては積極的に講師登録を進めてまいります。教育委員会といたしましては、今後も新たな講師確保に努めるとともに、欠員が生じた学校においても円滑な学校運営を進めていけるよう、質の高い講師を速やかに配置するよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

実は昨年度、学年の年度途中で先生が替わり、大変困ったという事例があります。2年前、外国から来た児童で日本語が分かりません。保護者も外国人で、学校からのお便りは翻訳アプリを活用して読んでいるようですが、図工で家庭から用意していくものなど、分からなくて大変困っています。親子での会話は英語です。なかなか慣れないようです。私とのメールやり取りもアルファベットでの表示です。たまたまその児童の担任が産休に入り、先生が途中で替わってしまいました。このようなケースでは引継ぎが大変重要になります。どのような対応をされているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

あらかじめ配置が決定している講師については、長い期間をかけながら丁寧な引継ぎを確実に行っております。引き継ぐ内容につきましては、児童生徒個々の情報や支援体制及び学級内の人間関係など、職員会議等で共有している情報が主となります。しかしながら、急な欠員に対応する講師につきましては、配置予定も含め急な対応となることから、引継ぎの時間を十分に確保できないことが課題となっております。教育委員会といたしましても、特に急な欠員に対応する講師の引継ぎにつきましては、校長と連絡を密に取りながら十分な時間を確保し、必要な情報を適切に引き継ぐよう指導してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ぜひよろしく申し上げます。教員の成り手がいないのは全国的な課題です。業務の多さ、朝早くから夜遅くまで、土曜日は部活では先生自身の時間を持つこともできない。また、新しいシステムはどんどん入ってきています。タブレットも同様です。先生は、あしたの授業の準備もままならないといえます。

このような環境の中で、子どもたちが学ぶ喜びや学校の楽しみを感じることができるのでしょうか。段階的に

少人数学級も進めているところですが、教員が足りない状況では少人数学級の実現は難しいと考えます。市長がおっしゃる切れ目のない支援体制、クロスフェード化の実現も人材の確保がなければできないと考えます。ぜひ市内の子どもたちのために担任の先生が不在の状況がなくなるようお願いして、次に進みます。

保健、福祉についてです。(1)の子どものインフルエンザ予防接種費用助成について、おおむね予算の半分ほどでした。せっかく子育て支援をしているにもかかわらず、医療機関にお勤めの方にお話を伺うと、会計の際に市に申請すれば助成がありますよと声をかけると、知らなかったという方が多かったと聞いています。共産党で5党派目の代表質問になりますが、質問の中でぜひ周知してくださいと、様々な施策の中でどれほどお願いをしているのでしょうか。市の公式ウェブサイトや広報だけでは不十分だということです。子育て世帯の流出が課題となっていますが、本市は決して子育て支援が他市に比べて劣っているようには思えません。発信の仕方を考えるなど、工夫が必要だと思います。

この間、マスクや手洗い、うがいの習慣で風邪を引く人も少なくなっているようですが、毎年家族でインフルエンザ予防接種を受けているという方も少なくありません。安心して生活できるよう、また多子世帯の負担は大変大きく、さらに子どもは2回接種するということですので、ぜひ費用の助成をお願いしたいところです。費用助成の継続について、本市の考え方を伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えいたします。

令和3年度は、新型コロナワクチン接種の対象とならない年齢の子どもを中心に、季節性インフルエンザとの同時流行を回避することを目的として、令和3年10月から本市が独自で接種費用の助成を行いました。その後、新型コロナワクチンは令和4年1月より、5歳から11歳の子どもについても接種が可能となりました。これらのことから、今後の費用助成につきましては、新型コロナウイルスの感染状況などを見極めながら慎重に判断してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 子どもの新型コロナワクチンの接種は受けられるようにはなりましたが、6月21日現在、5歳から11歳、そして2回接種を済んでいる人は14%にすぎません。地域の子ども会のお母さん方に伺うと、感染者数も少なくなりつつあること、仮に感染しても軽く済んでいること、ワクチンができてまだ間もないので、何年後に子どもの体に影響が出ないか心配している。また、接種後の子どもへの副反応を考えると、もう少し様子を見てからということでした。ぜひ子育て支援の一つとして、引き続きインフルエンザワクチンの助成をしていただきますようお願いいたします。

次に、(2)帯状疱疹ワクチンの費用助成についてです。最近では、年齢や男女問わず発症する方が多くなっており、治ってからも後遺症に悩む人も多いと言われています。埼玉県鴻巣市では、1回4,000円の補助があります。本市では、費用助成についてどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えいたします。

帯状疱疹ワクチンは、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において、市町村が公費負担する定期接種化に向け対象年齢や安全性、費用対効果などを審議していることから、本市としましても、審議の結果を踏まえ対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 清水議員が带状疱疹になったとき、あまりにも痛く大変そうだったので、私も慌ててワクチンを打ったのですが、子どもの頃、水ぼうそうをやっていなかったということが分かりまして、かかる可能性が低いということです。带状疱疹のワクチンですが、コロナ禍でも、社会環境も変わってストレスなども多く、そういうことを感じている方もいらっしゃるということです。こうした状況の中だからこそ、厚労省も検討しているんだと思います。種類も2種類、金額も回数も違うということです。国の動向を見てからではなく、ぜひ少しでも補助金があればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で日本共産党の代表質問、また補足質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**松永修巳議長** 以上で日本共産党の代表質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時開議

○**松永修巳議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を継続いたします。

次の質問者、自由民主党、細田伸一議員。

〔細田伸一議員登壇〕

○**細田伸一議員** 会派自由民主党の細田伸一です。私は、市の自衛隊募集相談員の役を引き受けている関係から、自衛隊家族会の集まりや勉強会に出席する機会が定期的にございます。そのような会合で、過去に田中市長と偶然にも御一緒させていただいたことがございます。そのような勉強会や限られた時間での会話を通し、市長が国防に関することや国の将来について強く関心を持たれている方だなという印象を強く受けました。また、伊勢神宮への参拝なども欠かさず、国体意識や日本人の心を大切にしている方だなと大変感心したのを覚えております。そのような国を愛する、日本国を大事にする強い気持ちを持つ方が市川市の市長になられたということで、多くの市民同様、私もその市政運営、かじ取りに大変関心のあるところです。今回は市長所信表明から、その基本的立ち位置や基本的方向性などについて質問いたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

所信表明の「はじめに」の冒頭で、市長は「戦禍に見舞われ、住む場所を追われる方々に思いを馳せると同時に、遠い国で起きていることが日本国民、市川市民の生活にも大きな影響を及ぼしてくることを痛切に感じております」と述べております。今回のロシアによるウクライナ侵攻は、物価の高騰という目に見える影響だけではなく、戦争が起きるとどういうことになるのか、どうしたら平和な状態を保つことができるのかという人々の考えや心情、思いといった、目に見えない内面的なものにも大きな影響があるのではないかと考えています。

そこで、市長が考える市川市民の生活に大きな影響を及ぼしてくるとはどのようなことを想定しているのか伺います。

次に、環境についてです。

地球温暖化の進行により気候変動の危機は深刻さを増し、そのための対策は待ったなしです。今すぐ行動を起こさなければ、私たちの地球は取り返しのつかないことになってしまいます。環境問題には様々な要因が複雑に関わっています。しかし、重要な視点は自然摂理を理解し、循環とバランスを保つことです。一人一人の生き方が地球環境につながっていることを意識し、資源やエネルギーを循環させ、バランスよく環境を保つことができるよう啓蒙してまいりますと述べられております。環境問題は市川市のみならず、日本やアジア、世界中の国々と地球規模で取り組まなければならない課題であることは言うまでもありません。しかし、その行動の一つ一つ

は、市長がおっしゃるように、我々一人一人の生き方、考え方が大きく影響しています。

6月6日にニッケルトンプラザで開催された環境フェアに行きまいりました。当日は飲食店のテラス席まで家族連れや多くのお客様にぎわい、そのような中、生活排水やごみ処理に対する啓蒙や啓発がされており非常によいイベントであると感じました。このような取組やイベントをさらに拡大したり、回数を重ねたりしたほうがより効果的だとは思いますが、啓発、啓蒙の取組と合わせ、市の考えを伺います。

次に、誰もが自分らしく暮らせる町の実現に向けた取組について。「誰もが自分らしく暮らせるまちとは、国籍、年齢、障がい、LGBTQ+など、様々な違いをお互いに受け入れ、認め合う、ダイバーシティが実現されたまちです。人権教育の推進や、多様な方が文化活動やスポーツに参加できる環境の整備を進めることで、健康で健全な社会の実現を目指してまいります」と述べられております。主に文化活動やスポーツへの参加についてのことを述べられているのだと思いますが、市民の中には、本人の意思とは無関係に、望んでいない環境で生活せざるを得ない方が少なからずいらっしゃいます。例を挙げれば外国の方ですが、夫婦で市川市に居を構え、子どもも授かった。ところが、数年後に御主人が失踪、行方不明、在留資格の失効、本国は政情不安等々の外的要因により本国にも帰れず、現在、難民申請中。住民票も健康保険証もないまま、小さい子どもを育てながらの生活は不安定で心もとないことだと容易に察しがつきます。しかし、御本人はお子様と一緒に市川市に住み、子どもにも日本の教育を受けさせてあげたいという強い意思を持って市川市内で暮らしています。表題にある、誰もが自分らしく暮らせる町を目指すために、このような方々に市はどのような支援をしているのでしょうか。

次に、美術館の開設についてです。

「文化・芸術がいつも自分たちのそばにあることで、歴史ある文化を未来へつなぎ、文教都市として発展し続けることができます。新進アーティストの活動拠点や美術館の開設も視野に入れながら、市民の皆様が市川市らしいまちの文化を身近に感じられる環境づくりを目指します」と述べられています。

美術館の開設につきましては、これまでも本会議において質問に取り上げられておりました。東京都のような巨大な都市ではなくても、自治体が運営する美術館を持っている町は多くあります。本市でも、東山魁夷記念館で保管している東山魁夷作品以外にも約800点以上の作品を収蔵しているとのこと。これら作品の保管料は年間600万円以上になると聞いております。市内に美術館を開設できれば、このような、ふだんは人の目にも触れないで眠っている作品を常設展示として公開し、文化、教育、また文教都市の発展にも寄与することができ、保管料の削減にもつながります。恐らく市長も何らかの美術館の構想があつての発言と推察いたしますが、具体的なイメージがあれば、それはどんなものなのかお示してください。

次に、子どもたちの食の環境についてです。

学校生活において、給食の時間は子どもたちを笑顔にする大切な時間です。引き続き地産地消に取り組むほか、食の安全性を維持し、学校給食費の無償化に向けた関係機関との協議を進めます。さらに子ども食堂の支援など、全ての子どもたちの食の環境を守りますと述べられております。私はこれまで自身が食育指導をする立場から、食の重要性を食育というテーマで取り組み、また本会議においても度々質問をまいりました。しかしながら、市川市に限ったわけではありませんが、子どもたちの健康を守る上で重要な役割を担う食の環境がなかなか改善されていないように感じております。加齢に伴う疾患群の成人病、また生活習慣に着目した生活習慣病は、成人になる前の10代で発症する割合が増えてきております。市長は、子どもたちを取り巻く食の環境の現状をどのように捉えているのか。また、それに対してどのような取組を行い、最終的にどのような状態をつくらうと考えているのか伺います。

次に、健康寿命日本一についてです。

私が最も重視するテーマとして掲げているのは健康寿命日本一です。誰もが健康上の問題で日常生活が制限さ

れることなく、はつらつと元気に暮らし、心の健康と体の健康のバランスの取れた活力ある生涯を送れることを願っていると述べられました。健康寿命日本一を目指すことについては大いに結構なことだと評価したいと思います。冒頭の平和と同様、健康であることは世界中の人々の共通した願いであり、多くの自治体においても同様の表明が行われており、健康寿命の機運が高まってきております。私も議員になって以来、健康について、市の考えを本会議において何度か質問してまいりました。田中市長は健康に関して、健康寿命日本一を目指すに当たり、どのような構想をお持ちか、お伺いいたします。

最後の市制施行100年についてです。

「昭和9年11月3日に市制施行して以来、88年にわたり発展し続けてきたこの市川市を、市政100年に向け、誰もが安心して充実した日々を過ごすことのできる持続可能なまちとして、次世代につないでいかななくてはなりません。そのためにも、今、取り組まなければならない基盤整備と施策を掲げ、市民の皆様とともに歩んでまいります」と述べられております。

12年後の令和16年、市制施行100年の大きな節目を迎えるに当たり、今から構想を練っていくべきかと考えますが、市長の思いを伺います。

以上、初回質問といたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 細田伸一議員によります自由民主党の代表質問にお答えいたします。

初めに、市川市民の生活に及ぼす影響ということで御質問いただきました。細田議員は国防に関して高い関心をお持ちでありますから、特に重要な御指摘と受け止めさせていただきました。ロシアがウクライナに侵攻して約4か月がたとうとしています。その間、ウクライナの国の一部は焦土と化し、日々多くの人が犠牲となり、連日の報道で知られる惨状に世界中の人が心を痛め、多くの国が支援を行っています。このウクライナの惨状に接し、戦争の恐ろしさや悲惨な状況が決して遠い国の出来事ではなく、平和な日常がいつ壊れてしまうかもしれないという不安を抱く方も多くいらっしゃると思います。不安定な東アジア情勢など、平和の大切さと安全、安心の日常を保つ、そのために何が必要かを考える大きな契機になったとも感じております。このような時代における政治や行政の責任は極めて重く、トップに立つ者の判断一つによって、人々の状況を一変させてしまうという現実を突きつけられたように思います。

所信表明でも申し上げましたとおり、国際政治の要諦は暴力、武力、戦争と180度違う立場で平和的に物事を解決すること、その考えに私は常に変わりはありません。国と地方で役割の違いはありますが、国民や市民の生命や財産、そして平穏な日常を守るという責務には変わりがないと思います。市政を預かる者として、50万市民の安全、安心な市民生活を守っていくため、首長として、責任をしっかりと果たしてまいります。

次に、美術館の開設についてです。本市には、多くの著名な芸術家が居を構え、市民による文化芸術活動が盛んな土地柄であり、このことは文教都市市川を構成している大きな要素であると考えています。また、過去に美術館建設に向けての検討を重ねた経緯や、改めて市民より御要望いただいていることも承知しております。美術館の開設は、文化芸術活動を行っている多くの市民が長年望んでいることと伺っております。これまでの経緯を踏まえて、これから文教都市市川にふさわしい美術館の在り方や開設場所などについて検討し、事業化に向けて進めていきたいと考えております。

次に、子どもたちの食の環境についてです。子どもたちが健やかに成長していくためには規則正しい食生活を

送ることが大切です。ところが、経済的な問題を含め朝食を食べない習慣など、十分な食事を取っていない子どもたちが増えています。このような子どもたちにも常に栄養ある食事を提供できるのが学校給食です。学校給食の無償化については、現在、教育委員会で検討しておりますが、子どもたちの成長を社会全体で支えるという観点から責任を持って進めてまいりたいと思います。

また、子ども食堂では、困っている子どもたちに食事を提供する、それだけではなく、多くの人との食事を通じた交流を持つことで子どもたちの協調性や社会性が育まれることが期待されます。そこで新たな取組として、子ども食堂などを運営する団体に対して運営費など一部を支援してまいりたいと考え、このような施策に着実に取り組むことで、市川市の将来を担う子どもたちがそれぞれの夢に向かって伸び伸びとすくすくと育つことができる市川市を目指してまいります。

次に、健康寿命日本一の町を目指すための取組について。今回、私は健康寿命日本一を掲げ、所信表明を行いました。健康寿命日本一は、市民の皆さんがいつまでも元気で生涯を送ることができる町をこの市川市で実現していただきたいというものです。健康は乳幼児から高齢者まで全ての世代に深く関わり、必要な施策も異なります。ですから、それぞれの世代に応じて丁寧かつ切れ目なく施策を提供していくことで健康寿命の延伸に取り組んでいきたいと考えています。

一方で、様々な家庭環境の中、経済的・社会的状況により孤立してしまう人々がいることも事実です。そのような方が適切な保健、医療を受けられないという状況は避けなければなりません。健康寿命日本一を目指す上では、誰一人取り残さないという意識を持って、おのおのに応じた様々な施策を推進していくことが重要です。所信表明で述べました7つの基本政策を総合的かつ多面的に取り組むことで、全ての市民が健やかに暮らし、豊かな生涯を送ることができる町をつくってまいりたいと思います。

次に、市制施行100年に向けた構想についてであります。本市は昭和9年11月3日に市制を施行し、市制施行100年が12年後に迫ってまいりました。所信表明では市政100年に向けてとの表現をいたしました。まず、市長として責任を持って取り組まなければならないのは4年間の市政運営です。本市は今、子育て世代の人口流出、高齢化、コロナ禍、環境への取組、そして不安定な国際情勢などによる物価上昇問題など、様々な課題に直面しています。本市が持続可能な町として発展し続けるためには、これら環境やエネルギー、食料の問題、広域行政の推進など、方向を示さなければならないと思います。

私は市川市の市長として、こうした課題に果敢に挑戦し、市民を誰一人取り残すことのない市政を進めていきたいと考えています。そのために、この4年間で市民から信頼される市川市を取り戻し、市制施行100年に向けての礎にしたいと、そのように思っているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは市長所信表明についての(2)についてお答えします。

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制と削減を図るため、温暖化対策や再生可能エネルギー普及の啓発を推進しております。具体的な啓発活動として、いちかわ環境フェアでは、温暖化対策をはじめとする環境問題に取り組む企業や市民団体、市の各部署が出席し、体験・参加型のブースや展示を通じ啓発を行っております。いちかわ環境フェアのほか、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、メディアパークでのパネル展示などにより、市民の皆様への啓発を行っております。また、日々の生活や活動の中で地球温暖化対策に取り組む方や、そのような行動を他者に働きかける役割を担う人材を育成することを目的に、市民、事業者、関係団体及び市が一緒となって地球温暖化対策の推進に取り組む市川市地球温暖化対策推進協議会の活動を推進しております。さらに、千葉商科大学との包括協定により、本市の研修を受けた千葉商科大学の学生が小学校で地球

温暖化や再生可能エネルギーについて授業を行う未来ノート事業を実施しております。今後も市が行うイベントや地球温暖化対策推進協議会と協働で行う各種事業において、機会の拡大について検討し、啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは市長所信表明についての(3)にお答えいたします。

本市にお住まいの外国人に対する主な支援策といたしましては、外国人相談窓口と日本語ボランティア教室がございます。外国人相談窓口は第1庁舎及び行徳支所の2か所に設置しており、行政の手続に関するサポートを行うほか、日常生活における相談や、相談の内容に応じた関係機関等への紹介を行っております。外国人相談窓口での主な相談内容は、転入、転出、転居に伴う住所変更手続、健康保険の加入や脱退の手続、市県民税の申告や納付等に関することなどです。相談内容が在留資格やビザ、労働問題、法律等の専門的な内容の場合は、弁護士や行政書士が月1回相談窓口を開設している千葉県国際交流センターを紹介しております。また、外国人の方が自分らしく暮らしていくためには日本語の習得が必要になることから、市内15か所で日本語ボランティア教室を開催しております。この教室は日本語を学べるだけでなく、日本の文化や生活習慣を学べるほか、外国人と地域住民との交流や相互理解を促進する場にもなっていると考えております。そのほかの支援といたしましては、外国人の方が安心して日常生活を送れるよう、月2回、英語と易しい日本語で行政サービスやイベント情報などをLINEで配信しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。先順位者さんの質問などを通して大変に勉強になりまして、今回は主に所信表明のところから、先ほど申し上げましたように、市長の考え方、立ち位置などを中心に質問してまいりたいなど。

また、私、7項目しか質問しておりませんが、そのうち5項目に対して市長が答弁に立っていただいたこと、非常にうれしく思います。ありがとうございます。

今回、ロシアによるウクライナの侵攻、侵略ということを受け、日本だけではない、世界中で大変大きないろんな影響を受けて、目に見える影響などもあります。また、一方で目には見えない影響、こういうことが市民の生活、国民の生活にいずれは大きく影響してくるのではないかなと私は思います。それに対して市長なりの御答弁をいただきました。

ここで私、戦争に対極する平和ということで、それをどういう影響があるのかという側面から質問したつもりなんですけれども、平和というのは、私も自分の家が、母方の親が戦争で、ビルマで木っ端みじんに吹き飛ばされて亡くなっているわけですね。そういう関係から、こういうことには子どもの頃からちょっと関心があるということで、また、市長とのそういう勉強会を通しての短い時間のやり取りから、なかなかしっかりした考えを持っているということで改めて伺った次第なんです。

主に目に見えない部分の影響ということなんです、1年を通して、これは日本だけではない、各国そうなんです、平和とは何だろうな、それはどういうふうにしたら保たれているんだろうなということを考えるきっかけになる日が何回か訪れると思います。例えば8月であれば、日本で言えば6日とか9日、15日。そして侵略、侵攻ということで考えれば、領土問題なども当然一緒に併せて考えなければならない。そうすると、2月8日、2月22日、それぞれ竹島の日、北方領土の日、ありますね。また、6月23日、明日、これは沖縄慰霊の日です。

私は、これまで何度か本会議場においても、こういう日を通して平和ということを考える、そういうことのきっかけをつくったほうがいいですよということを伺ってまいりました。

このような1年を通して、年間を通して幾つか契機になるところがあると思いますが、ここで改めてお伺いしたいと思います。こういう、特別な日という表現はどうかと思うんですが、こういう平和を考えるきっかけとなる日を通して平和啓発を行うことが今後も考えられると思いますが、何か考えていることはあるのか。また、既に何か予定しているものはあるのか。この辺、改めて伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

御質問者が御指摘のとおり、平和を考えるきっかけとなる幾つかの特別な日というものがあると認識をしております。そのような特別の日に平和の尊さを次の世代に伝えていくため、様々な平和啓発に関する行事を継続して行うことは極めて重要であると認識をしております。

その中でも、特にこれまで10月に行っておりました戦没者追悼献花式を、今年度は終戦の日の翌日である8月16日に第1庁舎のファンクションルームにおいて行うことといたしました。そのほか、日本人にとって特別な意味を持つ8月には、今年度も平和パネル展などの平和啓発事業を実施いたします。今後も様々な事業を通じて市民の皆様へ平和の尊さを訴えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 平和というのは誰もが求めていることなんですが、行政、50万人が暮らしている都市として、先ほども市長が申しあげました喫緊の課題というのは幾らでもあるわけですね。平和ということを考えるだけでは、やはり食べていくことはできない。それ以上に、そんなことよりも、もっと目の前のことを解決してほしいという要望とか市民の願いというのはもういっぱいあるわけです。

しかし、平和というのは、それはすなわち人の命に関わってくる課題だと私は思っています。これは比較的長い時間を要していくものであり、教育と同じようにすり込んでいくものだと私は考えているんです。なので、重要性においては、私は極めて重要なことだと考えていますが、すぐ取りかかって何かいきなり変わっていくものでもないと思う。このところはやはり教育委員会なども協力していただき、平和の尊さとか人の命の大切さということに取り組んでいってほしいなと思うわけです。

市長は太平洋戦争戦没者慰霊協会代表理事をされていますね。そういう方が旗振り役となり、元杉並区長の山田宏さんではありませんが、成人式の日には、20歳になる前の人が国を守るために貴い命をささげたなんていう、そういう講話をしたこともありました。そういうふうにしてほしいって言っているんじゃないんです。何らかのきっかけを通して、その大切さを伝えようとする姿勢が重要なかなと思います。

ただいま御答弁いただきましたファンクションルームでの戦没者追悼献花式、いいことだと思いますよ、私。ただ、いきなり1階のファンクションルームで追悼献花式をやっていると、市民の中には、もしかしたら、これは何ですかと、げげんな表情をされる方もいるかもしれない。これは職員皆さんにお願いしたいなと思うんですが、もしそのように何やっているんですか、これはという方がいたら、いや、これは大切なことですよということを改めて職員が市民に対してきちんと伝えてほしいなと、そういうふうに思います。これまで10月の平日にやるのは、次の世代に伝えていくにはちょっとそぐわないんじゃないですかということは何度も申し上げておりましたが、此度は8月16日に開催されるということで、気持ち的には私は非常にうれしく思っています。ありがとうございます。

では、次に移ります。次は環境について、私も6月5日のコルトンプラザでの環境フェアの開催へ行ってまい

りました。今、やはりまだまだ感染ということを危惧する、感染、そういうことも考えなければいけないので、ブースそのものもちょっと離れてあったりとか、規模も少し小規模のような感じがしました。しかし、やっていることは非常に重要なことです。所信表明でもおっしゃっているように、環境のことというのは喫緊の課題です。世界中でも、今、ユーチューブなどを通して、環境に対して環境破壊というようなことは誰でも見ることができます。しかし、これは市川市だけの問題ではない。市川市の中では一人一人が取り組まなければならない問題ですね。例えば4人世帯で生活排水が1日に1,000以上も出るなんていうのも、何となく感覚では分かっている、あえて1,000なんていうと、ちょっと驚く。また、ごみ処理の話。そういう目に見える形、もっと大きな形で開催というのはいかならないかなと思いました。

そうでなければ、また別のやり方もあるのかなと思うんですが、先ほど答弁でもいただきましたように、大学生との協定を結びながら未来ノートというような取組があると伺いました。この未来ノート事業について、具体的にはどのような内容のものなのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

未来ノートは、主に小学4年生へ地球温暖化の仕組みや対策について学んでもらうことを目的に地球温暖化対策推進協議会が発行するA4サイズ12ページのテキストです。この未来ノートを用いて、大学生を環境学習の講師とすることにより、社会や地域の中で地球温暖化対策を進める役割を担う人材を育成し、増やすことも目的としております。本事業は、平成28年度から市川市地球温暖化対策推進協議会及び本市と包括協定を結ぶ千葉商科大学とが協働で開始をしているもので、これまで講師として育成した千葉商科大学生は83名、授業を行った小学校の数は延べ21校60クラス、受講児童数は約1,900名に上ります。小学校の児童及び教師、大学生にアンケートを取ったところ、特に小学校の児童からは、チャレンジ期間にエコ活動に挑戦し、水や電気の無駄遣いへの意識が高くなったなどの感想も多くありましたことから事業効果は高いものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 こういう取組、重要だと思います。もちろん教えられる小学生だけではなく、講習を受ける大学生そのもの、これから社会に出ていく大学生にも非常に有効な手段というか、事業ではないかなと思います。先ほどのイベントなんですけど、私、率直に申し上げまして、いい取組だと思うんですが、こういう社会情勢も多少あるんでしょうけど、環境フェアという、年に1回のものではなく、例えば防災公園、市川市に2か所ありますね、広尾防災公園、大洲防災公園。お祭りをやるとかやらないとかのことではなく、天気の良い日曜日とか、人出がかなりあるときなどに、一角をお借りして環境フェアというようなことなどをやってみてはいかがかなと思うんです。つまり出張イベント、出張フェアというか、そういうような取組で環境啓発というのをぜひひどんどんして行っていただきたい。これは要望にとどめておきます。ありがとうございました。

次に、誰もが自分らしく暮らせる町の実現に向けた取組について。これは文化活動、またスポーツへの参加というようなことを前提にお話しているのかなとは思いますが、しかし、文化活動や市民の活動、スポーツへの参加も、なかなかできにくい状況にある人というのが実際います。これは何も先ほど事例を挙げた外国人だけではなく、日本人の中だって、そういう方はいると思います。

なぜかという、人が動いていくには何かとお金もかかるわけです。目の前のお金がなかったりとか、現実問題にすると身動きが取れなくなってしまうんですね。先ほど答弁において、現在行っている支援についてはおおむね理解することはできました。私が思うには、誰もが自分らしく暮らせる町というようには、それでもまだ足りないのではないかなと思うんです。先ほど申し上げました難民認定申請中で在留資格がない方、非常に生活に

困窮しているわけです。日本の場合、難民認定には非常に時間がかかります。時間がかかった上に待った待った。その後、結局、難民申請は却下されちゃうんです。それだけ日本は非常に多い。だから、日本に来ないで別の国に行ってしまう人も多いわけです。

そのような方が暮らす上で、どうしたら住民登録とか。本人たちは、先ほど事例に挙げた方というのは、市川市に死ぬまで暮らしたいって言っているわけです。そういう方たちは、どのようにしたら住民登録、国民健康保険の加入。小さい子がいらっしやいます。風邪にかかって医者へ行ったら、1万や2万、すぐ出ちゃうんですね。このような国民健康保険への加入ができるのか伺います。

また、そのような住民登録がない家庭の子ども、まだ小さいですが、これから成長していきます。子どもたちの教育は今後どういうふうになっていくのか。これを伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

国における難民認定の審査には長い時間を要することから、難民としての保護が必要な方をできるだけ早く判断するため、出入国在留管理庁では、難民認定申請を受理すると4つの分類に振り分けております。1つ目は、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる案件または本国情勢等により、人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件、2つ目は、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張してくる案件、3つ目は、再申請である場合に正当な理由がなく、前回と同様の主張を繰り返している案件、4つ目は、そのほかの案件となります。

このうち、1つ目の案件に該当すると判断された場合は、特定活動として基本的に6か月の在留資格などが付与され、難民として認定されるまでの期間は特段の事情がなければ更新することができます。また、この資格を付与されると住民登録が可能となり、国民健康保険にも加入できることとなります。

なお、子どもの教育につきましては、難民認定申請中で住民登録がない場合でも一定の信頼が得られると判断できる書類があり、居住地などの確認ができれば、小学校及び中学校において義務教育を受けることができます。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 やはり難民申請、これ、申請できても、その答えが出る、また望んだ答えが出るまでには非常に多くの時間を要し、答えが出ない場合がある。実務的にも少し大変なものがあるのかなというようなことを御答弁で理解いたしました。

また、答弁の中で、難民認定申請中でも住民登録がない場合でも一定の信頼が得られると判断できる書類などがあれば、また居住地等の確認ができれば、義務教育である小学校及び中学校での教育は可能だと。受けることはできるということで、これは安心できる材料です。しかし、実際、そのような環境、生活に直面している家庭、親子にとっては、日々なかなか厳しいものがあるのは、これはもう変わらないわけです。

そこでちょっと視点をずらしますが、別の視点から、難民ということなのかどうか分かりませんが、先ほどのウクライナの件です。この前、ウクライナの方々、4世帯5名ですか、市川市へいらっしやいました。この方々にある程度の支援、また現金などの支給も行うのかなと新聞にも出ていましたし、そのような報道で知った市民は多いと思います。大いに結構なことなんです。ただ、見舞金支給とか、また生活支援とかの判断をした根拠。あるいは、世帯主に10万、また、それ以外に1人増えることによって5万円かな。その積算根拠というのは、これはどこから出てきたんでしょうか。お願いします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

ウクライナから避難されている方は、国において避難民として位置づけられており、国からも地方公共団体や企業、団体に対して支援を呼びかけているところでございます。このような国の動向から、避難民に対して千葉県や近隣市が見舞金などを支給したものと認識しております。その後、本市におきましても、市内に避難されている方に見舞金を支給するため、市川市ウクライナ避難民見舞金支給要綱を制定し、国などからの支援が受けられるまでの一時金として支給したものでございます。

なお、金額につきましては、千葉県や近隣市を参考に決定いたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 見舞金支給要綱というものを市がつくって、それに基づき支給、支援をしたと。また、外務省のホームページなどをのぞいてみましても、PDFなどで、自治体が避難民に支援をする場合の内容を書いてくださいというような、そういうものもありますね。それは私も拝見いたしました。確かにこのような根拠によって支援をしたということは分かりました。

誤解をしないでいただきたいんですが、支援に疑問があるとか、そういうことを言っているんじゃないんです。私は、大いにするべきだと思っているんです。ということであれば、外見的にはウクライナから、何千kmも離れたところから、こういうところに逃げてきて生活をするわけですから大変だと思います。しかし、先ほど私、事例に挙げました、実際に市川市に何年も住んでいる方。見れば、これはどちらも同じように見えるわけですよ。ウクライナから来た方は、いずれは恐らくウクライナに帰るんでしょうね。ある程度の支給や生活支援というのは受けられる。先ほど私が挙げました親子は——もしかしたらその親子だけではない。似たような方は、もうちょっといるかもしれない。これは国から指定はされていないようですが、本国の政情不安によって帰るにも帰れないで、本人が望んでいることではない、伴侶は行方不明になっちゃって、公的書類も今ないまま仕事もできないわけです。収入を得ることはできないわけですね。一体どうやって生活していくのかという、見た目には同じなんです。

なので、私としては、これは永遠にそういう公的なものを支援しろということではなく、時限立法のように、3か月間、あるいは半年間、何らかの支援とか、もうちょっと充実した支援というのはできないのかな、そういうものがあっていいんじゃないかなと思うんです。

そこで、次の再質問になりますが、例えば市川市独自の住民票、あるいは健康保険、これもすぐお金かかりますから、国民健康保険証のようなものに類する、そういうものを独自に、これは自分で望んだことではなく、仕方なくそうってしまった方々に対して、独自のそういう公的書類に匹敵するようなものというのは発行できないものなのかなというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

さきに御答弁したとおり、難民の認定に関しては国に一定のルールがあることから、各自治体が個々の事情を把握して独自に判断することはできないものであります。したがって、独自に公的な証明書などを発行することも現状では難しいことではございますが、今後も難民等に対しては、国からの要請等に応じてできる支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 難民と指定されれば、さほど問題はないんですよね。ちゃんとそういう支援の枠があるんです

から。そうなる前に何らかの支援というものは欲しいなど。

これからコロナの影響が徐々に薄まっていく中で、また今月からも外国人の入国、観光客なんかも、国とか、ある程度限定しているようですが、増えてきます。そうすると、このような事例というのは増えてくるのではないかなと思いますので、これはぜひ今後の課題としてちょっと考えてほしいなというふうに思います。

次に進みます。美術館構想に関しては、ほかの議員も本会議場において質問をしておりました。市川市には美術館がありませんし、一体どういうふうな美術館をつくるのかなと、個人的に私は関心があります。例えば東京の丸の内丸ビルの一角には東京大学の博物館がありますね。誰でも、あれは入れたと思いますけれども、なかなか立派な博物館、非常に珍しいコレクションがいっぱいあって、そういうところにもちょっと行ったことがあります。

美術館というのは、大抵の場合、主要な駅からちょっと離れたところにあたりして、市川市の博物館もそうですね。離れたところにあるので、収蔵しているもの、美術館であれば、作品などは価値のあるものかもしれませんが、しかし、なかなか人の目に触れるようなことがないために、いいものが分からないままで終わってしまっている。それは少し残念でなりません。先ほど申し上げましたように、今、保管料、美術品のようなものを専門に保管する倉庫ですから、月々49万5,000円ですか。これだけ払って保管してもらっているわけです。1年を通すと653万4,000円で、かなりの額ですよ。こういうものも美術館を開設することによって、その美術館の保管庫の中にしまうこともできるのかなというふうに考えますので、これも長い時間かかる構想かもしれませんが、これはぜひ構想を温めていってほしいなと思います。

次に移ります。子どもたちの食の環境をどのように守っていくのかと。これも既に何人かの議員が質問していたと思います。子どもたちの食、健康を守る。その多くは生活習慣、食生活習慣なんて言ったりもしていますが、食べるということを中心にして体をつくる、これは誰もがそのように思っているわけです。親から、先祖からいただいた自分の体。でも、それは生活の仕方や食べるものによって駄目にしちゃう場合も多々あります。

このような子どもたち——子どもたちというのは、普通の場合は自分で食べるものはなかなか選べませんよ。学校で出されたもの、家庭で出されたもの、これを食べるしかないんです、子どもたちは。子どもたちの関係というのは、私はまだまだ整っていないというふうに思っております。主に昼間であれば学校の果たす役割というのは非常に大きいわけなんですけれども、これは公的な団体なのかな。学校給食物資開発流通研究協会という団体があるようです。学校給食で使う食材とか、そういうものを、ある程度こういうものがないですよというように基準を設けてつくって、それを配信、提供しているようですが、市川市の場合、本市における子どもたちの学校給食物資の購入基準について。そして、最近では大豆ミートという、大豆をお肉のように仕立て、食べた食感から味からお肉なんですね。こういう大豆ミートというものも世界の潮流の一つとなっております。物資の購入基準と大豆ミートの使用について、使っているのか、あるいは使う予定があるのか。使っているんだったら、そういう状況なども教えていただければと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 御質問の2点についてお答えいたします。

初めに、学校給食の物資選定基準についてお答えいたします。本市における学校給食の食品の選定につきましては、学校給食衛生管理基準の解説書に記載されている食品の選定基準にのっとりしております。その基準ですが、食品は過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選定するように配慮すること。有害もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、その他の食品添加物が添加された食品や内容表示が明らかでない食品については使用しないこと。保健所等から情報提供を受け、地域における感染症、食中毒の発生状況に応じて食品の購入を考慮することの3点となっており、本市では基準を満たした食材を購入し、ハンバーグやコロッ

ケ、グラタン等も給食室で手づくりをしている学校が多くなっております。

次に、大豆ミートの使用についてお答えいたします。大豆ミートにつきましては、植物性たんぱく質が多く含まれるほか、低脂質で食物繊維が豊富であるなど、栄養価の面で優れた製品であることは理解しております。調理に加工しやすく、児童生徒も無理なく取り入れることができるため使用している学校もございます。使用の際は献立表に記入し、大豆アレルギーの児童生徒の誤食がないよう配慮しております。今後も各学校の栄養士が献立を考える際、食品のバランスを考え、大豆ミートをはじめ様々な食品を取り入れ、安心、安全な給食を提供してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 市川市でしっかりした基準を定めて、それに準じて食材を選んでいる、加工しているということを知って安心しました。私も市川市の給食は非常にしっかりやっているなというふうに思っております。しかし、給食のことではなくて、子どもたちの食の環境ということからすると、まだまだそれは足りないような感じがする。それは例えばどういうものかという、食べ物を大切にするとか、そういう感覚的なものに対する教育というものがまだ薄いんじゃないかな。

これは以前にも申し上げましたが、例えば日本では御飯があって、みそ汁があって、箸を真ん中に置いて自分がある。何でお箸が真ん中にあるんだろう。それは、自分と御飯というものが非常に神聖なものであって、その間を隔てるのがお箸、日本の鳥居みたいなものですよ。そういうふうに日本人は古来考えていたと聞いたことがあります。

では、何で御飯が左側にあるのか。それは、心臓が左側にあるから左側に大切なものを置くという説も聞いたことがあります。そういうような、一種の、我々がふだん食べている食事に対する、何でそういうものができ上がってきたのかというような文化や歴史なども給食の時間を通して教えていただけたらな。そういう背景があれば、必然的に子どもたちというのは、また大人になってからも食事を大切に、どういうものでつくられているのか、何を食べたらいいのか。食を選ぶ、いわゆる選食、そういう感覚を培って養っていけるんじゃないかなと考えます。

この項目は終わりますが、給食関係で言えば、足立区が結構面白い取組をしているようです。先日のニュースでもやっていましたが、足立区は日本一おいしい給食というものを何年も前から掲げていて、このたび足立区内のコンビニエンスストアとのコラボにより、エビクリームライスという、これは随分前からある人気給食メニューなようです。これを足立区内の178店舗のセブンイレブンで販売をして、足立区長もそのセブンイレブンに駆けつけ、あっという間に売れるので驚いたと。食べた人は、これは私がまだ子どもの頃、幼い頃食べていたものと同じ味だということで非常に高い評価を得たと聞いています。と同時に、このエビクリームライスだけではないコマツナサラダというものも、これも随分前からやっているサラダのことなんです。これは健康に関して足立区がいろいろアンケートを取った結果、あまりよろしくないデータが出てきたようです。

ちょっと紹介しますと、平成25年度、足立区民の健康寿命が都の平均より2歳短いというデータが出たようです。それまで進めていた取組、健康対策から方向転換して、区民1人当たりの医療費、23区内で最も高かった糖尿病対策1本にかじを切り、あだちベジタベライフをスタートしたと。特に食育月間の今月、6月には、これは足立区でなく、区内の約875店で加盟するベジタベ協力店や区内のセブンイレブン、イトーヨーカ堂、デニーズ等とともに、野菜たっぷりメニューやベジファーストを普及啓発してきたと。丸8年の取組により、健康寿命は男性1.13歳、女性1.27歳延伸したんです。足立区は本気で、住んでいるだけでおのずと健康になる町を目指していると。1つの給食というところから町全体の人に関わる健康寿命の延伸を成功させたい事例だと思いま

す。まだまだ足立区だけではない、ほかにもこういうことをやっていることはあると思うし、参考にさせていただければなど。

この項はこれで終わります。

次、これは市長が最も重視するテーマである健康寿命日本一の町を目指すための基幹的な取組、この点に関しては特に再質問はありません。これまで多くの議員が質問してきたように、また私自身も今回の質問のように、指摘してまいりましたが、あらゆる取組を多角的な方面から行ってきて進捗を見守りたいと思っております。

最後、市制施行100年の節目に行う行事の構想。これはまだ12年先のことから、今から準備というのも、先ほど答弁いただきました、まだまだ目の前でやらなければいけない喫緊の課題というものも幾つもあるわけです。なので、これも一応、そういう100年目ということに視野を入れながら事業を進めていっていただければなどと思うんですが、90年の周年事業は、これは2年後にありますね。この90年の周年事業は、間違いなく、これは市長在任時にやってきます。90年事業などは何か考えているのか、この辺をお伺いいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

これまで本市では、市制施行70年の際には健康都市いちかわの宣言、80年の際には次世代を担う方に市川を感じていただくため、新たなシンボルマークの作成などを実施してまいりました。市制施行90年に向けては、健康寿命日本一、持続可能な町の実現に取り組み、さらにこれを100年へつなげていくことが重要であると認識しております。90年という節目として、どのような形、内容がふさわしいものなのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。先ほど言うのを忘れちゃったんですけど、足立区と給食の取組というのは、これは足立区制90年を記念して、セブーン・イレブン・ジャパンと足立区の学校給食メニューを開発してコラボしたものらしいんです。なので、そこをまねしろというわけではないんですけども、1つの面白い取組の事例として、これは健康寿命日本一にも寄与することができるかもしれない、また、学校給食を通して多くの市川市民、子どもたちの健康にも寄与することができるかもしれない事業として、市川市も大いにより進化した形として取り組んでいただければなどと思います。

以上、会派自由民主党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第7号から報告第19号を終わります。

○松永修巳議長 この際、議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてから議案第10号市道路線の認定についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。報告第1号から報告第6号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第6号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

○松永修巳議長 今期定例会において、6月14日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、報告いたします。

○松永修巳議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明6月23日から6月27日まで5日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明6月23日から6月27日まで5日間休会することに決定いたしました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時9分散会

第 5 日

令和 4 年 6 月 28 日 (火曜日)

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年6月28日（火曜日）午前10時開議

第1	議案第1号	市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	(委員長報告)
第2	議案第2号	市川市税条例等の一部改正について	(委員長報告)
第3	議案第3号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	(委員長報告)
第4	議案第4号	市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第5	議案第5号	市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	(委員長報告)
第6	議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）	(委員長報告)
第7	議案第7号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第8	議案第8号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第9	議案第9号	指定管理者の指定について	(委員長報告)
第10	議案第10号	市道路線の認定について	(委員長報告)
第11	請願第4-2号	国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願	(委員長報告)
第12	一般質問	国松ひろき議員、金子貞作議員、長友正徳議員	

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第1号	市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第2	議案第2号	市川市税条例等の一部改正について
日程第3	議案第3号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4	議案第4号	市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第5号	市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第6	議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第7号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第8号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第9号	指定管理者の指定について
日程第10	議案第10号	市道路線の認定について
日程第11	請願第4-2号	国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願
日程第12	一般質問	

出席議員 41名

や	な	ぎ	美	智	子		
さ	と	う	ゆ	き	の		
長		友	正		徳		
佐		直	友		樹		
つ	ち	や	正		順		
小	山	田	直		人		
つ	か	こ	し	た	か	の	り

鈴	木	雅	斗
国	松	ひ	ろ
石	原	た	か
清	水	み	な
廣	田	徳	
増	田	好	
中	町	け	
久	保	川	
浅	野	隆	
中	村	さ	
細	田	よ	し
石	原	伸	
青	山	み	さ
大	久	ひ	ろ
小	保	た	か
高	泉	文	
金	坂		
秋	子	貞	
か	つ	の	り
西	ま	竜	
宮	村		
中	本	幸	
松	山	鉄	
石	永	よ	し
加	原	武	の
稲	藤	健	
越	葉	雅	
大	川		
堀	場		
か	越		
松	い		
竹	づ		
松	井	清	
岩	内	修	
	永	清	
	井		
			郎

欠 席 議 員 1 名

荒 木 詩 郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市長	大	津	政	雄
代表	監査委員	菅	原	卓	雄
教	育長	田	中	庸	惠
危機	管理監	水	野	雅	雄
広報	室長	麻	生	文	喜
総務	部長	植	草	耕	一
中核市	準備担当理事	鹿	倉	信	一
企画	部長	小	沢	俊	也
財政	部長	稲	葉	清	孝
情報	政策部長	佐	藤	敏	和
文化	スポーツ部長	森	田	敏	裕
市民	部長	小	泉	貞	之
経済	部長	小	塚	眞	康
観光	部長	関		武	彦
福祉	部長	立	場	久	美子
子ども	政策部長	秋	本	賢	一
保健	部長	二	宮	賢	司
環境	部長	根	本	泰	雄
街づくり	部長	川	島	俊	介
道路	交通部長	藤	田	泰	博
水と緑	の部長	高	久	利	明
行徳	支所長	菊	田	滋	也
消防	局長	本	住		敏
選挙	管理委員会	小	林	茂	雄
事務	局長	藤	城	久	保
農業	委員会事務局	小	倉	貴	志
教育	次長	永	田		治
生涯	学習部長	藤	井	義	康
学校	教育部長				

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局	長	松	丸	多	一
事務局	次長	六	郷	真	紀子
	(議事担当)				
主	幹	米	津	孝	成
副	主幹	金	子	貴	一
主	査	尾	本		悠
主	任書記	北	川	陽	介

主 任 書 記 高 柳 陽 一

(調査担当)

主 幹 上 原 高

主 査 前 田 悠

主 査 岡 澤 英 康

主 任 書 記 荒 木 智 貴

書 記 福 井 寿 明

会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、御報告申し上げます。去る6月23日、荒木詩郎議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、新たにかいづ勉議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○松永修巳議長 日程第1議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてから日程第10議案第10号市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

〔議長、一身上の弁明〕と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 つかこし議員、何に対する弁明でしょうか。

○つかこしたかのり議員 6月21日に行われました、無所属の会、越川雅史議員の代表質問に関する一身上の弁明です。

○松永修巳議長 つかこし議員、本件については既に決着のついた案件ですよ。今さらとっては失礼ですけども、弁明する理由がありません。議長といたしましては、決着した案件に対しての弁明は、この際許可をいたしません。

○つかこしたかのり議員 議長、越川雅史議員の発言に関する私に関する一身上の弁明です。越川議員の一件落着の件とは関係ないです。私に対する発言の部分の一身上の弁明です。

○松永修巳議長 一身上の弁明に当たらない、議長はそのように判断しますので、一身上の弁明は許可しないことに決しました。御了承ください。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 市川市をよくする会のつかこしたかのりです。6月21日に行われました無所属の会、越川雅史議員の代表質問に関して議事進行発言を行わせていただきます。

○松永修巳議長 ちょっとお待ちください。話が違いますよ。弁明はもう許可しませんよ。

○つかこしたかのり議員 議事進行です。

○松永修巳議長 議事進行については何のことですか。先ほど言ったとおりですから、議事進行も認めません。決着ついた案件です。

○つかこしたかのり議員 発言の訂正を求めます。発言の訂正です。発言の訂正です。

○松永修巳議長 ですから、議長は、もう決着ついた案件ですから、ここでは許可いたしません。

○つかこしたかのり議員 議長、越川雅史議員は、さきの代表質問にて、立場福祉部長の……。

○松永修巳議長 発言を制止します。駄目です。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 松井議員。

○松井 努議員 議事進行は、言った以上は認めるのは当たり前でしょう。何ですか、決着がついた案件については議事進行を認めないんですか。どこにそんなこと書いてあるんですか。今までそんなこと議場であったことはありませんよ。議事進行は全てみんな認めていますよ。その後に議長が判断するのは分かりますが、言っている本人のことを何も聞かないで議事進行はできない、そんなことはないでしょう。駄目でしょう、そんなの。

○松永修巳議長 ただいまの発言についてですね、当初、本人は弁明から入ってきているんです。弁明が駄目なら議事進行、そういうようなやり方については議長としては認めるわけにはいかないです。最初から議事進行なら議事進行でやっていただければまた別の話ですけれども、ここで決着ついた案件について議事進行をするということは認めるわけにはいきません。御了承ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 松井議員。

○松井 努議員 議長、あなたね、公平な立場でやるのが議長ですよ。それを、議事進行は全て、長い間ずっと認めてきたんですよ。ですから、弁明はやむを得ないということはしようがないですよ。けれども、議事進行は受けなきゃ駄目なんですよ。それを議長の一存で、議事整理権を理由にやってしまったら、これは前例が残りますよ、議長は何でもできるとなりますよ。議会事務局長、それでいいんですか。

○松永修巳議長 ただいま申し上げたとおりでありますので、御了承願います。

ただいまの日程について、本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いをいたします。

最初に、健康福祉委員長、石原みさ子議員。

〔石原みさ子健康福祉委員長登壇〕

○石原みさ子健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第3号市川市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第6号令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について及び議案第7号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第3号について。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請期限に関する特例措置を講ずるほか、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号について。

今回の補正は、第3款民生費において私立幼稚園預かり保育事業費等補助金及び生活保護費返還金等債権回収強化事業委託料等を、第4款衛生費において子宮頸がん予防接種委託料及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料等を、それぞれ増額あるいは新たに計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、子どもの居場所づくり支援事業補助金について、「今回の補正は子ども食堂を運営する団体に対して支援を行うためのものとのことだが、補助金の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本補助金により、運営助成として子ども食堂の開催1回につき1万円を、一月に3回まで補助することを考えている。これに加えて、特別助成として備品の購入費用を5万円、食品衛生責任者養成講習会の受講料を1万円補助することで、1団体当たりの年間の助成金額を最大で42万円と見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、私立幼稚園預かり保育事業費等補助金について、「本事業は、私立幼稚園においてゼロ歳児から2歳児を預かるための新規事業とのことだが、実施予定の幼稚園の数はどのくらいか。また、利用人数の見込み及び補助の内容はどのようにになっているのか」との質疑に対し、「本事業を実施する幼稚園は現在のところ1園であるが、事前のアンケート調査において5つの園から今後の事業の実施について前向きに検討する旨の回答があった。また、利用人数は1園当たり5人を見込んでおり、補助の内容については利用人数に応じた運営費のほか、開設準備金として施設の改修費等に対する補助を考えている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第2目保健センター費、産後ケア委託料について、「今回、宿泊型、日帰り型の産後ケアに加え、新たに助産師が利用者の自宅を訪問する訪問型の産後ケアを始めるとのことだが、本委託料の積算根拠及び委託先はどのようになっているのか。また、訪問型の産後ケアの内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託料は、1回当たり1万8,000円、利用上限を7日間として15人分の予算を計上しており、委託先については千葉県助産師会と交渉する準備を進めている。また、訪問型産後ケアの内容については、母親の心身に対するケアを行うことや健康に関する相談、授乳指導等を考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号について。

今回の補正は、歳出において短期集中予防サービス事業委託料等の増額を、歳入において現年度分地域支援事業支援交付金、介護保険事業財政調整基金繰入金等の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳出第3款地域支援事業費第1項第1目介護予防・生活支援サービス事業費、短期集中予防サービス事業委託料について、「本委託料により事業者へ委託する事業の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本事業は、要介護状態になる前のフレイル状態の者を対象とし、利用者本人の意欲を引き出し、元の日常生活に戻れるようにすることを目的に支援を行うものである。具体的には、リハビリテーションの専門職員による個別面接を中心としたプログラムを週に1回60分程度行い、3か月で合計12回実施することを考えている。また、個別面接においては、生活行為を改善するために必要な運動機能の向上、具体的な動作や工夫に関する助言など、利用者一人一人に合わせた指導を行う予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、環境文教委員長、宮本均議員。

[宮本 均環境文教委員長登壇]

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第4号市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第6号のうち環境文教委員会に付託された事項及び議案第9号指定管理者の指定について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第4号及び議案第9号について。

第4号は、クリーンセンター余熱利用施設の指定管理者の候補者が提案した事業等の内容を踏まえ、同施設にトレーニング室、集会室及び会議室を設置するとともに、その使用料の額を定めるほか所要の改正を行うためのものであり、また、第9号は、令和4年10月1日から同施設を管理する指定管理者として市川ウェルネスサポーターズを指定するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「指定管理者の候補者からは、新設する会議室においてカルチャースクールを開催したいとの提案を受けているとのことだが、具体的にはどのような提案があったのか。また、カルチャースクールの開催に当たり、市民への周知についてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「カルチャースクールの具体的な内容としては、絵画教室や生け花教室などの開催を検討しているとのことである。これらの開催に当たっては、『広報いちかわ』やホームページ等を活用し広く周知したいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第2款総務費第1項総務管理費において文化振興イベント委託料等の増額を、第4款衛生費第2項清掃費においてクリーンセンター余熱利用施設指定管理料等の増額を、第4款衛生費第3項環境費において猫不妊手術費等助成金等の増額を、第11款教育費においては賄材料費等の増額を計上したものであります。また、債務負担行為においては、クリーンセンター余熱利用施設指定管理料、カラス生息調査委託料を追加するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第18目文化振興費、文化振興イベント委託料について、「本委託料は、大規模改修を終えリニューアルした文化会館において新たな文化イベントを開催するためのものとのことだが、具体的にどのようなイベントを行うのか」との質疑に対し、「本委託料については、活動の縮小を余儀なくされている市内の文化芸術活動の活性化を図ることなどを目的に、市内小中学校の吹奏楽や合唱、ダンスなどの部活動、文化会館を使用している文化芸術活動団体などの参加を募り、舞台設備等が新しくなったホールや展示室などを活用したイベントを行うものである」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第3項環境費第2目環境保全費、事業用機械器具費について、「今回の補正は地域猫活動団体などへの貸出し用の猫捕獲器を購入するためのものとのことだが、どのような理由で何台購入するのか」との質疑に対し、「現状では、市で保有する4台の猫捕獲器を2週間の期間で貸し出ししているが、より長期間の貸出しを求める市民からの要望が多いことを踏まえ、新たに25台の捕獲器を購入するものである」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第1項教育総務費第2目事務局費、学校問題対策員報償金について、「本報償金は、学校だけでは解決が困難な事案について、法的視点からの助言を得ながら問題を解決し、円滑な学校運営を行うために学校と保護者等の間に第三者として弁護士が同席する制度を導入するためのものとのことだが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。また、8万4,000円の増額補正を計上した根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「弁護士の同席相談が想定されるケースとしては、学校が保護者等に法的な見解について説明を求められた場合や、保護者等が学校の対応に不満を申し立てて第三者の意見を求めてきたときなどがある。また、本報償金を計上した根拠としては、日本弁護士連合会が規定していた旧報酬基準を参考として、同席相談1回につき2万1,000円とし、事案の件数を2件、1件につきそれぞれ2回の計4回の相談を見込み8万4,000円を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、建設経済委員長、大久保たかし議員。

〔大久保たかし建設経済委員長登壇〕

○大久保たかし建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第6号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第8号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第10号市道路線の認定について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第6号について。

今回の補正は、第6款農林水産業費において市川漁港設備整備工事費等の増額を、第7款商工費において経営力強化支援補助金等の増額を、第8款観光費において市川市観光大使プロモーション事業委託料等の増額を、第9款土木費において耐震改修費補助金、家屋等調査委託料、公園緑地施設整備工事費等の増額を計上し、また、債務負担行為の補正において塩浜三番瀬公園トイレ借上料を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費、経営力強化支援補助金について、「本補助金は、事業再構築等に向けた事業計画の策定等に当たって、市内の中小事業者が専門家の支援を受ける際にかかる費用を補助するものとのことだが、その具体的な内容はどのようなものか。また、本補助金の上限額は1者につき幾らなのか」との質疑に対し、「国は、コロナ禍で売上が悪化した中小事業者等に対して事業再構築に係る費用を補助する事業再構築補助金を支給しているが、当該補助金については、申請要件の一つである事業計画の策定が非常に難しいことから採択率が低くなっている。今回の補正で計上した経営力強化支援補助金は、市内の中小事業者が当該事業計画の策定等に当たって認定経営革新等支援機関の支援を受ける際にかかる費用を補助するためのものである。また、本補助金の上限額については、事業計画策定の相談等を行った場合は10万円、その後、国の補助金を申請した場合には5万円を上乗せし、合計で15万円としている」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費、家屋等調査委託料について、「本委託料を計上する理由は、現在道路拡幅整備事業を実施している市道0232号において、舗装等工事完成後に実施する予定であった家屋等事後調査について早期に実施する必要性が生じたためとのことだが、その経緯はどのようなものか」との質疑に対し、「当該市道における家屋等事後調査については、令和5年度の工事完成後に実施する予定であったが、2年度から3年度にかけて道路の東側に擁壁を築造した後に、沿道の家屋3軒から外壁にひびが入っている、崖の上部の地盤が下がって基礎部分が浮いているなどの被害の申し出があったことから、早期に実施する必要性が生じたものである」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第5目公園費、塩浜三番瀬公園トイレ借上料について、「本借上料により塩浜三番瀬公園内に仮設トイレを設置するとのことだが、設置場所はどのように選定したのか」との質疑に対し、「当該公園の隣接地に駐車場と暫定的に整備された広場があることから、一体的に利用できるようにその中間地点に仮設トイレを設置するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号について。

今回の補正は、資本金収入において公共下水道事業債及び下水道防災事業費補助金の減額を、資本金支出において備品購入費の増額及び市川南ポンプ場建設工事委託料の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、市川南ポンプ場建設事業の年割額を変更するほか、起債の限度額を改めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「市川南ポンプ場建設事業について、ポンプ場に流入する幹線の推進工事で障害物の撤去に時間を要したことなどから工事に遅れが生じたとのことだが、通常であれば障害物の存在を想定した上で事業計画を立てるものと考え。当該障害物はどのようなものであったのか」との質疑に対し、「工事の遅れの原因となった障害物は、過去の工事の際に設置された鋼矢板と呼ばれる土が崩れ落ちないようにするための鉄の板である。今回、当該障害物の存在については事前に想定していたが、残置されていた鋼矢板に推進機が縦断的に当たることが判明し、鋼矢板を削る延長が想定より長くなってしまったことなどから、その作業量が増え推進工事に遅れが生じたところである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号について。

本案は、昭和55年に市道として認定をした路線の一部に私有地が存在していたため平成3年に当該路線を廃止したが、その後、当該私有地等について道路用地として寄附を受けたため、改めて市道として路線の認定をするためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、総務委員長、久保川隆志議員。

[久保川隆志総務委員長登壇]

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となっております議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について、議案第2号市川市税条例等の一部改正について、議案第5号市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第6号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第1号について。

本案は、市政に対する信頼を回復するとともに公正な市政運営に資するため、自らの政治姿勢として市長の給料を減額するとともに、退職手当を支給しないこととするためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「市長の給料を減額し退職手当を支給しないこととするとのことだが、4年間の影響額はどのくらいになるのか」との質疑に対し、「4年間の任期を満了した場合の影響額は、給料が1,392万3,818円、期末手当が69万6,685円、退職手当が2,194万5,600円となり、合計額は3,656万6,103円となる」との答弁がなされました。

また、「今日まで特別職の給料の額等は特別職報酬等審議会の建議に基づき議会へ提案され決定してきたが、今回市長の給料の減額等をするることについて、当該審議会に対し説明などは行ったのか」との質疑に対し、「今回、市長が政治的判断により給料の減額等をする条例を提案するに当たり、事前に特別職報酬等審議会の会長及び副会長に説明を行った」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号について。

本案は、地方税法の改正に伴い、個人の市民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、所得税における課税方式と一致させる措置を講ずるとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限等を延長するほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号について。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、公務災害補償を受ける権利を担保に供することができる特例を定める規定を削除するためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、SNS活用女性相談委託料を新たに計上するほか、健康管理システム改修委託料、マイナポイント用機器一式賃借料等の増額及び特別職給、財政調整基金積立金、企画政策アドバイザー報酬等の減額を計上し、歳入においては、国庫支出金のほか諸収入、市債等を増額するものであります。また、債務負担行為において、いちかわ情報プラザ冷暖房設備等借上料を追加し、その期間と限度額を定め、地方債の補正においては起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、企画政策アドバイザー報酬について、「これまで任用していた企画政策アドバイザーが令和4年度は継続せず、後任も選出できなかったことから減額するとのことだが、本制度は今後も継続をしていくのか」との質疑に対し、「本制度については、継続せず終了したものと考えている」との答弁がなされました。

また、「本制度で行ってきたことをどのように検証しているのか」との質疑に対し、「企画政策アドバイザーが

様々な過去の経験による助言を職員へ行ったことについては、一定の効果があつたものと認識している」との答弁がなされました。

次に、デジタル地域通貨推進参与報酬について、「デジタル地域通貨推進参与とは、どのような者を任用し、どのような仕事をするのか。また、何名採用し、報酬は幾らとなるのか」との質疑に対し、「当該参与は、各地で導入されているデジタル地域通貨の先進的な取組において実績のある者を任用し、デジタル地域通貨の調査研究を行うに当たり助言をいただくことを考えている。また、採用は1名を予定しており、報酬は1日当たり2万円と考えている」との答弁がなされました。

次に、第15目多様性社会推進費、SNS活用女性相談委託料について、「本委託料は国からの交付金を使うとのことだが、交付金が交付されることから新たに予算を計上したのか」との質疑に対し、「昨年度も国の交付金があり、制度も非常に有効、有益だと判断していたが、受託者が見つからない状況であった。この度、市内の法人で委託ができそうな事業者が見つかったことから、新たに予算を計上した」との答弁がなされました。

次に、第28目特別定額給付金給付事業費国庫補助金償還金について、「本償還金については、給付後に受給資格のないことが判明した3名分の給付金を国に償還するためのものとのことだが、その内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本事案は、特別定額給付金の給付対象となる基準日以前に国外に転出していた世帯が給付金の受給後に転出手続に訪れ、その際に給付金を返還したい旨を申し出て、その後、全額返還したものである」との答弁がなされました。

次に、歳入第15款県支出金第2項県補助金第3目衛生費県補助金、猫不妊手術等推進事業補助金について、「本補助金はどのような補助金なのか。また、なぜ補助金が支給されることとなったのか」との質疑に対し、「本補助金は、市が支出した飼主のいない猫の不妊・去勢手術費用の助成額に対し、県から1頭当たり5,000円、1市当たり総額25万円を上限として交付されるものである。また、補助金が交付される要件として、過去の実績を超えた助成件数分のみが交付対象となるが、今回新たに個人、自治会を対象とすることで過去の実績を上回る助成件数が見込まれることから補正予算を計上した」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長長の報告のとおり可決されました。

これより議案第2号市川市税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長長の報告のとおり可決されました。

これより議案第3号市川市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第4号市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第5号市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第6号令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第7号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第8号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第9号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第10号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○松永修巳議長 日程第11請願第4－2号国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本請願に対し委員長の報告を求めます。

建設経済委員長、大久保隆志議員。

〔大久保たかし建設経済委員長登壇〕

○大久保たかし建設経済委員長 ただいま議題となっております請願第4－2号国に対し「インボイス制度導入

中止を求める意見書」の提出を求める請願について、建設経済委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、令和5年10月から導入予定の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度により、事業者免税点制度が実質的に廃止されるほか、全ての事業者に事務負担の増加を強いることなどから、中小企業、小規模事業者の廃業の増加など、さらなる地域経済の衰退につながるおそれがあるため、国に対しインボイス制度導入の中止を求める意見書を提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、まず、反対の立場から、「インボイス制度は、長年にわたり課題とされてきた免税事業者の減少を狙いとする施策である。一方、国は免税事業者に対して令和5年10月から11年9月までの経過措置を設けるなどの対策を講じている。また、IT技術の進歩により、本制度は比較的スムーズに導入できるという意見もある。そのような中で、国に対して市議会から意見書を提出するのは望ましくないと思われる。よって、本請願は不採択とすべきである」との意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、「インボイス制度の導入は税率の引上げが前提であると考えます。制度を導入した場合、国民にとっては実質的な増税になることは明らかであるため、インボイス制度の導入は中止すべきである。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、賛成者少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高坂進議員。

[高坂 進議員登壇]

○高坂 進議員 日本共産党を代表いたしまして、国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願に対する賛成討論を行います。

まず第1に、インボイス制度導入は、消費税率引上げの条件整備のためのものであります。現在、消費税は10%と8%ということになっていますけれども、これでどのような不都合が起きているのか。それほど不都合が起きてはいないと思います。常任委員会では、インボイス方式でないため1,000万円以下の売上げの事業者は免税になることなどから、国民の払った消費税が国に入らないから不合理だという意見も出されましたけれども、これはとんでもない言いがかりだと言わなければなりません。もし本当に国民の支払った消費税が国に入ることなくどこかに消えてしまっているとしたら大問題です。そのような仕組みをつくった責任を、消費税をつくり運用してきた政治家は当然取らなければなりません。

例えば、令和3年で言えば、国民の支払った消費税の幾らがどこで消えてしまったのかを明らかにし、それを国庫に取り戻さなければならぬでしょう。それをすべきであり、できなければ自分たちでその税金を負担するのが当然です。1989年4月に消費税が施行されてから33年の間で、そのようなことが行われたことは一度もありません。誰も責任を取っていません。これを見ても明らかのように、国民が支払った消費税がどこかに消えてしまったということはありません。

国税庁は、国民が支払うとされている取引のために支払っている消費税らしきものは、消費税ではなくて販売価格の一部だと明確に言っています。国民に相当気を使って消費税相当額と言うこともあります。消費税は事業者が申告納税義務者ですが、事業者は徴収義務者とはなっていません。したがって、当然預り金でもありませ

ん。考えてみてください。皆さんは消費税を支払わなくても売主がいいと言えば買うことができます。消費税法で物品の販売、役務の提供で消費税を支払わなければならないという規定はありません。ただ、買った商品の価格や役務の提供に伴う支払いには、消費税申告時に消費税が今なら10%、8%の消費税が含まれていると考えることになっているだけです。そのために、税の専門家は消費税は限りなく直接税に近い税金という言い方をする方がいらっやいます。そして、免税業者はそれについて申告、納税は必要がないとされているだけです。

日本には50を超える税金の税目がありますが、免税点が決められているのは消費税だけではありません。消費税がどこかでなくなっているということは、消費税をつくり、消費税以外で免税点があるから税金は途中で消えているということと言う人はいません。消費税がどこかでなくなっているということは、消費税をつくり運用してきた人たち、いわゆる与党の人たちに言う資格はありません。それでも言うなら、そのような不合理な仕組みの消費税をつくり、運用してきた責任を取ることが先です。

帳簿方式といわれる現在の消費税をつくる時の議論で、何ら不都合がないと豪語してつくられ運用されてきたものです。それでもインボイス方式を導入するという事に固執するという事は、現在の8%、10%ではなく、税率を大きく引き上げ、税率を2つからもっと増やす、特に国民から消費税の仕組みは不合理だという批判が出されることが予想されるからです。しかも、岸田首相は首相に就任したとき、消費税率については今後10年間は手をつけないと言ったにもかかわらずインボイス方式の導入を強行するという事は、10年間手をつけないどころか、近い将来税率を引き上げることを前提にしたものであることは明白です。今、コロナ禍の中で世界中の国々で消費税率、付加価値税の引下げを行っています。今の時期として最も有効な経済政策と考えられているからです。したがって、この参議院選挙の中でも、ほとんどの野党は消費税減税、廃止を求めています。それが物価高騰にあえぐ国民にとって最も効果的な政策と考えられているからです。しかし、政府はウクライナの戦争を契機として、防衛費をGDPの2%ということを言い始めています。この財源は、消費税増税を考えているとしか思えません。

次に、インボイス方式の導入は、現実的に国民への増税になるということです。今、免税業者は500万件と言われていています。この500万件の免税業者の多くが課税業者とならざるを得ないということになるでしょう。今、免税事業者の多くは消費税を価格に転嫁できていないという現状もあります。様々な統計がありますが、ある統計では中小零細の免税業者の5割から6割が価格に転嫁できていないという答えをしています。これが課税事業者になれば、価格に転嫁せざるを得ません。そうしなければ生き残っていけなくなります。このように、今まで価格に転嫁できなかった事業者が転嫁することによって事実上の増税となります。数千億円の増収になるとも言われています。これを国民は負担することになります。

さらに、今まで消費税の申告、納税と全く関係ないと思われてきたフリーランサーや一人親方、シルバー人材センターで働く方々まで課税事業者となります。シルバー人材センターで働く方々については、その取扱いをどうするかということはまだ決まっていないようですけれども、本人が課税事業者になるか、シルバー人材センターが負担するかどちらかです。市川市にも大きな影響が出てきます。また、フリーランサーや建築業の一人親方の場合には、実際には給与収入ですけれども、元請会社の都合で報酬や外注として扱われるということが多いたというのが実態です。給与扱いとなれば消費税は含まれませんので、元請会社の消費税が増えることになり、給与であれば源泉徴収義務者となり負担が増えるということで給与扱いにしないということです。これを法律どおり給与扱いにすれば、多くの部分はそれで解決する問題です。それをしないで、矛盾をフリーランサーや一人親方に負わせるということでは何の解決にもなりません。

また、来年10月から施行するといっても、数年間はインボイスがなくても課税仕入れを5割、8割は認めるという措置があるということと言う人もいますけれども、課税仕入れが2割、5割減るということで、元請の会社

が納得するとは思えません。結局インボイスを発行できない事業者は、取引から排除されることとなります。さらに、インボイス方式を導入すれば消費税の仕組みの矛盾が解決するかといえば、そんなことはありません。もっと根源的な様々な問題があります。

例えば、海外に輸出した場合にはゼロ税率ということで課税仕入れが税務署から還付されますけれども、医療事業者の場合には、医療費は非課税ですけれども経費で消費税を支払っているにもかかわらず還付されません。また、国民が買物をするときに消費税を支払わなければならないという規定がない限り、消費税を支払わないで買うことは可能です。自動車の大企業は消費税を下請に払っていると言いますが、元の金額を引き下げればいいのですから、結果的には消費税を支払わないで済むことも可能でしょう。このように消費税は様々な矛盾があり、それをなくすことはできません。そして全く大きな矛盾は、高額所得者よりも低所得者のほうが消費税の負担割合が大きくなるというもので、弱い者いじめの税金であるということです。

私たち日本共産党は以上のようなことから消費税導入に反対し、税率引上げに反対してきました。当然、今回のインボイス方式の導入についても、現在の消費税の仕組みを大幅に変えるものであり、売り買いのときに支払う税金ではない、預り金でもないものを、いかにも税金のような預り金のように見せかけ国民負担を増やすだけでなく、とりわけ中小零細業者の負担を増やし、元々年間所得が数十万円から三、四百万円しかないシルバー人材センターの方たちや、個人タクシーの運転手、一人親方の方たち、フリーランサーの方など膨大な国民を消費税の申告納税義務者にするという大変化をもたらすものです。断固反対いたします。

インボイス方式は、日本商工会議所、全国建設労働組合連合会、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟なども反対の声を上げています。仮に百歩、千歩譲ってインボイス方式の導入を認めるとしても、今やらなければならないということでは絶対にありません。岸田首相は、10年間は税率に手をつけないと言っているのですから、今手をつけるべきではありません。議員の皆さん、今は市民の暮らしを守ることを最優先するときです。今、実質的に増税となるインボイス方式の導入をやめてほしいという市民の声に耳を傾けて、本請願に賛成していただくことが市民の声を生かすこととなります。

本請願に賛成していただくことを心からお願いいたしまして、日本共産党を代表しての本請願への賛成討論いたします。

○松永修巳議長 以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4-2号国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第12一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 創生市川の国松ひろきでございます。先週より市川市が全国区のニュースになるということがありました。昨日の日本テレビ「スッキリ」の番組でも長尺で取り上げられておりました。その中でも、パワ

ハラ告発した者勝ち問題ではなく、市政のプロセスの問題として捉えたほうが良いというお話が出ておりました。田中新市長もしっかり対応するとおっしゃっておりますので、事後の検証等をしっかり行っていただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一問一答で大きく3つの項目を質問してまいります。

まずは大項目の1つ目、ごみ集積所における指定袋を使用したごみの排出について伺ってまいります。

市民の日常生活に直結するごみの問題ですが、議員になり、何度かいろいろな角度から質問をさせていただきました。市民の方からとあることを聞かれ、答えられなかったことからたくさん疑問が湧き、本日の質問に至りました。

最初にお伺いいたしますが、各市でごみ袋の指定があります。本市ではキラリン・ピカリンが記載されているものなどあって、市川市が大いに関わっているものと推察されます。そこで、市川市のごみ袋の価格は今お幾らなのか、近隣市の価格はそれぞれどうなっているのか、その差はどのようになっているのか、また、市民から指定袋に関して何か要望等をいただいているのか、併せてお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市の燃やすごみ指定袋、持ち手つき45050枚入り、これを一例として申し上げさせていただきますけれども、1枚当たりの税抜実売価格は10円から11円、燃やさないごみの指定袋、これは平袋20010枚入りの1枚当たり税抜実売価格は7.7円から10円でございます。一方、近隣市の燃やすごみ指定袋、持ち手つきの1枚当たり税抜実売価格は、船橋市が10.7円、松戸市は9.2円から11.2円、浦安市は13.3円、鎌ヶ谷市については20枚入り平袋になりますけれども11.4円から19円でございます。また、燃やさないごみの指定袋、平袋20010枚入りの1枚当たりの税抜実売価格は、船橋市は7.5円から10.8円、浦安市は10.3円でございます。本市と船橋市、松戸市の実売価格帯を比較しますと、1枚当たりの実売価格では大きな差は見られませんでした。同一店舗において市川市と船橋市で1枚当たりの実売価格を比較したところ、2.5円程度市川市のほうが高い店舗があったことを確認しております。

また、指定袋に関する市民からの要望としては、単身世帯や御高齢の方からは、燃やすごみの袋に100の持ち手のついた袋を追加することや、ファミリー層からは強度を上げ、より破れにくい袋にしてほしいといったことがございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 各市町村の価格や比較、要望等理解できました。同一店舗で1枚当たり約2.5円ほど船橋市と差があるという旨答弁いただきました。20枚入りだと約50円の差額が生じます。私の住む東側地区は船橋市と隣接しておりまして、スーパーや町の商店では両市の指定ごみ袋が販売されておりまして、地域の方から同一価格だとか船橋市以下にならないものかと要望をいただきました。

そこで改めてお伺いいたしますが、この指定袋の価格はどのように決めているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 ごみの指定袋は、それぞれの市が定めた認定基準に従い、認定された指定袋をメーカーが製造し、卸売業者を通じ小売店で販売されております。指定袋の価格につきましては、メーカーが希望小売価格を定めず、卸売業者や小売店が価格を決定するオープン価格となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市川市が定めた認定基準という分野に関しましては後ほどお伺いいたしますが、キラリン・ピカリンという市川市のキャラクターが印字されていて、生活に直結するごみの問題で、ごみ袋から税収に直結したりだとか、他市との差額が生じているものだと私自身思っていたんですけども、再質問になりますが、この小売店の価格の決定に際し、市川市は指定袋の価格についてどのように携わっているのかをお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市が定めた指定袋の認定基準には販売価格を定めておらず、市として価格に関与しておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 関与していないということ、理解できました。お幾ら以上で売ってくださいだとか、お幾ら以下で売ってくださいだとかしているものだと思っておりました。先ほどの答弁で、それぞれの市が認定基準を定めてとお話がありましたが、市川市と近隣市で価格に差があるのはなぜなのか、要因等をお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市川市の指定袋はオープン価格となっており、小売店ごとに価格差が生じています。同一店舗内で近隣市との価格差につきましては、原材料、厚み、1回ごとの仕入れ数、国内や国外の製造工場所在地などに影響されているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 小売店ごとの価格差は価格競争等であるでしょうから多少の誤差は理解できるんですけども、根本的に厚みだとか工場所在地等で違うということが理解できました。

もう1点、再質問させていただきます。この厚みだとか原材料だとかに関して規格を決めるに当たり、市川市は指定袋の規格にどのように関係しているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 指定袋の製造販売を希望するメーカーから申請された書類とサンプルが指定袋の認定基準に定められた袋の材質、厚み、大きさ、引っ張り強度などを満たしていることを確認し、本市が指定袋として認定しております。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ちょっとまだいろいろと納得はしておりませんが、規格に関しまして、それを許可するだけの立場ということが理解できました。

それでは、極論を言えば、材質、厚み、大きさ、強度などの規定をクリアしていれば、キラリン・ピカリンの記載はしなくてよかったり、逆に高級な絶対に破れない高いごみ袋でもいいということになると思います。

次の小項目に移りますが、市民感覚で販売店にて船橋市と市川市のごみ袋が並んでおり、船橋市のほうが若干でも安ければ船橋市のほうを購入したくなるというのが市民感情だと思います。

そこで、ごみ袋の価格を下げることは可能なのか、市川市として方策はあるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 指定袋の価格を下げる方法につきましては、指定袋の厚みなどの規格を変更することなどが考えられますが、価格に影響を与えるか否については確認、認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 取りあえずは現段階で金額に関しては何も言えないということが理解できました。価格に影響を与えるのか分かりませんが、というよりも安くてもいいものはできないのか、市川市側から業者に投げかけたり、市民に寄り添うべきなのかなと私は思っております。流れ作業で、はい、いいですよ、はい、これは駄目等ではなくて、こうできませんかと投げかけてほしいなと思います。

改めて次の項目の質問に移ります。また金額の件になりますが、指定袋の価格を下げる方策について伺ってまいりたいのですが、改めてその指定袋の規格は誰がどのように決めているのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市の指定袋の認定基準につきましては、平成11年の指定袋制の開始に当たり、市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問をし答申をいただいているものでございます。諮問、答申の過程において、できるだけ破けない袋にしてほしいなどの意見により、本市が厚みを0.03mmと決めております。したがって、厚みなどの基準を変更する場合には審議会や市民の方々に意見を聞くことが必要になるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 物価高騰と日々毎日ニュースで騒がれており、今まさに選挙中の参議院選挙の争点にもなっております。0.03mmからさらに薄くすることで価格が下げられる可能性があるのならば、行政が率先して値下げができる方策を考えていかなければいけないのかなというふうに思います。現に、できるだけ破れにくいよう0.03mmに決めたとおっしゃっておりますが、お隣、船橋市に関しましては0.025mmの基準でやっております、破れにくいかどうか分かりませんが、それでも何年も0.025mmでやっているわけでございます。破れやすかったら船橋市でも市民から要望が入り厚くしていると思いますし、薄くしても破けず価格は安くできるということだと思えます。他市より高い状況を鑑みて、少しでも安くなるように尽力していただきたいことを要望させていただきます。

続きまして、次の項目に移りますが、ごみ集積所における指定袋を使用したごみの排出について伺ってまいりますが、市川市のごみ袋で他市のごみ捨場に捨てた場合、回収されずに残っているというお話を聞いたことがあります。前項の項目でさんざん市川市の指定ごみ袋が他市よりやや高いとお話をいたしました。市民感情で安いほうを買いたいであろうというお話もさせていただきました。

そこで質問になりますが、他市の指定袋で市川市のごみ集積所に排出することはできるのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村に対し、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとしております。一般廃棄物処理基本計画では、市域内で発生する一般廃棄物のうち、ごみを対象とした収集、運搬、処分に関する事と併せ、燃やすごみ等の指定袋制についても定めており、市民に分別排出を促しております。これらのことから、燃やすごみの収集日に他市の指定袋で燃やすごみが排出された場合は指定袋が違うことを示すシールを張り、ごみ集積所に取り残し、本市の指定袋で排出し直していただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 取り残しているということを理解できました。安いほうのごみ袋を購入し集積所に捨てたと

ころ、回収されずごみが残し、ごみ当番さんに犯人探しをされて、ひっそり回収して新たな袋に入れ直す。かなりの手間になると思います。一番の問題は、料金が他市と一律ではないということだと思いますが、近隣市と協力してごみ袋の料金を一律にすることはできないのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

分別や収集方法は各市違いがあり、指定袋に入るごみも様々であります。これらのことから、処分に關わる経費にも各市で差が生じております。指定袋の料金を一律にすることにつきましては、各市のごみの分別、収集、処分の状況を調査し、また、少量化や強度を上げてほしいなどの市民要望を踏まえつつ、研究していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひ研究を深めてほしいなというふうに思います。こちら毎議会申し上げさせていただいておりますが、私の自宅は本当に船橋市とぎりぎりの市境でございます。もちろん自身の捨てているごみ捨場は市川市の場所でございますが、すぐ歩けば船橋市のごみ集積場があります。私の自宅よりもさらに船橋市寄りのほうに住んでいる方は、船橋のごみ袋を買ってそっちに捨てたほうが数円得するという状況なわけでございます。田中新市長の下、選挙期間中や先日講演を聞く機会があった際にもお話しされておりましたが、広域行政とおっしゃっております。他市と連携し、生活に一番直結するごみ問題ということ、価格について他市が下げているので市川市が下げられないということはないということ、他市と合わせる事が難しいのであれば、せめて市川市が一番安いというのも本市のセールスプロモーションにもつながるのかなというふうに思います。

この大項目の最後の質問になりますが、田中新市長にお伺いいたします。私が市川市議会議員になって約3年、ごみの件で不法投棄の問題やごみ捨場の設置の問題、捨て方の問題、本日はごみ袋に関する問題をお伺いさせていただいております。今、市川市で様々なごみがあるということをお承知しておりますでしょうか。また、現在松戸市のクリーンセンター建て替えの間、松戸市の一般廃棄物を市川市のクリーンセンターで受け入れております。広域行政の観点から近隣市と連携していくべきだと思いますし、料金や捨て方等話し合ったほうがいいのかと思います。市長のごみ問題に関してのお考えを聞かせてください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 国松議員の生活に密着したごみ問題、非常に興味を持って聞かせていただきました。

まず、松戸のごみを現在市川市に受け入れていることは事実でありまして、年間約1万t、その受託の費用としまして市川市のほうがざっとですが2億4,000万円ほど受け取っているという状況であります。このことは本郷谷市長からも直接大変感謝しているということをお聞かせしておりますし、所管の部長からもそのことは聞いておりました。市民生活が本当に国松議員が御指摘のとおりよくなっていくように、持続可能な社会をつくるために近隣市と広域行政、協力体制を築くこと、非常に大切であり重要なことだというふうに認識しております。

また、ごみの分別などは各市様々な方法を導入しているということで、よく協議ができる体制というのを作りながら、他の行政区とも協力関係を築いていく、そういうことをしっかりと重要な項目として捉えてまいりたいというふうに思います。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 心強い御答弁ありがとうございました。田中市長だからこそできる協力関係をしっかりと築いてほしいと思います。

物価高騰中でございます。生活に直結する食材等も高騰しておりまして、市川市が携われるごみの問題をぜひ

値下げという形でしていただきますよう、力強く要望させていただきます。市境の付近だけならば、他市のごみ袋も受け入れるし、受け入れてもらう、この程度のことなら親切心でできるんじゃないかなというふうに思います。船橋市のごみ袋が捨てられていて、わざわざシールを貼って回収できませんというのは、ちょっと意地悪に感じてしまいます。船橋市のルールにのっとってやっているであろうから、違法なものが入っているということはないと思います。いいじゃん、そのまま回収すればと私自身は思ってしまいます。ぜひ広域行政、他市との連携をお願いいたしまして、この項目を終了とさせていただきます。

続きまして、大項目の2つ目、消防団についてお伺いしていきたいと思います。

まずは、先日の消防団東葛飾操法大会におきまして、ポンプ車操法の部で第6分団が優勝、小型ポンプ操法の部で混成チームが2位と見事な成績を残しました。本当におめでとうございます。また、局の方も大変お疲れさまでございました。

それでは、2019年12月定例会において充足率や役割、女性消防団員や子ども消防団員、今後の拡充方法などをお伺いいたしました。その後、拡充をしていくために消防団協力事業所へ拡充ポスターを掲示等されていたとお話もされておりましたが、その後いかがでございますでしょうか。改めまして、現在の消防団員の充足率と推移、また消防団を確保するために新たに取り組んでいる内容があるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 消防団についてから(1)の御質問にお答えいたします。

令和4年4月1日現在の消防団員数は320人で、令和元年12月定例会におきまして御質問者から御質問をいただいた当時と比較すると7名の減少となっております。また、消防団員の条例定数は現在400人のため、充足率は80%となっております。

次に、消防団員の加入促進に向けた新たな取組についてですが、総武線の車窓から消防局庁舎がよく見えることから、庁舎に消防団員募集の横断幕を掲出したほか、一昨年は団員の皆さんに御協力をいただき消防団のPRムービーを作成するなど、様々な広報活動を行ってまいりました。また、若い世代の隊員を確保するため、消防団活動を通じて地域防災に貢献した大学生などに就職活動の自己PRとして活用できる認定証を交付する学生消防団活動認証制度を新たに策定し、団員の新規加入に向けて取組を進めているところでございます。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 7名の減少ということは分かりました。今年度に入りまして消防団の処遇の改善が行われ、新たに出勤報酬が創設されたこと、また、市川市消防団を紹介するPRビデオが消防庁のコンテストにおいて最優秀賞を受賞するなど、もろもろ取り組まれていることは把握しております。これはすごいことだというふうに思います。そのほかに、横断幕設置の旨、理解できました。また、大学生への認定証の配付は大変すばらしいことだと思います。先日の操法大会のお手伝いに行った際に、一番走るであろう番手の子が大学生と聞いてびっくりいたしました。将来消防士になりたいと、学生のうちから慣れ親しむために参加しているとのことでした。現在の消防団の高齢化率も高いのかなというふうに思います。例えば、門戸を広げて高校生にも同様な制度を設けるなどして拡充していかなければならないのかなというふうに思います。ぜひ検討していただきますようお願い申し上げます。

再質問いたします。2019年に質問した際、私の分団は5名しかおりませんとお話をさせていただきましたが、今は4名しかおりません。ほかの分団の状況は分かりませんが、少なくとも困っている団もあるのかなと思います。厳格なルールは分かりませんが、パトロールをする際に消防車に乗車するに当たり、私たちの団では3名以上で消防車に乗らなければならないというルールがあります。先ほども述べましたが、私の所属する分団は4名

しかおりません。パトロールに出動するのも3人集まるということ自体、大変なことだと思います。歳末パトロールに関しましても、12月25日から31日まで1週間行いますが、多い分団の人に聞くと、1回か2回出てローテーションをしているとおっしゃっておいりました。我々はほぼ毎日、何とか3人以上で集まり行っております。歴史を紡いで地域の消防団を率先して盛り上げてきた諸先輩に対して失礼に値するかもしれませんが、消防団員の減少から分団の統合、廃団等はできるものなのか、それも誰も廃団なんて考えていないとは思いますが、ルールや制度、基準等をお聞かせいただければと思います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

現在、本市の消防団は1団本部、4方面隊及び23個分団で構成されております。消防団の組織につきましては、消防組織法第18条第2項の規定により市町村の規則で定めることとされておりますので、本市では、市川市消防団規則により必要な事項を定めております。そこで、団員数の減少などで分団の統合、廃団を行う要否については、地域に密着した消防団活動の特性などを考慮し、団本部の承認を得た上で規則の改正を要することとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 規則の改正が必要な旨、理解できました。もちろん、各団詰所があって、そこには表彰状などが飾られていて、各団歴史を紡いできております。簡単にできることとは思いませんし、そんなことになる前に団員の拡充に努めなければならないと思います。地区で言えば、私の分団は中山・若宮地区でございますが、隣接している分団、高石神や鬼高、鬼越を見る分団、北方（きたかた）や北方（ぼっけ）を見る分団もそんなに大人数ではございません。一緒に複合的にパトロールをしたりすることも、もしかしたら将来的にあるかもしれません。中山、若宮だけでなく隣接している高石神、鬼高、鬼越、北方（きたかた）、北方（ぼっけ）、パトロールのルートを増やしたとてあまり変わりがありません。また、4名しかいなくて1名でも休んでしまったら、消防車を走らせる際、常に全員出動しなければなりません。物理的に難しいと思います。そんなことにならないと思いますし団員確保に努めるとは思いますが、そのような事態になってしまったときに慌てないよう、考えられることは考えておいてほしいと思います。

次の項目に移ります。消防団の拡充についてお話しいたしましたが、拡充するに当たり、消防団になる上で入団要件などあると思います。市境となる近隣市に居住する方は入団できるのか、お伺いいたします。

また、前定例会でも別部署にてお話しいたしましたが、私の自宅の近所、市境において火事がありました。市境において災害が発生した場合の出動体制について、2点お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えいたします。

初めに、市境となる隣接地に居住する方の入団についてでございますが、本市消防団員の入団要件は、市川市消防団条例第2条において、本市に居住し、また勤務している方で18歳以上の健康な方と定められております。消防団が地域に密着した組織であることから、これら全てを満たすことが入団の要件となります。

次に、市境で発生した災害への出動体制についてですが、消防団の管轄区域である市川市を越えて隣接する市などへ出動する場合には、市長、消防局長または消防署長の許可を得なければ出動することはできません。しかしながら、市境で火災が発生し、119番通報時に災害住所が確定されていない場合や、本市及び隣接する市へ同時に119番通報が入電した場合には双方の消防機関が出動することになります。このような場合、現場に到着後に住所が特定された時点で管轄する市が活動に対する責任を負うこととなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市外の方は入団できないということを理解いたしました。先日あったお話なんですけれども、地元の小学校、中学校の同級生と一緒に消防団をしようよと声をかけたところ、すごく前向きにお話を聞いてくれて入る直前になった人がおりました。現在住んでいるのは下総中山、14号線沿い、ぎりぎり船橋市ということでございまして、こんな近所で育って実家も若宮にあって市川市で育ったのにもかかわらず、住所が船橋市だから入団することができないということがございました。例えば、条例なので改定するのは難しいと思いますが、臨機応変に対応するだとか、条例にただし書をつけるだとか方法はあったのかなというふうに思います。中山、若宮で育って下総中山付近に今でも住んで、地域のために活躍したいと申し入れてくれているのにもかかわらず、それで入団ができないというのはちょっとおかしいのかなというふうに思ってしまう。何か対策を検討いただければなというふうに思います。

また、先日の火災の際は、ぎりぎり市川市側の火事でございました。両市に通報が入りましたので両市の局員が駆けつけておりました。私の団にも動員がかかりました。ですが、火災現場から一番近い消防団の詰所は船橋市の第6分団でございます。先ほどの答弁で当てはめると、こんなに近所なのに市川市での火災でありますから、船橋市の消防団が応援に来てくれるためには市長または消防局長、消防署長の許可がないと出動できないということになります。行政ならではの縦割りでおかしな制度だと思います。確認はしておりませんが、今回は両市に通報が入ったので船橋の方も来たのかなと思いますが、もっと簡単な方法を検討してほしいと思います。

改めて再質問させていただきます。市境での災害では、隣接する他市の消防団も出動することがあることから、互いに連携して対応することも考えられます。また、市内においても災害の規模などが大きい場合、各分団の管轄区域の間で発生した災害には、ほかの分団と連携して活動する場合もあることから、本市の分団同士の合同訓練、また他市との合同訓練の実施状況等もお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

消防団が行う訓練や行事につきましては、毎年消防団運営計画を定め、その計画に基づき実施しております。本市における各分団間の合同訓練につきましては、例年全ての分団を対象とした操法訓練、また、各方面隊別に実施する方面隊訓練などを実施しておりますが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、いずれも実施できておりません。

次に、他市との合同訓練についてですが、毎年1月に中山法華経寺で行われております文化財防火デー消防総合訓練において、船橋市消防団と合同で訓練を実施しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。先日も3個分団ぐらい集まりまして、東消防署で水防訓練を行いました。これが合同訓練なのかなというふうに思いますが、隣接している分団同士ではなかったのかなというふうに記憶しております。隣接している分団だったとしても、団員の顔と名前は知りません、分かりません。また、文化財防火デーですが、唯一我が分団の本拠地、中山法華経寺で活躍ができる文化財防火デーでございますが、いつも東部方面隊の各団が来てくれておりました。もちろん携わりがないから顔も分からない、判別はできておりませんが、ここに船橋市の消防団が来ていたということ、中山法華経寺で毎回参加させていただいておりますが、初めて知りました。近所です、もしかしたら命を預けて一緒に災害活動、対応するかもしれません。行政が間に入って他市と交流できるよう、何らかの方策、施策を検討していただきますよう要望いたします。

そこで次の項目に移りますが、消防団の情報共有についてお伺いいたします。消防団活動を行う上で、団長または副団長、隣の団の分団長を事前に認識しておくことは重要なことと思います。隣の団と交流もあまりないので分団長が誰なのかも分かりません。

そこで質問になりますが、団員名簿等を作成、配付の予定があるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

現在、消防団では、団長を含め副分団長以上の名簿を作成し、分団長以上の方にお渡ししております。これは、災害活動をはじめ訓練等において円滑な活動を図る目的で、分団長以上の方から了承を得て作成したものととなります。全団員の名簿の作成、配付につきましては個人情報の取扱いに関することとなりますので、全分団員の承諾を得た後、団本部の承認を得る必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 個人情報だからなかなか難しいということは理解できます。中山の地区の団員だったとして、数軒歩いたら高石神の団員がいた場合、近所なのにその方が消防団に入っているかどうかということすら分かりません。交流する機会もございません。私はこの職をお預かりしておりますので、団長、副団長、隣の分団の分団長等は理解しておりますが、私の団の仲間は誰が団長なのか、東部方面隊長なのか、顔と名前が一致していないという方がおりました。先ほどから申しておりますが、分団は4名しかおりません。分団長が万が一来られなかった場合、隣の団と連携するにも顔と名前が分かりませんから、誰の指示に従えばいいのかわかりません。個人情報なのは重々承知しておりますが、誰が誰なのか分かるよう施策、交流等を前向きに検討していただきたいというふうに思います。

情報共有について再質問になりますが、火事の情報がどこまで下りてきているのかわかりません。近所で消防車の音が聞こえ、我々にも動員がかかるかなと待機していても何の音沙汰がないということがあります。先日我家のすぐ近所、前でぼやがありまして、消防局の方がたくさん駆けつけておりました。分団長に依頼があるだろうと、分団長と連絡のやり取りをして現地に行きました。火が出ていなくて何も呼ばれることもなく、野次馬と同程度の形になってしまいました。どこどこで火事ですとか、どこどこでぼやですとか、鎮火しましたとか、全団員にメールを送ることは可能だと思いますが、災害情報メールを全団員に一括送信することは可能なのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

現在、災害情報メールにつきましては、市内全域の火災情報などを副分団長以上の方に配信しております。全消防団員へ災害情報メールを配信することにつきましてはシステム上の問題はなく、団員お一人お一人の情報を入力することで可能となりますので、登録方法について団本部の承認をいただいた上、調整を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。一個人の感想になりますが、メールなんて一瞬で何人にでも送ることができます。さっき言ったように、高石神や鬼高、鬼越、北方（きたかた）や北方（ぼっけ）、こんなに近いのに分団長以下の私たちは火事があったことすら分かりません。もしかしたら、その地区の団員が一人も行けなくて、私やほかの団員が出動できたかもしれません。分団長が仕事なので来られないとき、副分団長以下が全員

知っていれば、もっと対応の幅が広がると思います。もっと言えば、近所の船橋市で火災があった際、広域行政という中で船橋市の火災情報もさらっと入ってくればお手伝いできるかもしれません。全ての火事を全員に送っていたら、確かにうるさく、煩わしく思う方もいるかもしれませんが、例えばいろんなリストをつくって、ここなら近いからこの分団と隣接しているこの分団には送ってみようとか、対策は幾らでもできるのかなというふうに思います。あくまでも消防局と消防団で違うのは分かります。ですが、全て消防団の本部に任せるのではなくて、行政という立場、消防局という立場で進言していただきますようお願い申し上げます。

次の項目に移ります。団員の拡充というのは先ほどの質問でさせていただきました。お松戸市では消防団応援の店として、消防団員が飲食や買物をした際に優遇が受けられる制度があります。こういったことを市川市はできないのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えいたします。

全国的に消防団応援の店制度を導入している自治体が増えてきていることは承知しております。消防団応援の店制度の導入には、本制度に御賛同いただける店舗や事業所の御理解と御協力が必要となります。また、この制度を利用するに当たっては、消防団員であることを証する証明書の提示も必要となりますことから、他市の状況等を参考に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 こちらに関しては、これをすることで団員が増えるとは必ずしも思いませんが、人を呼び込む一助になるのかなというふうには思います。ぜひ検討を重ねてほしいなというふうに思います。

消防団の項目のまとめになりますが、学生に認証書を配って就活の時期に役立つ、未来の団員につなげるという取組は大変素晴らしいことだと思います。市内にはたくさん的高校がございますので、ぜひ門戸を広げてほしいなというふうに思います。また、入団要件の緩和や出動体制についても、市境の問題はこのままいけばずっと引きずる問題になるのかなというふうに思います。火災情報の共有も、他市との合同訓練も、市川市だけで考える話ではないと思います。先ほどのごみ袋の問題でもお話いたしました。田中市長は広域行政とおっしゃっております。ぜひ消防分野でも他市とお話をし、団員の行き来や総合訓練、松戸ができていのに市川市ではできていない応援の店の導入等、消防行政の分野でもいろいろと検討、調査研究してほしいというふうに思います。

続きまして、大項目の3つ目、幼保小の架け橋プログラムについて伺ってまいります。

先日閉会いたしました第208回通常国会において、こども家庭庁の新設が決定いたしました。今でも度々議論されておりますが、幼稚園は文科省、保育園は厚労省、こういった縦割りの分野の中、子育てにおける家庭の重要性を踏まえつつ、就学前の子育て支援など、虐待の対策や貧困対策などに取り組んでいく省庁になります。その中で、架け橋プログラムという単語をよく耳にいたします。もともと文科省の中で幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会というものがございまして、そこで話し合われ、令和5年4月から創設されるこども家庭庁に議論が持ち越されるということになっております。

文部科学省から幼保小の架け橋プログラムの必要性が問われておりますが、どのような内容なのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要

な時期であり、文部科学省はこの時期を架け橋期と呼んでおります。今年度初め、文部科学省はこの2年間に注目した幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料を公表いたしました。このプログラムでは、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、地域の幼児教育を行う施設と小学校教育の関係者が連携し、教育方法の充実、改善を目指しております。具体的には、小学校教育への円滑な接続や特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実、豊かな感性や自立心、思考力の芽生え等、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の正しい理解を促す内容となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 小学校教育への円滑な移行を踏まえ幼保の教育を行っていくということになるのかなというふうに理解ができました。

再質問させていただきますが、本市では、幼保小の架け橋プログラムのような取組は行っているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市川市では、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指したカリキュラムを作成し実施しています。幼児教育を行う施設では、小学校で行うグループ学習を取り入れたり、学んだことをみんなの前で発表したりするアプローチカリキュラムを行っております。また、小学校ではなじみのある手遊び、歌や絵本を用意したり、机の並びなどを幼児期の生活に近い環境にしたりするスタートカリキュラムを行っております。このアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを基に、各幼児教育を行う施設や各小学校がカリキュラム編成を行い、教育活動を実践しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム等を行っている旨理解できました。東京都中央区では幼保小の接続期カリキュラムといたしまして、コミュニケーション、話の聞き方、座り方、時間のこと、食べ方や食べることなどなど事細かく決めて幼保で教育に取り組んでいるとのことでございます。小学校の先生から幼稚園教諭に、保育士に、こういったことを教えておいてほしいとしっかりとやり取りを行っているとのことでございます。切れ目のない小学校教育に行くためには、幼保でも教育的引継ぎ事項が必要になってくるのかなというふうに思います。現在、公立・私立幼稚園、保育園、認定こども園など幼児教育を行う施設の教職員と小学校の教職員が話し合う場はあったりするのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

昨年度、一昨年度とコロナ禍で中止になってはいますが、教育委員会ではアプローチカリキュラム・スタートカリキュラム研修会を行っております。この研修会は、公立の小学校、幼稚園の教職員が対象となっておりますが、市内私立の幼児教育を行う施設にも研修会の情報を周知し、広く参加を呼びかけております。この研修会を通してアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの周知と実践を推進するとともに、各地域の幼児教育を行う施設の教職員と小学校教職員と一緒にカリキュラムや教育方法について情報を共有しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 やっているということが分かりました。ですが、公立の小学校、幼稚園ならば確かに率先して参加してくれると思います。ですが、私立の場合、職員の数も少なく、義務ではなく、できれば参加してくだ

さいという程度では参加者は少ないんじゃないのかなというふうに思います。幼稚園は文部科学省管轄の教育機関ですから、今までとおり、もしくは少し改良を加えていけば教育的指導ができるのかなというふうに思いますが、保育園やこども園などは無事に子どもを預かることが第一であり、今まで教育らしい教育というのは少なかったのかなというふうに思います。そこで、いきなり国のほうから保育園でも教育してくださいとなってしまうたら保育士さんも大変で、市川市も新たに指導していかなければならなくなります。参加を呼びかける、促す程度ではなくて、しっかりとアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの重要性を話して、たくさんの方が参加し、理解し、実践できるようにしてほしいというふうに思います。

再度質問させてもらいますが、今後こども家庭庁から様々な施策が本市に下りてくることと思います。それはどこの部署で受ける形になるのでしょうか。幼児教育の推進の拠点となる場所についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、教育委員会事務局の学校教育部、生涯学習部と市長部局のこども政策部が連携し、幼児教育連絡会を定期的に行っております。この幼児教育連絡会の中で施策の内容を精査し、協議、立案、実施など幼児教育の質の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 連携体制の構築、連絡会を定期的に行う旨、理解ができました。あくまでこちらにも要望になりますが、国では幼保一元化の話なども取り沙汰されております。小学校や幼稚園の絡みは学校教育部、保育園の絡みはこども政策部、国から、県から指示が下りてくるにもどこに連絡するべきか分かりません。この際、国がこども家庭庁を創設されるわけですから、本市でもこども家庭庁の内容に付随するような部署の創設をしたらいかがでしょうか。いざこども家庭庁が創設されて、この案件はどちらの部署で行うか協議をしてとかの時間が無駄になってしまうのかなというふうに思います。話が降ってきた際に戸惑わないよう、事前の準備だけ怠らないようお願い申し上げまして、次の項目に移ります。

人材確保についてであります。幼保小の架け橋プログラムが行われるようになれば、ただでさえお忙しいであろう幼稚園教諭や保育士の方々がさらに忙しくなるのかなというふうに思います。架け橋プログラムによって、もしかしたら業務量が増えてさらに大変になることが予想されます。そうなってくると幼稚園教諭、保育士の人材確保が重要となってまいります。今後人材を集めていくために、本市では何か施策を行っているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、幼稚園及び保育園等の人材確保のため、幼稚園教諭、保育士を目指す学生や、資格を持ちながら就労していない人たちを対象とした幼保就職ナビを開催しております。この幼保就職ナビは、市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所を運営する法人が参加しており、事業を開始した平成29年度から令和元年度までは毎年50から60の法人が参加し、100名から120名の学生などが訪れておりました。令和2年度、3年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面での開催を見合わせたところですが、令和3年度は代替策として、希望する13の法人とともに施設のPR動画を作成し、動画サイトのこども政策部のチャンネルに掲載したところであります。本年度は7月17日に市役所第1庁舎の1階において3年ぶりに対面で開催し、50を超える法人の参加を予定しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 幼保就職ナビを行う旨答弁いただきましたが、令和2年12月定例会でも似た形の質問の中で、幼保就職ナビで人材確保をしているとの答弁がありました。これから人材確保が難しくなっていく中で、同じことを行っているだけでは人材を増やしていくことは難しいのではないのでしょうか。新たな取組等を検討して行ってほしいと思います。

以前の質問のときは、幼保就職ナビの開催時期の変更や回数を増やしてほしい旨要望をいたしました。今回の幼保就職ナビはどのような形で行うのでしょうか、具体的な内容についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

幼保就職ナビは、会場に法人ごとの説明ブースを設け、法人の施設に勤務する保育士などから直接その特徴や魅力、採用の条件などを聞くことができ、来場した方は興味のあるブースを訪れることができるようになっております。本年度は、第1庁舎1階に設置されているテーブルやカウンターを法人の説明ブースとして利用し、実施していく予定としております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 形式等理解ができました。平成29年度からこの幼保就職ナビを行っているとのことですが、今年度の実施に向けて、昨年度までの実績を踏まえて何をどのように改善したのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本年度の開催に当たり従来と変更した点といたしましては、1点目は、これまで8月または9月であった開催時期を7月に変更したことで、より早い時期に法人が学生などに対してアピールすることができるようになったこと。2点目といたしまして、これまで会場として使用しておりました全日警ホールでは説明ブースが1階と2階の複数の階に分かれておりましたが、第1庁舎の1階に変更することによりまして、1か所の広々とした空間で学生等がスムーズに各ブースを回れるようになったこと。3点目といたしましては、周知のためのチラシ、ポスターを作成し、目を引くようなデザインに一新したことや、各種SNSを活用した情報発信を強化したことで、より多くの方に来場していただけるよう改善をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 前回の質問の要望、時期に関してはのんでいただけたということ、理解できました。また、第1庁舎で開催されるというのは大変素晴らしいことだと思います。行き来が楽になります。また、SNSでの告知をされる旨、理解ができました。先ほども申し上げましたが、これから幼稚園教諭や保育士に課される仕事量の増加から、人材確保が困難になることが予想されます。幼保就職ナビも検証を重ね、何を改善すればよいか、毎回しっかりと精査し改善を重ねて行ってください。

続けて再質問させていただきます。幼保就職ナビもそうなのですが、金銭的な補助は行わないのでしょうか。保育士の人材確保、幼稚園教諭の人材確保に向けて金銭的な支援を本市では実施しているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育士に関しましては、待機児童対策の一環といたしまして私立保育施設が保育士を安定的に確保できるよう

運営法人に対する支援を行っております。具体的には3点ございまして、1点目は、新規で保育士を採用した際に、その保育士が就業を開始するに当たり必要となる費用の一部を最大10万円まで助成する保育士就業開始資金支給事業、2点目は、保育士のための住宅を借り上げる際の費用の一部を月額最大7万5,000円まで助成する保育士宿舍借上げ支援事業、3点目は、給与水準の引上げのため月額最大10万円程度の給与の上乗せができるよう施設の運営費に市独自の加算をするいちかわ手当を実施しております。また、保育士個人に対しましては、保育士試験合格後、市内の保育施設に勤務することが決定した方に対し、試験対策のために要した費用を最大15万円まで助成する保育士資格取得支援事業を実施しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 いちかわ手当や宿舍借上げ支援、試験対策の個人的な費用の負担を行っているという旨理解できました。保育園の話ばかりでございましたが、なかなか給与を高額にするのは難しいかもしれません。でも、一番分かりやすく、一番人が動くことはやはり金銭だと思います。市川市は保育士、幼稚園教諭の給与水準が他市より圧倒的に高いらしいよとなれば、おのずと人材が増えてくるのではないのでしょうか。それを私立の園が独自に行うのはなかなか難しく、やはりそこは行政が負担していくべきだと考えられます。

最後の質問になりますが、お隣松戸市では、保育士を目指す学生に対して修学資金貸付制度や幼稚園教諭の免許取得費用に対する補助を行っております。簡単に言えば奨学金みたいなものになるのではないかなというふうに思いますが、本市ではこのような支援を行わないのか、どのような支援を考えているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

松戸市が実施しております保育士養成修学資金貸付制度は、保育士を目指して養成校に通う学生に対し修学資金を貸し付けるものでございます。この制度の大きな特徴といたしましては、本制度を利用して保育士資格を取得した後に松戸市内に居住し、かつ市内の保育施設へ5年間勤務する条件を満たせば貸付金返済が全額免除されます。このことによりまして保育士の確保を推進しているものでございます。また、幼稚園教諭免許状取得支援補助金制度につきましては、松戸市内の幼稚園で勤務経験のある教諭補助者が新たに幼稚園教諭免許を取得し、市内の幼稚園に就職し1年間継続して勤務する意向がある場合に、取得に要した費用の一部を補助する制度でございます。

本市では、保育士の就学貸付資金制度につきましては、これまで近隣市を参考に、その内容や効果等の検証を進めてきたところでありますが、この制度は市内保育施設の就労や保育士の資格取得につながるという一方で、市内の保育施設に就労できなかった場合や施設での勤務が継続できなかった場合などは返済金免除の対象から外れ、返済義務が生じてしまうことも考えられます。このような点も配慮しながら制度を検討してまいりたいと考えております。

また、幼稚園教諭を目指す方々に対する支援につきましては、今後幼保小の架け橋プログラムの進捗を踏まえ、近隣市の状況も参考にしながら人材確保の方策について考えてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 松戸市の政策はとっても分かりやすいのかなというふうに思います。お金を負担してあげますから本市で働いてくださいねというシステムだと思います。本市では待機児童がほとんどなくなりましたが、潜在的にはもっといるのかなというふうに思います。点数制度でやっている以上、入れたくても入れられない家庭もあると思います。ここの架け橋プログラムのことで何が言いたいかと申し上げますと、いざ話が国から、県

から下りてきた際に慌てることのないよう、しっかりと準備をしてほしいなというふうに思います。公明党の宮本議員もおっしゃっていましたが、近隣他市でできていて市川市でできないことというのはないのかなというふうに私は思います。大変深く同感しております。清掃の質問でも、船橋市のほうがゴミ袋が安い、消防団の質問でも、松戸市では消防団員応援の店として団員に対してのサポート体制がしっかりできており、今回の幼保の人材確保に関しましても、松戸市の奨学金のような制度は行っております。本日質問した3部署だけではないと思いますが、他市でできていて市川市でやっていないことってたくさんあると思います。

今回の東京都で可決された高校生の医療費補助に関しても、各区でできているのに市川市でやらない理由がよく分かりません。本市にある各部署は、近隣他市のあらゆる分野で他市で行っていることを調査研究して、近隣他市のいい部分はまねて、あわよくばさらにブラッシュアップして、市川市だからこそできたと誇れるような施策を行ってほしいと思います。

また、随所に田中市長が掲げた広域行政という単語を述べさせていただきました。私は本当に市境ぎりぎりに住んでいるので船橋市と一緒にすればいいのと思うことがたくさんございます。各企業は価格競争という形でほかよりも安く、ほかよりもいいものをと研さんしております。もっと市川市も船橋市よりもいいものを、松戸市よりも、浦安市よりも、鎌ヶ谷市よりも、江戸川区よりも、安くよくしてくださいとは言いませんが、せめて同様のサービスが行えるようにしてほしいと思います。そのためには広域行政、各市の施策を研究していかなければなりません。市川市だけよくなればいいというわけでもありませんので、他市と連携を今までよりもさらによりもっと深めていってほしいと切に要望させていただきます。私からの一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12一般質問を継続いたします。

金子貞作議員。

○金子貞作議員 日本共産党の金子貞作です。通告に沿って質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず1点目は、安全対策について。養護老人ホームいこい荘周辺の崖地整備及び周辺の歩道の陥没の原因と対策についてです。

崖地整備費として、令和4年度は2億6,100万円の予算が計上されました。工事に向けた設計調査を実施するようですが、現在の進捗状況及び崖地の整備手法及び樹木について、また今後の住民説明会の開催予定などについて伺います。

次に、最近いこい荘周辺、南東側の水路上の歩道において陥没がありましたが、住民が大変心配をしております。この原因と今後の対策について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からはいこい荘の崖地整備工事と住民説明会についてをお答えいたします。

初めに、この整備工事は千葉県より土砂災害特別区域に区域指定された養護老人ホームいこい荘の南東側斜面地について整備工事を行うものでございます。整備の状況といたしましては、昨年度より現地調査と設計業務委託を行い、現在は施工業者選定の手続を進めているところです。整備方法については、安全性や実績、コストを

比較した結果、格子状のコンクリート枠をアンカーで固定し、崖の表面を覆うことで崩壊を防止する吹付枠工法を採用しております。また、整備する斜面地の樹木については伐採することになりますが、整備後、無機質な外観とならないよう格子状ののり枠の内側に植物の種子を吹きつけ、崖表面が緑に覆われるように配慮してまいります。今後の予定につきましては、落札者決定後、直近の議会に契約議案を上程、議決後工事に着手し、来年度中の完成を見込んでいるところでございます。

次に、住民説明会につきましては、本年1月に影響範囲の住民に対して現在の崖の状況、今後のスケジュール、対策工法、想定される住民への影響などについて説明するとともに、住民からの要望や意見の聴取を行っております。今後は工事の進捗に応じてごみ置場や駐車場の移転が必要となる住民もおりますことから、個別に御対応させていただき予定でございます。また、掲示板やポスティングなどで工事工程や車両通行止め区間と期間などについても丁寧な説明を行ってまいります。

私からは以上でございます。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 私からはいこい荘周辺の歩道の陥没の原因と対策についてお答えいたします。

いこい荘の南東側斜面下の道路の1本南側に当たる道路は水路用地として市が管理しているもので、幅員が約4mで、延長約215mの区間においては道路の両端に車が進入しないよう車どめが立てられ、歩道として利用されております。その地中には、昭和50年代に土地区画整理事業で整備された内径幅1.2m、高さ1.1m、土かぶり約1mの水路が埋設されており、その構造は、側面をコンクリート矢板で仕切り、底部をコンクリートで固め、上部を鉄筋コンクリートで覆ったものとなっております。

この歩道では、本年4月下旬に周辺住民より道路が陥没しているとの通報があり、職員が現地を調査しましたところ、路肩部分に穴の大きさとして長さ約40cm、幅20cm、深さ20cmの陥没が確認されましたので、埋め戻しの補修を行っております。また、5月中旬に現地パトロールを行った際に、同一路線の南側に約60m離れた箇所道路の路肩部に長さ約20cm、幅10cm、深さ10cmの陥没を確認したことから、同じように補修を行っております。このときには、道路に埋設されている水路に破損等があることにより、それが陥没の原因になっていないか確認するため補修箇所付近の水路内の点検調査を行いました。その結果、水路内のコンクリート矢板の継ぎ目に若干の隙間がある箇所や、直径3cm程度の矢板のつり穴部に充填したモルタルが欠落している箇所があったほか、宅地側から水路に接続された排水管と水路との接合部の隙間を埋めたモルタルが欠落している箇所が確認されました。これらの不具合は水路の老朽化に伴って生じたものと考えられますが、このような不具合箇所から長い年月の間に水路脇の土砂が徐々に吸い出されたことが歩道の陥没の原因ではないかと考えられましたことから、点検で確認された水路の不具合箇所を緊急的に補修したところでございます。

今後の対策といたしましては、今回点検調査を行った箇所周辺には同じ時期に同様の構造で造られた水路がありますことから、範囲を広げて水路内の点検調査を実施し、必要に応じて補修してまいります。また、職員によるパトロールにつきましても引き続き実施し、不具合を発見した場合には速やかに適切な対応を取ってまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 金子議員。

**○金子貞作議員** 今、歩道の陥没の件については水路のモルタルが欠落していたという、こういう原因が調査の結果明らかになりました。いずれにしても、老朽化が非常に激しくて、つなぎ目のところに陥没が部分的に大分起こっておりますので、ぜひ調査を続行していただき、今後の根本的な対策も検討していただきたいというふうに思います。

それから崖地整備ですけれども、これは住民は安全対策を図られるということで喜んではいらるんですが、何せ大きな大木になっていますので、それを全部切られてしまうというのはちょっと寂しいなという気はするんですが、今後は緑地が再生できるように施していくということなので、その点については了解したいと思います。

それで、崖地整備後、いこい荘の取り壊しが予定されています。今後の施設整備に当たって、現在のいこい荘への入口道路は1か所ですが、防災上、北側の崖地に階段を設けることができないのか、こういう住民の要望もありますので、この点について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

養護老人ホームいこい荘の南東側斜面地に階段を設置する場合には、当該斜面地は急斜面であるため大変急勾配なものとなります。現在の養護老人ホームいこい荘を取り壊した敷地には、第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に示しております地域包括ケアシステムのモデル拠点として、医療と介護の連携をテーマとした地域の在宅介護を支える施設を想定しております。斜面地の階段設置は、防災上や利便性の観点から見れば有益と考えられるものの、当該施設の利用者の多くは介護認定を受けている高齢者と見込まれるため、階段を利用することは難しいと考えております。養護老人ホームいこい荘の南東側斜面地整備につきましては、現在施工業者選定の手続きを進めておりますことと、先ほど申し上げました急勾配となる階段の利用は、施設利用者には危険性を伴いまして安全面において懸念を伴いますので、現段階においては階段を新たに設置する考えはございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。今はいこい荘に行く入り口道路は現在も狭くて、一般車両が通る場合、どちらかが上か下で待機する状況を目にしています。これが今後医療と介護の連携施設ということで、車両や人の出入りが増えていくのかなというふうに思います。北側の階段設置は難しいということですが、防災対策も考えた計画をぜひ検討していただきたいなということを要望して、次に移ります。

次に、防災・減災対策について。土砂災害防止法の区域指定後の進捗状況について伺います。

千葉県は、全国で最も遅い区域指定となりましたが、現在、防災・減災対策は急務となっています。毎年のように大きな台風が上陸し、地震も頻発しています。そこで、指定後の本市、県の取組状況及び地権者の反応について、まず伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

市川市には、崖崩れの危険性がある土砂災害警戒区域に指定された崖が現在55か所ございます。この大野町3丁目の崖地につきましては、令和3年3月30日に土砂災害警戒区域に指定されており、指定に至っては千葉県が平成23年11月に市川市立大柏小学校で指定区域の近隣に対する住民説明会を開催しております。崖の管理は本来土地所有者の責務であり、御自身で安全な対策をしていただくことが原則ではございますが、崖地の整備工事には多額な費用がかかることより、土地所有者の負担軽減を目的とした急傾斜地崩壊対策事業という制度を御案内しております。この制度は、崖地の影響範囲に及ぶ複数の土地所有者の合意が必要となりますが、整備費用の一部を負担することにより、土地所有者に代わって県または市が工事を行うものでございます。これらの土地所有者に対する安全対策の啓発につきましては、これまで崖の相談または要望があった崖地の土地所有者に対しまして、市から安全対策の推進等について助言などを行ってまいりましたが、今後は市が積極的に崖の安全対策が進むよう土地所有者などに説明や助言を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 区域指定された市民から、今後の地権者に対して対策を示してほしいと強い要望を私が受けました。55か所指定されたんですが、その地域地域によって状況は違うと思いますけれども、私が相談を受けたお宅の前の木を見ますと、2階建ての3倍以上の大木が覆いかぶさるようにして生えているんですね。これを毎日毎日見ていて、いざ台風だとか地震が起きたら家ごと壊されるんじゃないか、そういう不安な中で過ごさざるを得ないと、こういうような状況であります。災害から生命を保護するために、地権者には県と連携した対応、指導をどのように行っているのか伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

崖付近にお住まいの方々への危険性の周知につきましては、毎年梅雨時期の前に大雨などの災害時に警戒レベルによる避難を示した案内などを配付し、土砂災害への注意喚起を促しております。また、この案内には土砂災害警戒区域に指定された崖について、QRコードで県のホームページを閲覧できるなど、県との連携を図り、御自宅の警戒区域が分かるよう対応しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 住民は、先ほど言ったように不安な中で過ごしております。それから、台風などがあると落ち葉が道路に散乱して、それを片づけています。それから、落ち葉だとかそういうのも日々片づけて清掃に協力しているわけですね。けれども、地権者の顔が見えないと。地権者がやっぱり今どんな思いでこうしたいんだという、やはりそういうことが分かると安心な材料につながっていきます。

それで、指導、対策の内容。特に私は宮久保で崖地なんですけれども、下から全部伐採されました。こういう安全対策では、やっぱり樹木はどんどんなくなるばかりなので、地権者へのきめ細かな対策が必要だと思いますけど、この辺についての当局の見解を求めます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

地権者への対応につきましては、今後市が積極的に崖の安全対策が進むよう説明や助言を行ってまいります。また、崖の整備に当たりましては既存樹木をできるだけ残すなど、緑の保全に向けた安全対策工事の技術的な支援も同時に行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 ともかく市川市は緑がどんどん少なくなっています。市川大野駅周辺の崖地でも、朝ウグイスが鳴く、こういう環境があるわけですね。この環境をやはりぜひ保全できるような、そういう崖地の安全対策をお願いして、次の質問に移ります。

道路行政について。稲越1丁目から2丁目5番地先、市道0232号の道路整備について伺います。

今回整備された歩道の幅が4mと広過ぎ、歩く人も少なく、地域の人からはなぜこうなったのかという疑問の声が寄せられています。国分高校の生徒などは歩道を使わず道路を歩いていますが、なぜ歩道だけが広がったのか。ガードレールも設置され、4月には工事が終了したように見えるが、車道幅は広がらず、歩道幅は非常に広い。なぜこういった工事になったのか伺います。また、西側を歩く人が多いんですが、なぜ西側に歩道を設置しなかったのか、その理由と令和4年度予算の内容について、併せて伺います。



○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市道0232号は、曾谷橋から国分高校東側を通り松戸市に抜ける2級幹線道路であり、交通量の多い路線であります。この道路の拡幅整備事業は、稲越1丁目から2丁目5番地先の国分高校東側の坂道となっている箇所が、樹木が生い茂って薄暗い上、幅員が狭くカーブしていて見通しが悪いことから、歩行者等の安全確保を目的に、現状よりおおむね4m道路を拡幅するものであります。幅員構成は、東側に幅員約2.5mの歩道を設置し、車道については現在の幅員約5.5mから路肩を含め約7mとする計画でございます。事業の期間ですが、平成30年度に事業着手いたしまして令和2年度から工事を実施しており、当初の予定では令和4年度末に事業が完了する予定でしたが、用地の取得状況により道路線形の見直しが必要となりましたことから、事業完了予定を令和5年度に変更したところでございます。

御質問の歩道だけが広がった状態にあることにつきましては、本事業の進捗状況といたしまして、令和2年度から3年度にかけて実施した工事は、崖状であった拡幅部分の土を削り、新たな道路部分と民地の境となる箇所に擁壁を築造したものでございます。しかしながら、この工事では既存道路部分の工事は行わないこととしていたため、現在は暫定的に歩道だけが広がったような状態で供用しております。

今後の予定といたしましては、今年度の用地の取得状況により道路線形の見直しが必要となりましたことから道路修正設計を行い、令和5年度には既存道路の部分も含めた整備工事を行う予定であり、最終的には車道も拡幅する構成となるものでございます。

次に、歩道の設置位置についてですが、事業区間の南側となる坂道の下側は、宅地開発により整備された歩道が道路東側に設置されております。そのため、歩道の連続性を確保するため、本事業においても歩道を東側に設置する計画としたものでございます。

最後に、本年度予算の内容についてですが、道路線形に見直しが必要となりましたことから、道路修正設計業務委託費を計上しているものでございます。本設計委託は既に受託者と契約を締結しており、今後、交通管理者である千葉県警察本部等と協議し、道路線形の決定に向けた作業を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 地元の自治会の役員さんも、なぜこうなったのかということすら知らないんですよ。稲越の自治会の役員さんも、何でこれで終わっちゃったのかというぐらい私に言ってきたわけですから。そのぐらい、だから地元の人のやっぱり意見も聞いて、今はまだ暫定的だけれども今後完成すればこうなるんですよということがやっぱりきちんと周知して、皆さん喜んでくださいと、喜んでもらう事業でしょう、これ。なかなか歩道整備するなんていうのはあまりないんですから。外環が通って、今交通量が非常に激しいんですよ、ここは。歩行者の安全対策もしっかりやっていかないと、子どもたちが通るわけですから。そういう意味で、利用者への周知不足、この点について今後の対応を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本工事は、工事の規模から元々工事期間を複数年要する工事ではございました。このため、当初の計画では早期に整備を完了させるために工事期間を要する用地取得済みの擁壁築造工事を先行して発注し、用地交渉を伴う舗装等の整備工事につきましては別途発注することとしたものでございました。周辺への周知についてでございますが、周知につきましては、昨年度擁壁工事が完了し、今年度引き続き舗装等の整備工事を予定していたことから、歩道の築造と車道の拡幅を予定していますという看板を坂道の上下に設置し、今後も工事を行う旨を周知し

ておりました。しかしながら、なぜ歩道をあんなに広くする必要があるのかというお問合せを数件いただきました。お問合せをいただいた方々からは、現在の状況で整備が完了したと思っていたとの御意見も受けました。そこで、坂の上と下の2か所に市道0232号道路拡幅工事の予定についてといったお知らせの図面を今年の1月下旬から掲示し、暫定形である現在の形状と完成形の2つの断面図を載せ、道路の幅員構成を比較できるようにしたものでございます。

今後につきましては、現場に掲示した図面の大きさが小さく目につきにくい面もあったことや、次の工事まで1年近く期間があることから、擁壁に掲示しているお知らせ図面を自治会の掲示板にも掲示させていただくことや、自治会内で回覧していただくことなど自治会と協議し、周知方法について検討してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 金子議員。

**○金子貞作議員** あそこの工事が始まる前、皆さん西側の道路脇をずっと通っているんですよね。西側の道路を通ってきたんですよね。開発と連続性を持たせるということで、今回逆のほうに歩道が広がったんですが、国分高校の生徒が横断歩道を渡って、そしてあの広い歩道を通っている人もほとんどいないと。そこからまた西側のほうに移動するとなると危ない、こういうことも出てくるわけですね。その辺は今後警察と協議していくのだと思いますけれども、いずれにしても多額の税金が投入されたわけですから、本当に住民の皆さん、長年のやっぱり安全対策が実現しますと、喜んでくださいと、こういうふうな形になっていくように、市民には十分周知をしていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

市有地の活用について、宮久保6丁目の市民広場など市有地の有効活用について。

市民から寄附された宮久保6丁目の市民広場が有効活用されていない。当該市有地の現状を伺います。

**○松永修巳議長** 稲葉財政部長。

**○稲葉清孝財政部長** お答えいたします。

当該市有地は、当面は遊具などを置かずに広場のように使用してもらいたい、そして市川市のために有効に活用できる方法を時間をかけて十分に検討してもらいたいとの寄附者の意向を尊重し、近所の子どもたちが自由に遊べる原っぱのような広場として南側の約7,000㎡を開放しています。この広場は、安全のためフェンスで周囲を囲い、近所の子どもたちや近隣の保育園の園児などに利用していただいております。なお、北側の土地は水はけが悪くぬかるんでいるため、現在は開放しておりません。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 金子議員。

**○金子貞作議員** 私もこの場所を役所に来るときは毎日のように通っている場所で、土日もたまに通りますけれども、平日はほとんど使われていない、土日も、この間親子でキャッチボールをやっている光景が見えましたけれども、あとは子どもたちがサッカーを少しやったりという感じで、雑草がものすごく生えちゃうんですよね。3月には黄色い花が上のほうに咲いて、5月には雑草の白い花が咲いて、まるで花畑のよう見えるわけですね。でも、この雑草が生えないような、そういう使われ方をしてほしいというのが寄附者のやっぱり意向だと思うんですね。

そこで、管理も不十分と考えますけれども、なぜそのような状態になったのか伺います。

**○松永修巳議長** 稲葉財政部長。

**○稲葉清孝財政部長** お答えいたします。

広場の管理については、業務委託により年間約200万円の経費をかけ、年4回の草刈りを実施しています。直近で申し上げますと6月中旬に実施しましたが、雑草などの発育は時期により異なることから、今後は近隣住民

に配慮し草刈りのタイミングなどを柔軟に変更するなど、よりよい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 北側の市民広場はぬかるみがあって開放していないんですけれども、やっぱり湧き水が出ているから、その排水対策をきちんとやれば北側の広場だって使えると思うんですよね。せっかく寄附されて、ぬかるみだから開放できない、これでは何のための広場なのかというふうに思います。それで、私も調べてみましたが、市民から寄附されて今年11月で10年になります。10年ですよ。農業が継続できない、後継者もないということで、市民のために使ってほしいという要望を添えて寄附しています。3か所で1万3,000平米、土地の評価額は7億円以上と議会答弁があります。これは大変ありがたい寄附行為です。私も長年市議会議員をやっていますけれども、これだけの農地を市に寄附して使ってほしいという例は、私は聞いたことがありません。そのぐらい農家というのは先祖代々の土地を守りたい、後継者を育てて自分の代で終わらせたくないってみんな思っているわけです。それなのに、これが有効活用されないということは、やっぱり寄附者に対する、言葉は悪いですけども申し訳ないと、こういうことになっていくと思うんです。

それで、いろいろやっぱりみんながあそこで使って、そしてこういう使い方をもっとしたいんだという、そういうみんなの声が集まって有効活用を図るためにどうするかという、そういう検討が早急に必要だと思うんですけども、この点について伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

今後の活用方針につきましては、当面の間、現状のまま子どもたちが安全かつ自由に走り回れる広場として活用していきたいと考えております。申し上げるまでもなく、当該地は寄附者から市に託された貴重な財産でございます。寄附者の意向でもあります真に市川市のためになる使い道について、本市を取り巻く社会情勢などを考慮し、検討を本格化させていきたいと考えております。また、市民の方からは広場の利用方法が分かりにくいとの御指摘もございます。そこで、市民広場であることや利用方法について分かりやすく掲示することで近隣住民などに周知を図り、気軽に御利用いただけるよう工夫してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 この市民広場の入り口は常に閉まったままです。鍵は外れているのかもしれませんが、ドアは閉まったままです。何人が使っているとドアが10cmから20cmぐらい開いているだけで、ああ、特別な人がここを使っているのかなという感じで、市民が自由に使っていいですよという周知は全然されていないというふうに思いますので、ぜひあそこに市民広場という大きな看板を立てて、上からも入れるような、そういう入り口もぜひ検討してもらいたい。それで、いずれにしても今少年広場は減っているんですよ。子どもたちが遊ぶ少年広場は、どんどん相続で借りた土地を返してくださいと。だから、高齢者がやるゲートボール、この会場も不足しているんですよ。北側の広場なんかは排水対策をやれば、いいゲートボールの会場として私は使えるんじゃないかなと。いずれにしても、あそこを今後有効活用していくとなれば、排水対策もやっぱりやらざるを得ないと思うんですよ。その辺もぜひやっていただいて、本当に市民があそこで大いに利用できるように、そういう環境と周知を図っていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

健康寿命の延伸について。

市長は健康寿命日本一を掲げ、具体的にはシルバーパスを導入し、お年寄りの外出をサポートします、健康マ

イレージの普及で健康増進を図ります、認知症に対する理解を深め認知症予防を推進しますと広報で公約に掲げています。

そこで今回の質問ですが、運転免許証返納の本市の状況及びシルバーパス導入など支援策の考えについて。今後定年退職者が多くなり、路線バスの需要も減少していきます。本市の免許返納状況、5年間の推移とその認識について伺います。

次に、コロナ禍で自宅にいる人が増えています。外出しない、体力も弱るなど介護が必要になる人が増加すると思います。そこで、高齢者の外出状況について。また、シルバーパスの導入に当たっては京成バスなどの活用について考えを伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは健康寿命の延伸についてのうち、運転免許証返納の本市の状況についてお答えします。

自動車運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより運転に不安を感じる方や、運転をしなくなった方が自主的に有効期限の残っている運転免許証を返納できる制度であります。運転免許証を自主返納するには、県内免許センターをはじめ、住所地を管轄する警察署で受け付けております。

そこで、本市における過去5年間の65歳以上の高齢者の運転免許証の返納状況でございますが、平成29年は1,315件、30年は1,166件、令和元年は1,818件、2年は1,811件、3年は1,613件と、毎年約1,000件以上の返納状況となっております。特に、令和元年は池袋で起きた暴走事故を契機に高齢ドライバーが起こす事故への関心が高まり、運転免許証を自主返納する人が急増したと言われております。また、市内における高齢ドライバー側に責任のある事故件数ですが、二輪、四輪を合わせて、平成29年が171件、30年は201件、令和元年は192件、2年は181件、3年は175件となっております、若干ではありますが近年減少傾向となっております。

このようなことから、多くの高齢者の方の自主返納が進むことと併せて人身事故件数も減少していることから、高齢者の免許返納は人身事故の減少に一定の効果があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からはシルバーパス導入など支援策の考えについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出を控え自宅で過ごす高齢者は増加しております。厚生労働省は、広報誌厚生労働2021年11月号に、コロナ前の2019年度からコロナ禍の2020年度の75歳以上の高齢者を対象とした心身の状態についての調査結果を記載しております。その中で、外出機会の減少した人は約18%増加し、また、鬱の項目に該当する人も約5%増加しております。高齢者にとって外出機会の減少は、家に閉じ籠もりがちになることによる運動機能の衰えや、他者とのつながり、会話、コミュニケーションの減少など心身両面に大きく影響を及ぼし、健康寿命の短縮へとつながる可能性も考えられます。市として高齢者の健康をより長く維持するために、外出するきっかけづくりをしていくことは大変に重要であると考えております。

また、路線バスの活用とシルバーパス導入については、市内を走行する路線バスの3社、京成バス、京成トラジットバス、京成タウンバスにおいて、ほかのグループ会社も合わせ、70歳以上の方を対象に乗り降り自由な乗車券を半年または1年単位で販売しております。路線バスは、重要な移動手段として多くの市民に利用されております。本市におけるシルバーパス制度の導入につきましては、路線バス運行事業者と連携することは効果的なのか、また、自動車運転免許証の自主返納された高齢者の支援へとつなげられるのかなど、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 東京新聞の6月15日に、高齢化率日本一、群馬県南牧村、ここでフレイル予防、体を動かす、人と話す、嫌なことがあっても明日はいいことがあると考える、村の工藤さんがフレイル予防の秘訣をこう話します。村では、一般社団法人日本健康寿命延伸協会が2018年秋からフレイル調査を実施。その結果を分析した研究グループの1人が、愛知や千葉など7府県での先行調査で、身体的フレイルが見られる割合は、75歳から79歳で10%、80歳から84歳で20.4%。一方、村ではそれぞれ3.7%、6.6%と少ないと。要するに、高齢化率は日本一なんですよ、市長。だけれども、フレイル予防では他県と比べて3倍少ないと、3倍健康状態にいと、そういう状況なんですね。

それで、歩くことが私は健康にとって非常に重要だと思います。費用もかからず環境にも負荷をかけない上に、病院や介護でかかるお金も減るといふ、こういう相乗効果があります。しかし、2年半の自粛期間により多くの高齢者が外出をしないことに慣れてきており、市民の意識を変えていくことは大変なことだと思います。

そこで、健康寿命日本一を掲げた市長から、なるほどと思ってもらえるような市民にメッセージを伝えていただきたいと思いますが、市長の強いメッセージをお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 なるほどという合点のいくお答えができるかどうか、まだまだ勉強不足なんですけれども、金子貞作議員の再質問、健康寿命日本一に向けて田中の考えを聞かせてくれという話であります。金子議員は、これまでも歩くということは非常に大切なんだということを皆さんに伝えられていることも承知しております。少し硬い話かもしれませんが、歩くということは単に移動する方法にとどまらず、適度な運動により筋力が向上したり、転倒を防ぐことにつながったり、あるいは肥満を防止したり、生活習慣病の防止にもつながると、非常に歩くことの効用というのは大きいものだと思います。また、歩きながら景色を眺めたり、いろんな人と交流すると、そういう地域とのつながりも生まれてくるのであろうということ。体の健康ではなく心の健康も促進させる効果があるというふうに私も思っております。

今から38年前ですけれども、27歳の私は随分神経質な青年で、胃を壊しまして胃潰瘍になったんですね。そんなときにちょうど東海道53次を歩いて旅をするということの企画が人生の大先輩から入りまして、私も同行しますということで、毎日大体三十五、六kmを毎日歩いて、23日間かけて大阪まで、京都ではなくて大阪だったんですが参りました。何と、その23日間で胃潰瘍はもうすっかり治りまして、いろんなことを考えながら、悩みながら歩いたんですが、全然胃に負担が来ないという自らの体験がございました。本当に歩くことというのは人間の体を正常に戻していく、心と体のバランスを整えてくれる、そんな効果があるんだなということの私も体験者であります。

今後は行政だけではなく企業、団体、地方の自治会、商店街が主体となったイベントや講演会なども開催されるということに少しずつなってくるというふうに思いますから、コロナ禍で希薄になっていた人と人のつながりというものを取り戻していくために、その魅力を広く届け、外出する目的や機会を増やしていただければすばらしいなというふうに思っております。「キョウイク」と「キョウヨウ」が大切だという言葉があります。多分議員は御存じだと思いますが、今日行くところがあると、今日用事があるということですが、いつまでも元気に過ごすためにそういう機会をつくっていくということが、とても年を重ねた人には大事なことだろうというふうに思っています。時間を取って申しわけありません。

感染の状況を注視しながらではありますけれども、今後私もやってみようと、あるいは私もイベントやスポットに出かけてみようと思ってもらえるような、そういう企画を市川市はたくさんつくっていききたいというふうに思っております。例えば、健康寿命日本一に向けて講演会の開催というのをこれから行ってまいりますので、そ

ういう会場にもぜひ足を向けていただきたいな、運んでいただきたいなと思っています。また、元旦マラソンを復活させまして、元旦のマラソンのときには、もう既に行われていたことですが、ウォーキングの種目というものも入れて、年を重ねた皆さん方にも参加していただきたいというふうに思っています。スポーツ課のほうではツーデーマーチ、みんなで歩こうということもまた企画して開催をしていきたいというふうに思っています。

最後になりますが、健康寿命日本一とともに私が所信表明でお話ししたのは、デジタル地域通貨の導入でございました。このデジタル地域通貨のポイントを歩いた歩数によってポイントを加算していくと。そして、健康に対して積極的に活動した、歩きましたねということ判断した上で、経済活動にも使えるお金に替える、ポイントをお金に替えていくシステムというものが今検討中でありまして、健康でさらにポイントがもらえると、日常生活に必要なものがそのポイントで買えるというような仕組みを、一挙両得とでもいいでしょうか、そんなスキームを考えていきたいというふうに思っております。

市民の誰もが健康で充実した毎日を過ごす、市川市の魅力を十分に満喫することで、一層健康寿命の延伸につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 市長の貴重な体験も聞かせていただいてありがとうございます。私は、いろんな人がいますから、その人に合った健康をやっぱりやっただくと。これは強制するんじゃなくて、行政はいろんなプランがありますよ、自分に合ったプランをまずやってみてください、これが駄目だったらこっちをやってみて、そうやってやっぱり自分が健康に少しでもなったなど、そういうような効果が得られれば継続していこうというふうになると思うんですね。

そこで、やっぱり私はこの健康寿命日本一というのは、やはり医療や介護の予防施策の一つだと思いますので、予防医療は非常に大事になると思うので、ここに力を入れていけば結果として医療費や介護の負担が減っていくと、こういうことにつながっていくと思いますので、その辺の指標もぜひ調査していただいて、結果がどうなってきたかと、事業をやった上で、そのために企画部を中心に、やはり庁内にはいろんな関心のある職員がいっぱいいると思いますから、そういう人たちを集めて庁内でプロジェクトチームを立ち上げるとか、健康にいいと思うことをどんどん出してみると。それに市民がどんどん参加するようになれば、それは成功したということになりますので、そういうことでぜひ今後の事業を期待したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 長友正徳議員。

○長友正徳議員 無所属の会の長友正徳でございます。去る6月21日の無所属の会の代表質問において、パワーハラスメントに関する質疑が行われました。市川市におかれましては、本件について真相究明と責任の所在の明確化、再発防止策の策定に取り組まれることを期待しています。

その上で、通告に従いまして、最初から一問一答で一般質問を行います。

まず、1番目の大項目、小塚山公園の拡張部分についての(1)小塚山公園の拡張部分の管理棟の利活用についてです。

昨年10月、北国分にある小塚山公園の拡張部分の工事が終わり、全面オープンしました。既に散歩や運動など訪れる地域住民の憩いの場となっています。地域住民の意見や要望を反映して、原風景を再現した水と緑豊かな公園を整備していただきまして、水と緑の部をはじめとして関係部署に対し感謝申し上げます。本年5月からは管理棟の研修室の供用が開始され、地域住民の集会施設としても利用されています。ところが、最近同研修室の

利用者から次のような要望が寄せられました。管理棟の研修室には、それまで利用していた小塚山研修所と違って様々なサークル活動に適用できる部屋がないことから、5月に閉鎖された小塚山研修所を再び利用できるようにしてほしいとの要望です。

そこで、管理棟の研修室の構成は小塚山研修所に比べてどう変わったのか、どのような考えでそのような変更を行ったのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに、新管理棟を建築することとなった経緯についてでございます。

既存の小塚山公園には昭和62年に完成した旧管理棟がございますが、完成から30年以上が経過していたことから、平成30年度に実施した公園施設長寿命化計画策定に伴う調査において、外壁の亀裂や天井板の剥がれなど老朽化が進んでいることが確認されたことや、小塚山公園拡張整備時の市民ワークショップにおいて管理棟の整備要望もあったことから、小塚山公園拡張地内に建て替えることとし、昨年度建築いたしました。本年5月からは新管理棟研修室の利用を開始し、これに伴い旧管理棟研修室は閉鎖いたしました。

次に、研修室の規模や仕様についてでございます。旧管理棟には畳の部屋が2部屋、フローリングの部屋が1部屋の計3部屋の研修室がございましたが、同時に3部屋使われるという状況が少なかったことから、新管理棟におきましては畳の部屋2部屋の研修室といたしました。新たな研修室につきましては、多様な使い方ができるよう、間仕切りを外せば1部屋として旧管理棟研修室の一番大きかった部屋よりも広く御利用いただけるような仕様となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 管理棟の研修室には畳の部屋しかないとのことでした。畳からの立ち座りが困難な高齢者からは利用しづらいといった声が寄せられています。そこで、畳部屋用の背の低い机に合った椅子を備え付けることはできないか伺います。

また、管理棟の研修室は小塚山研修所の代替施設として整備されたとのことでした。であるならば、小塚山研修所の利用者の意見や要望を聞いた上で設計しないといけないのではないかと考えますが、実際にはどのようにされたのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 新管理棟の研修室は畳の部屋のため、これまで旧管理棟の和室で使用していた机を配置させていただきましたが、御高齢の利用者のことも考えて、立ち上がりなどが楽になるよう現在の机に合う低い椅子を用意してまいります。また、これまでの利用者の御意見を反映した点ですが、旧管理棟の利用者からは、2階の研修室を利用する際、階段の高さが高く急であり上り下りがつらい等の階段に対する御意見をいただいております。このような御意見を踏まえ、新管理棟の整備につきましては、誰もが利用しやすくなるよう平屋建ての管理棟といたしました。今後におきましても、利用される方々の御意見等を聞き、よりよい利用環境をつくってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 予約の仕方が複雑になったので改善してほしいという要望が寄せられています。よろしく御対応くださるようお願いいたします。今後とも、利用者の意見や要望を聞いて利便性の向上を図ってくださるようお願いいたします。また、将来代替施設を整備される場合は、きちんと旧施設の利用者の意見や要望を調査してくださるようお願いいたします。

次に、(2)の小塚山公園の拡張部分の名称についてです。

小塚山公園の拡張部分という呼び方は、一体新しい公園の名称なのかどうか戸惑っています。新しい公園の西側は外環道で、小塚山公園とは分断されています。また、東側は市道で堀之内貝塚公園とは分断されています。つまり、独立した公園にしか見えません。また、新しい公園はまさに昔から道免き谷津と呼ばれてきた地域に整備されました。よって、この新しい公園は道免き谷津公園と命名することが自然です。

これは大正時代の国分村の地図です。歴史博物館からもらってきました。緑の部分は山です。白い部分は谷です。ここの白い部分には道免き谷津と書かれています。まさにここに新しい公園が整備されました。ちなみに、ここの緑の部分には小塚山と書かれています。この地域で生まれ育った人は既に道免き谷津公園と呼んでいます。ところで、道免きとは、水がどうどうと音を立てて流れるさまのことだそうです。また、谷津とは、丘陵地が長い時間をかけて浸食されてできた谷状の湿地のことだそうです。このような土地柄であることから、50mm以上の雨が降るとこの地域は浸水する可能性があります。道免き谷津公園と命名すれば、地域住民はしかるべき防災意識を持つことが可能となります。これらのことから、この新しい公園は道免き谷津公園と命名すべきだと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 小塚山公園は昭和54年に開設されておりますが、その名称はかつての字名の小塚山を採用しております。今回拡張した道免き谷津の部分につきましては、小塚山公園と隣接する堀之内貝塚公園との連携を図り、本市北西部における水と緑のネットワークの中心となる緑の拠点として小塚山公園を拡張したものであり、外環道路上部の森と一体的に利用できるものとしたものであります。これまで小塚山公園は広域にわたる公園のため、利用者の方が分かりやすく親しみやすいようエリアごとに通称名をつけて、市民の森エリア、フィールドアスレチックエリアとしておりました。拡張部分につきましては、市民ワークショップにおいて話し合った中で、かつて道免き谷津と呼ばれた自然が豊かな谷津田の風景を再現することをコンセプトに小川の整備や在来種の植栽を進めてきたことから、当該エリアを道免き谷津エリアとしたいと考えております。

また、今後小塚山公園内には市民の森、フィールドアスレチック、道免き谷津のそれぞれのエリアを示した案内板を設置し、加えて道免き谷津の歴史や土地の由来などを明記して道免き谷津を後世に伝えられるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 今、この新しい公園は草ぼうぼうです。谷津という土地柄のせいで草の伸びる速度が早いことから、他の公園より高頻度で草刈りをしてほしいという要望が寄せられています。ということで、よろしく御対応くださるようお願いします。

この新しい公園の位置づけですが、北西部の水と緑の回廊に道免き谷津公園が仲間入りしたとすることが合理的だと考えられます。歴史に学び、それを次世代に引き渡すことが現世に生きる我々の務めです。この精神に沿って、誰もが道免き谷津公園と呼ぶこととなるよう、しかるべく処置をしてくださるようお願いします。

次に、2番目の大項目、防災対策の推進についての(1)衛星による土砂災害監視の導入についてです。

私は、昨年の6月定例会において代表質問として道路冠水対策及び崖地監視対策についてと題した質問をしました。崖地監視対策については、88か所の崖崩れ警戒区域のうち4か所に斜面変動監視センサーを設置して崖地の変化を把握することにより、迅速な避難情報の発信をするというシステムの実用化を目指したものでした。仮にその有用性が実証されたとしても、同センサーを全ての崖崩れ警戒区域に展開するのは大変ではないかと感じています。

川崎市とNECは、レーダー衛星で市内の崖をミリ単位で観測し、変化があった場合の把握、土砂災害の未然防止につなげる全国初の取組を始めるべく、本年2月に協定を締結しました。使用する衛星は同社が開発、製造し、合成開口レーダーを搭載した高性能小型レーダー衛星ASNARO-2と海外の衛星2機です。ASNARO-2は2018年に打ち上げられ、高度約500kmの軌道に位置し、マイクロ波を地表面に照射することで地表面をミリ単位の精度で可視化できます。斜面変動監視センサーと違って広い範囲を一度に捉えることができます。このように衛星による土砂災害監視は数々の優れた特徴を有していることから、川崎市に続いて本市も導入に向けた調査検討をされるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

市川市内には、土砂災害警戒区域が千葉県より55か所指定されており、また、市川市地域防災計画では、この55か所を含む危険な崖地88か所を指定し、これまでも崖崩れに対する様々な安全対策を進めているところでございます。このたび川崎市でデジタル技術を活用した防災まちづくりに関する協定が締結されたことを受けまして、川崎市及び事業者へ協定及び衛星を利用した事業内容について問合せをしたところでございます。

協定の内容は、本年2月から3年間において衛星を使った崖の観測手法の実用化に向けた協定であり、川崎市では、降雨時等における崖のパトロールの軽減並びに市民相談等があった場合にデータとしての利用を想定しているとのことでした。また、衛星を利用した崖等の観測における具体的な仕組みといたしましては、衛星からマイクロ波を発射し、地表からの跳ね返りを捉え、地表面の変位を計測するものです。地表面の沈下や隆起、浸水状況などを画像として確認することができるほか、大規模盛土造成地の変動を観測し、危険性のある箇所を可視化することが確認されております。一方で、市川市の崖地は樹木の生い茂った自然斜面も多く、マイクロ波の波長によっては大きな樹木があると地表面の観測ができないことや、現在では衛星の数が少なく観測頻度が1日1回程度であることなど、課題があることを認識しております。

本市といたしましては、災害対策に寄与する人工衛星の活用は将来的には有効であるものと認識しており、今後も情報収集に努めるなど、技術革新について注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 衛星による地球観測については、土砂災害監視のほかにも多様な利用分野があります。今後、本市の新たなまちづくりの手段として活用してくださるようお願いいたします。

次に、(2)の災害時の大きな支えとなるトイレトレーラーの導入についてです。

大規模災害の被災地で活用できる移動式のトイレトレーラーの普及が進み始めています。一般社団法人助けあいジャパンが提唱した全国の自治体が1台ずつ常備して緊急時に派遣し合うというプロジェクトに賛同して、2018年4月に静岡県富士市が第1号を導入しました。断水時にも使えて清潔と評判を呼び、配備は北海道から九州まで全国の19自治体に広がっています。千葉県君津市は、昨年関東で初めて導入しました。全長5.65m、幅2.4mで、洋式の水洗トイレ4室と給水・汚水タンクを備え、電気は太陽光発電とバッテリーで賄われます。水と電気が途絶えた状態でも1,200回から1,500回の使用が可能だそうです。新型コロナウイルス感染症対策として、殺菌灯もつけられています。君津市が導入したきっかけは、2019年9月の台風被害でした。長期間の停電と断水に見舞われ、市はトイレトレーラーの派遣を助けあいジャパンに要請しました。富士市等から駆けつけた計3台を避難所などに約10日間設置したところ、利用者からは、清潔で明るく洗面台もあってほっとした、子どもと一緒に入れる広さで安心したと好評だったそうです。本市にトイレトレーラーが1台でもあれば、本市が被災したときの緊急のトイレニーズに迅速に対応することが可能となります。また、自治体間のトイレトレーラーに

よる相互支援に対して、本市として一定の貢献をすることが可能となります。よって、本市にトイレトレーラーを導入するとよいのではないかと考えますが、このことについて市川市の見解を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 本市は、災害時におけるトイレの確保のため、貯留型のトイレを整備してきました。ですが、過去の災害では汚水のかみ取りに課題があること、具体的にはかみ取りを行う車が少なく、結果的にきれいなトイレも不衛生になったという教訓があり、現在はかみ取りが不要な便袋型のトイレの整備を進めているところです。

質問のトイレトレーラーについてです。本件については、令和2年度に災害時の相互応援協定を締結している富士市長からの提案もありまして、本市のトイレ対策への活用を検討したところです。その結果、トイレトレーラーは水洗式の洋式便座や手洗い場などが設置されていて衛生的な環境が確保できる、そういった反面、汚水が貯留式のためかみ取りが必要なことや、首都直下地震で面的な被害が発生した場合、各自治体の車両を誰がコントロールするのか、そして道路が閉塞されると車両の移動が難しい、そのような少しネガティブな話だとは思いますが、災害時のトイレ対策を考えるにはこういったことを解決することが重要だと当時判断し、導入を見送った経緯があります。

今回改めて提案いただいたので、富士市や実際に支援を受けた君津市、そして東日本大震災のときにトイレ対策を実施してきたお隣の浦安市がありますので、情報交換を進めて再度判断したいと、そのように思います。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 君津市が導入したトイレトレーラーの値段は、牽引車を含めて約2,400万円でした。ちょっと高いのですが、同市はふるさと納税型のクラウドファンディングにより1,000万円を超える寄附金を集めたそうです。

そこで、本市でも君津市のようなやり方を採用することはできないか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今後、仮に本市で導入する場合には、購入経費の調達手段としてクラウドファンディングも1つの方法だというふうに考えています。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 機動性があることや、相互支援の用に供することができるといった新たな価値を重視して、よろしく御検討くださるようお願いいたします。

次に、3番目の大項目、食エネ自給のまちづくりの推進についての(1)ロシアのウクライナ侵攻に伴う肥料高騰に対する緊急支援についてです。

ロシアのウクライナ侵攻で、肥料の原料となる窒素などの産出量が多い両国からの輸出が停滞しているため、肥料の販売価格が高騰し、農家経営への影響が避けられそうにありません。JA全農は6月から10月の販売価格について、輸入の尿素は最大94%の引上げを実施しました。欧米のような戸別所得補償制度のない我が国の営農基盤は極めて脆弱であり、放置すれば離農につながりかねないと危惧されています。福井市は4月20日、肥料購入費のうち価格上昇分を補填することを含む、市内の農業者を対象にした総額1億円超の緊急支援策を発表しました。肥料高騰は本市の農業にも大いに影響するものと考えられます。

そこで、本市は肥料高騰に対する緊急支援について、国や県や他の自治体の状況を踏まえてどのように対応されるのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

日本では、肥料の原料の多くを輸入に依存しております。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に伴い化学肥料原料の価格が高騰しており、今後も高い水準で推移すると見込まれております。本市の状況につきましてJ A市川によりますと、現在の肥料価格は昨年との比較で約4割から5割程度値上がりしていると伺っております。こうした状況に対し、国は肥料原料を代替国から調達するためのコスト上昇分について、かかり増し経費に対する補助金の支給を決定いたしました。家畜等の餌となる配合飼料につきましては、価格高騰時に国が補助する仕組みがございます。国は、農作物の栽培等に利用する肥料においても同様に農家の負担を軽減する仕組みの導入を検討しているとのことでもあります。

本市といたしましては、引き続き肥料価格の推移や、国や県の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 農業消滅、日本消滅を防止するため戸別所得補償という切り口からの検討をしてくださるようお願いいたします。

次に、(2)の降ひょうによる農作物被害に対する支援についてです。

日本の農業は戸別所得補償制度がないため、その経営基盤は脆弱です。結果、日本の食料自給率は僅か約37%にすぎません。台風等による農作物被害が発生すると途端に経営危機に陥ってしまい、悪くすると離農ということにもなりかねません。ちなみに、欧米では戸別所得補償制度があるため、食料自給率は100%を超え、余剰分は輸出されています。6月3日の降ひょうにより農作物被害が発生しました。新聞報道によると、市川市では日本梨の被害13億5,000万円をはじめとして、ネギや枝豆等にも被害が発生したそうです。被害を受けた農家の経営基盤は必ずしも強靱ではないかもしれませんので、こういった被害に対して市として支援されることが望まれます。降ひょうによる農作物被害に対する支援については、先順位者に対する答弁でおおむね分かりました。

これを踏まえて、以下のとおり質問します。市は、被害を受けた農家に対して見舞金を支給することを検討されているとのことでした。被害の大小にかかわらず一定額を支給されるのではないかと想像します。一定額ではなくて、被害額に応じて支援金を支出することが合理的なのではないでしょうか。

そこで、降ひょうによる農作物被害を受けた農家に対して、被害額に応じた支援金を支給することはできないか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

6月3日の降ひょうで被害を受けた農家に対しましては、令和元年の台風で被害を受けた農家に対して行った事例を踏まえまして、一定額のお見舞金の支給を検討しております。多くの農家は、現在栽培している梨などの農作物がこれから出荷時期を迎えることから繁忙期に差しかかっております。お見舞金につきましては、農家に負担をかけることなく速やかに支給できるよう手続を進めてまいります。

被害額に応じた支援金等の支給は考えておりませんが、被害を受けた農家の経営の維持、安定を図ることは重要であります。このことから、現在千葉県と金融機関と連携し、農産物の再生産や損壊した施設の復旧に必要な資金について無利子融資の実施、今後の台風や降ひょうなどの災害を軽減する多目的防災網の導入支援、被害を受けた農作物の販売支援対策などについて検討を進めております。また、千葉県農業共済組合の災害等による農家の減収分を補てんする収入保険への加入について周知を図ってまいります。なお、多目的防災網の導入につきましては、本市の補助金、農業振興対策事業が活用できることも併せて周知してまいります。今後も、各農家の

営農環境の整備に向けた取組など、農業経営の安定化に向けて支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 農業消滅や日本消滅の防止に寄与するため、今後は戸別所得補償といった切り口からの支援についてもよろしく御検討くださるようお願いいたします。

次に、(3)の低迷している住宅用太陽光発電設備における累積供給電力の伸び率を高めるための方策についてです。

去る2月に市からいただいた太陽光発電設備の助成に関わる累積供給電力データによれば、伸び率が低迷していることが分かりました。これでは2050年までにカーボンニュートラルを達成することは困難なのではないでしょうか。急いで伸び率を高めるための対策を講じなければなりません。

そこで、以下のとおり3つ伺います。

1つ目ですが、近年、住宅用太陽光発電設備導入費補助金は、市内事業者を利用して設置した場合の上乗せ分を除いて県支出金で賄われています。一方、電気自動車等導入費補助金については、国の補助金に市の補助金が上乗せされています。住宅用太陽光発電設備導入費補助金についても、電気自動車等導入費補助金と同様に県の補助金に市の補助金を上乗せすることはできないか伺います。

2つ目ですが、昨年の12月定例会で代表質問の一つとして取り上げたことですが、群馬県はホームページに住宅用太陽光発電設備等初期費用ゼロ円事業に関わる3つの登録事業プランを掲載しています。県民は、自宅に合った登録事業プランを検討し、内容の詳細な説明や見積もり等を希望する場合は、各事業者に直接問い合わせることとされています。市川市においてもこういった先進事例を参考にして、住宅用太陽光発電設備等初期費用ゼロ円事業を促進、支援することはできないか伺います。

3つ目ですが、これも昨年の12月定例会で代表質問の一つとして取り上げたことですが、東京都は建物を新築するときは原則として太陽光発電パネルを取り付けるといった制度づくりを進めています。都の環境審議会がまとめた案によりますと、延べ床面積2,000㎡以上の建物は発注者に義務を課し、より小さい建物は建築を請け負う事業者が大手の場合に限って設置を求めることとされています。市川市においても、こういった先進事例を参考にして新築住宅への太陽光発電設備設置の義務化に向けた検討を行うことはできないか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 住宅用太陽光発電設備に関する3点についてお答えします。

まず、住宅用太陽光発電設備導入費補助金についてです。本市では、スマートハウス普及促進事業として、住宅用太陽光発電設備に対する補助を行っています。住宅用太陽光発電設備に対する補助金は、市内施工業者に対する上乗せ分を除いた全額を千葉県の補助金を財源として行っておりました。令和4年度は、県が新たに太陽光パネル及び蓄電池の共同購入事業を始めたことから、太陽光発電設備に対する県からの補助金はなくなっております。千葉県の共同購入事業とは、県と協定を締結した事業者が購入希望者を募り、一括して発注することによるスケールメリットを生かし価格低減を図ることで、住宅や事業所に対する設備の導入を推進するものです。

本市では、従来の補助制度を期待して4月から設置工事を始める市民も多いと判断し、令和4年度も前年度と同様の補助制度を市単独費で行っております。現在、市の補助金は既存住宅のみを対象としておりますが、今後新築への拡大や県の共同購入事業へのの上乗せについて検討してまいります。

次に、住宅用太陽光発電設備等初期費用ゼロ円事業を促進、支援することについてです。群馬県の事例は、民間事業者が太陽光発電設備等を初期費用ゼロ円で設置、導入する事業プランを群馬県に応募し、募集要項の要件を満たしている事業プランを登録し、広報するものと聞いております。また、本事業は民間事業者が営利を目的

として行うものであり、太陽光発電設備の設置に関しては住宅の所有者が自宅に合った登録事業プランを自ら検討し、事業者と直接契約を交わすものとなっております。こうしたことから、各事業者の営業努力に委ねるべきものと考えております。

最後に、新築住宅への太陽光発電設備設置の義務化についてです。東京都は、都内の一般住宅に太陽光発電の設備を設置することについて、新築の場合は一定の条件の下で義務化する新たな制度を創設する方針を決定いたしました。これは都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、通称環境確保条例の改正によるもので、5月25日から6月24日までパブリックコメントを募集したところです。この制度は、住宅の購入者への義務づけではなく条件を満たす事業者が対象となっており、具体的には分譲または注文住宅を供給するハウスメーカーやディベロッパーなどの事業者や、年間の都内供給延べ床面積の合計が2万㎡以上の事業者を対象としたもので、およそ50社が対象となる見込みであると聞いております。また、義務量については、対象の事業者ごとの年間供給棟数に対し一律の数値を掛け合わせた規模の太陽光発電の設置を求めるものです。取組が不十分な事業者に対しては指導勧告をし、改善がなければ事業者名を公表することなどにより履行の確保を促していくこととしております。

都では、パブリックコメントの募集期間を終え、今後答申を行い、具体的な内容の検討を進めていくとしております。本市としましては、都の状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 住宅用太陽光発電設備を有効活用するためには、電力の需給調整を行わなければなりません。発生した電力は、まず自家消費しますが、余ったら電力会社に売り、足りなかったら電力会社から買います。こういった電力の需給調整は地域新電力会社が行うことが効率的です。住宅用太陽光発電設備の設置を促進するためにも、地域新電力会社を早く設立しなければなりません。市川市は、ここ数年にわたって地域新電力会社の設立について検討してこられました。新市長が就任されましたが、この機会に一気に地域新電力会社を設立されるとういのではないのでしょうか。

そこで、地域新電力会社の設立までのスケジュールについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

これまでに実施した調査で、廃棄物発電を公共施設に供給する手法として、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用拡大、地域経済の活性化の観点から、地域新電力会社の設立が有効であることを確認できたところでございます。地域新電力会社には、単に電気を小売して地産地消や電気代を削減するだけでなく、会社収益を原資とした新たな環境施策や公共サービスを企画し、実行する担い手としても期待できると考えております。

地域新電力会社の設立に際し、電力小売事業の経営ノウハウを持つ民間事業者と協働する必要があることから、協働事業者の募集要項を作成してきたところであります。最近のエネルギーに関する社会情勢を注視しながら、今後適切な地域新電力会社設立の時期について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本市が自ら設定したCO₂削減目標が達成できそうにないことから、あれこれと推進策を提案しているのですが、ほとんど手応えがありません。住宅用太陽光発電設備を増やすことは、単にCO₂削減に寄与するだけでなく、地域の富の地域内循環により地域経済の活性化に寄与するものであることから、スピード感

を持って取り組むべきであります。

次に、4番目の大項目、認可保育施設等整備事業についての中黒、待機児童ゼロの維持に向けた取組についてです。

去る5月19日付でこども政策部から、市川市の待機児童数及び認可保育施設の整備状況についてと題した資料が配付されました。これによると、4月1日現在の国の基準に基づく待機児童数は、昨年に引き続きゼロを達成することができたとのこと。こども政策部をはじめとして、関係部署の御尽力に感謝申し上げます。明年もゼロを目指さなければなりません。さきの資料によると、昨年度の認可保育施設の定員数の増加分は589人でした。全ての施設が一樣に満杯だったとすると、昨年度の認可保育施設への入所希望者数の増加分は589人だったことになります。一昨年度の897人に比べると、増加傾向が大分鈍化してきました。この鈍化傾向を考慮すると、今年度の認可保育施設の定員数の増加分は387人です。つまり、来年4月1日現在の待機児童数をゼロにするためには、今年度中に認可保育施設の定員数を387人分増やさなければならないということです。この推計は、全ての認可保育施設が一樣に満杯になっていると仮定していますが、地域性を考慮すると若干違ったものになるのではないかと考えられます。

つきましては、市川市は来年4月1日現在においても待機児童ゼロを維持するために、今年度中に認可保育施設の定員数を何人分増やそうとされているのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

令和4年4月1日現在の国基準の待機児童数は、昨年度に引きゼロとなりました。これは令和3年度に保育施設を15か所整備し、定員を589名増員した結果によるものと考えております。市内のゼロ歳児から5歳児の人口はここ数年僅かに減少しているものの、女性の就業率の上昇は継続すると考えられていることから、今後も保育需要は増加すると見込んでおります。

次に、今後の保育施設の整備についてであります。今年度当初の保育施設の定員数は入所申請者数を上回っており、行徳エリアなど定員に若干の余裕がある地域もございますが、今後、総武線沿線などの小規模保育事業所の多い地域では、3歳以上児の定員の不足が生じるおそれがございます。そこで、今年度は令和5年4月に予想される申請者数に対して定員の不足が見込まれる地域を中心に、保育施設の整備を行ってまいります。整備数といたしましては、認可保育所7施設、小規模保育事業所3施設の合計10施設、定員数は550名程度の増員を予定しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 550人分の定員増を図られるとのことでした。ちょっと多いような気がしますが、地域性を考慮するとそうなるのかもしれませんが。ちょっと少ないのではないかと考えていた頃のことを思うと、隔世の感があります。いずれにしても、過不足なく整備して下さるようお願いいたします。

ところで、市川市は昨年度、行徳駅前にこども送迎ステーションを開設されました。これは同駅周辺の小規模保育事業所の卒園児を地域コミュニティゾーン内の保育園に送迎するためのものです。小規模保育事業所の卒園児は、その他の地域にもたくさんいるものと考えられます。保護者の利便性の向上を図るためにも、また認可保育園の過剰な定員割れを防ぐためにも、今後、他の地域にもこのような施設を整備されるとよいのではないかと考えます。

そこで、今後市川市はこども送迎ステーションの整備についてどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

こども送迎ステーションは、駅前に整備した保育施設と日中を過ごす保育施設を送迎バスで結ぶシステムであります。送迎ステーションのメリットといたしましては、保護者はこれまでどおり駅周辺の施設に子どもを送り、子どもはバスで保育施設に移動できることから、保護者は預け先が変わりましても、これまでの生活パターンを継続することができます。また、定員に余裕のある保育所や幼稚園などの既存の施設を有効に活用することができますと考えております。しかしながら、こども送迎ステーションの整備におきましては、空き物件の少ない駅周辺に設置場所を用意すること、受入れ先となる保育施設を確保することなどの課題がございます。今後は、本年4月に行徳駅前に開設したアイキッズステーション行徳の利用状況や他市の運営状況等を検証し、小規模保育事業所を卒園した3歳児の受皿確保の方策の一つとして引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 待機児童問題が収束しつつあることから、今後は保護者の利便性の向上や認可保育施設の定員割れ防止にも御尽力くださるようお願いします。

次に、5番目の大項目、子育て支援の推進についての(1)公立小中学校の給食無償化に向けた検討状況及び今後の取組についてです。

市川市が直面している大きな課題の一つは、20代後半から40代前半にわたる、いわゆる子育て世代の転出超過です。住宅費が高いことがその原因ではないかと言われています。子育て世代の定住促進を図るためには、子どもの教育費や医療費の助成を拡充することによって住宅費が高い分を相殺していくことが効果的だと考えます。去る6月7日、兵庫県明石市の泉房穂市長が参議院内閣委員会にこども家庭庁に関する参考人として呼ばれ、同市の子ども政策等について熱く陳述されました。同市では、2020年4月から中学校給食を完全無償化しています。政令市や中核市としては初めての取組だそうです。この施策を含むグローバルスタンダードに近づけるための施策により地域経済が活性化され、税収増が図られたとしています。市川市が近隣自治体と差別化を図るためには、子育て支援について明石市のようにグローバルスタンダードに近づけていくことが効果的ではないかと考えます。ちなみに、北欧のフィンランドやスウェーデンでは、小中学校の給食は無償だそうです。また、お隣の韓国では、約7割の自治体が小中学校の給食を無償化しており、小学校に限れば9割の自治体が無償化を実施しているそうです。公立小中学校の給食無償化に向けた検討状況及び今後の取組については、先順位者に対する答弁でおおむね分かりました。

これを踏まえて以下のとおり質問します。憲法第26条第2項には、義務教育はこれを無償とするとうたわれています。学校給食が義務教育の一環で行われているのであれば、なるべく早くその無償化を実現しなければなりません。文科省は、各学校においても食に関する指導等学校給食の管理を学校の食育に位置づけて、組織で取り組むことが求められるとしています。

そこで、市川市は学校給食の無償化を進めるに当たり、どのような食育に取り組んでいかれるのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

食育につきましては、食育基本法、学校給食法で推進を図ることとされております。現在はコロナ禍のため実施できないものもございますが、これまでの取組では、その日の給食食材が体にとってどのような栄養となるのか実際に食べて理解することや、その日の給食食材の皮むき体験など、食材を見たり触れたりする体験活動を通し、食への興味関心を高め、食べる意欲につなげること。七夕、節分、ひな祭りなど日本の伝統行事に合わせた行事食の提供をし、その意味や成り立ちを理解することなどを、献立表やお昼の校内放送、栄養士と教職員が連

携した授業により実践しております。

給食の無償化を進めるに当たりましては、現在実践しているこれら食育への取組を継続するとともに、本市が無償化に踏み切った趣旨を周知し、理解を深めてもらうことが重要と考えます。そして、無償化するこの契機に家庭が食育において重要な役割を果たすということを再認識してもらい、各家庭においても食べ物の大事さや感謝の気持ちを子どもに伝えるなど、学校、家庭が連携して食育を推進してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 文科省が実施した2017年度の全国調査によれば、給食無償化を実施している自治体は、小中学校の両方で実施しているのが76市町村、4.4%、小学校のみが4市町村、0.2%、中学校のみが2町、0.1%となっています。実施しているのは町村や人口1万人未満の市など人口規模が小さい自治体だそうです。このことから分かるように、市川市のように人口規模の大きい自治体が公立小中学校の給食を無償化することは、大変に先進的な取組ではないでしょうか。

そこで、市川市は今、大変に先進的なことに取り組もうとされていることについての市の認識と覚悟について伺います。

○松永修巳議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは私のほうから御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、この学校給食についてちょっと私の思いといいますか、学校給食というのは、子どもたちの成長過程において食育につながっていく大変大事なものであると、そのように認識をしています。それから、私の時代も給食があったんですけども、給食の時間をちょっと考えてみますと、子どもたちが学校生活の中で楽しい1つが給食の時間なのかな。子どもたちがみんなで集い、いろいろな話をし、そして心を和ませながら、豊かな心、あるいはよりよい人間関係というんでしょうか、そういうものも醸成されていく機会なのかなと、そんなふうにも思っています。そして、それはひいてはおそらく社交性であったり協調性、そういうものにも何かつながっていくのかな、そんなふうに学校給食全体を捉えています。

そこで、御質問者御指摘の無償化でございますけれども、これは市の教育施策に対する考え方を示す1つの大きな柱だと私は受けとめております。そして、御質問者が御指摘のように、大変先進的な取組であると、そのようにも認識しております。そういうことでありますので、今後はこの無償化について遅滞なく、市長と連携協力を図りながら実現に向けて取り組んでまいりたい。そして、これからも、また無償化が実現しても、子どもたちに安全で安心な、そしておいしい給食を提供していく覚悟といいますか所存であるということをおし添えさせていただきます。私の御答弁に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 教育長、ありがとうございました。市の認識と覚悟を伺わせていただきました。子育てするならば市川市といったキャッチコピーでもつくって子育て支援を充実することによって、子育て世代の転出を抑制してくださるようお願いいたします。

次に、(2)の子ども医療費助成制度の拡充についてです。

市川市が直面している、繰り返しですが大きな課題の一つは、20代後半から40代前半にわたる、いわゆる子育て世代の転出超過です。子育て世代の定住促進を図るためには、子どもの教育費や医療費の助成を拡充することによって、住宅費が高い分を相殺していかなければならないと考えます。去る6月7日の明石市長の陳述であります。その中で、明石市の子ども医療費助成制度は、対象者はゼロ歳から高校3年生までで、一部負担金や所得制限はなしというものです。こういった施策によって、つまりグローバルスタンダードに近づけるための施策

によって地域経済が活性化され、税収増が図られたとしています。本市の子ども医療費助成制度は、明石市に比べて対象者が中学3年生までであることや、一部負担金があることといった不足があります。近隣自治体と差別化を図るためには、明石市のようにグローバルスタンダードに近づけないといけないのではないのでしょうか。

対象者を高校3年生まで拡大することについては、先順位者に対する答弁でおおむね分かりました。これを踏まえて、対象者を高校3年生まで拡大することや、一部負担金なしとすることを含め、子ども医療費助成制度の拡充に関わる考え方や課題、並びにその解決に向けた今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

医療費の助成により保護者の経済的負担を軽減し、子どもの福祉の増進を目指す子ども医療費制度につきましては、重要な子育て支援策として取り組んできたところであります。今後、助成対象を拡充していくことは、子育て世代の定住促進にもつながっていくものではないかと考えております。

次に、高校3年生まで拡大する場合の課題といたしましては、医療機関の窓口で一定の自己負担金のみで受診できる現物給付方式に対応するため、市及び関係機関のシステム改修が必要となること。さらに、助成額として新たに1年度につき2億5,000万円程度が必要となることが課題となると考えております。また、自己負担金をなくして無償化する場合の課題といたしましては、一般的に自己負担金が軽減されますと受診頻度が上がる傾向にあることから、仮に過剰に受診するようであれば診療までの時間が長くなることも想定され、他の受診者にも影響を及ぼすことが少なからず懸念されるところでございます。さらに、本市の医療費負担が必要以上に増えることも考えられます。そのため、これらの想定される事態への対応を十分に検討することが必要になると考えております。

課題解決に向けた取組といたしましては、兵庫県明石市など既に実施している自治体の状況について調査研究を行ってまいります。また、財源の確保が最大の課題であることから、助成額に対する県の負担割合の引き上げや、国における統一した法整備を今後とも要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 繰り返しになりますが、子育てするなら市川市といったキャッチコピーでもつくって子育て支援を拡充することによって、子育て世代の転出を抑制してくださるようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

午後2時53分散会

第 6 日

令和 4 年 6 月 29 日（水曜日）

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年6月29日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 やなぎ美智子議員、石原よしのり議員、堀越 優議員、小山田直人議員、久保川隆志議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程追加 つかこしたかのり議員に対する処分要求の件

---

出席議員 41名

|   |   |    |   |   |   |
|---|---|----|---|---|---|
| や | な | ぎ  | 美 | 智 | 子 |
| さ | と | う  | ゆ | き | の |
| 長 |   | 友  | 正 |   | 徳 |
| 佐 |   | 直  | 友 |   | 樹 |
| つ | ち | や  | 正 |   | 順 |
| 小 | 山 | 田  | 直 |   | 人 |
| つ | か | こ  | た | か | の |
| 鈴 |   | 木  | 雅 |   | 斗 |
| 国 |   | 松  | ひ | ろ | き |
| 石 |   | 原  | た | か | ゆ |
| 清 |   | 水  | み | な | 子 |
| 廣 |   | 田  | 徳 |   | 子 |
| 増 |   | 田  | 好 |   | 秀 |
| 中 |   | 町  | け |   | い |
| 久 | 保 | 川  | 隆 |   | 志 |
| 浅 |   | 野  | さ |   | ち |
| 中 |   | 村  | よ | し | お |
| 細 |   | 田  | 伸 |   | 一 |
| 石 |   | 原  | み | さ | 子 |
| 青 |   | 山  | ひ | ろ | か |
| 大 | 久 | 保  | た | か | し |
| 小 |   | 泉  | 文 |   | 人 |
| 高 |   | 坂  |   |   | 進 |
| 金 |   | 子  | 貞 |   | 作 |
| 秋 |   | 本  | の | り | 子 |
| か | つ | また | 竜 |   | 大 |
| 西 |   | 村  |   |   | 敦 |
| 宮 |   | 本  |   |   | 均 |
| 中 |   | 山  | 幸 |   | 紀 |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 松 | 永 | 鉄 | 兵 |
| 石 | 原 | よ | し |
| 加 | 藤 | 武 | の |
| 稲 | 葉 | 健 | り |
| 越 | 川 | 雅 | 央 |
| 大 | 場 |   | 二 |
| 堀 | 越 |   | 史 |
| か | い |   | 諭 |
| 松 | づ |   | 優 |
| 竹 | 井 | 清 | 勉 |
| 松 | 内 | 修 | 努 |
| 岩 | 永 | 清 | 海 |
|   | 井 |   | 巳 |
|   |   |   | 郎 |

欠席議員 1名

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 荒 | 木 | 詩 | 郎 |
|---|---|---|---|

説明のため出席した者の職氏名

|   |    |   |   |   |
|---|----|---|---|---|
| 市 | 長  | 田 | 中 | 甲 |
| 副 | 市長 | 大 | 津 | 政 |
| 代 | 表  | 菅 | 原 | 卓 |
| 監 | 査  | 田 | 中 | 庸 |
| 委 | 員  | 水 | 野 | 雅 |
| 教 | 育  | 麻 | 生 | 文 |
| 危 | 機  | 植 | 草 | 耕 |
| 管 | 理  | 鹿 | 倉 | 信 |
| 監 |    | 小 | 沢 | 俊 |
| 広 | 報  | 稲 | 葉 | 清 |
| 室 | 長  | 佐 | 藤 | 敏 |
| 総 | 務  | 森 | 田 | 敏 |
| 部 | 長  | 小 | 泉 | 貞 |
| 中 | 核  | 小 | 塚 | 眞 |
| 市 | 準  | 関 |   | 武 |
| 備 | 担  | 立 | 場 | 久 |
| 当 | 理  | 秋 | 本 | 美 |
| 事 |    | 二 | 宮 | 賢 |
| 企 | 画  | 根 | 本 | 賢 |
| 部 | 長  | 川 | 島 | 泰 |
| 財 | 政  | 藤 | 田 | 俊 |
| 部 | 長  | 高 | 久 | 泰 |
| 情 | 報  |   |   | 利 |
| 政 | 策  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 文 | 化  |   |   |   |
| ス | ポ  |   |   |   |
| ー | ツ  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 市 | 民  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 経 | 済  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 観 | 光  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 福 | 祉  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| こ | ど  |   |   |   |
| も | 政  |   |   |   |
| 策 | 部  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 保 | 健  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 環 | 境  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 街 | づ  |   |   |   |
| く | り  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 道 | 路  |   |   |   |
| 交 | 通  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |
| 水 | と  |   |   |   |
| 緑 | の  |   |   |   |
| 部 | 長  |   |   |   |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 行 徳 支 所 長         | 菊 田 滋 也 |
| 消 防 局 長           | 本 住 敏   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 雄 |
| 事 務 局 長           |         |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 永 田 治   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 松 丸 多 一   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠     |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |



け取れる誤解が生じるような御発言をされていまして、御発言の訂正、場合によっては取消しなど、松永議長におかれては、調査、精査の上、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

このたびは貴重な時間を頂戴しまして、ありがとうございました。

○松永修巳議長 ただいまの議事進行に関する発言に対してお答えいたします。

後刻、記録を調査の上、御報告いたしますので、御了承願います。

---

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員 おはようございます。日本共産党のやなぎ美智子です。

質問に先立ちまして、田中市長にいわゆるパワハラ問題について要望をさせていただきます。1つ、真相究明を行うこと、2つ、責任の所在を明確化すること、3つ、再発防止策の策定です。よろしくお願い申し上げます。

では、質問に入ります。

最初に、大項目1つ目の組織編成に係る新型コロナウイルス対応についてです。

4月配付された職員配置表を見たときに目に飛び込んできたのが保健部の新型コロナウイルス対策課でした。この課は新型コロナウイルス感染症へのワンストップサービス部署になるのか。また、これまで新型コロナ対応で本部機能を担ってきた危機管理室は、大規模化する災害対応に当たるために医療課題を担う保健部に機能を移行させていくのかなど、想像を巡らせてきました。

そこで、組織編成に係る新型コロナウイルス対応について伺います。

(1)保健部の新型コロナウイルス対策課の事務内容について、今年度、新型コロナウイルス対策課という組織をつくった経緯、背景を伺います。

(2)危機管理室の事務内容について、この組織での危機管理室の役割について伺います。

(1)、(2)を併せて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、令和2年1月に市川市新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染防止対策や各種支援策を行ってまいりました。そのような中、令和3年2月に新型コロナウイルスの感染防止の切り札と言われる新型コロナワクチンが薬事承認され、速やかに市民の皆様接種の機会を提供するため、保健部の疾病予防課内に新型コロナウイルス対策グループを新設いたしました。このグループでは、多くの市民の方々がワクチン接種を受けられるよう、医療機関での個別接種の推進や集団接種会場の開設準備などの業務を行ってまいりました。しかし、変異を続けるウイルスにより状況が変化していく中での確かなワクチン接種を実現するため、全庁的な応援体制の構築と、保健所や医師会など関係機関との連携を強化する必要があり、そのためには独立した課としての迅速な判断が求められることから、本年4月に保健部内に新型コロナウイルス対策課を新設いたしました。

なお、危機管理室では、引き続き市川市新型コロナウイルス対策本部の事務局として、感染状況の把握、感染症対策における庁内の総合調整、国や県からの要請に応じた対応やその整理、情報収集を行っております。今後も市民の皆様が安全で安心な生活を送られるよう、全庁体制の下、両課が連携して新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。

では、(1)への再質問です。令和3年2月から保健部の疾病予防課内にグループを新設してワクチン接種業務を重点的に進めてきたとのことですから、1年数か月の活動を経験してきたわけです。新型コロナウイルス対策課新設自体は4月ですが、独立した対策課設置の今日時点での効果について伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

新型コロナウイルス対策課は、今年度から独立した課として新型コロナワクチン接種の推進に注力し、感染症流行の抑制に努めています。今年度早々には、市民や医療機関から改善の要望が多かった予約システムを変更し、利便性を高めています。また、4回目接種につきましては、厚生労働省の通知に基づき5月23日に接種券を速やかに送付し、同時に予約を開始いたしました。予約数は既に3万人を上回っております。このように迅速な対応ができたことは、課を設置したことの効果の一つと考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 次に、(2)への再質問です。危機管理室と保健部の新型コロナウイルス対策課としての役割分担はおおむね理解できました。新型コロナウイルス感染症が今後どのように推移していくのか、予測することは困難かと思われませんが、いずれは収束していくと考えられます。その際の危機管理監や危機管理室としての関わり方、事務内容がどのようになるのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今後、現在のコロナウイルスがインフルエンザと同様な扱いになる可能性も想定できます。その際にはコロナの対策本部も閉じることになるとも考えています。そういった場合、本部の事務局である危機管理室の対応ということではなくて、インフルエンザ対策を所管する部署での対応になると考えています。その場合での特別な対策が必要になった場合には、まずは危機管理監と所管部署で対応するということになると思っています。危機管理室は、新たな感染症や再興型インフルエンザにより、パンデミックのおそれがある新たな感染症の発生を注視していくとともに備えていく、こういうことになろうかと思えます。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。まとめます。新型コロナウイルス対策課の新設について理解しました。保健部長からは、予約システムを変更し、利便性を高めていますとの答弁がありました。私も、市のワクチン接種ホームページの目次が大変分かりやすくなったと感じました。特にキャンセル待ち予約、配慮を要する障がい者への4回目接種については丁寧な案内になっていると思います。これまで市民の方からはワクチン接種予約への苦情が相次ぎました。システム上の課題が大きかったのではないかと思います。日常業務だけでも大変な中、システム改善に取り組まれたことを評価したいと思います。大変な御苦勞があったことと思いますが、利用者や医療機関からの要望が生かされて本当によかったと思います。システム導入時にデモンストレーションを行い、実効性を確認することは当然ですが、導入後も市民や関係者からの声を受け止め、システム改善を図られることを期待します。ただ、いまだに3回目ワクチン接種率が65%で推移しています。子どもへの接種についても課題があると思います。未接種者への対応を急いでいただきたいと思います。

次に、危機管理室の役割について理解しました。政府は今年17日、新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、日本版CDC、内閣感染症危機管理庁を設置しました。これまでも、国所管なので国からの方針や指示待



ち、県所管なので県からの情報しか持ち合わせない、県からの指示待ちでした。私は、危機管理庁の設置でさらなるトップダウンが強まることを危惧しています。全国各地の自治体で住民に寄り添った独自の取組が報告されています。本市の今回の組織編成の効果を注視していきたいと思います。

また、危機管理監は再興型インフルエンザへの構えも述べられました。再興型インフルエンザとは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものと定義されています。100年前に世界的に流行した新型インフルエンザ、スペイン風邪がそうです。終息すると危機意識が低下しがちです。再興型インフルエンザのパンデミック、また、サル痘などの新たな感染症に対する危機管理監の構えの姿勢を市の行政全体で共有していただくことを期待します。

次に、大項目2つ目、市内介護事業所への支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により利用控えが顕著になっており、デイサービスの経営が非常に厳しくなっていると事業所管理者からの話を聞いています。また、感染への不安から、デイサービスから訪問介護に変更したとの介護者からの話を聞いています。コロナ禍前とコロナ禍でのデイサービスの利用回数及び利用者数の推移はどのようになっているのか。事業者向けの支援はどのようになっているのか伺います。

2月定例会、私は従事者への処遇改善支援について取り上げました。今年2月から9月まで月額9,000円の賃金改善、いわゆる介護職員処遇改善支援補助金、これは事業所から県へ直接申請され、市では実態把握していないとの2月定例会での答弁でした。私は、県内で開催された自治問題の学習交流会で聞いた話を紹介し、処遇改善の補助金が実際に介護職員に渡るよう、事業所経営に使用されることのないよう実態把握に努めていただきたい。そのために事業者に対して、県へ補助金を申請する際には市にも情報をいただけるよう依頼していただきたいと、市が実態把握に努めることを要望してきました。

そこで(1)経営への財政支援について、(2)従事者への処遇改善支援について、(1)、(2)を併せて伺います。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

初めに、通所介護、いわゆるデイサービスのコロナ禍の利用状況と支援についてでございます。厚生労働省の介護保険事業状況報告によると、コロナ禍におけるデイサービスへの影響については、デイサービスを利用した市民の延べ利用回数は、令和元年8月は延べ4万4,118回、緊急事態宣言下にあった令和3年の同月では延べ4万1,435回となっており、約6.1%の減となっております。また、利用人数は、令和元年8月は4,720人、令和3年の同月では4,343人となっており、約8.0%の利用人数の減となっております。デイサービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出、移動を控える等の行動制限を要請されたことに加え、高齢者の重症化リスクが高いことなどにより利用を控えることにつながったものと考えられます。

国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に大きな影響を受けている介護事業所を含む事業者に対し、既に受付を終了した持続化給付金のほか、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金など、様々な支援を行っております。また、介護事業所に限定された支援といたしましては、通所介護などにおいて、新型コロナウイルス感染症を理由として利用者数が減少している場合に介護報酬を3%換算する特例や、サービス提供体制確保事業費補助金として、新型コロナウイルス感染症により出勤できなくなった職員の代替職員を採用する経費など、本来支出することのなかった費用を助成しております。

次に、介護従事者への処遇改善支援についてでございます。国の実施する介護職員処遇改善支援補助金は、介護職員の収入を3%である月額9,000円引き上げるための措置として、本年2月から10月の介護報酬改定に先立

って実施しているものです。この補助金を受け取った事業所は、補助期間終了後に千葉県へ処遇改善実績報告書を提出することになっておりますので、処遇改善以外に使用されることはないと考えております。

なお、この補助金の申請状況につきましては、6月中旬に介護事業所に対してアンケート調査を行い、その結果、補助金を申請した、もしくは申請予定の事業所は約80%となっております。介護職員の処遇改善について適切に行われるよう、今後、介護職員処遇改善支援補助金を申請していない事業者に対して制度の周知を図り、処遇改善加算の取得及び補助金の申請を促してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。このことについては、今後の状態について次に確認をさせていただいたり、また従事者自身に手渡ったかどうか、そのことも含めて確認をしながら引き続いて注視していきたいというふうには思います。

その上でのまとめです。今年度の年金額が昨年度比較で0.4%減額改定されました。改定ではなく改悪です。また、今年10月からの後期高齢者医療費窓口負担、原則1割から2割へ2倍化の法案が成立しています。日本共産党は、高齢者の命と暮らしを脅かす年金の減額、医療費負担増には反対です。

また、介護関連では、今年10月からの介護報酬で新たに介護職員など、ベースアップ等支援加算で算定した3分の2は介護職員などのベースアップなどに充てることが求められています。これに対して、実際に職員のベースアップにつながっていくのか、処遇改善を加算で行うべきかなどの議論も出ているようです。私は、介護職員の処遇改善の財源を介護を受けている人に求めるのは間違いだと思います。市として、サービスに見合う介護報酬の改定、介護職員の社会的評価に見合う賃上げを国に求めていただきたいと思います。

最後に、大項目3つ目の市川市手話言語条例についてです。

さきの2月定例会で議員発議の市川市手話言語条例が全会一致で可決、制定されました。長年の取組が実を結び、本当によかったと思います。当事者団体の会報などからも歓迎の声が上がっています。これからの取組への期待が高まっています。条例では、第3条、第6条、第7条、第8条で市の責務や努力義務について定められています。

そこで、(1)市の認識について、市川市手話言語条例の制定についてどのように受け止められたのか伺います。

(2)当事者や家族への調査、ヒアリングについて、条例の制定を受け、当事者団体などにヒアリングを行うべきではないかと考えますが、どのようにお考えか伺います。

(3)施策の具体化について、施策の現状と今後の取組はどのように考えているのか伺います。

(1)、(2)、(3)を併せて伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

市川市手話言語条例は、議員発議により令和4年3月18日に制定されました。千葉県内における同様の条例の制定は7番目となります。条例の目的は、手話は言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に関し基本理念を定め、本市において、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することと定めています。条例の制定とその基本理念を受け、市として施策の具体化をどのように進めていくべきかを見定めていかなければならないと認識しているところでございます。今後の施策の具体化に当たっては、当事者団体や関連団体の皆様から引き続き御意見をお伺いするなど、より連携を図ってまいりたいと考えております。

現在実施している取組といたしましては、まず手話通訳者及び要約筆記者を設置し、医療機関等通訳の必要な

場所へ派遣をしております。また、手話関連の講座としまして、手話通訳者を目指す方のための手話奉仕員養成講座を年2回、市民の皆様到手話に親しんでいただくための市民手話教室を年1回開催しております。さらに、聴覚や言語に障がいを持つ方とのコミュニケーション手段となる筆談を学ぶ聞こえのサポーター養成講座を年1回開催しております。今後につきましては、他市の事例も参考に、市民の皆様到手話に対する理解の促進を図り、身近なところで手話に触れていただく機会を増やせるよう関係部署等と協力し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。取組の現状の中での市民手話教室について再質問します。最近、手話サークルで活動している市民の方から、市川市は市民が気軽に手話を学べる機会が少ないと言われました。数年前には手話サークルで活動している市民の方に、どこで手話を学んだのか、私が聞いたところ、市川で手話教室を探したが、条件が合うところが見つからず、東京の教室に通ったとのことでした。手話通訳を目指しているわけではないが、手話ができたら役に立てるのではないかと、機会があればやってみたいと考えている市民の方の声に応えられないでしょうか。

市民手話教室は年1回開催とのことですが、その内容について。また、参加者はその後どのような活動をされているのでしょうか。あわせて、市民手話教室のように、手話に親しむ機会を増やすことについてどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

市民手話教室は、市民の皆様幅広く手話に親しみ学んでいただくことを目的に、全15回の講義と実技の構成で年1回開催しております。初めて手話に出会う方にも楽しく学んでいただけるよう、挨拶や自己紹介など基本的な手話について、動画なども活用した内容となっております。教室に参加した方々の中には、手話への関心がさらに高まり、手話通訳者になるための手話奉仕員養成講座に進まれる方や、市内の手話サークルに所属し、聾者との交流を深め、手話を学び続けておられる方など様々でございます。今後は、この市民手話教室のように、市民の皆様身近に手話を親しむ機会をより増やすことのできるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。まとめます。私は、他市の事例などを調べてみました。全国で初めて手話言語条例を制定した鳥取県では、手話が小学生の必須科目の一つになっているようです。昨年、手話言語条例を制定した東京都府中市では、市立小学校で総合学習として手話授業を行っています。千葉県野田市では、手話啓発のオリジナル漫画を作成しています。このように、他市では手話が身近な言語として、小さい頃から慣れ親しんでいただくような取組を行っています。2017年、手話言語条例を施行した埼玉県三郷市では、今年4月から市の広報で手話動画配信を始めました。毎月発行しているようです。毎月の広報から話題を3つ選び、聴覚障がい者による動画を作成し、ホームページに掲載するものです。聴覚障がいがある当事者が直接参加する意味は大きいと思います。三郷市のような新しい施策をぜひ市川市でも企画していただきたいと思います。

同時に、市がこれまで取り組んできたことを検証し、さらに拡充することも重要かと思えます。当事者団体との関わりもこれまで以上に深めていただきたいと思えます。聾者を含む全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、市川市手話言語条例が豊かに発展することを願い、私の一般質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 石原よしのりです。今年4月に田中新市長が就任され、今回が田中市長の初めての市議会です。市民の声を聞き、市民目線で市川市の立て直しに取り組んでいく明確な姿勢を示されている市長とともに、希望にあふれる市川市の未来をつくっていきたいと思っております。そして本日、この議会の場で田中市長と議論を交わせること、うれしく思います。

最初の大項目、環境行政についてです。

まず1番、クリーンセンター建て替えについて伺います。

本市のごみ焼却施設であるクリーンセンターは、平成6年（1994年）に稼働を開始してから28年を経過し、老朽化が進んでいます。

そこでまず、可燃ごみの焼却処理量の推移と最近の故障や不具合、また事故の発生状況、そして毎年、修繕費がどのくらいかかっているのか、修繕費は増えてきているのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

可燃ごみの焼却処理量の推移について、まずお答えします。松戸市などの他市受入れ分を除きますと、令和元年度、2年度とも約11万7,000 tで、処理量は横ばい傾向でございます。

次に、クリーンセンターの故障や不具合です。最近発生した主なものを申し上げますと、焼却炉内のレンガの崩壊、発電機を動かすためのタービンの劣化などの事象が生じております。また、事故については、令和元年度に不燃ごみのピット内で火災の発生がございました。

最後に点検整備及び修繕費用ですが、令和元年度は約6億7,000万円、2年度は約8億円と、年度によりばらつきはございますが、必要とする経費は増加傾向でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 故障や事故も結構発生しているようです。老朽化に伴い、修繕費用も年々増加しています。やはりクリーンセンターの速やかな建て替えが必要だと思われます。クリーンセンターは当初20年で更新する計画で建設されましたが、その後、10年間の延命工事を行い、建設から30年となる2024年まで使うことに変更いたしました。ところが、東京オリンピックに向けての建設ラッシュで資材工事費が高騰したために、工事費が落ち着くのを待って建設発注しようと、さらに3年間延長した経緯があります。そうすると、2027年に新クリーンセンター稼働という計画で進んでいるはずですが、現時点で分かっている建て替え計画の概要とスケジュールについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

次期クリーンセンターの整備事業については、現施設の南側敷地を建設計画地とし、平成29年3月に施設整備基本計画を策定し、建設に伴う地質・土壌調査や環境影響評価などを行い、建て替え計画を進めてまいりました。その後、事業者を選定するための準備作業を進めていた途中で事業を延期することといたしました。事業再開後は、改めて事業者選定準備作業から始めることとなります。事業延期に際し、東京オリンピック・パラリンピック終了までの3年程度、建設費の動向を見定めることとしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により東京オリンピック・パラリンピックが1年延期となり、また当初4年間と想定していた工期について、複数のプラントメーカーへの聞き取りから5年半を見込む必要があることから、現状では最短で2030年の稼働開始となると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 今、私は2027年という説明があったという話をして、今の答弁で、その後にまたオリンピックの1年延期。工期が思ったより延びることが判明したなど、予定がずるずるとずれ込んでいって、とうとう2030年稼働の見込みとなってしまうということですね。これは36年使うという、ゆゆしい事態じゃないかと思えます。

それでは、環境部として認識しているクリーンセンター更新事業の課題、問題点について説明ください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 課題等については大きく3点あると考えています。

まず1点目は、建設費の高騰です。当初、東京オリンピック・パラリンピック終了まで建設費の動向を見定めることとしていましたが、働き方改革による影響や建設業界における慢性的な人手不足、そして昨今の世界的な社会情勢により建設費の高騰が続き、先が読めない状況であります。

2点目は、現クリーンセンターを安定的に稼働させるための修繕費用の増であります。平成6年の稼働開始から28年が経過している現クリーンセンターは、現状、適正に維持管理され、操業できているものの、今後は延命化工事による操業延期期間が過ぎ、施設の老朽化も進みますので、修繕費用が増えてくることが予想できます。また、併せて緊急停止リスクが高まってまいります。

3点目は、施設規模についてです。施設整備基本計画において、ごみ焼却処理施設の規模は1日当たりの処理量396t、不燃粗大ごみ処理施設の規模は21tと設定しておりました。しかしながら、最新の将来人口推計やごみ処理量の計画値を踏まえ、適正な施設規模に再設定する必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 建設費の高騰対策、早期の稼働、設計処理能力の見直しなどが課題ということになるかと思えます。コストの話をする、結局、建設費の下落を期待したのに期待が外れてしまったわけです。そうすると、処理能力を絞って建設費を下げる必要があるということになります。また、老朽化とともに高まる故障リスク。特に停止してしまったときは、この市川市のごみをどこでどう処理する、大変な問題です。そういったリスクを減らすためにできる限り工期を早め、完成時期を繰り上げることも重要だということになります。本市としても、こういった理解でいますでしょうか。確認します。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 次期クリーンセンターの施設規模は、一般廃棄物処理基本計画に基づき適正な規模に見直す必要があります。また、安定したごみ処理を継続するため、次期クリーンセンター竣工までの間、現クリーンセンターは計画的に保全していくとともに、早期の建設に向け準備を進めてまいります。

以上です。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 少し曖昧な答えだったですけど、以上、私の言うとおりになんだろうと思えます。

ここで処理能力の話ですが、これは本市の可燃ごみ発生量、あるいは将来の発生見込み量に応じて決まってきます。クリーンセンターの建設費削減と毎年のごみ処理費用削減のためにも極力ごみを減らすことが重要となります。

そこで(2)に移って、本市のごみ減量化の取組と成果について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

市川市一般廃棄物処理基本計画では、資源循環型都市いちかわの実現に向けて4つの基本方針を掲げております。1つ目は、ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制、2つ目は、分別の徹底によるごみ焼却量の削減と高度な資源化の推進、3つ目は、環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築、4つ目は、市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進であります。本計画に基づき、マイバッグ利用によるレジ袋使用抑制、食品ロス対策、分別の徹底について、市民への啓発や適正排出についての事業者への指導に取り組んでまいりました。これらの取組の結果、平成28年度から令和2年度までの4年間で人口が約2.4%増加したことに対し、燃やすごみの総排出量は約1%の減少となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 端的に言うと、この4年間で燃やすごみの量が1%減ったとのことでした。私からすると、何を悠長なことを言っているのだろうかと思います。

それでは、ごみの減量化に向けての今後の対応と、新クリーンセンターの稼働する2030年から30年間の可燃ごみ発生量の見通しについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

今年度改定を予定している市川市一般廃棄物処理基本計画においても、現行の計画を踏襲し、引き続きごみ減量化の取組を進めてまいります。また、本年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律におきましても、各自治体に対し、プラスチック製容器包装と製品プラスチックをまとめてリサイクルすることが努力義務として定められています。このことから、プラスチックごみについては、現在、燃やすごみに分類している製品プラスチックを資源物と捉え、燃やすごみにしないようにするなど、新たな削減施策が必要と考えております。新クリーンセンターが稼働する2030年以降、30年間の可燃ごみの発生量につきましては、人口が減少していくと推計されており、併せて減少していくものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ごみの減量化には新たな施策が必要であるとおっしゃっていながら、プラスチックごみの分別促進などと、だらだらとした減量化の取組を続けて徐々にごみの量が減っていくことを期待するというのでは、あまりにも無策とは思いませんか。ごみの発生量があまり変わらない中で、1日400t処理量の焼却能力の炉を持つクリーンセンターを造って、その30年後には人口減少も相まって、下手すると半分も稼働していないというのでは無駄もいいところです。それなら、新クリーンセンターの稼働までの8年間で抜本的な可燃ごみ削減対策を取って、一気に1割、2割と削減してみようとは思いませんか。

ここで改めて、平成28年（2016年）の1月に私も委員だった市川市廃棄物減量等推進審議会、いわゆるごみ減量審議会ですが、当時の大久保市長に答申したごみ減量対策を示します。その答申のポイントはごみの有料化、戸別収集、収集回数の削減の3点セットでした。このうち一番効果が大きいと見込まれる一方、導入するとなると、市民の抵抗の大きいと思われるものはごみの有料化です。しかし、ごみの有料化は既に全国の自治体の6割で導入されており、千葉県近郊都市では千葉市、野田市、八千代市などで、東京では多摩地区の各市で導入済みです。家庭ごみの有料化への取組について、市の考え方を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

家庭ごみの有料化については、平成28年1月に市川市廃棄物減量等推進審議会から、さらなるごみ減量施策として審議いただき、答申をいただいております。また、令和2年12月にも市川市一般廃棄物処理基本計画の改定に関する諮問に対し、さらなるごみの減量・資源化の促進の観点から、今後も導入に向けた検討を継続していくべきであると答申をいただいております。次期市川市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、ごみ減量のための施策を検討しているところです。現段階での1日1人当たりのごみ排出量は、市川市一般廃棄物処理基本計画の計画目標に向けて順調に推移しており、市民の方々にも協力をしていただいております。これらのことから、家庭ごみ有料化の実施につきましては、現状や社会情勢等を総合的に勘案し、判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 近年、環境問題への関心がますます高まり、有料化導入自治体も増えてきた背景があり、そしてクリーンセンターの更新を目前にした今の時期こそ、改めてごみの有料化への前向きな検討が必要なきではないでしょうか。

千葉市は、3つある焼却場の1つの更新時期に当たって、有料化でごみを減らして2工場体制でやっていくことにし、その建設費用削減分を福祉などの分野に回すという決定をしました。市民の理解を得るために市長が前面に立って説明を行ったことで大きな反対もなく、平成26年（2014年）からごみ有料化を実施できました。まさに市長の考え方、覚悟次第です。市長がきちんと丁寧に市民にどう説明できるかがポイントなわけですが、幸い田中市長は長い政治家経験をお持ちで、市民と会うことにも施策の説明をすることにも非常にたけておられます。まさに田中市長に替わられたからこそ、前向きな検討が進められると私は考えています。市長に考え方、あるいは御見解、御覚悟があればお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原よしのり議員からも大変重要な問題提起をいただいているというふうに思い、聞いておりました。昨晚、私は熊谷知事、千葉市の神谷市長、松戸市の本郷谷市長、3人とお会いする機会がありまして、本郷谷市長とはごみの問題も少々お話をしてまいりました。私自身も、今月の15日にクリーンセンターに視察に入ってまいりまして、現在の炉の老朽化の現状、3基ありますよね。ちょうど1基火を入れてなかったものですから、その中をのぞき込んで見てまいりまして、本当に保守修繕を繰り返して何とかもたせているという状況を確認してきたところです。もちろん新しいクリーンセンターを建設するという、待ったなしだということを感じて帰ってまいりました。まさに今後のクリーンセンター建て替えにおけるその規模、大きさを考えていくときに、ごみの減量化と再資源化がどこまでできるかということが最大の問題になってくると。

そんな中で、今、御指摘の家庭ごみの有料化を含む審議会からの答申というのは、有料化によって、最低でも1割は減量が可能になるだろうという内容も含まれているようでもありますから、大変重い提言であるというふうに受け止めております。一方で、議員からの発言にも含まれておりましたが、市民の皆さん方から見ると、有料化に対しては非常に負担がかかってくることでありますから慎重に考えていかなければならない。そこには、やはり今止まっている減量化に対する市民への啓蒙ということをすぐにでも始めていく。そして、一人一人が生活の中で、特に単身者が増えている現在の市川市の状況の中では、ごみの減量化に協力してもらうための呼びかけ、啓蒙というのは非常に重要だろうというふうに思っています。クリーンセンター建て替えというタイミングを逃すことなく、そのタイミングに合わせて、やはり減量化、再資源化、そして有料化の問題も検討を進めていく時期に来ているというふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市長、お考え、ありがとうございます。よく分かりました。先ほど市長の最後のところにあつたように、クリーンセンターの建て替えのタイミングを逃さずにとすることは非常に重要だと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

次は、地球温暖化対策についてに移ります。

市長の所信表明でも7つの基本政策の1つに環境を掲げ、「地球温暖化の進行により、気候変動の危機は深刻さを増し、そのための対策は待ったなしです」と述べられました。最重要なテーマで待ったなしだと思います。本市では、残念ながら環境問題に関心の薄い市長が続いたことから、このところ積極的な環境対策が取られてこなかったのみならず、市の環境行政が弱体してしまったと言っても過言ではないと私は思っています。新市長が就任してからまだ2か月ではありますが、市長は環境問題、地球温暖化対策を重視する考えを示されています。新市長の下で地球温暖化対策についての本市の姿勢はどう変わったのか、伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

地球温暖化の進行により異常気象の発生等、気候変動の危機は影響が深刻さを増しており、そのための対策を講ずることは待ったなしと考えていらっしゃるものと思います。田中市長の下で変わった点を申し上げるとしますと、所信表明において触れられたとおり、地球が取り返しのつかないことになる前にできることから早急に行動を起こす、つまり現場主義の視点から喫緊の課題を解決するために迅速に手を打つことと考えます。その1つとして、クリーンセンター建て替えについて、即時に適切な判断をいただきながら、事業再開に向けた事務を開始いたしました。また、ごみの減量・資源化を図るため、飲食店などの事業系生ごみの食品リサイクルの観点から、バイオマス発電事業を検討する等の指示をいただいているところであります。今後、一人一人の生き方が地球環境につながっていることを意識し、市民、事業者、市が協働して二酸化炭素の排出量を削減するとともにエネルギーを循環させ、バランスよく環境を保ちながら地球温暖化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 伺うと、市長からいろんな指示がやはり来ているということで、これから大きく変わっていくのかなと期待しています。

市川市には環境問題に関心の高い市民は多く、様々な環境活動団体も存在します。また、いろいろな分野で専門知識を持ち、活躍している方も多くお住まいです。市民や市民団体、また外部の専門家との連携の現状と考え方について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市民や市民活動団体との連携として、市川市地球温暖化対策推進協議会との協働がございました。市川市地球温暖化対策推進協議会は、地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づく、主に日常生活における温室効果ガスの削減を市民、事業者、市民活動団体、教育機関及び行政が協働で推進することを目的に設立されております。市も協議会の一員として、地球温暖化対策の啓発事業をより一層進めてまいります。また、外部専門家との連携につきましては、地球温暖化防止月間の12月に専門家を迎え、温暖化問題などの講演会を実施してまいりました。今後、さらに地球温暖化対策を進めるに当たり、講演会などに加え、市民に対し、市内の先進事例の紹介や学習などの機会を検討してまいります。具体的には、市内の千葉商科大学が日本初の自然エネルギー100%大学を目指し取り組んでいることから、市と千葉商科大学との協働で、市内小学生や保護者をキャンパスに招待し、積極的に取り組む大学生や専門家が自然エネルギー100%大学の取組を紹介する企画を検討してま

います。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 いろいろな御答弁いただきましてありがとうございます。ただ、残念ながら、ここしばらくのところ市民や、そういった環境団体と連携、あるいは協働でいろんなことをやってくるというのがちょっと薄かったような気がしますので、これからはぜひ頑張っていたきたいと思えます。

6月5日に環境フェアがコルトンプラザで開催されました。コロナの影響で過去2年間は実施できなかったことで、3年ぶりの開催となりました。市長も視察に行かれて展示を御覧になり、出展者たちと積極的にお話をされました。この点、大変評価させていただきます。

開催できて大変うれしかったのですが、関係者たちからお話を伺っていると、いろいろと不満や批判が聞こえてきます。まず、大変小規模となったこと、計画、検討などに市民団体が関わらなかったこと、市民向けの周知がほとんどされず来場者が少なかったこと、コルトンプラザの買物客の邪魔にならないように遠慮した設営と開催になったことなどです。もちろん今年はコロナの影響が残っており、コルトン側も慎重だったことは理解していますが、来年こそはよりよい盛大な環境フェアにしたいものです。

市長は所信表明で、環境について市民への啓蒙を進めていくと宣言されておられます。まさに環境フェアはその場なのです。多くの市民団体と協力して知恵を借り、どのようなフェアにするか、共に検討、計画し、そして大規模集客施設のコルトンプラザで開催するんですから、コルトンプラザと共同でショッピングセンターの全店舗を挙げて、各店舗、各企業の環境の取組や環境関連商品の紹介、環境イベントの開催などで、コルトンプラザに来た客みんなが環境のテーマに触れ、環境に関心を持つようにするといった大々的な展開だってできるはずです。市役所だけで、市役所メインでといった考え方は捨てて、我々、知識、知恵、力のある多くの市民、団体、企業を巻き込んで環境事業を進めていっていただきたいと思えます。答弁は結構です。ぜひ前向きに検討をお願いします。

環境問題の次の項目、本市が設立を計画している新電力会社についてです。

昨日、長友議員が一般質問で、住宅用太陽光発電の需給調整は地域新電力会社が行うことが効率的であり、住宅用太陽光発電設備の設置を促進するために地域新電力会社を早く設立すべきだと主張されました。私もそのとおりだと思います。

そこで、この新電力会社の設立、運営計画について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

地域新電力会社を設立することは、廃棄物発電や再生可能エネルギーの利用によるエネルギーを循環させる手法の一つと考えております。一方、最近の電力事業の動向としましては、2021年度に小売電気事業者が14件倒産をしています。この原因としては、自前の電源を有しない事業者が電力市場の高騰による影響を受けたものがございます。これまで地域の中でエネルギーを循環させるために検討してきたことは、安定した電力の供給を重視し、廃棄物発電を活用するものがございますが、現在、クリーンセンターの発電能力は、タービンの切削によって発電効率がおよそ4割ほど低下している状況でございます。これらの状況を踏まえ、廃棄物発電の有効利用と併せ、国の補助事業を活用した太陽光発電設備の設置等、再生可能エネルギーを推進し、市域の中でエネルギーの循環を進める仕組みを検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 最近、エネルギー価格の高騰で、自前の電力源を持たない新電力会社の倒産が相次いでいるようです。クリーンセンターの廃棄物発電設備を持つ本市には、地域新電力会社を設立、運営するメリットがあります。そして、電力供給源に市内でつくる再生可能エネルギーをどんどん確保していけば、エネルギーの地産地消及び再生可能エネルギーの推進に寄与します。その場合は公共施設に設置した太陽光発電だけではなく、市民電力会社と連携したり、自宅に太陽光発電設備を設置している市民と連携したり、市民に需要側だけではなく、供給側にも加わってもらうことで一層効果が上がります。これから慎重な検討が必要だと思えます。ただ前向きに検討を進めていただきたいと伝えて、私の環境問題についての項目は終わります。

次の給食費無償化についての質問に移ります。

私は5年前の2017年2月定例会で給食費無償化を取り上げ、その意義を訴えるとともに、早急に完全無償化を実施するよう強く求めましたが、当時、財政負担が大きいなどということから、今に至るまで、それに応えていただくことはできませんでした。今回、田中市長になられて、所信表明で給食費無償化に取り組むことを宣言され、今定例会での答弁の中でその考え方や進め方が示されました。実現のめどがついたこと、大変うれしく思います。私の質問項目(1)、(2)、(3)、かなりの部分が先順位者への答弁で分かりましたので、私は課題とスケジュールについて1点伺ってまいります。

1つ気になる点は、市長の所信表明の中でも「関係機関との協議を進めます」とし、様子を見ながら段階的に全面無償化へ移行するというような答弁も出てきていました。給食費の無償化の目的は貧困対策、経済対策、経済支援策ではなく子育て支援策であり、健康・教育政策であると、先順位者への答弁の中で部長も教育長もおっしゃっておられました。ですから、本市がこれまで行ってきた第3子支援、生活保護、就学支援の給食費免除といった政策とは根本的に違います。そこには親の所得は関係ありません。子どもの未来は市川の未来だという田中市長の姿勢を示すものです。浦安市のように、給食費無償化と看板を上げながらも、進学で費用がかかる小6と中3の生徒の給食費を免除するというのは単なる経済負担軽減策です。また、給食費を払ってもらう児童が一部でも残るということは給食会計を残すということで、引き落としの手続などの費用、また滞納問題も残ります。ですから、早期の完全無償化が望まれるのです。

なぜ段階的な無償化といった中途半端な進め方でよしとしているような説明になっていたのかお伺いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育委員会では、市長が所信表明で掲げた学校給食費の無償化に共感し、公立小中学校等に通う全児童生徒を対象とした完全無償化を目指すこととしております。学校給食費の無償化は、市民からお預かりしている一定規模の税金を継続的に活用していく施策であります。そのことから慎重を期すため、まずは事務作業の推移を見定める必要性から、例えば中学生からなど、対象を定めてスタートを切ることを想定しております。その後、早い段階での全児童生徒への拡充をしていきたいと考えております。今回の無償化は、予測される食料費高騰を見据え、負担軽減による子育て世代の支援を図り、将来に向け、社会全体で子どもの成長を支えることにつながる大きな取組であります。このことから、市民の皆様へ広く政策の意義を理解していただくことが重要であり、実施に向けてはしっかりと周知を図っていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 そうです。周知とかはきちっとやるべきでしょうね。ほかに望むものもあるかもしれないし、高齢者福祉のほうを優先しろという声も出てくるかもしれません。しっかりと説明する必要があります。

私が2017年3月15日の一般質問で給食費無償化を求めたときの議事録、最後のまとめの部分をちょっと読ませ

ていただきます。現在でもそのまま当てはまるんです。給食費無償化については、これからきちんと私は議論していきたいと思っているんですよ。完全無償化している自治体が60以上にふえてきていますが、確かに地方の小規模な自治体に多いのが実情です。児童生徒の多い大都市では財政負担が大きく、本市の場合は完全無償化には17億円かかり、財政確保が大変課題であるということは理解しています。そして、保護者のニーズアンケートでは、給食費無償化を選んだ人は多くないこと、生活困窮世帯は既に生活保護費や就学援助で給食費分が支払われているといった理由で、当面は様子見をしたいというのが今のお答えでした。しかし、保護者に対して、学校に何を望むんですかと聞いたら、教育環境の整備や教育カリキュラムの充実などプラスのことを考えるのが一般的であり、当然なんです。給食費をただにしてほしいと答えるのは、家計が本当に苦しい人だけじゃないでしょうか。給食費無償化の狙いは、そこにはないんです。子育て世帯全体への支援なんです。子育てにはお金がかかります。それなりの収入のある家庭でも、子育て期間中は家計の余裕はありません。貯金がふえるなんていうことは、まずないです。場合によってはローンだって組むこともある。給食費分が浮けば、やりくりしていた家計から我慢していた子ども服だったり、お稽古事をやらせたり、外食だったり、子どものための支出に回せるんです。ここを理解してほしいと思っているわけです。昨年3月に策定した市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、市川市の目指すべき方向を、人口減少、少子・高齢化社会の中でも若い世代が移り住んでくる、そして子育て世代が出ていかない、そして、子どもを産もうと思う町にするということを掲げています。給食費の完全無償化を早く打ち出すことができれば、市川が全国的にも子育て支援に熱心な町であることを大きくアピールできると思います。こういった政策は、よそがみんなやり始めてから追随したのでは、同じお金をかけてもPR効果もありませんし、支援としての効果が薄くなってしまいます。その点を念頭に置いて、今後、前向きな検討を進めていっていただきたいと思います。——これは5年前です。

県内で最初の市として導入してほしかったのですが、今年4月に勝浦市が全面無償化をして先を越されてしまいました。しかし、人口1万6,000人、対象児童1,000人の勝浦市と、首都圏で人口50万人、対象児童3万人を超える市川市とは全く違います。東京の首都圏の市区で初めての導入ということで、ニュースでも大きく取り上げられることになる、田中市長の掲げる市川市の子育て支援姿勢へのアピールにもなります。素晴らしい施策です。ぜひ来年4月からの完全無償化を目指して、その途中は段階を追っていいです。来年4月からの完全無償化を目指していただきますことを私は強く要望させていただきたいと思います。

最後に、この件について田中市長のお考えを伺わせていただければと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 義務教育を受けている市川市の子どもたちは3万人。その3万人を対象にする、正直、一大事業になるということを思うときに、市民の皆さん方の貴重な税金というものをここに使わせていただく。子どもたちの健全な育成、あるいは品格ある文化都市市川市ということにこの事業は本当に当てはまるんだろうかということは何度も自分に問いかけているところであります。

しかし、物価高騰、いよいよ子どもたちを中心に考えていかなければいけないということを思うときに、市民の皆さん方の御理解、議会の皆さん方の御理解をいただいて、ぜひ進めたい事業であるという思いを持っております。ちなみに石原議員の議事録も読ませていただいて、そのきっかけをいただけたということは事実でありますので、申し添えておきます。どうか皆さんの御理解をいただければありがたいというふうに思っています。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ぜひ教育委員会挙げて進めていただければと思います。ありがとうございます、市長。次の最後の質問、無電柱化に移ります。

私は、7年前の2015年6月定例会で無電柱化を取り上げています。国が無電柱化推進法の制定準備をしていた

時期で、東京都はオリンピックに向けて積極的に無電柱化を進めていました。そして当時、本市では都市計画道路3・6・32号の拡幅計画が進んでおり、用地取得とライフラインの切り直し工事などが予定されていた時期です。この道路は、外環道路の大和田4丁目北交差点からマルエツの前を通り、行徳街道の角のイオンタウンの前に至る平田・南八幡地区の商店と住宅の密集地を通る路線です。まさに防災や景観などの無電柱化のメリットが大きい場所だと思われたことから無電柱化すべきだと、私は強く訴えました。

しかし、市はコスト増、関係インフラ企業や周辺住民との調整の手間、工事期間の延長などを理由に、既存電柱撤去後、拡幅後の道路に再度新たな電柱を立てる計画で推し進めてきました。今般新たに就任した田中市長は無電柱化を進めることを公約に掲げ、所信表明でも、これからの市川市のまちづくりで積極的に無電柱化を進めることを宣言されました。

そこで質問です。現在、拡幅事業を進めているこの都市計画道路3・6・32号はどうか。無電柱化する考えはないのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・6・32号整備事業につきましては、平成27年度より、外環道路の大和田4丁目北交差点から南八幡の市川市保健センター前までの約650m区間の整備を実施しております。当該路線は外環道路に接続する優先整備路線に位置づけられ、早期の完了を優先としていたことから、当初計画においては、無電柱化は行わず、平成33年度、令和3年度の事業完了を目指すこととしておりました。その後、当該路線における無電柱化の検討経緯といたしましては、平成29年度は前年に施行された無電柱化の推進に関する法律を踏まえ、事業費や工期の試算と地元自治会等との意見交換等の実施により検討を行いました。地元等からは、無電柱化を実施してほしいとの意見は少なく、道路整備を早期に実施してほしいとの意見が挙げられており、これらを考慮した結果、事業区域の行徳街道から西側区間につきましては無電柱化はせず、引き続き早期完了を目指すこととしたものです。

一方、行徳街道から東側の区間は、バリアフリー法に基づいた歩道整備等が必要な路線ということから別途検討を進めることといたしました。その後、令和2年度に事業の進捗状況等から事業全体の工程見直しを実施し、これに合わせ、東側区間の無電柱化を検討いたしました。この見直しで道路整備事業の期間を令和7年度末までに変更したことから、東側区間の無電柱化については、この期間内での整備が可能であると確認できたため、現事業に組み入れることとしたものです。本年度は、国土強靱化等を進める視点から改めて西側区間の無電柱化の検討を行いました。しかしながら、現段階で無電柱化を進める場合は、これまでに決定してきた地下埋設物の位置等に変更が生じることから、今年度予定していた水路移設工事を中止し、直ちに設計を見直す必要があることや、電線共同溝の新設により新たに支障となる水路や埋設管の移設に関する設計及び工事が必要となることが確認できました。また、これらを考慮した全体工期としましては、令和4年度から5年度にかけては再設計等の業務で工事を行うことができず、工期は約10年の延長となり、令和17年度末の事業完了見込みとなります。加えて事業費につきましては、おおむねの試算で約15億円の増額となることも確認いたしました。このようなことから、特に工事期間の延長による沿道住民等への影響等が大きいと判断し、本事業につきましては西側区間の無電柱化は行わず、従来計画どおり、令和7年度末の事業完了を目指すこととしたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。御答弁では、今、無電柱化に計画変更すると、通常、無電柱化に必要な作業のほかに設計や工事のやり直し、新たな支障となる埋設物の移設など生じることによって、完成が約10年遅れるということでした。大変残念なお答えでした。最初から沿線住民の方に無電柱化を求める声が

少なかったと言うけれども、無電柱化のメリット、無電柱化はこうしたらこういうふうになりますよというのを示した上で聞いたわけではなかったの、そういう答えになっているんじゃないかと思っています。

それでは、振り返ってみて、いつの時点で無電柱化する方針に変更していれば、もっと早い完成が見込めたのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

電線共同溝の設置につきましては、本体管から沿道家屋等への電気や通信の引込線があるため通常歩道に設置することが望ましいとされており、ガス管や水道管なども同じ理由から歩道に敷設することが多い状況となっております。このため電線共同溝の設計に当たりましては、設計の初期段階で電線共同溝、水路、ガス管、水道管などの埋設位置を調整して決定していくことが前提となります。本事業におきましては、無電柱化の推進に関する法律が施行された翌年に本事業での実施の有無を検討し、詳細設計の着手前であった平成29年度時点で無電柱化を実施する方針としていけば、現段階で無電柱化を実施する方針に変更した場合より手戻りがなく、早期に事業が完了するものと思われま。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 平成29年にちゃんと設計変更していればという話です。私は、7年前にこの議会質問で訴えていました。その後、29年までに真剣に検討して無電柱化で進める方針に変えていけば、もちろん、そのための工事費用はかかったでしょう。増えたでしょう。しかし、完成時期は令和7年度末に納まり、遅れなかったということです。市長の方針も無電柱化で明確に示されたことですし、現在、パブリックコメントを募集中の無電柱化推進計画が近く策定されるとのことです。今後はみすみすチャンスを逃してしまった、このようなことが起こらないように無電柱化を着実に進めていっていただきたいと思ひます。

(2)の質問で具体的に今後どこを進めていくのかという質問をしましたが、先順位者へのお答えで分かりましたので、無電柱化につきましては今後しっかりとやっていただくということをお願いして終わります。

これにて私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。貴重なお時間をお借りして、恐縮ながら、地方自治法第133条の規定に基づき処分を要求いたします。

つかこしたかのり議員は、本日午前中の本会議において、議事進行発言の体裁を装いながら、特段の根拠も客観的な証拠も示すことなく、一方的に私、越川雅史に関して生活保護費の不正受給などと発言した上で、これで本当に潔白が立証されたのでしょうか、本件の疑義が終結しているとも言えない、かえって疑惑が深まったように私は感じますなどと、あたかも私が生活保護費の不正受給に関与しているかのような侮辱する発言を行いました。

本件事案をめぐっては、特段の根拠も客観的な証拠も一切示されない中で、令和3年12月13日の本会議以降、いたずらに生活保護費の不正受給との旨の発言を繰り返すことによって、私を侮辱する行為が一部議員より繰り返行われていますが、今回の当該議員の発言もその趣旨を一にするものであり、議事進行を装った単なる個人攻撃であると判断せざるを得ません。よって、私、越川雅史は、本市議会に対し当該議員の処分を求める次第です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 越川議員、処分要求の件ですね。

〔越川雅史議員「はい」と呼ぶ〕

○松永修巳議長 承知いたしました。これは賛成者は必要ございません。処分内容は本人の問題でございますので。

この際、越川議員、文書をもって速やかに提出してください。お願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後3時15分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○松永修巳議長 お諮りいたします。この際、つかこしたかのり議員に対する処分要求の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よってこの際、つかこしたかのり議員に対する処分要求の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

つかこしたかのり議員に対する処分要求の件を議題といたします。

本件は、本日、越川雅史議員から、地方自治法第133条の規定により処分要求書が提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定により、つかこしたかのり議員の退席を求めます。

〔つかこしたかのり議員退席〕

○松永修巳議長 この際、提出者から説明を求めます。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。提案理由を申し上げます。

つかこしたかのり議員は、本日午前の本会議において、議事進行発言の体裁を装いながら、特段の根拠も客観的な証拠も示すことなく、一方的に私、越川雅史に関して生活保護費の不正受給などと発言した上で、これで本当に潔白が立証されたのでしょうか、本件の疑義が終結しているとも思えない、かえって疑惑が深まったように私は感じますなどと、あたかも私が生活保護費の不正受給に関与しているかのような、聞き手に誤解を与えるような侮辱する発言を行いました。

本件事案をめぐっては、令和3年12月13日の会議以降、直近では2月の定例会においても同様の発言がありましたが、当該議員は議事進行や討論、一身上の弁明など、様々な発言の機会を用いて個人攻撃をしているものと判断せざるを得ません。よって、甚だ遺憾、残念なことでありますが、私、越川雅史は本市議会に対し当該議員

の処分を求める次第です。

以上です。

○松永修巳議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

つかこしたかのり議員から、本件について一身上の弁明をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本申出に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者少数であります。よってつかこしたかのり議員の一身上の弁明を許可することは否決されました。

この際、お諮りいたします。本件については、その提出に伴い、委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されております。

また、懲罰の議決については、会議規則第160条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないこととされております。よって本件を懲罰特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって本件を懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により15人になっております。懲罰特別委員に長友正徳議員、小山田直人議員、国松ひろき議員、石原たかゆき議員、浅野さち議員、中村よしお議員、細田伸一議員、高坂進議員、金子貞作議員、秋本のり子議員、中山幸紀議員、松永鉄兵議員、松井努議員、竹内清海議員及び岩井清郎議員を、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

つかこしたかのり議員の除斥を解除いたします。

〔つかこしたかのり議員入場〕

○松永修巳議長 この際、懲罰特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後4時15分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、懲罰特別委員会における正副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

委員長に細田伸一議員、副委員長に石原たかゆき議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

---

○松永修巳議長 日程第1一般質問を継続いたします。

堀越優議員。

○堀越 優議員 公明党の堀越優でございます。よろしくお願いをいたします。

田中市長の所信表明で、小さな子どもから高齢者まで誰しものが健やかに暮らし、お互いを支え合う健康寿命日本一の町を目指していくとの御発言がございました。これからお伺いする医療、防災、移動手段は健康寿命日本一を支える一番の礎となるもので、田中市長の目指すものと非常に関連が強いところであると私自身が思ってお

ります。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

まず、大項目の1つ目、救急医療についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症については、現在もいまだ終息のめどが立っておりませんが、最前線で治療やワクチン接種などに御尽力くださっている医療従事者の皆様に心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、以前より報道などで、救急搬送の際に搬送先の医療機関が見つからず、医療関係者や救急隊員が苦慮するという話をよく伺っております。同様のことが新型コロナウイルス感染症のピークの際にも全国的に起こっていたと伺いました。本市でも、搬送先が決定するまで長時間救急車で待機せざるを得ない事態も生じていたとも伺っております。また、本市においても今後ますます高齢化が進んでいきますが、その中で救急医療の役割は一層大きなものとなっていくのではないかと、私自身、痛切に感じているところでございます。

そこで(1)番といたしまして、本市の救急医療の現状についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

救急医療につきましては、千葉県の策定する保健医療計画に基づき、救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、初期、2次、3次と3段階で整備されております。それぞれの役割ですが、初期救急医療機関は、平日の昼間ばかりつけ医が、休日や夜間は市川市急病診療所が対応しております。2次救急医療機関は、休日夜間に入院や手術が必要な救急患者に対応する病院で、休日や夜間に内科と外科の対応をしております。3次救急医療機関は、特に緊急性や専門性が高く、初期・2次救急医療機関では対応が難しい重篤な救急患者への対応を24時間行う病院であります。

本市には3次救急医療機関として救命救急センターの指定を受けた病院はありませんが、県内には14か所の救命救急センターがあります。近隣では順天堂大学医学部附属浦安病院、船橋市立医療センター、松戸市立総合医療センターが指定されています。本市では3次救急医療機関がない状況を踏まえ、体制を補完するために東京歯科大学市川総合病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、国立国際医療研究センター国府台病院、行徳総合病院、順天堂大学医学部附属浦安病院の5か所の基幹病院を2.5次救急医療機関と位置づけ、脳卒中や心筋梗塞などの緊急度の高い疾患や小児科などの他の医療機関では対応が難しい診療科目について対応しているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 二宮保健部長、御答弁ありがとうございました。

そこで再質問ですが、救急医療の現状として、初期、2次、3次と3段階で救急医療体制が整備されており、本市に3次救急医療機関はないけれども、本市独自の仕組みとして、5か所の基幹病院によって2.5次救急医療体制が整備されているとのことでした。

そこで、2.5次救急医療体制は脳卒中や心筋梗塞などの緊急度の高い疾患や、小児科などのほかの医療機関では対応が困難な診療科目を受け持っているということではありましたが、具体的にはどのような診療科目が対象となっているのか。また、これらの診療科目を5つの病院でどのように分担しているのかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

2.5次救急医療機関が対応する診療科目についてですが、脳卒中や心筋梗塞などの緊急度の高い治療を行う脳神経外科や循環器内科、また専門性が要求される小児科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、歯科口腔外科



です。これらの診療科目について、病院の特性に合わせ輪番制で対応しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。2.5次救急医療体制で整備されている診療科目について、おのこの病院の得意分野があって輪番で対応しているということで理解をしましたが、脳神経外科や循環器内科など、速やかに対応しなければ命に関わるような診療科目、また小児科や眼科、耳鼻科など、専門性が高い診療科目にも対応していただいているとのことですが、非常に心強く感じます。この体制をさらに充実するよう切にお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、(2)といたしまして、救命救急センターの設置についてでございます。

先ほどの御答弁で、本市には3次救急医療機関がないとのことでした。3次救急医療をやる病院には救命救急センターがあると認識しておりますが、近隣の浦安市や船橋市、松戸市には救命救急センターが設置されている病院がありますので、その3市には3次救急医療機関が整備されているということになります。本市の周りであるので大丈夫ということなのかもしれませんが、人口約50万人である本市に救命救急センターが設置されている病院がないのは非常に残念なわけでございますけれども、救命救急センターがどのような役割を担っていて、本市周辺の救命救急センターはどのように設置されているのかお聞きいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

救命救急センターは、全ての重篤な救急患者を原則として24時間体制で受け入れることが必要です。そのため救命救急センター設置は、国の基準により、20床以上の専用病床やICUの設置、専門的な知識や技能を有した医師、看護師の確保など、高い水準の医療提供体制が求められています。本市をはじめ浦安、船橋、鎌ケ谷、習志野、八千代の6市が属する東葛南部保健医療圏における救命救急センターの設置状況は、順天堂大学医学部附属浦安病院、船橋市立医療センター、東京女子医科大学八千代医療センターの3か所となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。

そこで再質問させていただきますけれども、救命救急センターは24時間いつでも重篤な患者の受け入れができるよう施設も人材も投入され、高い水準の医療提供体制の確保が求められているということは分かりました。御答弁にありましたように、救命救急センターのある病院は私も知っておりますけれども、これらの病院はかなり大きなものですが、本市においても比較的大きな病院がございます。先ほどの御答弁ですと、2次、2.5次といった役割を担ってもらっている病院もあるとのことでしたけれども、例えばの話になりますが、そうした病院が施設や人材を整備し、3次救急をやりたいとなった場合に誰が許可を出すのか。また、どのような流れになるのか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

救命救急センターの設置に当たっては、保健医療圏内の人口や医療体制の整備状況なども踏まえた上で千葉県知事が指定を行うことになっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。再々質問になりますが、新たな救命救急センターの設置に際

しては千葉県知事の指定が必要であることを理解させていただきました。

さて、先ほどの御答弁で、市川市には救命救急センターのある3次救急医療機関はないけれども、これを補完するものとして、本市では2.5次救急医療体制を整備しているとのことでした。

そこで、2.5次救急医療機関がどの程度の症状の患者を受け入れているのか。また、本市の救急搬送のうち、どれくらいの方が2.5次救急医療機関に搬送されているのかについてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

2.5次救急医療機関は脳血管疾患や心疾患など、症状の重い救急患者の受入れも行っております。救急搬送全体の8割を超える患者を受け入れています。このことから、2.5次救急医療体制は十分機能しているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。救急搬送の8割以上が2.5次救急医療機関に搬送されているとのことでした。8割ということですから、重症の方だけではなく、軽症の方についても、この5つの医療機関で幅広く受入れをされているということだと思います。市民の安心、安全という点からも、何かあったときに対応していただける医療の体制が整備されているということは非常に大事なことだと思います。このことについて、引き続き受入れができるような環境づくりが市でできる方策について、大々的に御検討いただければと思います。

また、救命救急センターを本市に設置するのは、県が指定を行っているということですからハードルが高いかもしれませんが、手を挙げる医療機関がありましたら、市としても全面的に後押しをしていただきますようお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、大項目の2つ目でございますが、献血に対する本市の取組についてでございます。

献血については、平成27年9月定例会と平成28年9月定例会の2回にわたって質問をしております。平成28年9月定例会においては、常設の献血ルームの設置について質問させていただき、そのときの御答弁としては、まず、市内の移動献血車による献血者数を増やす取組を進めていきたいというものでございました。それから5年以上経過しており、また、そのときは全く予測がついておりませんでした。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、献血を取り巻く状況についても変化があったのではと思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や在宅勤務、自宅でのオンライン授業など、献血会場に出向きにくい状況下で献血量が減っていないのかなど、(1)番目のコロナ禍における本市の献血の現状についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

新型コロナウイルス感染症の流行により在宅勤務やオンライン授業が実施されるなど、職場や学校での献血の機会が少なくなり、献血量の減少が懸念されておりました。この状況に対応するため、日本赤十字社は献血会場の見直しや献血協力の呼びかけを徹底し、全国的に例年同様の献血量の確保がなされたところです。本市におきましても、日本赤十字社が多くの市民が集まる場所で献血を実施し、令和3年度の献血量については、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較して約9割となっております。また、本市が主催する本庁舎などでの献血会場では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け予約制としたため、令和2年度は例年の6割程度の献血量となりましたが、周知を徹底することにより、令和3年度の献血量は感染拡大以前の量を上回るほどに回復したところで

あります。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 二宮保健部長、御答弁ありがとうございます。コロナ禍にもかかわらず、献血量が大きく減らなかったことは幸いであると思います。本市においても周知を徹底され、特に市が主体となった献血が例年を上回るようになったことは評価したいと思います。しかし、献血バス、いわゆる献血車による献血は採血日が決まっており、献血をしようと思ったときにすぐ献血できるものではありません。本市の近くということだと、JR船橋駅前のフェイスビル内に常設の献血ルームが設置されておりますが、献血ルームは基本的に日中休みなく開館しており、また献血しようと思ったときにいつでも献血をすることができます。また、献血ルームでは、献血バスでは実施していない成分献血をすることもできます。また、血液は輸血だけでなく、がん治療などにも多く使われる血液製剤の原料としても活用されております。若年者が減少し、高齢者の人口が増加する状況の中で、今後、血液の需要が増加し、必要量が確保できなくなることも予想されます。このためには血液製剤の原料となり、全血献血よりも体への負担が小さい成分献血ができる機会を増やすことが効果的であると思います。

そこで、(2)番目の本市における献血ルームの設置について伺いをいたします。

本市に常設の献血ルームを設置することが献血量を確保していく上で効果的であると思いますが、新たな献血ルームの設置の考え方について伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

献血ルームは日本赤十字社が設置することとなりますが、献血バスと比べ、より多くの経費が必要となります。このため、平日、休日に関係なく、多くの方が安定的に献血ルームに訪れることが必要となります。新たな献血ルームの設置に際しては、昼間の人口や駅前など人通りの多い場所であるかなど、費用対効果を踏まえ日本赤十字社が広域的に判断しているとのことであり、現時点では設置の予定はないと伺っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきますが、献血ルームの設置は日本赤十字社が行うこと、また当面設置の予定はないということでした。非常に残念でございます。将来的には市川市に常設の献血ルームを設置していただきたいところではありますが、いろいろ課題もあると思いますので、よく日本赤十字社とも話し合いをしていただいて引き続き御検討いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、現在の取組の中で献血量を確保していくためには、まずは多くの方に献血の存在を知っていただくことが重要ではないかと思っております。

そこで、現在、第1庁舎で行われている献血について、より市民に近い場所のできるのではないかと思います。第1庁舎の献血会場の現状について伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

現在、第1庁舎の献血は、主に5階の委員会室を会場としております。献血の周知は本市と日本赤十字社で行っており、本市職員が中心であります。市民の方にも参加していただいているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。再々質問になりますが、委員会室が会場だと一般の市民の方には分かりにくいと思いますし、エレベーターで上っていく必要がありますので、初めての方には入りにくいところもあると思います。先日、田中市長の記者会見での御発言で、市長室のレイアウトを見直すといったお話も伺いました。また、執務スペースなども、コロナ禍の感染症の対策もあって、レイアウトもなかなか思うようにはいかないとは理解していますけれども、すぐには申しませんが、庁舎の献血会場をもう少し市民の方が行きやすい場所とすることはできないのかについて再度お伺いをいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

献血会場は、ある程度の広さと壁などで会場と会場外が分離されていることが必要であります。より多くの方に献血に関心を持っていただき、献血者を増やしていくためには、会場が市民の方に分かりやすい場所であることも重要であると考えています。現在、新型コロナウイルスワクチン接種に利用している2階会議室を、ワクチン接種終了後には活用できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。コロナ禍でやむを得ない部分はあると思いますが、第1庁舎の中であれば、委員会室を会場とするよりは、ふだん市民の方が来られる場所が献血会場となっていたほうが、市民の方が献血会場へ入ることにためらうことも少なくなると思います。また、献血にあまり関心のない方へのPRにもなるのではないかと思います。今後、第1庁舎のレイアウトを見直す機会があるのであれば、市民に分かりやすい献血会場実現に向けて、併せて御検討いただくよう要望をさせていただきまして、この項目は終了いたします。

それでは、次に大項目の3つ目、気象防災アドバイザーについてでございます。

近年、地球温暖化が原因の一つと考えられる気候変動の影響を私たちの生活の様々なところで感じるが多くなりました。環境省の気候変動影響評価報告書によると、幾つかのシナリオのいずれでも将来の日本の平均気温は上昇し、降水も大雨や短時間の強い雨の発生頻度が増えると予測しております。市川市でも、記憶に新しいところでは、6月3日にひょうが降りました。短時間でしたが、これまでに経験したことのない大きなひょうが降り、農作物や家の屋根、ガラス、車などに甚大な被害をもたらしました。また、昨年3月には僅かな時間に集中豪雨と言えるほどの大量の雨が降り、建物の浸水や道路冠水が多くの場所で発生するなど、異常気象が身近に感じられるようになってまいりました。これらの天候の共通点は、いずれも急激に気象現象が変化したことが挙げられます。

このようなことから、平常時はもとより、防災対応時にも気象に精通した職員にいつでもアドバイスをもらえる体制を構築することは市川市の防災力を高める上で必要ではないでしょうか。田中市長も、所信表明で「地震や大雨に強いまちづくりを早急に実現していかなければなりません」と述べておられるとおり、インフラ整備などのハード面のみならず、情報収集のようなソフト面もさらに強化する必要があると考えます。

そこで、このソフト面の強化として、私は気象防災アドバイザーに以前から注目しております。気象防災アドバイザーとは、自治体の防災力向上の課題解決のため、気象庁が地方気象台のOBやOGなどの方を育成し、平時や災害時に自治体を支援するための人材を提供する制度でございます。私は令和3年6月定例会において、その役割や自治体での活用状況、本市での活用等についてお伺いをさせていただきました。その際に気象防災アドバイザーは、気象や防災に関する豊富な知識と経験を生かして、平常時には日々の気象解説や職員、住民を対象とした講演会の実施、災害時にはその地域における気象状況の見通しなどを自治体に説明するなど、職員の危

機管理能力や地域防災力の向上、また、災害対策本部の意思決定支援などを役割としていること、全国の9つの自治体で活用されていること等の御答弁をいただいております。また、本市の考え方として、他市の状況を伺いながら活用を検討していく旨の御答弁もいただいたところでございます。質問から1年が経過して、気象防災アドバイザーを任用する自治体も少しずつ増えていると伺っております。

そこでまず初めに、(1)番目、先進市の任用状況について、新たに任用した自治体や活動の内容についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 気象防災アドバイザーを任用している自治体は、令和4年5月時点で17自治体、19名です。新たに任用した自治体としては、埼玉県加須市や石川県金沢市、愛知県豊田市などです。これまでのところ千葉県内の自治体で任用した事例はなく、近隣では本市と災害協定を結んでいる東京都の葛飾区のみとなっています。また、新たに任用した8つの自治体のうち、5つの自治体は防災講演会などの講師として、例えば埼玉県加須市では、職員を対象とした研修会や自主防災組織を対象とした防災講演を実施するなど、気象防災アドバイザーをスポットで任用したと伺っています。このように、平時での活用が増加傾向にあるものと分析しています。

以上です。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 水野危機管理監、御答弁ありがとうございます。先進市の任用状況について、新たに8つの自治体で任用されていること、特に防災講演会で気象防災アドバイザーの活用が増えていることが分かりました。今のところ千葉県内での任用事例はないとのことですが、気象防災アドバイザーとして活動可能な人材が千葉県内だけでも10名以上いらっしゃるようです。そのような地域の気象と防災業務に精通した専門家による分かりやすい防災講演会は、職員の危機管理能力や地域防災力の向上に効果的だと思います。

気象庁のホームページを拝見いたしますと、気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家であり、气象台では、手の届きにくい部分まで、よりきめ細やかな支援を期待することができますとあります。市川市は、北部の台地にある崖や南部の低地など、特徴がある地形をしておりますので、こういった特徴を踏まえて地域に密着したアドバイスがもらえるのではないかと思います。

そこで次の(2)番目、今後の方向性についてですが、前回の質問では他市の状況を伺うとの御答弁でしたが、本市における今後の方向性をお伺いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今後の方向性についてです。地球温暖化と、これに伴う海水温の上昇によりまして、これまでになく強い台風が接近、上陸する、そういったリスクが増大し、6月3日に本市を襲ったひょうのような極端な気象現象も頻発しています。このようなことから風水害への対応では、職員が防災に関する気象情報への理解を深めること、また、気象の知識を有する専門家の支援を得ることは有益と考えています。また、地域防災力の強化には、防災講演会等を通じて市民一人一人が気象を読み解く力を身につけていくことも重要です。今月ですけど、6月1日には、私が銚子地方气象台を訪問し、台長と気象について意見交換した中で、このアドバイザーについても少しお話をしてきたところであります。今後は先進市の状況をもう少し伺いながらスポットでの活用、そういうことも考えながら総合的に判断していきます。

以上です。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。今後の方向性として、先進市の状況をもう少し調査しながら、スポットでの活用も含め総合的に判断していくとの本市の考え方についてお聞きをいたしました。また、銚子气象台に出向き、台長から気象防災アドバイザーについて意見交換されていることを理解させていただきました。

そこで再質問いたしますけれども、今後の調査を具体的にどのように進めていくのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今後の調査の具体的な内容は、まずは先進市にヒアリングを行うほか、銚子地方气象台や気象業務会社など、気象情報に関するこれまでの連携体制を再度検証しまして、本市におけるニーズの洗い出しを進めていきます。また、銚子地方气象台長からは、訪問の際に、今後、実務者レベルでの会議を持ちたいというようなお話を受けましたので、その旨実施したいと思っています。この中でアドバイザーの活用についてもお話を少し伺えたらなど、そういうふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。今後、地球温暖化の進展により台風の大型化が進むとともに、昨年4月の熱海市伊豆山で大規模な土石流被害を引き起こした集中豪雨や、先日のひょうのような極端な気象現象が増えてくることが予想されます。市川市でも、様々な場面において気象の知見を有する、気象の知識を有する、そういう専門家の支援を受けることは組織の災害対応力や地域防災力の向上につながるものと思います。気象庁は激甚化、頻発化する自然災害から国民を守るため、国と自治体の両面から住民の避難行動等を支援する取組を進めていくと伺っております。そのためには、情報発信側の气象台と受信側の自治体の双方の機能を向上し、地域防災力強化を一層推進することが必要で、気象防災アドバイザーがその橋渡し役の一端を担えるのではないかと思います。今後、先進市へのヒアリングを行うほか、本市と銚子气象台などの気象情報の取得先との連携体制を検証するとの御答弁をいただきましたので、制度の活用を積極的に検討していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、大項目4つ目の高齢者及び障がい者への外出支援施策について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことは、多くの市民が外出制限や外出自粛など、自由に外出する機会を抑制せざるを得ない状況となりました。最近ではコロナ禍にありながらも、外出や屋外でのマスクの着用などの制限も、徐々にではありますが、緩和されてきております。

このような中で、田中市長は所信表明におきまして、「年齢や障がいを理由に外出が困難となっははいけません」、「個々の状況に適した外出支援を充実させることで、高齢者や障がい者を含め誰もが分け隔てなく、ともに暮らせるまちを目指します」と述べられました。シルバーパスなどの外出支援について触れられておりましたが、そこでまず初めに、(1)番目といたしまして、本市が現在実施している高齢者や障がい者に対する外出支援施策はどのようなものがあるか、お聞かせを願いたいと思います。

○松永修巳議長 この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢者に対する外出支援といたしましては、介護保険サービスの訪問介護において、買物や通院等の同行など

を行う通院・外出介助や移動車両の乗車・降車前後の屋内外での移動等の介助及び通院先、外出先での受診等の  
手続、移動等の介助を行う通院等乗降介助を実施しております。障がい者については福祉タクシー事業を行って  
おり、1回1,200円を限度としてタクシー運賃の半額を助成しております。対象者は、身体障害者手帳の1級、  
2級、視覚障がいの場合は3級以上の方、療育手帳のマルA及びAの1の方、精神障害者保健福祉手帳の1級  
の方で一定の所得制限を設けております。令和3年度の利用実績は、利用実人数として1,516人、利用延べ件数は  
4万1,713件でございました。

また、そのほかに障がい福祉サービスにおいては、視覚障がいのある方で移動に著しい困難を有する場合に同  
行して、移動に必要な情報の提供をはじめ移動の援護などを行う同行援護、また、知的障がいや精神障がいのあ  
る方で行動に著しい困難を有する場合に同行して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援を行  
う行動援護などを実施しております。そのほか、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人8団体は、外出支  
援施策といたしまして福祉有償運送事業を実施しております。この事業は、介護認定を受けられている方や障害  
者手帳をお持ちの方などで、他者の介助によらず移動することは難しく、また、公共交通機関を1人で利用する  
ことに困難を感じておられる方を対象に、車による移送サービスを有償で行うものであります。旅客として支払  
う対価はタクシーの2分の1程度を目安としており、令和3年度の利用実績は5,750件でございました。本市で  
は福祉有償運送運営協議会を設置し、学識経験者や実施団体の代表者、利用者などにより構成されており、福祉  
有償運送の必要性や利用者から収受する対価、そのほか、福祉有償運送の適正な運営を図るために協議を行っ  
ております。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 立場福祉部長、御答弁ありがとうございます。現在実施している高齢者や障がい者の方への  
外出支援はよく分かりました。今後ともよろしく願いをいたします。

続きまして(2)番目といたしまして、高齢者及び障がい者に対する外出支援施策の課題についてお聞かせを願  
いたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

初めに、高齢者に対する課題といたしましては、加齢とともに心身の活力の低下した状態、いわゆるフレイル  
を意識した外出支援についての取組でございます。令和元年度に第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計  
画策定に向けた、高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。その中で、週1  
回以上外出していますかという質問に対し、ほとんど外出していない、または外出機会は週1回と回答した高齢  
者は、介護認定を受けていない高齢者で約11%、比較的介護度の軽い要支援者で約35%となっております。国  
は、外出頻度の週1回以下の方を閉じ籠もりリスクのある方と定義しております。閉じ籠もり状態になることで  
筋力低下や食欲不振などの状態を招き、フレイルに陥るリスクのあることから、その一定数の高齢者の存在と予  
防を課題と考えております。

次に、障がい者の外出支援施策に係る課題でございます。例えば身体に障がいのある方は、町なかや駅の階段  
などの段差、トイレ、公共交通の利便性といった課題や、例えば視覚障がい者向けの視覚障がい者誘導用ブロッ  
クなどの情報提供方法の不十分さなどから、外出時に戸惑いや不安を感じるといった指摘もございます。また、  
単独での移動への不安や介助者を必要とするなどの外出手段の問題だけでなく、無関心や偏見といった障がい  
のある方を受け入れない心のバリアを減らすことも課題として認識しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。本市の実施している外出支援策は、要介護度の重い方や一定以上の障がいのある方など、移動に困難を抱えている方を対象としていることが理解できました。また、障がいのある方は交通手段の問題だけではなく、社会的な問題も課題となっていることもよく分かりました。

最後の質問に移ります。これまでの御答弁で、市川市の高齢者や障がい者を対象とした外出支援策について確認をさせていただきました。

そこで、(3)番目のシルバーパスの導入について質問をさせていただきます。

シルバーパスというと、東京都や横浜市で導入されているような、パスを見せるだけで電車やバスに乗り降りできる、所得に応じた利用負担のあるものを想像するのですが、本市としてはどのようなものを導入しようとしているのか。また、東京都や横浜市と比較して、また他の自治体の例も把握しているようであればお聞かせ願いたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢者や障がい者に対して外出の機会をつくることは、人とのつながりを持つきっかけづくりになるなど、意義のあることと考えております。御質問のシルバーパスにつきましても、高齢者や障がい者の外出機会の一定程度の担保になると思われ、このことは様々な方に広く社会参加を促すだけではなく、高齢者の介護予防や健康維持の観点からも大変重要であると考えております。高齢者を対象とした他の自治体の事例といたしましては、東京都と横浜市が区域内でバス等を自由に乗り降りできるパスを発行しております。これは70歳以上の方を対象に所得に応じた利用者負担を設定し、区域内の公営バスや民営バス、公営の地下鉄などを自由に乗り降りできるパスとなっております。そのほかに県内自治体の例といたしましては、民営バスとコミュニティバスで利用できる回数乗車券の配布、運転免許返納者を対象に民営バス運賃の割引など、様々な取組を行っております。対象者につきましても、要介護度や障がいの有無、運転免許証の返納者など、こちらもそれぞれ異なり、多様な施策のあることが分かっております。

本市におけるシルバーパスを含めた外出支援策につきましては、多くの方に外出の機会を提供することにより、健康な方はより元気に過ごせるよう、外出に困難を抱える方には気軽に外出できるように、さきに申しあげました課題とともに十分に検討すべきものであると認識しております。今後、対象者の範囲をどのように設定していくのかをはじめ庁内関係部署や市内公共交通事業者などと調整を図りながら、市独自のシルバーパス制度の構築を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。本市の高齢者や障がい者の外出支援施策の現状や課題、また、今後、市がどのように取り組んでいこうと考えているのか、よく分かりました。東京都や横浜市は、自らの運営であるバスや地下鉄があるなど、導入がしやすい面はあるのだろうと思いますし、同じように本市でできるかという難しい面もあると感じました。県内の自治体でも様々な取組があるということでしたので、いろいろ様々検証していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

一般的に高齢者というと65歳以上を指すと思いますが、今は現役で働いている方も多い年齢です。コストもかかる事業だと思いますので、支援対象者の年齢をどのようにするのかということも難しいところだと思います。高齢化が進む中、高齢者の人口は年々増えており、市川市の高齢化率は4月現在で約21%であると聞いております。平均寿命も延びていますから、高齢者が健康のために外出する機会を増やすことができれば、その分、健康



寿命も延びていくのではないかと思います。また、外出したくても外出手段を持たない障がい者もいらっしゃいます。本市のシルバーパスの内容はまだ具体的に決まっていないとのことですが、高齢者や障がい者にとって、外出のきっかけとなる施策は大変有益なことだと思いますので、コスト面など課題も多いとは思いますが、十分に検討していただいて、よりよいものとしていただければと心より期待をしております。

以上で私の一般質問を終了いたします。本日は大変にありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 小山田直人議員。

○小山田直人議員 公明党の小山田直人でございます。通告に従いまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目1つ目、子ども施策についてでございます。

さきの通常国会において、来年4月より、こども家庭庁が設置されることが決まりました。子ども関連施策の支援策を一元的に担っていく省庁となりますけれども、今後、国における子ども施策が大きく前進していくものと期待しております。また、本市においても子育て支援策の充実が最重要課題であり、今回は主に多様化する出産・育児相談への本市の対応状況、また、共働き世帯に対する支援策について伺ってまいりたいというふうに思います。

(1)本市の子ども家庭支援センターについてです。

ア、出産・育児相談の現状についてです。

出産・育児支援に関する相談は多様化をしており、本市でも様々な相談を受けられているかと思います。どのような相談が本市に寄せられているのでしょうか、現状についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、出産、育児に関する相談につきましては、母子保健を担う保健センターと児童福祉の視点から家庭を支援する子ども家庭支援センターが共同して対応しております。子ども家庭支援センターは、子ども家庭総合支援拠点として、18歳未満の子どものとその家族及び妊産婦を対象に、子ども・子育てに関する相談から要保護児童の支援まで幅広く対応をしております。子ども・子育てに関する相談の中で多い内容といたしましては、子どものしつけに関することや育児不安、子育て支援サービスについての問合せとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。相談内容としては、虐待の相談や子どものしつけに関すること、また育児不安、子育て支援サービスに関する問合せが主な内容とのことですが、今回は特に育児に関する相談に対して具体的にどのような相談が寄せられているのでしょうか。また、本市による具体的な支援方法についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

育児相談の際には、相談者が育児に不安を覚える気持ちに寄り添いながら子どもや家庭の現状を正確に把握できるように、相談者の話をお聞きしております。例えば子どものかんしゃくがひどく、言うことを聞いてくれないので、いらいらして強く叱ってしまったという相談があった場合、対応に困った相談者の気持ちに共感しながら日々の育児の様子を伺い、次に同じ状況が起きたときの具体的な対応方法などをアドバイスしております。相談の内容から、様子が気になる家庭につきましては、後日相談員から連絡をして、その後の状況を確認することも

ございます。また、子どもの発育や発達についての相談の場合は、家庭訪問や面接により直接子どもの様子を確認して対応方法を検討しております。このように必要なアドバイスや情報提供をすることで、子どもと家族が安心して生活できるよう支援をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。子育てはやはり初めての連続であり、誰もが手探りで日々悪戦苦闘されているのだと思います。私自身も今子育て中でございますけれども、日々模索をしながら取り組んでいるところでありますが、やはり相談者の気持ちに共感しながら、じっくりと話を聞いてくれることがまずは本当に大切であるというふうに思います。話をする中で、相談者にとっては気持ちの整理がついたり、また安心したりすることもあるかと思えます。本市としても、未然に様々な状況を察知することも可能であるかというふうにも思えます。今後も引き続き相談者に寄り添った対応をお願いしたいというふうに思います。

続いて、イ、出産や子育てに悩む父親支援についてでございます。

厚生労働省が令和3年7月に発表した資料によりますと、男性の育休取得率が12.65%と過去最高となったそうです。前年から5.17ポイント増と飛躍的に増加しており、今後もさらに加速していくものと見られております。男性の育児参加が進むことにより、本市への相談も増えてきているのではないかというふうに思います。現状についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

育児相談につきましては、以前は母親からがほとんどでありました。しかし、最近は父親からも、子どもの食が細く、体重の増えが悪いといった子どもの発達に関する具体的な相談が寄せられるようになっております。また、母親が産後鬱で家事や育児ができない、祖父母も遠方で頼れない、どうすればよいのかななどの深刻な相談を受けることもございます。このように相談を受けた場合も、母親からの相談と同様に、まずは悩みを抱える父親の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて子どもや母親への接し方をアドバイスしたり、子育て支援サービスを提供するなどして解決に向けた支援をしております。また、父親からの相談はメールで寄せられることも多いことから、相手の状況に合わせて夜間の訪問や電話、メールなどを使い分けて対応しております。相談員には男性が4人おり、希望があれば同性の相談員が対応することも可能です。さらに、八幡親子つどいの広場ではパパタイムという父親向けの交流会を開催し、父親ならではの体を大きく使った遊びを行ったり、子どもの状況などを情報交換する場を設けております。今後は父親のニーズを見極めながら、必要な支援を提供できるよう相談しやすい環境を整えてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。最近は父親からの相談も増えているということでございまして、また、本市においては男性の相談員も配置されており、状況に合わせて夜間訪問だったり、メールだったりに対応されているとのことでした。男性が相談しやすい状況をつくっていただいていると思えますけれども、まだまだ男性の育児の悩みについて表に出てきてないのが現状かなというふうに思います。

男性の育児の現状について、次のような記事がございましたので、紹介をしたいと思います。妻が就職活動に出かけた後、名古屋市内のHさんは途方に暮れていたと。目の前には、どうあやしても泣きやまない1歳の双子。もう疲れた、2019年春のことだ。妊娠を機に妻は退職し、自身は2018年4月から1年1か月にわたって育休を取得した。調子を崩したのは、3月に入り、妻が仕事を探し始めてから。日中は家事、育児を1人でこなす必

要が出てきた。以前から双子を育てる人のサークルに顔を出していたが、母親ばかりで父親の知り合いはいない。孤立感が深まり、心療内科を受診した。ただ、4月に双子が保育園に入ると徐々に心が軽くなり、復職する頃には元に戻った。社会とのつながりがなくなったのがきつかったと振り返るとありました。

東京にあるんですけども、国立成育医療研究センターは、厚生労働省が2016年に実施した国民生活基礎調査のデータから、生後1歳未満の子がいる約3,500世帯を抽出して調査しました。昨年発表した結果によると、父親が産後1年間にメンタルヘルスの不調のリスクありと判定される割合は11%。母親の10.8%とほぼ同じだったそうです。同センター研究所政策開発研究室の竹原室長は、育児に積極的な男性が増える反面、労働時間は減らず、負担が大きいことを挙げられております。厚生労働省の調査では、パートを除く労働者1人当たりの年間総実労働時間は約2,000時間で高止まりだそうです。育休を取れば、仕事の負担は一時的に減る。しかし、育休からの復帰後の働き方も含めて社会全体で議論しないと、父親が不調に陥るリスクは高まると警鐘を鳴らされております。加えて産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務である女性に比べ、男性への支援は不十分だとのことでした。

これらの問題に対して、厚生労働省は令和4年度予算案の中で、産前産後サポート事業の一部として出産や子育てに悩む父親支援を挙げ、市町村への補助金制度を創設しております。本市としても、本補助金を活用して、今後の育休取得率向上に伴う出産や子育てに悩む父親支援策の充実化を図っていくべきかと思いますが、御見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

父親の育児参加は、母親の子育て負担の軽減と精神的な健康、子どもの健全な発育、良好な親子関係や夫婦関係につながる事が期待されます。育児を担う男性の増加に伴い、出産、子育てに悩む父親も増えることが予想されることから、その支援につきましては、今後、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。ぜひとも関係機関と出産、育児に悩む父親の支援方法について協議を進めていただきたいというふうに思いますけども、一つ紹介させていただきますが、NHKの「未来スイッチ」というサイトがありまして、ここに紹介されているんですけども、2020年に、育児に奮闘するパパたちが時間も場所も選ばずにオンライン上で気軽に交流できるコミュニティー、通称パパ育コミュが有志によって立ち上げられたそうです。育児中のパパたちが200名ほど登録されており、日々育児に関する悩みや相談をお互いにアドバイスし合っているそうで、パパたちにとって大切な居場所となっているそうです。ぜひこういったものを参考にしながら検討していただきたいというふうに思います。

2018年10月に成育基本法が公布されて、同6条には、国や地方公共団体が保護者に必要な支援を行うことが明記され、父親も支援の対象と位置づけられております。さきの竹原室長は、産前産後において最も大変であり、脆弱な状態にあるのはやはり母親とその子どもであると。父親には、その母子を支援する役割が期待される。一方で、社会としては、その母子を支援する父親を支援する支援者への支援の考え方とその充実が求められていると結論づけられております。せっかく令和4年に厚生労働省が市町村自治体に対して予算をつけておりますので、効果的な活用をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、(2)本市における待機児童についてです。

ア、現状と課題について。

本市では、国基準で待機児童数がゼロということで続いておりますけども、まだまだ課題は多くあるものと思

います。入所申請者の現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市の令和4年4月1日現在の待機児童数は、昨年度に引き続き、国基準ではゼロとなっております。しかし、保育施設の入所申請者数は毎年3%から6%のペースで増加しており、この傾向は継続するものと考えております。申請者の現状についてでございますが、年齢別では、1歳を筆頭にゼロから2歳児の申請が多く、また自宅から少し離れた保育施設に空きがありましても、希望する自宅近くの施設の入園を待つ方も多くおられます。

次に、保育施設の整備における今後の課題といたしましては、北部地域の北国分、南大野などで今後定員が不足するおそれがあることから、こうした地域を中心に引き続き整備を進めてまいります。また、小規模保育事業所が多い地域では、卒園児となる3歳児の受け皿施設が不足することが懸念されます。そこで既存施設の活用として、幼稚園での預かり保育の充実を図り、3歳児の受け皿を確保するほか、駅前の保育室と日中を過ごす保育施設を送迎バスで結ぶ子ども送迎ステーションの活用など、様々な方策を検討し、保育需要に柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。入所申請者数は毎年3から6%のペースで増加しており、今後もこの傾向が継続されていくとのことでした。また、最近では、やはり自宅から近い保育施設の空きを待つ傾向もあるとのことでした。不足が懸念されている地域としては、北国分だったり、大野町といった北部地域であり、今、小規模保育施設が多い地域では3歳児の受入先が不足していることが大きな課題であるというような御答弁でございます。定員不足が懸念される北部地域については、北国分駅や市川大野駅など、北部地域の主要駅にぜひ送迎ステーションの設置を早急に検討いただきたいなというふうに思います。

また、3歳児の受け皿対策としては、幼稚園の預かり保育の充実を図り、既存施設を有効に活用していくことが大変重要であると考えております。

そこで、次の質問にて詳細を伺っていきたくと思いますが、イ、時間外保育の現状についてでございます。本市における幼稚園の時間外保育、いわゆる預かり保育の現状についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

幼稚園において、教育時間の前後に児童を預かる預かり保育につきましては、現在、全ての私立幼稚園29園で実施しております。このうち、共働き世帯を対象とする就労支援型の預かり保育を行っている幼稚園は16園ございます。本市は就労支援型の預かり保育を実施する幼稚園に対し、市川市私立幼稚園預かり保育事業費等補助金を交付しております。交付の要件といたしましては、教育時間を挟み、少なくとも午前8時から午後5時半までの合計9時間30分の保育を実施する、夏休み、冬休みなどの長期休業期間においても保育を行うことなどを設けております。さらに1時間以上延長し、合計10時間30分の保育を実施している園に対しましては、補助金を加算しております。しかしながら、保護者からは、保育所と同等の12時間程度の預かりを求める声も届いております。

次に、令和3年度の利用者数につきましては、1か月当たりの平均で約650人となっております。保護者負担につきましては、時間単価、日額、月額など、各園において個別に料金設定を行っております。この預かり保育を利用する保護者に対しましては、幼児教育・保育無償化により1日450円まで、月額では1万1,300円までを上

限として助成しております。就労支援型の預かり保育は、待機児童対策の観点からも既存の施設を生かした有効な手段であると考えており、利用しやすい環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。預かり保育を行っている幼稚園は29園中16園とのことでした。また、市川市としては、預かり保育を実施する幼稚園に対しては補助金を出しており、交付要件は、午前8時から午後5時30分まで預かり保育を実施するほか、夏休み、冬休み等の長期休業期間においても保育を行うことになっているとのことでした。また、さらに保育時間を1時間延長している場合には補助金を加算しているということでもあります。今後、預かり保育を実施する園を増やしていくことが重要だと思いますけれども、同時に利用者も増やしていかなければならないというふうに思います。

そこで再質問をさせていただきます。幼稚園の預かり保育にかかる費用ですが、ある幼稚園では1時間300円の料金が設定されており、例えば22日間、1日5時間預けますと、1か月当たり3万3,000円の費用が必要となります。幼児教育無償化で、先ほど月額1万1,300円が補助として出ますので、これを除いたとしても毎月約2万1,700円。2万円近く持ち出しになってしまうというのが現状だそうです。特に夏休み等の長期休暇となると当然預かり時間が増えますため、月額は約8万円となり、先ほどの補助を引いても約7万円の持ち出しが発生するというところでございます。こういった状況に対してお隣の松戸市では、月額3万円を上限に助成を行うことで共働き世帯への負担軽減を行っております。本市においても同様に実施することができないか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

預かり保育の保護者負担でございますが、夏休み等の長期休業期間におきましては、ほかの月より利用時間が長くなることから、利用頻度が高い方は月4万円を超えるケースもあり、負担が大きく、預けにくくなっていることも考えられます。また、預かり時間を保育所並みに引き上げた場合、さらに保護者負担の増加が心配されるところであります。本市といたしましては、利用しやすい環境を整備する上でも、保護者負担の軽減については他市の事例の研究、検証をしっかりと行い、それを踏まえまして、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。ただいまこども政策部長のほうから、実現に向けて取り組んでまいりたいと、大変前向きな答弁をいただきました。最近のキーワードかもしれませんが、松戸市にできて市川市にできないことはないというふうに思います。子育て世代への支援は本市の将来にとって大変重要な施策でもありますし、また、田中市長の所信表明とも合致するものと思います。ぜひとも早期実現をよろしく願いたいというふうに思います。

続いて、(3)プロモーション活動の現状と課題についてでございます。

どんなにいい施策であったとしても、必要とされている方に正しく伝わっていかなければ、その事業効果は発揮されないものと思います。本市の子ども施策については、こども政策部の皆さんが大変苦心をされながら様々つくってこられたかと思いますが、残念ながら対外的な評価につながっておりません。いわゆるネット上やマスメディア等には子育てしやすい町や住みやすい町など、ランキングや比較サイトが数多く存在しておりますが、市川市が紹介されていないケースが見受けられております。閲覧数の多いサイトやマスメディアにて紹介される

ことは、今後、市川市への転入を検討されている方への影響力は大きいものがあり、また、既に市川市に住んでいる市民にとっても大きな誇りとなるというふうに思います。本市におけるプロモーション活動の現状と課題についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子育てに関する施策や事業の情報発信につきましては、現在、市公式ウェブサイトや子育て情報発信サイト「いちかわっこWEB」で行っております。また、今年度は子育てガイドブックを電子版で発行し、市公式ウェブサイトやスマートフォンから閲覧できるようにいたしました。インターネットのランキングや比較サイトにつきましては、直接調査や取材があることが少なく、恐らくはウェブサイトなどの情報を基にしていると思われます。今後は、「いちかわっこWEB」を見やすく分かりやすいサイトにリニューアルするとともに、メディアの取材には積極的に対応するなど、一層の情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。当然、情報発信というのは非常に大事でして、先ほどネットのランキングや比較サイトにつきましては、直接調査や取材があることが少なくというような答弁ありましたけれども、待っているだけでは駄目として、こちらから積極的に発信をしていかなければいけないということが一番の課題かなというふうに思います。

マスメディアへの対応力強化が本当に重要な課題になってくるとは思いますけれども、ここでちょっと広報室長にお伺いしたいと思います。広報室では、動画作成やデザイン支援をするクリエイティブ枠採用の職員がいらっしゃったかと思えます。どんな内容を発信するかはこども政策部のほうで検討する必要があると思えますが、対外的な発信については、広報室が適任ではないのかなというふうに私は思っております。本市のプロモーション活動についてどのように認識されているのか、御見解をお伺いします。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

プロモーション活動を行うに当たりましては、情報を適切な時期に多くの方々に伝えることが重要だと考えております。広報室では、令和2年度よりデザインや動画の制作に関する経験を有する職員を配置しており、その知見を生かし、外部委託することなく、職員自らが広報物の制作を行っております。例えばポスターやチラシなどの制作に当たりましては、なるべく分かりやすくお伝えできるよう配慮しまして、これまでもコロナ禍における黙食の啓発ステッカーや客引きを禁止する条例の周知ポスターなどを見やすく、印象に残るデザインにして作成してきたところでございます。今後につきましては、御質問者の御指摘のとおり、子育てしやすい町をPRするという事は本市にとりまして大きな課題の一つであると認識しておりますことから、関係部と連携いたしまして、本市の魅力を発信できるようなプロモーション活動に積極的に取り組むよう努めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。ぜひ広報室のほうも、せっかくクリエイティブ枠の採用の職員の方がたくさんいらっしゃいますので、うまいキャッチコピーを考えたり、どこにPRをしたら一番効果的なのかとか、そういったところをうまく考えながら、こども政策部と共同して、本市の子ども施策を全国へと宣伝していただきたいなというふうに思いますし、また、やはり一番は、市長がしっかり発信をしていただくことが

効果的かなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で子ども施策については質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

続いて、道路行政についてに移らせていただきたいというふうに思います。

(1)市道0232号の安全対策についてでございます。

ア、これまでの安全対策についてです。

稲越の中心部を通る市道0232号の安全対策については、2019年6月定例会においても取り上げさせていただきました。今日に至るまで様々な対応を取っていただいております。この路線は一部通学路となっているものの、抜け道としての通過交通が多く、大型車の通行も多い非常に危険な道路であります。

そこで、これまで本市が行ってきた安全対策についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市道0232号は東国分2丁目1番を起点とし、稲越1丁目19番を終点とする幅員が約6mの道路で、稲越1丁目と稲越2丁目の境の一部にはクランク状の箇所がございます。このクランク状の箇所及びその前後区間は稲越小学校の通学路に指定されておりますが、歩道と車道が分離されていないこともあり、通学児童の安全対策に対する要望が多い路線であります。この道路の交通規制面では、大型車の通行禁止がされていないため、大型車が曲がり切れず立ち往生することも見られております。そこで、この道路の安全対策といたしまして、これまでに車止めの設置、路面文字、路面のカラー舗装、カーブミラー、注意喚起看板設置等の整備をまいりました。さらに、令和元年度には大型車の通行規制について、地元からの要望に対応して市川警察署と協議してまいりましたが、大型車の通行が少ないという理由から大型車の規制はできないとの回答がありました。

これを受けまして、本市では令和2年度に、大型車は通行困難である旨の注意看板等を松戸市、市川警察署、松戸警察署に相談し、大型車が迂回可能な箇所に設置するなどの対応を図ってまいりました。また、周囲の交通環境面では、令和2年度に堀之内2丁目から3丁目を通り、国道298号に接続する都市計画道路3・4・12号北国分線が供用開始されたため、本道路の交通量変化の確認を目的に昼間の12時間交通量調査を行っております。その結果、供用前の令和2年が双方向で4,268台、供用後の令和3年が双方向で3,803台と約11%の減となり、都市計画道路の供用により本道路の交通量が減少するなど、一定の効果が見られております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。本路線は幅員約6mで、かつ一部区間がクランクとなっているということから、歩行者の安全空間をつくるのが困難であると。そのため、ドライバーへの注意喚起を最大限に促す路面標示だったりカラー舗装等、安全対策を積極的に行ってこられたということでした。また、大型車の通行が非常に困難なんですけども、市川警察だったり松戸警察と協議の上、大型車が通行困難の標識を設置されたということでした。一方で、令和2年度には都市計画道路3・4・12号が開通をされて、本線の交通量が約11%減少したということでもあります。もう少し減ってくれたらよかったですけども、若干でも改善が見られたからよかったなというふうに思います。

ここで再質問させていただきます。交通量調査で約11%減少したということですけども、大型車の通行量や通過交通の状況に変化はあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

交通量につきましては、車両全体で約11%減少しており、そのうち大型車につきましても、供用前の令和2年

が12時間の双方向で185台、供用後の令和3年が12時間の双方向で144台と、約22%減少していることを確認しております。このような結果から、都市計画道路の供用開始により本道路にも波及効果があったものと認識しており、通過交通も減少しているものと考えております。また、大型車の交通量減少につきましては、本市が設置した注意看板等による効果もあったものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 大型車の交通量については約22%減少したとのことで、これもよかったなというふうに思います。しかしながら、私も何度か、この路線で大型車が立ち往生している姿を見ております。また、設置されているカーブミラーが高いところに設置されていますので、大型車が接触して破損したんだろうなというようなケースも何件か見ております。まだまだ今後についての対策が必要かなと思いますけども、これについてはウのほうで取り上げさせさせていただきたいと思います。

続いて、イ、拡幅工事の現状について質問させていただきます。

先順位者の答弁で、令和5年度の完了に向けて整備が進められているということでありました。私からは安全対策の現状について伺っていききたいというふうに思います。最終的には車道も拡幅されて、車両としては非常に走りやすくなる一方で、本工事区間は急な坂道のため、整備時に速度抑制等の対策も併せて実証していく必要があるというふうに思います。また、坂上の交差点部分ですけれども、こちらには横断歩道がありません。最終的な計画では横断歩道が設置される予定があるのかについてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

今回の拡幅工事に伴い歩道が確保されることや見通しがよくなることで歩行者の安全性は向上すると考えております。その一方で、車両を運転する人から見ても走行しやすい道路となることから、これまで以上に速度を落とさず通行する車両が増えることが考えられます。そのため、令和5年度に工事を行う際には、路面標示やカラー舗装などの速度抑制対策を講ずる必要があると考えております。

次に、坂上の交差点における横断歩道設置についてですが、現場の状況を見ますと、横断する人が待機する安全な場所がないこと、交差点が変則的な形状をしていること、どこに横断歩道を設置することが効果的なのかなど、設置に至るには検討課題が多くあるものと認識しております。規制を伴う路面標示や横断歩道の設置につきましては、交通管理者である千葉県警察本部や所轄警察署の判断となりますことから、今年度実施している道路修正設計業務において、これらの設置に向け関係機関と協議をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。令和5年度の整備完了に向けて路面標示だったり、カラー舗装等の速度の安全対策について行っていかれるとのことでしたので、どうかよろしく願いをいたします。

また、坂上の横断歩道についてなんですけども、現状でも、せっかく歩道が整備されているにもかかわらず、全く朝夕は渡れないと。車が次から次へ来て歩行者が渡れないような現状があります。こういったこともしっかりと警察と協議を進めていただいて、横断歩道設置に向けて取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、ウ、今後の安全対策についてでございます。さきの答弁にて、全体交通量が約11%減少しているということでありましたが、今後も安全対策が必要と考えます。本路線全体の安全対策について、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

これまで本市では、車両に対しての注意喚起を主に対策を実施してまいりました。しかしながら、近隣住民や道路利用者からは、明確な効果が得られていないのではないかとこの意見もいただいております。このことから、今後の安全対策といたしましては、大型車進入の抑制方法について、さらなる検討を行うとともに、地元からの大型車通行禁止や一般車両を含めた時間規制の要望等があれば、再度、千葉県警察へ伝達し、協議を申し入れたと考えております。

ハード面の対応といたしましては、今年度に県立国分高校正門の向かい側の歩道形態になっていない約50 mの区間について、車両と歩行者の通行区分を分ける目的で路肩のカラー舗装を行い、歩行空間の連続性を確保してまいります。一方、ソフト面としての対応といたしましては、通学路として利用している稲越小学校では児童へ安全教育を実施しており、今後も継続していく予定とのことであります。このような対応を進めながら、今後も引き続き安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。種々検討していただけるということで、1つは大型車の進入抑制方法に関してなんですが、実は松戸市側にはなるんですけども、県道松戸原木線から丁字交差点を直進して進むと市道0232号に入ってくるという形になるんですけども、この丁字交差点付近には、実は大型車の指定方向外進入禁止の規制標識がありまして、いわゆる直進しかできないような状況となっております。直進するとすぐに、規制標識のとおりに進むと、今度、大型車通行困難の標識が確認できるというような状況となっていて、大型車としては真っすぐしか進めないのに、いきなりこの先、大型車通行困難の標識が出てきて、じゃ、そこまで行って迂回できるかといったら、もう迂回できないんですね。そのまま結局は突っ込んでいくしかないというような状況になりますので、もう少し早めに大型車が通行困難だというようなところを知らせるような対策をしていただきたいというふうに思います。また、国分高校前の歩道形態となっていない部分約50mの区間についてはカラー舗装を行っていただけるということですので、早めの対応をお願いしたいというふうに思います。

歩行者の安全空間を確保していくためには様々な手段を講じていく必要があると思います。国交省の生活道路の交通安全ポータルを確認しますと、交通事故死者数は令和3年度で過去最少となっているものの、生活道路における減少幅が非常に小さいということです。交通事故死亡者数の半数は歩行者と自転車と占められており、その半数は自宅から500m以内であり、小学生と75歳以上の高齢者が数多く占められているということでもあります。国交省では、他市の事例等、多く紹介もしております。本市における他市事例の調査状況についてはどのようなになっているのか伺いたいというふうに思います。

また、国交省と警察庁が本年3月にカーナビゲーションシステムメーカーと地図会社に対しまして、製品やサービス上で自動車の走行速度を抑制する区域、ゾーン30プラスの標示であったり、進入時の注意喚起などの情報提供の協力要請をしております。本市としても、該当区間については積極的に要請するなど、独自の生活道路における安全対策を進める必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

八街市の事故後の対策など、そういった面では、安全対策として車両の速度抑制を期待するハンブや狭窄が採用されていることを認識しております。本道路での対策につきましては、沿道に建ち並ぶ住宅の多さから、ハンブによる振動、騒音の発生や狭窄による大型車の立ち往生の増加が危惧されることから採用は適切でないと考え

ております。このため効果的な対策につきましては、引き続き調査研究をまいります。

また、カーナビゲーションシステムにつきましては、ルート案内の問題点をカーナビ関連各社に伝え、交通安全等の向上の貢献に努める一般財団法人日本デジタル道路地図協会がごさいます。同協会に確認したところ、ルート案内をしないようにすることはできませんが、要望があれば、ルート探索の優先度を下げることなどをカーナビゲーションメーカーや地図製作会社へ伝達するとのことでありますので、地元から要望に応じて同協会へ伝達まいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。他市の事例をそのまま本路線に適用するとか、そういうのはなかなか難しいかもしれませんが、参考事例が多いので、ぜひいろいろ検討をお願いしたいというふうに思います。カーナビについても積極的に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、(2)市道2001号の安全対策について伺いたいと思います。

ア、市道2001号の現況についてです。

こちらは国分7丁目を通る路線となりますけれども、外環開通後より交通量が増えております。ほとんど抜け道として利用している車両かというふうに思いますけれども、こちらも道路幅員が部分的に狭く、側溝の蓋もない箇所もあります。また、舗装状態が非常に悪くて、度々部分的な補修をお願いしているというところでありまして、現況について本市の見解を伺いたいというふうに思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市道2001号は、外環道路東側の堀之内5丁目と国分7丁目を南北に結ぶ市街化調整区域内の道路で、舗装については全体的に老朽化が目立っております。道路形態といたしましては、幅員6m程度のほぼ直線の道路で、道路の西側端部に接して桜並木と水路がございます。この道路の主に国分7丁目地先は住宅が立地していることから、歩行者の安全対策といたしまして、水路に蓋が架けられ、歩道として利用されております。しかしながら、それ以外の区間につきましては開渠となっており、季節によっては路肩に雑草が繁茂し、通行しづらい状況も見られております。交通動態といたしましては、西側150mほどに主要な幹線道路である国道298号及び市道0130号が並走しており、沿線には農地が広がり住宅が少ないことから、通過交通としての需要がほとんどの道路と認識しております。本年6月に行った交通量調査の結果では、平日の朝7時台で歩行者10人、自転車43台、計53人、普通車133台、大型車3台、計136台であることを確認しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。舗装については全体的に老朽化がやはり目立っているということですので、また、平日朝7時台では車両が136台ということで、ほとんど国道298号線と市道0130の抜け道として利用されているということが分かります。

続いて、イ、歩行者の安全確保策について伺いたいというふうに思います。

この路線における歩行者の安全確保策について、本市の見解を伺いたいというふうに思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

歩行者の安全確保につきましては、通過車両に対して、歩行者に注意喚起看板の設置を行います。また、西側

の路側帯において、一部土が露出している箇所にアスファルト舗装を追加することで路側帯の連続性の確保と桜並木の根元周辺の草刈りなど日常管理を適切に行い、歩行に支障のないようにいたします。

なお、車道に関しても一部舗装の状態が悪い箇所があることから、事故の発生やハンドルが取られることのないよう、舗装の不具合などに対しては適宜補修を行うことで歩行者の安全対策につなげてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。看板を設置されたり、草刈りを定期的に行っていただけるということでもよろしくお願ひしたいと思いますが、この路線の幅員、一応約6 mあるんですけども、桜並木等によって、部分的にもっと狭いところが見受けられます。特に路線の東側は側溝の蓋がなく、脱輪になったり、歩行者が落ちる可能性もあるというふうに思います。例えばこの側溝に蓋をすることができないのか伺います。

また、桜並木の箇所は今水路となっていますが、この上を蓋架け歩道とすることができないかについてもお伺ひをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

この道路における蓋のない側溝は、沿線に広がる農地から流れる土が道路に行かないようにする土砂だめとしての効果とともに、側溝清掃作業を容易にするものでございます。しかしながら、車のすれ違いが困難な箇所などについては、現地を調査、確認し、歩行者の安全確保の観点から部分的な側溝の蓋架けを行ってまいります。

次に、水路への蓋架けについてです。水路に蓋を架けて歩道とする際は、安全性の面から、蓋や通行する歩行者等の荷重に水路が構造的に耐えられるか、状態を確認した上で判断する必要があります。また、当該地には水路脇に桜が植えられており、その桜の枝が水路に覆いかぶさっている状態であるため、歩行者通行の妨げとなる可能性があることや、桜の根が水路の天端より高く盛り上がっていることから、蓋を架けることができないことが想定される箇所などがあります。安全な歩行者通行空間の確保及び蓋の設置の可否を確認した上で今後の対応について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。側溝の蓋については、現地調査をいただいて必要な箇所に蓋架けを行っていただきたいというふうに思います。

また、桜並木の水路の蓋架けにつきましては、いろいろ構造上の問題であったり等、課題が多いということでございましたので、引き続き検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、(3)私道整備助成事業についてのア、要綱及び申請状況についてです。

本市では、私道の整備について助成を行う私道の助成要綱がございますが、この要綱における申請から交付までの流れと令和4年度における申請状況について伺ってまいります。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市川市私道整備事業助成金交付要綱は、私道の舗装や側溝などの整備を私道関係者が行う場合に、市がその工事に要する費用の一部を助成することについて規定しております。この助成制度の交付決定までの流れとしましては、利用希望者から電話などによる事前相談をいただいた後、現地立会いを行い、整備内容を確認いたします。その後、利用者の方から、市川市の入札参加業者適格者名簿に登録されている市内業者の中から施工業者を選定し、施工図面や見積書等の工事関係書類と誓約書や土地所有者の承諾書等の申請書類を整え、市に提出いた

だき、受付となります。申請の受付後、書類の照査をし、要綱に基づき市が助成額を算出し、助成金交付可否決定通知書を申請者へ交付することとなります。また、令和4年度の申請状況につきましては、6月15日現在、電話や来庁による新規相談件数は10件でございまして、申請を受け、助成金を交付決定したのは2件となっております。これにより、令和4年度の予算300万円のうち約190万円の交付が決定し、その執行率は約63%となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。申請の流れについては承知をいたしました。やはりなかなか、いろいろ書類を準備したり大変だなというような感じだと思います。ただ、令和4年度については2件、190万円が既に交付が決定されているということでございます。

そこで再質問いたします。今年度助成が決定しているこの2件の詳細についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

今年度、助成が決定している2件の事業内容は、1件目は、昨年度より協議していた案件で、舗装17㎡、側溝敷設30m、交付決定額は約135万円です。2件目は、今年度に入ってから相談があった案件で、舗装が74㎡、交付決定金額は約55万円でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。1件は昨年度から協議されている内容で135万円の交付、もう1件は今年度に入ってから相談があった案件で、舗装のみで約55万円ということでございました。事前相談から書類を準備する、交付決定まで結構時間かかるのかなと思っていましたが、今年度に入ってから相談を受けて既に交付が決定されているということで、大変スムーズに進んでいる事例もあるんだということを確認できました。

続いて、イ、今後の課題についてです。

今年度の実績を伺いますと、新規相談件数が6月15日時点で10件ということで今後の件数増加が見込まれると思います。今後の課題についてどのように認識をされているのか、見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに助成制度に関する課題でございますが、これまでの助成制度は、私道全体で舗装や側溝の整備を行うことが条件となっていたことから、事前相談をいただいた後に条件が合わず、申請に至らないケースがあることが課題となっております。そのような中で、相談者より、必要な箇所に対応した助成ができないかとの要望が多く寄せられたことから、令和元年7月に舗装の部分的な整備を対象に含め、さらに本年4月には、路面排水施設、側溝等の部分的な整備も対象に含めることができるよう要綱の改正を行い、条件の緩和を図ってまいりました。そこで今年度当初の状況を見ますと、今後、相談や申請の増加が見込まれることから、利用希望者の要請に応えられなくなることが課題になると考えられます。その対処方法でございますが、助成金の予算につきましては、今後、相談状況等を踏まえた要望も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。申請件数増加の要因としましては、本年4月に要綱が改正されて条件緩和したことが大きいということでございます。市民の皆様によく御利用いただけることは大変すばらしいこ

とだというふうに思いますけども、利用希望者の増加により、要請に応えられなくなることも想定されます。現状では実績に応じて予算を確保されているということでありましたけれども、せっかく事前相談を受けられているわけですから、この事前相談も踏まえた予算要望としていただきたいなというふうに思います。

また、現状、本制度は、将来、私道を市に寄附するための整備として活用することも可能であるかというふうに思います。私道の寄附を前提とした場合は大規模な整備案件となり、現在のこの要綱に記載されている予算500万では足りないケースも実際に出てきているというふうに思います。このような大規模な整備については、通常の案件とは別枠で考えていく必要があるというふうにも思いますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

現在の要綱は、私道の所有者の方々がその道路を適切に維持管理し、生活環境を向上させるために行う小規模な私道整備を想定しており、近年相談のある寄附を前提とした私道全体の大規模な整備には助成金の限度額が対応し切れない場合もあると認識しております。このことから、寄附を前提とした私道の助成制度につきましては、今後、近隣市の状況を調査し、研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。寄附を前提とした私道の助成制度については、今後、他市の事例をしっかりと研究していただきたいというふうにも思いますけれども、大型の私道の整備助成については、昨年度より既に本市に相談が来ており、地元では着々と準備が進められていることは御承知ということでございます。現在の要綱では、満額使っても3年から4年程度必要となるぐらいの規模でございます。1年でできる工事を、例えばあえて3から4年かけて行うということであれば無駄な費用も必要となって、かえって税金が無駄になるというふうにも考えられます。将来的に本市が寄附を受けることを是とすると判断されたのであれば、その整備の進め方についても、本市は積極的に関わっていくことも必要なのではないかというふうに思います。こういったところ、いろいろ問題、課題が出てきておりますので、どうか早急な対応を検討いただけますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後6時20分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。6時20分になりまして、本日は大変長丁場な議会となりますが、最後までお付き合いをいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。通告に従いまして、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず初めに、公共施設の建て替え計画について伺ってまいります。

(1)としまして、市民プールの利用再開と今後の再整備計画について伺います。

この質問に関しては市民プール、議会質問でも何回か取り上げさせていただいておりますが、なかなか遅々として進んできておりません。市民プールは昭和57年に開設をされ、40年が経過し、目安としている耐用年数35年

を大幅に超過していることから老朽化が進んでおります。北東部スポーツタウン基本構想では、平成29年4月に第1期となるJ：COM北市川スポーツパークを開設し、第2期として平成32年度から平成34年度を整備期間と定め、市民プールを含む周辺地の約3.8haの敷地に仮称東市川スポーツプラザを整備することとしておりましたが、事業計画が保留されたままとなっており、また新型コロナウイルスの感染拡大が影響して、市民プールの利用も2年にわたり閉鎖が続いております。今月6日に梅雨入りした関東甲信も先日27日には梅雨明けとなり、いよいよ夏本番となります。感染者数が微増はしてきておりますが、多くの市民が市民プールの再開を待ち望んでおります。本年以降の予定と老朽化した市民プールの再整備計画について伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

初めに、市民プールの開場予定についてでございます。市民プールにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度及び3年度の2年間、開場を中止しておりましたが、今年度、3年ぶりの開場を予定しております。開場期間は、小中学校の夏休み期間に合わせ7月21日から8月31日までを予定しており、現在、利用再開に向け、プール水槽の補修や草刈り、施設の点検などを実施しているところでございます。開場に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、1日の入場者数は市公式ウェブサイトと電話での事前申込制を基本とした上限800人までの入場制限を行うこととしております。また、入場時の検温や体調管理シートの記入、消毒液の設置、掲示や場内放送による利用者への注意喚起などのほか、食事については、屋外に食事可能なエリアを設定し黙食とするなど、必要な対策を実施してまいります。市民プールの開場は多くの市民が楽しみにされており、来場者に安全、安心に御利用いただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、市民プールの再整備計画についてでございます。市民プールは開設後40年が経過しており、現在、平成26年度策定の市川市北東部スポーツタウン基本構想に基づき再整備を検討しているところでございます。整備内容の具体的な方向性といたしましては、既存施設のレジャー性に加え、健康増進や競技力の向上、また学校の授業での活用など、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに応える多目的な施設として整備していきたいと考えております。これまでの取組として、令和元年度に民間事業者へのヒアリングを行い、事業の進め方や整備手法、スケジュールなどの市場調査を実施しております。その結果を踏まえ、今後、施設の配置や規模、ICT技術の活用、土地利用計画及び周辺の道路等のインフラ整備も考慮した再整備計画を策定していく予定でございます。しかしながら、現在、コロナ禍の影響等により、予定していた市民プールの再整備計画の策定につきましては、着手できていない状況となっております。

なお、再整備計画の上位の構想であります市川市北東部スポーツタウン基本構想は、現時点では策定から約7年が経過し、この間のコロナ禍による社会状況の変化や東京2020オリンピック・パラリンピック開催後のスポーツ機運などを的確に捉えた見直し等も必要と考えております。このことから、今年度実施する本市のスポーツ振興の最上位の計画であります市川市スポーツ振興基本計画の見直しに合わせて、市川市北東部スポーツタウン基本構想についても検証を行う予定でございます。市民プールの再整備計画につきましては、これらの上位計画等の見直しを踏まえ整備に係る条件を整理するとともに、施設の整備内容やゾーニングなどの具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。今年度は3年ぶりに7月21日から8月31日まで開場を予定しているとのことで、お子様を含めまして待ち望んでいる方がいらっしゃると思いますので、大変朗報かと思えます。また、上限においては、800人までの制限をかけて予約制で行うとのことですので、本市の市民のみならず、市内外から

来場される方への幅広い周知が必要かと思っておりますので、併せてよろしくお願いたします。

また、感染防止対策は徹底していくということでございますが、体調管理シートの記入等で入場時に時間がかかることも予想されますので、炎天下での熱中症等への配慮もお願いをしたいと思います。

再整備計画については、子どもから高齢者まで幅広い世代が年間通じて利用できる多目的施設が整備されてきますが、再整備計画の策定すら着手できていない状況です。先日、現地を視察させていただき、部分的に補修している状況は確認させていただきましたが、プールサイドの滑り止め床、ここは経年劣化が大変激しい状態にあります。コロナ以前の入場者数となった場合、休憩時間の居場所がなくなってしまう。早急に事業化に向けた予算づけをして再整備を加速的に進めるべきと考えますが、計画から工事までどのぐらいの年数を要し、どのようなスケジュールで再整備が行われていくのか伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

市川市スポーツ振興基本計画の見直しに当たりましては、本市のスポーツ振興に係る課題整理や取り組むべき施策等の検討のほか、市民アンケートや関係団体の意見聴取等を実施し、市民ニーズや必要な施設について再度整理を行う予定でございます。また、同計画を見直す過程で現在の市川市北東部スポーツタウン基本構想の整備基本方針等との整合性の検証を行い、必要に応じて同構想の見直しも併せて行っていきたいと考えております。その後、事業化に係る庁内合意形成等が図られた場合、市民プールの再整備計画の策定に着手してまいります。以降、再整備計画のおおむねが定まった段階で、市民プール周辺の地権者や住民の方々に対し計画内容を説明していきたいと考えております。

御質問の計画から工事までのスケジュールでございますが、再整備を行う場合、再整備計画の策定、基本設計及び実施設計におおむね3年、その後の工事施工に係る期間としては2年程度を要すると考えております。北東部地域のスポーツ施設の不足はもとより、既存施設の老朽化への対応の観点からも、できる限り早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 分かりました。市川市スポーツ振興基本計画を見直す過程で市川市北東部スポーツタウン基本構想の見直しも併せて行い、事業化に係る庁内合意形成が図られた後、再整備計画の策定に着手をし、周辺住民説明会を開催していくとのことで、計画から工事まで5年程度を要するとのことでした。今6月定例会では、市民プールの再整備計画は予算化がされておらず、計画策定の見直しも立っていない現状では、この先6年以上を要することとなり、老朽化の進展とプールの安全性がどこまで確保できるかが課題かと思っております。基本構想の見直しの必要性も大事ですが、市民プールが安全、安心して利用できるように早急に再整備計画に入り、スムーズに基本設計、また実施設計に入れるよう、早急な着手を要望いたします。

そのためには、バスなど大型車両での来場も多く予想されることから、進入路が1方向しかない課題は再整備の施設規模を問わずに早急に検討すべきと考えます。都市計画道路3・4・18号は右折レーンもない道路形態であることから、幅員の確保や通行方向についても早急な検討が必要で、再整備計画が決まってから土地の確保等の周辺環境の整備に入るようでは、完成までさらに時間を要してしまい、周辺道路の環境整備等は先行してでも行うべきと考えます。できることは早め早めに、課題と向き合いながら先手先手で効率よく進めていただくことも要望いたしまして、今後の進捗を見守りたいと思います。

では、次に(2)八幡分庁舎建て替え計画の整備状況とレイアウトについて伺います。

解体工事はほぼ終わっているように見えますが、完成を期待して待っている市民もいます。整備の進捗状況に

ついてと、地域住民等から意見や要望を設計や運用にどのように反映をしたのか。さらには、子育て支援と多世代交流を担うためのレイアウトはどのようになっているのか。また、テレワークと子育ての両立を支援できる新しい生活様式も取り入れるべきと考えますが、併せて伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

初めに、解体工事と設計の現状についてです。既に八幡分庁舎をはじめ中央公民館、公衆トイレのさわやかハウス八幡、児童遊園地のそれぞれの解体が終了し、今後は廃材などを処分した後に、本年10月頃から広場として皆様に御利用いただく予定となっています。設計については、意見聴取会やワークショップを終え、基本設計の最終段階となっており、令和5年度末の施設完成を目指しております。外観は歴史と自然を感じる空間の形成を目指し、景観に配慮したデザインとなるよう設計を進めています。あわせて、建物の内と外とのつながりに配慮することで気軽に集える施設となるよう進めております。具体的には、1階の参道沿いに回廊を設け、軒下から施設の様子がうかがえるような造りを検討しています。また、建物の内部には旧施設の子育てゾーンやコミュニティゾーンの機能に加え、様々な交流を生む仕組みとして、2つのゾーンを緩やかにつなぐフリースペースを配置したいと考えております。

次に、意見聴取会やワークショップでいただいた意見の反映についてです。一例を申し上げますと、子育てゾーンでは、受付後すぐに手を洗えるような手洗い場の設置または手洗い場までの動線の確保、遊びの場に隣接したトイレトレーニングができるトイレの設置などを検討しており、コミュニティゾーンでは子ども用図書配置や和室の設置、さらに各部屋を様々な方に利用していただくための可動式間仕切りの導入などを検討しています。運用面では、フリースペースにおける作品の展示や学生の部活動と一般の方のサークル活動との連携、企画など、多世代の交流が生まれるような事業の実施を検討しております。御指摘の今後の働き方にも関係する部分ではございますが、コワーキングスペースの設置等につきましては、運用面を含め関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 子育てゾーンとコミュニティゾーン、フリースペースを併せ持ち、トイレトレーニング可能なトイレや和室の設置、また部屋の広さを調整できる可動式にし、多世代交流を育む事業や乳幼児を短時間預かる事業などの検討も行っているということで、また広場は10月頃から先行して利用ができ、施設完成は令和5年度末とのことでした。託児機能を備えたテレワークができる施設となり、多様な働き方ができる環境整備がされ、子育て相談ができる体制づくりも必要と考えますが、今までの親子つどいの広場と比べてどのような施設となるのかを含めてこども政策部の御見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

現在、一時的にアクス本八幡に移転しております親子つどいの広場は、主にゼロ歳から3歳までの親子と妊婦が子どもを遊ばせたり、保護者同士が交流したりしながら、自由にゆったりと過ごしていただけるスペースであります。この広場には、子育て経験のあるスタッフが親子に寄り添いながら見守りや声かけを常に行っており、親しみやすい雰囲気の中で気軽に育児の相談ができます。建て替え後の八幡分庁舎の子育てゾーンであります。この機能をさらに充実させ、親子が楽しく参加できるイベントや講座を開催するほか、保護者が用事や休息などの際に短時間子どもを預ける一時預かりなどを行うことを検討しております。育児相談につきましては、靴を脱いでくつろげる広い空間を生かし、状況に応じて間仕切りを活用し相談場所を設置するなど、話しやすい環



境づくりを考えてまいります。

また、つどいの広場は現在午後4時までで終了しておりますが、その後の時間につきましては、利用できる施設が少ないと言われております中学生、高校生、さらに小学生が放課後の時間を過ごすことのできる居場所づくりに取り組む予定であります。こうした取組によりまして、複合施設ならではの強みを生かし、子育て世代が多世代と交流しながら地域で子どもを見守ることができる場を創出してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 昨年、松戸市では、親子で遊べる広場やカフェスペース、子育てコーディネーターによる育児相談や、4時間を限度に1時間500円で利用できる一時預かりサービスを併設したほっとる一む八柱を開設したように、コワーキングを後押しする施設が整備されてきております。大阪狭山市では、2019年1月に子育て支援・世代間交流センターUPっふ、鉄筋2階建て施設を開設し、1階には乳幼児が安心して遊べるプレールームや屋外園庭を設け、育児相談などに応じる専門相談員、保育コンサルジュも配置しております。また、愛知県田原市は、親子交流館すくっと、鉄筋2階建て施設を開設し、妊娠期から子育て期を支援する総合相談窓口や子育て支援センターを1階に配置し、大人も子どもも本格的に楽しめる遊具や多世代交流スペースを設け、妊娠や子育てママが情報や悩みを共有しながら、平日合わせて土日でも夜9時まで利用可能となる親子が安心して楽しめる拠点を整備されております。基本設計が終盤に差しかかっている状況で完成が待ちどおしいですが、紹介した今のような他市の施設も参考にさせていただきながら、子どもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所づくりは孤立対策に大きな役割を果たすとされておりますので、充実した施設となることを願いつつ、これからも注視をしてまいります。

では、続いてデジタル化の推進、次の項目に移ります。

(1)公共施設のWi-Fi整備状況と今後の計画について伺います。

現在、本市の公共施設に設置されているWi-Fiはどのような状況になっているのか。また、今後の整備計画について伺います。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

初めに、Wi-Fiの整備状況です。Wi-Fiは、日常生活での利便性の向上や災害時の様々な情報の入手のため、段階的に整備を進めております。Wi-Fiの設置に当たりましては、特定の場所に固定する据置型と移動可能な可搬型の2種類がございますが、可搬型は電源コンセントに差すだけで場所を選ばず、簡単に設置することができます。さらに、据置型と比較して、設置工事費を含む初期費用や通信料が安価で導入できることから可搬型のフリーWi-Fiを採用しているところです。公共施設の整備内訳につきましては、約250施設のうち、小中学校や公民館など避難所として66施設、大洲防災公園、広尾防災公園の避難場所として2施設、第1庁舎、行徳支所、大柏出張所など市役所窓口として8施設、いちかわ観光物産インフォメーション、行徳野鳥観察舎あいねすと、アイ・リンクタウン展望施設など、集客観光施設として18施設、以上94施設でございます。

続きまして、今後の整備計画についてです。今年度は考古博物館や少年自然の家などの避難所8施設のほか、第2庁舎の増設を予定しております。今後、全ての公共施設などを対象として整備を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 小中学校や公民館など66施設の避難所が整備済みで、考古博物館や少年自然の家など8施設は今年度で整備をし、全ての避難所での整備は完了するとのことでした。また、公共施設約250施設のうち、大

洲や広尾の防災公園、行徳野鳥観察舎やアイ・リンク展望施設など94施設で整備済みとのことで、公共施設の整備率は37%ほど、今年度で40%ほどであることも分かりました。田中市長は所信表明で「全ての市の公共施設などにWi-Fiスポットを順次整備します」と述べられておりますが、今後どのような優先順位で整備していく予定なのか伺います。

また、SNSやチャットによる自殺防止の相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりもできるようになってきておりますが、自宅では相談しにくいということから、公園などに出かけて相談する方のためにも、市役所や公民館等の時間の制約がある施設だけでなく、いつでも自由に利用できる公園などへの整備も優先順位を上げて整備すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

整備の優先順位につきましては、今年度で避難所への設置が完了いたしますことから、引き続き集客施設、観光施設といった市民が集まる拠点を中心に整備を進めてまいります。また、公園への設置につきましては、誰でも自由に利用できる施設であることから、整備の進捗に合わせて検討を進めてまいります。そのほか、既に設置済みであっても、公民館など避難所におきましては、多くの避難者が同時に利用することで通信障害が想定されるため、安定した通信環境には増設も必要と考えております。今後は利用状況の把握や分析を進めながらWi-Fi整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 集客施設や観光施設といった市民が集まる主要拠点を中心に整備を進めるとのこと、理解をいたしました。スマートフォンの所有比率が9割を超え、デジタル化も加速度的に進むことから、通信環境の整備がいかに充実しているかがこれからのニーズになってまいりますので、よろしく願いをいたします。

公園についても進捗に合わせて検討していくということですので、より一層の推進をよろしく願いをいたします。

また、施設の敷地規模によってはデータ容量を超え、通信障害を受けることから、既存箇所への増設も検討していくとのことでしたので、こちらも併せてよろしく願いをいたします。

では次、マイナンバーカードの普及促進とデジタルに不慣れな方への支援策について伺います。

これまで公明党はデジタル基盤構築に向け、マイナンバーカードの普及と消費喚起を目的にマイナポイント事業を推進してまいりました。令和2年9月から令和3年12月末まで第1弾が行われ、今年1月より第2弾が開始となり、健康保険証利用や公金受け取り口座の登録に対するポイント付与の申請が明日6月30日から始まりです。本市の普及促進への取組状況とマイナンバーカードの交付の流れや交付率について、さらにはデジタルに不慣れな方へのマイナンバーカード取得及び取得後の支援について伺います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

本市の普及促進への取組につきましては、令和3年2月より、マイナンバーカード専用の窓口である市川市マイナンバーカードセンターを設置して専任の職員がカードの交付を行うなど、取得に係る利便性の向上に努めてまいりました。これに加えて、平日はカードの受け取りが困難という方のために土曜臨時交付窓口の開設を行うなど、交付体制についても充実を図り、普及促進に取り組んでいるところでございます。国では、マイナンバーカードを令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡らせることを目指し、普及促進に取り組んでおります。本市においても、今後はこれまでの取組に加えて、郵便局や自治会等へ職員が伺い、カードの申請に係る手続を支援す

る出張申請受付を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、カードの申請から交付までの流れについてです。交付の申請については、個人番号カード交付申請書を使用したスマートフォンによる申請方法をはじめ、カードの申請に対応する証明写真機からの申請やパソコンによる申請、さらには郵便による申請など、幾つか方法がございます。いずれかの方法にて申請後、マイナンバーカードができ上がると交付準備ができたことを案内する通知が發送され、指定の交付場所にて、本人確認とともに暗証番号の設定を行うとカードが交付される流れとなっております。

なお、これ以外にも、申請用の顔写真と必要書類をマイナンバーカード交付窓口を持参し、所定の手続を行うことで、後日、本人限定受け取り郵便にてカードが自宅に郵送される、いわゆる申請時来庁方式でもカードが交付されることとなっております。

次に、カードの交付状況であります。平成28年1月の交付開始から令和4年6月1日までの総交付枚数は23万2,652枚であり、交付率は47.3%となっております。ちなみに千葉県全体での交付率は45.7%、全国では44.7%となっております。

最後に、デジタルに不慣れな方への支援についてです。現在、オンラインによる行政手続やサービスの利用など、社会全体でデジタル化が進められていますが、デジタル活用に不安のある高齢者などに向けては気軽に相談し、助言が受けられるような支援の取組を広げていくことが求められております。こうした方への支援につきましては、現在、市内5か所のマイナンバーカード交付窓口にて、カードの申請補助はもとより、カードを活用してのコンビニ交付サービスの利用方法など、丁寧な説明に努めております。さらに、マイナポイントの予約申込みなどについては手続用の専用端末を用意し、職員と一緒に予約や申込みを支援しているところでありますが、これらの取組については今後とも市公式ウェブサイト等で周知していくなど、きめ細やかな支援ができるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 マイナンバーカードの交付率は47.3%とのことで、千葉県や全国と比べては上回っていることが分かりました。デジタルに不慣れな方への支援として、市内5か所のマイナンバーカードの交付窓口にて、カードの申請補助のみならず、マイナポイントの予約や申込み等の支援も行っているとのことで大変安心いたしました。申請から1か月程度で送付されてくる交付通知書を持って交付場所に本人が来庁し、カードが受け取れますが、カード交付の普及と比例して、これからますます増え、待ち時間の増大につながりかねないと危惧しております。デジタルへ移行する導入口と言えるマイナンバーカードやマイナポイントの手続に関する支援を市内5か所で実施しておられますが、高齢の方や体が不自由な方などにとって、来庁することが弊害となる方もおられます。コロナワクチン接種予約補助、これを公民館でも実施していただいたように、明日からのポイント付与開始と同時に問合せが増えると予想されるマイナポイントに限定してでも構いませんが、公民館など身近な場所に支援窓口を拡充できないものなのか伺います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

マイナポイントの手続支援につきましては、マイナンバーカードセンターをはじめ行徳支所市民課、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンターや大柏出張所の市内5か所で既に支援を行っているところではありますが、高齢の方や体が不自由な方など、窓口へ来庁することが難しい方がより身近な地域でサポートが受けられるよう、新たに市民課窓口連絡所をはじめ公共施設などに職員が出向き、手続に係る支援を実施できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。公共施設などに職員が出向き、手続に係る支援を行うよう検討していただけるということですので、どうかよろしく願いをいたします。

次は、(3)各種証明書発行の現状と行政手続のオンライン化について伺います。

住民票や戸籍、印鑑証明といった各種証明書は、市民課窓口のみならず、行政サービス端末やコンビニのマルチコピー機でも取得できますが、証明書の発行状況について伺います。

また、マイナンバーカードや住基カードを利用してコンビニ等で証明書の取得ができますが、紙媒体が今後も続くのであれば、例えば自宅のプリンターにて印刷できるようになれば市役所やコンビニ等に出向く必要がなくなり、利便性向上ともなりますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

本市における令和3年度の証明書発行数は、戸籍・除籍謄本等は約7万3,000通、住民票や住民票の除票は約27万3,000通、印鑑証明書は約12万1,000通、不在住証明書等のその他の証明書は約5,000通となっております。令和2年度に比べて窓口等での証明発行件数は減少しておりますが、コンビニエンスストア等での発行件数は約4割の増となっております。この要因としては新型コロナウイルスの影響も考えられますが、主にはマイナンバーカードの交付件数の増によるものではないかと考えております。

次に、コンビニエンスストアで取得できる市民課に係る証明書の種別であります。住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明で、住民票の除票や戸籍の改製原戸籍、除籍の証明などは取得することができません。

なお、住民票の写しや印鑑証明書を取得することができる時間は、午前6時30分から午後11時までの店舗が空いている時間となっております。また、戸籍の証明については、住所及び本籍地が市川市の方のみで、市役所の開庁時間である月曜日から金曜日の8時45分から17時15分まで取得できることとなっております。

次に、証明発行場所の拡大についてです。国は行政手続のオンライン化を行うことにより、手続の際に既に行政機関が保有している情報について、添付書類として提出を求める場合は必要性を精査し、情報連携等によって省略を行うこととしております。また、情報連携による省略が可能な添付書類につきましては、少なくとも申請者がオンラインで提出することができるようにするなど、可能な限り、一連の手続がデジタルで完結するように取り組んでおります。証明書が取得できる場所の拡大につきましては、利便性向上の面からは即効性ある取組とは考えておりますが、現時点では、国は証明書を取得しないで手続を進めるという方向であることから、本市としても、これに沿った形で進めてまいりたいと考えております。

最後に、マイナンバーを利用した国の今後の動向についてです。これにつきましては、自治体デジタルトランスフォーメーションの具体的な施策といたしまして、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化などがございます。マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、平成29年11月から本格運用が開始されており、パソコンやスマートフォンで行政機関が保有する個人情報や行政機関同士で個人情報をやり取りした履歴を確認できるほか、地方公共団体が提供している行政サービスの検索、行政手続に係る申請や届出をオンラインで行うことができるポータルサイトでございます。例えば確定申告においては、書類作成に必要な証明書や報告書を取得する際、御自身が利用している生命保険会社や証券会社がマイナポータル連携に対応している場合、必要な情報をマイナポータルから取り寄せることができ、自動計算して書類が作成できることから多くの方に利用されております。

また、国では今後引っ越しの手続について、行政と民間企業が連動し、お互いに情報を共有することで、引っ越しの際に必要な市区町村への届出をはじめ電気、ガスなどのライフラインの手続や年金の住所変更、さらには銀行口座の住所変更など、手続が一度で片づき、引っ越し時の負担を軽減できるようになる引っ越しワンストップサービスに取り組んでおります。これは、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出手続と転入予約を行い、転入地の市区町村があらかじめ通知された転出情報により事前準備を行うことで手続時間の短縮化、ワンストップ化を目指しており、現在、システム改修等に係る手続を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 コンビニでは、住民票の写しや印鑑証明等は6時半から午後11時まで取得ができ、戸籍の証明については、市役所の開庁時間内で住所も本籍も市川市の方のみが取得できるとのことでした。行政手続のオンライン化については、証明書を取得しなくても、マイナンバーカードを利用してのマイナポータルを活用した申請や届出について、国の動向を伺いましたが、マイナンバーカードを所持することで、住民票等の書類を取得しなくても手続できる利便性についても理解いたしました。戸籍謄本に関する証明書には様々ありますが、相続の手続では改製原戸籍を取ってくるように言われます。しかし、この改製原戸籍は行政サービス端末やコンビニ交付サービスでは利用できないことになっており、ほかにも証明書によっては利用できないものや利用できない時間帯がありますが、その理由についてお尋ねをいたします。

また、その部分はシステム改修等で改善できないものなのか、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

コンビニエンスストアでの戸籍に係る証明書の交付対象は、市川市に住所及び本籍地がある方の現在の戸籍に限られており、改製原戸籍や除籍の証明などは発行することができないこととなっております。その理由ですが、マイナンバーカードとその方の戸籍と関連づけがなされているのは、電算化された現在戸籍のみとなっております。改製原戸籍や除籍はデータが写真のような、いわゆるイメージ画像であり、マイナンバーカードとは関連づけがなされていないため、カードを使つてのコンビニ交付で発行することはできないものとなっております。これらの改製原戸籍、除籍は職員の手作業にて検索発行となることから、窓口のみでの発行となっております。また、婚姻届など戸籍に関わる届出は休日や夜間も受付を行っており、戸籍の変動が開庁時間以外は証明書に反映することができないことから交付できる時間を限定しております。

なお、住民票や印鑑証明書なども交付時間が限られておりますが、これはコンビニエンスストアでの証明発行のシステムを管理する地方公共団体情報システム機構に確認をいたしましたところ、深夜時間帯での利用が見込まれないこと及び証明発行の管理を行う証明書交付センターの深夜時間帯の人員配置によるコストがかかるため、交付時間を制限しているとのことでした。現在、戸籍に係る証明は本籍地の市区町村で交付することになっており、窓口や郵送等で請求を行うこととなりますが、国は戸籍法を一部改正し、本籍地の市区町村以外の窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となる戸籍証明書等の広域交付を進めており、令和6年3月からは運用開始を予定しております。戸籍証明書等の広域交付におきましては、戸籍全部事項証明書や除籍全部事項証明書、イメージ登録された改製原戸籍や除籍謄本も交付対象となっており、本市においても準備を進めているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

**○久保川隆志議員** 取得できない時間帯がある理由については、本市だけでどうこうできるわけではなく、全国統一、全てのコンビニは同じ時間帯でしか取れないということは理解いたしました。

また、ホームページを見ていきますと、実は休日や早朝、夜間でも利用ができますという文言もあります。こういった部分から、いつでもコンビニでは取得できると勘違いされてしまう。私もそうなんですけれども、そういう方もいらっしゃいますので、そういった部分の表現に関して、ホームページを下のほうに見ていきますと、細かく6時半から23時までとか記載はあるんですが、頭の部分を読んでしまうと、そのような勘違いも生じますので、またうまく改善していただけるとありがたいかなと思います。また、証明書の種別によって取得ができる場所や時間帯、これについてももう少し分かりやすく記載をしていただけるとありがたいと思います。

では、最後の(4)デジタル化による障がい者の利便性向上について伺います。

市川市が申請窓口となって千葉県で交付をされている障害者手帳について、利用者からは、雨等に弱い耐久性の問題や持ち運びの不便さが指摘をされております。令和2年6月より障がい者の本人確認等の簡素化要請が内閣官房から出され、障がい者として事前登録がされている会員は障害者手帳を提示せず、会員カードの提示で代替可能としたり、障害者手帳の情報を取り込むアプリの提示でも可能とし、障がい者に過度な負担とならないような周知も図られております。障害者手帳のデジタル化やオンライン化による利便性の向上について、本市の見解を伺います。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えします。

現在、国は障害者手帳の情報とマイナンバーの連携を進めており、国を中心に運営しているオンラインサービスであるマイナポータルや民間のアプリケーションソフト——以下アプリと申し上げます——を利用することで、オンライン化による障害者手帳の情報の取得や福祉関連の手続、各種割引サービスなどを推進しているところでございます。パーソナルコンピューターやスマートフォンなどでマイナポータルを利用することにより、障害者手帳の閲覧や、今後は市役所の窓口などに行くことなく手続を可能とするなど、移動を困難とする障がい者にとっては利便性の向上につながる取組でございます。また、例えば国において活用を進めているスマートフォン向けアプリ、ミライロIDというものを例に挙げて申し上げますと、このアプリの利用は、スマートフォン上に障害者手帳の情報を表示し、その画面を提示するだけで、公共交通機関をはじめ様々な場所で割引を受けられるなど、利便性の向上と合わせ、障害者手帳を取り出して提示しなければならないという心理的負担を軽減することにもつながります。このように、オンライン化やデジタル化に伴う障がい者への利便性の向上などについては様々なものを想定しており、今後も国などの動向を注視し、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 久保川議員。

**○久保川隆志議員** では、続けて伺いますが、障害者手帳に関するアプリミライロIDについて先ほど紹介をされておりますが、内容や他市での利用状況について伺います。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えします。

ミライロIDは、スマートフォンにアプリをインストールし、障害者手帳の情報を登録することで自身のスマートフォンを障害者手帳の代わりとして利用できる、国の認めたマイナンバーと情報連携する障害者手帳用のアプリとなっております。マイナンバーとの連携は必ずしも必要でないことや無料で登録できることなど、利便性の高さからミライロIDを活用する自治体は増えております。県内では、県をはじめ千葉市、船橋市、松戸市などにおいて、公共施設の障がい者割引などに利用されているとのことでございます。このように、ミライロID

に障害者手帳所持者の利点のあることは認識しておりますが、市独自の取組として新たな機能を付加する場合には市の費用負担を必要とすることなどから、その活用範囲などにつきましては、他市の状況等、詳細を調査しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 スマートフォンにアプリをインストールし、障害者手帳の情報を登録することで自身のスマートフォンを障害者手帳の代わりとして利用できるアプリで、マイナンバーとの連携は必ずしも必要ではなく、無料で登録できるとのことで、千葉県をはじめ千葉市、船橋市、松戸市などで、本人確認の手段として公共施設の割引などに利用されていること、理解をいたしました。新たな機能を付加する場合には市の費用負担が生じるとの答弁がありましたが、どのような内容なのか、お尋ねをいたします。

また、デジタル障害者手帳による本人確認は、障がいのある方の利便性の向上ともなり、千葉県や県内周辺自治体や市内でも導入が進んでいることを鑑みると導入の検討が必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

ミライロIDについて、自治体において有料となるサービスの内容を確認したところ、市内のバリアフリーマップの作成や障がいのある方へのガイドブックの作成などとなっております。今後は費用対効果なども含め、他市の事例なども研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 手帳を家に忘れてなくした、電車、バス、タクシーなどの料金割引を受けられなかった、また胸のポケットに入れたまま洗濯をしてしまい、文字がにじんだまま、また手帳の提示に抵抗があると感じている方もいらっしゃいます。スマホは、常に持ち歩くアイテムとして効果は明白かと思います。バリアフリーマップの作成や障がいのある方へのガイドブックの作成などが有料となるサービスとのことで、障がい者にとっては大変有用なオプションがあることも分かりました。他市の事例などを研究し、検討していくとのことでしたので、私自身も進捗を見守ってまいりたいと思います。

以上をもちまして、私、公明党の久保川隆志からの一般質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お忙しいところ、恐れ入ります。発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの久保川議員の(3)の質問の中で、情報連携による添付の省略の關係の質問に関する答弁におきまして、「省略が困難な添付書類」を「省略が可能な添付書類」と申し上げてしまいました。正しくは「省略が困難な添付書類」でありますので、訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。長時間にわたり、御苦勞さまでした。

本日はこれをもって散会いたします。

午後7時10分散会

第 7 日

令和4年6月30日（木曜日）

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和4年6月30日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 浅野さち議員、中町けい議員、つちや正順議員、中村よしお議員、石原たかゆき議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 41名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	し	た	かのり
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆき
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	かず
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

石	原	よ	し	の	り
加	藤	武		央	
稲	葉	健		二	
越	川	雅		史	
大	場			諭	
堀	越			優	
か	い	づ		勉	
松	井			努	
竹	内	清		海	
松	永	修		巳	
岩	井	清		郎	

欠席議員 1名

荒	木	詩	郎
---	---	---	---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	大	津	政	雄
代	表	菅	原	卓	雄
監	査	田	中	庸	惠
委	員	水	野	雅	雄
教	育	麻	生	文	喜
危	機	植	草	耕	一
管	理	鹿	倉	信	一
監		小	沢	俊	也
広	報	稲	葉	清	孝
室	長	佐	藤	敏	和
総	務	森	田	敏	裕
部	長	小	泉	貞	之
中	核	小	塚	眞	康
市	準	関		武	彦
備	担	立	場	久	美
当	理	秋	本	賢	子
事		二	宮	賢	一
企	画	根	本	泰	司
部	長	川	島	俊	雄
財	政	藤	田	泰	介
部	長	高	久	利	博
情	報	菊	田	滋	明
政	策				也
部	長				
文	化				
ス	ポ				
ー	ツ				
部	長				
市	民				
部	長				
経	済				
部	長				
観	光				
部	長				
福	祉				
部	長				
こ	ど				
も	政				
策	部				
部	長				
保	健				
部	長				
環	境				
部	長				
街	づ				
く	り				
部	長				
道	路				
交	通				
部	長				
水	と				
緑	の				
部	長				
行	徳				
支	所				
長					

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	松 丸 多	一
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀	子
(議事担当)		
主 幹	米 津 孝	成
副 主 幹	金 子 貴	一
主 査	尾 本	悠
主 任 書 記	北 川 陽	介
主 任 書 記	高 柳 陽	一
(調査担当)		
主 幹	上 原	高
主 査	前 田	悠
主 査	岡 澤 英	康
主 任 書 記	荒 木 智	貴
書 記	福 井 寿	明

会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、清水みな子議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
清水議員。

○清水みな子議員 私の22日の代表質問で、生理の貧困のまとめのところで、「JR千葉駅」と発言するところを「JR市川駅」と発言してしまいました。訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

続いて、やなぎ美智子議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員 昨日29日、手話言語条例の質問におきまして、「千葉県野田市」と申し上げるところ、「埼玉県野田市」と間違えてしまいました。

議長におかれましては、発言の訂正をよろしくお取り計らいください。お願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員 おはようございます。公明党、浅野さちです。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくをお願いいたします。

初めに、生理の貧困と言われる社会的孤立による女性への影響について。

令和3年4月、内閣府男女共同参画局は、コロナ下の女性への影響と課題に関する報告を取りまとめた結果、特に雇用面や生活面において女性に特に強い影響が見られ、男女の格差拡大が懸念されたとの報告がありました。

そこで、(1)男女共同参画センター、ウィズにおける相談状況、相談件数と内訳を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

男女共同参画センターの相談室では、女性相談員による女性のためのあらゆる相談を実施しており、相談内容が法律に関するものにつきましては、女性弁護士が対応をしております。相談室に寄せられた相談件数は、令和2年度が2,200件であったのに対し、令和3年度は2,498件と約13.5%増加をしております。このうち、離婚問題や人間関係などの一般相談は、令和2年度が1,185件であったのに対し、令和3年度は1,099件で約7.3%の減となっておりますが、DV相談は、令和2年度が1,015件であったのに対し、令和3年度は1,399件で約37.8%の増となっております。

また、DV相談の内訳といたしましては、令和2年度、3年度ともに暴言や無視などの心理的暴力に関する相談が最も多く、次いで令和2年度は、殴る、蹴るなどの身体的暴力に関する相談が多かったのに対し、令和3年度は、生活費を渡さない、勝手に借金をつくるなどの経済的暴力に関する相談が多くなっております。テレワークの拡大により、パートナーとともに過ごす時間が増えたことに加え、コロナ禍により世帯収入が減少したこと

などにより、当事者間に生じていた不満等がさらに膨らんでDVにつながり、それがDV相談、特に経済的暴力に関する相談の増加につながったと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。相談件数の増加、特に令和3年は生活費を渡さない、勝手に借金をつくるなどの経済的暴力に関する相談が増加していること、その原因は、コロナ禍における世帯収入の減少などによる夫婦間の不満がさらに膨らみ増加したとのこと。このような暴力によって離婚となった場合、女性の経済的な自立は大きな課題となります。そのことを踏まえて、次の質問に移ります。

(2)国の地域女性活躍推進交付金、これは地域の実情に応じて行う女性の活躍推進で、3つの取組方があります。1つ目が活躍推進型、2つ目は寄り添い支援型プラス、そして、3つ目がつながりサポート型となります。1つ目の活躍推進型の交付要件に女性デジタル人材の育成の取組があります。国の示す方向性を伺うとともに、本市の取組を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

地域女性活躍推進交付金の中の活躍推進型は、女性のデジタル分野のスキル向上を目的とした研修などが交付対象とされております。現在男女共同参画センターでは、この活躍推進型の交付金を活用した女性のデジタル人材の育成に特化した講座は開催しておりませんが、社会参加や再就職など自立を目指している女性の就労支援のため、定期的にステップアップセミナーという講座を開催しております。これにつきましては国の交付金のうち、様々な困難を抱えた女性の就労支援などを対象とする寄り添い支援型プラスを活用しているところであります。講座の内容といたしましては、パソコン操作のスキルアップを目的として、エクセルによる表やグラフの作成から、簡単なマクロの作成までをカリキュラムとしております。また、講座終了後には、参加者へのアンケートを実施し、満足度や理解度、また今後に向けての要望等を把握することで、次回以降に開催する就労支援講座の内容に反映をさせているところであります。これまで参加者からは、大変分かりやすかったなどの感想を多くいただいております。満足度や理解度はおおむね高いものと認識しております。また、もう一歩先の内容で企画をされたらうれしいといった要望もいただいております、講座に対する期待度の高さを感じているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 国の交付金は使用していないが、市独自で就労支援のためのステップアップセミナーを定期的に行っていることを伺いました。さらに、女性の経済的自立を支援するためのスキルアップ講座が必要と思いますが、今後の取組を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

先ほども申しあげました女性の就労支援のためのステップアップセミナーにつきましては、参加者からいただいた御意見、御要望だけでなく、女性の経済的自立支援に向けて先進的な取組を行っている他の自治体の例なども参考にしながら、より充実した内容とすることで、女性のさらなるスキルアップや正規雇用につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 コロナ禍の影響で非正規などで働く女性を中心に、減収や失業などで困窮する人が増えている

中、デジタル分野の仕事は感染症の影響を受けにくく、2030年には情報システム部門などで働くIT人材が最大79万人不足すると試算されています。育児や介護をしながらテレワークで取り組めるようにする企業も出てきているため、今後、行政の後押しが最重要です。昨年末、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の中に、公明党の強い主張により、女性デジタル人材育成の推進が新たに追加されました。宝塚市は市がNPO法人に委託し、初級編から仕事に役立つ実践編までスキルアップ講座を行っています。このように様々な取組があると思います。今後、活躍推進型の交付金を活用し、女性のデジタル人材確保のための施策を例えば経済部と連携するなど、正規雇用につながる支援策をお願いいたします。

次に、(3)メールやSNSを活用した相談体制の充実について。公明党の代表質問に対する答弁により概要と効果を伺いました。また、2つ目の寄り添い支援型プラスの交付金活用ということですが、事業内容の詳細について具体的に伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

代表質問でもお答えいたしましたとおり、事業の財源は国の交付金のうち寄り添い支援型プラスを活用するもので、現在男女共同参画センターで実施をしております電話や対面による女性相談を拡大、拡充し、より身近で手軽に利用できるSNSを活用した相談支援を実施するものであります。業務はSNSを活用した相談支援の実績を有する市内NPO法人に委託することを考えており、相談の受付は週に3日程度で午前9時から午後4時までを考えております。相談員は、教育、医療、福祉の分野で相談業務に従事した経験を有する者等とし、常に2名以上で対応する体制を考えております。また、業務実績につきましては、定期的に報告書等を提出してもらい、市はこれを基に事業内容の成果や課題等を検証し、サービスの充実につなげてまいりたいと考えております。あわせて、相談者が生理の貧困に陥っている場合には、生理用品の提供を行います。この生理用品の提供方法につきましても、事業の受託者と協議して効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。再質問ですけれども、今まで電話相談で終わっていた方が、気軽にSNSを活用し、様々な相談事例が入ってくると思います。委託するNPO法人の相談員は、教育、医療、福祉の分野で相談業務の経験者ということですが、その内容によって関係機関との連携が重要となります。どのような方向で考えているのか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

SNSによる相談内容は多岐にわたると想定をしており、深刻な問題を抱えている場合には、SNSによる対応だけでは不十分であり、迅速に次の相談支援につなげていく必要がございます。具体的に申し上げますと、相談内容がDVであれば多様性社会推進課の女性のためのあらゆる相談に、児童虐待であれば子ども家庭支援課に、また、生活困窮がある場合には生活支援課につなげるなど、関係部署との連携を徹底するとともに、緊急性がある場合には警察などの関係機関につなげられるようにするなど、相談開始に向けてしっかりと協力体制を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。それぞれの機関との連携を行い、協力体制はこれから整えるということです。相談者の孤立化を防ぎ的確な対応をしていただけるよう、まずは、市の担当と委託先との連携強化が大事になって

くと思いますので、今後注視してまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、(4)アウトリーチ型のつながりサポート支援の考え方について伺います。昨年の6月定例会にて、行動に移せず支援にたどり着けない女性に対して、アウトリーチ型支援について伺いました。部長答弁では、この支援は直接訪問し、様々な課題に対し支援できる点から非常に有効であり、今後、地域女性活躍推進交付金の3つ目のつながりサポート型の活用も視野に入れながら検討するということでした。その後の市の状況及び考えを伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

相談への第一歩がなかなか踏み出せない方や相談したくても様々な事情により相談ができず、結果として支援にたどり着けない方にとって、支援者が直接訪問をして相談や支援を行うアウトリーチ型支援は、有効な方法であると認識しております。そこで、国の交付金のうち、NPO法人によるアウトリーチ型の相談や女性の居場所の提供などを対象事業としたつながりサポート型を活用したアウトリーチ型の相談支援の実施について検討してきたところであります。しかしながら、アウトリーチ型の相談支援を委託できるNPO法人は、これまでのところ見つからないことから、今年度は、まずは相談機能を拡充し、身近なツールであるSNSを活用した相談支援から実施することとしたものであります。アウトリーチ型の相談支援につきましては、NPO法人や近隣自治体の動向などを注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 検討はしたが、アウトリーチ型支援を行うNPO法人が見当たらなかったこと、今年度はまず相談機能を拡充したということです。この点は評価いたしますが、今後、既存のNPO法人ができるのを待つのではなく、相談や支援を行う人材の養成も必要ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

御質問者が御指摘のとおり、アウトリーチ型支援をはじめ幅広く女性支援を行っていくためには、その担い手である人材の養成が必要であり、併せて事業の受け手であるNPO法人の養成も欠かせないものと認識しております。現在、高齢者支援や障がい者支援に取り組んでいるNPO法人は市内に数多く見られるところですが、様々な課題や困難を抱える女性の支援に取り組んでいるNPO法人はいまだ少ないと認識しております。国の交付金のつながりサポート型は、NPO法人によるアウトリーチ型支援のほか、NPO法人のスタッフや相談支援を行う人材の養成についても交付対象となることから、その活用を視野に入れながら市内NPO法人と協力して、アウトリーチ型支援の実施に向けた人材の養成について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 今後は、人材の養成について交付対象となるため検討していくことを伺いました。千葉市では、今年度から千葉市女性のためのつながりサポートを開始しています。NPOの知見やノウハウを活用して始めています。事業内容として、電話相談、LINE・メール相談、居場所の提供、あなたを支える相談窓口、生理用品の配付となっています。訪問型に特化していません。千葉市などの取組も参考にいただき、人材養成も含め、今後期待いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、(5)生理用品を公共施設に無料で設置することについて伺います。昨年、全国的に経済的な理由などで生理用品が買えない生理の貧困が新型コロナ禍で顕在化する中、大阪府泉大津市では、民間企業と連携して、図

書館の多目的トイレや女子トイレの個室に生理用品を無料で提供するシステムが導入されたという記事を新聞で見ました。その後、今年の3月には船橋市、また江戸川区でも設置との情報を得ました。本市においても設置できないのか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

公共施設や学校などのトイレの個室に機器を設置し、その機器を介して生理用品を無料で提供するサービスを実施している民間事業者があること、また近隣自治体でこのサービスを導入している例があることは承知しております。そこで、この事業を実施している民間事業者にサービス内容を確認いたしましたところ、設置費用及び機器のレンタル費用を無料とするプランは既に終了したとのことであります。今後新たに機器を設置する場合には、設置費用のほかに月単位で多額のレンタル費用が必要となることから、直ちに本市で事業を実施することは難しいものと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 最近変更され有料になったことを伺いました。その点は残念ですが、調べたところ熊本市では、公共施設での生理用品の設置に役立ててほしいと生理用品の寄附を受けたことをきっかけに、ジェンダー平等を推進するため、公共施設への設置を5月から開始しています。今後、ふるさと納税を活用し、継続設置とともに、性別にかかわらず能力を発揮できる社会づくりを推進するとのことです。貧困で買えないという視点は、先ほどの寄り添い支援型プラスでフォローするとのことです。ジェンダー平等の推進の方向性も見据え、公共施設に生理用品を設置できないのか市の考えを伺います。財政部お願いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

他の自治体において、公共施設などに生理用品を備え、自由に受け取れるよう配慮している事例を承知しております。本市での対応については、政策的判断を要することから関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 分かりました。認識はしているということで、関係部署と協議するということですので、設置に向けてぜひよろしく願いいたします。

次に、大項目の保健、医療について伺います。

(1)アピアランスケア、がん患者の医療用ウィッグや補正下着、人工乳房の購入費助成について伺います。アピアランスとは外見を示す言葉で、抗がん剤などを使用することによって脱毛などの外見の変化が起きます。その際に行うケアがアピアランスケアといえます。患者さんの苦痛を軽減するためのケアで、何より患者さんの就労意欲や社会行事への参加など、その人らしい生活を送る手助けとなります。医療用ウィッグや補正下着、人工乳房の購入費助成について、昨年6月定例会にて質問した際、保健部長さんからは心理的、精神的な負担を軽減するための必要なケアと考えています。しかし、購入費助成については、既に導入している自治体や千葉県の動向を踏まえ、調査研究するとの答弁でした。どのような調査研究を行い、来年度に向け助成するか、考えを伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

アピアランスケアに関する近隣市の実施状況についてです。浦安市、葛飾区、千葉市で医療用ウィッグや胸部

補整具の購入などに対する助成を実施しており、今年度からは、成田市と流山市が始めております。助成額につきましては、医療用ウィッグは3万円、胸部補整具は2万円程度の自治体が多く、本市と同規模の自治体の実績では、年間の件数が約150件、400万円程度と伺っております。アピアランスケアは、患者さんがその人らしい生活を送る手助けとなることから、引き続き近隣自治体の動向を注視し、助成制度の実施について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 助成制度の実施について検討するという前向きな答弁をいただきました。大いに期待しています。本年から開始した成田市は、購入やレンタルした日から2年以内まで申請できるとのことです。このように購入だけではなく、レンタルなど利用しやすいような条件も含めて、実施に向けてぜひよろしく願いいたします。

次に、(2)帯状疱疹ワクチン接種の費用助成について伺います。先順位者への答弁で、帯状疱疹ワクチンの種類と効果を伺いました。私のところに市民から昨年12月頃、クリニックから帯状疱疹ワクチンを勧められたが高額だったと、調べたら自治体独自の費用助成を行っている市もあるようです。市川市においても費用助成をしてほしいとの声をいただきました。そこで何点か伺います。

帯状疱疹の特徴、また近隣自治体の取組状況を伺うとともに、どのような背景があって費用助成を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

帯状疱疹は、水膨れを伴う赤い斑点が帯状に広がる病気です。強い痛みを伴うことが多く、50歳以上では長期間にわたり痛みが続くことがあります。ワクチンの接種費用についてです。帯状疱疹ワクチンは、不活化ワクチンと生ワクチンの2種類があり、不活化ワクチンは1回につき約2万円、生ワクチンは約8,000円となります。近隣自治体の主な取組状況につきましては、千葉県では、いすみ市が市民や医師会からの要望を受けて実施しています。また、東京都では、文京区が高齢者に対する施策の充実を図るため実施していると伺っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。いすみ市は市民や医師会からの要望を受けて実施、文京区は高齢者に対する施策の充実を図るためということです。このように積極的な取組に大変感銘を受けます。特にいすみ市と文京区は、それぞれワクチンの種類が違うようですので助成の金額が違いますけれども、不活化と生ワクチンで接種費用が異なります。いすみ市や文京区の助成内容はどのようになっているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

いすみ市では、50歳以上の方を対象に、不活化ワクチンについて1人2回まで助成し、接種1回につき1万円を上限に、接種費用の2分の1を助成しています。文京区では、65歳以上の方を対象に、生ワクチンについて1人1回まで助成し、自己負担額4,000円を上回る接種費用について助成しています。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 それぞれの自治体の内容を伺いました。帯状疱疹は50歳代から80歳代まで約3人に1人発症し、特に帯状疱疹後の神経痛に悩まされる方は、発症した人の2割の方が3か月以上の痛みが続くと言われてい

ます。私の知人も半年以上、痛みに悩まされました。そのことによって仕事や生活に多大な影響がありました。また、コロナ禍の中、増加傾向にあるとも言われています。ワクチン接種は重症化予防による生活クオリティの低下を防ぎ、結果的に医療費の削減にもなります。先順位者への部長答弁で、定期接種化に向け対象年齢や安全性、費用対効果を審議していることから、市としては国の結果を踏まえて対応していくということです。国においては、3月14日の参議院予算委員会にて、公明党参議院議員が早期に定期接種できるよう質問、強く要望いたしました。国の動向もそうですが、いち早く英断したいすみ市や文京区のように、市川市においても市独自のワクチン接種助成を行うことにより、接種の後押しとなり、重症化予防につながります。ぜひとも早期に助成制度の導入を要望いたします。

次に、(3)多胎妊産婦と多胎児家庭への支援について伺います。2018年愛知県豊田市で母親が三つ子の次男を虐待死させた事件が発端となり、国は実態の把握とともに、支援の充実を各行政に推進しています。私は特に母親の心身の負担は大きく、手厚い支援が必要と強くお訴えし、今まで幾度となく質問、要望してまいりました。

そこで、アの本市における多胎児出生数の推移を伺います。また、要望していましたが多胎妊娠の妊婦健康診査の費用助成の拡充について、公明党代表質問において、健診費用の一部助成を14回から、多胎妊婦の場合19回まで拡充すること、また8月からの開始と伺いました。そこで、助成回数増に至った考えと今後の事業の進め方などの詳細を伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

家庭訪問などで把握している多胎児の出生数は、令和元年度52人、令和2年度57人、令和3年度58人です。また、令和3年度の妊婦健康診査において、公費受診の上限である14回全て利用した多胎妊婦の方は6人になっております。

次に、6月補正において、多胎妊婦の健康診査について、従来の14回から5回上乘せし、19回とした経緯についてです。多胎妊娠は母体への負担が大きく健診の頻度が高くなること、経済的な支援は受診を促すために有効なこと、多胎児が増加傾向にあることなどを踏まえ、増額補正したものです。なお、今年度は償還払いでの対応とし、次年度からは受診票の交付を行います。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 出生数は、令和元年52人、令和2年は57人、令和3年は58人と年々増加していることが分かりました。また、今年度は償還払いで、次年度からは19回分の受診票を交付するというを伺いました。身体的にも、また経済的にも安心できると思います。この点、大変にありがとうございました。

次に、イのふたご手帖の発行について伺います。初めての妊娠、喜びと不安が混じる中、多胎児妊娠となるどのような妊娠経過となるのか、どのような準備が必要か、前もっての情報がほしいとお声をいただきました。その際、双子支援に関わっていただいている方の情報で、ふたご手帖プロジェクトが発行するふたご手帖をお聞きし、取り寄せてみました。このようなふたご手帖で、そのほかにもふたご手帖記録ノートというのが2冊ついてきています。多胎児のお母さんと専門職、研究者が協力して作成したもので、妊娠編、出産から産褥期編、育児編、利用できる支援など大変分かりやすくまとまっております。2021年3月時点で約50以上の自治体が配付しております。本市においても配付できないのか、必要性とともに市の考えを伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

ふたご手帖は、多胎妊娠の経過や妊娠中の注意点などがイラストにより分かりやすく説明されているもので

す。手帳の配付につきましては、活用実績のある他市から情報収集を行い、検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。検討するというところで、この手帳は双子を妊娠したママへ先輩ママからのメッセージや双子あるある、あれこれなど経験者の声が直に掲載され、心身ともに準備ができ、母親がより安心できる冊子となっています。ぜひとも予算化していただき、本市においても、ふたご手帖の配付を強く要望いたします。全体で年に50人ちょっとでございますので、大きな金額ではないと思いますので、ぜひよろしく願います。

次に、ウの多胎妊産婦の情報取得、交流に対する支援と産後ケアについて伺います。多胎児をお持ちのお母様とお会いし、様々声を伺いました。妊娠中は、様々なマイナートラブル、動悸、息切れ、坐骨神経痛など、お腹の子が無事か不安だったということです。また、産後の育児は待ったなしで、2人のおむつ交換とミルクを飲ませる繰り返しで、夜中の睡眠も十分に取れず、夫の2か月の育休中、昼寝をしたのは1回のみ、15分でした。メンタル的にも二、三か月はほとんど笑わない日々だった。子どものことをかわいいと思う余裕がなく、ひたすらやらなきやと思って動いていましたという切実な声でした。妊娠中に情報共有のために、多胎児の育児経験者家族との交流会や多胎児家庭の育児相談があると大変助かるとの声でした。市ではどのような取組を行っているのか伺います。

また、訪問型の産後ケアについても幾度か質問し、強く要望しておりました。宿泊型、デイサービス型、そして今回、訪問型と産後の母親のニーズに合わせた選択肢ができたことは大変評価いたします。公明党代表質問で概要を伺いました。さらに利用時間や内容を具体的に伺います。また、ほかの宿泊型やデイサービス型と併用できるのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

初めに、多胎妊産婦の情報共有などについてです。和洋女子大学が実施する多胎児支援事業について、母子保健相談窓口、アイティなどでチラシを配布し、周知しております。また、本市では、令和3年度に情報交換を目的に、多胎児とその保護者による交流会を実施いたしました。1歳未満の多胎児を持つ御家庭約50組に案内し、5組が参加しています。

次に、6月補正予算の訪問型産後ケア事業についてです。この事業は、助産師が自宅などを訪問し、子育てや心身の健康についての相談や育児に関する指導などを実施するもので、外出が難しい多胎児のいる御家庭などでも高い満足度につながると考えています。また、宿泊型や日帰り型の産後ケアとの併用も可能であり、利用日数は7日を上限とする予定です。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 訪問型産後ケアの件は分かりました。特に、多胎児家庭のように外出しづらい母親にとって、訪問型は大変有効です。助産師が訪問し、育児の指導や乳房のケアなど、心身のケアや相談など、様々な不安に対して対応していただける点、今後期待しておりますので、どうぞよろしく願います。

交流会は一度行っているようですが、本来、継続した支援、多胎児の育児経験者との交流会や相談支援等の開催について行うことが大切です。今後の市の取組について伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

昨年度実施した交流会の参加者数を踏まえますとニーズは高いものではありませんが、今後、家庭訪問や相談などの保健活動を進める中で、多胎児家庭が望む支援を把握するとともに、ニーズの推移を見守ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 継続しての交流会は、今後のニーズの推移を把握したいということです。本市は、先ほど伺った包括協定を結んでいる和洋女子大学看護学部看護学科の先生が講師となって、ツインファミリークラスを行っています。専門的な分野から様々なアドバイスをしていただくため、多くの方に知っていただきたいと思います。さらなる周知という面から、また、後ほど伺う産後家庭ホームヘルプサービス事業においても、多胎児の場合は利用期間や利用制限時間が延長されていますし、また、産後ドゥーラさんやヘルパーさんも希望によって2人体制も認められています。それぞれの分野の情報を多胎児支援についての項目で1つにまとめて発信することはできないのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

多胎児家庭が利用できる市のサービスなどについて、市民に分かりやすく周知できるよう、関係部署と連携してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ぜひよろしくお願いいたします。様々な情報があっても、1つになっていないと本当に分からないと思います。4月から不妊治療に対しての保険適用が開始されました。今後、多胎妊娠は増加すると思われる。先ほど部長の答弁で、交流会のニーズは決して高くないと言われていますが、もう少し現状をよく把握してほしいと思います。低体重児の集い、すくすく親子の会なども年数回ほど行っており、そこにも多胎児の御家族も来ているようです。また、先日は新井親子のつどいの広場では、「おいでよ！ふたごさん」などの集いも行ったようです。このように様々な多胎児家庭が参加する場もあります。こども政策部ともさらに連携をしていただき、切れ目ない支援をよろしくお願いいたします。今後もしっかり注視してまいります。

次の大項目に移ります。産後家庭ホームヘルプサービスについて伺います。

過去、何度か質問させていただき、2020年9月定例会では事業者が4社のみでしたが、質問、要望し、昨年3月から事業者の拡充として産後ドゥーラを入れていただき、現在12事業者が支援しております。核家族化が進む中で、近くに支援する御家族などがない場合、家事援助、育児支援などで母親が心身ともに休める大変重要なヘルプサービスです。施行から明日で12年目になると伺いました。その間、多胎児の御家族には、産後56日までの利用期間を1年に拡充していただくなど、少しずつ見直していることは理解しております。しかし、様々な生活様式も変化し、さらなる見直しが必要と思います。

そこでお聞きいたします。(1)利用時間や利用期間の拡充について。まずは利用者の推移を伺います。また、現在の利用時間が1回2時間ですが、特に外出支援の場合、2時間では短いとの声を伺いました。4時間までの幅を持たせた利用時間にできないのか伺います。

また、利用期間が現在生後56日までとなっています。その理由を伺います。また、何回か要望していますが、せめて首が安定する90日まで延長できないのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

産後家庭ホームヘルプサービスは、出産後56日までの支援の必要な家庭を対象にヘルパーを派遣して、子育てや家事、兄弟の世話など、日常生活に対する支援を行うものでございます。利用者の推移につきましては、令和元年度が146人、令和2年度が73人、令和3年度が140人となっております。なお、令和2年度は、コロナウイルス感染の不安などの影響から利用者数が半減したものと考えております。このサービスを利用できる時間は、家事や育児への支援に必要な時間として、1回2時間以内、1日2回までとしております。これを外出支援等のために2回連続して4時間までとすることにつきましては、利用者のニーズやサービスを提供している事業者の状況などを確認しながら、今後検討してまいります。

また、利用期間につきましては、保育園の入園が可能となる日の前日であります産後56日までとしておりますが、利用者へのアンケートでも期間延長を希望する声が多いことから、今後90日程度まで延長が可能かを検討してまいります。なお、多胎児の場合は、議員おっしゃるとおり、令和2年度より出産後1年まで拡大しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 利用者アンケートでも利用期間の延長を希望する声が多いと伺いました。どのようなお声があったのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

アンケートにつきましては、令和3年10月にサービスを利用した方と、申込みだけで実際に利用されなかった方を対象に実施いたしました。産後57日以降も利用を希望しますかという質問に対しましては、希望すると答えた人の割合は、利用された方が約85%、利用されなかった方が約60%となっております。特に利用された方からは、大変なときにとても助かったという感謝の声をいただくとともに、もう少し育児に慣れるまで利用したかったという声が多くありました。また、利用されなかった方からは、利用期間がもう少し長ければ利用してみたかったという声を複数いただいたところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 アンケートの結果として、利用した人は、もう少し育児に慣れるまで利用したかった、利用しなかった方のアンケートでは、利用期間がもう少し長ければ利用してみたかったということがかなり多くあったということが分かりました。期間延長を望む声が多いということは、ぜひとも利用時間、利用期間を早期に拡充していくことが大事なことだと思っておりますので、様々形態も変わってきていますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、(2)夫がリモートでの在宅の場合は利用できますが、夫が育児中のときもサービスを利用できるのか、また多胎児の場合、1人が退院した場合に利用できるのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

父親がこのサービスを利用する際の要件といたしましては、母親が体調不良等により入院または療養を必要としており、家事や育児を行う人がほかにいない場合であります。したがって、父親が育児休業中であり、母親が休養を取るため家事や育児を行う人がほかにいなければ利用することが可能であります。

次に、多胎児の場合につきましては、生まれたお子さんの退院日から利用可能としておりますことから、1人が退院した日からサービスを利用していただけます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 父親の育休中でも母親の休養などのために使うことができる、また、多胎児の場合1人でも退院すれば使えるということを伺いました。母親の休養は自己申告で可能ということで理解しましたが、この辺の条件を知っていない母親もいらっしゃると思います。申請時に丁寧な説明をしていただいで、より利用しやすいようによろしく願いいたします。

次に、多胎児の母親からのお声ですが、産後も申請はできるのですが、待たなしで自分の体のケア、育児、家事、生活に追われ申請する余裕がなかったということです。もっと前から申請したかったということでした。

そこで、(3)出産予定日8週前から申請可能であるが、特に多胎児の場合、管理入院や早産になりやすいため、もっと前から申請できないのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

サービスの利用に必要な申請手続といたしましては、まず市へ申込みをしていただき、利用が決定した後、利用者が事業者と直接連絡を取り、派遣日時とサービス内容を決定することとなります。利用者と事業者が出産予定日の8週以上前から契約を行う場合、不確実な日程で予約を取ることになり、キャンセルや変更が多発して、必要な人にサービスが提供できない事態を招いてしまうおそれがございます。しかしながら、市への申込みと利用決定の手続につきましては、早期の受付に伴う不都合は生じないことから、この手続だけでも早くから行うことができるかどうかを今後検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。手続だけでも早くできるか検討するというので、これはできることじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

今回、何点か見直しについて質問いたしました。本市において、12年前から産後家庭ホームヘルプサービス事業が行われたことは大変評価いたします。現在はさらに核家族化が進み、面倒を見る祖父母も今は働いている方も多く、様々な社会状況の変化もある中、今後、産後家庭ホームヘルプサービス事業がより充実した事業になるように、母親と事業者のお声を担当者は定期的にお聞きし、発展的な見直しをよろしく願いいたします。

次の大項目に移ります。男性個室トイレに尿漏れパッドを処理するためのサンタリーボックスを設置できないかについて。

サンタリーボックスとは汚物入れのことです。女性用トイレや多目的トイレには設置されていますが、男性用トイレにはほとんど設置されていないと思います。前立腺がんや膀胱がんなどの疾患により、尿漏れパッドを使用している方が安心して外出できるように、必要性が問われるようになっていきます。まずは、公共施設にサンタリーボックスを設置できないのか伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

サンタリーボックスは、御指摘のように膀胱がんの影響や加齢により尿漏れパッドを手放せない方や、性的マイノリティーへの配慮から男性用トイレに設置するケースが増えております。本市では、第1庁舎及び第2庁舎の全ての男性用個室トイレ及び多目的トイレにサンタリーボックスを設置しております。一方、行徳支所や大柏出張所、図書館や公民館などについては、多目的トイレがある場合に限り設置しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。調べていただいた結果、第1・第2庁舎には、各男子トイレ個室に設置されていることが分かりました。しかし、何も表示されておらず、職員もよく分からなかったようです。今年度5月から埼玉県八潮市では33か所の公共施設に設置しており、ボックスの真上の壁に、病気等で尿漏れパッドを使用している方のためにサンタリーボックスを設置しました。ペーパーに包んで捨てていただけるよう御協力をお願いしますと表示されています。文言は様々あると思いますが、表示の工夫をしていただきたいこと、また今後、未設置の公共施設に対する対応を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

今後は、男性用トイレの個室にサンタリーボックスが設置されている旨を表示するほか、ごみ箱と誤解されないよう、その用途についても周知を図ってまいります。未設置施設への対応については、関係部署と調整を図り、できる限り早期の設置を目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。早期に設置を目指すということですので、ぜひよろしく願いいたします。

最後の項目に移ります。次に、本八幡駅、市役所第1庁舎、第2庁舎を回る循環バスの運行について伺います。

市民からは、第2庁舎の駐車場が時々満車になり困る、特に雨の日にはコルトン通りまで車が渋滞し危険との声とともに、第1庁舎と第2庁舎の機能が分かれているため、循環バスが必要との声を伺っています。以前実施していた第1庁舎、第2庁舎、本八幡駅を循環するバスを利便性向上のため、再度運行することはできないのか伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

循環バスの運行については、平成29年5月、旧本庁舎の機能が仮本庁舎に移転したことに伴い、庁舎とJR本八幡駅とを往復するバスの運行を開始いたしました。以降、仮本庁舎としての機能が終わる令和2年12月末まで、年間約1,500万円の委託料により運行したところでございます。令和3年1月の第1庁舎のフルオープン以降は、庁舎移転を知らずに第2庁舎に来庁される方などを想定し、同年5月まで第1庁舎と第2庁舎の間でバスを運行しましたが、1便当たりの利用者は1人程度となっております。

そこで、こうしたバスの再運行についてです。行政の機能が第1庁舎と第2庁舎とに分かれており、来庁者の視点から、最寄り駅と庁舎等を結ぶバスの運行の必要性を認識しております。一方、利用状況などを予測し、運行の頻度や使用車両の大きさなど、事前の調査や検討も重要と考えております。関係部署をはじめ、民間のバス会社やタクシー会社などからも広く意見を聞き、実情に沿った運行を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 バスの運行の必要性は認識していること、バス会社や大型タクシー会社とも様々な調査をして検討するという事を伺いました。第2庁舎には生活支援課があります。どちらかというと高齢者の方が多く、また、隣接して社会福祉協議会や勤労福祉センターなどもあり、運行できれば大変市民は助かります。ぜひ早急に進めていただきたいことを強く要望いたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 中町けい議員。

○中町けい議員 会派市民の声の中町けいでございます。会派所属議員は、つちや正順議員でございます。これからも市政に市民の声を届け、政策として形にしていけるように、最終年度の任期を全うしてまいります。

また、田中市長におかれましては、就任おめでとうでございます。市長が所信で掲げておられます市民目線、現場主義を私も今まで以上に実践し、共に市政の発展に努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。大項目、ひょうによる被害についてになります。

今回のひょうの被害において、農作物や公共施設、住宅などの建物、車、街灯など被害が多岐にわたっているかと思いますが、先順位者の答弁で把握したところは割愛しながら質問させていただきます。

1番、被害状況について、こちらについては先順位者の答弁で把握できましたので、答弁は結構でございます。現時点では、保険を使われる方が主に罹災証明書を発行されていると思っておりますので、実際の被害の状況の把握が難しいと思っておりますが、また進捗が分かりましたら共有いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、農家への支援についてになります。こちらにつきましても、先順位者の答弁で把握ができましたので答弁は結構ですが、私の意見をお伝えさせていただきます。ひょうが降った翌日に自治会の集まりがありまして、そのときに農家さんがひょうで売り物にならなくなった野菜を自治会の皆さんに分けてくださり、露地栽培でも被害があったお話や、梨に至っては、知り合いの農家さんに被害状況についてヒアリングをしたところ、地域差もあるようですが、特に贈答用の梨への影響が大きいのではないかとおっしゃってございました。被害当時の梨の成長としては、二、三センチだったそうですが、今後収穫した際にどのような影響があるのか心配だとおっしゃってございました。贈答用の梨に傷などの影響が発生すると、農家さんの収益に大きな影響が発生しますので、味に問題がなく、きずものや訳ありとして販売が可能な場合には、どのような販路を確保するかという問題が生じるかと思っております。

そこで、農家さんのそれぞれのお考えもあるとは思いますが、例えばふるさと納税で訳ありとして出荷もできるように、ぜひ市川市としてもバックアップできる体制を今からでも整えていただきたいと思います。参考までに、ふるさと納税サイトで訳あり梨と検索してみたところ、5キロ、規格外家庭用、1万円前後の価格帯で掲載をしていました。予想以上にもし反響が高ければ、ふるさと納税で御支援いただいた源泉を基に、被害に遭った農家さんへの支援につながるかもしれませんし、なるべく付加価値をつけて販売できる販路について部署を越えて、ぜひプロジェクトとして考えていただき、全力で支援に当たっていただきたいと思います。市川市としてできる支援を行った上で、さらに県や国にも要望していただきますようお願いしまして、次に進みます。

3番、見舞金による支援についてになります。住宅の中には、火災保険で賄われるケースもあるかと思いますが、ひょうなどの風水害は対象外であったり、雨どいやガラスの損傷の場合は足場を組まなければならない、高額な修理費が必要なケースもあると聞いています。そこで、今回被害に遭った方に対する見舞金の支援についてお尋ねいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

被災された世帯への支援として、災害見舞金品の支給を実施しております。これは災害見舞金品支給規則に基づくもので、対象は居住のために使用している建物、つまり住家について、半壊以上の被害を受けた場合に見舞金品を支給するものです。半壊とは、住家の建物の損害割合の20%以上30%未満のものとなっております、被災の程



度につきましては、罹災証明書の交付申請に基づいて世帯ごとに判定します。

なお、今回のひょうにより多くの被害の見られる自動車やカーポートなどの損壊は住家に含まれないため対象外となります。現在のところ、ひょうにより半壊以上の被害を受けた住家の情報はございません。

また、半壊の場合の見舞金額は1世帯3万円、見舞品は毛布1人1枚であります。あわせて、日本赤十字社及び共同募金会からも見舞金や支援物資の支給もございます。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 本来、半壊以上が要件ということで非常に難しい判断だとは思いますが。実は私自身も3年前の台風15号の際には風水害の経験があり、そのときに特例として、一部損壊でも御支援をいただいたことを今でもとても感謝しております。今回のような被害は、時間が経過してしまいますとだんだん風化しがちですが、被害者の方にとってはどうすることもできなかった被害ですので、市民に寄り添う気持ちを持って、何かしらの支援について前向きに御検討をお願いしまして、このテーマの質問は終了いたします。

次に、大項目、いちかわ市民キャンプ場についてになります。

これまでのコロナの影響で、密を避けながら楽しめるキャンプがブームになっているそうです。利用者の中には、キャンプの翌日にディズニーランドに遊びに行く御家族がいたり、同じ柏井町の法典の湯を利用される方がいたり、キャンプ以外にも楽しみを見つけて利用されているそうです。

そこで、市民キャンプ場を通して市川市北部の自然を満喫してもらおうなど、市内外の方にさらなる魅力を広め、本市のシティセールスとしても、今後さらに広まってほしいという期待を込めて質問させていただきます。

1番、利用状況及び人数制限の解除についてになります。まず、コロナ前からの平均利用人数についてお伺いします。あわせて、現在1日5組までと制限がされているそうですが、人数制限の解除のめどについてもお伺いいたします。

**○松永修巳議長** 森田文化スポーツ部長。

**○森田敏裕文化スポーツ部長** お答えいたします。

いちかわ市民キャンプ場は、青少年団体の活動の場として、昭和63年に青少年の森キャンプ場として開設されました。無料で利用することができる施設であり、開設当初は夏期期間中のみの開場でしたが、市民からの要望を受け、平成11年度より年末年始を除いての通年開場となっております。利用者につきましては、主に家族やグループ、青少年団体のボーイスカウトやガールスカウトの方々などに利用されております。また、最近ではソロキャンプで利用する方も増え、豊かな緑に囲まれた環境の中で、自炊、自然体験、読書などの野外活動が行われております。近年の利用者数につきましては、コロナ禍前は年間約3,000人でありましたが、令和2年度は約1,400人、令和3年度は約700人でありました。これは新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による利用制限、また、コロナ禍の影響による市民の生活意識の変化や行動範囲の抑制のため減少したものと考えております。今年度につきましては、5月末までの2か月で約400人の方に利用いただいております。

次に、コロナ禍における利用制限につきましては、3密を避けるための人数制限を行っているほか、接触機会を減らす観点から、テントや炊事用具の貸出しを中止しております。なお、近隣市等においても、浦安市や江戸川区などのキャンプ場において、本市と同様に利用者数を通常時未満に制限している状況でございます。今後の利用制限の解除につきましては、本市の新規感染者数の推移など、感染状況を注視しつつ、段階的な制限緩和など、慎重に判断し、対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 現在のキャンプブームの影響でソロキャンプの利用が増えているそうです。何度か私も現地に足を運びましたが、ソロキャンプの方を拝見しております。これから夏にかけて、さらに需要のピークになると思いますが、現状5組までですと、ソロキャンプの方と重なる場合にグループの予約が取りづらい状況になってしまうのではないかなと思います。組数が多いと窯や炊事場が密になりやすい状況が発生するかもしれませんが、時間を分けて使用するなどしていただきまして、なるべく組数の限定は撤廃し、50名の最大利用人数にするなど対応していただけると、もっと効率よく幅広い方々に御利用していただけるとと思いますので、ぜひ御検討よろしくをお願いいたします。

次に、キャンプ場に関連しまして、キャンプ場までの案内看板について再質問いたします。柏井町地区でもキャンプ場の案内看板を幾つか見かけるんですけども、看板自体が小さくて見づらいという点と、現状の案内看板ですと、いちかわ市民キャンプ場の文字と矢印のみという、ちょっとざっくりした表示なんですけど、例えばこの先何kmとか何百mとか、もっと分かりやすいほうが丁寧であると思います。実際、私自身もキャンプ場手前の看板を見ても、右折なのか、直進なのか、分かりづらかったために、直進して間違えたこともあったりしまして、ここを右折、その先は左折ですとか、もう少し分かりやすいようにしたほうがよろしいと思いますが、御見解をお伺いします。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

キャンプ場に通じる道路案内表示につきましては、キャンプ場北側と南側の2つの進入路の周辺の計5か所に設置しております。御指摘のとおり、利用者から分かりづらいたの御意見もありますことから、看板の大きさや個数など、利用者により分かりやすくなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひよろしくをお願いいたします。市川市民キャンプ場は、自然を体験できる貴重なキャンプ場で、一度足を運んでいただけますと、本当にとってもよいところだと実感していただけたと思います。市内外からも利用者が多いので、利用者に向けてもっと分かりやすい看板に変更していただけますようよろしくお願いいたします。

次に、2番、トイレ及び施設改修についてお尋ねいたします。キャンプ場の簡易トイレについてなんですが、私も実際現地調査で訪れた際には、日頃からスタッフの方が維持管理をされているため大変きれいでしたけれども、ピーク時には多くの方が利用するとともに、夜は豆電球の中で使用しているために虫なども入り込んできやすかったり、女性や子ども目線で考えた際には、少しどうなのかなというふうに疑問に思いました。また、私が以前、市川青年会議所に所属をしていたときに、夏場に1泊2日で20人ぐらいの子どもたちとともにキャンプをする事業がありまして、夜に子どもたちがトイレを利用する際に、汚れていたり、虫が怖いという理由で子どもたちが嫌がってしまい、近隣のコンビニエンスストアのトイレまで車で乗せていったこともありました。

そこで、今後トイレの改修については何か検討されているのかお尋ねいたします。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

現在、キャンプ場のトイレはくみ取り式の簡易型トイレを7基設置しており、その内訳といたしましては、男性用が3基、女性用が4基となっております。なお、そのうち女性用の1基につきましては、利用者からの要望等により、鏡台と化粧台の機能を備えたトイレを令和元年度に追加設置したものでございます。また、トイレの

管理につきましては、開場前の清掃と定期的なくみ取りを行い、衛生管理に努めております。

しかしながら、キャンプ場の一部の利用者からは、トイレをよりきれいにしてほしいとの声もいただいております。また最近では、キャンプ場の利用者だけでなく、周辺を散策する市民の利用者などからも同様の声をいただいております。トイレの環境改善の必要性は認識しているところでございます。これらのことから、トイレの整備に係る条件等を整理し、皆様が快適に利用できる環境整備について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 現在の簡易トイレの位置に仮にトイレを新設するとなりますと、下水の整備などの問題もあり、大がかりな工事になると思いますので、例えば管理棟のトイレを改修して、一般の方にも利用できるように工夫をいただいたり、環境整備について一度御検討をよろしくをお願いいたします。

また、もう1点再質問でお尋ねしたいのですが、キャンプ場の奥に炊事場がありまして、さらにその奥がキャンプエリアになっていると思います。キャンプエリアから手前のトイレまで100m以上ちょっと距離が離れているかと思うんですけども、仮に子どもが夜にトイレに行く際は、大人と一緒に歩いてトイレまで行くとしても、足元などが相当暗いという印象があるんですけども、キャンプエリアからトイレまでの動線上に何かしらの明かりがあったほうが安全だと思うんですが、このような改修については何か考えているのかお伺いします。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

いちかわ市民キャンプ場は、自然の暗さや星空を満喫できることも魅力の一つであり、照明の設置につきましては必要最低限のものとなっております。このことから、御指摘のとおり、テントサイトからトイレまでの夜間の移動につきましては、暗い中を歩いて移動している状況となっております。このたび御意見をいただきましたので、改めて現地の状況や利用者の声を確認し、自然の暗さ等を体感できる環境を残しつつ、利用者が安心してトイレまで移動できるよう、足元を照らす照度の低い照明を設置するなどの対応を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひ御検討よろしく申し上げます。利用者がけがや事故のないように、安心して利用できる環境の整備をお願いします。また、いちかわ市民キャンプ場を広報でももっと取り扱っていただき、市内外の方へ市川の魅力として周知を広めていただきますよう重ねてお願いしまして、このテーマの質問は終了いたします。

次に、大項目、教育・保育施設等における安全管理についてになります。

令和3年6月18日、内閣府子ども・子育て本部の公表データによりますと、2020年に全国の保育園等で発生した死亡事故では、ゼロ歳から4歳児の5人の死亡が確認されています。内訳は、食べ物による窒息事故が3人、乳幼児突然死症候群が1人、原因不明が1人となっています。事故が発生した場所は、認定こども園で2人、認可保育園で1人、認可外保育園施設で2人だそうです。死亡者数は前年より1人減少しているものの、重大事故の報告件数は2,015件で、前年より271件増加しております。本市としても、待機児童解消のために、ここ数年の間で相当数の保育園の増園を行ってきた中で、今後は安全管理や安全教育についての質を向上し、日頃から重大事故の防止に努めなければならないと考えます。

そこで順番に質問させていただきます。1番、事故の発生状況及び事故の報告制度についてになります。教育・保育施設等における事故の発生内容や件数について、また、施設から市に対する報告の制度について、どのようになっているのかお尋ねします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

初めに、事故の発生状況についてであります。死亡事故や30日以上の治療を要する事故であります重大事故の昨年度の発生件数につきましては、私立保育施設で骨折により30日以上の治療を要した事故が1件、公立保育園ではございませんでした。また、重大事故には該当いたしません。昨年度、公立保育園21園において発生しました医療機関を受診した事故の総件数は合計89件で、主な内容は、打撲が54件、切り傷等が18件となっております。

次に、事故が発生した際の保育施設から市への報告制度につきましては、国の通知によりまして報告制度が定められており、対象と思われる重大事故が発生した際は、指定の様式により、原則として事故発生当日に第一報を行うこととなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。今の御答弁を要約しますと、事故の報告制度については、30日以上の治療が必要な重大事故についてのみの報告対象とのことで、それ以下の事故については、市は把握しづらいこととなります。全国統一の内容だそうですが、果たして、そのような報告制度で園児の安全が守れるのかという疑問と、30日以上ではなく、もっと短い、期間を短縮するべきだと私は思います。また、小規模保育園以外は基本的には県の認可だと思いますが、県が県内全ての施設を歩き回り、安全を管理できるわけではないと思います。

そこで再質問になりますが、安全管理における指導や監査については、千葉県とはどのような連携をしているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育所及び認定こども園の設置認可は千葉県が行っており、施設や設備などの安全確認を行う指導監査につきましても、主に県が実施することとなっております。本市におきましては、子ども・子育て支援法の確認制度に基づく指導監査の権限があることから、県が定期的に保育施設に出向いて監査を実施する際に同行するなど、県と市が連携して施設の安全確認を行っております。また、小規模保育事業所などの地域型保育事業は、市町村が設置認可を行うことから、これらの施設に対する指導監査は本市が単独で行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 県と同行されて施設の安全確認はされているということは理解しましたが、まだ分からない点がありますので、続けて再質問させていただきます。都心近郊では、特に保育士不足の中で人手不足による保育の質の低下が考えられます。例えば事故が発生した際の状況として、人手不足だったということが事故の要因にもつながるケースもあると思いますし、年間を通じて施設内での人員の入れ替わり等もあると思います。

そこで、必要な資格保有者の人員が実際の現場で足りているのかという人員の管理の確認や担保はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

各施設の職員の配置状況につきましては、主に2つの方法により確認を行っております。1点目は、保育士等の職員名簿により確認をするもので、具体的には、毎月の保育園運営費の支給に当たって、各施設よりその月の1日現在の職員の配置状況を記載した名簿を提出させることになっており、この名簿により、保育士等の数が配

置基準を満たしているかを審査しております。また、保育士等の資格確認につきましては、資格者証の写しの提出を求めているほか、全職員について、雇用形態や勤務時間、役職といった細かな情報の報告を求め、各職員の資格と配置が適正なものになっているか確認を行っております。

2点目といたしましては、本市職員が定期的に保育施設に出向いて実施する指導監査におきまして、立入り当日に提出された職員名簿の内容と実際の職員の配置状況に相違がないか確認を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 職員名簿の提出と年1回程度の立入検査の2点の方法で担保しているということで理解しました。人員不足は、特に重大事故を招く要因にもつながりますので、認可外保育園も含めて、日頃から適切な人員が確保されているかという部分に関しては、特に目を光らせて対応していただきますようお願いいたします。

次に、2番、安全管理マニュアルについてお尋ねします。睡眠時の呼吸停止、プールや水遊び中の溺水、給食中の誤嚥事故、園内外の遊具や園外活動中の事故など、特に子どもの死亡事故や重大事故に発展するケースがあります。そこで、安全管理マニュアルについては、全ての施設に対してどのように定め、共有をして、どのような頻度でアップデートしているのかお尋ねいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例では、各施設に対して、事故が発生した場合の対応や事故発生の防止のためのマニュアルの整備のほか、職員に対する定期的な研修実施を義務づけております。また、各施設の取組状況につきましては、定期的にも実施する指導監査において確認しております。各施設がマニュアルを整備する際には、保育所保育指針のほか、国が策定しました教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインなどを参照することとなっており、このガイドラインでは、例えば睡眠中の事故防止について詳しい対応方針が記載されております。

このほかにも、プール活動についてはプールの安全標準指針、食事時の事故防止では保育所における食事の提供ガイドライン、園外保育については保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項など、国からは具体的な状況に対応した個別のガイドラインや通知が出されており、これらを参照した上で、各施設はそれぞれの活動に対応した安全管理マニュアルを整備していくこととなっております。

なお、これらのガイドラインが改定される際は、速やかに周知を行い、保育施設等に安全管理マニュアルを改めるよう求めています。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 国が策定をした教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインというものを実は私もインターネット上で拝見していますが、6年前の平成28年に策定されたものを参照しているかと思います。その他のガイドラインももっと年数が古いものを参照していると思われる。毎年のように、全国の保育園における死亡事故が発生し、そのような事例を基に安全管理について、市独自でももっとアップデートしていかなければならないと考えます。

そこで再質問になりますが、本年4月に広島市の保育園に通う5歳の男の子が保育中に亡くなり、近くの川で死亡した事案がありました。広島市では、出入口以外のフェンスや植え込みなどに簡単に出入りできないところがなく、緊急点検を要請したそうです。施設の建物が古い場合、その構造に問題があるケースや複数のお迎えの際に抜け出してしまう懸念もあるのですが、本市では、このような事例を踏まえ、どのような対策や指導をしているのか

お尋ねいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

施設の出入口やフェンスなど設備の安全対策につきましても、県と連携して実施する指導監査の際に確認を行っております。それ以外にも、保護者より送り迎えの際の職員体制や門扉の施錠状況などについて御指摘や御意見があった場合は、施設に連絡や訪問を行い、速やかに対応するよう指導を行っております。さらに、国から具体的な対策の要請や注意喚起の通知があった場合には、直ちに各施設への情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 重大事故が発生してからでは、子どもの命や御家族の悲しみは取り返しがつきませんので、くれぐれも重大事故を招かないようにするために、国のマニュアル頼みだけではなく、県や市が主導となり、常に安全管理のアップデートを行いながら、市内の園に落とし込んでいき、園児の命を守る体制を築いていく必要があると考えます。ヒヤリ・ハットという言葉があるそうですが、大きな事故やけがに至らなかったものの、事故になっていた可能性のある一歩手前の出来事のことだそうです。労働災害におけるハインリッヒの法則によりますと、重大事故が1件発生する背後には29件の軽傷の事故があり、さらにその背景には300件のヒヤリ・ハットがあるとされており、1つの事故の背景には、様々な要因が含まれており、ヒヤリ・ハットの事例を多くの施設で共有し、安全管理のマニュアルも随時アップデートし、本市が施設とのハブとなり、これからもしっかりと安全管理に努めていただくことをお願いしまして、この項目の質問は終了いたします。

続きまして、大項目、保育施設等の給食についてになります。

1番、食材費の値上げによる影響について。原材料価格の高騰を受けて、次々に食料品が値上げとなっております。帝国データバンクの調査によりますと、上場する食品主要メーカー105社における2022年以降の価格改定計画を調査したところ、約8,000品目以上で値上げの計画があり、このうち5割以上の4,770品目では5月までに値上げをした一方で、6月以降も3,615品目で値上げが行われる見通しとなっております、値上げ額は平均1割だそうです。食料品価格高騰への対策では、今回補正予算では、学校給食費負担軽減事業として、公立小中学校における賄材料費が計上されております。子どもたちの発達を考える上で、給食の質が下がらないように食材費の一部として補助することは欠かせないことだと思います。しかし、この問題は保育園や幼稚園の給食においても同様だと思います。今回は公立の小中学校のみとなっているようですが、今後の保育施設等の給食における食料品の値上げの影響については、どのように考え対応されていくのかお尋ねいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

昨今の食料品の値上げにつきましては、保育施設等においても影響があると認識しております。この値上げへの対応についてであります。私立保育施設におきましては、値上げに対する補助等について、国、県の動向や保育施設の状況を確認しながら適切に支援することができるよう、対応策の検討を進めてまいります。また、公立保育園につきましては、現時点では食料品値上げの影響は顕著には出ておりませんが、この状況が長期化する場合も予想されることから、適宜対応を図っていく予定であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 お隣の浦安市での6月定例会の補正予算では、市立保育園、私立保育園ともに給食賄材料費の物価高騰分の給食費臨時補助金として計上がされているそうです。6月以降、さらに広範囲で値上げになるのは

既に分かっていることですので、この影響がいつまで続くのか見通しは分かりませんが、早急な対応をお願いいたします。税の公平性という観点からも、私立、公立分けずに、全ての保育園や幼稚園の施設においても、賄材料費の補助を実施するべきだと私は考えます。一番大切なことは、食品の高騰によって給食の質の低下が起こり、園児の発達に影響を来したり、しわ寄せがいかないように、子どもたちにとっておいしく楽しい給食であり続けられるようお願いしまして、このテーマの質問は終了いたします。

続きまして、大項目、大規模解体工事における問題についてお尋ねいたします。

今回は事例として、私の実体験とともに、ほかにも同様の大規模解体工事の問題で不安に思う方や困っている方がいるかもしれないと思い、質問させていただきます。

1番、解体工事における指導及び説明会の実施についてになります。柏井町1丁目に株式会社淀川製鋼所に関連する団地が10棟あります。ここはヨドコウ団地と称され、昭和40年代に建設され、以前から老朽化が見受けられていましたが、今年の2月には近隣に新しく社員寮が建設されたことから解体工事が決定したそうです。私もこの当該団地から数えて3軒隣に住んでいるため、近隣住民の方々同様に、解体の時期や跡地はなるんだらうかと関心がありました。そこで、本年5月21日に、4日後の5月25日から2023年、来年3月31日までにかけて5階建ての団地や单身寮の約10棟が解体されると、事業者がA4用紙1枚の書面を持って説明に回ってきました。ヨドコウ団地については大変敷地が広く、解体規模も大きいので、しっかり説明会を開いたほうがいいのではないですかと伝えましたが、実施されることはありませんでした。

そこで質問しますが、一定の要件を超える建物の大規模解体工事における指導や説明会の実施について、本市としてはどのように対応しているのかお尋ねします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市における建物の解体工事に対する指導等につきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律——以降、建設リサイクル法とさせていただきますが——並びに騒音規制法、振動規制法及び市川市環境保全条例に基づき行っております。まず、建設リサイクル法では、分別解体や再資源化等の実施義務、工事現場の標識の設置及び工事着手の7日前までに届出をする義務などについて規定されており、解体工事において市民から相談を受けた場合には、市の職員が現地確認をした上で、適切に工事がなされるよう指導や助言を行っております。

次に、騒音規制法などでは、建物等の解体工事において、騒音及び振動の防止の観点から、主にバックホーやブレイカーなどの重機を使用する作業、いわゆる特定建設作業については、当該作業を実施する7日前までに市へ届け出ることを規定しております。

なお、本市では、市川市特定建設作業の実施に関する指導要綱に基づき、工事施工者等に対して近隣説明を実施するよう周知、指導しておりますが、説明方法については特に定めがありません。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 一定規模の解体時における説明会の義務化についての明記事項がないことが、現状少しおかしいのではないかと考えております。同一敷地内で5階建ての団地が10棟も解体されるのと、一般の解体工事と同じ規定で運用していたら、今後問題が生じ、市民から説明会の要望があった際に対応できなくなる懸念があります。

そこで再質問させていただきますが、一定規模の解体時にも説明会の義務化がないのは、紛争やトラブルの原因につながるおそれがあると思いますので、その点について条例等をつくるか、既存の条例等を改正したほうが

よいと考えますが、本市の見解についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 解体工事に伴い、工事内容に関する事前の説明不足がきっかけとなり、近隣住民からの苦情につながる可能性もございます。解体工事における苦情や紛争を未然に防止するため、大阪府吹田市や東京都狛江市などでは、一定規模以上の解体工事において、条例による説明会の実施を義務づけております。

本市におきましては、市川市特定建設作業の実施に関する指導要綱に基づき、工事施工者等に対し、特定建設作業の場所の周辺の少なくとも30mの範囲について、近隣説明を行うよう周知、指導をしております。今後、事前の説明不足による紛争を防止するため、説明方法を要綱に具体的に明示するなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひよろしくお伺いいたします。近隣住民としては、解体することに反対ではなく、プロセスや万が一の責任問題なども踏まえて、丁寧な説明を実施してほしいと考えております。私も直接事業者と、その後、話をしましたが、市川市からは解体における説明会を実施しなければいけないという指導はされていないとのことでしたので、説明会は今後も考えていないという回答でした。現状の運用ですと、解体事業者にとっては説明会の義務化がないのでやりやすく、住民にとっては不利な運用に感じてしまいます。今後も市内では老朽化したマンションなどの解体工事も考えられることから、将来を見越して、ぜひ一定規模の大規模解体工事の際の説明会の義務化については、条例等の整備について要望いたします。

次に、2番、大規模解体工事におけるアスベスト飛散対策の指導についてになります。大気汚染防止法の一部を改正する法律が2021年4月1日より施行されました。さらに、2022年4月からは、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、アスベスト調査結果を都道府県に報告することが義務化されました。実際に当該団地の解体工事における留意事項には、アスベスト含有建材レベル3や保湿剤レベル2、外壁素材等を含むと記載しておりました。アスベストによる健康被害は、吸い込んでから30年から50年と長い潜伏期間を経て発症するようで、目に見えないほど細かい上に発症が遅く、何十年か後に発症しても責任の所在が曖昧になります。このように、解体工事におけるアスベストの健康被害を守るために、市川市はどのような対策や指導を行っているのかお尋ねいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 大気汚染防止法では、アスベストのうち飛散性が高い吹きつけ材レベル1や耐火被覆材等レベル2について、除去工事14日前までの市への作業実施届の提出や作業中のアスベストの飛散を防止するための負圧隔離養生、薬液塗布などの作業基準遵守の義務が定められてまいりました。これに加え、令和3年4月1日からは、規制対象が成形板等レベル3を含む全てのアスベスト含有建材に拡大されるとともに、施工業者等に対し、着工前にアスベスト含有建材の使用有無を調査することや調査結果の記録保存等が義務づけられました。さらに、令和4年4月1日からは、一定規模以上の解体改修工事に係る事前調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、都道府県等にオンラインにて電子報告することが施工業者等に義務づけられております。これら大気汚染防止法による一連の規制強化により、解体工事におけるアスベスト飛散防止対策が図られ、市民の健康が保護されていると考えておりますことから、アスベスト対策に特化した市の条例は定めておりません。

本市におけるアスベスト対策としましては、大気汚染防止法に定められたアスベスト対策を徹底するために、解体現場の確認や施工業者等への指導を実施しております。具体的には、従来より吹きつけ材レベル1、耐火被覆材等レベル2の除去工事については、作業の14日前までに提出される作業実施届に関して、法律に基づく立入



検査を実施し、作業基準の遵守等の確認指導を行ってまいりました。また、未届けで作業が行われることがないよう、騒音規制法などにおける建設用重機の使用に関する届出に基づき、解体現場のパトロールを実施してまいりました。さらに、令和3年4月からは、大気汚染防止法改正を踏まえ、解体現場のパトロールを強化し、令和4年4月からは、石綿事前調査結果報告システムが運用されたことに合わせてパトロールの対象を拡大しております。今後も引き続き、立入検査やパトロールの実施により、アスベストによる市民の健康被害を防止するための事業者指導を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 法令にのっとりまして作業を行えば、アスベストは飛散しないという前提で考えられていると思いますが、私の知人にアスベスト工事業者の方がおりまして相談をしますと、実際の現場では、風が吹けば飛散もしますし、子どもが小さい場合は特に気をつけたほうがよいと聞きました。私も今2歳になる子どもがおりますし、近隣にもそのような御家庭の方が多くいらっしゃいます。また、解体現場には公園も2か所隣接しています。これから夏場で窓を開ける頻度も高くなりますし、最近の住宅は24時間換気システムが稼働していますので、非常に心配です。何十年もたってから発覚する健康被害は他人ごとではなく、市としてもしっかり記録を残していただき、紛争防止のために、一定要件を超えるアスベストを含む解体工事についても説明会の義務化など、条例等の整備に努めていただきますよう、こちら要望いたします。

次に、3番、柏井町1丁目社宅団地解体後の今後の計画についてお尋ねいたします。この件も引き続き、ヨドコウ団地についてお尋ねしますが、解体工事期間としては、書面には2023年3月31日までとされておりました。解体後の建築計画については、近隣住民は一切何も説明を聞いておりません。

そこで、ヨドコウ団地の解体後については、今後どのような計画なのか市は把握しているのでしょうか。また、団地の敷地と思われる中に一部、市川市が管理する道路やたんぼ公園や今島田公園なども含まれておりますが、今後、公園や道路がなくなる可能性はあるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 初めに、柏井町1丁目社宅団地の解体後跡地につきましては、現在本市では計画の把握はしておりません。

次に、団地内のたんぼ公園及び今島田公園の2つの公園につきましては、建設当時、団地の開発に伴い設置された公園で、法に基づく都市公園と位置づけられております。都市公園法では、廃止される都市公園に代わるべき都市公園の設置が規定されておりますことから、同規模程度の公園に移設される可能性はございますが、御質問のなくなることはないものと考えます。また、道路につきましても、公園同様に開発時に築造されたもので、その後、建築基準法の道路として位置づけられております。開発の計画により、現況の道路と配置等が変わる可能性はありますが、一般的には、新たな建築計画を行う際には必要となる道路が築造されると思われまます。今後、市に跡地利用の申請があった際には、市川市宅地開発条例の規定に基づき、近隣住民等に対して早い段階で丁寧な説明を行うよう指導してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひよろしくお願ひいたします。現時点では、今後の計画は市も把握していないとのことで理解しました。近隣住民も解体後の道路や公園などの環境が変わってしまうのではないかと大変心配しております。解体後に土地が売買され、所有者が変更することもあるでしょうし、どのような計画になるかは分かりませんが、建設時の説明についても近隣住民に丁寧に説明していただけますよう、指導をお願いいたしまして、この

項目の質問は終了いたします。

次に、大項目、最後になります。地域猫活動への支援についてになります。

田中市長の所信表明では、動物に対する考え方や殺処分ゼロを目指してまいりますと力強くおっしゃっておいりました。私もこれまで県内の動物愛護センターを視察し、動物の殺処分ゼロを達成するためには何が必要なのか考え、様々な方の御意見も伺いながら、議会でこれまで質問してまいりました。ぜひ、私どもの世代で動物の殺処分ゼロが達成されるように、私も協力させていただけたらと考えまして、質問に入らせていただきます。

1番、猫不妊等手術費助成事業の概要についてになります。こちらは先順位者の質問でおおむね理解しましたが、事業の内訳について、地域猫団体以外の個人のボランティアさんへの不妊等手術費の支援として、今回、何頭分を見込んでいるのかお尋ねいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市では、市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成に関する規則に基づき、3つの助成を行っております。1つ目は、不妊等手術費で、雄が1万1,000円、雌が1万6,500円を上限として助成しております。2つ目は、餌代などのランニングコストに対するもので、譲渡が成立した場合、地域猫活動団体へ1頭当たり3,000円を助成しております。3つ目は、ワクチン接種やウイルス検査費用で、譲渡が成立した場合、新たな里親に対し5,000円を上限として、費用の半額を助成しております。

このうち不妊等手術費について、今定例会で補正予算案を可決いただいたことから、今後、規則や要綱の改正を進め、8月頃を目途に助成の対象を個人で飼い主のいない猫のお世話などの活動をされている方に拡大します。個人への拡大分として100頭分を見込んでおり、1人当たりの頭数制限を設けず助成する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 集合住宅などに住まれている方など、これまで地域猫団体の登録要件が合わずに、保護猫活動をされていても地域猫団体にできない方がいましたので、今回、このように個人で活動していらっしゃる方々にとっても助成が認められたということは、一歩前進だと思います。ボランティアさんのお話によりますと、地域によっては10年以上の月日をかけて、ようやく地域猫も減っているというお話もお聞きしますが、やはり猫は繁殖力が高い動物なので、市とボランティアさんが一緒に協力をしていくことが欠かせないと思います。この件につきましては引き続きお願いしまして、次に進みます。

次に、2番、ウイルス検査や餌代等に関する支援についてになります。地域猫を捕獲し、不妊・去勢手術をした後は、引き続き地域猫として一代限りの命を全うするか、保護して新しい飼い主さんを見つける里親支援のどちらかになると思います。生まれて間もない小さな子猫の場合は別ですが、里親支援をしている場合に、どんな病気を持っているのか分からないので、例えば白血病の感染症検査や猫エイズの伝染病検査など、猫のウイルス検査を事前に行うのが一般的だと思います。地域猫であれば、一代限りの命を全うするまでの餌代、里親支援の場合は、室内での保護の場合はゲージや猫砂といった猫のトイレに欠かせない砂も必要で、それらのランニングコストもボランティアさんの皆さんは自費で賄っている方が多いと思います。現状では、ウイルス代や餌代に関する助成対象については、譲渡が成立した場合の条件つきということですが、ボランティアの方々は複数頭保護しているケースが多く、年間で考えますと負担が非常に高いと思われます。

そこで、ウイルス検査代や餌代の助成の拡大については、今後どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 餌代などのランニングコストやワクチン接種費用等につきましては、地域猫が里親に譲渡されるまでの間、地域猫活動団体において費用を負担していただいております。地域猫活動団体が負担する費用を軽減するため、市では、市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成に関する規則に基づく助成に加え、動物愛護活動支援などのために市民より寄附されたペット用品のうち、賞味期限が迫った餌を希望する団体へ配付しております。今後は、里親に譲渡されるまでの負担のさらなる軽減策について、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 以前、私が千葉県動物愛護センターに視察に行ったところ、保護猫については、白血病やエイズを持っている猫は別の部屋で保護されており、しっかり分けられておりました。それだけ保護することは、病気やウイルス検査もしっかり行うことが重要なんだと改めて認識しました。現在の運用ですと、譲渡が成立した後に、新しい里親さんにウイルス検査の補助がされる仕組みになっているようですが、保護した時点、または、譲渡会に出す時点で、その検査はもうボランティアさんが賄っているケースが多いと思いますので、制度としては見直しが必要だと思います。

また、譲渡成立が要件ですとハードルが高く、コロナ禍ではこれまで譲渡会自体が行われてこなかったという経緯がありますので、ぜひ今後予算を確保していただき、地域猫団体だけではなくて、個人のボランティアさんにも拡充をしていただきますよう、さらなる支援の要望をいたします。

また、ランニングコストの負担についても、特に一代限りの地域猫として見守っていく場合でも、ずっと餌代が発生しますので相当な負担だと思います。行政としてもできること、できないこと、あると思いますが、動物行政の問題として、ボランティアさんが問題解決に貢献していることは間違いないと思いますので、ぜひ負担の軽減にも一層の御理解と御協力をお願いいたしまして、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございます。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

つちや正順議員。

○つちや正順議員 市民の声のつちや正順でございます。通告に従いまして、一問一答にて伺ってまいります。

まず、冒頭ではございますけれども、田中新市長が御就任をされました。私としては、市長の市政の安定に全力を尽くす、市民の信頼を取り戻すという、この決意に注目しているところでございます。この瞬間にも、政治、行政、あるいは地域の助けを必要としている方々が大勢いらっしゃるわけでございます。市政の停滞は、今困難に直面されている方々にとって致命傷になりかねないという危機感の中にあります。多くの困難の解決の場合、一刻を争うことがほとんどですので、スピードが非常に大切になってくると思います。これについては私自身もできるだけ滞ることがないように、微力ではございますけれども、市政の安定を図り、市民の信頼を取り戻すという、その方針には協力をして取り組んでまいりたいと思います。とはいえ、二元代表制でございますので

で、どうか建設的に、是々非々で議論させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは早速ではございますけれども、1つ目の大項目、市内の精神保健福祉・医療分野についてお伺いしてまいります。

(1)相談支援体制の現状について伺います。まず、この精神保健福祉・医療の分野に関しては、再三にわたって私この議会で質問をしてまいりました。また後ほど触れますが、本市に対しては具体的な要望も行ってまいりました。実現していただいたもの、そうではないもの、進行中のものなど様々あるわけでございますが、とりわけ昨年より障がいを抱えた方々の初期相談窓口の逼迫について申し上げてきたとおりでございます。このたび市長が交代をされまして、職員の皆さんにも異動等が行われたということがありますので、繰り返しになりますけれども、本市における私たち市民の命と生活に関わる喫緊の課題の一つとして、この項目を取り上げさせていただきます。

まずは、本市の現状から改めて明らかにしていきたいと思います。相談支援体制の現状について、特に相談支援体制と精神障がいに関する相談件数、このサービス等利用計画とセルフプラン率について触れながら御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市の障がい者の相談窓口は、主に障がい者支援課と基幹相談支援センターえくるにおいて担っております。障がい者支援課では、一般的な相談支援を中心とし、障害者手帳の取得方法や障がい福祉サービスの利用などに関すること、えくるでは、障がい全般に関する専門性の高い相談窓口として、個々の障がい特性や家庭状況などを考慮しながら、生活全般にわたる課題、問題への対応などを行っております。えくるの令和3年度の相談件数は延べ約1万9,000件で、その半数以上は精神障がいの御本人や御家族などからの相談となっております。なお、この相談件数は5年前の平成29年度に比べ約1.5倍と増加している状況でございます。

次に、障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画についてでございます。通所サービス等の障がい福祉サービスを利用するためには、個々の状況に即したサービスの利用計画を作成し、市の支給決定を受けることとなっております。サービス等利用計画の作成は、制度上、相談支援事業所による作成と利用者御自身の作成によるセルフプランの2つの手法を認められております。相談支援事業所の作成するサービス等利用計画は、利用者の状況を調査、把握した上で計画を作成するため専門職による、より適切な支援につながるとされております。セルフプランの場合は、計画作成の迅速性を利点として挙げられる一方で、客観的、専門的な視点を入れにくく、幅広い選択肢からサービスや事業者の選択を難しくする傾向を持っています。本市のセルフプラン率は、この数年、32%程度で推移しており、これは他の市町村に比べて高いものであることから、より適切な支援へつなげるため、相談支援事業所の作成するサービス等利用計画の仕組みや利点について御案内しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。詳しく教えていただきました。改めまして、この相談件数は平成29年度から約1.5倍増の1,900件、実にその半数以上が精神障がい、メンタルに関する御相談であるということでした。そして、それに対して、このキャパが足りていないということなんですけれども、まずもって申し上げたいのは、現場で相談に当たってくださっている職員の方々、こうした方々は、こうした厳しいキャパが足りない状況の中で、何とか1人でも安心していただきたいということで、あの手この手で本当に最善を尽くして善処して

くださっているということは私も知っていますし、様々な方面から伺っております。

しかしながら、この相談するキャパが足りていないということは、最後のとりでとして相談窓口を頼る市民の行き場がない、あるいは我々市民のいざというときの命綱が大変心細い状態にあるということが言えると思います。こうした状況に誰よりも危機感を持っていらっしゃるのが、この地域で、現場で、一人一人のケアに当たっている精神保健福祉士、ピアスタッフ、医師、この分野を支える事業者の方々、そして家族会の方々でございます。そうした方々が昨年、無償でお忙しいお仕事の合間を縫って、垣根を越えて長時間の議論の末に結論を出してつくったのが、昨年提出した要望書でございます。初期相談窓口の増強こそ、今一番取り組むべきであるというような非常に重い結論が要望として出されたわけです。

市長も交代されましたので、改めて確認させていただきます。御答弁いただいた相談支援体制の現状について、令和3年8月に受理した要望書に関する本市としての認識をお願いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

令和3年8月に市川コミュニティ精神保健医療福祉会議から提出されました要望書に関する認識でございます。この会議は、精神障がい者への支援を中心に据えた当事者、事業者、医療機関等の参画する参加者による自主運営の会議と伺っております。要望書において、障がい者の相談支援体制の拡充と障がい福祉サービス事業者への家賃補助制度の継続を要望されており、貴重な御意見をいただいたと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。引き継がれているというように理解いたしました。こうした直接支援されている方々、あるいは御家族や当事者の方々の声というのは、繰り返しになりますけれども、非常に重要な我が市の市民共通の財産であるというふうに私は認識しています。なぜならば、一刻も早く対策を打つべきこのときに、どこにどのように予算を配分することが本当に効き目があることなのか、市民の求めていることにピンポイントに応える上で、これ以上ない英知だと言ってもいいと私は思っています。

ここで1つ、現状、違う角度から伺いたいんですけども、こうした声を上げてくださっている方々、ほかの分野でももしかしたらいるかもしれませんが、一体、市政にどのような仕組みの中で、どう反映されているのか、そこがちょっと曖昧で分かりにくい、そういう御意見もございますので、この相談支援体制の現状について、予算に関するプロセスと意見の反映の仕組みはどのようになっているのか、自立支援協議会についても触れながら御答弁をいただきたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

当初予算編成のスケジュールについては、現時点において、令和5年度の詳細は今のところ未定であるため、例年のスケジュールで申し上げますと、当初予算に計上を予定している新規及び拡大事業について、7月に事前提案を行い、予算要求の可否についての庁内での判定を受けます。その後、この判定で要求を認められた新規及び拡大事業を含むその他全ての予算案について、10月に本要求となり、庁内における調整を経て、翌年の1月に予算を確定し、2月の定例会に上程を行う流れとなります。

また、市川市自立支援協議会は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、本市の設置する会議体となっております。この会議は、地域における障がい者への支援に関する課題について情報を共有し、その支援の向上に向けて協議を行うことを目的としております。構成メンバーは25名で、市内の障がい福祉に関する事業を実施している法人や障がい当事者の団体の代表、学識経験者等の皆様に加わっていただ

き、年2回程度会議を開催しております。今後もこの自立支援協議会において、障がい者支援に関する地域の課題を共有しつつ、様々な課題の解決等に向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。自立支援協議会でございますけれども、この分野に思いを持って、日々、直接支援をしていらっしゃる方々がたくさんいますけれども、ここに参加したいという方もよくお会いすることがあります。どうか柔軟に、間口を広げて、門戸を開いて、ここに参加することを希望する方には柔軟に参加を許可していただけるような形にさせていただきたいと思います。少しでも市民の命のために衆知を集めていただきたいと思います。

さて、ここまで現状と、そして市民の側が感じている現状への課題について触れてきたわけですが、この現状について、本市としては何を課題として認識しているのか、最後に再質問させていただきます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

えくるの相談支援件数は年々増加を続けております。加えて、重複障がい、ひきこもり、経済的困窮などの絡み合う課題と、高齢、障がい、児童などの多面的な支援を必要とする世帯など、複合的で複雑な課題に関する相談に対応している状況にあります。今後、包括的な支援体制や継続的な支援について、さらに重要なものになってくるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。相談件数が増加していることは言うまでもないわけですが、この相談の内容に対応する点においては、より複合している個人のケアを地域としてどのような仕組みでもって対応するのかというような御答弁であったと思います。全くそのとおりであると思います。直近のこうした専門家の方々と私は議論する中で、ある志のあるピアスタッフの方がメンタルへの対応と同時に、貧困への対応も真剣に考えるべきであるというお話をしておりました。今の御答弁を伺っても、ピアスタッフの専門家の方の声を伺っても、こうした現実があるし、これにしっかりと対応していかなければいけないという危機感の中にあるところでございます。

さて、それでは今後どうすべきなのか。現場の専門家の方々は、その経験を持ち寄って、議論を尽くして要望として提案いたしました。市としてどう動くつもりでいるのでしょうか。(2)市としての今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

基幹相談支援センターの機能の拡充、相談支援体制の充実につきましては、現時点でも大変重要であるとの考えに変わりはありません。引き続き、障がい福祉の相談支援体制について検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。相談支援体制の強化については現時点でも重要であるということです。これは改めて、田中市長にもお願いさせていただきたいと思います。

この窓口の増強という点については様々な議論があります。例えば、市川市独自の加算をつくって、事業者の方々がこれに取り組みやすいようにするとか、あるいは箱を増やすのか、人を増やすのか、様々な多面的な方策が

あるわけですが、そこについてもしっかりとした知恵を持っていらっしゃる方がこの市にはいますので、それは先ほど申し上げましたけども、そういう方の話をよく聞いて、そしてその方々がしっかりと実践しやすいように、取り組みやすいような環境づくりをお願いしたいと思います。それでは、この項目については質問は以上とさせていただきます。

それでは、ここからは2つ目の大項目に移ります。風致地区内路地状敷地の大型共同住宅建築計画について伺ってまいります。

八幡5丁目の建築計画の件ですけれども、先順位者からも御質問がありました。また、私の後にもかつまた議員がお伺いすることになっておりますけれども、私の質問におきましては、できるだけ当該地域周辺にお住まいの方々の声を中心にお伝えしたいというふうに思っております。私自身、この件に関して、地域の方々より少し前に、ゴールドンウィークあたりに御相談の連絡をいただきました。それから住民の方々のお話を伺う機会を何度かいただいておりますけども、そうした方々もユーチューブですとか、議事録などを通じて御覧になっていらっしゃるかと思いますので、繰り返しになるところもあるかもしれませんが、その点を踏まえて、住民の方々に本市の考え方、経緯、これがよく分かるように御答弁をお願いしたいと思います。

それではまず、八幡5丁目共同住宅建築計画の概要、経緯に関する本市の認識について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 初めに、八幡5丁目共同住宅建築計画の概要につきましてお答えいたします。計画地は、第一種低層住居専用地域であり、風致地区に指定されており、建蔽率40%、容積率80%の制限となっております。建築計画といたしましては、約700平方メートルの路地状敷地に、木造2階建て住戸数22戸のワンルーム形式の共同住宅を建築するものであります。当該事業の経緯につきましては、令和3年5月10日に市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例——以後、宅地開発条例と申し上げます——に基づき、建築計画の相談書が市に提出されました。その後、事業者は宅地開発条例に基づく事前公開板を建設地に設置し、近隣住民等より説明会の開催要望があったことから、令和3年7月3日と7月22日の2回、説明会が開催されました。この説明会では、出席した近隣住民などより、今回の建築計画は八幡風致地区にふさわしくない、周辺の環境に配慮した計画としてほしいなど、事業計画の変更または修正を求める意見が多く出されました。その後、令和3年12月3日に3回目の説明会が開催されましたが、第2回に出席した事業者の代表が欠席し、代理人の説明が前2回までと事業者の姿勢や発言内容が大きく異なることから説明会は紛糾したものと聞いております。

一方、事業者は、民間の指定確認検査機関へ建築確認の申請を行い、令和3年12月23日に建築確認済書が交付され、令和4年3月下旬に工事に着手いたしました。近隣住民の方々との話し合いが途中の段階で工事が開催されたことから、令和4年5月6日、近隣住民より建設に反対する607名分の署名が市長に提出され、5月13日に市長は直接事業者に対して工事を一時的に停止し、丁寧な説明を行うことを要請いたしました。事業者はこの要請に応じて工事を停止し、4月末の参加者ゼロ名の説明会を4回目といたしますと、5月22日に5回目、6月16日に6回目の説明会を開催いたしました。いずれも事業者の代表が欠席したことで、事業者側の姿勢及び発言に対する近隣住民の不信感が高まることとなっております。

本市といたしましては、今後事業者と近隣住民の方々が話し合いの場を持つことができるよう、市が間に入って調整を進めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 経緯について一通り御説明をいただきました。では、この経緯等々について、ここから再質問させていただきます。住民の方々としては、この建物の用途が共同住宅から社員寮に変更になったと、そうい

う認識が共通認識としてあります。というのも、業者さんから住民の方々に対して、駐車場3台であると今の計画の建物が建たないために、市のアドバイスで社員寮としたという説明があったということでした。これはとても重要な点であると思いますので確認させていただきます。共同住宅を社員寮として使用することについて、市との協議においてどのような経緯、経過があったのか、再質問いたします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

令和3年8月に事業者より提出された関係行政機関への計画相談書において、共同住宅を社員寮として使用することが記載されております。以降、社員寮として使用する計画を変更する届出は出されておられませんので、本市といたしましては、社員寮として使用することに変更はないものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 分かりました。御答弁をいただきました。変更した認識がないということでしたけれども、今、事業者さんから令和3年8月提出の書類には社員寮と記載されていたということでしたけれども、それ以前の時期、7月に事業者さんと住民の方々は話し合いをしているという資料がございます。ここでの説明会における共同住宅という住民への説明があったから、そもそも変更があったというふうに私は認識していますし、これは変更というふうに捉えるんじゃないかなと私は思うんですけども、そこで、肝心なことなので単刀直入に再々質問いたします。

駐車場整備に関する市との協議において、社員寮として使用することについて、市が事業者に助言、指導を行ったということはあるのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

市から事業者へ建物用途を社員寮として使用するよう助言や指導をした事実はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁をいただきました。そういう事実はないという御答弁でした。ここで懸念することは、私の懸念ですけど、大きく2点あります。1つ目は、5月22日の説明の場において、事業者さんが使用を社員寮へと変更するようにアドバイスがあったという説明をしたという点が1つ。もう一つは、これが本当に社員寮なのか、もしも条例を逃れるための届出だとしたら、今後同じような事例が続いてしまうという懸念も残ります。住民側としては、少なくともこうした認識を背景の一つにして、市にきちんと説明をしていただきたい、市は本当に公平公正なのか、そもそも私たち地元の住民に寄り添ってくれているのだろうかと感じてしまうに至る1つの要因だと私は思います。

ですので、この点をお伺いしましたが、それではここで次の(2)に移ります。建築に関する本市条例における実効性の現状と本市の考え方、今後の考え方を伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市での一定規模以上の建築に対しましては、良好な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えたまちづくりへの寄与を目的とする宅地開発条例を適用し、近隣説明、事前協議、協定締結などの手続と公共公益的施設の整備を指導することで、優良な宅地開発事業の施工を誘導しております。この宅地開発条例では、都市計画法や建築基準法の法令では義務づけていない道路拡幅、雨水貯留施設、緑化施設及び駐車場などに

ついても、整備基準を定めて事業者に整備を指導しております。これまで条例適用事業における事業者は、条例を遵守し、市と協定の締結を行ってきたことから、宅地開発条例は本市のまちづくりにおいて高い実効性を発揮していると考えております。しかしながら、宅地開発条例には法令に適合した建築計画に対し、工事を停止させるなどの強制力はございません。今後、風致地区内におけるワンルーム形式共同住宅建設につきましては、地域住民の合意と総意を反映させ、地区計画または建築協定などの制度の活用、さらには都市計画決定後の条例化も見据え、八幡風致地区にふさわしい環境形成に向けたまちづくりのルール作成など、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 答弁をいただきました。私がこの項目で、条例における、条例の実効性という言葉を使いましたけれども、この単語は分かりやすく言えば、条例が現実の社会ですとか、地域によく守られているのか、条例の目的、効果が達せられているのかどうかという意味で使っています。一般にこうした目的や効果が達成されている場合でありますと、これは条例ですけども、その法律には実効性を有するということになるわけでございますけども、今お話があったように、今回の質問で大きな論点になるのは2つだと思います。宅地開発条例、それから風致地区条例でございます。

今御答弁いただきましたので、今回の件に話を少し戻して再質問させていただきますが、3月23日宅地開発条例の締結の前に着工があった本件に関して、市は事業者が条例手続未了、条例違反であるという認識があるのかどうか確認させていただきます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

条例の手続が終了した後、市と事業者が協定の締結を行うものでありますが、いまだ未締結でございます。そのような中で、事業者が手続の途中で工事に着手したにつきましては、条例の趣旨からすると遺憾ではございますし、条例の手続に即していないものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。まずは、宅地開発条例には即していないというような御答弁でした。

もう一つ再質問いたしますけども、例えば、社員寮として特例を受けた物件の実態が申請時と異なる状況であった場合、市はこれに対してどのように対処して、駐車場に関する条例の遵守をどのようにさせるつもりなのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

建築用途が社員寮でなくなる場合は、申請内容を変更し再協議となります。また、条例の遵守につきましては、協議時に提出された駐車需要の制限に関する申出書兼誓約書にて、建物用途を容易に変更しないことの誓約が事業者から提出されております。なお、申請内容等に変更があった場合は、宅地開発条例の下に対応を行うこととなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 条例の遵守については、事業者に対して誓約をしていただいているということでしたが、そ

ここでさらに再質問させていただきたいと思います。これは市役所の職員さんも同席されていたと思いますけども、ある説明会において、事業者の方は条例は無視するというを言い放っておりました。私はこの耳で明確に聞いておりますので、これは正確な情報として御紹介します。つまるところ、市民には、市のこうした態度への毅然とした対応への期待、それから現実とのギャップに大きな疑念と申しますか、不満があるようなところがあるのではないかと当然感じるわけですけども、担当課の指導とは具体的にどのようなものなのか伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

これまで事業者に対しましては、宅地開発条例に基づく近隣説明、事前協議及び協定締結などの手続や公共公益的施設の整備を指導しております。条例の締結がされていないことにより、事業者は工事の着手に対しまして、市長より一時停止要請を受けた後、5月13日以降、本日にわたりましては工事は一切再開されておられません。引き続き、事業者に対して市民との話し合いの場を設けることに努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 指導を続けるということでしたけども、当然指導は強く続けていただきたいと思います。これは事業者の方が、もう目の前で条例は破ると何回も明言されたときに、私自身は大変大きなショックを受けました。昔の外国の法学者の方で、法律は道徳の最小限であるということをおっしゃった人がおります。これは厳密には刑法を指しての言葉でありますけども、あれだけ大勢のお忙しい合間を縫ってお集まりになられた住民の方々を目の前にして、そのような発言を聞いて、私はすごく道徳的に違和感を感じました。つまりは、言い換えれば条例よりも上位である法律を守れば罰則規定もない、下位の条例など守らなくてもいい、建てたいものは建てられるんだ、地域の住民が何を言おうが合法的なのだというように私には聞こえたからです。これは私は受け入れることができないと思いました。法律は道徳の最小限、これすなわち私の解釈では、本来、法律の前に人には守るべき道徳があるのであって、一人一人がその道徳を守ってさえいれば、実は法律なんて要らないというような、言わば法治国家に生きる私たち、あるいは道徳など関係ない、法さえ守っていれば許されるんだと言ってふんぞり返っている人への、この法学者のイエリネックさんの我々に対する戒めだというふうに私は理解しています。

現に、この現状の印象で、今回の事業者さんは道徳や条例は関係ない、法律さえ守っていれば何を言われる筋合いはないという態度に終始しておりました。事実、この条例は、皆さん御存じのとおり罰則規定はないわけです。でも、罰則規定がないからと本当にそれでいいのかと私はそう感じるわけでございます。ここには事業者さんはいませんから、これ以上はこのことはしつこく申し上げませんが、そもそもこういう事業者さんと自分たちの生活環境を守ってきた、紡いできた、そしてこれからも守っていきたくないと真剣に考えている住民たちが、信頼関係を持って話し合いなどということができるのでしょうか。私は甚だ疑問です。ですから、やっぱりこの事業者さんに対しては、市もできることはどこまであるか分かりませんが、しっかりと住民に寄り添って、この問題に向き合っていただきたいと思います。

すみません、少し話が脱線しましたが、風致地区条例において、昔との指導の仕方に変わりはあるのでしょうか、ないのでしょうか。例えば緑の比率とか、この点も再質問を伺っておきたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 市内における風致地区内の規制は、昭和45年に公布された千葉県風致地区条例に基づき行われておりましたが、地方分権が進み、現在は本市において条例を定めております。指導の仕方については、千葉県風致地区条例の適用を受けておりました各風致地区における規制につきましては、市条例において

も、千葉県と同様の規制をしていくこととしておりますことから、現在も指導の仕方に変わりはございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 指導の仕方に変わりはないというような今御答弁の内容でした。5丁目の地元自治会の方にも、実はこの資料を用いて私は説明をしていただきましたけども、以前であれば風致地区、市川市からは条例に基づいて緑地率が10%でという指導があったというような話を聞いております。これがもし事実なのであれば、これはもう皆さん御存じのとおり、昔はしていた、今は指導していないということが事実なのであれば、法の下の平等に真っ向から反することになりますので、これはあってはならないと思います。

そしてもう一つ、この風致地区条例、市川市みどりの基本計画第3次・第4次アクションプランにおいては、風致地区の維持において適切な緑化指導を行うとありますよということを、やっぱり自治会の方々、そして住民の方々から私に御指導、教えていただきました。とにかく、この点も私としては懸念が残りますので、いま一度自治会の方々、そして地元の方々の声に耳を傾けて事実確認のコミュニケーション、相互理解のためのコミュニケーションをお願いいたします。

それではここで、最後の項目に移りたいと思います。建築工事中及び工事終了後の交通安全、防災、防犯に対する本市の対応について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

建築工事に際しましては、市川市立富貴島小学校の児童の通学時間帯において、学校と事業者で通学路の安全に対する覚書が結ばれております。これは、工事車両の通学時間帯への進入自粛を徹底することや、事業区域内及び周辺の安全に十分に配慮することが取り決められております。しかしながら、基礎工事中にその一部が守られなかったことを受け、市は再三にわたり、事業者に対し注意、指導したところであります。事業者は市の指導を受け、学校との取決めを厳守し、現場に徹底を図る旨回答しております。

次に、工事が終了し、建物の利用が開始された後には、事業者または管理者に対して車両の敷地から道路への出入りに対する安全性の確保や防災、防犯等におきましても、関係機関と連携し、各法令に基づく指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 再質問させていただきますけど、計画段階での安全対策強化を事業者に徹底させる指導を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

インターネットでの宅配等による車両が進入し、当該敷地にて前方より駐車を行い、そのままバックで退出する際の交通事故の危険性が指摘されていたことから、事業者に対して敷地の中で展開するスペースの確保について協議を行っており、事業者は車両が展開できるスペースの設置を検討すると回答しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。交通安全、そして防犯、防災、そういった側面から質問をしてきましたけども、防災の観点から言うとどのような指導を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

千葉県建築基準法施行条例に基づき、建築確認における防災面に配慮した設計について適用されております。以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。これは質問はもうこれ以上はしませんけれども、東京都の建築安全条例では、この旗ざお地における今回の建築物は建てることはできない、それはなぜか。交通安全、防災、防犯上の問題があるからであると。しかし、千葉県の今おっしゃっていただいた建築基準法施行条例では建てられるということです。つまりは、交通安全、防犯、防災上、十分な配慮が必要な建物であるということは、私は言えると思うんです。ですので、この点においても決して看過することなく、事業者さんだけでなく、市もやっぱり少し前のめりになって、地域の子どもたち、そしてお住まいの方々の安全、防犯、防災の観点から、いま一度よくよくコミュニケーションと注視をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

最後にこの件について、私自身申し上げておきたいと思います。少し突飛な入りになるので御容赦いただきたいんですけども、私自身、経営というものは物すごく大切なものだと思っています。私自身は会社は経営していませんけれども、今は1人のいつきの政治家として、あるいは1人の生活者として、そういう意味では経営者なのかと思っています。要するに、誰もが経営者であるというふうには私は思うわけですが、その経営の要諦の一つには、やはり周りの人たちを幸せにする、もっと平たく言えば、少なくとも笑顔にする、そういうことが私は非常に大事だと思います。この件に関わってまだ日は浅いですが、住民の方々はもちろん、市役所の方々、それから事業者の方々も含めて、誰一人として笑顔になっているような人がいないというのが率直な感想です。では、今回、ここに建物を建てたいと訴えた事業者さんサイドの言い出しっぺの経営者さん、この方だけはどのような顔をしていらっしゃるのか、一度も説明会にお姿をお見せにならないので私は見たことはありませんけれども、本来ならば経営者は、ひとしく自分自身も周りも笑顔になることを最優先にして仕事をしていくことが大切なんだろうと私は思います。誰も損しない、みんなが得するようなやり方をする、百歩譲ってそれが無理だったとしても、言い出しっぺは時には損をしても、自分で周囲を照らすということ、そういうことが私は必要だと思っています。

それともう一つ申し上げたいのは、やっぱりこれは公益性の観点から照らし合わせても大切なことだと思います。私たちの地域をどうしたいのか、こうしたい、これは嫌なんだ、これは駄目なんだという地域の方がいらっしゃるわけですから、いま一度この地域のビジョンというものを見直して、そこに暮らす住民の方々の声を聞いて、そして、取り組み直しを強く要望したいと思います。私から申し上げたいことは以上でございますけども、ほかにも住民の方からの声はたくさんいただいております。今日お伝えできなかった御意見については、引き続き届けたいと思いますし、私の表現が住民の方々の本意と少し正確ではない場合、この場を借りて住民の方々にも御容赦いただきたいと申し上げておきたいと思います。そして、市役所の皆様も公平公正を守る立場は分かりますけども、やっぱり住民の意思というものはしっかり大切に、そっちに寄り添う気持ちで引き続きの対応をお願いしたいと思います。

そして最後の最後に1つだけ、今回の今日触れた本件のことは、これは決まったことだからしょうがないね、じゃ、次は気をつけよう、これはやめていただきたいと思います。この件から見直して、しっかりとやり直すということで、ぜひお願いしたいと私は思っております。田中市長も大変このこと骨を折られて、非常に取り組まれているということも聞いていますので、ぜひ善処していただけますようお願い申し上げます。以上で、この項目の質問は終わりたいと思います。

最後の項目に参ります。子どもたちの熱中症予防とマスク着用について。

早くも梅雨が明けまして、毎年この時期になると、いつもこれに関する心配を私自身もしますし、地域の皆様も大変心配するわけでございますけども、市内小中学校での熱中症予防への取組及びマスク着用状況について触れながら、(1)の御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、熱中症予防への取組についてお答えいたします。小中学校等での熱中症予防につきましては、千葉県において作成されました学校における熱中症対策ガイドラインに沿って、学校ごとに予防策や発生時の対応について取り組んでおります。予防の原則として、環境条件を把握し、それに応じた運動や水分補給を行うこと、暑さに徐々に慣らしていくこと、個人の条件を考慮すること、服装に気をつけること、具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすることの5点で予防措置の対応をしております。各学校では、この原則を基に夏場における運動や校外での活動の際は、環境条件を把握した上で基本的な熱中症予防措置を取り、熱中症の症状で具合が悪くなった児童生徒が発生した場合を想定し、水分、塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送など、あらかじめ必要な処置や対応の準備も備えて取り組むこととしております。また、環境省による熱中症警戒アラートが発表された場合には、市川市教育委員会から各学校にメール配信し、学校長の判断で、熱中症予防対策を早急に講じることとしております。

次に、小中学校でのマスク着用の現状についてお答えいたします。気温の上昇に伴い、登下校を含めマスクをつけていることによる熱中症が懸念される場面が増えますことから、積極的にマスクを外すよう各学校に繰り返し周知しているところです。学校の体育や部活動の運動時、登下校等では児童生徒がマスクを外している場面が増えておりますが、市民の方々からはマスクをつけたままの児童生徒が多い、暑い時期なのにマスクをつけたまま校庭で運動している児童生徒がいて熱中症が心配である、学校からは外してよいという指導があるのに子どもたちはなぜ外さないのかといった声が教育委員会には多く届いております。

この要因としましては、2年以上のマスク生活により着用が習慣化していること、マスクを外すことに不安や恥ずかしさを感じていること、近くで会話をする際にはマスクの着用を推奨していること、みんながマスクをしているため自分1人だけ外すことが難しいなど、様々な事情がございます。今後も気温の上昇により熱中症のリスクが高まってまいりますので、マスクの着用が熱中症の一因となることがないように、教育委員会としましては、各学校に周知するとともに、その対応については徹底してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。この熱中症対策に関しては、まず千葉県作成のガイドラインに沿って対応、指導をいただいているということでございました。ここで申し上げておきたいのは、やっぱり地域の私も含めてですけども、体育の様子なんかが見える小学校がありますけども、あれ、こんなに暑いのにマスクをみんなしているとか、やっぱりどうしても思うときがあるんですよね。そのときに内情を知らない立場、私なんかからすると、大丈夫なのかと思って心配になってしまうんですよね。恐らく地域の方も全く同じことで、そういう声を上げていただいているんだと思うんですけども、基本的には今教えていただいたように、マスクはなるべく外してもいいという、どちらかと言ったら、そちらに重きを置いて体調優先で指導しているということでした。また、子どもたち自身も、これは同調圧力だったり、習慣という話もありましたけども、子どもたちの世界の世界観というか考え方があって、現実があると思うので、なかなか具体的なこれという対応策に苦慮されているというのはよく分かりました。

それでは、ここで1つだけ再質問したいと思うんですけども、ガイドラインとかルールがあると思うんですけども、例えば現場の先生方はこうしたことに苦慮されていますので、実際の実態というのを知っていらっしゃる

と思うんですけども、このガイド、ルールをそういった先生方が見たときに、あれ、ちょっと実態と違うな、この指導の仕方はちょっとやりづらいなとか、そういうことはそごがあったりしないのか、その点を教えていただきたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

マスクの着脱につきましては、市川市教育委員会のホームページに掲載しております新たな学校生活スタイルガイドライン等により広く周知しております。これまでのガイドラインの改定に当たりましては、市川市公立学校校長会からの意見を聞くなど連携し、ガイドラインを運用する際に不備やそごのないようにしております。教育委員会といたしましても、今後も新型コロナウイルスの対応について、マスク着用等のルールに変更があった場合については、引き続き学校現場との情報共有を図り対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。校長会で意見を聞いて、寄り添う形で連携しているということでしたので、引き続きお願いいたします。ここでまた一番最初の御答弁に関して再質問をもう1点、違う角度からさせていただきたいんですけども、これまでは主に屋外のことをメインにマスク着用について伺っていましたが、例えば冷暖房のない教室、特別教室というんですかね。冷暖房のない教室でのマスク着用などはどういった指導なり内容になっているのか教えてください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 各学校の普通教室にはエアコンが完備されていますが、一部の特別教室にはエアコンが設置されていない教室もございます。そのような特別教室を使用する際には、教室の窓を開け、サーキュレーター等を使用する、児童生徒は水筒を持参し、適宜水分補給をするなど、常に児童生徒の健康状況を観察しながら熱中症対策に努めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。私の時代だと部活動の時間には、授業中はもちろんですけども、水を飲むことができなかった世代なわけでございますけども、お話を伺っていると、授業中でも適宜水分を補給してもいいということで大変すばらしい、そして、とても大切なことだというふうに感じました。もちろん、できれば全ての教室に冷暖房が完備されるべきであると私は考えていますけども、ここではそれはそれ以上申し上げません。全ての学びというものは、子どもたちの健康が大前提であるのは言うまでもありませんので、万一のことがないようにお願いしたいと思います。

それでは続いて、(2)小学校就学前の子どものマスクの着用について現状について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

就学前児童のマスク着用につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国から通知される内容に従って対応を行っており、最新の通知は本年5月20日となっております。その具体的な内容であります。2歳未満の児童では、従前どおり状況にかかわらずマスクを着用しないことが推奨される一方で、2歳以上の児童につきましては、可能な範囲でのマスク着用を推奨してきたこれまでの対応が変更され、マスクの着用は一律には求めないとしております。このことから本市は保育施設、幼稚園などに対して、この方針に基づいた対応を行うよう周知しております。周知に当たりましては、自分の子どもにはマスクを着用させたいと保護者から要望があ

り、マスクを着用させている場合でも、現場の保育士等が熱中症のリスクが高いと判断した場合は、マスクを外すよう各施設に指導を行っております。また、施設内での複数の感染者が確認された場合などは、保育を継続するために子どもの体調に十分注意した上で、一時的な対応としてマスク着用を求めることが考えられますが、その場合におきましても、児童の安全を最優先し、着用を無理強いすることがないように求めています。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。一律に着用は求めていないということでしたので、よく分かりました。発育の影響等々でも、未就学児のマスク着用については様々な懸念をおっしゃる方もいらっしゃいますので、少し安心したところでございます。もちろんコロナとの兼ね合いもありますので、なかなか難しいのは言うまでもないことだと思います。

それでは、念のためですけれども、保育現場でのマスクの着用の様子は確認しているものなのでしょうか、どのように確認しているのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育現場におけるマスクの着用状況につきましては、本市職員が指導監査や巡回支援のために現地を訪問する際に確認しておりますが、訪問の機会は限られており、日常の様子を把握できるものとはなっておりません。このため、私立の保育施設や幼稚園に対しましては、国からの通知を周知徹底し、適切かつ確実な対応を求めているところであります。また、公立保育園、公立幼稚園につきましては、全ての施設において通知に基づいた対応を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。現状を教えてくださいました。時間もちょっと迫っておりますので、最後、(3)の質問に移りたいと思います。

最後は、保護者の方からの要望、こういったものがあるのか、未就学児の方、それから小学校以上の児童生徒の保護者さん、それぞれ続けて御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは、未就学児の保護者からの御意見についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染が拡大した当初は、未就学児に対するマスク着用について、保護者から様々な御意見が寄せられております。例えば、医師や看護師など、仕事を休むことが困難な方や高齢者と同居している方からは、感染予防のためにマスクは必要という意見がある一方で、子どもの呼吸が苦しくなるから心配である、マスクを上手につけられず床に落としてしまうと不衛生なので、つけさせたくないといった意見もございました。その後、国からは未就学児のマスク着用の考え方などを含む新型コロナウイルスへの対応方針が示されるようになり、更新の都度、速やかに各施設に周知を行い、保護者への十分な説明やマスク着用意向確認など、適切に対応するよう求めてきたところであります。今年度に入ってからは、保護者からの市への問合せがないことから、保護者への説明も含めて、各施設において適切な対応がなされているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 小中学生の保護者からの要望ですが、3月までの寒い時期は、コロナ感染が心配され、マスクの着用の徹底を望むものが多くありました。気温が上昇してきた5月頃からは、コロナの感染も減少

傾向だったこともあり、熱中症の心配に関する予防や御意見が多くなってきております。現状では、熱中症の危険防止と感染防止の2つの点から、具体的には、暑くなる季節は教室でもマスクを外したいがコロナが心配である、恥ずかしいのでマスクをしていたいと言うが熱中症が心配であるといった事例がございます。現在、マスクの着用について、保護者の方からの要望や御意見があった場合には、最優先に熱中症のリスクが大きいことを説明した上で対応しているところです。今後も様々な御意見があると思いますが、学校現場と足並みをそろえ、しっかりと話を聞き、保護者や児童生徒の意に反するような無理強いせず、個別に丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。今最後におっしゃっていただきましたけども、マスクに関する議論は子どもたちだけでなく、大人たちの間でもいろいろ言われているわけでございますけども、まずは、保護者や児童生徒の意に反するような無理強い絶対しないということ、そして、やはり個別具体的に丁寧な対応、これしかないのだという、先生方は非常に大変だと思いますけども、それが現実だと思いますので、どうか引き続ききめの細かい御指導というものをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問は全て終わりますけども、この質問に当たりまして様々アドバイス、御意見いただいた市民の皆様等々には深く感謝申し上げます。そして、御答弁いただきました理事者の方々、どうもありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 中村よしお議員。

○中村よしお議員 公明党の中村よしおです。通告に沿って一般質問を行います。

カラス被害防止条例について。

カラス被害防止条例は議員立法です。2018年6月定例会で市議会公明党が提出した条例で、正式な名称は、市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例と、幾分長い条例名であります。また当時、このような趣旨の条例は全国で初めてのものでありました。さて、当該条例が成立して4年、施行から来年1月で4年を迎えます。2020年9月定例会の一般質問で進捗と効果を確認するとともに、提案を行いました。そして、今定例会で補正予算が手当てされ、4年ごとの指針見直しに反映させるカラス生息委託調査が今年度から行われていくことになりました。今回の一般質問では、当該条例の実効性をさらに高めていくために質問を行ってまいります。

(1)カラス被害防止条例の施策の進捗状況とその効果について。ア、市へのカラスに関する苦情、相談の状況と対策について伺います。2年前の一般質問の答弁で、南行徳エリアでの苦情に対して対策を講じて、ごみの散乱が解消した事例を挙げていました。その後、様々な対策を講じられていると思いますが、市へのカラスに関する苦情や相談はどのようなものがあり、対策をどのように講じてきたかについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

令和3年度のカラスに関する苦情・相談件数は計194件で、令和元年度の231件と比較して減少しております。苦情・相談内容の主なもの、カラスの死骸があるが107件、電柱や樹木などに巣を作った48件、攻撃、威嚇された35件、ひな、幼鳥がいる、落ちている11件、ごみを散らかす4件などとなっております。対策につきましては、各関係課で現場を確認し、死骸の回収や巣の撤去といった対応を状況に応じて行っております。

以上でございます。



○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。苦情・相談件数については減っていることが分かりました。その中で伺っていて気になる点は、ごみを散らかすについてが、これは頂いた資料の中で見ていると、元年度10件に対して、3年度は4件と半数以下に減少しているところであります。次のごみ集積所の対策状況で触れますが、対策が大きく進んでいることで、ごみを散らかすの苦情、相談が減っているのではないかと受け止めています。これはこれで結構であります。

次に、ごみ集積所の対策状況について端的に伺います。ごみ集積所の対策状況はどうなっているのでしょうか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 ごみ集積所の対策につきましては、令和3年度のカラスネットの貸与数は629件となっております。また、金網式ごみ箱貸与数は39件で、これまでのごみ箱貸与の総数は2,200件となり、条例の施行以降、増加傾向となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 条例の施行後、ごみ集積所の対策について、令和3年度のカラスネットの貸与件数は629件、金網式ごみ箱貸与数は39件で、これまでのごみ箱貸与の総数は2,200件であるという答弁でありました。これは増加傾向にあるということでありますので、カラス被害防止条例の効果が認められるというふうに思います。これはこれで結構であります。

(2)の市民への助言及び支援をどのように積極的に行ってきたかについて伺います。市民への助言及び支援を積極的かつ粘り強く行っていくことが、当該条例の目的の達成に不可欠であると思います。

そこで、ごみ集積所の対策について、市民への助言及び支援をどのように積極的に行ってきたのか、そしてその結果、具体的な成功事例はどのようなものがあるのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 ごみ集積所が荒らされるとの相談に対する具体的事例としましては、古いアパートのごみ出しマナーの悪さが原因のカラス被害について、道路を挟んで集積所に面する住民から報告を受けた事例がございました。カラスネットの設置やアパート住民への啓発も行いましたが、一部の住民の協力が得られなかったことから、アパートの管理会社へ改善要望し、金属製のごみストッカーをアパート敷地内に設置することで、カラス被害を解消したものでございます。また、ある自治会からは、カラスネットではカラスの被害を十分に防ぎ切れない集積所について相談があり、金属製ごみ箱の設置ができない場所へ折り畳み式のごみ箱を貸与し、カラス被害を防いだ事例がございました。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 具体的な成功事例について理解いたしました。やっぱりこの取組というのは、本当に地道な努力というか、話し合いが必要なんだなということを今聞いていて思いました。カラス被害防止条例の肝は、ごみ集積所の適正な管理によってきれいな町をつかっていくということであります。本市への転入が多い、また外国人が多いことから、ごみ出しルールへの理解が浸透しづらいという本市の特徴があるように思います。そういった環境でも、ごみ集積所対策が着実に進んでいると認識しております。この誇るべき多様性のある市川市が、今後もきれいな町を目指して私も一市民として協力してまいりたい、本市も引き続き推進していただくことをお願い申し上げます。

次に、(3)カラス被害防止対策の効果を高めるための課題について伺ってまいります。これまで議論を進めてまいりましたが、さらに効果を高めるためには、どのようにすればよいかを考えていきたいと思っております。そこで、カラス被害防止対策の効果を高めるためにどのような課題があるか、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 カラスについての通報は、現在、電話のほか市民の意見箱でも受付をしておりますが、カラスによって荒らされたごみ集積所の早期把握や、カラスが人を威嚇または攻撃したとされる現場への注意喚起を速やかに行っていく上では、まだ必ずしも十分ではないものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 カラスによって荒らされたごみ集積所の早期把握や、カラスが人を威嚇または攻撃したとされる現場への注意喚起を速やかに行う上で、通報手段が十分でないということが、カラス被害防止対策の効果を高めるための課題であるというのが今の御答弁だったと思っております。これはこれで置いておきまして、このことを踏まえて次に移ります。

(4)今年度実施予定のカラス生息調査委託についてであります。今定例会で補正予算が手当てされ、4年ごとの指針見直しに反映させるカラス生息委託調査が今年度から行われていくことになりました。目標については、おおむね4年ごとに行うカラスの生息状況調査の調査項目であるカラス等による被害を受けたごみ集積場所の割合と、大規模ねぐら2か所におけるカラスの生息数を1つの指標として、その数値の減少とすとなっております。この調査結果を踏まえ実施した対策の効果等を検証し、今後の施策を検討するということになっております。

そこで、今年度から実施予定のカラス生息調査委託事業はどのようなものになるのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 カラス被害防止条例において、おおむね4年ごとにカラス被害対策指針の内容及び効果について検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされております。現行のカラス被害対策指針は、令和元年度に策定したため、令和5年度中までに指針の内容及び効果の検証を行うことを計画しています。その基礎資料とするため、今年度からカラスの生息等の実態及び被害等の状況の把握を行い、効果検証等を行うものです。主な調査内容としては、ねぐら確認調査、ねぐら利用状況調査、分布状況調査、繁殖状況調査などを予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 それでは再質問を行います。2020年の私の一般質問で、指針目標設定について、被害を受けたごみ集積所の割合について調査対象エリアを固定化するのではなく、カラス被害が顕著なエリアを対象に加えていくことが、より実態に合ったカラス被害の対策につながっていくと提案をいたしました。私の提案に対して、今回の調査ではどのようなお考えでいるのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 今回予定している調査の一つとして分布状況調査があります。これは、市内に2kmの調査コースを複数設定し、早朝におけるカラスの位置や個体数のほか、コース上にあるごみ集積所の数とごみが荒らされた被害数、防除対策の実施状況などを記録するものです。前回の調査では、調査コースを10か所設定しておりました。今回は被害の多いエリアの把握と対策につなげていくため、これまでと同じ調査コース10か所に加え、2か所程度を追加することを検討しております。追加のコースとして、どの地区を選定するかについては、

これから具体的に検討してまいります。例えば、前回エリアに含まれていなかった南八幡地区のような実際に被害が報告されている住宅密集地について、エリアとして新たに選定することで、各集積所における防除対策の状況などをよりの確に把握し、次期カラス被害対策指針の見直しにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 伺いました。私の提案を受け止め、調査コースに2か所程度追加することを検討しているとのことでありました。指針見直しが、それから4年後の効果に直結しますので、より効果的な調査を行っていただくようお願いいたします。これはこれで結構であります。

次に、(5)カラス被害を市に通報できる仕組みの検討状況について伺ってまいります。このことも前の一般質問で提案したことであります。実際の相談でも、市民が早朝5時とか仕事で外出したとき、カラスに頭をつつかれたという相談がありました。カラスが数羽たむろっていたと。朝早くだと、市に電話しようとしてもなかなかできないと思います。では、その後、開庁に合わせて9時過ぎに市に改めて連絡しようかと思っても、タイミングを逃すと、もういいかと思ってしまう人は少なくないと思います。被害があったとき、いつでもスマホで写真を撮り市に通報できる仕組みがあれば、カラス被害をより正確に把握することができると考えます。

そこで、SNS等を活用したカラス被害を通報できる仕組みの検討状況について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 現在、インターネットを活用した環境に関する簡便な通報受付システムの構築を検討しているところです。そのメニューの中に、カラスに関するものを設定することを検討しています。仕組みとして、市公式ウェブサイトの中に専用の入り口ページを設け、またLINEからも利用ができるように設定し、通報内容の区分ごとにそれぞれの通報用のフォームにつなげることを想定しております。年度内にサービスが提供できるよう検討を進めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。SNS等を活用したカラス被害を通報できる仕組みを年度内のサービス提供開始を計画しているということでありました。大変にありがとうございます。今後、カラス被害防止条例の実効性をさらに高め、美しいきれいな町市川を目指して、引き続き取り組んでいただくことをお願いしまして、このテーマは終わりいたします。

次に、通学路の安全対策の現状と課題について伺ってまいります。

質問に入る前に、令和3年6月八街市の市道で下校途中の小学生5人が飲酒運転のトラックにはねられ死傷した事故から、一昨日、28日で1年を迎えました。犠牲者の御冥福をお祈り申し上げます。そして、今なお、被害者家族や児童の心と体の傷は癒えず苦しんでいるとお聞きしております。心からお見舞いを申し上げます。会派公明党は、当該死傷事故直後の昨年7月14日に、小学校通学路及び中学校の通学に対する安全対策に関する緊急要望書を市長に手渡しました。それに対しまして市川市は、市川市がこれまでの通学路等の安全点検で指摘されている箇所への対策として予算を計上し、安全対策の早期実施に取り組んでこられました。その後、本年3月に文部科学省から全国市町村立小学校の通学路合同点検の結果が公表され、同年5月25日千葉県教育委員会は、県内53市町村の小学校通学路の点検結果を踏まえた対策の進捗状況を公表しました。報道によりますと、千葉市の分も含め、対策が必要な4,044か所の危険な通学路のうち67.4%の2,725か所が完了した。県教育委員会は今年度中の対策管理を目指す方針だと言います。

そこで、(1)本市の通学路の合同点検の結果について、状況について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 令和4年3月に文部科学省より通学路における合同点検の結果が公表されました。千葉県の対策必要箇所数は全国で5番目に多く、千葉県内で市川市は2番目に多いという結果でした。県内市町村の対策の進捗状況には地域によって差はあるものの、対策の中身について大きな差はありません。市内対策必要箇所は184か所、そのうち対策済みは175か所となっております。本市の残りの対策が必要な9か所については、横断歩道の移設、縁石ブロックや防護柵の設置等がございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 市内対策必要箇所184か所の数は県内第2位ということについて、通学路の環境の変化によるものなど、様々な要因があると思います。これまで市川市通学路の対策必要箇所について、対策を決して講じてこなかったというわけではないということは、私は理解しております。

さらに再質問してまいります。対策を講じた後の安全性の検証がなされ、安全性が確保されたことを確認する必要があると考えます。そこで伺いますが、対策後の安全性の検証はどのようなことを行っているのでしょうか。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 通学路の安全確保に向けた取組は、平成26年度に教育委員会が策定した市川市通学路交通安全プログラムにおいて行っております。この通学路交通安全プログラムの取組の一つである通学路安全推進協議会において、各学校で安全対策が済んだ箇所の効果を確認しております。その結果を教育委員会が取りまとめ、年度末に教育委員会のホームページに公開しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。市川市通学路交通安全プログラムに基づいて通学路の安全確保を行い、効果についても確認し、年度末に教育委員会のホームページで公開していること理解いたしました。

さらに質問を進めてまいります。安全対策後の効果の検証を行っているということですが、合同点検等、官民一体で根本的な解決に至った通学路安全対策の事例をお示しください。また一方で、根本的な改善がされていない事例があるのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 解決に至った事例として、学校と地域住民が共に改善要望を行い、関係機関への働きかけを継続した結果、外環道路に架かる菅野小学校通学路への信号機が設置された例がございます。また、根本的な改善がされていない箇所として、自転車の通行が多く道幅の狭い交差点、道幅が狭く交通量が多い京成踏切付近の通学路、新道開通に伴い信号機が撤去された通学路、外環道路につながる道幅の狭く交通量の多い通学路等があります。注意喚起看板やカラー舗装等の対策を行いましたが、根本的な改善に向けては、道路の拡幅や地域住民の同意の必要な交通規制等、様々な課題がございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 学校と地域住民が改善要望を行い、関係機関への働きかけを継続した結果、信号機が設置されたとの解決事例があるということでありました。他方、根本的な改善がなされていない事例も少なくないようであります。いずれにせよ、根本的な改善に向けて粘り強く継続的に関係機関に働きかけることが重要であると感じました。

このことを踏まえて、(2)市川市通学路交通安全プログラムのこれまでの取組内容と課題について伺ってまいります。これまでの答弁で、当該プログラムが平成26年度に策定されたものであるということは理解しております。それでは、当該プログラムのこれまでの取組と現状の課題について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市川市通学路交通安全プログラムでは、教育委員会のほか、道路交通部、警察、PTA連絡協議会、国道、県道の道路管理者及び市内国公立・私立小学校をメンバーに通学路安全推進協議会を設置し、継続的に通学路の安全を確保するための合同点検を継続し、対策実施後の効果把握を行っております。合同点検の実施につきましては、市内の小中学校を4つのグループに分けて4年に一度行い、安全対策を実施して、通学路の安全性と向上を図っております。課題としては、道路拡幅や交通規制などを要する改善にはなかなか進展が見られないことが挙げられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 再質問を行ってまいります。平成26年度より関係機関の連携体制を構築し、市川市通学路交通安全プログラムを策定し、合同点検を行い、安全対策を実施して、通学路の安全性と向上を図っている。課題としては、道路拡幅や交通規制などを要する改善にはなかなか進展が見られないということでありました。

それでは伺いますが、通学路における児童生徒の事故はあるのでしょうか。あるとすれば、当該プログラムの実施以降、児童生徒の事故発件数はどのようになっているのか、また、同じ箇所でも事故が起きているケースはあるのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市川市通学路交通安全プログラム開始平成26年以降、近年、令和元年から児童生徒の通学路も含めた登下校時における交通事故件数は、令和元年度18件、令和2年度12件、令和3年度13件と減少傾向にはあります。しかし、対策後も駅に向かう幅員が狭く、自転車が多い通学路において、自転車と児童が接触するなど事故が複数同じ箇所でも起きているケースがあります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 登下校時における交通事故件数は、令和元年度18件、令和2年度12件、令和3年度13件と減少傾向であるということで、ちょっとそうなのかなという感じが聞いていてしまったけれども、そういう御答弁でありました。その答弁の中で気になったのは、同じ箇所でも複数回事故が発生している箇所についてであります。今回時間の関係上、これ以上掘り下げはしませんけれども、同じ箇所でも複数回事故が発生している箇所については要注意であると思っています。今後、大きな事故につながるおそれがあるのではないかなと危惧しているところでもあります。改善に向けての早急な取組が必要であることを指摘しておきます。

このことを踏まえまして、(3)児童生徒の交通事故ゼロを目指してへと進みます。通学路の安全対策について、やはり究極的には児童生徒の交通事故ゼロが理想であると考えます。そこで、通学路における児童生徒の交通事故ゼロとなるような今後の取組について見解を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 通学路における児童生徒の交通事故をゼロにするためには、通学路で起きた交通事故の原因の検証が不可欠であることは認識しています。そこで合同点検をする際は、事故現場を危険箇所として教育委員会と学校で情報を共有し、毎回必ず関係機関に要望を出すようにしてまいります。また、安全な通学路を確保するため、地域や保護者の方々から寄せられる改善箇所等の要望へ適切に対応するとともに、学校運営協議

会において、通学路についての意見交換、改善要望等の情報収集ができるよう働きかけてまいります。さらに、学校におきましては、児童生徒の安全教育をより一層推進いたします。交通安全教室の実施、子どもの目線からの通学路安全マップの作成等により、危険予知能力、危機回避能力の育成を図り、自分の命は自分で守れる児童生徒の育成を目指してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 分かりました。通学路の対策必要箇所というものは、実は洗い出すたびに出てくるものだと思います。その理由の一つとして、点検対象にこれまで対象となっていなかった箇所が加わっていることが挙げられます。例えば幹線道路の抜け道などの車の速度が上がりやすい箇所、保護者や見守り活動者、地域住民などから市区町村への改善要請があった箇所などが、点検対象に新たに加わっているとのことであります。また、点検の実施要領に、在校児童から得られた情報を活用して危険箇所をリストアップすることが明記されているとのこと。先ほどの答弁で通学路安全マップの作成ということでしたが、タブレットを活用し、在校児童の目線で得られた情報を児童生徒自らがデジタル通学路安全マップを作成することもよいのではないかと考えます。例えば、学校での事件、事故から子どもたちを守るためのセーフティプロモーションスクール、SPSという認証制度があるということであります。この制度は、通学路等の危険箇所を子どもたち自身が見つけ、それを基にした安全マップを作成するもので、地域住民や行政に配付することで危険箇所の改善につなげているとのこと。このような制度にデジタルを加えるという提案であります。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

重ねてになるかも分かりませんが、根本的な改善に結びつかない箇所、また、同じ場所で繰り返し事故が発生している箇所については、集中的に粘り強く取り組んでいただきたい。児童生徒の通学路における交通事故ゼロの市川市を目指して取り組んでいただくことを強くお願い申し上げまして、このテーマは終わります。

次に、GIGAスクールの進捗状況について。

(1) ICT支援員増員について伺ってまいります。小中学校の児童生徒に対するICTを活用した教育が本格的に始まったが、誰一人取り残すことのない学習支援のためには、ICT支援員の役割は大きいと考えております。公明党はICT支援員増員をこれまで要望してまいりました。本市のICT支援員の現状としては、過去の答弁では、ICT支援員は全体で常時6人を配置しており、1校当たり2週間に1回の訪問を実施している、支援内容は多岐にわたり、いちかわGIGAスクール構想を推進していくためには必要不可欠な人員と考えている。また現状では、1校当たりの訪問回数が限られているため、子どもたちに対して継続的な支援が難しいことや、年間で1クラス当たり5回から6回程度の支援にとどまっている学校がある。そのため、より手厚く学校現場のICT活用をサポートすることが課題と認識していることから、支援の在り方については継続して検討していくというものでありました。

そこでまず、ICT支援員は本年度どのような体制でスタートしているのか伺います。

**○松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** 本事業につきましては、令和4年度業務委託により支援員6人体制でスタートをしております。今年度は、人員的な拡充には至ってはおりませんが、効果的な活用を目指して取り組んでいます。今年度からの取組として、各学校がICT支援員をより効果的に活用できるようリーフレットを作成しております。このリーフレットを用いて、それぞれの学校に改めてICT支援員の業務や活用方法について説明をしたところです。また、小学校2校、中学校1校をGIGAスクール推進校に指定し、ICT支援員の配置回数を増やすように全体の調整も行っております。このGIGAスクール推進校には経験の豊富なICT指導員が訪問し、積極的な情報機器の活用の推進の支援を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。本年度のスタート体制について伺いました。

再質問になりますが、現在ICT支援員の活用はどんな状況であり、どのような支援を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 ICT支援員の活用状況及び支援ですが、主に教職員に対する研修と授業支援となっております。特に、今年度は教職員への研修要望が増えており、ICT支援員の訪問日に合わせて毎回短時間の研修会を行っている学校もございます。また、ICT支援員が授業中の操作の支援や家庭学習に活用できる設定の支援を行ったことにより、デジタルドリルを使った学習を授業や家庭学習の中で取り組む学校が増えてきております。また、授業の中で操作に困っている児童生徒に、ICT支援員が積極的に声かけを行うなど、児童生徒との関係もよくなってきたことで、タブレットを活用した授業がスムーズに行われています。最近では、トラブル対応やデジタル教科書のIDの登録作業支援など、専門的な知識が必要となる場面も多くなってきていますが、ICT支援員の適切な支援により円滑に授業が実施できています。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 ICT支援員の適切な支援により円滑な授業が実施できているということでありました。さらに伺いますが、私はICT支援員の増員が必要であると、繰り返しですが考えております。ボランティアの活用や業務委託先を増やすなど方法は幾つかあるのかなと考えます。

そこで、今後、ICT支援に関わる人材をどのように考えているのか、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 ICTを活用した学びを充実するためには、ICT人材の確保が必要です。ICT支援員以外のサポートとして、ICTに精通した地域の方を学習支援ボランティアとして御協力いただくことは有効な方法の一つと考えます。そこで、教育委員会としましては、現在、大学生ボランティアがICTを活用した授業の支援ができる取組に向けて調整を図っているところです。今後は、地域人材が活用できる仕組みの構築と併せ、専門的な知識を持ったICT支援員が、より多くの学校の支援ができるように体制についても検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 地域人材が活用できる仕組みの構築と併せ、専門的な知識を持ったICT支援員が、より多くの学校の支援ができるように体制をつくっていくことで検討していくとの御答弁でありました。特にこの地域人材、確かにすばらしい人材が地域に多くいらっしゃるのかなと思います。また、やっぱり大学生のボランティアを活用していくということ、この目のつけどころと伺いますか、そこも大変重要なところだなと思っております。ぜひこのことを進めていただきたい、ICT支援員の拡充を進めていただくことをお願いいたします。次に移ってまいります。

(2)児童生徒に貸与するタブレットについて。ア、タブレットの活用状況について質問してまいります。児童生徒1人1台タブレットが実現をしているところではありますが、実際にタブレットを学校ではどのように活用しているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会では、全学校を対象に、本年2月にタブレット活用についての調査を実施いたしました。学校での活用に関しては、学習課題の提示や提出をタブレットで行う授業を半数以上のクラスで行った学校は48校で、うち19校は全クラスで行っております。また、自分の考えの発表や話し合い活動にタブレットを利用する授業を半数以上のクラスで行った学校が45校で、うち12校は全クラスで行っております。

次に、家庭での活用に関しては、タブレットで宿題や学習課題を配信し、オンラインで提出する活用を半数以上のクラスで行った学校が42校、うち16校は全クラスで行っております。なお、今年4月以降におけるICT支援員による授業支援回数は、昨年度同時期と比較して3割増の345件となっており、タブレットを使用した学習がより積極的に推進されている状況となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。各学校のタブレットを活用した学習については、昨年度より積極的に推進されているという状況にあるとのことでした。これはこれで結構であります。

次に、イ、タブレット使用に関する課題について伺います。私ごとですが、私には子どもが5人おりまして、そのうち2人が小学校と中学校に通っています。当然いろいろな情報が保護者などから入ってまいります。その中で、タブレットの故障が多いという話を耳にします。

そこで伺いますが、タブレット使用に関して、今現在どのような課題があると認識しているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、タブレットの予備機不足ということが課題となっております。児童生徒に配付しましたタブレットは、学校ごとに予備機として8台ずつ配付し、各学校に転入生が来た場合や故障機があった際に、この予備機で対応できるようにしております。学校ごとの予備機が不足となった場合には、教育センター予備機での対応を想定しておりました。しかし、現在学校での破損状況が想定より多く、教育センターの予備機でも対応し切れていない状況となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。このことを踏まえまして、故障したタブレットに係る課題についてに進んでまいります。ウ、故障したタブレットに係る課題について。現在学校での破損状況が想定より多く、教育センターの予備機でも対応し切れない状況となっているということでありました。これは当然、それで仕方がないということにはならないわけでありました。

そこで伺いますが、ウ、故障したタブレットに係る課題について教育委員会の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 まず、児童生徒のタブレットの破損の発生状況ですが、今年3月現在、タブレット全体の2.7%の破損機が発生しています。主な破損原因としては、児童生徒が不注意により落下させてしまうことが挙げられます。具体的な場面としては、充電保管庫から取り出す際の落下、写真撮影時に手を滑らせる落下、児童生徒の机の横を通る際にタブレットを引っかけて落下させてしまうことなどです。また、家庭への持ち帰りの際に破損することもあります。タブレットの入ったかばんを落としたり、ぶついたりすることや、カバンの中にあつた水筒の水が漏れてタブレットが故障したというケースもありました。タブレットの破損に関しては、破損台数や破損に至る事例を教育委員会より各学校へ何度も説明し、取扱いに関する注意喚起を行っております。

次に、破損端末の修理状況ですが、3月末時点で故障端末が357台、破損端末が626台あり、そのうち215台は修理が終わっております。4月中に214台の端末については修理に出しており、現在未修理のものが554台という



状況です。修理に関しましては、故障や破損の状況により変わってきますが、1か月から1か月半程度となっております。現時点では修理の対応を急いで行っており、順次各学校に渡せるように進めているところです。現在、教育センターに予備機がないことから、タブレットがない児童生徒には学校にある予備機を複数の児童生徒で共有すること、学校のパソコンルームのパソコンを活用するなど、学校ごとに工夫し対応しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。さらに伺ってまいります。今年3月現在、児童生徒のタブレット全体の2.7%の破損機が発生している状況であるということでもあります。台数で見ますと、全体が大体2万1,000台以上というぐらいだと思います。そのうちの2.7%ということなので、大雑把に600台程度なのかなと思います。また、当初想定していた教育センターの予備機も不足してしまっているということでもあります。

これらのことに関しまして3点の再質問を行います。1つ目が、破損の影響で端末が手元にない児童生徒数は、2点目、破損修理費用はどの程度か、3点目、端末の種類によって破損率の差はあるのか、御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 御質問の3点についてお答えいたします。

まず1点目、端末が手元にない児童生徒についてです。本年の3月末までは学校や教育センターの予備機で対応しておりましたが、それ以降、各学校での破損が急激に増え始め、予備機での対応が不十分となり始めました。現在、教育センターで把握している予備機対応ができていない台数は104台となっております。

2点目、破損修理にかかる費用についてです。破損の程度によって異なりますが、今年度の修理実績では、1台当たり約2万円から5万円程度かかっており、平均で約3万6,400円となっております。この費用は、物品等修繕料で対応しておりますが、破損率が当初見込みの0.55%から2.7%となっておりますことから、今年度予算の不足を含めまして、今後の対応についての検討を現在進めております。

最後に3点目、端末の種類による破損率の偏りについてです。現在、児童生徒に貸与しているタブレットは3種類ございます。現状、修理費用についての差は見受けられませんが、破損割合に関しては機種によって差が現れています。今後、端末修理費用及び端末種類により偏った破損率の対応に関しましては、ランニングコストを抑えるための運用方法について検討を行うこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 1点目の現在手元に端末がない生徒は104人いると。2点目について、当初の破損率0.55%が、実際は2.7%となっているということで、御答弁にありましたけど、物品等修繕料でこのタブレットの対応ということで、当初予算では400万円を計上しているということでもありますけれども、当然これではもう全然足りない状況になっている、不足している状況であるということでもあります。そして、購入している機種は3つのメーカーがあって、そのうち1つといたしますか、メーカーに破損の偏りがあるということでもあります。もう一つ言えば、修理費用は高くても5万円もかかるので、購入費用よりも高くなる場合があるということでもあります。

タブレットの破損率が高いことについて、タブレットそのものの堅牢性の問題と児童生徒の取扱いにおける不注意が挙げられると考えます。タブレットの購入費用より修理費用のほうが高いケースがあることから、1か月から1か月半もかけて修理に出すよりも、むしろ新たに購入してしまったほうが費用対効果が高いとも言えると思います。また、破損しやすいことが分かった機種については、他の堅牢性が高いタブレットに変えていくことも十分検討しなければいけないことだと考えます。さらに、現時点でタブレットの更新費用については、国が負

担をするということにはなっていないと承知しておりますが、仮にこれが市の財政負担ということになれば、今のうちから最小の経費に抑える努力をしていかなければならないと考えます。早急に改善策を検討していただくよう強く要望しておきます。

そしてもう1点、これは私見になりますけれども、児童生徒がタブレットを家庭に持ち帰ることの是非についてです。これもやっぱり検討しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。もちろん家庭学習へのタブレットの活用を国がうたっていることは理解しています。このタブレットを文房具のように使っているというようなことを国はうたっておりますので、それは理解しておりますが、さはさりながら、小学1年生等の低学年にタブレットを持って登下校させるということが、果たして妥当なのかというところについて、私はいささか疑問であります。ぶついたり、水筒の水が漏れるなんていうことは、これは当然親として、やっぱり気をつけるように注意を促すようなことはしておりますけれども、しょせん子どものやることでありますので、ぶつけてしまったりとか、急いでいて水筒のキャップを閉め忘れて、ゴムのパッキンをつけ忘れちゃって、そのまま入れて水が漏れちゃったなんてことは、これは責めに値しないんじゃないのかなと私は思います。要するに、本人がいかに注意をしたとしても、防ぎ切るには限度があるのではないかと考えています。

また、視点を変えますと、6月22日付の読売新聞でデジタル教科書について、読売新聞が全国の主要109自治体を対象に行ったアンケート、97自治体が回答したものでありますが、学習用端末の目的外使用の実態を聞いたところ、学習と関係のない利用が半数以上の自治体で見られた、また、端末機能を使いたいじめなどのトラブルも起きており、自治体は対応に頭を悩ませているという記事が掲載されました。また、文科省が2021年度、全国の4割の小中学校で行ったデジタル教科書の実証授業の結果をまとめたということでもあります。2から4割の児童生徒が授業後に目や首、肩などに疲れや痛みを感じていて、健康面への影響が明らかになったとの記事も掲載されておりました。これらのことから、例えば小学校低学年については、無理に自宅にタブレットを持ち帰らせることはないのではないか、これは検討していただきたいなと思います。

最後に、GIGAスクールを推進するに当たり、タブレットの破損や健康面への問題等、様々課題が生じてきていると思いますが、それらの課題について検討して、市川市に合ったGIGAスクール構想の推進をお願いしたいと思います。このテーマは以上で終わります。

次に、特別教室のエアコン設置について。

(1)特別教室へのエアコン設置の現状について伺います。本市の市立小中学校の普通教室のエアコン設置率は100%を達成していることは評価されるべきことではありますが、特別教室のエアコン設置率は100%にはなっておりません。市民からも、ぜひ設置してほしいということをしつぱしば言われます。また、地域学校運営協議会でも、エアコンのない会議室で行われている学校も少なくないのではないのでしょうか。

そこで、(1)特別教室へのエアコン設置の現状について伺います。

**○松永修巳議長** 永田生涯学習部長。

**○永田 治生涯学習部長** エアコン設置の現状について、初めに、音楽室や理科室、図書室など児童生徒が授業で使用する特別教室について御説明いたします。以前は、学校からの要望などに基づき、随時エアコンを設置してきたようではありますが、令和元年7月に学校からの要望を聞いた上で、設置希望の多かった特別教室181室に一斉にエアコンを設置いたしました。その結果、特別教室の設置率は36.2%から72.2%にまで改善することができました。その後、令和3年8月に完成した義務教育学校塩浜学園には、全ての特別教室にエアコンが設置されたことなどにより、令和4年6月現在では音楽室等の特別教室513教室のうち373教室にエアコンを設置しており、設置率は72.7%となっております。一方で、特別教室には、音楽室等の児童生徒が授業で使用する特別教室のほかに、多目的教室やランチルームなどの特別活動室や教育相談室など、児童生徒が適宜利用するものもござ

います。これらを含めると、令和4年6月現在では全特別教室1,051教室のうち704教室にエアコンを設置済みで、設置率は67%となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。令和4年6月現在では、全特別教室1,051教室のうち704教室にエアコンを設置済みで、設置率は67.0%となっております。この特別教室にも大きく分けて2種類あるということでありました。このことを踏まえまして、次の(2)今後のエアコン設置の考え方と予定についてに進んでまいります。

(2)今後のエアコン設置の考え方と予定について伺ってまいります。理科室など授業で使用する特別教室のエアコン設置率が70%を超えていることは理解しましたが、そのほか児童生徒が適宜使用するその他の特別教室を含めると設置率は低くなります。このことを踏まえて、今後のエアコン設置の考え方と予定について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 今後の特別教室へのエアコン設置の考え方と予定についてでございます。まずは、音楽室や理科室、図書室などの児童生徒が授業で使用する特別教室の全てにエアコンを設置し、その後、特別活動室や教育相談室など、児童生徒が適宜使用する特別教室にもエアコンを設置してまいりたいと考えております。なお、宮田小学校など、近く建て替えが予定されている学校につきましては、建て替え工事でエアコンを設置する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まずは、図書室や音楽室、理科室などの児童生徒が授業で使用する特別教室の全てにエアコンを設置し、その後、特別活動室、教育相談室など、児童生徒が適宜使用する特別教室にもエアコンを設置していきたいとの今後の考え方と予定をお聞きしました。近年、夏が危険なほど暑いこともあり、今後早急かつ計画的に設置を進めていくことが重要と考えます。

そこで、学校全ての教室についてのエアコン設置計画を策定することを提案いたしますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 全ての教室へのエアコン設置についてでございます。近年の夏の暑さを考えますと、児童生徒の快適な学習環境を確保するためには、特別教室に限らず、全ての教室にエアコンを設置することは重要であると考えております。また、建て替え後の学校には、全ての教室にエアコンを設置する予定でございます。体育館などのエアコン設置や今後老朽化が予想される普通教室のエアコンの入替えなどもございますが、現在設置率が70%程度となっている特別教室につきましても、できるだけ早くエアコンを設置してまいりたいと考えております。そのためには、学校の建て替えを進めるとともに、建て替えが先になる学校については、特に特別教室のエアコン設置計画を策定して計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。特に特別教室のエアコン設置計画を策定して計画的に進めていくとの答弁をいただきました。早急な計画の策定を重ねてお願いいたします。

最後に、田中市長に伺います。我が国の最重要課題の一つに少子化対策があります。自治体においては、持続可能な自治体経営のために、子育て世代の定住を促進することが重要であると考えます。市川市はよく、地価が高く、一定になると子育て世代が他市に居を移してしまうというようなことが言われますけれども、そういつ

たことを乗り越えて、子育て世代が市川市が産出から子育て、教育環境、それらが定住するだけの価値がある市なのかどうかということを見定めているかと思えます。その視点からも、学校教育環境の整備に重点的に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、学校の教室へのエアコン設置の事業化を求めますが、市長の見解を伺います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 最大会派公明党さんから一般質問では質問していただけないのかなと思って少々不安に思っていたところ、中村議員から御質問いただきました。ありがとうございます。先ほどつちや議員からも御指摘ありましたように、学校の特別教室等にエアコンを設置するということは、多分議会の皆さん方のほぼ総意だというふうに認識させていただきました。ぜひ、教育長と常に打合せをしながら、特別教室等のエアコン設置に積極的に予算の配分を行ってまいりたいというふうに思います。御指摘のとおり、少子化対策という一面においても、やはり学校の設備をよくしていくということは大事なことだと思います。

以上です。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 田中市長、力強い御答弁大変にありがとうございました。市川市の教育環境はソフト、ハード面において素晴らしい、ぜひ市川で子どもを育てたい、そして、伝統ある文教都市市川の教育環境で次の世代も市川市に住み、そして、人も町も大きく発展して行ってほしい、多くの方々からそのように思ってもらえるような市になって行ってほしい、このことを願ひまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時51分休憩

午後 3 時25分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、昨日のつかこしたかのり議員の議事進行に関する発言に対し、議長において調査した結果を御報告いたします。

つかこし議員の議事進行発言の趣旨は、去る 6 月21日の無所属の会の代表質問における越川議員の発言のうち、第 1 に、つかこし議員ほか一部の議員が越川議員を不当に追及しているかのような印象を与えかねない発言、第 2 に、パワーハラスメントに関する疑義について潔白が立証されているとの誤解が生じるような発言、第 3 に、生活保護費の不正受給に関する疑義について潔白が立証されているとの誤解が生じるような発言の 3 点の発言について、訂正または取消しを求めるものであります。

調査の結果、第 1 の発言につきましては、そのような趣旨と読み取れる発言は認められませんでした。

第 2 の発言につきましては、越川議員は本件の代表質問の以前から、本会議等においてそのような行為は行っていないと発言しておりますので、特段、本件の代表質問での発言が誤解が生じるものであるとは認められませんでした。

第 3 の発言につきましては、越川議員が自身の潔白が立証されたかのように述べた発言は認められませんでした。

したがいまして、議長といたしましては、越川議員の発言は訂正または取消しは必要ないものと判断いたします。以上のとおりでありますので、つかこし議員におかれては、了承願いたいと思います。

以上で終わります。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず最初は、給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としについてです。

令和3年4月に市川市は、市内小中学校の給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としを開始しました。学校では、それまでのいわゆる集金日がなくなりました。保護者からは、児童生徒が高額な現金を持参することがなくなりよかった、また、PTAの集金係がなくなり保護者の負担が減ったなどの好意的な意見を耳にする一方、1年が経過し、様々な課題も見えてきたように思います。PDCAの観点からも検証が必要に思いますので、幾つか質問させていただきます。

まず最初に、改めて、給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としの概要、目的、導入までのスケジュールについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、学校給食費の公会計化の概要、目的、導入までのスケジュールについてお答えいたします。学校給食費の公会計化とは、学校給食費の徴収や督促といった収納事務及び学校給食用物資納入業者との契約や支払い事務について、市の歳入歳出予算に組み入れ、市が一括管理を行うものです。目的としましては、多額の現金の取扱いに伴うリスクの排除、多様な支払い方法の提供による保護者の利便性の向上と負担の軽減、公金の管理に係る透明性の向上と適正化、収納及び支払い等の事務に係る教職員の負担軽減の4点です。開始に当たりましては、学校給食管理条例の制定、学校給食費管理システムの構築と専用端末の設置、関連する情報システムの改修、そして保護者への周知など、令和元年度より2か年かけて準備を行い、令和3年4月より開始しております。

続いて、学校徴収金の口座引き落としの概要、目的、導入までのスケジュールについてお答えいたします。学校徴収金の口座引き落としは、多くの学校で手集金をしていた教材購入費や積立金等を保護者が登録した金融機関の口座から各学校の口座に引き落とすものです。学校徴収金の口座引き落としの目的につきましては、保護者や教職員の負担軽減等、給食費の公会計化とほぼ同じでございます。導入に当たりましては、令和元年12月から教育委員会担当課と学校関係者が意見交換を開始し、令和2年9月に各学校へ周知、その後、学校による口座引き落としのための金融機関及び業務仲介業者等の選定と保護者への周知、名簿作成等の事務作業を経て、公会計化と同じく令和3年4月より開始しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 概要、目的、スケジュールについて理解しました。1年が経過し、実際に口座引き落としを行うことで、給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としの当初の目的は達成され、利点として確認できているのでしょうか。また、課題として認識していることはあるのでしょうか。それぞれの利点や課題についての考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としについての利点と課題についてお答えいたします。

学校給食費の公会計化及び学校徴収金の口座引き落としの利点として、児童生徒が現金を持参する、PTA等の保護者が集金業務を行う、担任等の教職員が銀行に振込に行くといった集金時に現金の取扱いや集金業務が不要となったことであります。あわせて、公会計化により、保護者に対しては、多様な支払い方法の提供による利便性の向上、物資納入業者に対しては、納入先の全ての代金がまとめて振り込まれることによる遅延のない適正な会計処理が図られております。

一方、課題ですが、学校給食費の公会計化では、私会計のときと比較すれば滞納者が増加し、督促事務が増えたこと、納付書一括払いなどができるようになったため、年度末に過払い分の還付手続が増えたことなどが挙げられますが、いずれの課題も公金を透明かつ適正に管理するためには必要なものと理解しております。また、学校徴収金の口座引き落としの課題としては、教頭等特定の職員に業務が集中してしまうことが挙げられます。具体的には、口座引き落としに係る書類作成事務や出入金に伴う通帳管理、さらには未納者への対応や業者への支払い事務などがあります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 当初の目的として挙げられました多額の現金の取扱いに伴うリスクの排除、多様な支払い方法の提供による保護者の利便性の向上と負担の軽減、公金の管理に係る透明性の向上と適正化はほぼ達成され、利点として確認している一方、収納及び支払い等の事務に係る教職員の負担軽減については、担任の負担は軽減できたが、教頭等への業務の集中は課題として残ること、また現金の取扱いのリスクという点で見ると、給食費の公会計化は全くないが、学校徴収金は軽減したものの、まだ課題が残ること、また、給食費の公会計化の課題としては、滞納者への督促事務や納付済みの給食費を還付する手続事務が課題であること、このように理解いたしました。

これらに加え、さらに私が考える給食費の公会計化の課題を申し上げますと、給食費の公会計化となったことで、それまで当たり前に行っていたことでできなくなったことが挙げられます。例えば、以前は卒業前の児童生徒に、栄養士が食材費を工夫して、いつもより豪華なバイキング形式のイベント給食を行うことが多かったように思いますが、こういった給食はできなくなったと聞いております。児童生徒がとても楽しみにしていたイベントですので、何とか復活できないかと思えます。再開は可能でしょうか、お答えください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 イベント食につきましては、公会計化された現在もメニューを工夫することで、入学式や卒業式のほか、運動会や各種行事に合わせた行事食やイベント食を提供しており、子どもたちにとって楽しく、また、食育の推進にもつながる給食の提供に努めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 決められた1食分の範囲内での工夫しかできないと、このように理解いたしました。感動により人は変わると、若い頃、当時の校長先生が教えてくださいました。卒業していく子どもたちにとって、バイキング給食はおいしく食することだけにとどまらず、1つの節目をいつもの給食より豪華なごちそうで祝っていただく特別感や、旧友との名残惜しい別れを癒やす時間ともなり、卒業前の不安定な心情の子どもたちが、ほっと安堵するひとときとなっていました。今後、市川市で二度とあの感動を与えてあげることができないと思うと残念でなりません。何とか再開する手だてはないものか、検討していただけたらと思えます。

さて、続けて質問いたしますが、先ほどの答弁で、給食費の公会計化と学校徴収金の引き落としの課題として数点挙げられていました。それぞれの課題についての分析と解決に向けた対応についてお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食費の公会計化における課題である督促事務や還付手続の増加は、公金を透明かつ適正に管理するためには必要なものと理解しており、適切に対応してまいります。学校徴収金の課題である業務が集中する場面としては、学校の金融口座からほかの口座に振り分ける入金作業と、支払いに係る口座からの引き出しや振込を行うために金融機関に直接出向いての手続作業などが挙げられます。これらの業務は勤務場所を離れることから、時間的な拘束による業務負担が生じています。そこで、この負担を軽減するために、各金融機関が提供するインターネットバンキング等の仕組みを調査し、既に導入している学校の実例を基に、各学校の実態に合った情報を提供し、活用に向けた具体的な作業工程や手続についても直接指導、支援を行うなど、各学校における入出金における作業の簡素化を推進してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 学校徴収金については、大きな課題があり、対応が急がれると理解しました。ここまでをお金の流れで整理しますと、給食費の公会計化も学校徴収金の口座引き落としも、入金については全てが金融機関相互の処理となるため、現金を扱うリスクや集金事務がなくなり、子どもにとっても保護者にとっても、教頭を含めた教職員にとっても利点となっている。一方、出金、いわゆる業者への支払いは、給食費の公会計化については、市が窓口となり、業者に支払うシステムを構築しているため、金融機関相互の処理ができているが、学校徴収金の口座引き落としについては、全てが金融機関相互の処理とはならず、多くの学校では、いまだに現金を引き出して学校で業者に手渡ししたり、振込手続のために金融機関に出向いたりという課題が残っている、こういうことだと思います。

学校徴収金の出金にだけ課題が残っている。どうしてこのようなことになったのかとちょっと考えてみますと、スケジュールの問題でございますが、給食費の公会計化と学校徴収金の口座引き落としの導入の際、給食費の公会計化については、入金から業者への支払いまでシステムを構築しており、それに沿って導入すればよいだけでしたが、学校徴収金については、口座引き落としのできる金融機関及び仲介業者の選定にとどまり、言わば入金のリスク軽減に比重が置かれ、それぞれの金融機関及び仲介業者を使用した場合の出勤の際の業者への支払い方法及びリスクや通常管理の事務作業の煩雑さはあまり考えていなかった、こういうことだと思います。ただいまの御答弁では、この出金の課題への対応として、ネットバンキング等の仕組みを活用することでした。ぜひこの方向で進めていただきたい。よろしく願いいたします。

では、続けてお伺いしますが、ネットワークバンキング等の周知はどのように行うのでしょうか、スケジュールも含めてお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 インターネットバンキングシステムの利用につきましては、手続及びシステム利用の手数料など金融機関によって異なります。現在、市内の学校が利用している学校徴収金口座引き落としに係る金融機関が複数あることを踏まえ、同システム利用に係る詳細な情報を提供するとともに、システム構築までの指導、支援を行ってまいります。なお、情報提供の開始につきましては、金融機関ごとに異なりますが、年度内には全ての学校への情報提供を終え、随時システム利用に向けた指導、支援を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 この出金に関わる情報は、口座引き落としを導入する時期に周知するべきでした。遅きに失した感があります。スピード感を持って周知徹底していただきたい。よろしく願いいたします。

さて、学校徴収金の口座振替の課題として、教頭に業務が集中するとの答弁がありました。そもそも学校徴収金に係る事務は教頭の業務なのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校徴収金に係る業務については、文部科学省は基本的に学校以外が担う業務と位置づけております。また、平成30年2月9日付の通知では、学校徴収金の徴収、管理業務は、教育委員会事務局や市長部局が担うこと、仮に学校が担わざるを得ない場合は、事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにすることと記されております。市川市では、公会計化された学校給食費以外の私会計については、学校が業務を担わざるを得ない状況にあり、主に教頭が徴収、支払いに係る事務等を担っております。教育委員会といたしましても、教頭の業務負担軽減に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 基本的には学校の校務ではないと位置づけられるとの答弁だったと思います。学校教育法では、教頭は校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどるとあります。では、なぜ基本的に校務でないと位置づけられる仕事を教頭が行うようになるのでしょうか。学校には、いわゆる管理職は校長と教頭の2人しかいません。管理職である教頭がなぜ行うようになるのか。私なりの考えをお話ししますと、教頭の仕事は校務を整理することですから、校務分掌に沿って割り振り、調整することがその仕事の一つとなります。今回のように、基本的には学校以外が担うべき業務ではあるが、学校が行わなければならないとき、教頭は校務分掌に沿って割り振ることができません。学校の仕事ではないので、校務分掌上には割り振るところがないんです。では誰がやるか、自分で行うこととなります。教頭の仕事は校務を整理することができず、整理できないときは自分でやることになるということです。この瞬間、教頭は管理職でありながら、担当者、プレーヤーにならざるを得なくなります。このようにして、校務以外と思われる業務を学校が受け入れると教頭の仕事が膨らんでいきます。

話を元に戻します。学校徴収金に係る業務は基本的には校務ではないのだが、教頭が担当者として請け負わざるを得ない状況であり、このことに費やす時間は、本来の教頭の仕事に費やす時間をそぐことにもなっています。ここが問題です。複数の教頭に話を聞きましたが、特に金融機関に向かなければならない時間の確保が難しいとのことでした。業者への支払い分の引き落とし、通帳管理、あるいは引き落とし日に引き落とせなかった分は、後日、手集金で集めることとなりますが、この入金、教頭は金融機関の営業時間内に学校を離れ出向かなければなりません。この教頭が学校を離れる時間をなくさなければなりません。また、働き方改革の視点、教頭の仕事量の削減という面からも、一刻も早く、出金については、金融機関相互のお金の処理だけで済むことができるように改善していただきたいと思います。少なくとも1年後には、全ての学校で教頭が学校徴収金に係る業務から解放されるようによろしく願いいたします。

次の質問に移ります。学校開放事業について伺います。

昨年の12月定例会で学校開放事業について質問したところ、基準の見直し等、必要な見直しを進めるとのことでした。改めて現状と課題、見直しの進捗状況について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、学校施設開放事業における現状についてお答えします。本市は、市民のスポーツの推進及び文化活動の振興を図ることを目的とし、学校の運動場や体育館などの施設を学校教育に支障のない範囲で開放しております。令和4年5月末現在で約630の団体数、約2万人の団体が登録されており、多くの市民の皆様に活用いただいております。課題といたしましては、登録団体数が増えており、希望する時間での

使用がなかなかできない団体があることや、営利目的での使用を疑われる団体があることであり、来年度からの基準の見直しが必要とされるところでございます。

そこで、課題の解消に向けて現在規則の改正に取り組んでおり、改正案を関係部署と協議調整しております。具体的な改正内容でございますが、現在の目的に、青少年の健全育成と地域活動の推進を新たに追加することとし、使用することができる団体の要件である本市在住、在勤、通学者の割合をおおむね3分の2以上のところ、4分の3以上に變更いたします。さらには、より多くの方に活動の機会を提供するため、基本的に1団体1学校の登録とすることなど、来年度からの変更実施に向けて周知期間も含めて早めに規則改正ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市民の割合の基準を3分の2から4分の3に引き上げるとのことですが、まだ低いと私は思います。近隣市は市民の——自分のところの市民の割合が高いため、他市から市川市に流入してくることが予想されます。ますます市川市民が使いにくくなる、このように思います。また現在は、名簿上、3分の2の市民がいれば団体登録ができるため、実際に登録している市民の割合が3分の2を満たしているか疑わしい団体もあるのも事実です。今後さらに市民の割合の基準を高めていく予定はあるのか、また、4分の3を確実に実施するための対策、あわせて営利目的による使用としない対策についても伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校施設開放事業は、市税によって運営している事業であります。近隣市の方と一緒にやっている地域スポーツ団体もあることから、市民の割合については慎重に取扱い、まずは4分の3以上への規則改正を確実に進行予定でございます。また、利用時には、実際の活動における市川市民の割合が4分の3以上であるよう注意喚起や、必要があれば活動場所に行くなどにより確認をいたします。今後、さらなる市民の割合の引上げにつきましては、状況を見ながら対応してまいります。また、登録の際に団体の規約と前年の収支報告書の提出をお願いし、ホームページを持っている団体には、市に提出した規約、収支報告書と同じものの掲載をお願いすることで、活動の透明化を図るなど、営利目的による使用でないことの確認を取り、確実な実施のために取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市税によって運営されているわけで、特に夜間使用する団体は非常に安い照明料ですし、青少年が利用する場合には無料と、大きく税金が使われているわけです。必要があれば活動場所に行って確認するとのことですが、そのことを規則等に明記するだけでも抑止効果となりますので、お考えいただけたらと思います。また、市民の割合の引上げは、引き続き検討をお願いいたします。そして、営利目的による使用としない対策については、ホームページを持っている団体には、活動の透明性を図るために、市に提出した規約、収支報告書の掲載をお願いして、営利目的ではないことの確認を取るとのことでした。逆に考えると、営利目的の団体は必ずホームページを持っていると思いますので、——これはそうでないと商売になりませんから、営利団体かどうかの特定は難しいと思いますが、営利団体だとしたら困る条件をつけることは可能だと思います。市に提出した規約、収支報告書の掲載をお願いするとのことですが、お願いではなく条件にさせていただきたい、こちらも御検討ください。

さて、先ほどの御答弁で規則の改正内容として、青少年の健全育成と地域活動の推進を追加するとのことでした。現在630の団体が登録しているとの現状の説明がありましたが、この中には、小学校の部活動から地域の社

会体育団体へと移行した団体がございます。少しこの移行の経緯をお話ししますと、現在の小学校の部活動は、水泳部、相撲部、陸上部の3つがあり、ある期間部員を募集し、練習を重ね、大会に臨んでおります。かつては、これらに加えて、男子はサッカー部、女子はミニバスケット部が各小学校にあり、年に一度の大会を目指して、年間を通して活動しておりました。平成に入った頃から児童数の減少に伴い、長い間、教員の不採用時代が続き、部活を担当する若手教員の減少、それに代わるサッカーやバスケットの地域指導者の育成が進んだ。このようなことにより、平成17年に年に一度の小学校の大会を廃止し、小学校のバスケット部とサッカー部はなくなり、ほとんどの小学校でそれに代わる新たな社会体育の団体として姿を変え、活動を継続させ、今日に至っています。小学校の部活動から地域の社会体育へスムーズに移行したわけです。

移行した当初は、部活動から移行した団体としての認知があり、地域の子どもたちの活動として優先されていましたが、現在はそれが薄れ、グラウンドや体育館が確保しにくくなったとの声が聞かれます。これらの部活動から移行した団体は、現在もその団体員はほぼ当該校の児童であり、健全育成や地域社会づくりを考えれば、この団体を優先させるべきだと考えます。御見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在進めている規則改正では、事業の目的に青少年の健全育成と地域社会づくりを追加する予定でございます。そのようになりますと、部活動から移行した団体など地域の子どもたちの支援となる活動を行っている団体は、事業の目指す方向性に合致すると考えます。それらの団体をどのように優先すべきかということにつきましては、早急に検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 スポーツ庁は中学校の運動部活動の地域移行への提言を発表しました。これを読みますと、ポイントとなるのが指導者の育成、経費、場所の確保でございます。もちろん、本日これに詳細に触れることはいたしません、場の確保については、学校開放事業と大きな関係があるように思います。この提言では、令和5年度から令和7年度の3年間で、休日の運動部活動から段階的に地域移行を開始していくとしています。具体的な計画はこれからですが、場の確保について考えてみると、中学校の運動部活動の地域移行が進み、移行した団体が学校施設を利用しようとしたとき、当然、場の確保については、他の一般の団体よりも優先されるべきだと思います。先ほどの御答弁で小学校の部活動から移行した団体を優先する方向で検討するとのことでしたが、これも当然のことだと思います。スピード感を持って検討していただきたいと思います。

さらに今後、中学校の運動部活動の地域移行に際し、場の確保がポイントになるということでございますので、1つ提案がございます。現在、市川市のスポーツ施設は予約システムにより管理されています。学校の部活動から地域に移行した団体が、児童生徒のために体育館やグラウンドを優先的に先取りし、余裕分を予約システムにより開放することが可能でしょうか。お答えください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 システムによる施設予約の構築とどのようなシステムを導入するのか、また目的に沿った施設の利用ができるのかなど総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ御検討ください。これがうまくいきますと、団体にとってのよさというだけでなく、営利目的が疑われる団体についても、その団体は困ることになるというふうに思います。なぜかと申しますと、予約システムでは、使用したい曜日や時間の固定化が難しくなります。活動する曜日や時間を固定化し、団体員

にホームページ等で知らせたい、周知させたい営利目的が疑われる団体は大変困ることになります。営利目的の団体を排除する手だてともなると思われますので、ぜひ御検討ください。

学校開放事業の改革の進捗について伺いました。御検討いただきたい点も多々申し上げました。進捗状況につきましては今後も注視してまいります。よろしくお願いたします。

次に、学校におけるICT環境整備について伺います。

まず最初は、安定したネットワーク環境の整備のうち、回線障害改善の進捗状況について伺います。他市より半年遅れて、昨年の9月から本市のGIGAスクールは開始となりましたが、当初からネット環境の不具合があり、原因究明と改善を再三にわたってお願いしてまいりました。進捗状況と原因究明に時間を要した理由についてお聞かせください。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

今回の障害は、学校の教室に設置した無線LANの電波を発信するアクセスポイントという機器に内蔵されたプログラムの不具合が原因でございました。通信障害は発生中でなければ確実な調査を行うことができないものですが、今回の障害は規則性がなく不定期に発生したこと、また、GIGAスクールのネットワークは2社で運用しているため連携が必要であったことから、対応に時間を要したものです。不具合への対応といたしましては、本年4月に各学校のアクセスポイントのプログラムを改修し、根本的な改善を図ったところです。その後、アクセスポイントが原因の通信障害は発生せず、対応は終了したものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 アクセスポイントの不具合と判明し改善したこと、改善までに時間を要したのは、不定期に発生したことやネットワークの運用に2社が関与しているため、相互の連携に時間がかかったと答弁されました。改善が進んだのは何よりですが、学校現場では不定期に発生したことから、現在たまたま回線障害が発生していないだけで、完全に解消されたわけではないのではないかと再発を心配する声が聞かれます。お考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

今回の障害につきましては専門家の調査により対応いたしました。このことから、仮に再発したとしても早期に原因箇所を特定し、対応できるものと考えております。アクセスポイントの障害は解消したと認識しておりますが、再発の場合におきましても早期の対応に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 よい方向と理解いたしました。ただいま伺った回線障害等の進捗状況を踏まえて、デジタル教科書の使用を想定したネットワーク環境の検証、調査について伺います。令和6年のデジタル教科書の本格導入に向けて、本年度は小学校5年生から中学3年まで試験的に導入すると承知しております。アクセスポイントの通信障害は解消したとしても、そもそも市が構築した学校のネットワーク1ギガでは通信量に不安があると、昨年の6月定例会で指摘したところです。今年度のデジタル教科書の使用を想定したネットワーク環境の検証、調査についてどのように考えているかお聞かせください。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

国は、令和6年度のデジタル教科書導入に向け、今年度、全国の小中学校で検証を行うこととしており、学校に必要な通信環境の検討は課題の一つとなっております。本市におきましても、デジタル教科書の利用を想定した現状のネットワークにおける通信環境テストを本年6月13日に実施し、円滑に利用できる条件について確認を行いました。その結果、デジタル教科書を学校内で一斉に利用するためには、各学校のインターネット接続回線の出口部分と各学校のインターネット接続回線を集約するデータセンターの入り口部分、この2つがボトルネックとなり、デジタル教科書と同時にアクセスしづらい状況が確認できたところです。また、今回の通信環境テストにつきましては、7月上旬に事業者からの詳細な報告を受ける予定となっております。今後は、この通信環境テストのデータを分析し、回線の専用化など、現行のネットワーク構成にこだわることなく、最適な通信環境を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ただいまの御答弁では、アクセスしづらい状況が確認できたとの答弁ですが、要するに、6月13日にデジタル教科書の使用を想定した検証を行ったがつながらなかったということだと思います。実は、近くのある中学生に聞きましたが、その中学校では、全校で一斉にデジタル教科書にアクセスしたのですが、ほぼ全てのクラスでつながらなかったそうです。残念な状況です。この報告については7月上旬と、これから最適な通信環境を検証していくとのことですが、先ほどの御答弁ではボトルネック、あるいは各学校の接続出口部分、こういったところが原因として指摘されておりました。

これは私が指摘した各学校からの通信回線が1ギガである、あるいは学術情報ネットワーク、SINETになぐためには、どうしても回線を集約させねばならず、集約する際にボトルネックを起している、こういうことだと思うんです。この1ギガやSINETへの接続は、市が1,400万円かけて委託し作成された新たな構築計画に沿って行われたと、このように理解しております。現状を考えると、そもそもこの計画に不備があったと考えますがいかがですか。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

現在のネットワーク環境につきましては、GIGAスクール構想に関する構築計画の策定支援委託により、必要な通信容量が計算されたものと認識しております。これを受け、ネットワークの構築に当たりましては、各学校からの出口には最も一般的な通信回線を選択したところです。このたびデジタル教科書の導入検証に当たり、学校からの出口に同じ通信回線を採用する他の自治体からも、つながりやすさの面で課題があると聞いております。

本市におきましても、安定した通信環境に必要な通信容量を想定した上でネットワークを構築したところではありますが、児童生徒が一斉に利用するデジタル教科書の利用に際しては、通信環境テストの結果により、通信遅延の課題を認識しているところでございます。引き続き、他市の対応についても情報収集に努めるとともに、適切な対応を選択してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市が1,400万円かけて委託した新たな構築計画では、デジタル教科書による通信負荷まで想定していなかったということでしょうか。理解に苦しみます。

では、次の質問に移ります。この新たな構築計画に沿ってネットワークを構成した結果、本市のGIGAスクールネットワークは2つの事業者が運営していると認識しています。2社が関与することになった経緯を伺いま

す。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

G I G Aスクール構想につきましては、コロナ禍において、臨時休校などの緊急時においても、子どもたちの学びを保障する環境の整備を急ぐとした国の方針転換により、令和5年度までに段階的に整備する計画が令和3年度までの整備完了となり、令和3年4月の運用開始を目途とするよう示されました。これを受け本市では、その実施目的、ネットワーク構成、運用方法などを改めて明確化するためスケジュールを半年遅らせ、令和3年9月に開始したところです。G I G Aスクール開始に当たり、先行して開始した自治体の状況を踏まえ、大学や研究機関などだけが接続するS I N E Tと呼ばれる学術情報ネットワークの高速かつ安定した大容量の通信環境に期待し、S I N E Tを活用することといたしました。従前からあった学校内の通信環境に加え、新たにS I N E Tへ接続するための回線を別途構築したため、事業者が2社となったものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 S I N E Tを活用することにした、S I N E Tに接続するには、それまでの学校通信環境に加え、別途回線を構築したので2社になった、こういうことだと思います。先ほどの回線障害改善の進捗状況の質問で、原因究明に時間を要した理由についてお伺いしました。G I G Aスクールを2社で運用しているため、相互に連携が必要になったところ対応に時間を要したと、このような答弁がございました。これは2社が関与している明らかなデメリットにほかなりません。2社が関与しているメリットとデメリットをどのように整理しているか、お聞かせください。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

G I G Aスクールのネットワークの運用に2社が関与するメリットとしましては、コストや技術の面での競争性のほか、S I N E Tの高速かつ安定した大容量の通信環境が期待できます。一方、デメリットにつきましては、2社の間での綿密な連携が必要となることや、障害発生時に2つのヘルプデスクが関与することによる対応時間の遅れ、また、S I N E Tの接続のために設置したデータセンターの維持管理コストの増額などが考えられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 デメリットばかりが目立っているように思います。さらにデメリットを挙げると、2社あると責任の特定が難しいのではないのでしょうか。どちらも自分のところに責任はないと言いたいでしょうから。コストの面でデメリットを挙げられていましたが、S I N E Tを活用してネットワークにつながりわけですから、そのために費用がかかるのは当然でしょう。

コストの面でさらにお伺いします。2社関与していると、ヘルプデスクも2つということになると思います。それぞれのヘルプデスクにかかる経費をお聞かせください。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

児童生徒の出欠や成績などを管理する校務システム関係のヘルプデスクが約2億5,000万円、児童生徒が利用するタブレットなどを管理するG I G Aスクールのヘルプデスクが約2億1,000万円となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 2社で4億6,000万円、かなり高額と言わざるを得ません。仮に1社となれば、かなりのコスト削減になると思います。安定したネットワーク環境の整備について、るるお尋ねしてまいりました。回線障害改善はされているものの、デジタル教科書の同時アクセスには課題があること、ネットワーク運用に2社関連していることで生じるデメリット等が明らかとなりました。現在は必ずしもよい状況とは言えません。先ほどのデジタル教科書の使用を想定した検証に関する質問に対し、現行のネットワーク構成にこだわることなく、最適な通信状況を検討していく旨の御答弁がありました。今後、市川市のGIGAスクールのネットワーク環境をどのように考えていくか、お聞かせください。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

令和3年9月のGIGAスクール構想の運用開始に当たり、SINETの活用によるネットワークを整備したところでありますが、各学校の回線を集約するデータセンターの維持コストやネットワークに2社が関与することによる運用の複雑化のほか、デジタル教科書の使用に対する通信容量の不足など課題があることを認識しております。今後、通信ネットワークの構成について、通信回線の専用線化のほか、SINETの活用による通信ネットワークの見直しなど、様々な角度から検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 私は、非常に失礼な言い方で恐縮ですが、新たな構築計画に問題があると思います。まず、やはり1ギガではデジタル教科書の同時アクセスに限界があった。次に、SINETは内部では高速大容量の通信環境ですが、SINETに行き着く前にボトルネックを起していると考えられることです。昨年の2月定例会で新たな構築計画について私は質問しましたが、このような御答弁でした。真に個別最適な学習環境を提供できるようにするため、構築計画業務を委託した、このような御答弁がありました。この構築計画に沿って構築した結果が現状です。残念でなりません。一番被害を被るのは子どもたちです。令和6年度のデジタル教科書の本格使用に向けて時間はありません。ネットワーク関係運業者を1社にすることも含めて、抜本的な見直し、大きな軌道修正、英断も必要になるかもしれません。ぜひ、子どもたちのために今できることという視点でスピード感を持った改善、あるいは新たな対策を検討し、実行していただきたい。よろしく願いいたします。この件については、引き続き進捗状況を注視してまいります。

続いて、市川市におけるシティセールスについて伺います。

田中新市長は所信表明で信頼回復を挙げられました。私は市川の教育に携わっておりました関係で、今までも保護者の方々のお付き合いがありますが、こここのところの3年間、保護者の市政不信は強いものでありました。特にお母さん方の批判、不信は強烈だったと記憶しております。まず、このような方々への信頼回復は急務と考えます。

さて、私は信頼回復には大きく2つの道筋があると思います。1つは、信頼を損ねた原因があるのなら、それを一掃すること。もう一つは、信頼回復につながる取組を実行し発信すること、この2つです。プラスとマイナスで考えると、前者はマイナスをゼロにすること、後者はゼロをプラスにすることです。市長は御就任以来、公約として掲げられた市民目線、現場主義を貫かれています。これは、信頼を損ねた原因として考えられる市民目線の欠如の回復に取り組まれていると私は理解しています。このマイナスをゼロにする方向の信頼回復はそのまま継続していただきたい、このように思います。今日は信頼回復について、ゼロをプラスにする取組について伺います。

信頼回復に向けて、今後は今まで以上に積極的なシティセールスが必要に思います。どのような考えで取り組んでいくか、お聞かせください。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

都市としてのイメージや知名度を高めることにより、その町や地域が持つ魅力を市内外の様々な人や組織に向けて発信するシティセールスは、本市への誇りや愛着を醸成し、本市への関心や好意を創出するための大事な取組であると認識しております。この2年間につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、多くの人を集めるイベントの開催を見合わせることもあり、対面形式によるシティセールスの取組ができませんでした。また、ツイッターやフェイスブックなどのSNSやユーチューブによる動画配信など、電子媒体を用いた情報発信に力を入れて取り組んでまいりました。今後のシティセールスにつきましても、コロナ禍の状況を鑑みながらになります。本市の魅力を伝えた内容が市内外の多くの方々から共感いただけますよう、あらゆる広報媒体などを活用して積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 信頼回復に向けて考えると、私も市民の誇りと市への愛着を生むような取組の推進が必要に思います。

そこで具体的にお伺いしますが、名誉市民の周知はどのように考えているのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

本市では、市民または市にゆかりのある方で、市に対し功績のあった方などのうち、その功績が特に顕著であった方に対しまして名誉市民の称号をお送りしているところでございます。名誉市民の功績を伝える施設といたしましては、東山魁夷記念館や水木洋子邸があり、観光名所として多くの方に親しまれているところでございます。また、第1庁舎1階には永井荷風氏が生前に使用していた書斎を移築し展示しているほか、庁舎西側の総合案内付近には星野道夫氏の写真パネルを掲示し、来庁された方々に紹介しているところでございます。名誉市民全員の方々を紹介するコーナーにつきましては、現在第2庁舎1階にパネル展示として設けておりますが、今後は、さらに多くの方に知っていただくために、第1庁舎にも同じようなものを設置することを検討しており、来庁された皆様に知っていただく場を増やしてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 安心しました。名誉市民の展示コーナーは本庁舎の建て替え時に第2庁舎に移り、新庁舎となってもそのままだったので心配しておりました。本庁舎にも同様なものをということですので、さらに多くの方々への周知が期待できます。よろしく願いいたします。

続けて、さらに具体的にお伺いしますが、第1庁舎1階のフロア及び施設設備の有効利用についてです。第1庁舎1階の市民交流スペースには、市川市ゆかりの永井荷風に関わる展示物が常設され、行徳のおみこしが置かれています。また、大型ビジョンには、市川市を紹介するビデオが流れ、訪れた市民が誇りと愛着を生むような取組で効果があると思われま。

そこで、市民交流スペースをさらに効果的なシティセールスの観点から有効利用する考えはないか伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

現在の市民等交流スペースは、市民課など窓口を訪れる方の待合スペースとして活用されております。このスペースのさらなる効果的な利用といたしまして、待ち時間にお読みになっていただくように書籍などを用意しており、その一部には、永井荷風氏や星野道夫氏、また地域情報誌なども用意して、展示物に興味を持たれるよう工夫しているところでございます。今後もさらなる本市の魅力に係る書籍や展示物を充実することを考えております。

また、このスペースに設置しております大型ビジョンでございますが、来庁者が待合時間に楽しんで見ていただけるように本市の魅力を配信する動画を含めまして、様々な映像を流しているところでございます。この大型ビジョンを使いまして、観光資源や名誉市民の方を動画で紹介することや、またパソコンと接続することで資料や写真などを表示できることから、シティセールスに係る講演会やプレゼンテーションの場として活用することも可能であると考えております。引き続き様々なアイデアを考えながら、市民等交流スペースのさらなる活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市民交流スペースの有効利用ということで提案いたしますけれども、市民栄誉賞受賞者や本市ゆかりのスポーツ選手、文化人を紹介するコーナーを設け、市川市にはこのようなすばらしい人がいるとアピールすることができないか伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

市民等交流スペースに隣接しておりますファンクションルームでは、これまでも本市の取組や文化活動の紹介などの展示を実施してまいりました。今後、御提案いただきました市民栄誉賞の受賞者や、本市にゆかりのあるスポーツ選手などの功績などを紹介することは、本市を知っていただき、さらに愛着を深めていただく機会になるものと考えておりますので、庁舎の中での見せ方も工夫しながら、関係部署と連携を図り、PRの仕方、展示の場所、また一番アピールできるタイミングなどを考えて、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ御検討いただきたいと思います。市川市にゆかりのある方を一定期間紹介するコーナーを設け、それを市の広報にも載せるようにすることも併せて御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、施設設備の有効利用について伺います。先ほど大型ビジョンは、プレゼンテーションの場として利用できるということをお聞きしました。これを児童生徒の学習に生かせないかと考えます。例えば、総合的な学習の時間のまとめ、表現で、子どもたちの主張や提案をVTRにまとめ、大型ビジョンで放映し、視聴した市民の方々の感想を聞く等の学習ができないか伺います。学校教育部にお答えをお願いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市の教育に関する取組を実施することについては、その効果を見極めながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ御検討ください。やはり、子どもたちが学習の場として、あのようなテレビジョンの

中で自分たちの考えを発表する、それが、そこに訪れた市民の方々の御意見を聞く場になるということは、学習にとって非常に効果があるというふうには私は考えます。そして、おいでになった市民の方々は、市川教育の豊かさを感じる場になるとも考えます。そして、必ずや市の愛着も生まれるというふうに思います。この大型ビジョンを活用することは、教育による信頼回復の一步にもなると、このように私は考えます。信頼回復に向けた今後のシティセールスについて一例を申し上げましたが、ほかにもたくさんあると思います。今後、早い時期に全体計画を立て、計画的かつ積極的に取り組まれることを切に要望いたします。

最後に、田中市長に信頼回復に向けたシティセールスについて御所見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原たかゆき議員から御質問をいただきました。大変に大きなテーマの質問ですから戸惑いも隠せないんですが、積み上げていく市川市のプラスのイメージということで、大変有意義な御提案をいただいたというふうに思っております。よく市川のシティセールスというと、梨を挙げられたり、あるいはノリなど、そういう話が出るんですが、私はその話を聞く都度に、梨のイメージは緑だと、自然豊かな緑がある町なんだということ象徴しているものだと思います。それから、ノリというのは、実際に海があるんだと。そこにも自然が残っている町の特徴を私は代表するもの、つまり自然豊かだということが、この梨やノリが表してくれているというふうに思うんです。そして、何よりも大事なことは文教都市、人を育ててきた町だということが、市川市の誇りだろうというふうに思います。今、議員が御紹介いただいた第1庁舎の1階に、いろんな人を紹介していきたいというのは、まさに教育の現場にいらした先生の御発言らしいなと思って聞いておりました。そういう人材が市川からどんどん生まれてきているということ、あのスペースを活用して紹介していく、私も大賛成であります。

以上です。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 田中市長、ありがとうございます。私も微力ながら教育によって信頼回復ということ、田中市長に倣い市民目線、現場主義を貫き——私の場合は市民といっても主に子どもが多うございますけれども、信頼回復に努めることをお約束申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時26分散会

第 8 日

令和4年7月1日（金曜日）

令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和4年7月1日（金曜日）午前10時開議

- 第1 つかこしたかのり議員に対する処分要求の件
- 第2 一般質問 つかこしたかのり議員、さとうゆきの議員、かいづ 勉議員、かつまた竜大議員、大場 諭議員
- 第3 発議第2号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について
- 第4 委員会の閉会中継続審査の件
- 第5 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 つかこしたかのり議員に対する処分要求の件
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 発議第2号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について
- 日程第4 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第5 委員会の閉会中継続調査の件

---

出席議員 41名

|   |   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|---|-----|
| や | な | ぎ | 美 | 智 | 子   |
| さ | と | う | ゆ | き | の   |
| 長 |   | 友 | 正 |   | 徳   |
| 佐 |   | 直 | 友 |   | 樹   |
| つ | ち | や | 正 |   | 順   |
| 小 | 山 | 田 | 直 |   | 人   |
| つ | か | こ | し | た | かのり |
| 鈴 |   | 木 | 雅 |   | 斗   |
| 国 |   | 松 | ひ | ろ | き   |
| 石 |   | 原 | た | か | ゆき  |
| 清 |   | 水 | み | な | 子   |
| 廣 |   | 田 | 徳 |   | 子   |
| 増 |   | 田 | 好 |   | 秀   |
| 中 |   | 町 | け |   | い   |
| 久 | 保 | 川 | 隆 |   | 志   |
| 浅 |   | 野 | さ |   | ち   |
| 中 |   | 村 | よ | し | お   |
| 細 |   | 田 | 伸 |   | 一   |
| 石 |   | 原 | み | さ | 子   |
| 青 |   | 山 | ひ | ろ | かず  |
| 大 | 久 | 保 | た | か | し   |
| 小 |   | 泉 | 文 |   | 人   |

|   |   |      |
|---|---|------|
| 高 | 坂 | 進    |
| 金 | 子 | 貞    |
| 秋 | 本 | のり   |
| か | つ | ま    |
| 西 | 村 | 竜    |
| 宮 | 本 |      |
| 中 | 山 | 幸    |
| 松 | 永 | 鉄    |
| 石 | 原 | よしのり |
| 加 | 藤 | 武    |
| 稲 | 葉 | 健    |
| 越 | 川 | 雅    |
| 大 | 場 |      |
| 堀 | 越 |      |
| か | い | づ    |
| 松 | 井 |      |
| 竹 | 内 | 清    |
| 松 | 永 | 修    |
| 岩 | 井 | 清    |

欠席議員 1名

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 荒 | 木 | 詩 | 郎 |
|---|---|---|---|

説明のため出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田 | 中 | 甲 |
| 副 | 市 | 大 | 津 | 政 |
| 代 | 表 | 菅 | 原 | 卓 |
| 監 | 査 | 田 | 中 | 庸 |
| 委 | 員 | 水 | 野 | 雅 |
| 教 | 育 | 麻 | 生 | 文 |
| 長 |   | 植 | 草 | 耕 |
| 危 | 機 | 鹿 | 倉 | 信 |
| 管 | 理 | 小 | 沢 | 俊 |
| 監 |   | 稲 | 葉 | 清 |
| 広 | 報 | 佐 | 藤 | 敏 |
| 室 | 長 | 森 | 田 | 敏 |
| 長 |   | 小 | 泉 | 貞 |
| 総 | 務 | 小 | 塚 | 眞 |
| 部 | 長 | 関 |   | 武 |
| 中 | 核 |   |   |   |
| 市 | 準 |   |   |   |
| 備 | 担 |   |   |   |
| 当 | 理 |   |   |   |
| 事 |   |   |   |   |
| 企 | 画 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 財 | 政 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 情 | 報 |   |   |   |
| 政 | 策 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 文 | 化 |   |   |   |
| ス | ポ |   |   |   |
| ー | ツ |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 市 | 民 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 経 | 済 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 観 | 光 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 福 祉 部 長           | 立 場 久 美 子 |
| こ ども 政 策 部 長      | 秋 本 賢 一   |
| 保 健 部 長           | 二 宮 賢 司   |
| 環 境 部 長           | 根 本 泰 雄   |
| 街 づ くり 部 長        | 川 島 俊 介   |
| 道 路 交 通 部 長       | 藤 田 泰 博   |
| 水 と 緑 の 部 長       | 高 久 利 明   |
| 行 徳 支 所 長         | 菊 田 滋 也   |
| 消 防 局 長           | 本 住 敏     |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 雄   |
| 事 務 局 長           | 藤 城 久 保   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 永 田 治     |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 松 丸 多 一   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠 介   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |

---

## 会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1つかこしたかのり議員に対する処分要求の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、つかこしたかのり議員の退席を求めます。

[つかこしたかのり議員退席]

○松永修巳議長 本件に関し委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、細田伸一議員。

[細田伸一懲罰特別委員長登壇]

○細田伸一懲罰特別委員長 ただいま議題となりましたつかこしたかのり議員に対する処分要求の件について、懲罰特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本特別委員会におきまして、まず、要求議員に対する質疑を行いました。質疑はありませんでした。

続いて、つかこしたかのり議員の一身上の弁明を聞いた上で、各委員からの意見の開陳の後、討論を行いました。以下、その主なものを要約して申し上げます。

賛成の立場から、「つかこしたかのり議員の発言は、懲罰に値するものとする。また、つかこし議員に対する懲罰の種類については、名誉、信用などの人格的な不利益に関わる事案であることや、つかこし議員に関する事案で懲罰特別委員会が設置されたことが初めてであることなどを勘案すると、議決権や発言権の制限が生ずるほどのものではなく、戒告が妥当である」との意見が述べられました。

次に、「無所属の会の代表質問において、理事者は、『越川雅史議員が生活保護費の不正受給に関与した事実は認識していない。また、地方公務員法上の守秘義務があるため、情報の提供や資料の提供は行っていない』と答弁しているが、このことを捉えて、つかこしたかのり議員は、かえって疑義が深まったように感じる旨の発言をしている。そもそも生活保護費の不正受給に係る具体的な証拠は示されておらず、また、不正受給の有無は執行機関が判断することであるにもかかわらず、勝手に解釈により、このような発言を行うことは、侮辱に当たると思うので、懲罰を科すべきとする」との意見が述べられました。

次に、「本件におけるつかこしたかのり議員の発言は、具体的な根拠もなく、疑惑を吹聴する点において、過去に4日間の出席停止の懲罰を科した事案に類似している。このことから、本件においても、4日間の出席停止の懲罰を科すことが妥当である」との意見が述べられました。

次に、「今回のつかこしたかのり議員の発言は、議事進行発言を装った越川雅史議員に対する個人攻撃であり、侮辱以外の何物でもないとする。また、過去の類似した事案の際、議長より、議場における発言は慎重に行うよう注意があったにもかかわらず、今回、このような発言をしたことは極めて悪質である。これらのことから、本件においては4日間の出席停止の懲罰を科すべきである」との意見が述べられました。

なお、本件について懲罰を科すことに反対の立場からの討論はありませんでした。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、越川雅史議員から提出された処分要求について、賛成者多数により、4日間の出席停止の懲罰を科すべきと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

つかこしたかのり議員から、本件について一身上の弁明をいたしたい旨の申出があります。



抛、内容等について十分精査の上、侮辱となることのないよう、慎重に発言してください。

先ほどの議決に基づき、これよりつかこしたかのり議員に対し懲罰の宣告をいたします。

つかこしたかのり議員に、本日7月1日から7月4日までの4日間、出席停止の懲罰を科します。つかこしたかのり議員の退席を求めます。

[つかこしたかのり議員退席]

○松永修巳議長 日程第2一般質問を行います。

この際、申し上げます。つかこしたかのり議員による一般質問につきましては、同議員が出席停止となっておりますので、行いません。ですので、次に移ります。

順次発言を許可いたします。

さとうゆきの議員。

○さとうゆきの議員 無所属の会のさとうゆきでございます。初めての一般質問となりますので、お聞きづらい点や分かりづらい点があるかもしれませんが、御容赦いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

初めに、6月21日の代表質問の際、パワーハラスメントについて質疑がございました。市川市におかれましては、引き続き真相究明と責任の所在の明確化、再発防止策の策定に取り組まれることを期待しております。

通告に従いまして、一問一答で質問してまいります。御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

大項目1つ目、新型コロナウイルス感染対策に伴う公共施設の利用についてです。

本八幡駅前の本八幡地域ふれあい館を御利用されている市民の方から御相談がありました。サークル活動で使用しているが、現在の部屋の定員数は通常の50%となっているため、サークルの人数を全員受け入れ切れず、せっかくお越しいただいても、定員数以上となると受付できないため、お帰りいただかなければいけなくなり心苦しいとのことでした。また、定員数の多いお部屋は競争率が高く、なかなか予約が取れない状況であるとも併せて伺いました。現在、地域住民の方が利用されている公民館や地域ふれあい館等の公共施設では、人数制限などを行いながら貸出しをされているかと思いますが、本市の施設は現在どのような利用制限を設けているか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 公共施設の利用制限は、本年3月21日にまん延防止等重点措置が解除になったことから、市川市新型コロナウイルス対策本部会議で公共施設の取扱いを取り決めました。その内容は、1つとして、まん延防止等重点措置の期間中に行っていた利用時間の短縮を解除すること、②人数制限を定員の50%以内から制限値を設けず3密を回避すること、3つ目です。歌唱はマスクの着用やマイクの消毒、調理は施設内での食事の不可を継続することにしました。現在もこの取決めで運用しています。

以上です。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。今年の3月21日に、いわゆるまん防が解除されたことを受け、本部会議で現在の利用制限となったとのことですが、人数制限は定員の制限値を設けていないとの御答弁でした。しかし、私が確認したところ、定員数が従来の50%以下のまま戻っていない施設もあるとのことでした。

2つ目の質問です。人数制限はどのようなプロセスで決められ、そしてどのような方針で決めてこられたのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。



**○水野雅雄危機管理監** 施設の利用制限は、地域の感染状況や病床数などを基に地域の感染対策の専門的な立場にある市川保健所長に意見を伺った上で決定をしています。特に本市の新規感染者数は政令指定都市の千葉市、中核市の船橋市に次いで県内3番目であり、本年2月のピーク時は1日で500人を超える状況でした。このような感染状況を踏まえ、施設の利用制限を設けるに当たって、市民の健康を守ることを第一として、本部会議で決定してきました。ちなみに、現在の感染状況であります、ゴールデンウィーク明けの第2週は前週比の約1.4倍、その後減少はしましたが、先週6月19日の週は前週比の約1.2倍、今週も現時点で前週の新規感染者数を超えている状況です。まだまだ慎重な判断が必要と考えています。

以上です。

**○松永修巳議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** ありがとうございます。慎重な御判断をされていること、承知いたしました。市民より、近隣市の施設では利用人数の定員数が戻っているのに、市川市は定員数がいまだ戻っていないところがあり、制限が厳しいとの声が上がっています。

3つ目の質問として、市川市と近隣市での公共施設の部屋の貸出しの状況や違いについて伺います。

**○松永修巳議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 千葉市や船橋市、松戸市、浦安市に公共施設の利用人数の制限について、まず伺いました。人数は定員どおりとしているものの、本市と同様に基本的な感染対策である3密の回避を継続していると確認をしています。ちなみに、千葉市は6月9日まで感染対策の必要性から、公民館等の公共施設の貸し部屋について、利用人数を定員の2分の1以下としていたと聞いています。特に東京に隣接する本市は、東京都の新規感染者数の動向に左右されることもあり、慎重に判断し、運用しているところです。具体的には、部屋の大きさや活動内容等も考慮し、施設で適正と考える人数としているところです。このため、近隣市より厳しいとの印象をお持ちの方もいると思います。

以上です。

**○松永修巳議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** ありがとうございます。千葉市や船橋市、松戸市、浦安市については人数が定員どおりに戻っているとの御答弁でした。繰り返しとなりますが、市の人数制限は今年の3月21日で緩和されているのに、定員数が50%以下のまま据置きとなっているところがあることは、市民目線から見ますと、何も変わっていないと感じられると思います。私も実際に本八幡地域ふれあい館の通常16名の定員が、今は8名となっているお部屋を見てみましたが、会話を伴わないような活動でしたら2名プラスの10名でも問題ない広さであるかなと感じました。今週の感染者数は増えているところであり、難しい御判断となる等ございますが、田中市長での所信表明でございましたように、ウィズコロナ時代の生活様式を発信していく時期だと思っております。せっかく見直しをされて人数制限を緩和されたのであれば、もっと1人でも2人でも公共施設を御利用いただける方を増やせるように、緩和と併せまして、各施設のお部屋ごとの定員数の調整と見直しも早急にしていただければと思います。こちらは御要望としてお伝えさせていただきます。よろしく願いいたします。

こちらでこの質問については終わります。

続きまして、大項目2つ目、子どもの権利について質問させていただきます。

子どもの権利条約が平成6年に批准され、現在は国でこども基本法とこども家庭庁の設置関連法が成立するなど、子どもの権利に関する関心が高まっていると感じております。その一方で、子どもの貧困や児童虐待の増加など、子どもの権利が守られていない状況があるなど、子どもの権利が浸透していないように感じています。まず、子どもが自身に権利があることを知り、行使できるようになるためには、乳幼児期からの子どもの意思を尊

重した保育の実践が重要だと考えます。

そこで1つ目の質問です。保育園での現状の取組を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育園では、子どもの権利条約に定められております4つの原則のうち、子どもの最善の利益を実現するため、保育士が園児の利益を最優先に考えた保育を行っております。子どもが健やかに自分らしく過ごせるように、保育士は日頃から、子どもは何をしたいと思っているのか、何を必要としているのかなどを感じ取り、一人一人の様子に合わせて柔軟に保育を行っております。また、平成30年度からは子どもの主体性を尊重した保育をテーマにした公開保育の研修を実施しております。この研修では、子どもが自分の感情や意思を持ってやりたいことを自分で決められるように、子どもたちを見守り、支えていくことを公立、私立を問わず保育士は学んでおります。このような取組によりまして、子どもが自身の権利を行使できるように、幼児期からの土台づくりに努めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。乳幼児期の子どもや保育士へ研修や日々の応対を通じて、子どもの権利をお伝えされていることが分かりました。子どもの権利を守り、子育てしやすい環境をつくるためには、広く市民の方に子どもが権利主体であることを知っていただく必要があると思いますが、残念ながら子どもの権利条約の認知度は低く、日本国内で子どもの権利条約を聞いたことがないという方は子ども31.5%、大人42.9%というデータがございます。

そこで2つ目の質問として、市は子どもの権利条約の周知啓発について、どのように取り組んでいるか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子どもの権利条約の理念を周知啓発する取組といたしましては、18歳未満の子どもとその保護者が利用するこども館において、毎年5月の児童福祉週間に合わせて、子どもの権利をテーマにした展示やイベントを実施しております。小学生から理解することができるよう、権利条約に関連する絵本などを展示したり、40項目にわたり子どもの権利について解説したポスターを掲示し、その中から自分が特に大切だと思う項目を来場者が選び、ポスターにシールを貼るイベントを開催しております。子どもにとりまして、大人にとりまして、子どもの権利について深く考える体験は大切な啓発の機会になることから、今後も条約の理念につきまして、様々な場面で周知を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。こども館での周知をされているとのことですが、こども館に行かない方にとっては、子どもの権利について触れたり考えるきっかけは少ないのかなと思っております。自治体によっては、子どもの権利の保障を図ることを目的に、子どもの権利に関する条例を制定しているところもございます。

そこで3つ目の質問です。子どもの権利条例の制定について、市のお考えを伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

自治体が制定する子どもに関する条例は、それぞれの自治体ごとに目的や定める内容などに違いがあり、主なものといたしましては、子どもの権利擁護を趣旨とする条例や、子育て支援を推進するための条例などがございます。本市では、現在のところ、子どもに関する条例は制定しておりませんが、児童福祉法、母子保健法、教育基本法、児童虐待防止法など、これらの法令に基づき、子どもの権利条約の精神を尊重しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。加えて、令和5年4月に施行されるこども基本法では、子どもに関する施策を総合的に推進するため、市町村こども計画の策定が努力義務とされております。自治体が独自に定める条例は、施策を継続的に推進するために重要な役割を果たすと思われませんが、こども家庭庁の設置など、国が子どもに関する法令や計画を積極的に整備している現状を踏まえ、子どもの権利条約の制定について、今後、入念に調査する必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。ほかの自治体の例では、神奈川県川崎市の川崎市など、子どもの権利に関する総合条例を制定し、さらに、子どもの権利擁護機関を設置する先進的な取組もあります。全ての子どもに普遍的な権利であるにもかかわらず、住む地域によって格差が生じることはあってはならないと思いますので、国の動きを見ながら調査や検討していただけますようお願いいたします。

また、子どもの権利について、子どもが身近にいらっしゃる方も、そうでない方も、全ての市民が考えたり学べる機会をもっとつくっていただければと思います。こちらは要望としてお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でこの質問を終わります。

続きまして、大項目の3つ目、ボランティアについてです。

市民の方よりボランティアについて御相談をいただきました。ボランティアをしたいが受け入れてくれるところが少なく困っている、また、ボランティアの募集があっても、炎天下の屋外作業など体力的に難しい場合があります、もっと選択肢があつたらいいのというお話をいただきました。コロナ禍で人との関わりが少なくなっているお年寄りや学生などが地域社会貢献のためにボランティアをしたいと思ったときに、受入先が少ないように感じます。私は、ぜひこのような熱意のある方には積極的にボランティアに参加していただきたいと思っております。1つ目の質問として、市ではボランティアの受入先が減少している現状について、どのように認識されているか伺います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

これまで本市では、市川市社会福祉協議会と協力し、ボランティアの受入れを行う市民活動団体や福祉施設等の情報を収集し、ボランティアを希望する市民に募集に係る情報を発信してまいりました。しかしながら、令和2年度からはコロナ禍の影響もあり、ボランティア希望者及び受入れ側双方の感染リスクを踏まえ、積極的な情報の収集、発信については控えているのが実情でございます。また、ボランティアの受入先については、コロナ感染が完全に収束したわけではないため、現状では引き続き福祉施設や私立幼稚園などへの紹介は控えている状況ではありますが、今後の感染状況を見極めながら、コロナ禍以前の水準に戻ることを目指していかねばならないと認識はいたしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。コロナ禍で情報の収集や発信を控えていたこと、承知いたしまし

た。

それでは、2つ目の質問として、今後、コロナ禍以前の水準に戻していくためにどのような取組を行っていくのか伺います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

今年度に入り社会経済活動が再開する兆しが見え始めていることから、市民からのボランティア受入れに関する問合せが増えてくることを見越し、6月初旬から社会福祉協議会と連携し、市民活動団体や庁内各課に対しボランティアの受入れが可能な活動や事業に係る調査を実施し、情報を収集しております。調査で集まった情報は、今後、市公式ウェブサイトへの掲載をはじめ、市民からの問合せの際にも積極的に提供していきたいと考えておりますが、少しでも受入先が増えるよう、ボランティアを希望する方には、感染をしない、させないための感染防止対策に係るアドバイスを行うなど、コロナ禍においてもボランティア活動がより活発に広がっていくよう、状況に合わせた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。市の取組について分かりました。情報を公式ウェブサイトに掲載するとのことですが、市川市のボランティア情報が掲載されているサイトが幾つかあると認識しています。その中の1つ、ボランティア・NPO Webですが、情報が古かったりリンクが切れていたり、分かりづらいと感じました。

こちら再質問させていただきます。市のボランティア情報のウェブでの発信について改善する必要があると思うのですが、市の見解はいかがでしょうか。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 再質問にお答えいたします。

ボランティア・NPO Webについては、市民活動の支援及び活性化のため、2007年1月に開設し、ボランティア・NPO課が実施する事業、また、市民活動団体の活動やイベントの周知などを掲載しております。しかしながら、開設から15年以上が経過した現在においては、情報の更新が途絶えている団体も多く見受けられることなど、閲覧者にとっては分かりづらい点があることは認識いたしております。今後は長く更新がなされていない団体に対し調査を実施するなど、誰が見ても分かりやすいウェブサイトとしていけるよう、改善について検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。ボランティアをされたい方は潜在的に多くいらっしゃると思いますので、募集をしている団体と探している個人が分かりやすく簡単につながるような仕組みづくりを、ぜひお願いいたします。

こちらでこの項目は結構でございます。

続きまして、大項目の4つ目、ひきこもりについて質問させていただきます。

ひきこもりは2000年代頃から社会問題として取り上げられ、2010年代中盤まで若者の問題と考えられておりました。しかし、学校の不登校をきっかけにひきこもりになられた方や、仕事など社会にうまくなじめず、そのままひきこもりになられた方などがひきこもりの状態となり、そのまま長期化し、御本人とその保護者が高齢化し、経済的な問題や介護の問題が出てくる8050問題などもメディアで報道されています。本市においても、ひき

こもりの問題に取り組んでおられると思いますが、1つ目の質問として、現在の本市におけるひきこもりの現状について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

まず、ひきこもりの定義についてでございます。国の示すひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによりますと、ひきこもりの定義は、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である」となっております。内閣府はひきこもりに関する調査を継続して実施しており、平成30年度に生活状況に関する調査として無作為抽出した満40歳から満64歳までの5,000人と、その同居する成人を対象に実施し、全国の満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる61.3万人はひきこもり状態にあると推計しています。また、この調査結果から見えるひきこもりの特徴として、ひきこもり状態になってから7年以上経過した当事者は全体の半数近くを占め、うち25年以上経過した当事者は8.5%と、ひきこもりは長期化する傾向にあると分析しています。ひきこもりの始まった年齢は、40歳以上が57.4%を占めているとのことで、長期化とともに高齢化も課題となっております。本市のひきこもりの当事者の人数については、さきの調査結果による国の出現率1.45%から本市人口に当てはめて推計しますと、満40歳から満64歳までで約2,500人と推計されます。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。ひきこもりは長期化しており、本市では満40歳から64歳までで約2,500人の推計となると御答弁いただきました。実際にはもっと多くの方がいらっしゃるのではないかなと思います。

続きまして、2つ目の質問として、本市でのひきこもりの対応についてどのようにされているかお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

ひきこもり対策については、本市におきましても大きな課題であること、また、その解決策を検討する上で、実態を把握することも大変に重要と考えております。ひきこもりの当事者、あるいはその家族は、人に知られたくない、相談しても何も変わらないなどの理由により、相談につながりにくく、実態、現状の把握を難しくしているものと考えられます。また、最近では、ひきこもりを続けてきた中高年の子どもと親という家族構成で、高齢の親により暮らしを支えている状態、8050問題と言われる状況から、介護や生活困窮などの問題が発生したために、そこで初めて何らかの機関への相談に至るといった事例も多く見受けられます。

本市では、国のひきこもり支援施策の推進に係る通知に基づき、実態把握のため、令和4年2月22日から3月8日までの2週間にわたりアンケートフォームによる調査を実施いたしました。市公式SNSのフェイスブック、ツイッター及びLINEを活用し、ひきこもり状態にある方などから、生活の実態やひきこもりの期間、相談の希望などの貴重な回答をいただいたところでございます。本市のひきこもりに関する相談窓口としては、障がい者支援課や基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターがじゅまるを設置しております。そのほかにも、県の相談事業として、千葉県ひきこもり地域支援センターや千葉県子ども・若者総合相談センター、ライトハウスちばなどもございます。ひきこもりの相談は、家庭内暴力や虐待など、早急に解決を図るべき事案のある一方、当事者と時間をかけて関係性を構築し、医療や福祉サービスにつなげるといった御本人に寄り添っ

た長期にわたる事案も見受けられるところであり、相談の体制整備などを重要視しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。相談窓口を多数御用意されていることが分かりました。SNS等でアンケートを実施されたとのことですが、こちらのアンケート結果について再質問いたします。詳細を御説明、お願いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

今回の市の調査では、ひきこもり状態にある方の家族や同居者67名、ひきこもり状態にある御本人39名から回答をいただきました。御家族、同居者からの回答では、ひきこもり状態にある方は、半数以上は30歳未満、引き籠もり始めてから5年以上経過している方は約28%となっております。ひきこもり状態となった理由としては、一番多かったのは、分からない、続いて、人間関係がうまくいかなかったこと、中学生や高校生のときの不登校の順となっております。相談窓口については、約半数の方は、相談しても解決できない、ひきこもりを知られたくない等の理由から、相談したくないと回答しており、本人に寄り添った支援をできているかとの問いに対しては、そういった支援をできていると思わない、分からないと回答した方は約67%に上ります。

次に、ひきこもりになっている御本人の回答では、半数は年齢45歳以上、引き籠もり始めてから5年以上経過している方は約42%となっております。ひきこもり状態になった理由としては、職場になじめなかったこと、家族と離別したこと、引っ越したことなどを挙げています。ひきこもり状態となった方々は、話を聞いてほしい、そのまま受け止めてほしいと考えている一方、最近6か月間に家族以外の人と会話したことがない、ほとんどないと回答された方は7割を超えています。また、ひきこもりの状態について、相談窓口に相談したことのある方は約3割にとどまり、相談していない方のうち約8割の方は、今後も相談機関には相談したくないと答えています。一方、相談したいと考えている方々については、相談先に求めるものとして、親身に話を聞いてくれること、医学や心理学、精神科医などの専門職がいること、無料であること、同じ悩みを持つ人と話ができることを挙げています。なお、ひきこもりの当事者及び御家族に共通する今後の悩みは、経済的な不安となっております。相談支援を行う際は、経済的な悩みを念頭に置きながら、親身に話を聞き、寄り添うといった支援を求めているものと考えられることから、今後の施策の参考にしたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。ひきこもりの当事者と御家族に経済的な御不安があり、相談機関には親身に相談に乗ってほしいという御要望があることが分かりました。

3つ目の質問として、ひきこもりという問題の解決は大変難しいものと思いますが、今後の本市の取組についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

支援する上での課題は、長期的な支援を必要とする場合を多く見受けられること、家族や本人へのきめ細かな対応を不可欠とすることなどでございます。今後も相談窓口等の関係機関において、ひきこもり状態にある方に関する情報を共有し、より適切な支援につなげられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

**○さとうゆきの議員** ありがとうございます。メディアでは8050問題が、今や9060問題となっているという報道もされています。専門家のお話によりますと、引き籠もって3年以上経過した場合は、御本人と御家族の方だけでの解決は難しくなり、第三者の介入により社会へ一歩踏み出せる可能性が高まるとのことでした。江戸川区や仙台市での大規模実態調査の報道もございましたが、今後さらなる長期化を防ぐために、相談を待っているだけでなく、もっと大規模な調査やプッシュ型の情報発信や支援が求められるところだと思います。ほかの自治体の様子も注視しながら、引き続き今後も取組をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。御答弁いただき、ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 かいづ勉議員。

○かいづ 勉議員 会派自由民主党のかいづ勉でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

最初に、福祉部内において過重労働ではないかとの職員の声を聞きましたが、その対策は考えているのかどうか。

いわゆる福祉部に勤務する職員の職場環境についてであろうと思いますが、福祉部は、高齢者、障がい者、生活困窮者など所管する事業対象者の範囲が大変広く、少子・高齢化など現在の社会情勢の変化と相まって、職員の業務量も多くなっていると思います。その原因が過重労働につながっているのかなと推測いたしますが、近年では、働き方改革が提唱され、労働者のワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方を実現する取組のほか、最近、コロナ禍における働き方の見直しも求められています。

そこでお伺いしますが、福祉部の組織体制や時間外勤務などの現状、今後、職員の負担を軽減させて職場環境を改善するような何らかの方策を検討すべきであると私は考えますが、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

初めに、福祉部の現状でございます。現在の福祉部では、高齢者や障がい者に関すること、生活保護に関すること、市営住宅に関することなどを所管しており、福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、障がい者施設課、生活支援課、市営住宅課の7課で構成し、職員数は令和4年4月1日現在で会計年度任用職員を含め約430名となっております。また、令和3年度の福祉部職員の時間外勤務につきましては、部全体で月平均にして約2,700時間、職員1人当たりでは月平均約11時間となっております。

次に、福祉部の抱える課題でございます。さきに時間外勤務について申し上げました。課題の一つに時間外勤務の一部常態化がございます。時間外勤務の常態化する主な要因といたしましては、介護保険法や障害者総合支援法などの度重なる法改正による事業の細分化や、介護、福祉の対象となる個人、世帯の増加、生活不安の増大などの社会構造の変化による業務の複雑化などと併せ、窓口対応の長時間化などによるものと推測しております。福祉部では、このような課題を解決するために、繰り返し業務の改善に取り組んでおります。生活支援課での取組を例に申し上げますと、年々増加する生活保護受給者のため、生活保護業務を担当する職員は、生活保護受給者へのケースワークや多岐にわたる事務処理などの過重な負担を発生していたことから、業務全体を精査し、フロー化や効率化などの見直し、改善、加えて業務の委託化などに取り組みました。

具体的な業務改善の1点目は、事務の集約による効率化です。資産や戸籍に係る調査など繰り返し行う定型的な業務を切り分けて集約し、それらを専属的に処理する会計年度任用職員を採用いたしました。次に、関係書類の電子化による事務の削減です。受給者から紙文書で提出された申告書や領収書など、生活保護決定の際に必要な関係書類について電子化を進め、紙文書のとじ込みや管理などの作業事務を削減いたしました。3点目は

業務の外部委託です。高齢者世帯などの一部世帯の定期訪問や年金受給権の調査や手続の支援など生活上の課題への対応について、専門的知識を持つ事業者に委託しております。こうした取組により、生活支援課の時間外勤務は、平成27年度は職員1人当たり月平均20時間を超えていたものを、令和3年度は月平均11時間に縮減しております。所管する業務内容の見直しと改善を図ることは、職員の負担軽減と職場環境の改善に一定の効果を発揮するものと考えております。今後も引き続き業務改善に取り組み、職員の負担を軽減させ、業務の質と市民サービスの向上にもつなげてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。御答弁の中に、後半、専門的知識を持つ事業者に委託し、それから業務の外部委託をしているという御答弁があったんですが、この業務の外部委託なんていうのは昔からやっていたんじゃないんですか、最近始めたことではないんじゃないですか。まずそれを聞こう。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

先ほど申し上げました例えば年金受給権の調査や手続への支援などは、ここ最近始めた業務委託になります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 ありがとうございました。それから、社会福祉協議会というのがありますね。大きな団体ですね。市川市から17億ぐらい、毎年この社会福祉協議会に出ています。私に言わせれば、市川市の1つの部じゃないかと思うぐらいの資金が出ているわけです。その社会福祉協議会と、お互いに福祉なんですから話し合っ手伝わってもらう、お互いに協力し合うというようなことは今までやっていたのか、それともやっていないけど、今後検討するのかどうかお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき全ての市区町村、都道府県ごとに設置されている非営利の民間組織でございます。社会福祉法人市川市社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉関係者の参加の下、地域の人々にとって住み慣れた町で安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指しております。社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、地域福祉の推進に関わる事項を一体的に定めている市川市地域福祉計画と基本を同じくしております。本市では、市川市社会福祉協議会に対して、地域福祉の推進に関する事業の委託や公益性のある事業に対する補助金を支出しております。委託事業としましては、福祉部所管のものについて申し上げますと、成年後見制度の周知啓発や利用促進などを行う成年後見制度利用支援事業、地域の担い手の養成や不足しているサービスの開発、関係者間のネットワークの構築などを行う生活支援体制整備事業でございます。また、補助金交付事業といたしましては、地域ケアシステムの拠点となる施設での相談や情報の提供等を行う事業、市民相互の交流の場であるサロンを支援する事業となっております。そのほかにも、民生委員・児童委員の活動に際しては、地域課題の把握や解決の支援などを行っております。また、本市の生活困窮者の窓口において、相談者に対して切れ目のない支援を行うために、ほかから融資を受けられない所得の比較的小さい世帯などに貸付けを行う生活福祉資金の窓口である市川市社会福祉協議会との連携は欠かせません。

このように、市と市川市社会福祉協議会とは様々な場面で連携を図り、協力し合うことで職員の負担軽減にもつながっているものと考えております。今後も市の業務は複雑化、複合化していくことが予想されますので、市

川市社会福祉協議会とは、市民福祉サービスの向上につながるよう、引き続き密な連携を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。今、御答弁の中で、社会福祉協議会との連携は欠かせませんとおっしゃっていますが、私は市の福祉部の職員の負担軽減にもつながるのではないかと。ですから、これからはお互いに定期的に話し合っ、助け合ったり協力し合っ、やっていくことが、私は健全な福祉の運営につながるんじゃないかなと思いますし、実際、社会福祉協議会の理事さんに市の部長を退職して、そこへ勤めている方もいらっしゃるし、先ほど私が言いましたように、市川市から約17億円の支出をしているんですから、そういう意味からも、情報交換をして、福祉部から私に過重労働じゃないかなんていう言葉を聞かせないように、ぜひこれからは連絡し合っ、社会福祉協議会とお互いにいい立ち位置でやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 引き続き社会福祉協議会と連携、協力して業務を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 それから最後に、福祉部から、過重労働だということが原因で今回の私の質問になったんですが、無記名で福祉部の職員にアンケートみたいなものを取ったらいかがでしょうか。名前なんかを入れると、やはりいじめに遭ったりなんかするといけませんので、現在自分のしている仕事があまくいっているとか、これでいいとかという人もいらっしゃるだろうし、こういうふうに変えたほうが私は働きやすいとか、そういうことを無記名で調査する必要があるんじゃないかと思いますが、そこら辺は今後やるかどうか答弁を求めたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

関係部署と協議して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 分かりました。ぜひそれはやっていただきたい。それが市川市のためにもなるし、働いている人たちの能力を伸ばすことにもなりますから、そしてまた、先ほど私が申し上げましたように、社会福祉協議会と定期的に情報交換をすべきだと思います。今までそういうのは、私はやったということを聞いていないので、ぜひ実行していただきたいと思います。答弁は結構です。

次に移ります。次は市川市のマナー条例についてであります。現在の市民マナー条例の浸透度、それから近隣市と比較して今後の取組についての件であります。このマナー条例というのは、もう大分たちまして、最初にできたころ、今の議員さんは3分の1もいなかったんじゃないかなと思うぐらい、もう長い。あと1年か2年でできてから20年ぐらいたつんじゃないかと。19年目になるんだ。そして、路上禁煙・美化推進地区での違反行為は、罰金じゃなくて過料という対象で2,000円が科せられますが、本来、マナー条例などで規則にしくなくても、そこに住んでいる住民がマナーを守れば必要ないものと思いますが、この市民マナー条例の現状を踏まえて、この条例が市民にどのくらい今浸透しているのか、そのお考えについてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

市民マナー条例は、平成16年に市川、本八幡、妙典、行徳、南行徳の駅周辺5地区を路上禁煙・美化推進地区と定めてスタートし、平成22年には市内15地区へと拡大を図り、現在に至っております。この間、条例に基づく過料件数の推移を申し上げますと、施行の翌年である平成17年度は5,366件でありましたが、22年度以降は1,000件台で推移し、その後、令和元年度には980件まで減少いたしました。こうした数字を踏まえた条例の浸透度がありますが、件数については、ピークである17年度と比較すると8割以上減少していること、また、令和元年度に実施したアンケート調査の結果では、条例を知っていると回答した人の割合が約94%、さらに、歩きタバコやポイ捨てが減少したと回答した人が約75%となっていることから、この条例については市民の皆様には一定程度は浸透しているのではないかと認識しております。

一方で、ここ2年ほどの過料件数の推移を見ますと、令和2年度は1,468件、3年度には2,174件と、980件であった元年度を底に再び増加に転じていることから、いま一度、市民の皆様には条例の浸透を図っていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 答弁ありがとうございます。このマナー条例ができて約19年、もうあと1年で20年になりますけど、最初の頃、これは市川市で考えたやり方だと思うんですが、グー・チョコキ・パーということを全面的に押し出して、いろんなところへ貼ったりなんかしました。グーというのは犬のふんですね。これを袋か何かに入れてごみ箱へ捨てる。チョコキは、御案内のようにたばこ、それから、パーは飲物、ボトルとか缶とか、そういうのをきちんと捨てる、このマナー条例、こういうことで一時やっていたときがありました。そのことをやっぴりしながら、一時はポイ捨ても犬のふんも缶の投げ捨ても大分少なくなったんですが、一時また増えたと。これはやっぱり時代的な流れの中で、コロナ禍ということで飲食店が早く閉まっちゃう。今まで行っていたお店がどこもなくなっちゃう。そうすると、どうしたって歩きながらたばこを吸ったりなんかしちゃう。そういうことで、また少しそういうたばこのポイ捨てが多くなったんじゃないかと思います。私のそういう考えですが、その増加した要因というのは、行政側ではどういうふうに押さえられているのかお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

増加の要因といたしましては、令和2年に健康増進法が改正されたことにより、飲食店等が原則屋内禁煙となり、喫煙場所が減少したことから、道路など屋外での喫煙者が増加しているのではないかと市では分析しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 今私がここで述べたと同じようなことで、コロナ禍によってお店がこの二、三年、早く閉まっちゃう。お酒を飲みたくたって、何か食べたくたって、夜、店が閉まっちゃうって、どうしても行けなくなっちゃう。そういうことで、私は一時的にこのたばこのポイ捨てが、またはやってしまったんじゃないかと思いません。そういう意味からも、やはりこういうものを対象にする近隣市、船橋市、松戸市の状況と比較して市川市はどうなのかなということもお伺いしたいと思いますので、御所見を述べていただきたいと思います。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 令和3年度における近隣市との比較でございますが、過料の対象となる区域数が市川市の15地区に対しまして、船橋市では3地区、松戸市では7地区となっております。

次に、違反行為者への指導等を行う指導員の人数についてですけれども、本市が12人であるのに対し、船橋市と松戸市はそれぞれ6人となっており、違反行為に対する1件当たりの過料金額については、3市とも同額の2,000円となっております。

一方、過料の件数につきましては、市川市の2,174件に対し、船橋市が253件、松戸市が597件となっておりますが、船橋市の件数は令和3年7月から違反者に対してすぐに過料を科すことができる直罰式に変更したことから、実質的には3年度中の9か月間の件数となっております。

また、違反行為に対する過料金額であります。市川市の434万8,000円に対し、船橋市が50万6,000円、松戸市が119万4,000円となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。この過料料金ですが、それから、過料を取り締まるのは、そういう取り締まる指導員というんですか、市川市は12人、それで船橋市と松戸市は6人ということで、これは私はどうかと。多ければいいというもんでもないと思いますし、その指導員というのは、私は、先ほど言いましたように、もう20年近くなりますので、そういう指導員の数も考えたり、それは担当部長ではなかなか減らすなんていうのは難しいと思うんですが、もっと上の段階で検討していただいて、今後どういうふうにやっていったら一番いいのか、そこら辺も検討していただきたい。

それから、これも私はいろんなことにつながるとは思います。松戸市、船橋市などとの意見交換なども行うべきじゃないかなと。そして、お互いにいいところ、悪いところを探したりなんかして直したり、また、いいところは進めたりするように、私はこの松戸市、船橋市と意見交換をやるべきだと思いますが、こういうことは過去にやったのかどうか。やっていなかったら、今後やるのかどうかお伺いします。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

意見交換の場ということでございますが、現在、県内16市が集まりまして、毎年1回、路上喫煙等に関する条例担当者連絡会が開催されております。ただいま御指摘いただきました船橋市、松戸市も含まれております。この連絡会では、路上喫煙等に関する条例の現状や課題を協議する場となっております。より一層の条例の推進に資することを目的に、各市の状況などについて情報を共有し、その後の活動に役立てております。このほかにも、16市では合同で同じ日にキャンペーンを実施するなど、相互に協力し合いながら路上喫煙等に関する条例の推進に努めているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。意見交換は松戸、船橋だけでなく、毎年16市とやっているということなんです。それはそれで、また必要なことかと思いますが、しかし、私が言いたいのは、近隣市、松戸、船橋はすぐつながっていますし、そういう市とお互いに情報交換することによって、もっといろんな面で親しみと言ったらおかしいけど、そういうこともあるし、やっぱり近隣市との意見交換というのは何か参考になるんじゃないかと思えますから、そういうことで、今後、3市で意見交換をやる考えがあるのかどうか、再度お伺いします。

○松永修巳議長 小泉市民部長。

○小泉貞之市民部長 お答えします。

ただいま御指摘いただきましたことから、3市での意見交換等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。そういう指導員がいなくても、こういうマナーが守れるというのが一番の理想なんです、取りあえずそういうたばこのポイ捨てなどなくなるように、そしてまた指導員の数が、市川市は先ほど申しましたように12人だと。松戸、船橋の倍だということなんで、指導員も人数と指導の仕方も十分考えていただいて、今後このマナー条例を市民に対して公開すると同時に、少しでも町の環境がよくなるよう御努力をしていただきたいと思います。御答弁は結構です。

最後に、これも何度も質問して、今回で4回目になるのかな。第1庁舎南側外装のPCルーバー。ルーバーというのは雨よけということらしいですが、その不具合の経過についてであります、最近、私の控室もそうですが、14号線に向いている控室の方々は多分、工事をやっているとさういって、何やってんだと思った方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。そして聞いたら、やっぱりPCルーバーを今直しているということですが、このPCルーバーの不具合、その後の経過について、これをいつまでやっているのかお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

PCルーバーの改修工事の経過でございます。改修工事につきましては、第三者機関によりPCルーバーの接続箇所にひび割れが発生した主な原因は、地震によるものではなく温度変化による伸縮と乾燥による収縮であること、その恒久対策として誘発目地及び膨張目地を設けることが妥当であるとの評価が示されました。評価された改修計画といたしましては、温度伸縮対策として長さ5.4mのPCをつなぎ合わせて一体化したPCルーバーの一部を構造的に切り離し、スリット——隙間ですね。隙間を設ける工事を行います。また、乾燥収縮対策といたしましては、PCをつなぎ合わせた部分に切り込みを入れて、ひび割れを誘発させるための目地を設ける工事を行います。この工事は6月6日より着工しております、工事は約6か月、11月末までを予定しております。また、この工事により騒音や振動の発生など、市民をはじめ皆様には大変御不便と御迷惑をおかけしております。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。このPCルーバーのひび割れの発生なんです、前の定例会でも私は言いましたように、このひび割れというのは簡単なことなんですね。中学生ぐらいだったらもう分かると思う。鉄道の線路でいえば、少しそのつなぎ目を空けるんですね。それはなぜかという、夏は膨張する、冬は縮まるということで、膨張したときに上に高くなっちゃうと脱線するということで、そういうPCルーバーの間隔を、この工事は空けなかったと、簡単なことなんです。そういうような一流企業が、温度変化の伸縮とか乾燥を分からないで工事をしたということに、大変私は腹を立てたんですが、そういうことに対して、普通だったら、民間だったら、これは賠償請求しますよ。それのおかげで事業ができなかったりお店が開店することができなかった、予定どおりいかなかったとなれば大変なことですから、そういうことに対して、私はこの工事をやった工事屋さん、それから設計屋さんにも請求してもいいんじゃないかと。竹中工務店、株式会社山下設計なんて、子どもだって知っているような大手ですよ。そういう大手が簡単な接続部分を離さなくてくっつけていたということが、どうも納得しないので、私は賠償請求してもいいんじゃないかと思うんですが、その辺はもう一度考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 賠償請求につきましては、本件につきましては弁護士に複数回相談しております。そ

の中で、不具合箇所の修補により施工事業者側の瑕疵修補という法的責任は果たされていることとなりますので、例えば不具合が原因で事故が起きてしまった等の実害もない中で、修補以上の損害賠償を今求めることは現時点では難しいとの見解をいただいております。しかしながら、今後、不具合が原因で市に損害が発生した場合につきましては、引き続き弁護士に相談しながら、賠償請求等についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。私は、日本の大手の最たる設計と工事屋さんがやっていて、中学生でも知っている鉄が膨張するなんていうことを考えないで工事をしたなんていうのは、どう考えても納得いきません。それはそれとして、やっていくという御答弁でありますので、これ以上は請求いたしません。じゃ、このPCルーバーの工事をやっているとき、下を通った人に何か被害を与えたり、地域の人たちに、こういう町会とか自治会に、その人たちに集まっていただいて、この工事の説明をしたのかなということが気がかりなんで、そういう点はどうですか。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

是正工事に当たりましては、工事の内容や進め方については第1庁舎の近隣の八幡5丁目大和自治会や八幡門前自治会、辰巳自治会、それから八幡上町自治会の計4自治会と近隣住民の方に事前に説明をさせていただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。自治会や商店街に説明したということでございますので、そこら辺は市の職員の落ち度がなかったということで評価いたします。これからもひとつこういう問題に積極的に取り組んで、市民の味方になっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2一般質問を継続いたします。

かつまた竜大議員。

○かつまた竜大議員 皆さん、こんにちは。緑の社会のかつまた竜大でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。よろしく願いいたします。

すみません。最初に議長をお願いをしたいんですが、質問順番の変更をお願いしたいと思います。大項目の2つ目でございますが、八幡5丁目風致地区の社員寮建設問題について、(1)から(6)までございますが、このうちの(4)を一番最後に持っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず最初の大項目の質問でございます。特別支援教育についてお伺いをしたいと思います。

この特別支援教育の問題に関しましては、昨年12月定例会においても会派公明党の皆様が質問されておりました。

た。そこでかなり詳しく聞かれていらっしゃると思いますが、私も去年、そして今年と、実はこの特別支援教育に関する様々な市民の皆様から御相談等いただいております、やはり今そういった需要とございますか、ニーズとございますか、非常に増えているのかなということで、改めて今回、この特別支援教育について、私は初めて質問いたしますが、お伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは第1番で、(1)番でございます。特別支援学校及び学級の現状と課題についてということでお伺いをいたします。まず、全般的に現在どういう状況となっているかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

市川市の特別支援学校は、知的障がい種の県立市川特別支援学校及び市川市立須和田の丘支援学校の2校、特別支援学級を設置している小中義務教育学校数は全体の約7割の37校です。障がいの種類による特別支援学級の設置数は1校に異なった障がい種の学級がある場合を含め、知的障がい31校、自閉症・情緒障がい8校、肢体不自由1校となっています。近年、保護者の特別支援教育への理解も進み、特別支援教育を希望する児童生徒が増加傾向にあります。その結果、児童一人一人に講じた多様な教育的ニーズに応えるための教育環境の整備が喫緊の課題となっております。具体的には、特別支援学校の教室不足、知的障がいなど児童生徒の障がい種に適した特別支援学級の不足や地域による偏りの解消が挙げられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 学校教育部長、お伺いしました。課題といたしましてお伺いしましたが、やはり保護者の理解は非常に進んでいらっしゃるのかなということで、そういった中で希望する児童生徒が増加傾向にあるということ、承知いたしました。私も実際そういう状況になっているかなと感じます。ただ、やはり児童お一人お一人に応じた多様な教育的ニーズ、そこに応えるというのは非常に大変な状況なのかなとも分かりました。特にその課題の中で、地域による偏りの解消というものを今おっしゃっておいりましたので、ここに関しまして、特に特別支援学級の設置について、地域に偏りがあるということ、この設置の現状についてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 設置校の現状ですが、一例を挙げますと、富貴島小、八幡小、大和田小、鬼高小など隣接している学校でも児童数の関係で空き教室を確保できないことから、特別支援学級を設置することができない状況にあります。また、自閉症・情緒障がい種の特別支援学級は北部地域には2校、南部の地域には1校設置しておりますが、大柏小、柏井小、大野小などの北東部には設置できておりません。さらに、肢体不自由の特別支援学級は妙典小のみに設置となっており、障がい種によっても若干の偏りが見られます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。まずは一例を挙げるということでお聞きしましたけれども、空き教室を確保できないということも1つ大きな理由なんですね。市民の皆さんからは、もっと増やしてほしいということですが、そういうハードの部分で限界もあるのかなということは分かりました。また、北部でございますが、大柏小、柏井小、大野小などの北東部の地域に自閉症・情緒障がい種の特別支援学級が設置できていないということ、これも分かりました。私も一覧表とございますか、見させていただきましても、その辺が偏りなのかなということ、分かりました。この辺はやはり課題ということで、今後徐々に解消をぜひしていただいたいなど、

そこは要望させていただきたいと思います。

続きまして、次でございます。(2)の教職員における課題や問題についてということで、お伺いを……。ごめんなさい。あともう1点、ごめんなさい。失礼いたしました。

あと、もう一つこの課題がございましたけども、特別支援学校及び特別支援学級の課題に対しまして、市として今後どういう改善策を考えているか、それも聞きたいと思います。お願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

須和田の丘支援学校の教室不足につきましては、隣接する第二中学校の校舎内及び同中学校の敷地内に建設する新校舎へ一部教室を移転して、教室の確保に努めてまいります。一方、特別支援学級数の不足につきましては、各地域の入級希望者数の推移や保護者のニーズ等を踏まえ、学校及び関係課と連携しながら、中長期的な特別支援学級設置計画を作成し、計画に基づき必要な学校に特別支援学級を設置してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。まずは特別支援学校及び学級の現状と課題についてお伺いしましたが、いろいろと大変な事情があるかと思いますが、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

一方で、やはり非常に興味があるのは、実際そこで働く先生方の問題でございます。(2)といたしまして、教職員における課題や問題について、そこに関しましてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 特別支援学校や特別支援学級の教員につきましては、児童生徒一人一人に応じた、よりきめ細やかな指導や支援を行うため、必要な免許状を所有しているなど、専門性を持った教職員を配置するように努めております。しかしながら、特別支援学校や特別支援学級への入学、入級を希望する児童生徒が増え、特に特別支援学級の増加に対応するため、通常学級の担任の中でも特別支援教育への関心が高い教員や、特別支援学校、または特別支援学級での経験を有した講師等を配置せざるを得ない状況でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。いろいろと努力をいただいているということで、学校の先生、教員の現状という部分では、専門性を持った教職員を配置するように努めていらっしゃる。また、やはり希望者が増加をしているという中で、通常学級の担任の先生の中でも特別支援教育への関心が高い先生を配置したいんだけど、やはり経験を有した先生方を配置せざるを得ないという状況でありました。今定例会において日本共産党の代表質問の中で、公立小中学校の先生の現状というものを既にお聞きしましたので、私もこの質問では、もっと増やしてくださいということを強くお願いしたいなと思ったんですけど、本当に今、学校の先生方が不足をしているという状況が先順位の方の質問で分かりました。それこそ、これは答弁によりますと、2021年度末で公立小中学校教員の欠員が33名もいらっしまったということで、本当にこれは大変だなと。どうしても今、学校の先生というお仕事が非常にブラックなお仕事であるみたいな捉え方がされてしまっているのでしょうか、様々な事情がありますよね。それだけでなく、これはもう日本の国全体の問題かと思えますけども、やはり一時期、採用を非常に抑えていたということで、そちらの問題のほうが大きいようですけども、特に50代ぐらいでしょうかね。そういう先生方が極端に少ない。ですから、今若い先生方は本当に一生懸命頑張っているというのは私も存じ上げておりますので、先生方を増やすということ、特に特別支援教育に関して関心のある先生を増やしていくということは非常に大変なことかなというのは感じております。そういう中においても、いろいろと大変な状況

はあるかと思いますが、ぜひニーズ、必要とされている子どもさん、児童生徒は今非常に増えていらっしゃると感じておりますので、ぜひ頑張ってやってもらいたいと思います。

そういった中で、私1つちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。これは要望にもつながるんですけど、実は保護者の方からこういったメールを頂戴いたしました。この保護者の方は、お子様が須和田の丘支援学校に通われている方でございますが、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

支援学校の先生方にはとても熱心に息子の発達を促していただき感謝しています。周囲との関わり方や思春期ならではの問題等、年齢の積み重ね、身体の成長が進むにつれ、次々と気づかされる毎日です。生活をするためには、移動するための手段としての歩くこと、周囲の人と関わるすべを持つことが、今後の生活に大きな影響があると感じています。支援学校の先生方には成長の段階を一つ一つ見て、今やることを教えていただき、私たち保護者がどのような対応をするのがよいのか教えてください。3年前、理学療法士、言語聴覚士の先生が須和田校舎に在籍していました。支援学校の先生方は、発達に遅れを持つ子たちの成長を促すすべを熟知しています。しかし、しっかりと歩くことや、はっきり聞こえるようにしゃべること、食事の際にしっかりかむことを十分に指導できるかと考えると、専門職の方には劣るかと思います。歩けることとしっかりと歩くことは違うと考えます。ペンギンのように歩いていた子が両足ジャンプができるようになりました。学校の先生方の指導でなく、理学療法士の先生の指導があったからだ感謝しています。この4月、言語聴覚士の先生が異動になっていました。話が聞き取りにくいとき、大きく口を開けて話してと子どもに言っていた私に、言葉のめり張りをつけるのは、舌の動きと唇の形ですからと教えてくれました。口を開けてくちやくちやくと食べていた子も、口を閉じて食事ができるようになりました。3年間という月日の中で積み重ねたものが多くあったのでしょうか。言語聴覚士の先生が異動になり、須和田の丘に言語や食事の専門職がいなくなりました。支援学校の先生方は千葉県の職員で異動があります。須和田の言語聴覚士の先生は市川市の職員だと聞いています。市川市の職員であれば、ぜひ須和田の丘勤務を再開させていただきたいと思います。

ということで、これは教育委員会にお願いするというよりも、市長部長等のほうにお願いしないといけないことなんですが、それこそ公立小中学校の中で、それこそ市川市の予算の中では、例えば様々な補助教員の先生方を採用されておりますけども、先生という資格ではないんですけども、やはりこういった方が活躍をされている、されていたと。今は別のところへ行ってしまったということで、ぜひこういう事例があったということをお紹介させていただきまして、市長部局におかれましては、このような事例があったということをお握りいただきまして、ぜひ今後、御検討をしていただければ、ありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、(3)のほうに進みたいと思ひます。障がいのある児童生徒の進学についてということでございます。この問題に関しましていろいろ御相談をいただきまして、実はもう去年とかも、あと、おとしなども教育委員会の方にいろいろ御相談をさせていただいて、例えば小学校から中学校に上がるときなど丁寧な対応をしていただきまして、非常に感謝をいたしております。いろいろとやっていただけるなど。今回、中学校から高等学校へ進むということ。何分、高等学校になりますと県立ということで、私たち市議会議員としまして、なかなか県のほうには聞きにくいといひますか、そういった事情もありまして、進学について、特に高等学校への進学について、どのような対応をされているのか、そのことをお伺ひしたいと思ひます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 障がいのある生徒の高等学校への進学についてお答えいたします。

障がいのあるお子さんを持つ保護者にとって、進学の際に本人に合った学校を選ぶために、進学先の学校について詳細な情報を得ることはとても大切なことです。高等学校進学の際には、担任や進路指導担当教諭が本人と



保護者に対して丁寧な進路相談を繰り返して行っています。その中で、進学を希望する学校の見学会や入学説明会への参加を勧め、入学後に生き生きと過ごすことができる高等学校を選択できるようにしています。実際に高等学校を受験する際には、本人に必要な合理的配慮について、事前に高等学校に相談することで、ふだん中学校の定期テストで受けている合理的配慮を高等学校受験の際にも受けることができます。また、高等学校入学後も本人や保護者が希望した場合、これまで受けていた合理的配慮を継続して受けることができます。なお、千葉県内10校の県立高等学校では、在籍生徒を対象とした通級による指導が実施されています。入級後は目標とする姿や指導内容、支援の方法などについて生徒本人の意向を大切にしながら指導していきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。非常に丁寧な対応をしていただけたのだと思い、安心をしました。いろんな方から御相談いただきますが、例えば発達障がいをお持ちのお子様の保護者の方からなども御相談をいただいております。今回こういう質問をさせていただきましたけども、知的な部分では非常に優れているというか、問題はないんですけど、どうしても発達障がいを持っていらっしゃるというところで、やはり進学に関しては非常に不安を持っていらっしゃる、そういう保護者の方からの御相談もいただきまして、今日このような質問をさせていただきましたけども、学校教育部長の答弁をお聞きしますと、いろいろと丁寧な対応をしていただけるようなので、ぜひこういう形でやっていってもらえればありがたいなど。ただ、何分、千葉県内10校の県立高等学校ということですから、まずそこに受験で受からないといけないという、その課題もありまして、そこも非常に大変なんですけど、その後、それこそ在籍生徒を対象とした通級による指導があるというのは安心いたしました。入級後に目標とする姿とか指導内容、支援の方法など、生徒本人の意向を大切にしながら指導していただけるというのも非常にありがたいなと思いますので、ここは高校の問題なんで、これ以上ちょっと聞きにくいんですけども、非常に安心いたしました。お伺いしました。

質問のまとめになりますけれども、今コミュニティスクールということで、地域も子どもたちの教育なりにしっかりと支援をしていくということで、私もそのコミュニティスクールには地域の中で自治会の役員として少し関わりをさせていただいております。今コロナ禍ということで、それこそ特別支援教育を受けていらっしゃる児童生徒さんはとても大変なのかなと。もうコロナ禍1年目のときに、2020年、朝、通学する生徒さんに挨拶すると。要は、マスクをしているか、していないかという、そのチェックだったんですけども、どうしてもやはり御病気の関係でマスクをできないお子様もいらっしゃるということも、私、そこで初めて分かりました。そういうお子さんを差別をしないということも大事かなと。

その中ですごく印象的だったのは、そこは特別支援学級がある小学校だったんですけども、それこそ母親、保護者が自転車とかで校門のところまで送りに来るんですね。そのお迎えに用務員さんが来られていて、そこでお子様をお預かりして特別支援学級のほうまで連れていくという、そういう光景を何回も見させていただきまして、学校現場においては学校の先生だけではなく、そういった用務員の方もいろんな形で協力をされている。そういう実態を見させていただきまして、今後ともそういった特別支援教育に関しましては、多くの皆さんが、地域の皆さんもやはり御理解をしていく必要があると思いますけども、そういった形で様々な方が協力をして、よいものにしていってほしいと思います。

今日はこれ初めての質問でございましたが、いろいろと勉強させていただきました。今後ともいろんな形で教育委員会には御相談等させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

続きまして、大項目2番目、八幡5丁目風致地区の社員寮建設問題について質問させていただきます。

まず、これは既に先順位の方、お2人が質問されておりますので、議場の皆さんもかなり内容はお分かりかなと思います。ある程度かぶっている点もございますけれども、一応私のほうでも、今日この後、ユーチューブ等を御覧になる方もいらっしゃるかと思いますので、最初から、(1)から質問してまいります。(4)は先ほども議長にお伝えしたように、最後にやっていきたいと思っております。

まずは、この八幡5丁目風致地区の社員寮建設問題について、(1)としまして、問題の発生から現在に至るまでの経過について教えていただきたいと思っております。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

八幡5丁目風致地区の社員寮建設の計画相談は、令和3年5月に市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例、いわゆる宅地開発条例に基づき提出され、事前公開板の設置及び関係行政機関との協議を経て近隣住民説明が行われました。この近隣住民説明におきまして、事業者側の説明内容に疑問を抱き、事業者に対する不信感が高くなった状況が続いております。また、このような状況の中、令和3年12月23日に建築確認済書が交付され、事業者は令和4年3月下旬に工事の着手をいたしました。これらのことより、本年5月に近隣住民より建設反対の署名が市長へ提出され、市長は近隣住民と事業者で十分な話し合いがなされる期間が必要と捉え、5月13日に直接事業者に対し、工事を一時的に停止する要請を行っております。事業者はこの要請に応じて工事の停止を行い、5月22日及び6月16日に説明会を開催いたしました。いずれも事業者側の姿勢及び発言に対し、近隣住民の不信感は高まっている状況となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 街づくり部長、お伺いしました。問題の発生から現在に至るまでの経過についてということでございます。これに関しては、私のほうからお伝えしたいのは、この問題に関しましては、地元の自治会、大和自治会さんも問題として取り上げていらっしゃるということですね。これはちょっと資料を私、頂戴したんですけども、令和4年度八幡5丁目大和自治会定例総会の開催、書面表決について通知というものが6月17日にあったそうでありまして、そこで議案の11番ということで、八幡5丁目大型共同住宅建設計画に関する大和自治会の対処ということで議案として取り上げられております。ここで一部、ここを抜粋して読みますけれども、自治会としては、独自に市当局と地域環境維持の観点から折衝を開始し、市川市の風致地区規制において建築物の敷地の植樹など、風致の必要を全く認めない方針の下で指導が行われていることは、法令、条例にも、市のみどりの基本計画に定める風致地区維持の推進にも全く矛盾していると主張しているところであると、このように書かれておりますので、これは御指摘をしておきたいと思っております。

続きまして、本市のこれまでの対応について、どのような対応をされてきたのか、そこも一応繰り返しになりますが、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 本市のこれまでの対応といたしましては、本事業に対して公正中立の立場の下、宅地開発条例に基づく近隣説明や協定締結などの手続及び公共公益的施設の整備などを適正に条例手続を行うこと、また、宅地開発条例の協定が締結されていないことより、工事においては差し控える要請を続けているところでございます。本市といたしましては、今後、事業者と住民の方々が話し合いの場を持つことができるよう、市が間に入って調整を進めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** まちづくり部長、お伺いしました。まず、本市のこれまでの対応についてということで、特に田中市長におかれましては、それこそ5月6日、住民の皆さんの署名ですが、約600集まった署名を受け取っていただいて、様々な対応をされたということに関しましては、地域住民の皆さんは大変感謝されておりました。そこは改めて私からもお礼をお伝えしたいと思います。どうもありがとうございます。

さて、この市の対応ということでありますけれども、公正中立の立場ということをやっているらっしゃると。ただ、それこそ昨日のつちや正順議員の質問の中でも、それをちょっと疑わせるようなこともいろいろとお伺いをいたしております。いずれにせよ、公正中立ということできっかりとやってもらいたいなという思いであります。

この(2)番の問題に関しましては、改めてここで指摘をしておきたいと思っております。この後の質問にも出てまいりますけれども、やはりつちや議員も御指摘をされておりましたけれども、市川市として、それこそ市川市みどりの基本計画、これは第4次アクションプランというのが令和4年2月、今年の2月にこれが出ているんですけども、その中において明確に、これは22ページでございますが、「風致地区の維持」ということで記載をされております。そういった意味で、やはり市としましては、こういったみどりの基本計画を持っていらっしゃるのをごさいますので、緑を守るという部分に関しましては、市としてしっかりとやってもらいたいなと、そういう思いを持っておりますので、ぜひぜひしっかりとやっていただきたいと思っております。

さて、その後、質問を継続していきたいと思っておりますが、今回、(3)といたしまして、旗ざお地の抱える問題についてということで御指摘をさせていただきました。旗ざお地って何ですかという方もいらっしゃると思いますが、まさしく、この八幡5丁目だけではありません。市川市には古い町といいますが、入り口が非常に狭くて、まるで旗ざおのさおのように狭い入り口があって、その先にまるで旗が広がったように土地がある。今回のこの土地も、まさしく旗ざお地ということでございますけれども、この旗ざお地の抱える問題について、市はどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

**○松永修巳議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** お答えいたします。

一般的に旗ざお地とは、道路から細長い通路上の土地の奥に建物が建設される敷地がある土地のことで、このような敷地形状であることから、不特定多数の方が利用する共同住宅などの建築においては、火災など緊急時の避難経路に対する配慮が必要になります。そのため、共同住宅などの建築の際は、建築基準法の規定に基づき千葉県建築基準法施行条例で県内一律に制限しております。建築の制限内容としては、細長い通路上の敷地の長さや建物の延べ面積に応じて一定程度の間口幅の確保を建築の条件として義務づけており、災害時の避難上の安全確保を図っております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 今回、旗ざお地に建築をするということで、より大きな問題になっていると思っております。当然私もこの現場を見ております。以前の様子も分かっておりますが、ここはこういう旗ざお地になっていたんだなというのを初めて私も気がつきましたが、私は、やはり非常に問題として、今工事は止まっておりますけれども、もしここに木造2階建ての建物が建ったと考えると、それこそ火事などが起きたときに、やはりこれは周りにお住まいの方、特に近接、隣の方は非常に心配ではないかと、そういうことを感じました。なおかつ、今回もともとはこの旗ざお地に関しまして、本来であれば、いわゆるアパートのような形であれば、駐車場を3台置くような形にしなければならない。しかし、それが社員寮という扱いになったことによって、この駐車場の3台は必要なくなって、1台あればいいということで、建築面積が増えたと、こういう課題があるわけです。なおかつ

つ、この旗ざお地に関しましては、確かに現在、千葉県においては規制がないんですが、住民の皆さんから、もう既に情報等も流れていると思いますが、例えば東京都などは、今回と同じような条件の場所では、この同じ条件の旗ざお地の場合ですと、同じような、ここで今計画をされたような社員寮という形で22室のお部屋がございますけれども、それは建てることできないということを聞いております。確認も取られているようでございますけれども、そこがやはり大きな課題だと思いますね。特に旗ざお地に関しましては、やはり火事がもし起きたとき、どうなのかなということで、実際この旗ざお地、この立地に、ちょうど入り口のところでございますが、その前の道路は道幅が2.7mしかない。2.7mしかないということは、消防のポンプ車が入ってくることはできない。もし火事等があった場合、ポンプ車はどこかちょっと離れた場所に止めて、そこからホースを延ばして消火に当たる、こういう形にならざるを得ないようであります。こういったことから、地域住民の皆さんは、自治会としましても非常に心配、危惧をされているということがあるのだと思います。旗ざお地の抱える問題に関しましては、この場所だけではありません。市川市内はこういった旗ざお地は、八幡においても、例えば菅野とか真間においてもございますけれども、ぜひこれは大きな問題であるということを市も認識はしていると思うんですけども、御指摘をさせていただきたいと思います。

続きまして、(5)番の説明会の開催についてであります。これに関しまして、市として今まで、これもちょっと繰り返しになる部分はございますが、市の認識をお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

この建築計画につきましては、近隣住民から宅地開発条例に基づく説明会開催の要望により、令和3年7月から6回にわたり住民説明会が開催されております。これまでの説明会で住民から出された主な意見といたしましては、ワンルーム形式共同住宅22戸の計画は八幡風致地区にふさわしくない、事業の十分な説明がなされていない、説明内容に不整合がある、工事車両の通行について、事業敷地の前面が市川市立富貴島小学校の通学路となっており、事前に学校との協議内容である登下校時間帯の自粛が守られていない、そのほかにも、事業敷地内に車の転回スペースがないことによって、配送業者などの車の出入りにおいて事故が心配、開発条例の手続が途中であるにもかかわらず工事着手したなど、事業者や建築計画に対して否定的な声が多くなっております。また、これまで直近の説明会では、住民の事業者に対する不信感が強く、なかなか具体的な説明や質疑応答ができない状態となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。やはり今、部長がおっしゃったように、住民の皆さんが事業者に対する不信感が強くて、なかなか具体的な説明や質疑応答ができなかったとは言っていますが、もうこれは本当に不信の塊になっていると思います。やはり今までの経過を聞いていると不信感を持ってしまって仕方がないなと私も思いました。

そこで、ちょっと再質問なんですけども、住民は説明会の開催日を土日、または祝日にしてほしいと要望してきたにもかかわらず、事業者は度々平日に説明会を開催しているということなんです。特に、例えば4月27日の水曜日10時から12時ということで開催をされたというようなことで、多分市川市は第4回とカウントしていると思いますが、このときは参加者ゼロだったそうですね。ここは昨年の12月5日から、全く事業者側からはなしのつぶてだったんですが、4月20日、1週間前にいきなりメールが届いて、4月27日に開催したいと。それも午前中ということで、平日なんです。住民の方は、土日または祝日にならないかということで事業者と市川市のほうに強くお願いしたんですけど、結局4月27日に行われてしまって、これを第4回としてカウントしていると

ということなんですね。こういったことに関しましては、市はどのように捉えているのでしょうか。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 本市といたしましては、説明会の開催日程について、近隣住民より要請があった場合は、できる限り住民に配慮した上で開催するよう、逐次、事業者伝えてきたところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今、部長答弁あったように、ぜひ住民の皆さんに配慮した上で開催するよう、事業者にも後も求めて、伝えてもらいたいと思います。お願いいたします。

それと、(6)番に進みたいと思います。建築確認申請の状況についてということで、これも先順位の方も質問されていますが、改めて建築確認申請の今回のこの状況について、経過についてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

当該建築物については、民間の指定確認検査機関が令和3年11月11日に申請を受理しました。その後、指定確認検査機関は、建築基準法や千葉県建築基準法施行条例など関係規定の審査を行い、適合していることが確認されたため、12月23日付で確認済書が交付されました。本市では、本年1月5日にその報告を受けております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 経過は一応お聞きしましたが、ちょっと時間もないので……。このことに関しましてはヒアリングでもいろいろと聞かせてもらったんですけども、そのほか、一応確認申請は取れたということですけども、もしまたいろいろと法令的な部分で何か不備があったとしたら、これはどうなるのでしょうかね。ちょっとこれ、部長、お分かりになりますか。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えします。

建築基準法上の不備があった場合は建築として建てることはできなくなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 分かりました。

また、次に行きたいと思います。これが(4)ですね。風致地区条例との関係についてお伺いしたいと思います。この風致地区条例の話は、先ほどもみどりの基本計画の中で少しお話をさせていただきました。住民の皆さんの声を先にお伝えいたしますと、私は実は、すみません。この八幡5丁目に関しましては、都市計画道路3・4・18号の問題もありましたので、実は隅から隅まで八幡5丁目は存じ上げております。その中で、3・4・18号のときも大きな課題となったんですけども、住民の皆さんは、この風致地区の場所に建築の規制がたくさんあると、そして緑化もたくさん、緑をたくさん増やしてくださいと、様々な規制を受けて、それに従ってここの環境を維持してきたということを主張されております。

そういった中で、今回、私が非常に疑問に思うところをちょっと聞かせていただきたいと思うんですが、風致地区条例との関係についてなんですけども、市川市の風致地区条例を、この当該箇所といいますか、既に市でも御指摘をされているところですが、市川市の風致地区条例の第4条の第1項、ここのアというところに、「当該建築物の高さが10メートルを超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効

な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。」と、こういう条文なんですけども、結局、私はここの解釈の仕方が大きく違っていると思うんですね。この解釈に基づいて、以前は、まさしく建築物を宅地造成ではなくて、ただ単に建築物を1回更地にして新たに建てる場合においても規制が非常に厳しかったと。これは、この条文の捉え方なんですけども、問題は、やはり「この限りでない」という文言なんですけど、これはちょっと私、お示ししたいんですけど、法令用語小辞典というものがございまして、ここに「この限りでない」というのがあるんですよ。これをちょっとすみませんけど、読ませていただきますが、ある規定の全部または一部の適用除外を規定する場合に用いられる用語であって、通例、ただし書の結語となる。結びの言葉ですね。国または地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。公職選挙法89の1。また、法律は公布の日より起算して20日を経てこれを施行す。ただし、法律をもってこれに異なりたる施行時期を定めたる時は、この限りにあらず。法令1。そして、また例としまして、国有財産を、所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、国において直接公共の用に供する目的をもってこれをする場合であって、当該財産の価値が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。国有財産法15等の用例がある。なお――ここからが重要ですが、なお、「この限りでない」という用語の解釈としては、例えば、最後の例の場合、このただし書は、「無償とする」という意味であるか、「有償とすることを要しない、したがって有償とすることも必ずしも違法ではない」という意味であるかという疑問が生じ得る。本来「この限りでない」という用語は、本文の規定を打ち消すだけであって、積極的な意味を持たないと見るべきであろうから、積極的な意味を持たせるためには明示的に規定すべきである。もしこの場合に「無償とする」ことが趣旨であるならば、それを明らかに表現することが望ましい。なお、1つの文章で2つの事柄を規定する場合に、そのいずれか一方についての除外例を規定しようとするときに「この限りでない」という用語を用いるときは、それがいずれの事柄の除外例であるかを明らかにする必要があることは言うまでもないと、こういう説明になっているんですね。この条文の、要は使い方、「この限りでない」ということを適用しますと、これは決して当該建築物の高さが10mを超えないことだけでなく、それ以下のことをきちんと守るべきですよと、そういう捉え方となるべきなんですけど、それに関しまして、どのように解釈をいたすんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 ただし書の適用についてでございますが、当該基準は建築物の高さを規制するものがありますが、このただし書は高さ10mを超えられる場合の特例措置として定めているものであります。ただし書には、周囲の風致と著しく不調和とならないこと、かつ、風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合に、この限りではないとされており、双方を満たすものであれば10mを超えることができると解釈するものであり、10mを超えていない建築物まで適用するものではございません。当該社員寮の建設は、高さ10m以下の建築計画であることから、当該基準に適合するものであり、ただし書の適用を受けるものではないと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今、水と緑の部長の答弁をお伺いしました。また、元に戻ってしまったという感じで、やはりもう完全に解釈の仕方が違うのかなと。ただ、やはり今、部長がおっしゃいましたけども、その解釈の仕方だと、今まで過去この場所に、風致地区にお住まいになっていた方が、例えば新しく建物を建てたりとかしたときに様々な御指導を市から受けていたそうでございますよ。そういったことで、それこそ住民の方から資料も、この資料には何も書いてございませんけれども、コピーをいただきました。例えばこれなんかは、これは千葉県

条例のときでしょうね。風致地区内行為許可書ということで、これは平成10年3月26日付で申請のあった八幡風致地区内行為については千葉県風致地区条例第2条の規定により許可するか、それと、あとは、これは平成17年ですね。このときはもう条例ができていますから、市川市ですね。同じようなことが書いてございます。これをそれぞれ御提供していただいた方は、建物が別に普通に宅地ですよ。開発を必要としないところ、更地のところに新たに新築する場合においても、風致地区の非常に様々な、これを守ってください、こうしてくださいということを市から指導されて、それで建てたということでもあります。それが問題は、なぜか突然に解釈の仕方が変わってしまって、そういった意味では、今、私もここ最近、八幡5丁目に行っていなかったのですが、改めて今回、八幡5丁目のかいわいをいろいろ見させてもらったら、最近できている建物に関しましては非常に緑化に関して等、まさしく風致を守ることに関してはかなり緩くなっているなど、そういう印象を得たわけがあります。この解釈に関して大きな隔たりがあるのかなと私は捉えます。水と緑の部長、御意見いかがでしょうかね。ございますでしょうか。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 市川市風致地区条例では、宅地の造成等を行う場合は緑化が必要となりますが、八幡5丁目風致地区の社員寮建設地につきましては、従前より宅地であり、切土、盛土のような造成が伴わない建築物の建築に該当することから、緑化の規定はございません。この考えにつきましては、県条例であったときから変わりがないということでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 多分これはもう押し問答になっちゃって、これ以上進まないと思いますので、これでやめますが、いずれにせよ、住民の皆さんというのは、もう長年ここに住んでいらっしゃる方でございますので、過去の歴史、地域の歴史というのは、お住まいになっている住民の皆さんが一番よく分かっているんですね。そういった意味では、やはり住民の皆さんの声をしっかりと聞いていただきたいと思っておりますし、この条例の条文の解釈の問題に関しましても、やはりきちんと検証をしていただきたいと、私から要望させていただきたいと思っております。

いずれにせよ、市長におかれましては住民の皆さんの声をいろいろと聞いていただきまして本当に感謝いたしております。いずれにせよ、私も住民の皆さんの代弁者ということで、今日お訴え、お話し、質問をさせていただきましたけども、市としてはきっちり対応してもらいたいと。特につちや議員などもおっしゃっていましたが、非常に事業者寄りではないかと、そう思われている住民の皆さんもたくさんいらっしゃいますので、まさに公正、そして中立の立場でしっかりと取り組んでもらいたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 大場諭議員。

○大場 諭議員 公明党、大場諭の一般質問を行わせていただきます。

通告に従いまして、初めに地方自治法第150条、内部統制における本市の現状と今後について。

これは自治法の150条1項では、都道府県、そしてまた政令市の市長は、財務に関する事務などの適正な管理及び執行を確保するための方針を定める。これは1項について、2項については、政令指定都市の市長を除く我が市においては努力義務というふうになっております。そこで、そうした前提も当然含めて御質問させていただきます。

内部統制の構成要件、要素とされるものの中でも、リスクの評価と対応は、その中心をなすものであり、実務

の対応としても、この要素を中心に据えて、具体的に目に見える形にして取り組む必要があります。2020年9月29日に私が行った一般質問に対し、次のように答弁いただきました。「本市における独自の内部統制制度として幾つかございます。まず、6つの基本的要素のうち、リスクの評価と対応に関するものとしたしましては、財務事務に関する法令違反や事務ミスなどのリスクの発生を抑えるため、契約や入札に関するマニュアルなど全庁に共通する財務に関わる事務マニュアルを整備しており、執行に際しては契約課や会計課が法令やこのマニュアルに沿った事務が行われているかどうかの審査を行うことで、適正な事務の確保に努めているところであります。また、これらの事務マニュアルはP D C Aサイクルによって業務の検証を行いながら、新たな手順を加えたり、必要な改善点を改めるなど随時見直しを行っているところであります」とのことです。

そこでお伺いいたします。本市は内部統制のうち財務事務の契約、入札に関する事務マニュアルを整備したとのことですが、この点について、①リスクをどのように定義されるのか、②市の組織の目的は何としているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市では、市独自の取組として、リスクを識別した財務事務に関する事務マニュアルを整備しています。入札、随意契約事務マニュアルにおいては、不適切な契約方法、不適切な価格での契約、不適切な入札、不適切な契約書などをリスクとして識別しているところです。なお、地方自治法に基づく内部統制制度は導入しておりません。

次に、組織目的についてです。本市を含む地方公共団体の組織目的は、地方自治法に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると認識しています。なお、財務事務に関する事務マニュアルは、各事業目的を達成できるよう、法令などを遵守し、効率的かつ効果的な業務遂行のために整備したものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。本市は独自に取り組んでいるということですが、確認でございますけれども、今御答弁いただきました本市の組織目的は、住民の福祉の増進を図るということですが、内部統制のガイドラインで、リスクとは、組織目的の達成を阻害する要因とされております。本市においても、リスクの識別は住民の福祉の増進を図る、この達成を阻害する要因と理解してよろしいでしょうか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたリスクは、契約行為において想定される事象となりますが、こうしたリスクが最終的には組織目的を阻害するものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 くどく御質問しましたが、これは今回の150条においても、その前のこれに至るまでに第31次地方制度調査会の中で、特にリスクの定義については、住民の福祉の増進を図る、それを阻むものについてというふうに何度も定義を繰り返されております。ですから、リスクとする場合、私たち議員に課せられたところは、そこをチェックさせていただくということでございます。これについては承知いたしました。

では、次の質問で、イとして、リスクを評価してその対応を行うには、リスク識別と評価を行い、必要な対応策を決定することが望ましいと考えますが、財務事務の契約、入札における委託業務——業務委託というふうにごこの後、答弁があると思いますけど——の場合についてお伺いいたします。

この業務委託、委託業務ですね。契約、入札において、リスクの識別にはどのような方法を取っているのか。例えば一般的ですけども、シナリオ分析、それから、シナリオに基づいてディスカッションを職員でしてチェックリストを作成し、そこから様々な部署にアンケートを取ったりして行っていく。そして、そのツールとして業務フローであったり業務記述書、そしてまたRCM、いわゆるリスク・コントロール・マネジメントといった手法があるわけですけども、どのような手法をもって本市は行われたのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市では、過去に生じた事例や想定される事象を基に主要なリスクを識別しております。このリスクを基に業務の流れを文書化したマニュアルや、視覚的に表した業務フロー図を整備し、適切な事務の遂行を図っています。なお、審査において疑義が生じた際には、予算担当課と審査部門で、この部分は御指摘のディスカッションに当たるかと思いますが、協議を行い、決定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。御答弁いただきました。リスクについてどういうふうに洗い出していくかということでしたけど、今御答弁あった中で、視覚的に表した業務フロー、この業務フロー図が、他市においては進んでいるところによっては、どこの作業や工程にリスクがあるのか明記をされているところがありますが、本市においてはどうなのか。

2点目として、再質問ですけども、審査において疑義が生じた際は予算担当課と審査部門で協議して決定することですけども、審査チェック部門とはどこの部門になるのでしょうか、再質問としてお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

業務フロー図はリスクを想定し策定しておりますが、リスクとして特に明記はしておりません。

次に、審査部門についてでございます。審査部門とは、仕様書の作成について技術管理課、予算の執行については財政課、契約については契約課、検査については技術管理課、支出については会計課となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。そこまでやっていらっしゃるということで、今後は業務フロー、業務記述書等を基に、他市で取り組んでいるのは、例えば姫路市ですと職場のリスク点検シート、これはそれぞれの業務におけるリスクの洗い出しを行い、その発生頻度と影響度に応じたリスクの評価を行い、その対応策の検討に結びつけている。こうした職場リスク点検シートを作成している自治体もありますので、これを参考に、ぜひともさらに取り組んでいただきたいというふうに要望して、終わります。

次の質問でございます。再質問として、可能な限り契約、入札のリスク識別と評価を行い、必要な対応策を決定することが望ましいと考えますが、この再質問として3点についてお伺いいたします。

契約どおりに履行されないリスクがありますが、それにはどのように対応するのか。これについては、入札参加資格、地方自治法施行令の167条、それから自治法の232条とかでは契約相手方の選び方を規定しております。これについてはどのように対応しているのか。

2番目として、入札における不正、例えば入札価格の漏えいリスクにはどのように対応しているのか。

3番目として、履行されないリスクとして、私を知る過去に業務委託した業者が契約どおりに業務を行わず、住民の福祉に大きな影響が発しました。このようなことが起きておりますけれども、3点目としては、どのよう

に業者選定を行っているのか、以上、3点についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

初めに、契約どおり履行されないリスクへの対応についてです。本市の入札への参加資格要件は、入札参加業者適格者名簿に登載されていることを原則としています。この名簿は、千葉県電子自治体共同運営協議会と本市との2段階での審査を経て、入札参加業者として適格であると判断された事業者のみが登載されております。業務の履行に当たっては、予算担当課の職員が監督を行い、業務完了後には適正な履行がなされたかを確認します。加えて、契約金額が500万円超の案件では、予算担当課以外の検査員が、期間内に業務が完了し契約書や仕様書のとおり業務が履行されているかを検査します。こうした一連の検査が終わっていることを会計課で審査した上で、受託者に対し支払いを行います。なお、契約を締結する際に確実な履行を担保するため、契約保証金制度を導入しております。

次に、入札情報の漏えいリスクへの対応についてです。予定価格や参加業者情報の漏えいは、官製談合防止法に違反となり、刑罰が科せられる場合もあります。財務事務に関する事務マニュアルでは、これらの法令違反を取り上げ、関与した職員は処分などを受けることを周知しています。あわせて、コンプライアンスに関する研修も実施しております。

最後に、業者選定におけるリスクの回避についてです。仕様書における曖昧な表現などのチェックを技術管理課で行い、その上で、入札参加資格要件として高度な技術を要する契約や難易度の高い契約においては、配置技術者や実績などを付すことにより業者選定における契約不履行のリスクを回避しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。では、この②についてはまとめます。契約不履行の際のペナルティ一、今幾つか挙げていただいております。何よりも住民の福祉に影響を及ぼさないように、契約以前に業者の見極めをつける仕組みを構築すべきだと思います。履行できなかった後のことについて、いろいろ罰とかありますけれども、実際に住民に被害が出てからでは、契約をした市に、やはり市民から様々な要望が出てくるわけですから、入札以前に業者選定をきちっとすることが望まれるところです。この自治法改正の中でも、特にこれから限られた資源、それは人的資源において、いわゆるアウトソーシング、外部資源の活用が、これから行政サービスの市民への提供の中で問われてきますが、いかに外部の資源を使って市民へのサービスを向上させていくか。これにはやはり、いかに業者に対するリスクを洗い出してコントロールするか、これが問われております。ですから、ここはやはり契約、財政部門からというこの法律ですので、聞いたわけでございます。どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

それでは、イの②リスク評価にはどのような手法を用いているのか。リスク評価は発生可能性と影響度等、一定の基準を基に指標化して評価しているのでしょうか。例えば識別、分類したリスクについて、契約、入札でのリスクが生じる可能性及びリスクがもたらす大きさを分析し、契約、入札でのリスクの重要性を見積もることとなるとは思います。本市としてはどのようにされているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市ではリスクを指標化はしておりませんが、当該リスクが生じる可能性や、リスクがもたらす影響の大きさを分析し、リスクが相対的に高いものについては重点的に対応しております。例えば入札事故など影響度が高いリスクについては、入札に特化したチェックリストを作成し、対応しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。見積もったリスクの重要性から照らして対応策を講ずるべき。そしてリスクかどうかを評価する。これについても重要性のある優先順位からということになるかと思えますけれども、それについては取り組まれているというふうには認識しておりますが、さらに強化をお願いしたいと。

これについては終わります。

次に、③の適正な事務が行われているかの審査はどのように行われているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

適正な事務の審査は予算の執行段階や契約締結前、履行確認後の支払いなど、各段階に応じて審査部門が業務フローやマニュアルに基づき実施しています。設計金額50万円超の業務委託における庁内手続では、仕様書は当該業務のリスクを踏まえ予算担当課が作成し、その後、技術管理課において仕様の内容や設計金額をチェックしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。ここの適正な事務の審査の体制が取られているということですが、その審査部門というのは、先ほども出てきておりますけれども、ここでいう審査部門はどのような部門でしょうか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

審査部門とは、リスクの識別と同様に技術管理課、財政課、契約課、会計課となります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 分かりました。ありがとうございます。理解しました。

では次に、最後になります。④P D C Aサイクルが適正に機能しているか、組織的モニタリングはどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

日常的なモニタリングは、審査部門において通常業務の一環として実施しています。例えば、契約課では入札事故が生じたときや年度末に現行のマニュアルなどが有効かを点検し、必要に応じて改善しております。また、組織運営上の問題など、より広い視野からの評価や改善については、外部委員で構成する市川市入札監視委員会がその任を担うこととなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。P D C Aサイクルは通常業務の一環として行われていると。今御答弁の中では、私も初めてというか、ちょっと認識不足でしたけれども、独立的評価というのがあって、市川市入札監視委員会がその任を担うというふうにございました。この市川市入札監視委員会を構成するメンバーと役割について教えてください。再質問です。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市川市入札監視委員会は、弁護士資格を有する方、公認会計士及び税理士資格を有する方、大学教授の方の3名で構成され、入札や契約手続の透明性及び公平性を確保するため、建設工事などの入札や契約状況、落札者決定の経緯などについて審議し、市長に意見を述べる、こうした役割を担っております。また、建設工事などの成績評価に関する事業者側からの苦情等について、市長の諮問に応じ審議し、答申を行う任務を担っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。分かりました。理解できました。

じゃ、最後にまとめます。第31次地方制度調査会、これはガバナンスの在り方、いわゆる地方公共団体は人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている、2点目としては、住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正の確保の要請がある、そして、これについては市長、監査委員など、そして議会、住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを生かして事務の適正を確保することと定義をされている。それに従って今回質問をさせていただきました。本市においては努力義務となっておりますが、やはり50万人近い本市として、市民が求めるものは、やはり住民の福祉の増進、これについてどういうふうに取り組まれているかということだと思います。それが、やはりきちっと体制として整っているか、そこは今後問われると思いますので、本市としても、この内部統制については取り組んでいただきたいと要望して、この質問については以上で終わります。

それでは次に、次の質問、自治体の公益通報者保護についてお伺いいたします。内部通報制度、内部からの公益通報に関する制度についてお伺いいたします。

まず、(1)ですけれども、市川市職員等からの通報等への対応手続に関する要領が令和3年4月1日に施行されているが、その前身である要領の規定から改めた項目と改めた理由についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

初めに、改正理由についてであります。本市の内部通報制度につきましては、公益通報者保護法の施行を受け、平成21年4月に要領を制定し、運用をしております。この要領は、相対的に見て法の趣旨に沿ったものではありましたが、平成29年に消費者庁から示されたガイドラインに沿うことが、より一層通報者の保護と法令遵守の推進となり、制度の実効性が高まることになることから、令和2年12月定例会での御質問者の御指摘も踏まえ、令和3年4月に全部改正し、市川市職員等からの通報等への対応手続に関する要領を施行しているところであります。

次に、主な改正項目につきましては3点ございます。1点目は、内部通報体制の整備であり、総括通報等責任者として総務部長を、また法令遵守責任者として人事課長をそれぞれ充て、通報窓口を人事課に設置いたしました。2点目は、通報者の範囲の拡大であり、それまでの職員や委託業者などの市の職務に従事している者からの通報に加え、退職した職員や市民からの通報、さらには匿名での通報も対象といたしました。3点目は、通報者保護の徹底であり、通報等の秘密保持や通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないことを明確に規定いたしました。

以上であります。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 総務部長、ありがとうございます。主に3点の改正がなされたとのことでございます。1点目は内部通報制度の整備、体制が取られた。私もフロー図を見ましたが、しっかりとできているということは理解

できます。2点目は通報者の範囲、これは退職した職員、市民からの通報、それから匿名、これについても受けるといことが明記された。3点目が特にこの公益通報に大事なところですけども、通報者保護の徹底であり、通報などの秘密保持を行ったという、要するに通報者の不利益な取扱いをしないことを明記されている。この3点目は特に重要です。この改正前の要領第6条には、内部通報を行う者の責務と、責務になっていました。これは私が指摘をさせていただいておりますが、内部通報者に対する責任を強調されているように見え、内部通報者の保護については条文がありませんでした。これが今回、通報者の保護を明記されたことは大変重要なことであり、公益通報保護法の意味を、この要領によって初めて生きてきた、本市としても導入することができたのかなというふうに高く評価をいたすところです。

それでは、次の質問に移ります。通報窓口を総務部人事課とする理由、外部窓口、弁護士などにしない理由について伺います。また、フローを見ますと、総務部長が通報の受理、不受理の判断を行うとされておりますけども、法的に難しい場合など、総務部長が判断をするということは、通報した側にとっても疑問を持つ場合もありますし、また、総務部長がこの重さをしようということも、私は職員がしようということも、皆さんはもう管理職ですけども、実際には職員がその前段階に受けたりしていますので、やはりそれは重過ぎるんじゃないかと思えます。法的判断、これは外部、そういったときにはどうするのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

通報窓口の設置につきましては、ガイドラインで全部局の総合調整を行う部局、またはコンプライアンスを所掌する部局等に設置するとされていることを踏まえ、庁内で発生する事故、不祥事について報告を受けている人事課を通報窓口といたしました。また、ガイドラインでは、組織の内部に設置した通報窓口に加え、弁護士等の専門家を配置した外部窓口の設置に努めるものとされております。このことから、令和3年4月の要領の改正時に導入を検討いたしました。千葉県内で外部窓口を設置している自治体は少なく、また、設置をしている自治体においても受付実績がほとんどなかったことから、設置を見送ったものであります。引き続き導入効果等を検証しながら検討してまいります。

なお、通報の受理、不受理など法的判断が難しい場合には、必要に応じて本市の顧問弁護士に相談をしております。

以上であります。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。これについてはまとめますが、人事課の窓口を設置をしたということは理解できますが、外部窓口を設置しない理由については、これは特にこの制度をリードしている調査会の中では、やはり匿名の確保と同時に信頼できる外部の通報窓口がないと、なかなか通報というのは増えていかないだろうというのは指摘しており、また、それには確かにスキルであったり経験値も必要なので、すぐに弁護士を窓口になれば、外に置けば解決するという問題ではないというふうには、今言われたように千葉市の事例だとか、既に外部窓口を設けているところでもなかなか通報件数が上がらないというのは、実態とどのぐらいかけ離れているか分かりませんが、やはり少し課題がある。ただし、通報する側からすると、同じ職員に通報するというのはハードルが高過ぎますね。ですから、引き続き外部窓口、通報窓口の設置を要望しておきたいと思いません。

これはついでに、(2)については以上で終わります。

最後に、内部通報制度の周知の現状と今後についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

内部通報制度の周知につきましては、令和3年4月の要領の改正の際に、要領と公益通報フローを全職員宛てにメール配信するとともに、全ての職員が使用するシステム上に掲示し、いつでも閲覧をすることができるようにいたしました。また、市の公式ウェブサイトにおいて制度の概要と要領を公開し、年度ごとの受付件数についても公表しております。なお、令和3年度の通報の受付件数は4件となっております。今後につきましては、引き続き全職員宛てに定期的なメール配信を行うなど、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。前回質問したとき、既に以前の改正前の要領ができて10年たっていました。10年たってゼロ件だった。今回、令和3年度、通報件数が4件だったと。10年間ゼロだったのが、この3年のときには4件あった。これは、やはり改正された後ということになれば、改正して、要するに通報者の保護が明記されて、通報した者の不利益がない、もしくは匿名でできるということ、これがやはり大きな成果となっているのかと思います。引き続き周知はぜひ行っていただきたいと思ひますし、これについては内部統制制度の要素の中の4番目、情報と伝達、やはりこれは市として内部統制、ガバナンスとしての機能、きちっと様々な情報が上がってくるという仕組みをどれだけつくって、また、これを運用していくかだと思ひますので、引き続きのさらなる制度の向上をお願いしたいと思ひます。

この質問については以上で終わります。

では、最後、道路行政についてお伺いします。

千葉県道9号船橋松戸線の市川大野駅前から市立第五中学校入り口間の歩道の安全対策について。県道9号船橋松戸線、この安全対策、私は2014年9月の定例会、ここで初めて質問を行わせていただきました。以来何度も質問を行ってきましたが、その際、市の職員の方と県の土木の方と、約2kmにわたってこの危険箇所の総点検を行いました。その際も要望を上げておりますが、この市川大野駅前北側から五中入り口の歩道の安全対策のその後の進捗状況についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

県道船橋松戸線につきましては、本市の北東部地域の柏井地区やJRの市川大野駅周辺地区を経て松戸市に至る道路で、千葉県が管理しております。この道路は市川大野駅前の市道0128号に接続し、通勤通学の経路として多くの方に利用されている道路となっております。道路の現況といたしましては、同駅前から五中入り口バス停までの区間は大柏小学校の通学路に指定されておりますが、一部区間で歩道がないところもあり、歩行者の安全性が懸念されているところでございます。この道路の整備については、道路管理者である千葉県により市道0128号との接続箇所から本光寺前交差点までの区間について、歩道の拡幅整備が進められております。現在の整備状況について千葉県に確認しましたところ、用地取得は面積ベースで5割を超えた状況であり、今後も未契約の地権者に対しては、引き続き用地取得交渉を継続していくとのことです。また、今年度についても、用地取得に向けて地権者と接触していく予定で、用地を取得した箇所から順次、歩道整備を実施していく方針ということがあります。一方、本市の対応としましては、平成30年2月定例会において、千葉県に対し整備中の区間の早期完成と本光寺前交差点から浄光寺幼稚園前までの歩道拡幅を求める内容の請願が採択されましたことから、意見書を提出しております。また、請願以外にも同区間の整備要望はこれまでも行ってきておりますが、今後はその先の五中入り口バス停付近までの区間を含めた整備要望を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。ニュアンス的には少しずつ進んでいるかのように感じておりますが、全体ということになりますとなかなか進まないと思うんですけども、特に再質問として、この間、今質問した範囲の中で、さらに一番危険なところが、市川大野駅から北側に坂を上る途中に交番がありますけども、その交番側のほう、坂を上がっていくと十分な歩道の幅がありません。危険な70cmぐらいですか。それも蓋架け歩道というか、ここの地域については、特にこの地域は新築戸建ての建設が進んでいるため、人口も急増で、朝の通勤時はかなりの人がおり、乗降者、要するに利用する、電車に乗る人の人数だけで、これは公式に、JRだと思えますが、約9,300人近くの方が日にある。降車客は含まれておりません。この地域、また千葉県の県立特別支援学校として市川大野高等学園の生徒がこの道路を通ります。歩道の狭いところを多くの生徒が通ります。小学校についても大柏小学校、今ありました五中があります。本当に危険で、私も毎日のようにこの地域を通るわけですけども、いつ事故が起こるか心配であります。車で通る際も、歩道側の縁石ぎりぎりに通過しないと、ここは通れないというところなんです。その箇所ですが、早期の整備が必要と考えますが、本市の考えをお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

御指摘の箇所は歩道の幅員が約70cmと狭く、通勤通学の方だけでなくベビーカーなどの通行も不便な状況であると認識しております。本市といたしましては、歩行者の安全確保に向け、道路管理者である千葉県に対し、早期整備の実現について継続して要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 県道ですので、本市のできることは限られるとは承知しております。この特に狭いところは地権者がおり、地権者との交渉がなかなか進まないという報告は、私も葛南土木から聞いております。この箇所について、市からも何度か聞いていただいておりますけども、地権者との交渉状況というのは私たちに教えていただくことはできますか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

当該箇所の地権者との交渉状況につきまして、事業主体である千葉県葛南土木事務所に確認しましたところ、個別の地権者との交渉状況については、今後の交渉に影響が生じるおそれがあるため答えられないとの回答でございました。なお、直近の進捗状況につきましては、令和3年度に用地を1件取得しており、未契約の地権者に対しては引き続き用地交渉を継続していくとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。私もこの質問を行うまでに、当然本市、市川市ができることは限界があるというのは承知しておりましたので、私ども公明党の県会議員を通して、県のほうに強力に、強烈に働きかけを行ってまいりました。それでようやく進捗状況が出てきたということですけども、ここは本当に危険ですので、私は引き続き私ども公明党の議員のネットワークを使って進めてまいりますつもりです。市のほうも引き続きできることは何かを考えていただき、ぜひ市民の命を守る道路の行政をしていただきたいというふうに強く要望いたしまして、私、大場諭の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○松永修巳議長 これをもちまして一般質問を終結いたします。

○松永修巳議長 日程第3発議第2号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第4委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第5委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○松永修巳議長 お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年6月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後2時44分閉議・閉会

令和4年6月22日

市議会議長

松永修巳様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第1号	市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第2号	市川市税条例等の一部改正について	可決	原案妥当
議案第5号	市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当

令和4年6月22日

市議会議長

松永修巳様

健康福祉委員長 石原みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第3号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第7号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	原案妥当

令和4年6月22日

市議会議長

松 永 修 巳 様

環境文教委員長 宮 本 均

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第4号	市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第9号	指定管理者の指定について	可 決	原案妥当

令和4年6月22日

市議会議長

松 永 修 巳 様

建設経済委員長 大久保 たかし

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第6号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第8号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	可 決	原案妥当
議案第10号	市道路線の認定について	可 決	原案妥当
請願第4-2号	国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願	不 採 択 (賛成少数)	願意不適當

令和4年6月30日

市議会議長

松永修巳様

懲罰特別委員長 細田伸一

委員会審査報告書

本委員会に付託された「つかこしたかのり議員に対する処分要求の件」について、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

1 「つかこしたかのり議員に対する処分要求の件」について

(1) 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

(2) 懲罰処分の種類及び内容

4日間の出席停止

(3) 理由

令和4年6月29日の会議におけるつかこしたかのり議員の発言は、越川雅史議員を侮辱し、その名誉を棄損するものであって、つかこし議員に対する懲罰としては、4日間の出席停止が相当である。

閉会中継続審査申し出書

(令和4年6月定例会)

○環境文教委員会

請願第4-1号

携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○行徳臨海部に関連する特別委員会

行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について

○中核市移行に関する特別委員会

中核市移行に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 国際交流について
- 2 人事管理について
- 3 男女共同参画について
- 4 総合計画について
- 5 行政改革について
- 6 行政組織について
- 7 広報広聴について
- 8 財政運営について
- 9 契約及び工事検査について
- 10 情報政策について
- 11 ボランティア支援事業について
- 12 消防行政及び危機管理対策について
- 13 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 スポーツ振興について
- 3 環境保全、公害対策について
- 4 ごみ対策について
- 5 し尿処理対策について
- 6 学校施設及び管理について
- 7 教育振興対策について
- 8 生涯学習について
- 9 保健体育について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長 松 永 修 巳

市川市議会副議長 大 場 諭

市川市議会議員 鈴 木 雅 斗

” 加 藤 武 央

令和4年2月市川市議会定例会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
本 文 68 ページ 37 行目	旧漁港	9 漁港